

施策を取り巻く現状

1. 医療の質向上に資する体制整備の現状

・医療の質を向上させるため、平成22年度から医療の質の評価・公表の取組を行う病院団体を支援することで、約千の病院が取組を行うようになった。しかしながら、データ収集の負担、医療の質の向上活動を担う中核人材不足を理由とした参加病院数の伸び悩み、団体間での臨床指標やその定義のばらつきなどが課題となっている。これらの課題を解決するため、「医療の質の評価・公表等推進事業」により、医療の質の評価・公表に積極的に取り組む病院団体等の協力を得ながら、「医療の質向上のための協議会」を立ち上げ、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、臨床指標の標準化、臨床指標の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制の整備を図っている。

2. 歯科口腔保健に関する施策の現状

・骨太の方針2023において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進等の歯科口腔保健の充実や、歯科専門職の人材確保を含めた歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むことが盛り込まれた。
・口腔の健康の保持・増進は健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすが、う蝕の罹患状況等の歯・口腔に関する地域格差等が指摘されている。

3. 助産師就業の現状

・就業助産師の人数は増加傾向であり、令和2年末現在で37,940人（衛生行政報告例）となっている。
・医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスク・シフト/シェアの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要である。

4. 新専門医制度の現状

・新専門医制度における基本領域の新規専門医認定数は、令和3年度が3,962人、令和4年度が7,159人、令和5年度が7,376人（日本専門医機構調べ）となっており、増加している。
・医療の専門分化・高度化が進み、臓器別・疾患別専門医の育成が進む一方で、高齢化が同時に進行しており、地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる医師の養成が求められている。
・経済財政運営と改革の基本方針2019を踏まえ、大学医学部において、「地域を診る医師」としての役割を担う総合診療医を養成・確保するための拠点（総合診療医センター（仮称））を整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を継続的に支援するための事業（「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業」）として令和2年度に予算を確保した。当該事業に応募があった大学から企画競争による総合評価によって6大学（秋田大学、福島県立医大、新潟大学、福井大学、三重大学、鳥根大学）を採択し、令和2年9月から事業に着手し、令和3年には大分大学が、令和5年には広島大学が採択され、8大学となった。

5. 外国人患者の受入れの現状

・訪日外国人は、令和元年までの増加の推移（3,188万人（令和元年））を経た後、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少していたが、令和4年10月の水際対策の緩和に伴い、再び増加が見られ、また令和5年5月の5類感染症への移行に伴い、今後も更なる増加が見込まれている。
・在留外国人についても、約342万人（令和5年末時点）と増加傾向にある。

6. 病院経営管理及び持分なし医療法人への移行計画の現状

・高齢化の進展に伴い患者の疾病構造が変化の中で、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善など「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」のため、それぞれの医療施設においても様々な課題に取り組む必要がある。加えて、近年では、新型コロナウイルスや物価高騰の影響など、医療施設の安定的な経営を継続していくには難しい状況がある。
・「持分なし医療法人」への移行計画の認定制度は、平成26年の制度創設後も累次の期限延長や税制措置の拡充、認定要件の見直しが行われており、令和6年3月31日までに1,904法人が持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行している。

7. 女性医師等の就業継続及び復職支援の現状

・医師国家試験合格者に占める女性の割合は近年全合格者の約3分の1となっており、その結果、年々女性医師数は増加し、女性医師の割合も2000年は14.4%であったが、2010年は18.9%、2020年では22.8%と急激に伸びている。一方、女性医師は出産や育児等のためキャリアを中断したり労働時間が短くなる傾向にある。

8. 人口動態の変化を踏まえた医療提供体制の現状

・いわゆる団塊の世代が2022年から後期高齢者（75歳以上）となることから、2025年に向けて、高齢者、特に後期高齢者の人口が急速に増加し、その後も2040年頃まで、65歳以上人口の増加が緩やかに続く。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降もさらに減少が加速する。
・2025年から2040年にかけて、主に都市部では65歳以上人口の増加が見られる一方で、65歳以上人口が減少する都道府県が発生する。
・こうした人口動態の変化が進む中、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の6事業については、患者や住民が安心して医療を受けられるようにするため、これらに対応した医療提供体制の構築が求められている。

9. 在宅医療・介護連携の現状

・2025年は団塊の世代が全て後期高齢者となる年。さらに、今後、団塊の世代が85歳以上になっていく中で、認知症の方を含め医療・介護の複合ニーズを持つ方が増え、訪問診療を利用する方が増えることも見込まれる。一方で、2040年に向けて生産年齢人口が急減することも踏まえ、患者がそれぞれの状態にふさわしい医療・介護サービスを受けられるよう、医療・介護サービスの提供体制を一体的に整備していくことが必要。

施策実現のための課題	1	データ収集の負担や団体間での臨床指標やその定義のばらつきなどが課題となっている。
	2	口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差(地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。)を縮小させる必要があり、そのための生活習慣の改善や社会環境の整備等が求められている。
	3	助産師は病院に偏在しており、多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難になっている。分娩を取り扱う医療機関の減少等により、助産所と連携して妊産婦の異常に対応する医療機関の確保が困難になっている。
	4	新専門医制度においては、地域医療や医師のキャリアに対する配慮を行いながら、質の高い専門医の養成が求められている。卒前教育から卒後のキャリア支援までを行う一貫した指導体制の確立による、総合的な診療能力を持つ医師の養成が求められている。
	5	外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、国内の医療機関において、外国人患者の受入環境整備が不可欠である。
	6	少子高齢化による医療保険制度の持続可能性が問われている近年において、医療施設は地域において医療サービスを安定的に提供し続けることが求められている。
	7	出産・育児等によりキャリアを中断せざるを得ない場合等があり、卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下するため、女性医師のライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。
	8	少子高齢化の進展に対応するため、地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化・連携により質の高い効率的な医療提供体制の構築が課題となっている。
	9	高齢化の進展に伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護を一体的に提供できる体制が求められており、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっている。

達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
目標1 (課題1)	医療の質向上に資する医療の質評価・公表等の推進	各医療機関が診療を行っている医療の質に関する情報を全国的に収集・分析し、分析結果等を公表することは、医療の質を向上させるために、非常に有益であると考えられるため、国においてもその取組を推進する必要があるため。
目標2 (課題2)	地域の実情に応じた歯科口腔保健施策の推進	今後の歯科口腔保健施策は、口腔機能の維持・向上や回復、歯科疾患等の予防、重症化予防に対する取組が求められているが、各地域における人口構成や歯科疾患の状況を踏まえつつ、歯科口腔保健に係る歯科医師等歯科医療専門職種や歯科医療機関等の役割の明示・分担を図り、他職種や他分野との連携体制の構築状況等の地域の実情に応じて進めることで、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を図る必要があるため。
目標3 (課題3)	助産師出向の推進、助産所と連携する医療機関確保の推進	医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設の確保、助産実践能力の向上のため、都道府県単位で協議会を設置しマッチングを行うことで、病院・診療所・助産所間での、助産師出向を推進する必要があるため。助産所における安全性確保のためには、連携医療機関確保を推進する必要があるため。
目標4 (課題4)	地域医療に配慮した専門医養成の推進、総合診療医センターの設置の推進	地域において良質な医療を提供するためには、質の高い専門医を養成する必要があるため。総合的な診療能力を持つ医師の養成を推進するためには、卒前教育から卒後のキャリア支援までを行う一貫した指導体制を確立する必要があるため、拠点となる総合診療医センターの設置が必要であるため。
目標5 (課題5)	外国人患者の受入れ環境の整備の推進	外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療機関を含め地域全体として、外国人患者の受入環境を整備する必要があるため。
目標6 (課題6)	病院経営管理指標等の医療施設への提供による医療施設の経営改善にかかる自助努力支援や持分なし医療法人への移行の促進	少子高齢化による医療保険制度の持続可能性が問われている近年において、医療施設は地域において医療サービスを安定的に提供し続けることが求められているため。
目標7 (課題7)	女性医師の就業の推進	卒後概ね10年目から20年目にかけて、女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下することから、就業継続及び復職の支援等が必要と考えられるため。
目標8 (課題8)	医療計画に基づく医療提供体制の構築	地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることが必要であるため。
目標9 (課題9)	在宅医療・介護連携の推進	増大する慢性期の医療・介護ニーズに対しては、在宅医療を含め、医療・介護のネットワーク全体で対応していくことが必要であるため。

達成手段2		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(3)	8020運動・口腔保健推進事業費 (平成25年度)	8.3億円	11.5億円	12.3億円	3.4	地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健医療施策を進めるための体制の確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成、歯科口腔関連調査研究及び医療・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。	001970 001971 001972
		4.3億円	6.7億円				
(4)	就労世代の歯科健康診査等推進事業 (旧: 歯科健康診査等推進事業) (平成30年度)	3.5億円	5.4億円	5.7億円	3.4	就労世代の歯科健診の受診率向上に向け、効果的な歯科健診、受診勧奨方法等について検討を行うため、歯科健診の実施や機会の拡大等を検討する自治体や事業所等において、歯科健診や受診勧奨等の実施の支援を行うモデル事業を実施し、コストも含めた実施体制等の検証等を行う。	001991
		3.3億円	5.1億円				
(5)	歯科保健医療情報収集・分析等推進事業 (令和2年度)	66百万円	81百万円	66百万円	3.4	データ等を有効に活用し、地方自治体等が効果的・効率的に歯科口腔保健施策の企画・立案を推進することを目的として実施する。各地方自治体等が、地域の状況に応じた歯科保健医療の推進・提供体制の確保等に向けた取組を進めていくことができるよう、歯科保健医療に関する各種データの情報収集を行い、それらの精査・分析等を行った上で、見える化やデータ解析ツール作成等を行う。	005753
		55百万円	61百万円				
(6)	ICTを活用した歯科連携の検証事業 (令和2年度)	31百万円	31百万円	31百万円	3	歯科標榜のない病院や介護施設等において、ICTを活用した口腔機能管理に関するモデル事業を実施し、効果的・効率的な歯科専門職の介入方法について検証する。また、地域の状況等に応じて、ICTを活用した診療を実施し、適切な運用・活用方法を検証する。	002007
		1百万円	28百万円				
(7)	歯科疾患実態調査 (令和4年度)	45百万円	-	86百万円	3.4	わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。令和4年度においては、300地区(調査客対数約15,000人)を対象に、対象者の一般的状況(年齢、性別、地区等)、う蝕の罹患及びその処置状況、歯周疾患の罹患状況、歯の喪失及びその処置状況、予防措置状況、歯口清掃状況等の項目の調査を実施した。	006994
		28百万円	-				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○5 助産師出向人数の増加数 (アウトカム)	-	-	前年度以上	令和6年度	前年度(84人)以上	前年度(42人)以上	前年度(66人)以上	前年度(70人)以上	前年度(88人)以上	助産師偏在が拡大しないようにするために、各都道府県における助産師出向が促進される必要があることから、当該事業により出向した助産師数を指標として選定した。	都道府県の周産期医療提供体制の実情に応じて出向する人数や期間を検討する必要があることから、目標値を「前年度以上」としている。
					42人	66人	70人	88人			
6 助産師活用推進事業実施都道府県数 (アウトプット)	-	-	前年度以上	令和6年度	前年度(25都道府県)以上	前年度(25都道府県)以上	前年度(26都道府県)以上	前年度(25都道府県)以上	前年度(24都道府県)以上	助産師偏在が拡大しないようにするために、助産師就業の偏在の実態把握を始めとした取組が各都道府県で実施される必要があることから、当該事業実施県数を指標とした。	産科医師の負担軽減や地域における安全・安心・快適なお産の場の確保は全ての都道府県において実施する必要があるものの、産科医療機関及び助産師の数の助産師就業状況には差があり、各都道府県の実情に応じて事業実施を支援する必要があることから、毎年度の目標値を「前年度以上」としている。
					25	27	25	24			

達成手段3		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(8)	助産師活用推進事業(旧: 助産師出向等支援導入事業)	医療提供体制推進事業費補助金240億円の内数	医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数	医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数	5.6	都道府県に関係団体や学識経験者等で構成した協議会を設置し、助産師出向の検討や助産師就業の偏在の実態把握、対象施設の選定・調整、運営等の事業の企画・実施・評価を行い、医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設の確保、助産実践能力の向上等を図る。また、助産師が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産師と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。	001952
		医療提供体制推進事業費補助金238億円の内数	医療提供体制推進事業費補助金249億円の内数				

達成手段5		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(11)	外国人受入医療機関認証制度等推進事業 (平成23年度)	10.7億円	11.1億円	2.75億円	9,10,11	外国人が安心して日本の医療サービスを受けられるよう、以下の取組を行う。 ①外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の周知・浸透を図る ②地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を進め、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すため、以下を実施 ・医療通訳や医療コーディネーターの医療機関への配置支援 ・地方自治体や病院団体等を通じた電話通訳の団体契約を促進させることで、電話通訳の利用を促進 ③地域の課題の協議等を行う分野横断的な関係者による協議会の運用支援、医療機関等からの相談に対応できるワンストップ窓口の運用支援 ④医療コーディネーター等養成研修の実施 ⑤希少言語に対応した遠隔通訳サービスの実施	001968
		2.0億円	2.3億円				

達成目標6について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
⑫ 病院経営管理指標の利用者割合(%) (アウトカム)	26.9%	平成28年度	直近3か年の伸び率平均を前年度実績に加えて算出	毎年度	前年度(41.6%)以上	43.7%以上	44.5%以上	40.9%	45.3%	経営管理指標をより多くの医療施設が活用することにより、経営上の各種課題に対して客観的数値に基づいて合理的・効率的な対処を図ることが可能となり、地域医療の安定化に寄与する。 (参考1)令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者割合の調査が実施できなかったため、実績値は「-」としている。令和3年度目標(43.7%)については、直近2か年の実績である平成30年度→令和元年度の伸び率(2.1%)を令和元年度実績(41.6%)に加えて算出 (参考2)令和5年度実績値44.5%は、分子:回答者の人数(1,053人)、分子:閲覧・利用したことがある人数(469人)から算出したもの。	令和6年度目標については、直近3か年(令和3年度→令和4年度、令和4年度→令和5年度)の伸び率平均を令和5年度実績に加えて算出。
					-	43%	41.1%	44.5%			
13 持分なし医療法人への移行認定数(アウトカム)	210件	令和元年度	200件	令和6年度	200件	200件	200件	200件	200件	持分なし医療法人への移行は安定的な医療提供体制の確立に資するものであり、その促進策である認定医療法人制度の認定数を指標とした。 (参考1)医療法上の定めにより令和2年9月に申請期限を迎え、医療法改正により令和3年5月に申請受付を再開した経緯があることから、駆け込み等により令和2年度は多くなり、また申請期限を迎え申請が出来なかった期間が含まれることにより令和3年度は減少していると考えられる。	令和4年7月に病院団体が実施したアンケート調査の結果をもとに算出。 令和5年度医療法改正に伴う制度の延長及び移行期限の緩和措置による病院の認定件数の見込み(172件)に加えて、厚生労働省による奨励活動による効果(30件)を見込み、目標値として設定。
					300件	85件	132件	123件			

達成手段6		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(12)	医療施設経営安定化対策費	0.1億円	0.1億円	0.1億円	12	病院経営管理指標等を医療施設に提供することにより、医療施設の経営改善に係る自動努力を支援し、医療施設の質の向上とともに健全な経営の安定化を図る。	1962
		0.09億円	0.08億円				
(13)	持分なし医療法人への移行計画に関する認定審査等経費	0.1億円	0.09億円	0.08億円	13	持分なし医療法人への移行を促進することにより、健全な経営の安定化を図る。	1992
		0.03億円	0.03億円				

達成目標7について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
⑭ 医師調査における女性医師の非就業割合 ※医療施設従事女性医師数(医師・歯科医師・薬剤師調査(隔年))より算出。女性無職者数/女性医師数(アウトカム)	0.8%	平成26年度	基準値以下	2年に1度	基準値(0.8%)以下	/	基準値(0.8%)以下	/	基準値(0.8%)以下	卒後概ね10年目から20年目付近にかけて、女性医師の就業率が男性医師と比べて大きく低下することから、就業継続及び復職の支援等が必要と考えられるため、女性医師の非就業率を測定指標として選定した。 ・ 女性医師については、出産・育児等によりキャリアを中断せざるを得ない場合等があるため、一定の基準値を設定することが妥当である。 ・ 基準年度については、平成26年に精緻な就業率を算出したことから、非就業割合の値も平成26年を基準とする。 ・ 目標年度については、医師・歯科医師・薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、次回調査時点を設定している。 ・ 令和6年度の実績値が公表されるのは令和8年以降であることから、令和7年夏に評価を行う際には、令和4年度の目標値及び実績値を元に実績を評価する。	
					0.7%	/	0.7%	/	/		

達成手段7		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(14)	女性医師支援センター事業 (平成18年度)	1.4億円	1.6億円	1.6億円	14	・女性医師バンク事業として、就業を希望する女性医師等と、医師の採用を希望する医療機関等の情報収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師等に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援等を行う。 ・再就業等講習会事業として、女性医師等の就業支援に効果のある講習会、講演会等の実施または支援を行う。さらにその他様々な啓発活動の実施に向けての支援を行う。 ・臨床医に占める女性医師の割合は約20%、医師国家試験合格者に占める女性の割合は3分の1と近年女性医師数は急増している。一方、女性医師は出産や育児等のため離職したり労働時間が短くなる傾向にある。このため、本事業により、女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図りつつ、もって医師確保対策に寄与する。	001993
		1.4億円	1.6億円				
(15)	子育て世代の医療職支援事業(旧:女性医師キャリア支援モデル普及推進事業※平成27~29年度、女性医療職等の働き方支援事業※平成30~令和3年度) (令和4年度)	0.52億円	0.52億円	0.52億円	14	・近年医師の女性割合が高まっており、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。医師の働き方改革を進め、子育てを契機とした離職を防止するためには、子育てを女性だけの問題とせず、男性も含めた医療機関内の意識改革を進めることが重要であるため、子育て世代の医療職支援の先駆的な取組を行う医療機関に対して、地域の医療機関に普及可能な支援策のモデルの構築やシンポジウム等の普及・啓発等のための必要経費を補助する。女性医師等の離職防止を図ることで医師確保対策に寄与する。	001996
		0.47億円	0.43億円				

達成目標8について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
15	一般市民が目撃した心原性心臓停止者の一ヶ月後の生存率(救命率) (アウトカム)	-	-	10.3%以上	毎年度	前年度 (13.9%)以上	前年度 (12.2%)以上	前年度 (11.1%)以上	前年度 (10.3%)以上	直近実績 値(10.3%) 以上	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れ、早期に治療を行うことで生存率(救命率)の向上を図ることは重要な課題である。 また、一般市民が応急手当(心肺蘇生)を行うことで良好な生存率を期待することができることから、一般市民が目撃した心原性心臓停止者の一ヶ月後の生存率(救命率)を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。 (参考)令和4年度実績値10.3%は、分母:一般市民が心原性心臓機能停止の時点を目撃した傷病者の人数(2万8,834人)、分子:1ヵ月後生存者の人数(2,971人)から算出したもの。 【出典】「救急・救助の現況」(総務省消防庁) 	生存率(救命率)については、一定水準で推移しており、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値としていたが、今年から、公表済みの直近値を具体的な数値目標として使用することとした。(今回であれば、直近値である2年前の数値を使用している。)
						12.2%	11.1%	10.3%	調査中 (令和6年 12月頃 公表予定)			
16	一般市民が目撃した心原性心臓停止者の一ヶ月後の社会復帰率 (アウトカム)	-	-	6.6%以上	毎年度	前年度 (9.0%)以上	前年度 (7.5%)以上	前年度 (6.9%)以上	前年度 (6.6%)以上	直近実績 値(6.6%) 以上	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、救急患者を円滑に受け入れ、早期に治療を行うことで救命後の後遺症の軽減等の向上も重要な課題である。 また、一般市民が応急手当(心肺蘇生)を行うことで良好な社会復帰率を期待することができることから、一般市民が目撃した心原性心臓停止者の一ヶ月後の社会復帰率を測定し、その数値を前年度と比較して向上させることを目標とした。 (参考)令和4年度実績値6.6%は、分母:一般市民が心原性心臓機能停止の時点を目撃した傷病者の人数(2万8,834人)、分子:1ヵ月後社会復帰者の人数(1,894人)から算出したもの。 【出典】「救急・救助の現況」(総務省消防庁) 	社会復帰率については、一定水準で推移しており、引き続き向上を図っていく必要があるため、前年度以上を目標値としていたが、今年から、公表済みの直近値を具体的な数値目標として使用することとした。(今回であれば、直近値である2年前の数値を使用している。)
						7.5%	6.9%	6.6%	調査中 (令和6年 12月頃 公表予定)			
17	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率(アウトプット) 【国土強靱化アクションプラン2017項目 関連:1-2)】 【アクションプランの重要業績指標】	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (92.4%)以上	前年度 (93.6%)以上	前年度 (94.6%)以上	前年度 (95.4%)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に適切に医療を提供する観点から、災害時医療の拠点として、多数発生する傷病者の受入や被災地内の医療機関の支援等を行う災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化を図ることは重要な課題であり、それらの耐震化を促進し、全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率を向上させることを目標とした。 (参考)令和4年度実績値95.4%は、分母:回答病院数の件数(778件)、分子:全ての建物に耐震性のある病院の件数(742件)から算出したもの。 	災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率については、コロナ禍を経た医療機関の経営状況の不振を踏まえ、高い上昇率を見込むことは困難なことから、前年度以上の耐震化率の達成を目標値とした。

(57)	かかりつけ医機能普及促進等事業 (令和3年度)	0.7億円	0.7億円	0.7億円	-	令和3年度から5年度に取り組んだ事業の知見等を生かし、地方公共団体や地域の医療介護関係者等の有識者に対してヒアリングを実施する。かかりつけ医機能報告制度の課題等について整理・分析を行った上で、かかりつけ医機能報告運用支援のためのガイドラインの骨子を作成する。地域におけるかかりつけ医機能の確保に向けた取組の普及・促進が期待できる。	003009	
		0.5億円	0.5億円					
(58)	遠隔医療の普及推進にかかる事業 (令和4年度)	-	0.2億円	0.14億円	-	遠隔医療(DtoD等、海外事例)に関する事例を収集・調査する。また、収集した事例等について検証し、関係団体及び遠隔医療に関する有識者から構成される検討委員会を開催・運営する。 遠隔医療の現状分析を行うことで、遠隔医療の幅広く適正な普及が期待できる。	005519	
		-	0.13億円					
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度		政策評価実施予定時期	令和7年度
		170,931,785			184,484,576			
施策の執行額(千円)		122,745,935			94,829,606			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			2022年2月25日		医療分野では、今般の感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、そして医師偏在対策を一体的に進めます。 また、団塊の世代が全て七十五歳以上となる二〇二五年に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進するため、感染症や災害への対応力を強化するとともに、介護予防、認知症施策の推進、人材確保、生産性向上等に取り組みます。	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(I-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	医療従事者の働き方改革を推進すること(施策目標 I-1-2) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること		担当 部局名	医政局	作成責任者名	医事課長 西嶋 康浩 看護課長 習田 由美子 総務課長 梶野 友樹
施策の概要	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <p>医師の働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、医師については、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされた。 ・ これに伴い、平成29年8月より「医師の働き方改革に関する検討会」において検討を重ね、平成31年3月に報告書を取りまとめた。報告書においては、労働時間管理の適正化に加え、労働時間短縮を強力に進めていくための具体的方向性として、 <ol style="list-style-type: none"> ① 医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化(タスク・シフティング、タスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化や勤務環境の改善) ② 地域医療提供体制における機能分化・連携、プライマリ・ケアの充実、集約化・重点化の推進(これを促進するための医療情報の整理・共有化を含む)、医師偏在対策の推進 ③ 上手な医療のかかり方の周知 があげられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ また、同時に医師からのタスク・シフティング/タスク・シェアリングを受け止める看護職の業務効率化を進める必要があり、看護業務効率化に資する取組を表彰・周知すること等を目的とした「看護業務効率化先進収集・周知事業」を実施している。 ・ また、令和元年7月より「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、当該報告書で引き続き検討することとされた論点の検討を行い、令和2年12月に「中間とりまとめ」を公表し、以下の内容を盛り込んだ改正医療法が令和3年5月に成立した。 <ol style="list-style-type: none"> ①勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成 ②地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設 ③当該医療機関における健康確保措置(面接指導、勤務間インターバル規制等)の実施 ④医療関係職種がより専門性を活かせるようにする観点から、各職種の業務範囲の拡大 等 					
施策を取り巻く現状	<p>我が国の医療が医師の長時間労働によって支えられ、今後さらに、少子高齢化に伴う医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進むなど、医療を取り巻く環境が変化していく中で、医師の働き方改革を進めることは、医師自身が健康で充実して働くことのできる環境を整備していくだけでなく、医療を受ける立場にある患者・国民に対し、質の高い安全な医療を持続可能な形で提供する体制を維持していく上での喫緊の課題である。</p> <p>医師の長時間労働の背景には、個々の医療機関における業務・組織マネジメントの課題のみならず、医療の需給や偏在、医師の養成の在り方、地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域が存在、医療・介護連携や国民の医療のかかり方等における様々な課題が絡み合って存在している。また、個々の医師の健康確保、医療の質や安全を確保するに当たっては、医師との協働をする看護職の業務についても効率化を図ることが求められている。</p> <p>2024年4月の医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始後も、医療従事者を含めた国民全体の理解促進のため働き方改革に関する制度の周知を行うとともに、医療機関における労務管理の徹底や、特定行為研修制度の更なる推進によるタスク・シフト等により、長時間労働の医師がいる全ての医療機関において労働時間の短縮をはじめとした働き方改革を推進している。</p> <p>そのうえで、大学病院や地域の中核医療機関から行われている医師派遣により、地域医療が確保されている実態を踏まえ、上限規制の適用に当たり、都道府県や病院を対象に、施行に向けた準備状況や医療提供体制への影響に関する実態を把握しながら、都道府県と緊密に連携をとりつつ、以下のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者の意識改革に取り組む必要があることから病院長等を対象とした医療機関労務管理に関するマネジメント研修を実施 ・ 医療機関の勤務環境改善等に対し、きめ細かな相談・助言を行う「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 ・ 地域医療介護総合確保基金による医師の勤務環境改善の体制整備に係る支援 <p>等</p>					
施策実現のための課題	1	2024年4月の医師に対する時間外・休日労働の上限規制適用にあたり、個々の医療機関は労働時間短縮・医師の健康確保措置の整備を進めているが、医師の働き方改革に関する取組が十分でない医療機関もある。				
	2	医療従事者の働き方改革の推進にあたっては、国民が安心して必要な医療を受ける観点からも、国民の医療のかかり方の適正化が必要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	医療機関の勤務環境に係る管理者(院長)の意識改革	病院長等向けの研修の開催等を通じて、医療機関の勤務環境に係る意識改革を図ることは、個々の医療機関における労働時間短縮・医師の健康確保の取組の促進につながると考えられる。			
	目標2 (課題2)	医療のかかり方に関する国民の理解促進	国民に適切な医療のかかり方を普及し、その理解を促進することは、国民の医療のかかり方の適正化につながると考えられる。			

(8)	学生実習国民向けPR経費 (平成20年度)	88万円	88万円	88万円	5	・患者・家族をはじめとした国民に対し、看護学生が実施する臨地実習についての理解を深め、看護学生が受け持ちとして関わる事を受け入れていただくなど臨地実習への協力を求めるため、臨地実習の目的や内容、臨地実習に行くまでの看護学生の学びの状況などについて様々な媒体を用いて周知・広報を行っている。	002033
		89万円	83万円				
(10)	看護師養成所における社会人経験者 受入事業 (平成26年度)	119万円	119万円	119万円	5	・看護師等養成所における社会人経験者受入れ促進のために、看護師等養成所のPRや、必要な情報、学習環境の整備方法等の周知を行う。	002037
		95万円	112万円				
(11)	歯科衛生士の人材確保実証事業 (平成29年度)	1.4億円	0.9億円	0.7億円	7	・地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するための研修会やワークショップを実施するとともに、雇用主として求人を行う歯科医療機関の管理者や復職相談等を受ける者に指導を行う人材を育成するための研修を実施する。また、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士や、免許取得直後の新人歯科衛生士を対象とした技術修練等を支援することで、歯科衛生士の復職支援及び離職防止を推進し、歯科衛生士の人材確保を図る。	001998
		0.3億円	0.7億				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和5年度
⑧ 研修医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	70%	平成25年度	基準値以上	毎年度	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	・ 医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容が充実しているということでもあり、医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、令和2年度開始の臨床研修より、各研修医の到達目標の達成状況について、各分野・診療科の研修終了時に、医師及び医師以外の医療職が「研修医評価票」を用いて評価するとともに、2年間の臨床研修終了時には、各臨床研修病院の研修管理委員会において、それまでの「研修医評価票」を勘案し「臨床研修の目標の達成度判定票」を作成し、全ての項目を達成している場合に、臨床研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 臨床研修は、医師の基本的な診療能力を習得するために毎年度実施しているものであり、臨床研修の質の向上は医師の質の向上に資することから、毎年度の目標値を基準値の70%としている。 (参考)令和4年度実績値77.1%は、分母：臨床研修修了者アンケート回答者の人数(6,510人)、分子：『問44 臨床研修全体の満足度について』において、『4』若しくは『5』と回答した人数(5,022人)から算出したもの。
9 研修歯科医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	83.3%	平成26年度	前年度以上	毎年度	前年度(78.3%)以上	前年度(75.7%)以上	前年度(64.6%)以上	前年度(67.2%)以上	前年度以上	前年度以上	・ 歯科医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修歯科医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修施設等における研修内容が充実しているということでもあり、歯科医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、研修歯科医の評価については、多面評価を推進するため、指導歯科医の他、研修歯科医に関わる関係者により研修の進捗状況を把握・評価するとともに、研修期間の終了時には、各臨床研修施設の研修管理委員会において、それまでの研修期間中の評価及び到達目標の達成度の評価が基準に到達している場合に、臨床研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 毎年度の目標値を「前年度以上」としている理由は、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容の質の更なる向上のためである。 (参考)令和4年度実績値67.2%は、分母：臨床研修修了者アンケートにおける『問58 全体の満足度について』回答者の人数(1,450人)、分子：『問58 全体の満足度について』において、『満足している』若しくは『やや満足している』と回答した人数(974人)から算出したもの。
10 新人看護職員がいる300床未満の病院における新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している病院の割合 (アウトプット)	78%	平成26年度	前回調査以上	3年ごと	平成29年度(81%)以上					前回調査以上	・ 目標値を「前回調査以上」としている理由は、次のとおり。 ・ 平成21年7月の保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、平成22年4月1日から新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務となっている。よって、質の担保のために研修率低下につながらないよう前年度以上を目標にしていく必要がある。 ・ なお、令和5年度の実績値については、医療施設静態調査の結果を、参考の計算式を用いて算出する(令和7年4月目途) (参考)平成26年度実績値78%は、分母：新人看護職員がいる300床未満の病院数、分子：新人看護職員研修ガイドラインに沿って実施している病院数から算出したもの。	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(I-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	医療等分野におけるデータ活用や情報共有の推進を図ること(施策目標 I-3-1) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3 医療等分野におけるデータの活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	担当 部署名	医政局特定医薬品開発支援・医療情報 担当参事官室 大臣官房情報化担当参事官室	作成責任者名	医政局参事官(特定医薬品開発支援・医療情報担当) 田中 彰子 大臣官房参事官(情報化担当) 岡部 史哉		
施策の概要	質の高い医療提供体制の構築のためには、医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有が不可欠であり、情報通信技術(ICT)の活用は情報共有に有効な手段であることから、保健医療分野における情報連携を推進する。						
施策を取り巻く現状	我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、併せて、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところ、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠であり、こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要となっている。						
	毎年のように各地で自然災害が発生し、新型コロナウイルス感染症の流行が我が国のあらゆる分野に大きな影響を与えている状況にあり、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠となっている。						
施策実現のための課題	1	質の高い医療提供体制の構築等のためには、医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有が不可欠であり、情報通信技術(ICT)の活用は情報共有に有効な手段である。一方で、情報通信技術(ICT)の活用方法は多様化するとともに、互換性が必ずしも十分に確保されていないという課題もある。そのため、医療に係る情報の特性を踏まえた個人情報保護に十分に配慮しながら、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮しコスト低減に努める等、情報通信技術(ICT)の活用を持続可能なものとして進めていくことが重要である。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由		
	目標1	保健医療分野における情報連携の推進				医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有を推進することで、個人情報保護に配慮しつつ、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮した、質の高い医療提供体制の構築等につなげるため。	
	(課題1)						

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	77.5%	平成26年度	90%	-	90%	-	-	-	-	保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報システム(電子カルテ)の普及率を指標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略(閣議決定)等において、「2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%にする」との目標を掲げている。 ・当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実施している「医療施設(静態)調査」を利用する。(3年に一度の調査)(参考)令和2年度実績値91.2%は、分子:400床以上の一般病院の数(689)、分子:400床以上の電子カルテを導入している一般病院の数(609)から算出したもの。 ・なお、令和2年度に実績値が91%となり目標を達成したことから、目標年度及び令和5年度目標値は設定していない。
②	80.5%	令和2年度	85%	令和5年度	-	-	-	85%	-		

(40)	新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費 (平成22年度)	73百万円 5.5百万円	77百万円 5.4百万円	77百万円	-	新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置として、国が支給する医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料に必要な経費。	002127
(41)	予防接種の有効性・安全性の効果測定に関するデータ収集等経費 (平成30年度)	27百万円 24百万円	27百万円 26百万円	25百万円	4.5	ワクチンの有効性・安全性に関するデータ収集及び予防接種施策の評価・検討を行うため、予防接種法に基づく定期の予防接種等のワクチンについて、予防接種歴と診療情報の紐付けとデータ集計を実施する。	002137
(42)	予防接種健康被害者実態調査費 (平成30年度)	- -	- -	-	-	予防接種による健康被害としての認定を受けて障害児養育年金または障害年金を受給している者について、本人や家族がおかれている状況、各種サービスの利用状況、特に希望するサービス、予防接種健康被害救済制度等への要望等を調査する。	-
(43)	予防接種事務の電子化に係る実証実験事業 (令和3年度)	- -	- -	-	4.5	「子育てノンストップサービス」は2023年度中の全国展開を目指しているが、課題の確認を行うため、現場での実証実験を実施することとしている。子育てアプリを介して、保護者が接種スケジュールの案内を受信・管理するとともに、予診票の電子化により自治体や医療機関の事務の簡素化・利便性の向上を図れるよう、複数の現場で実証実験を行い、課題の確認を行う。 なお、本事業は令和4年度に既に終了済み。	-
(44)	新型コロナウイルス予防接種健康被害負担金 (令和3年度)	62.1億円 8.7億円	434.5億円 140.2億円	298億円	-	特別臨時接種期間中に新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の給付を行う。	003026
(45)	予防接種事務デジタル化等事業 (令和4年度)	694百万円 -	5,633百万円 430百万円	4,939百万円	-	予防接種のデジタル化の実現に向け、予診票・接種券のデジタル化、マイナンバーカードを利用した接種対象者の確認や費用支払い等の効率化に向けた予防接種事務デジタル化等関係システムの構築に係る要件定義、開発・改修などを行う。	019915
(46)	予防接種業務体制強化 (令和4年度)	41百万円 34百万円	40百万円 34百万円	69百万円	-	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の健康被害救済申請について迅速な審査を行うため、必要な非常勤職員の確保を行う。	003075
(47)	HPVワクチン相談支援事業 (令和4年度)	1.4億円 49百万	2億円 2億円	1.1億円	-	HPVワクチン接種者等について、HPVワクチン接種や、接種後の症状等についての相談・診療体制を充実させるべく、研修等を通じて、ブロック内医療機関のみならず、厚生労働省や協力医療機関でない医療機関との連携も構築するとともに、HPVワクチンの接種や接種後に体調の変化が生じた方に関する情報共有や、相談に適宜応じることで、対応の質の向上を図る。	003072
(48)	ワクチンの安全性実態把握及び予防接種の総合的推進等に関する調査研究事業 (令和5年度)	- -	755百万円 -	840百万円	-	予防接種施策の適正な実施に必要なワクチンの安全性等に関する実態把握、予防接種の総合的推進、予防接種に関する情報の効果的な還元に関する調査研究を実施する。	007725
(49)	HPVワクチン等に係る普及啓発事業 (令和5年度)	- -	31百万円 18百万円	31百万円	-	自治体の予防接種担当者や医療従事者が被接種者等に正しく丁寧な説明や対応ができるよう研修を実施するほか、普及啓発のための資料を作成する。	005521

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度			年度ごとの実績値						
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
⑥ 都道府県における肝炎対策に関する数値目標を含んだ計画等の策定数 (肝炎対策推進室調べ) (アウトプット)	31	平成27年度	47	毎年度	47	47	47	47	47	平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、国は、都道府県に対して、肝炎対策にかかる計画、目標の設定を図るよう促しており、その中で、具体的な指標等を設定することを求めているため。 (参考)平成27年度実績:31件、平成28年度実績:35件	左記のとおり。
⑦ 肝炎医療コーディネーターを設置している都道府県(肝炎対策推進室調べ)					47	47	47	集計中 (令和6年12月頃)		平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、「地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職種において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。」と定めたところであり、平成29年4月に発出した肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容に係る通知に基づき、都道府県が要綱を定め育成を進めることとしている。 (参考)平成27年度実績:34都道府県、平成28年度実績:37都道府県	

(5)	新興・再興感染症臨床研究ネットワーク事業 (令和2年度)	64.4億円	48.4億円	24.1億円	-	新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、今後、新たに発生する新興・再興感染症に対し、科学的根拠に基づく対策を実施するため、臨床情報・検体等を迅速に収集し、疾患の重症度や感染力等を評価するなど、感染症対策や診療に資する情報を把握するとともに、集積されたデータを用いて、企業等が検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発に資するための基盤を整備する。また、その取組と連動し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な医療機関ネットワークを構築し、感染症の医薬品開発等の臨床研究を実施する体制を構築する。	002070		
		14.3億円	28.3億円						
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期	令和8年度
		601,963,375		329,485,771		240,933,105			
施策の執行額(千円)		451,824,450		216,614,287					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)				施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
				新型インフルエンザ等対策政府行動計画(閣議決定)		2024年7月2日		新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。本政府行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。	

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定時期	令和5年度
	170,152,561	175,906,331	174,826,046		
施策の執行額(千円)	139,772,938	150,492,679			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		2022年2月25日	<p>難病対策については、制度の見直しを進めるとともに、総合的な支援策を推進します。</p> <p>ハンセン病問題対策については、元患者の御家族への補償制度を着実に実施するとともに、ハンセン病に対する偏見、差別の解消に全力で取り組みます。</p>	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(I-7-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(施策目標I-7-2) 基本目標I:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること	担当 部局名	医薬局	作成責任者名	総務課長 重元 博道 副作用被害対策室長 谷 俊輔 医薬安全対策課長 野村 由美子 監視指導・麻薬対策課長 小園 英俊 医薬品審査管理課長 中井 清人
施策の概要	【1. 医薬品の販売制度】 ・ 一般用医薬品の適正使用の推進のためには、適切な専門家が適切な情報を提供するとともに、購入者からの相談に応じて必要な情報を提供することが必要であり、下記の医薬品の販売ルールを徹底させ、医薬品販売の適正化を図る。 ・ さらに、厚生労働省のホームページに、一般用医薬品のインターネット販売を行うサイトのリストを掲載し、安心して一般用医薬品を購入できるようにするための措置を行っているほか、一般消費者を調査員として、全国の薬局・店舗販売業等を対象とした、医薬品の販売ルールを遵守しているかを確認する調査を行っている。				
	【第1類】	【第2類】	【第3類】		
	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特にその注意が必要なもの	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品	第1類及び第2類以外の一般用医薬品		
	(対応する専門家) 薬剤師	(対応する専門家) 薬剤師又は登録販売者	(対応する専門家) 薬剤師又は登録販売者		
	(患者・購入者への情報提供) 義務	(患者・購入者への情報提供) 努力義務	(患者・購入者への情報提供) -		
(購入者から相談があった場合の応答) 義務	(購入者から相談があった場合の応答) 義務	(購入者から相談があった場合の応答) 義務			
(取扱場所) 薬局又は店舗販売業	(取扱場所) 薬局又は店舗販売業	(取扱場所) 薬局又は店舗販売業			
(特定販売:インターネットによる販売) 可	(特定販売:インターネットによる販売) 可	(特定販売:インターネットによる販売) 可			
【2. 医薬品等による健康被害への対応】 ・ 医薬品等による健康被害にあった被害者等に対し、裁判の和解等に基づく支援事業等を行うとともに、薬害に関する理解を深めてもらうことを目的として薬害教育の推進を図る。また、PMDAが実施する医薬品副作用被害救済制度等の運営・医薬品等による健康被害を受けた方に対する支援業務を円滑に実施する。					
【3. 医療用医薬品の品質確保対策】 ・ 薬機法に基づき、地方厚生局及び都道府県が製造販売業者への立入検査や不良品の回収指導等を行い、医薬品等の品質の確保を図っている。また、偽造医薬品を含む個人輸入のリスク情報の収集と周知を図る。 ・ 品質に対する信頼性確保のための取組として、市場で流通している後発医薬品の検査を行うことで、患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、一層の品質確保を図る。 ・ また、令和2年12月以降に後発医薬品製造販売業者が行政処分を受ける事案が続いたことから、類似事案の再発防止、医薬品の適切な品質と安全性を確保するため、①医薬品製造販売業者等に対する法令遵守体制の整備、②製造業者に対する無通告立入検査の強化、③行政処分基準の厳格化などの措置を講じている。					
施策を取り巻く現状	【1. 一般用医薬品の販売制度】 ・ 近年、若年者間で一般用医薬品の濫用が問題になっている。濫用等のおそれのある医薬品について、販売ルール(個数制限)が設けられており、遵守率を一般用医薬品販売制度実態把握調査事業において把握に努めているところ。遵守率は、実店舗においては近年7~8割程度で推移しており、また、インターネット販売においては平成30年度以前の5割前後から改善し、令和4年度は8割となっている。				
	【2. 医薬品等による健康被害への対応】 ・ 薬害被害者の高齢化が進んでおり、医療面だけでなく福祉・生活面でも新たな困難が生じるケースが増加している。薬害被害者の身体面での特性を踏まえて、医療、介護、障害福祉サービスなど関連施策を適切に組み合わせて、包括的に支援していく必要がある。				
	【3. 医療用医薬品の品質確保対策】 ・ 近年、医薬品の品質に関連して、医薬品製造業者等の行政処分手案が複数発生している。こうした状況を受け、都道府県による薬事監視体制の継続的な向上と後発医薬品の品質に対する信頼の確保が急務となっている。				
施策実現のための背景・課題	1	平成26年6月に新たな一般用医薬品の販売制度が見直され、医薬品が適正に使用されるよう、医薬品販売の適正化を図る必要がある。			
	2	医薬品の使用により生じた健康被害に関するの和解などに基づき、PMDAが実施する医薬品副作用被害救済制度等の運営及び医薬品等による健康被害者に対する支援業務を円滑に実施する必要がある。			
	3	・ 厚生労働省は、都道府県及び(独)医薬品医療機器総合機構とともにひとつのGMP(※)査察当局として、平成26年7月にPIC/S(医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム。欧州、アメリカ、アジア、豪州等の医薬品GMP査察当局が参加し、医薬品GMPに係る指針を作成し、国際整合性を図るとともに、当局間の相互査察が進むよう活動を行っている団体)に加盟している。 ※「GMP」(Good Manufacturing Practice)は、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準 ・ 医薬品の製造は自国内で完結しない場合も多く、国際的な生産がなされる中で、より国際的な監視体制の構築や査察内容の他国との共有等を目的としPIC/Sに加盟しているが、今後もPIC/S加盟当局の一員として各当局と同等の査察が行えるよう、都道府県を含めた調査当局の査察能力の向上に努め、引き続き国際水準の調査体制の維持・向上を図る必要がある。			
	4	・ 昨今、後発医薬品製造販売業者において、重大な健康被害が多数生じることとなった事案の発生や、製造管理上の法令違反が発覚し行政処分の対象となるなど、後発医薬品の品質や安全性に対する国民の信頼を失墜させる事案が続いて発生したため、後発医薬品等の信頼回復に向けて必要な監視指導の強化など対応を継続する必要がある。 ・ 後発医薬品使用割合は、全国平均は80.2%となっている(2023年薬価調査)。ただし、90%近い使用割合の県もある一方で、11都府県で80%未満となっている(2022年度のNDBデータから算出。)。			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	一般医薬品の販売制度の徹底	国民が安心・安全に医薬品を購入できるようにするために、販売制度の遵守が必要であるため。
	目標2 (課題2)	医薬品等副作用被害救済制度等による適正かつ迅速な救済の実施	医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要であるため。
	目標3 (課題3)	都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の向上	都道府県も、厚生労働省及び(独)医薬品医療機器総合機構とともにひとつの当局として、PIC/Sに加盟しており、国際水準の調査体制の維持・向上をはかるためには、都道府県のGMP調査に係る薬事監視体制の標準化・向上が必要であるため。
	目標4 (課題4)	医療関係者や一般国民における後発医薬品の品質に対する信頼の確保	・ 後発医薬品の信頼性確保のためには、科学的な分析・評価を踏まえた対応が必要であるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○ 1 第1類医薬品販売の際の情報提供の実施率(アウトカム) 薬局及び店舗販売業	90%	平成29年度	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	・ 薬機法第36条の9第1項第1号の規定により、第1類医薬品を販売・授与する際は、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならないこととされており、同法第36条の10第1項において、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に情報提供させなければならないこととされている。 ・ 平成26年6月の法改正以降、薬剤師が、第1類医薬品が適正に使用されると認められると判断した場合でなければ、情報提供は免除されないことに変更されたため、第1類医薬品販売時の薬剤師による説明の実施状況を把握するため、測定指標として選定した。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で第1類医薬品を購入した際に、情報提供が実施された件数から算出している。なお、令和5年度実績値(93.4%)については、一般用医薬品を販売している薬局・店舗販売業者3,025件を対象とし、うち、第1類医薬品については806件を対象に情報提供の実施状況等の調査を実施した。 分母：第1類医薬品の調査店舗(806件)、分子：「情報提供があった」店舗数(753件)から算出している。 (出典)「医薬品販売制度実態把握調査」(厚生労働省)	目標値は、基準年度の水準を維持すべきであると考えられるため、毎年度：90%以上と設定している。
2 第1類医薬品販売の際の情報提供の実施率(アウトカム) 特定販売(インターネット)	80%	平成29年度	90%以上	毎年度	-	80%以上	90%以上	90%以上	90%以上	・ 平成26年6月の法改正以降、全ての一般用医薬品において、特定販売(インターネット販売等)を行うことが可能となったが、特定販売の場合であっても、測定指標1同様に、薬剤師が、第1類医薬品が適正に使用されると認められると判断した場合でなければ、情報提供は免除されない。 ・ そのため、特定販売における、第1類医薬品販売時の薬剤師による説明の実施状況を把握するため、測定指標として選定した。 ※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で第1類医薬品を購入した際に、情報提供が実施された件数から算出している。なお、令和5年度実績値(90.1%)については、特定販売の届出を行い、インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト500件を対象とし、うち、第1類医薬品については81件を対象に情報提供の実施状況等の調査を実施した。 分母：第1類医薬品を注文したウェブサイト(81件)、分子：「情報提供があった」ウェブサイト数(73件)から算出している。 (出典)「医薬品販売制度実態把握調査」(厚生労働省)	目標値は、令和3年度に90%を超えている実績があり、この水準を維持すべきであると考えられるため、毎年度：90%以上と設定している。

3	<p>濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応</p> <p>薬局及び店舗販売業</p>	60%	平成29年度	70%以上	毎年度	-	70%以上	70%以上	70%以上	80%以上	<p>・ 薬機法施行規則第15条の2第1項第1号の規定により、濫用等のおそれのある医薬品を販売又は授与するときは、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由を確認することとされている。</p> <p>・ 上記対応について実施状況を把握するため測定指標として選定した。</p> <p>※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で濫用のおそれのある医薬品を購入した際に、適切な対応がなされた件数から算出している。なお、令和5年度実績値(80.9%)については、一般用医薬品を販売している薬局・店舗販売業者3,025件を対象とし、うち、濫用等のおそれのある医薬品については1,256件を対象に複数購入しようとした時の対応等の調査を実施した。</p> <p>分母:濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした場合(1,256件)、分子 :濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした場合(1,256件)ー「質問等されずに購入できた」場合(240件)から算出している。</p>	<p>目標値は、令和3年度に80%を超えている実績があり、この水準を維持すべきであると考えられるため、80%以上と設定している。</p>
4	<p>濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応</p> <p>特定販売(インターネット)</p>	40%	平成29年度	70%以上	毎年度	-	70%以上	70%以上	70%以上	80%以上	<p>・ 平成26年6月の法改正以降、全ての一般用医薬品において、特定販売(インターネット販売等)を行うことが可能となったが、特定販売の場合であっても、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由を確認することとされている。</p> <p>・ そのため、特定販売における実施状況を把握するため、測定指標として選定した。</p> <p>※ 実施率は、調査員が調査対象薬局で濫用のおそれのある医薬品を購入した際に、適切な対応がなされた件数から算出している。なお、令和5年度実績値(82.1%)については、特定販売の届出を行い、インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト500件を対象とし、うち、濫用等のおそれのある医薬品については140件を対象に複数購入しようとした時の対応等の調査を実施した。</p> <p>分母:濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした場合(140件)、分子 :濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした場合(140件)ー「質問等されずに購入できた」場合(25件)から算出している。</p>	<p>目標値は、令和4年度に80%を超えている実績があり、この水準を維持すべきであると考えられるため、80%以上と設定している。</p>
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額									
(1)	一般用医薬品販売制度実態把握調査事業 (平成21年度)	11百万円	11百万円	11百万円	1	一般用医薬品販売についての実態把握調査により販売ルールの遵守状況を確認し、結果に応じて、地方自治体や関係団体等を通じて販売者に対し、販売ルールの遵守徹底を求める。 第1類医薬品販売時の薬剤師による説明を徹底させることにより、当該医薬品を使用する国民の安全・安心に資することができるものと見込んでいる。						002221
(2)	一般用医薬品等の販売状況調査事業 (令和2年度)	-	-	-	1	一般用医薬品等の販売実態を把握し、一般用医薬品等の安全かつ適切な使用に必要な施策を検討するための基礎資料とするため、薬局及び店舗販売業を対象に、一般用医薬品等の販売実績や販売経路(店舗による販売、特定販売(カタログ、インターネット等))、販売時の対応状況(対応した専門家、説明・相談の有無、等)に関する調査を実施し、一般用医薬品等の販売実態を把握する。 また、一般用医薬品等の安全かつ適切な使用に必要な施策を検討する。※令和3年度をもって終了。						-

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
① 安定供給に必要な血液量の確保状況(アウトカム)	-	-	222万ℓ	令和6年度	221万ℓ	222万ℓ	226万ℓ	220万ℓ	222万ℓ	毎年度、「献血推進計画」において、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。	献血により確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成29年度実績:187万ℓ、平成30年度実績:200万ℓ、令和元年度実績:215万ℓ
					224万ℓ	225万ℓ	223万ℓ	224万ℓ			
② 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況(アウトカム)	-	-	123.0万ℓ	令和6年度	120万ℓ	122.3万ℓ	125.3万ℓ	120.0万ℓ	123.0万ℓ	毎年度、「需給計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に献血により確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。	献血により確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成29年度実績:92.0万ℓ、平成30年度実績99.3万ℓ、令和元年度実績:114.4万ℓ
					125.2万ℓ	124.8万ℓ	125.8万ℓ	120.0万ℓ			
3 献血推進活動に協力いただける企業・団体数(アウトカム)	60,854社	令和2年度	70,000社	令和7年度	60,000社	62,000社	64,326社	66,130社	67,970社	企業等への働きかけを強化し集団献血を行うことにより、安定的な献血者の確保が図られることから、測定指標として選定した。	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和5年度実績値との差分を均等割りしたものを令和6年度の目標値として設定している。
					60,854社	62,435社	64,195社	65,939社			
4 献血Web会員サービスの登録者数(アウトプット)	2,468,899人	令和2年度	500万人	令和7年度	-	270万人	346.7万人	391.8万人	438.0万人	献血推進の取り組みにおいて、献血者の利便性を向上させる取り組みについては、今後の継続的な献血に繋がることが期待される他、献血の取り組みに関する周知度を計るものとして、測定指標として選定した。	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和5年度実績値との差分を均等割りしたものを令和6年度の目標値として設定している。
					2,468,899人	2,955,408人	3,377,319人	3,759,780人			
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
5 若年層の献血率の割合					10代:4.2% 20代:5.5% 30代:5.6%	10代:4.5% 20代:5.5% 30代:5.5%	10代:4.8% 20代:5.5% 30代:5.4%	10代:4.7% 20代:5.3% 30代:5.3%		少子高齢化が進む中、将来の献血基盤の確保という観点から、10代(※)～30代の若年層の献血率を増加させる必要があることから、参考指標として選定した。 ※ 10代とは献血可能年齢である16～19歳を指す。	
6 複数回献血者数					1,024,863人	1,049,530人	1,051,670人	1,054,111人		20代・30代については、18歳、19歳をピークに30代半ばにかけて減少する傾向が見られるため、一度献血を経験された方が、継続して繰り返し献血に協力いただくことが求められることから、参考指標として選定した。	
7 出前講座回数及び参加人数					1,063回 107,630人	1,341回 132,889人	1,682回 167,390人	2,378回 204,989人		将来の献血を支える若年層の献血への理解を深めるため、学校教育の一環として、献血についての正しい知識の普及啓発を計る必要があることから、参考指標として選定した。	
達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号
(1)	血液安全・安定供給等推進事業(平成25年度)	147百万円	146百万円	166百万円	1,2	感染症の発生等を踏まえた血液製剤の安全体制の強化、献血に対する意識の向上や献血者が安心して献血できる環境の整備、血漿分画製剤の国内自給体制の整備、医療機関における血液製剤の使用実態の把握と適正使用に向けた体制整備を行う。 毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上を確保					002249
		125百万円	102百万円								

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由
8	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数(アウトプット)	486人	481人	471人	461人	461人				HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害者に金銭を給付する事業であるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。 (参考) 指標8:エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数 平成29年度実績:509人、平成30年度実績:496人、令和元年度実績:491人 指標9:血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数 平成29年度実績:119人、平成30年度実績:120人、令和元年度実績:119人
9	血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数(アウトプット)	120人	120人	120人	120人	120人				

達成手段2 (開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号		
	予算額 執行額	予算額 執行額						
(2)	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業(平成5年度)	503百万円 503百万円	493百万円 493百万円	498百万円	8.9	①血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用としてCD4(T4)リンパ球が1マイクロリットル当たり200以下の方に月額53,800円、それ以外の方に37,800円を支給。 ②裁判上の和解が成立した者であって、エイズを発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円を支給。 ※HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害者に金銭を給付する事業であるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	002151	
施策の予算額(千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度
	628,111		638,733		664,000			
施策の執行額(千円)	627,205		595,000					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-			-		-		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(I-9-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること(施策目標 I-9-1) 基本目標 I: 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9: 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	担当 部局名	医政局医薬産業振興・医療情報企画課 医政局研究開発政策課 医政局総務課医療国際展開推進室	作成責任者名	医薬産業振興・医療情報企画課長 水谷 忠由 研究開発政策課長 長谷川 学 医療国際展開推進室長 中西 浩之
施策の概要	<p>○ 医薬品・医療機器産業は我が国の基幹産業であり、革新的医薬品・医療機器の創出を促進し、国際的な産業競争力を強化することは、我が国の経済活性化において極めて重要。「健康医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定。令和3年4月9日一部変更)においても世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発及び健康長寿社会の形成に資する新産業創出を図ることとしている。</p> <p>○ 医薬品については、日本の医療水準の維持及び向上のために必要な「革新的な医薬品や医療ニーズの高い医薬品の日本への早期上市」、「医薬品の安定供給」を確保する観点から、流通や薬価制度、産業構造の検証などの幅広い議論を行うため、令和4年8月に「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」を立ち上げた。本検討会における令和5年6月の報告を踏まえ、各会議体において様々な施策の検討を進めている。</p> <p>○ 特に、創薬力の向上の観点から議論を行った「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」(構想会議)では、研究開発をリードする人材を呼びこむための官民協議会の設置、国際水準の臨床試験体制の整備、採算性の乏しい難病等の医薬品の開発促進等の方向性が示された。</p> <p>○ また、厚生科学審議会臨床研究部会において取りまとめられた「臨床研究・治験の推進に関する今後の方向性について」(令和元年12月6日)等を踏まえ、更なる臨床研究・治験の推進のための取組を進めている。</p> <p>○ 医療機器については、第2期医療機器基本計画に基づく医療機器産業の振興、国民に必要な医療機器等の安定供給に向けた対応等を進めている。</p> <p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)においても、創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるため、構想会議中間取りまとめを踏まえて各種施策に取り組むことやバイオシミラーの使用等を促進すること、医療機器を含むヘルスケア産業に係る産業振興拠点の整備等が明記されている。</p>				
施策を取り巻く現状	<p>○ 医薬品産業は今後の経済成長の中核となる重要な産業であるとともに、国民の生命の維持に直結する生命関連産業であるが、一方で、日本起源の医薬品が減少し、国内市場の縮小・世界市場に占めるシェアが減少するなど、わが国の医薬品産業の国際競争力・体力は低下している状況。</p> <p>○ こうした状況の背景には、世界市場における売上トップがベンチャー企業起源のバイオ医薬品に占められている等、創業の主体やモデルが変化した一方で、わが国は依然として大手製薬企業由来の創業が主流となっているほか、バイオ医薬品の分野においても遅れを取っているなど、世界的な創業の潮流に立ち後れていること、すなわち創薬力の低下が挙げられる。</p> <p>○ 特に、近年の医薬品研究開発の複雑性や専門性の高まりから、革新的新薬の創出はベンチャー企業を中心となっている。世界の医薬品売上高シェアでは、大手製薬企業が64%、ベンチャー企業が14%である一方、開発品目数ではベンチャー企業が80%を占めているとされている。このように世界的には創業開発の担い手はベンチャー企業となっているが、日本国内におけるベンチャー企業の開発品目数の割合は2%に過ぎず、ベンチャー企業の育成やエコシステムの構築が十分とは言えない現状。</p> <p>○ 医療法(昭和23年法律第205号)における臨床研究中核病院の位置付け、健康・医療戦略推進本部及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の設立、臨床研究法(平成29年法律第16号)の制定及び施行といった制度基盤・背景の変化、海外の臨床研究関係規制の改正、リアルワールドデータの活用と言った新たな開発手法の登場など、臨床研究・治験を取り巻く環境が大きく変化している。</p> <hr/> <p>○ 先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資する。後発医薬品の使用促進に係る数量シェアは伸長している(令和4年79.0%、令和5年80.2%)が、安定供給の確保に留意しつつ引き続き使用促進を進めていく必要がある。</p>				
施策実現のための課題	1	○ 日本起源の医薬品が減少し、国内市場が縮小・世界市場に占めるシェアが減少している、ベンチャー企業の育成やエコシステムの構築が十分とは言えない等、我が国の医薬品産業の国際競争力・体力が低下している。			
	2	○ 先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものである。また、効率化できた医療費を新しい技術や新薬に向けることも可能になる。 ○ このような観点から、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアの更なる拡大を引き続き図る必要がある。 ※「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」としており、後発医薬品に係る新目標においても引き続き2029年度末までに達成することとしている。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	医薬品・医療機器産業の振興、及び革新的医薬品・医療機器の創出促進	医薬品・医療機器産業は我が国の基幹産業であり、革新的医薬品・医療機器の創出を促進し、国際的な産業競争力を強化することは、我が国の経済活性化において極めて重要である。		
	目標2 (課題2)	後発医薬品の使用促進	医療費の効率化が求められている中、後発医薬品の数量シェア拡大を図る必要がある。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	新たに大臣告示された先進医療Bの件数(アウトカム)	-	-	過去3年間の実績値の最高値以上	毎年度	前年度 (9件)以上	前年度 (9件)以上	前年度 (11件)以上	前年度 (11件)以上	前年度 (2件)以上	・ 保険診療との併用が可能な先進医療の大臣告示の件数を増やし、アカデミア主導の臨床研究を活性化させることにより、患者に新規医療技術を提供する機会の増大及びその成果が治験・薬事申請及び保険適用等に繋がることによる有用な医療技術の普及の迅速化が期待されるため、新たに大臣告示された先進医療Bの件数を指標として選定した。 ※先進医療B: 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術など	・ 「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う手続き等の取扱いについて」の一部改正について(令和元年10月31日付け医政研究1031第1号・薬生薬審発1031第6号・薬生機審発1031第1号・保医発1031第4号厚生労働省医政局研究開発振興課長、医業・生活衛生局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長及び保険局医療課長連名通知)により先進医療の告示にかかる審査の日数が短縮されたところであり、また、先進医療評価の迅速・効率化推進事業においても事前相談や評価による審査過程の迅速化を図るなど毎年改善を図っている。 ・ こうした施策を評価するにあたり、継続的に件数が増加しているかどうかを観測することは重要な観点であり、過去3年間の実績値の最高値以上を目標値とすることが適切である。
					9件	11件	11件	2件				
2	再生医療等安全性確保法において新たに届出された再生医療等提供計画(臨床研究に限る)の件数(アウトカム)	-	-	過去3年度の実績値の最高値以上	毎年度	前年度 (131件)以上	前年度 (130件)以上	前年度 (109件)以上	前年度 (108件)以上	過去3年度の実績値の最高値 (109件)	・ 特に開発が期待されている再生医療分野の臨床研究を促進するため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)における再生医療等提供計画の新規の届出件数(臨床研究に限る。)を指標として選定した。 ・ 令和元年度以降、コロナ感染症拡大の影響で臨床研究が減少していることを受け、提供計画の届出件数が減少しているが、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第93号)により、災害等のやむを得ない事由が発生し、緊急に再生医療等提供計画を提出する必要がある場合は、書面による審査を可能とするなど審査等の業務の迅速化を図るなど改善を図っている。 ・ こうした減少傾向の中、継続的に届出件数が増加しているかどうかを観測するため、過去3年の最高値である109件以上を目標値として設定した。	
					130件	109件	108件	104件				
3	臨床研究登録情報の検索ポータルサイト閲覧数(アウトカム)	1,063,838件	平成29年度	過去3年間の実績値の最高値以上	毎年度	前年度 (4,710,655件)以上	前年度 (3,783,294件)以上	前年度 (4,767,995件)以上	前年度 (3,019,108件)以上	過去3年間の実績値の最高値 (4,767,995件)以上	・ 国民・患者が臨床研究・治験等についての情報や日本で実施されている臨床研究・治験等に関する情報にアクセスしやすくなることで、国民・患者の臨床研究・治験等への理解・参加が促進されることで、臨床研究・治験の活性化に寄与すると考えられる。 ・ サイト閲覧数の増加は国民・患者にとっての利用のしやすさの向上を表していると考えられるため、その数値を指標として選定した。	・ 「経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)」において「患者の治験情報アクセス向上のためデータベースの充実を推進する。」とされている。また、「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議の中間とりまとめ(令和6年5月22日)」において、治験・臨床試験情報の公開と国民の理解促進を図るとされており、研究者、製薬企業及び患者団体等の意見を聞いた上で、毎年、必要な改修を行うとともに、国民向けに治験・臨床試験に関する知識及び治験・臨床試験情報の調べ方等の啓発を図っている。 ・ こうしたポータルサイトに掲載されている臨床研究情報がより多くの人に使われるような施策を評価するにあたり、継続的に件数が増加しているかどうかを観測することは重要な観点であり、過去3年間の実績値の最高値以上を目標値とすることが適切である。
					3,783,294件	4,767,995件	3,019,108件	2,427,499件				
4	医薬品・医療機器産業等の国際展開を支援する事業の実施件数(アウトプット)	-	-	前年度以上	毎年度	-	30件以上	30件以上	30件以上	前年度以上	・ 日本の医療技術に精通する諸外国の医療従事者を育成し、WHO事前認証や国際公共調達の活用等に取り組む日本企業を支援することは、医薬品・医療機器産業の国際展開及び国際貢献に資することから、支援事業の実施件数を指標として選定した。	・ こうした施策を評価するにあたって前年比は重要な観点であり、前年度以上を目標値とすることが適切である。
					-	36件	44件	43件				
5	企業ニーズに応じて支援を行ったレジストリの改修数(アウトカム)	-	-	4件(注)	毎年度	4件	4件	4件	4件	2件	・ レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施の上、企業ニーズに応じたレジストリの改修を支援し、レジストリ情報の向上や利活用促進を図ることは、医薬品開発のための基盤整備を推進すると考えられるため、その数値を指標として選定した。 ※レジストリ(疾患登録システム): 特定の疾患、疾患群、健康状態又は曝露について、医療情報又は健康情報の収集を行うシステム、又はそれによって構築されたデータベース (注)ただし、予算内で支援可能な件数を上限とする	・ 補助事業における1レジストリの改修費用を約1,800万円とし、予算内で支援可能な件数の上限を目標値として設定した。
					2件	5件	3件	3件				
6	臨床研究中核病院によるリアルワールドデータを用いた研究の論文等による成果の公表数(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野49】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	1件	令和6年度末まで	-	-	-	1件	1件	・ 臨床研究中核病院における医療情報の品質管理・標準化の体制を構築し、リアルワールドデータを研究等に活用することは、開発期間やコストの削減による、早期上市の実現に資する。 ・ リアルワールドデータを活用した研究が実施されているかを判断するに当たっては、論文等による成果の公表数を指標として選定することが適切と考えられる。 ※リアルワールドデータ: 様々なソースから日常的に収集される患者の状態や医療の提供に関連するデータ 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定	・ 現在、臨中ネット(臨床研究中核病院における病院情報システム内の医療情報データを研究等にも利活用できる体制)を構築しているところであり、まずは臨中ネットを活用した研究の論文等による成果を出すことが重要であることから、1件を目標値として設定した。
					-	-	-	1件				

7	医師・CRC研修等の受講修了証発行人数(アウトプット)	-	-	1,100人	令和10年度末	856人 869人	869人 791人	791人 933人	933人 932人	966人	・ 臨床研究中核病院の体制整備を行うに当たり、人材育成の観点から医師・CRCの研修等の受講は重要と考えられるため、その修了証発行人数を指標として選定した。	・ 厚生科学審議会臨床研究部会で「臨床研究・治験の推進に関する今後の方向性について(2019年版)とりまとめ」を作成し、人材育成の強化において、「支援を受ける医師・研究に携わる者がその役割を適切に果たせるように、必要な研修事業を強化するなどの取組を行う。」とされている。同目標は創薬力構想会議の工程表においても示している。
8	バイオシミラー等のバイオ医薬品の製造技術研修に参加した人数(アウトプット)	-	-	過去5年間の合計が750人	令和10年度末まで	- 100人	- 155人	- 223人	- 275人	375人	令和5年度事業において医療従事者に対してバイオシミラーについてアンケート調査を行ったところ、バイオシミラーの安定供給について懸念する声が多く寄せられた。そこで、バイオシミラーを含めたバイオ医薬品について研修事業により製造技術を身につけた人材を増やすことは国内におけるバイオ医薬品の製造体制の構築に繋がりと、バイオシミラーの安定供給に資し医療従事者の懸念を払拭することとなる。従って、本指標をアウトプット指標として設定した。 ※バイオシミラー：先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品。	目標値の水準については、平成30年度から開始した本研修の参加者数の実績等を踏まえて設定している。なお、同目標は創薬力構想会議の工程表においても示している。
9	バイオシミラーの置き換え率(成分数ベース)(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野56】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	バイオシミラーに80%(数量ベース)以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%(成分数ベース)以上	令和11年度末まで	-	-	-	-	60%以上	・ バイオシミラーの普及を促進することは我が国におけるバイオ医薬品の市場を拡大し、医薬品産業の振興に資することから、バイオシミラーの普及状況を測定する指標としてバイオシミラーの置き換え率を設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 医療現場等の関係者がそれぞれの取組に活用できるよう定量的でシンプルな指標であること ・ 医療費適正化計画等の他の政策と連動可能であること ・ バイオシミラーは、市場規模が十分に大きくなく、新たに保険収載されたバイオシミラーの市場規模によっては、全体の置換率が大きく低下する等の影響を受けうること等を踏まえて設定している。
10	ベンチャー企業等への相談支援の実施件数(アウトプット)	-	-	200件	毎年度	200件 219件	200件 235件	200件 257件	200件 284件	200件	・ 研究開発、知財、薬事・保険、経営管理、国際展開等、医療系ベンチャーが各段階で抱える課題に対して、豊富な知見を有する国内外の人材(サポート人材)を登録し、知財相談、薬事承認申請相談、経営相談、製薬企業等との提携相談、海外展開相談等、医療系ベンチャー企業に対して各開発段階で生じた課題等に総合的な支援を行うとともに、これらのサポート人材について、医療系ベンチャー企業のニーズに応じたマッチングを行うことは、医療系ベンチャーの振興に資するものであるため、指標として選定した。	・ 相談支援の実施は、対応数と提供するクオリティの両立が求められる。医療系ベンチャーのワンストップ相談窓口となるMEDISO事業においては、例年の実績を踏まえて、相談対応の目標値を200件としている。(なお、リピーターによる同品目の相談は何度対応をしてもカウントは1件としており、新規問合せを増やすための広報活動と並行して、既存ユーザーの成果に繋がるための伴走支援を実施している。)
達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	医薬品等価格調査費(昭和27年度)	1.53億円 1.10億円	1.51億円 1.18億円	1.53億円	-	健康保険法第76条第2項の規定に基づく診療報酬中の薬剤料の算定基準である「使用薬剤の薬価」(薬価基準)の改正等の基礎資料を得ること。(医薬品等の市場実勢を把握することで、診療報酬改定時に薬価等を適正な水準に見直しすることが可能となる。)					002251	
(2)	医薬品等産業振興費(昭和27年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野⑧】	2.75億円 2.13億円	3.37億円 2.63億円	3.73億円	-	① 医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていく。 ② 「医薬品産業実態調査報告書」及び「医療機器産業実態調査報告書」を作成するにあたって、調査票・報告書の印刷用経費、調査対象に対する調査票の発送用経費、報告書作成のための集計用経費。 ③ 医薬品及び医療機器のコード化に向けた取組は、厚生労働省通知に基づき業界の協力を得ながら推進しているところであり、取組の進捗状況を把握することにより、表示状況を踏まえた普及促進を図る。 ④ 医療機器産業の振興のために、国内の医療機器産業を取り巻く課題を踏まえて海外の先進事例や施策等の情報収集・考察を図り、今後の医療機器産業施策において取り組むべき事項を整理する。 ⑤ 革新的バイオ医薬品及びバイオシミラーの開発支援の拡充を行うとともに、医療従事者・国民に対してバイオ医薬品等への理解の促進を図る。					002252	
(3)	医薬品安定供給支援事業(令和2年度)	120.14億円 21.01億円	60.23億円 57.32億円	0.13億円	-	医療現場において汎用され、必要不可欠な医薬品であって、原薬・原料の国外依存度が高いものについて、感染症パンデミック発生時や海外での製造や輸出の停止等により国内の安定確保が困難となり、医療体制確保に支障が生ずることがないよう、国内製造所の新設・設備更新等を支援し、国内における医薬品の安定供給体制を整備することを目的とする。					002011	
(4)	医療用医薬品提供情報緊急調査事業(令和5年度)	- -	0.15億円 0.11億円	0.04億円	-	日本製薬団体連合会において3ヶ月に1回の頻度で実施している医薬品の供給状況にかかる調査について、より迅速かつ頻回の調査及び情報提供を行うことで医療現場が供給状況を把握できるよう、調査頻度を毎月向上させるとともに調査内容の充実化及び調査体制強化を図ることを目的とする。					006968	
(5)	抗菌薬原薬国産化事業(令和4年度)	552.97億円 552.97億円	- 0円	0円	-	抗菌薬は、「供給が途絶すると国内での手術ができなくなり、国民の生存に直接かつ重大な影響が出ること」、「供給が特定少数国に偏っており供給途絶が発生した場合には甚大な影響が生じ得ること」、「外部から行われる行為により供給途絶が発生する蓋然性が認められること」等により、国内での供給途絶リスクが考えられるため、国内での原薬製造及び備蓄体制構築支援を行うことにより、国民の生存に必要不可欠な抗菌性物質製剤の安定供給を確保することを目的とする。					006823	
(6)	医薬品等研究開発推進費(昭和63年度) ※平成29年度予算より「医薬品等研究開発動向等調査費」から事業名を変更	3.29億円 1.93億円	3.33億円 2.20億円	3.25億円	-	先進的な研究開発の動向や振興策が必要な各研究分野の状況を把握し、今後の施策の方向性を検討すること等により、医薬品等の研究開発を促進する。 ①小児医薬品開発ネットワーク支援事業 ②小児医薬品開発支援体制強化事業 ③クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業 ④クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業					002254	

(7)	薬事工業生産動態統計調査業務費 (平成12年度)	0.57億円 0.54億円	0.53億円 0.46億円	0.53億円	-	統計法に基づく基幹統計調査として、医薬品、医薬部外品、衛生材料、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産(輸入)等の実態を明らかにする「薬事工業生産動態統計」を作成している。「薬事工業生産動態統計」を作成するにあたっての、調査支援業務(電話督促及び紙調査票のデータ入力業務)、年報・月報冊子の印刷配布用経費、調査用資料の印刷・購入経費(システムにかかる経費を除く)。	001735
(8)	再生医療臨床研究対策費 (平成21年度)	0:08億円 0:01億円	0:08億円 0円	0:08億円	2	再生医療臨床研究等を実施する機関における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針の整備状況等について調査を行い、調査結果を再生医療推進のための企画・立案に役立てることにより、再生医療臨床研究等を促進する。	002255
(9)	先進医療制度対策費 (平成21年度)	0.32億円 0.25億円	0.27億円 0.16億円	0.26億円	1	薬事承認等を得ていない医薬品、医療機器、再生医療等製品を用いた医療技術等を、一定の要件の下に「先進医療B」として認め、保険診療と併用できるとし、保険収載や薬事承認申請等につながる科学的評価可能なデータ収集の迅速化と、広く対象患者へ該当医療の提供機会の促進を図る。	002256
(10)	先進医療評価の迅速・効率化推進事業 (平成25年度)	0.25億円 0.21億円	0.23億円 0.21億円	0.23億円	1	厚生労働省と外部機関の2箇所で事前相談や評価を実施することによる業務の効率化により審査過程の迅速化を図るとともに、先進医療の大臣告示の数を増やす。	002257
(11)	臨床研究登録情報の検索ポータルサイト運営事業 (平成26年度)	0.4億円 0.3億円	0.4億円 0.2億円	0.3億円	3	臨床研究・治験環境を整備するために厚生労働省と文部科学省で策定した「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」及びそのアクションプランについては、平成29年10月26日開催の厚生科学審議会臨床研究部会においてこれまでの取り組みの総括、今後の臨床研究・治験活性化施策についての基本的な考え方、当該部会において今後の施策のあり方について議論を行っていくことについて了解を得た。今後はそれらの場において示された施策を実施するとともに、国民・患者が利用しやすい臨床研究情報の検索ポータルサイトのシステムの構築・管理・運営を引き続き行う。	002258
(12)	再生医療促進事業費 (平成26年度)	0.58億円 0.58億円	1.18億円 0.89億円	1.14億円	2	・病院等以外の細胞培養加工施設について、当該施設の構造設備等が再生医療等の安全性の確保等に関する法律の基準に適合するかどうかについて調査する。 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき、厚生労働省に提出された再生医療等提供計画等の提供状況を管理するとともに、国民に再生医療等の提供状況を分かりやすく伝えるための公表資料を作成する。	002259
(13)	医薬品・医療機器産業海外展開推進事業 (平成26年度)	2.05億円 1.73億円	1.68億円 1.22億円	1.60億円	4	日本の医療サービス、医薬品及び医療機器の諸外国への展開を推進する。 ・新興国等の生活・社会環境等を含めて、求められている医薬品・医療機器のニーズ及びそれらに関する規制等の調査 ・国際機関における調達の情報収集・産業界への情報提供及び国際機関の調達枠組活用に向けた日本企業の支援 ・日本企業の医薬品・医療機器の展開を目的に、WHOの事前認証やWHO推奨の取得、WHO推奨医療機器要覧掲載に向けた取組の支援	001978
(14)	外国人医師等研修受入推進事業 (平成26年度)	4.33億円 3.43億円	4.43億円 4.43億円	4.43億円	4	医療技術や医薬品、医療機器に関連する人材育成、日本の経験・知見を活かした相手国の医療・保健分野の政策形成支援を行うため、我が国の医療政策等に関する有識者や医師等医療従事者の諸外国への派遣、諸外国からの研修生の受入れを行い、相手国の公衆衛生水準の向上に貢献するとともに、日本の医療の国際展開を推進する。	001974
(15)	保険適用申請相談事業 (平成27年度)	0.05億円 0.03億円	0.05億円 0.04億円	0.05億円	-	革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善として、新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見直し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備する。 保険適用希望書提出の窓口となる職員を地方に定期的に派遣し、医薬品・医療機器開発企業や研究機関を対象として保険適用に関する相談会を現地で開催する。	002260
(16)	医薬品・医療機器産業競争力強化事業 (平成28年度)	0.10億円 0円	0.10億円 0.09億円	0.10億円	-	各EPA等国際交渉において必要な情報を収集するため、コンサルティング会社等への依頼や自ら海外に赴き調査を行う等、国内や海外における医薬品・医療機器に係る制度やデータ等の状況について調査を行う。	-
(17)	医療機器に係る安全管理の促進事業 (平成28年度)	0.02億円 0.01億円	0.02億円 0.02億円	0.02億円	-	医療機関の職員を対象に、医療現場における医療機器の安全性をより高めるための知識の習得及び普及を図ること等を目的に、医政局職員を講師として派遣し、医療機器安全管理に関する研修会を年1回程度実施。	002261
(18)	医療機器の研究開発から保険適用までのガイドブック作成事業 (令和6年度)	0.05億円 0.04億円	- 0	0.05億円	-	我が国における医療機器や体外診断用医薬品の開発促進に資するため、スタートアップや製薬企業など医療機器の保険適用申請経験が浅い企業をはじめ、多くの企業に医療機器の保険導入プロセスの理解の参考となるよう、令和6年度診療報酬改定の内容に即した、研究開発から保険適用までのガイドブック作成を行う。	007018
(19)	医療機器等安定供給確保事業 (令和5年度)	- 0	0.51億円 0	0.51億円	-	物価高騰、大幅な為替変動、サプライチェーンの複雑化等を背景として、これまで安定供給に問題のなかった医療機器であっても、突如として供給不安をきたす医療機器が存在する。これらの医療機器の供給を維持するため、個別の事案ごとに代替製品の在庫状況や生産状況や出荷状況等を把握し、関連学会、業界団体、代替製品を取り扱う製造販売業者の協力を得ながら、必要な対策を講じる。	007729
(20)	臨床研究実施体制確保対策費 (平成28年度)	80万円 66万円	80万円 73万円	80万円	-	医療法(昭和23年法律第205号)第25条第3項の規定に基づく立入検査により、臨床研究中核病院がその有する人員若しくは医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、臨床研究中核病院を科学的で、かつ、適正な臨床研究を行う場にふさわしいものとする。	002262
(21)	臨床研究適正化等推進事業 (平成28年度)	0.84億円 0.84億円	0.84億円 0.84億円	0.84億円	-	・臨床研究安全性確保事業:臨床研究において生じた有害事象について報告を受付し、安全性の確保を図る。	002263
(22)	医療系ベンチャー育成支援事業 (平成29年度)	4.61億円 4.61億円	6.05億円 4.12億円	6.05億円	12	「医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会」の提言を踏まえ、ベンチャー発のイノベーションを促進するため、次の振興策を展開し、医療系ベンチャーのエコシステムの確立を図る。 ① ベンチャーサポート事業 ② 医療系ベンチャーサミット開催運営経費 ③ 医療系ベンチャー振興推進協議会開催運営等経費	002264
(23)	臨床研究総合促進事業 (令和元年度)	4.72億円 3.85億円	4.04億円 3.38億円	3.94億円	-	医療法に基づく臨床研究中核病院が備える臨床研究支援基盤を、日本全体の臨床研究基盤へと押し上げるために、これまで実施してきた事業を臨床研究中核病院等に集約化し、他の医療機関の模範となり得る体制の構築を行うと共に、平成30年4月に施行された臨床研究法の円滑な運用を図るため、施行状況等を調査し、必要な措置を講じる。	002089
(24)	リアルワールドデータ研究活用基盤整備事業	0.18億円 0.12億円	0.18億円 0.12億円	0億円	-	昨今の医療領域におけるRWD利活用機運の高まりにより、レジストリ等を含む各種のデータのレギュラトリーサイエンス領域での利活用に向けた検討が急速に進められている中、本事業においては臨中ネットの安定した運用の一つの方向性として、臨中ネットと既存の他データベース事業との連携など、様々な出口戦略を見据えた今後のあり方等について議論を進めた。 具体的には、臨床研究中核病院、PMDAその他必要関係者の意見を集約し、仕様書の作成及び他データベースとの連携に必要な整備事項のとりまとめを行った。 なお、本事業は令和5年度をもって終了した。	002008

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
						年度ごとの実績値									
		基準年度		目標年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
11	後発医薬品安心使用促進事業の実施都道府県数 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】 (アウトプット)	37	平成26年度	42	令和6年度	前年度 (42都道府県)以上	42都道府県以上	42都道府県以上	42都道府県以上	42都道府県以上	・「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とされ、後発医薬品に係る新目標(2029年度)においても引き続き2029年度末までに達成することとしているところ、後発医薬品の使用促進にあたっては地域の実情に応じた取組を進めることが重要であることから、都道府県に対し後発医薬品安心使用促進事業の実施を促しているため指標として選定し、都道府県の後発医薬品の使用促進への取り組み状況を踏まえ設定した。	・測定指標の選定理由を踏まえ、前年度の実績及び都道府県の後発医薬品の使用促進への取り組み状況を踏まえ設定した。			
12	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】 (アウトカム)	70%	令和2年度	80%	令和5年度	/	74.7%	77.2%	80.0%	-	・「経済財政運営と改革の基本方針2021」で「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、全ての都道府県で80%以上」とされ、後発医薬品に係る新目標(2029年度)においても引き続き2029年度末までに達成することとしていることも踏まえ、最も使用割合が低い都道府県における使用割合を測定指標として設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	後発医薬品に係る新目標(2029年度)においては、医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることとされているため、当該目標を目標値として設定している。			
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号			
		執行額	執行額	執行額											
(25)	医薬品等産業振興費 (昭和27年度) (再掲) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】	275百万円	337百万円	373百万円	12	ロードマップで定めた取組を進めていく。さらにその取組状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な促進策をロードマップに追加し実行していく。 ①後発医薬品使用促進のため、普及啓発の推進や、各都道府県において後発医薬品使用促進のための協議会を設置し地域の実情に応じた使用促進を行う等の環境整備に関する事業を実施する。 ②後発医薬品の使用促進が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し実施する。 【関連するKPIが新経済・財政再生計画 改革工程表において設定されている】						002252			
(26)	後発医薬品使用割合の「見える化」事業 (令和4年度)	36百万	36百万	0	12	地域や医療機関等の別の集計データを作成のうえ都道府県ヘータセットを提供し、都道府県は、後発医薬品使用促進協議会や保険者協議会等の場において、使用促進策の検討に活用し、効果的な使用促進策を実施することにより後発医薬品使用全体の底上げを図る。						007286			
施策の予算額(千円)		令和4年度				令和5年度				令和6年度				政策評価実施予定 時期	令和7年度
		70,020,114				8,903,325				2,881,719					
施策の執行額(千円)		59,569,804				7,648,260									
施政方針演説等の名称						年月日				関係部分(概要・記載箇所)					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)						第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和4年2月25日				医薬品、医療機器産業については、医薬品産業ビジョン二〇二一に基づき、革新的な医薬品等の開発を促進する環境の整備や、医薬品等の品質及び安定供給の確保等に取り組む。	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(I-10-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること(I-10-1) 基本目標 I: 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10: 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	担当 部局名	保険局総務課	作成責任者名	保険局総務課長 姫野 泰啓
施策の概要	<p>○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。</p> <p>○ また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中で、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、</p> <p style="margin-left: 20px;">① 保険適用、保険料の徴収や給付の適正化等により医療保険財政の安定化を図るとともに、</p> <p style="margin-left: 20px;">② レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等、データヘルスの推進により健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図る。</p> <p>○ 具体的には、以下の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NDB(匿名医療保険等関連情報データベース)や介護DBなどの各種データベースで保有する健康・医療・介護情報を連結して分析可能とする環境整備に向けた取組を行う。(データヘルス分析関連サービス) ・ データヘルス計画に基づいて実施される個別の保健事業の実態把握・分析等を行うとともに、その中で、保健事業に係る効果検証を適切に実施し、かつ成果を出している保険者における取組状況の把握・分析を行い、市町村への情報提供等を行う。(データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析) ・ データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。(大規模実証事業) ・ 被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。(高齢者医療運営円滑化等補助金) ・ 被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援する。(国民健康保険保険者努力支援交付金) 等 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 上記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人生100年時代の到来と現役世代の減少という新たな少子高齢化の進行を見据えながら、医療保険制度を将来世代に引き継いでいく必要があることから、「全世代型社会保障改革の方針」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、団塊の世代が後期高齢者となるタイミングにおいて、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の安心を広く支えるための改革を着実に実施するため、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(以下「令和5年改正法」という。)を令和5年通常国会に提出し、成立。 ・ 令和5年改正法附則には、「経済社会情勢等の変化に対応し、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図るための更なる改革について検討を加え、その結果に基づいて所要な措置を講ずること」、「施行後5年を目途に所要な措置を講ずること」とされている。さらに、改正法の附帯決議でも、「能力に応じた負担の在り方や保険給付の在り方等について、必要な法制上の措置等を講ずること」とされており、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」や骨太の方針等も踏まえ、引き続き総合的な検討を進める。 				
施策を取り巻く現状	<p>国民健康保険の保険者努力支援制度では、市町村・都道府県について、医療費適正化に向けた取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付している。同制度で設定している評価指標について、例えば特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、後発医薬品使用割合の達成状況は向上しており、市町村国保全体として見ると、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進の取組等について進展が見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の受診率が政府目標値である60%を達成した市町村数: (R1'交付金) 83 → (R6'交付金) 99 ・ 特定保健指導の実施率が政府目標値である60%を達成した市町村数: (R1'交付金) 347 → (R6'交付金) 420 ・ 後発医薬品の使用割合が政府目標値である80%を達成した市町村数: (R1'交付金) 163 → (R6'交付金) 1,257 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>特定保健指導については、財政状況等の理由により特定保健指導等の実施が困難な健康保険組合に対して、健康保険組合連合会が複数の健康保険組合と共同で特定保健指導等を行う事業に対し、その費用の一部の助成を行っているところであり、健康保険組合連合会の各都道府県連合会において当該事業を実施している。</p> <p>・ 被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和については、被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担が増加する中で、被用者保険者の負担の重さに応じた財政支援を実施している。(高齢者医療運営円滑化等補助金)</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>2008年度の制度開始以来、特定健診対象者数・特定保健指導対象者数ともに増加傾向であり、実施率においても、増加傾向である。大規模実証の結果等を踏まえ、令和6年度から開始する特定保健指導においては、特定保健指導の成果等についての見える化やアウトカム評価を導入する。</p>				
施策実現のための課題	1	<p>○ 高齢化の進行や医療の高度化等による医療費の増大が進み、また、国民の健康寿命が延び医療に対する国民のニーズが多様化する中、保険者に対し、予防・健康づくりに資する保健事業の充実等が求められている。</p> <p>○ 健康寿命の延伸と医療費適正化を同時に図るためには、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づき効率的・効果的に保健事業を実施する等データヘルスの推進を図る必要がある。</p>			
	2	<p>○ 高齢化の進行や医療の高度化等により医療費の増大が進んでいる中、全ての国民が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、国民皆保険を堅持していくことが課題となっている。</p> <p>○ こうした中で、医療保険財政の安定化を図るため、各保険者により、適正な運用・徴収・給付が実施される必要がある。</p>			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	データヘルスの推進による保険者機能の強化	保険者は、加入者の立場に立って健康の保持増進を図り、もって病気の予防や早期回復を図る役割が期待されている。医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険者がその役割に基づき、レセプトや健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業を行い、国民の予防健康づくりを推進することで、医療費を適正化していくことが必要であるため。		
	目標2 (課題1)	保険者による適用・徴収・給付適正化等による医療保険財政の安定化	医療保険制度を持続可能なものとするためには、保険の適用、保険料の徴収や給付の適正化等につとめることで、医療保険財政の安定化を図ることが必要であるため。		

目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
加入者や企業への予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供等に取り組む保険者の数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17.30】	293 保険者	令和2年度	2,000 保険者	令和7年度	-	-	-	-	-	-	本指標は、予防・健康づくりや健康保険の大切さについて学ぶ場の提供および上手な医療の係方を広める活動に取り組む医療保険者を測定するものである。データヘルス等の取り組みを通じ、医療保険者の加入者や企業におけるヘルスリテラシーの向上を目指し、ひいては医療費の適正化に寄与するものであり、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。	経済団体、医療団体、保険者団体及び有識者で構成された日本健康会議の「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」(宣言4)で設定された保険者全体の目標値・目標年度であり、保険者種別の各年度ごとの目標値は設定されておらず、設定が困難なため前年度を上回る値としている。
	健康保険組合	98保険者	令和2年度	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	-	-
						98保険者	118保険者	127保険者	集計中 (令和6年11月頃公表予定)	/		
	全国健康保険協会	4保険者	令和2年度	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	-	-
						4保険者	3保険者	1保険者	集計中 (令和6年11月頃公表予定)	/		
	市町村国保	182保険者	令和2年度	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	-	-
182保険者						199保険者	201保険者	231保険者	/			
国保組合	3保険者	令和2年度	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	-	-	
					3保険者	12保険者	11保険者	集計中 (令和6年11月頃公表予定)	/			
後期高齢者広域連合	4保険者	令和2年度	-	-	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	-	-	
					4保険者	4保険者	5保険者	5保険者	/			

	アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する保険者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野28,29】	-	-	-	令和6年度	-	-	-	-	-	データヘルス計画は、保険者がレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するために作成するものであり、国民の予防健康づくりに資する。またアウトカムベースでの適切なKPIを設定することでデータヘルス計画の標準化の進展に繋がる。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。	目標値・目標年度については新経済・財政再生計画 改革工程表で設定されているものと同じである。
	健康保険組合	-	-	100%	令和6年度	-	-	前年度以上	100%	100%	(参考) 令和4年度実績値85.4%は分母:健康保険組合総数(1,378組合)、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する健康保険組合数(1,177組合)から算出したもの。	-
	全国健康保険協会	-	-	100%	令和6年度	-	-	前年度以上	100%	100%	(参考) 令和4年度実績値100%は分母:全国健康保険協会の47支部、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する全国健康保険協会の支部数(47支部)から算出したもの。	-
2	市町村国保	-	-	100%	令和6年度	-	-	-	100%	100%	(参考) 令和4年度実績値92.2%は分母:市町村国保総数(1716保険者)、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する市町村国保数(1583保険者)から算出したもの。	-
	国保組合	-	-	100%	令和6年度	-	-	-	100%	100%	(参考) 令和4年度実績値62.8%は分母:国民健康保険組合総数(159組合)、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する国民健康保険組合数(100組合)から算出したもの。	-
	後期高齢者広域連合	-	-	100%	令和6年度	-	-	前年度以上	100.0%	100%	(参考) 令和5年度実績値89.4%は分母:後期高齢者医療広域連合の47、分子:アウトカムベースでのKPI設定をしたデータヘルス計画を策定する後期高齢者医療広域連合42から算出したもの。	-
3	保険者とともに健康経営に取り組む企業数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野29】	-	-	50万社	令和7年度	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	保険者が、より効果的、効率的にデータヘルスを実施していくためには、事業主と役割分担や職場環境の整備等、積極的に連携していくことが重要である。本指標は経済産業省が調査を行い、取り組んでいるものであるが、厚生労働省としても、健保組合等のデータヘルスを推進するために、健保組合等が事業主と連携することを促している。したがって、データヘルスの推進による保険者機能の強化状況を参照する指標として選定した。	日本健康会議の「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」(宣言3)で設定された保険者全体の目標値・目標年度であり、各年度ごとの目標値は設定されておらず、設定が困難なため前年度を上回る値としている。
		-	-	50万社	令和7年度	-	129,040	231,361	集計中 (令和6年11月頃公表予定)	集計中 (令和6年11月頃公表予定)		

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	医療保険給付費国庫負担金等 (大正15年度等) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障 分野17,21,28,29,30,60 ii】	9兆9,149 億円	10兆664 億円	10兆1568 億円	1	健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な国庫負担割合:協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期高齢者医療:3/12及び1/12等)もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002265
(2)	健康保険組合事務費負担金 (大正15年度)	27億円 27億円	27億円 27億円	27億円	-	健康保険組合が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金。事務費負担金は、各健康保険組合の被保険者数に応じて負担することになっているが、社会保障関係費の量的縮減目標に資するため、平成10年度から20年度までは対象経費の1/4を削減し、平成21年度以降は1/2を削減している。	002273
(3)	医療保険統計分析等経費 (昭和29年度)	3百万円 1百万円	2百万円 1百万円	2百万円	-	医療保険各制度の事業状況等を把握し、月報・年報等について取りまとめ公表する。もって各制度の事業状況等を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	002280
(4)	医療保険実態調査費 (昭和37年度)	2百万円 2百万円	2百万円 1百万円	2百万円	-	各制度の年齢構成や保険料賦課状況等を把握し、実態調査報告書として取りまとめ公表する。もって医療保険各制度の実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	002281
(5)	行政指導費 (昭和40年度)	59百万円 65百万円	59百万円 85百万円	59百万円	-	主意書及び会議資料の印刷にかかる費用を支出する。職員が使用する保険制度資料等を作成し、効率的かつ円滑に事業を行うことを目的とする。	002274
(6)	医療保険制度改正経費 (昭和45年度)	378百万円 225百万円	375百万円 290百万円	374百万円	-	・制度改正に伴う法律改正に係る法律案を作成し、印刷会社へ印刷製本を発注し、国会へ提出する。 ・保険局が主催主体となる検討会、有識者会議を開催する。 上記により、法律・政令等の法案の印刷及び制度改正資料を作成し、国民への制度改正内容等の周知の徹底、その他、保険局職員の円滑な業務に寄与している。	002292
(7)	国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	7百万円 2.7百万円	7百万円 5百万円	7百万円	1,2,4,5,6	①国民健康保険事業の発展に資する活動で、他の模範とするにふさわしい活動を表彰して、その功績を讃えることにより、当該活動の前進、拡大を図る。 ②都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議の開催、研修や講演の実施等をとおして、国民健康保険の適切な運用の在り方等を周知することにより、医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している	002277
(8)	国民健康保険団体連合会等補助金 (昭和52年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障 分野17,21,30】	134億円 79億円	99億円 85億円	43億円	1,2	国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が行う国保保険者の共同の目的を達成するための事業に対し、国庫負担を行う事業(国民健康保険団体連合会等補助金)を実施している。もって国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002271
(9)	医療費供給面統計システム (平成8年度)	143百万円 76百万円	17百万円 14百万円	16百万円	-	医療供給サイドからの医療費データを収集し、体系的に管理することにより、医療機関の種類、規模別や制度別、被保険者・被扶養者別等に医療費の動向を分析する。もって制度改正や診療報酬改定等の医療保険行政の政策決定に寄与している。	-
(10)	医療費情報総合管理分析システムに 要する経費(平成8年度)	415百万円 391百万円	288百万円 285百万円	443百万円	-	医療保険の医療費データを制度別、地域別、保険者別、月別等に総合的、体系別に管理することにより、医療費分析を迅速かつ的確に行う。医療保険各制度の事業状況並びに実態を把握することで、医療保険制度の安定的運営に寄与している。	-
(11)	レセプト電算処理システムの推進に必 要な経費 (平成12年度)	393百万円 354百万円	509百万円 488百万円	512百万円	-	・診療報酬請求については、令和5年3月に策定した「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」に基づき、保険医療機関等、審査支払機関及び保険者を通じたレセプト請求オンライン化の促進を進める。 ・「高齢者の医療の確保に関する法律」により、レセプト情報・特定検診等情報を収集し、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査及び分析を進める。また、正確なエビデンスに基づく施策の推進のために利用する行政機関や、医療サービスの質の向上等を目指した研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して、当該情報の提供を行う。	002301
(12)	保険医療機関等管理システムに要する 経費 (平成20年度)	- -	- -	-	-	・R4予算からレジ庁一括計上経費として計上し当省予算では計上していない。	-
(13)	高齢者医療制度円滑運営事業費補助 金 (平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障 分野17,21,30】	189億円 77億円	247億円 101億円	136億円	-	糖尿病性腎症重症化予防等の保険者等が行う事業及び都道府県ごとに組織される保険者協議会において実施する各医療保険者等のデータヘルス事業や、都道府県内の医療費分析等の事業について補助するものである。こうした保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002266 006892
(14)	後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度)	50億円 50億円	49億円 49億円	50億円	1,2,6,7	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し健康診査及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002267 018673
(15)	後期高齢者医療制度関係業務事業費 補助金 (平成20年度)	9億円 9億円	9億円 9億円	9億円	-	後期高齢者医療制度に関する事務を効率的かつ円滑に実施するため、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会が行う事業(第三者求償事業、レセプト電算処理システム推進事業等)に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002268

(16)	高齢者医療運営円滑化等補助金 (平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障 分野17,21,28,29,30】	774億円	775億円	976億円	2,3,4,5	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002269
		747億円	757億円				
(17)	DPCデータベース管理運用システム等に要する経費 (平成26年度)	33百万円	33百万円	33百万円	-	DPCデータの一元管理及びDPCデータの利活用を可能とするためのデータベースを運用し、第三者提供を行う。もって医療サービスの質の向上に寄与している。	002314
		26百万円	24百万円				
(18)	医療介護総合確保促進会議に要する経費 (平成27年度)	4百万円	4百万円	4百万円	-	地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の策定等に当たって、関係者の意見を反映させるための会議を開催する。もって安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。	002310
		3百万円	1百万円				
(19)	地域における医療・介護の連携強化の調査研究事業 (平成27年度)	28百万円	28百万円	28百万円	-	地域における医療と介護の連携を強化するための調査研究事業を実施する。もって安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に寄与する。	002311
		18百万円	8百万円				
(20)	データヘルス分析関連サービス (平成30年度)	33百万円	-	-	-	NDBは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、レセプト情報と特定健診等データの匿名化情報を保険者から収集し、医療費適正化計画の作成・実施及び評価のための調査分析を行うとともに、これらの情報を行政機関や医療サービスの質の向上等を目指した研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して提供することにより、国民の健康増進と医療費適正化の推進に寄与している。本事業は、NDBの性能を向上させるとともに、介護データベース等の各種データベースとの連携の機能を整備することにより、さらに健康・医療・介護分野での保健医療データの研究活用の推進等につながる。	-
		20百万円	-				
(21)	データヘルス計画に基づく保健事業の実態把握・分析 (令和2年度)	17百万円	17百万円	-	-	データヘルス計画及び当該計画に基づく個別の保健事業の実態把握・分析を行うとともに、その中で、保健事業に係る効果検証を適切に実施し、かつ成果を出している保険者における取組状況の把握・分析を行い、市町村への情報提供等を行うことにより、国民健康保険の加入者の予防・健康づくりを推進する。	002319
		12百万円	13百万円				
(22)	大規模実証事業に必要な経費 (令和2年度)	1.5億円	40百万円	1.1億円	-	「経済財政運営と改革の基本方針」(令和元年6月21日閣議決定)において、「データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う」とされていること等を踏まえ、制度改革に必要なエビデンスの収集等を行うことを目的としている。	002320
		1.2億円	22百万円				
(23)	40歳未満の事業主健診情報の活用に向けたシステム構築の支援 (令和3年度)	5.9億円	9.7億円	-	-	「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、「関係府省庁は、PHRの拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。」とされていること等を踏まえ、制度改革に必要な調査研究・システム改修等を行うことを目的としている。	003034
		5.1億円	7.4億円				
(24)	国民健康保険における保健事業のあり方に関する調査研究等事業(令和6年度)	-	-	45百万円	-	保険者によりこれまで実施されてきた予防・健康づくりの取組内容の調査・分析等を行い、特定健康診査・特定保健指導の結果等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用される予防・健康づくりや医療費適正化に効果的な取組や課題を整理し、地域における保健事業の取組の充実・質の向上に寄与する。	002319

目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
4	各医療保険制度における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの財政状況を参照するための指標として選定した。	各医療保険者の財政運営は個別に行われるため、各年度において全体の目標値を立てることは困難であることから前年度下回る値または前年度以下とした。	
	健康保険組合	-	-	前年度以下	毎年度	前年度以下 33.0%	前年度以下 53.4%	前年度以下 40.3%	前年度以下 52.6% (見込)	前年度を下回る値	(参考)令和5年度見込値52.6%は分母:健康保険組合総数(1380組合)、分子:総収支差が赤字の健康保険組合数(726組合)から算出したもの。	-
	市町村国保	-	-	前年度以下	毎年度	前年度(0%)以下 0%	前年度(0%)以下 0%	前年度(0%)以下 0%	前年度以下 集計中 (令和7年7月頃公表予定)	前年度以下	(参考)令和4年度実績値0%は分母:市町村国保総数(47都道府県)、分子:総収支差が赤字の市町村国保数(0都道府県)から算出したもの。 ※平成30年度以降、市町村国保の財政責任は都道府県が担うこととなっているため、各都道府県における国保特別会計と、各都道府県管内の市町村における国保特別会計を合計した上で算出している。	-
	国保組合	-	-	前年度以下	毎年度	前年度以下 33.5%	前年度以下 56.5%	前年度以下 52.5%	前年度以下 集計中 (令和7年7月頃公表予定)	前年度を下回る値	(参考)令和4年度実績値52.5%は分母:国保組合総数(160組合)、分子:総収支差が赤字の国保組合数(84組合)から算出したもの。	-
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度以下	毎年度	前年度以下 0%	前年度以下 0%	前年度以下 0%	前年度以下 集計中 (令和7年7月頃公表予定)	前年度以下	(参考)令和4年度実績値0%は分母:後期高齢者広域連合総数(47広域連合)、分子:総収支差が赤字の後期高齢者広域連合数(0広域連合)から算出したもの。	-
5	各医療保険制度の経常収支(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの財政状況を参照するための指標として選定し、収支の均衡を保つことを目標値とした。	左記のとおり。	
	健康保険組合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ 2,958億円	収支の均衡を保つ ▲825億円	収支の均衡を保つ 1,368億円	収支の均衡を保つ ▲1,367億円 (見込)	収支の均衡を保つ	-	(参考)令和5年度見込値▲1,367億円は健康保険組合連合会が提出する令和5年度決算見込を参照したもの。
	全国健康保険協会	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ 6,183億円	収支の均衡を保つ 2,991億円	収支の均衡を保つ 4,319億円	収支の均衡を保つ 4,662億円	収支の均衡を保つ	-	(参考)令和5年度4,662億円は全国健康保険協会が提出する令和5年度決算を参照したもの。
	市町村国保	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ 7,750億円	収支の均衡を保つ 6,352億円	収支の均衡を保つ 4,536億円	収支の均衡を保つ 集計中 (令和7年7月頃公表予定)	収支の均衡を保つ	-	(参考)令和4年度実績値4,536億円は市町村国保が提出する令和4年度決算を参照したもの。
	国保組合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ 246億円	収支の均衡を保つ ▲65億円	収支の均衡を保つ 63億円	収支の均衡を保つ 集計中 (令和7年7月頃公表予定)	収支の均衡を保つ	-	(参考)令和4年度実績値63億円は国保組合が提出する令和4年度決算を参照したもの。
後期高齢者広域連合	-	-	収支の均衡を保つ	毎年度	収支の均衡を保つ 8,219億円	収支の均衡を保つ 5,823億円	収支の均衡を保つ 3,905億円	収支の均衡を保つ 集計中 (令和7年7月頃公表予定)	収支の均衡を保つ	-	(参考)令和4年度実績値3,905億円は後期高齢者広域連合が提出する令和4年度決算を参照したもの。	

	各医療保険制度における保険料(税)の収納率(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	医療保険者ごとの保険料(税)収納の適正化状況を参照するための指標として選定した。	各医療保険者の保険料(税)収納は個別に行われるため、各年度において全体の目標値を立てることは困難であることから前年度を上回る値とした。		
6	健康保険組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度(99.97%)を上回る値 99.66%	前年度(99.97%)を上回る値 99.97% (見込)	(参考)令和5年度見込値99.97%は分母:保険料決定額(8,720,610,239千円)、分子:保険料収入額(8,718,371,775千円)から算出したもの。	-
	全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(98.4%)以上	前年度(96.8%)以上	前年度(97.2%)以上	前年度(97.3%)以上	前年度(97.7%)を上回る値 96.8%	前年度(97.7%)を上回る値 97.2%	(参考1)平成28年度実績:98.0%、平成29年度実績:98.2%、平成30年度実績:98.3%、令和元年度実績:98.4% (参考2)令和5年度実績値97.7%は分母:調定額(11,662,599,658,449円)/分子:収納額(11,391,013,198,831円)から算出したもの。	-
	市町村国保	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(92.92%)以上	前年度(93.69%)以上	前年度(94.24%)以上	前年度以上	前年度を上回る値 93.69%	前年度を上回る値 94.24%	(参考)令和4年度実績値94.14%は分母:調定額(2,487,251,750千円)、分子:収納額(2,340,412,718千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。	-
	国保組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(99.97%)以上	前年度(99.97%)以上	前年度(99.98%)以上	前年度(99.97%)以上	前年度を上回る値 99.97%	前年度を上回る値 99.98%	(参考1)令和元年度実績:99.97% (参考2)令和4年度実績値99.97%は分母:調定額(575,552,217千円)、分子:収納額(575,388,099千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。	-
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値 99.53%	前年度を上回る値 99.54%	(参考1)令和元年度実績:99.40% (参考2)令和4年度実績値99.47%は分母:調定額(1,488,583,437千円)、分子:収納額(1,480,710,550千円)から算出したもの。 ※収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。	-

7	各医療保険制度における後発医薬品差額通知実施保険者の割合(アウトカム)	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品差額通知の実施により、後発医薬品の使用が促進され医療費の適正化につながることを期待される。したがって、保険者による給付適正化状況を参照するための指標として選定した。 また、改革工程表では、「後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者」の割合を目標に設定しているが、本指標の目標は設定されていない。 なお、後発医薬品差額通知の取組については、後期高齢者支援金の加減算制度や保険者努力支援制度等において別途評価している。 	後発医薬品差額通知を実施する保険者割合(数)については、保険者が各保険者や各地域における実情を踏まえて取組を行うため、具体的な最終目標の設定が困難であり、同様に各年度において目標値を立てることも困難であることから、前年度を上回る値とすることを目標値とした。	
	健康保険組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(78.10%)以上	前年度(77.62%)以上	前年度(80.73%)以上	前年度以上	前年度を上回る値	(参考1)平成27年度実績:65.1%、平成28年度実績:68.3%、平成29年度実績:72.0%、平成30年度実績:74.4%、令和元年度実績:78.1%	-
						77.62%	80.73%	81.94%	集計中(令和6年11月頃公表予定)		(参考2)令和4年度実績値81.94%は分母:全数調査に回答した健康保険組合総数(1,329組合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしていると全数調査で回答した健康保険組合数(1,089組合)から算出したもの。	
	全国健康保険協会	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度(100%)以上	前年度以上	前年度以上	(参考1)平成27年度実績:100%、平成28年度実績:100%、平成29年度実績:100%、平成30年度実績:100%、令和元年度実績:100%	-
						100%	100%	100%	集計中(令和6年11月頃公表予定)		(参考2)令和4年度実績値100%は分母:全国健康保険協会の47支部、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている全国健康保険協会の支部数(47支部)から算出したもの。	
	市町村国保	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(98.60%)以上	前年度(98.72%)以上	前年度(99.18%)以上	前年度以上	前年度を上回る値	(参考)令和4年度実績値99.18%は分母:市町村国保総数(1,716市町村)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている市町村国保数(1,702市町村)から算出したもの。	-
						98.72%	99.18%	99.18%	集計中(令和7年7月頃公表予定)			
	国保組合	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(80.25%)以上	前年度(80.12%)以上	前年度(83.23%)以上	前年度以上	前年度を上回る値	(参考)令和4年度実績値83.75%は分母:国保組合総数(160組合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている国保組合数(134組合)から算出したもの。	-
						80.12%	83.23%	83.75%	集計中(令和7年7月頃公表予定)			
	後期高齢者広域連合	-	-	前年度以上	毎年度以上	前年度(100%)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度を上回る値	(参考1)平成30年度実績:100%(47/47広域連合)、令和元年度実績:100%(47/47広域連合)	-
						98%	100.0%	98%	集計中(令和7年7月頃公表予定)		(参考2)令和4年度実績値98%は分母:後期高齢者広域連合総数(47広域連合)、分子:後発医薬品差額通知の実施をしている後期高齢者広域連合数(46広域連合)から算出したもの。	
8	後発医薬品の使用割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野52】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 ※令和2年度まで	47%	平成25年度	80%	令和2年度	80%	-	-	-	-	「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「2020年(令和2年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」とされていることから、指標として設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	測定指標の選定理由を踏まえ、後発医薬品の使用割合を80%(薬価調査)という目標を達成していくことを踏まえ設定した。
	後発医薬品の使用割合(最低の都道府県) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野63】(アウトカム) ※令和3年度以降	69.7%	令和元年度	80%	令和11年度	72%	75%	77.2%	80.0%	80.0%	「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とされ、後発医薬品に係る新目標(2029年度)においても引き続き2029年度末までに達成することとしていることから、指標として設定した。	後発医薬品に係る新目標(2029年度)においては、医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とすることとされているため、当該目標を目標値として設定している。
						-	73.0%	73.2%	74.6%			

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(25)	保険料等交付金に必要な経費(年金特別会計健康勘定) (平成20年度)	109.10269 億円	110.23401 億円	113.06366 億円	5	国において徴収した保険料等を毎月定期的に遅滞なく全国健康保険協会へ保険料等交付金として交付しており、安定的な保険財政に寄与している。	002304
		109.10269 億円	110.23401 億円				
(26)	国民健康保険組合事務費負担金 (昭和21年度)	21.8億円	22.0億円	21.7億円	4.5	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(事務費負担金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002299
		21.8億円	22.0億円				
(27)	過誤納保険料の払い戻し等に必要な経費(年金特別会計健康勘定) (昭和22年度)	54.16億円	50.33億円	43.47億円	5	国において徴収した保険料について、被保険者の資格・標準報酬月額に関する手続きが遡及して行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を求める観点から、徴収不足が生じた場合にはあらかじめ納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行うもの。	002305
		31.60億円	50.05億円				
(28)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬剤師等病棟業務実態調査費) (平成23年度)	7百万円	2百万円	7百万円	4.5	全病院から抽出した保険医療機関を対象に、勤務医の薬物療法関連についての負担意識や薬剤師の病棟における業務の状況等についてアンケート調査を行い、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。 中央社会保険医療協議会の令和4年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見においては、「医師の働き方改革の推進や、看護補助者の活用及び夜間における看護業務の負担軽減、チーム医療の推進に係る診療報酬上の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、実効性のある適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。」とされているところであり、薬剤師や関係職種 of 病棟配置やチーム医療への貢献に関する評価方法について検討・検証するために、薬剤師や関係職種の病棟業務に係る実態等の調査を行う。	002306
		1百万円	2百万円				
(29)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬局のかかりつけ機能に係る実態調査費) (平成23年度)	8百万円	4百万円	4.5	4.5	全保険薬局から抽出した施設を対象として、在宅患者に対する訪問薬剤管理指導その他の薬剤師の関わり方等、薬局のかかりつけ機能、医療提供体制に関する書面調査を行う。 地域医療における薬局のかかりつけ機能をさらに強化するため、これまで行ってきた調剤報酬改定を踏まえた薬局における患者への指導等の実態等を調査し、課題等を明らかにするとともに、訪問薬剤管理指導の実態やあるべき姿、現場での新たなニーズなどを調査し、次回診療報酬改定に向けて、評価体系を整理することができる。	002307
		3百万円	4百万円				
(30)	医療技術の費用対効果を評価するために必要な経費 (平成25年度)	967百万円	889百万円	967百万円	4.5	平成31年度より医薬品・医療機器の償還価格設定について費用対効果評価の実施が制度化された。高額な医薬品や医療機器の増加が想定される中で、それらの医療技術の効率性(費用対効果)について精緻に評価を行い、償還価格について検討を行う。また評価対象品目の拡充等も求められている中で、その実施体制等の充実を行う。	002308
		834百万円	752百万円				
(31)	診療内容及び薬剤使用状況調査費 (昭和25年度)	9百万円	9百万円	9百万円	4.5	医薬品の価格決定システムや後発医薬品の使用促進策等、我が国の薬剤給付のあり方の検討に必要な調査項目について、文献調査を行うとともに、海外に調査団を派遣し、各国の薬局、薬剤師会、保険担当部門、医療機関、製薬団体等を訪問し、実地調査を行う。 政府決定等において、薬価制度上の革新的医薬品の適切な評価や後発医薬品の使用促進が重要課題として挙げられていることから、これらの施策の推進を図る必要があり、諸外国の医薬品に係る制度改革の実態・取り組みを把握し、我が国の今後の薬剤使用の一層の適正化に向けた価格システム、薬局・薬剤師の役割、その評価のあり方等の検討・考察を行うとともに、後発医薬品使用促進にかかる検討を的確に行うための基礎資料を収集することができる。	002279
		8百万円	9百万円				
(32)	医療担当者指導費 (昭和25年度)	28百万円	62百万円	29百万円	4.5	以下により、診療報酬改定を円滑に行うとともに、医療指導を行う者に対し、その業務を支障なく行わせることに資する。 ・中央社会医療保険協議会に必要とする診療報酬改定関係等資料の印刷。 ・診療報酬改定関係業務に必要な書籍等を購入するための経費 ・診療報酬改定に際し、改定内容の周知徹底等の業務を行うことによる職員への旅費等。	002278
		11百万円	45百万円				
(33)	国民健康保険組合出産育児一時金等補助金 (①昭和37年度・②平成15年度)	48.4億円	54.3億円	57.9億円	4.5	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(①出産育児一時金補助金、②高額医療費共同事業補助金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002298
		48.4億円	54.3億円				
(34)	医療経済実態等調査費 (昭和42年度)	12百万円	159百万円	12百万円	4.5	医療機関等に関する以下の調査を実施することで、医療機関等における医薬品経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することができる。 ・病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局に対する施設全体の収支状況を把握するための調査(医療機関等調査) ・医療保険の保険者の財政状況の実態を把握するための調査(保険者調査) ・訪問看護ステーションの訪問看護療養費の実態を把握するための調査(訪問看護療養費実態調査) ・柔道整復、はり・きゅう、あん摩マッサージ、治療用器具等の療養費の実態を把握するための調査(療養費実態調査)	002287
		11百万円	134百万円				
(35)	薬価基準改正経費 (昭和51年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野60 ii】	14百万円	14百万円	14百万円	4.5	既収載医薬品(約2万品目)の薬価算定の基礎資料とするため、厚生労働省が過去3か年間に実施した薬価調査のデータ及び隔年で実施する薬価本調査のデータを用いる等により、全薬価基準収載医薬品について薬価調査結果の概要を整え、品目ごと、薬効群ごと等の薬価ベース取引金額、使用量の推移等が解析できるデータなど、必要なデータの集計・整理等を行う。 診療報酬改定に併せて「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の規定に基づき定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)」の改正を行うに際し、当該基準既収載品の薬価の算定を正確かつ精密に行うために必要なデータの集計・分析・整理を行うことができる。	002284
		11百万円	11百万円				
(36)	国民健康保険保険者等指導費 (①昭和52年度、②平成12年度)	7百万円	7百万円	7百万円	1,2,4,5,6	①国民健康保険事業の発展に資する活動で、他の模範とするにふさわしい活動を表彰して、その功績を讃えることにより、当該活動の前進、拡大を図る。 ②都道府県、政令指定都市及び中核市の国民健康保険主管課(部)長を対象とした会議の開催、研修や講演の実施等をとらして、国民健康保険の適切な運用の在り方等を周知することにより、医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している	002277
		2.7百万円	5百万円				

(37)	医療指導監査官の活動に要する経費 (昭和54年度)	32百万円 23百万円	34百万円 27百万円	34百万円	4.5	・保険医療機関等を対象に、保険医療機関及び保険医療費担当規則等に定められている保険診療の取扱、診療報酬の請求について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図る。 ・医療指導監査官の指導監査等に係る旅費、医療指導監査部門の職員が使用するマニュアル作成経費等。	002288
(38)	衛生検査所検査料調査費 (昭和56年度)	- -	2百万円 2百万円	-	4.5	「臨床検査技師等に関する法律」に基づき登録している全国の全ての衛生検査所を対象とし、保険診療に関する検査の有無、取り扱い検対数などについて、調査票によるアンケート調査を実施する。衛生検査所が実施する臨床検査料について、実態を調査し、診療報酬点数の評価を行い、もって診療報酬の適正化を図るための基礎資料を得ることができる。	002290
(39)	健康保険組合指導等に必要経費 (昭和57年度)	168百万円 130百万円	228百万円 223百万円	126百万円	3.5	①加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況を分析、経営者に通知する健康スコアリングレポート事業の実施。 保険者と事業主における健康課題等の共有を促進し、コラボヘルス強化による取組の活性化のきっかけづくりを支援することにより、医療保険制度の安定的・効率的な運営に寄与している。 ②毎年度開催する健康保険組合及び社会保険診療報酬支払基金功績者大臣表彰に係る大臣表彰状の印刷、舞台設営の実施等。 大臣表彰を実施することにより、医療保険制度の事業運営の発展に寄与している。	002276
(40)	顧問医師等の雇上げに要する経費 (昭和59年度)	3百万円 1百万円	3百万円 3百万円	3百万円	4.5	顧問医師団会議を開催。保険医療機関等の指導・監査に際し、医療技術の進歩が著しい中、診療内容の当・不当の判断等について、医学的に高度かつ専門的な判断を求められる事例に対し、専門的見地から助言をお願いしている医療技術者にご参集いただき、指導・監査に関し共通認識を持っていただくことができる。	002285
(41)	歯科技工料調査費 (昭和62年度)	- -	8百万円 4百万円	-	4.5	歯科医療機関と歯科技工所を対象とし、歯科医療機関については、歯科技工所から納入された歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科技工所については、当該歯科技工料を納入面から調査する。 歯科医療機関については、1,300力所(母集団約7068,000力所)、歯科技工所については、1,120力所(母集団約40,900力所)を無作為に抽出し、これらの調査客体に出納された歯科技工物についての歯科技工料を調査する。 上記調査により、診療報酬改定を含む歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	002289
(42)	保険医療材料等の価格情報収集費 (平成6年度)	- -	38百万円 36百万円	-	4.5	海外調査については、英、米、独、仏、豪等について調査を実施し、現地の情報について、政府機関が公表している資料の収集及び必要に応じて現地の専門家へのヒアリングを行い、実態を調査する。 国内調査については、保険医療材料を購入している保険医療機関に対して、購入費用に関するアンケート調査を実施し、材料購入の状況に関する調査を実施する。 上記調査結果については、診療報酬改定に向けた保険医療材料制度の見直しに関する検討を行うための判断材料とする。	002286
(43)	保険診療の効率化に関する調査検討費 (平成10年度)	15百万円 12百万円	13百万円 13百万円	13百万円	4.5	・保険医療機関が毎年地方厚生(支)局に対して実施する7月1日時点の施設基準等の届出状況の報告について、各地方厚生(支)局の事務所ごとに報告内容についての提出を受け、記載された入院基本料に関連した事項についての集計を行い、診療報酬改定を実施するに当たっての基礎資料とするために必要な情報についての出力を実施する。また、施設基準の届出医療機関に対する調査を実施する際の情報を得る。 ・先進医療会議の円滑な実施を目的として、先進医療会議における審査業務等の支援(会議資料作成等)や先進医療として認められた医療技術について厚生労働省のホームページを通じた広報等に用いるデータベース等の作成等を行う。また、医療機関から提出される先進医療を実施した実績報告の集計を行い、新規保険導入、既存診療報酬点数の適用の可否及び存続の可否に係る検討等を行う。さらに、先進医療の承認においては、その内容とともに過去の先進医療との比較も重要な審査事項となっており、同様の技術に関する申請書の提出があった場合に施設要件の見直しや保険導入時の作業等を効率的に行うために必要な資料となることから、永年的な資料として製本する。これらにより、先進医療の適切な実施に寄与する。	002291
(44)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(「急性期の包括評価に係る調査に要する経費」及び「DPC制度の見直しに係る調査経費」) (平成15年度)	535百万円 527百万円	517百万円 512百万円	572百万円	4.5	本調査は、中央社会保険医療協議会の付託を受けた診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会の下、DPC制度導入による診療内容等の影響評価及び今後のDPC制度の継続的な見直しのために必要なデータを得るための調査を行うこと、また、診療報酬改定に向けた検討に際し、中央社会保険医療協議会や入院医療等の調査・評価分科会等の要請による資料作成などの調査関連補助業務を行うことなどを目的とする事業であり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	002296
(45)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(入院医療等の評価に関する調査研究) (平成16年度)	126百万円 97百万円	84百万円 84百万円	84百万円	4.5	一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料、特定集中治療室管理料等の入院料の見直し等による影響の調査・検証及びそのあり方等についての検討を行うため、患者の状態像等を把握し、中央社会保険医療協議会等における議論や次期診療報酬改定の検討に資するデータを収集・分析することを目的とする事業であり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	002297
(46)	診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(診療報酬の見直しに係る意見募集に必要な経費、見直し後の診療報酬体系についての評価に係る調査及び先進医療に関する調査研究) (平成18年度)	108百万円 89百万円	109百万円 111百万円	96百万円	4.5	適切な診療報酬を設定することで、医療の質の向上と医療保険制度の持続性を両立させるために、以下の調査等を実施し、診療報酬改定の議論に資する資料を得る。 ・5～6項目の調査項目について調査票により調査を実施し、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。 ・関係学会等から提出された医療技術の評価・再評価希望書について評価を行う(診療報酬改定年度のみ)。 ・厚生労働省ホームページを利用してパブリックコメントを実施し、広く国民の意見を募集する(診療報酬改定年度及び令和2年度以降薬価改定は毎年度)。	002295
(47)	後期高齢者医療制度事業費補助金 (平成20年度)	50億円 50億円	49億円 49億円	50億円	1.2,6.7	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し健康診査及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助する。もって保険者等への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002267 018673
(48)	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 (平成20年度)	27百万円 15百万円	13百万円 9百万円	13百万円	4.5	高齢者医療制度の円滑な実施を図るため、70歳から74歳の高齢者(誕生日が昭和19年4月1日までの者に限る)の医療費の自己負担を1割とするための費用及び低所得者の保険料を軽減するための費用を交付する。もって保険者等への交付を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002270

(49)	全国健康保険協会事務費負担金 (平成20年度)	59.57億円 59.57億円	56.03億円 56.03億円	52.18億円	5	以下により、全国健康保険協会の事務費の一部を国が負担することで、被保険者らの保険料負担を軽減し、安定的な保険財政に寄与する。 なお、全国健康保険協会においては、毎年前年の水準を下回ることを目標に事務費の削減を行っている。 ①全国健康保険協会の健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ②全国健康保険協会の船員保険事業の事務の執行に要する費用の負担金 ③退職手当引当金	002272
(50)	後期高齢者医療企画指導費 (平成20年度)	39百万円 12百万円	48百万円 21百万円	39百万円	4.5	都道府県ブロック会議を開催するなど、後期高齢者医療制度に関わる都道府県及び後期高齢者医療広域連合への指導等を行うことを通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002282
(51)	再審査事件等処理システムに要する経費 (平成20年度)	3百万円 1百万円	3百万円 1百万円	3百万円	-	社会保険審査会は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等)に関する処分の再審査請求等に係る裁判機関であり、その事務局である社会保険審査調整室は、すべての事件のデータ管理のため「再審査請求等事件管理システム」を構築するなど、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。	002303
(52)	国民健康保険の財政対策に必要な経費 (平成20年度)	0.6百万円 0	0.6百万円 0	0.6百万円	4.5	① 各種補助金等の適正かつ効率的な交付決定を行うための「国民健康保険総合データベースシステム」にかかるシステム改修(R3まで、R4以降デジ庁一括計上のため対象外) ② 国民健康保険組合の所得状況等報告補助金等執行事務の効率化を図り、国民健康保険保険者への各種補助金等の適正かつ効率的な執行を確保すること等を通じて医療保険の適正かつ安定的な運営に寄与している。	002283
(53)	高齢者医療運営円滑化等補助金 (平成21年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17,21,28,29,30】	774億円 747億円	775億円 757億円	976億円	2,3,4,5	高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険保険者の後期高齢者医療支援金等の負担緩和及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002269
(54)	全国健康保険協会業績評価関係経費 (平成21年度)	0.5百万円 1.1百万円	0.5百万円 1.0百万円	0.5百万円	5	健康保険法第7条の30の規定に基づき、全国健康保険協会の行う健康保険事業等の事業年度ごとの業績について評価を行う。全国健康保険協会の事業における評価を適切に行うことで健康保険事業の適正化を図る。	002294
(55)	特定健診・保健指導における医療費適正化効果検証事業 (平成27年度)	1.1億円 1億円	51百万円 48百万円	89百万円	4.5	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)のデータを用いて、特定健診・特定保健指導による検査値改善への効果等や、医療費適正化効果について分析を行う。	002309
(56)	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 (平成28年度)	55.6億円 27.4億円	58億円 36.1億円	29.2億円	4.5	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の成立により、平成30年度以降、都道府県は当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険事務を行う。都道府県及び市町村が行う国民健康保険事務の効率的な執行等を支援するための標準的な電算処理システムの開発に要する経費を補助することにより、医療保険の安定的運営に寄与している。 ※平成30年度より、「国民健康保険制度関係業務事業費補助金」に名称が変更。	002312
(57)	患者申出療養に関する経費 (平成28年度)	10百万円 7百万円	7百万円 7百万円	5百万円	4.5	患者申出療養制度の円滑な運用に向け、以下の事業を行う。 ・患者申出療養評価会議等における審査運営業務等を支援するとともに、患者申出療養として認められた医療技術について、厚生労働省ホームページを通じた広報等に用いるデータベース等の作成等を行う。 ・患者からの申し出を取り扱う臨床研究中核病院に配置された相談員の体制強化に向けた、相談員研修及び関連する会議を開催することにより必要となる開催案内、資料等準備、当日の運営を行う。	002313
(58)	療養費制度の見直し等に要する経費 (平成29年度)	36百万円 10百万円	56百万円 0百万円	28百万円	4.5	社会保障審議会医療保険部会の下に設置されている療養費検討専門委員会においては、中・長期的な視点に立った療養費の在り方の見直しや、概ね2年一度の療養費料金改定等について検討を行っているが、その議論については、療養費の現状や施術の実態等に基づき、療養費制度運営に係る負担軽減や業務効率化、並びに医療DXの推進等に係る課題を踏まえた検討の必要があるため、下記により療養費支給実績や施術所における経営実態等を調査・分析し基礎資料を得るものである。 ・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の審査業務の適正化、効率化及び申請内容のデータ化・分析精度向上を図ることを目的として、電子請求の導入に向けた事前調査等を実施する。 ・治療用装具について、既製品の適正な基準価格の設定のため、実勢価格の調査等を実施する。 ・その他、制度の見直しを行うために必要な調査を行うための費用を要求するものである。	002315
(59)	高齢者医療特別負担調整交付金 (平成29年度)	100億円 100億円	100億円 100億円	200億円	4.5	高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入に伴い、被用者保険者の負担が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施するため、平成29年度から拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の対象を拡大し、拡大分に該当する保険者の負担を保険者相互の拠出と国費で軽減(国費割合2/3)することとしている。	002316
(60)	国民健康保険保険者努力支援交付金 (平成30年度)	141,162百万円 134,732百万円	121,162百万円 118,858百万円	129,162百万円	1.8	都道府県が行う国民健康保険法第75条の2第1項の「国民健康保険保険給付費等交付金」の交付等に必要な費用の一部として、都道府県に対して交付金を交付する。もって、保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。	002318
(61)	審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議に必要な経費 (令和2年度)	3百万円 0百万円	3百万円 0百万円	3百万円	-	審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議を運営するため必要な、諸謝金、委員等旅費、庁費を支払う。	002321
(62)	診療報酬体系見直し後の評価等にかかる調査に必要な経費(外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査研究)(令和5年度)	- (補正249百万円)	(繰越し249百万円) 193百万円 (補正250百万円)	(繰越し250百万円)	-	本調査は、外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価のために必要なデータを得ることを目的とした「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」を実施するとともに、当該調査により収集したデータにより、その目的達成又は中央社会保険医療協議会の要請に基づき医療機関の機能や役割を分析・評価するため、適宜集計・分析等を行う業務を実施するものであり、その上で、適切な診療報酬を設定することにより、医療保険財政の安定化に寄与する。	019914

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
	10,193,680,265	10,354,752,174	10,464,485,780		
施策の執行額(千円)	10,181,309,055	10,328,862,296			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第213回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明		令和6年3月8日	全ての世代で能力に応じ負担し、支え合い、必要な社会サービスが必要な方々に適切に提供される全世代型社会保障を構築するため、昨年度に策定された改革工程に沿って、子供、子育て支援の充実や医療・介護制度の改革等に向けた取組を着実に進めます。	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(I-10-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること(施策目標I-10-2) 基本目標I:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10:全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること					担当 部局名	保険局医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室	作成責任者名	保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室長 吉川 裕貴				
施策の概要		<p>○ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)では、制度の持続可能な運営を確保するため、保険者・医療関係者等の協力を得て、住民の健康増進や医療費の適正化を進めるべく、6年を1期として、国において医療費適正化基本方針を定めるとともに、都道府県において医療費適正化計画を定め、目標の達成に向けて取組を進めることとしている。</p> <p>○ 第4期医療費適正化計画(2024~2029年度)では、</p> <p>① 入院医療費については、都道府県の医療計画(地域医療構想)に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映させて推計し、</p> <p>② 外来医療費は、糖尿病の重症化予防、特定健康診査(以下「特定健診」という。)・特定保健指導(※1)の推進、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用、医療資源の効果的・効率的な活用による、医療費適正化の効果を取り込んで推計することとしている。</p> <p>○ このうち、特定健診・特定保健指導は、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、保険者が共通に取り組む保健事業である。</p> <p>※1 特定健診・保健指導は、保険者が健診結果により、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげるよう、専門職が個別に介入するものである(法定義務)。</p>												
施策を取り巻く現状		2008年度の制度開始以来、特定健診対象者数・特定保健指導対象者数ともに増加傾向であり、実施率においても、増加傾向である。 2022年度の特定健診実施率は2021年度と比較して1.6ポイント向上しており、特定保健指導実施率は2021年度と比較して1.9ポイント向上している。 また、特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数においても、増加傾向であるが、2022年度のメタボリックシンドロームの減少率(対2008年度比)は、16.1%であり、2021年度と比較して2.3ポイント向上している。												
施策実現のための課題		1	令和4年度時点の特定健診の受診者は約3,017万人であり、平成20年度時点の受診者約2,000万人と比較して増加している。特定健診の実施率は全保険者平均で58.1%であり、目標の70%には及ばないものの、保険者、医療機関、健診実施機関、専門職等の取組によって着実に実施され、実施率は向上している。他方、令和4年度時点の特定保健指導の全保険者平均の実施率は26.5%であり、目標の45%を上回る優良な保険者も一部あるが、保険者間の差が大きく、特定保健指導の趣旨への理解は十分とは言えない。特定健診・特定保健指導ともに被扶養者への実施が行き届かない課題もあり、制度への一層の理解が必要である。											
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由							
		目標1 (課題1)	特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。					特定保健指導は、保険者が健診結果により内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげるよう、専門職等が個別に介入するものである。こうした対象者の個別性を重視した効果的な保健指導の実施により、加入者の健康の保持・向上や医療費適正化等がはかれるため。						
達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
①	特定健診実施率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	・毎年、前年度以上 ・令和11年度において70%以上	毎年/令和11年度	前年度(55.6%) 以上	前年度(53.4%) 以上	前年度(56.5%) 以上	前年度(58.1%) 以上	前年度以上	高齢者医療確保法第8条第1項の規定に基づき定める医療費適正化計画(第2期(2013年度~2017年度)第3期(2018年度~2023年度)及び第4期(2024年度~2029年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。 (参考)令和4年度実績値(58.1%)は、分母:特定健康診査対象者数(51,924,629人)、分子:特定健康診査受診者数(30,166,939人)から算出したもの。		第4期医療費適正化計画においては、2029年度に40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健診を受診することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の実施率とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	
②	特定保健指導実施率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	・毎年、前年度以上 ・令和11年度において45%以上	毎年/令和11年度	前年度(23.2%) 以上	前年度(22.7%) 以上	前年度(24.6%) 以上	前年度(26.5%) 以上	前年度以上	高齢者医療確保法第8条第1項の規定に基づき定める医療費適正化計画(第2期(2013年度~2017年度)第3期(2018年度~2023年度)及び第4期(2024年度~2029年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。 (参考)令和4年度実績値(26.5%)は、分母:特定保健指導対象者数(5,118,152人)、分子:特定保健指導終了者数(1,353,893人)から算出したもの。		第4期医療費適正化計画においては、2029年度に40歳から74歳までの対象者の45%以上が特定健診を受診することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の実施率とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	
3	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	平成20年度	・毎年、前年度以上減少 ・令和11年度において平成20年度と比べ25%以上の減少	毎年/令和11年度	前年度(13.5%) 以上	前年度(10.9%) 以上	前年度(13.8%) 以上	前年度(16.1%) 以上	前年度以上	高齢者医療確保法第8条第1項の規定に基づき定める医療費適正化計画(第2期(2013年度~2017年度)第3期(2018年度~2023年度)及び第4期(2024年度~2029年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。 (参考)令和4年度実績値(16.1%)は、分母:2008年度特定保健指導対象者推定数(10628053.7人)、分子:(2008年度特定保健指導対象者推定数-2022年度特定保健指導対象者推定数)/(1712358.5人)から算出したもの。		第4期医療費適正化計画においては、2029年度にメタボリックシンドロームの該当者及び予備群が2008年度と比べて25%以上減少することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の減少とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	
達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号			
(1)	特定健康診査・保健指導に必要な経費(平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野17.②】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	211億円 196億円	182億円 182億円	186億円	1.2.3	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって医療費の適正化を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の数値を上昇させる効果があると見込んでいる】					002325			

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
	21,148,763	18,203,168	18,647,102		
施策の執行額(千円)	19,566,710	18,203,141			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	—	—	—		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(I-11-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること(施策目標 I-11-1) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること		担当 部局名	健康・生活衛生局健康課保健指導室 健康・生活衛生局総務課指導調査室	作成責任者名	保健指導室長 後藤 友美 指導調査室長 阿部 友喜
施策の概要	<p>○ 本施策は、地域保健法(昭和22年法律101号)に基づき、地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ることで、地域保健体制の確保を図るために実施している。</p> <p>○ 厚生労働省では、地域保健対策の円滑な実施や総合的な推進を図ることを目的として、地域保健法に基づき地域保健対策の推進の基本的な方向や、保健所及び市町村保健センターの整備・運営に関する基本的事項を定める等しているが、地方自治体における保健師等の地域保健従事者については、地域の実情と特性を踏まえた中で各自治体がその裁量により人材確保を行う点に留意する必要がある。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、令和3年度から令和5年度にかけて、感染症対応業務に従事する保健師を毎年約450名ずつ、合計1,350名増員するための地方財政措置を講じられた。</p> <p>○ また、感染拡大時に備え、国において保健師等の都道府県間の応援派遣体制を構築するとともに、各保健所設置自治体は平時よりIHEAT(Infectious disease Health Emergency Assistance Team)要員になりうる者(関係団体や医療系大学等の専門職、保健所を退職した者等の行政機関での勤務経験者等)に対して募集や広報を行い、医師、保健師、看護師、管理栄養士等の専門人材を確保し、必要な場合すぐに支援を要請できる体制を整備する。また、各保健所設置自治体は、感染拡大時に即座に対応できるよう、IHEAT要員に、保健所設置自治体や国での研修を毎年実施することとしている。</p>					
施策を取り巻く現状	<p>【保健所体制等に関する現状】</p> <p>○ 保健所数は令和5年度で468箇所あり、過去5年で見ると横ばいである。</p> <p>○ 全国の常勤保健師数は、令和4年度末時点で28,560人であり、都道府県が設置する保健所に4,084人、政令市・特別区に8,870人、政令市・特別区以外の市町村に15,606人となっている。過去5年で見ると微増傾向である。</p> <p>○ 保健所及び地方自治体における医師数は令和4年度末時点で861人であり、過去5年で見ると横ばいか微減傾向である。</p> <p>○ 保健所における地域保健医療協議会等の開催回数は令和4年度時点で、988回である。</p> <p>○ 保健所における地域・職域連携推進協議会の開催回数は令和4年度時点で、611回である。</p> <p>○ 上記の保健所における連絡調整会議の開催回数は、過去5年で見ると年度によってややばらつきがあり、経時的な増減傾向は見られない。</p> <p>(上記データは地域保健・健康増進事業報告より集計)</p> <p>※地域保健医療協議会:・・・地域保健法第十一条により、保健所設置自治体は保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について、保健所に運営協議会を置くことができる旨規定している。これに基づき、保健所設置自治体において、二次医療圏毎の地域保健医療施策の総合的な推進に関する事項を審議等を行う地域保健医療協議会を設置している。</p> <p>※地域・職域連携推進協議会:・・・地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康審査の実施等に関する指針において位置づけられている。都道府県及び二次医療圏を単位として設置し、地域・職域連携推進事業の企画・実施・評価等において関係機関が合意形成する上で中核的役割を果たす。また、各地方公共団体の健康増進計画の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>【地域の健康危機(感染症)の応援派遣体制に関する現状】</p> <p>○ 保健所における健康危機管理関連会議の開催回数は令和4年度時点で、2,002回ある。</p> <p>○ 上記の保健所における健康危機管理関連会議の開催回数は、過去5年で見ると年度によってややばらつきがあり、経時的な増減傾向は見られない。</p> <p>(上記データは地域保健・健康増進事業報告より集計)</p> <p>※健康危機管理関連会議:地域保健法に基づく、保健所の運営協議会のうち、健康危機管理関連会議は、保健所設置自治体において、保健所管内の健康被害の発生に備え、平時から管内関係機関との情報交換や議論を行い、迅速、かつ、適切な即応体制を確保する等のために設置しているものである。</p>					
施策実現のための課題	1	地域保健対策については、一人一人の暮らしと生きがいを共に創る「地域共生社会」の実現に向け、ソーシャルキャピタルと呼ばれる地域の様々な資源、活力を生かした取組を活用しつつ、各自治体において、地域の実情に即した具体的施策を推進しているところであるが、急速な少子高齢化の進行などにより、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。また、次の感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に備え、保健所等の人員体制の強化が急務となっている。こうした保健師の活動分野の多様化・役割の増大を踏まえ、地域保健に関する新たな課題に対応できるよう、保健師の人員確保・人材育成等を通じた一層の体制整備等を図っていくことが重要である。				
	2	新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、次の感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に備え、保健所等の業務を支援する体制を整備することが重要である。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由			
目標1 (課題1)	保健師の人員確保・人材育成等を通じた地域保健体制の強化		今後も、地域で増加する健康課題に対応する保健師について、適正な人員確保を推進するとともに、地域の保健師の資質の向上がより一層図られるようより質の高い研修を実施するなどにより、必要な地域保健対策を効果的・効率的に実施することにより、もって地域保健体制の強化につながるため。			
目標2 (課題2)	IHEATの体制整備を通じた地域保健体制の強化		次の感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に備え、各保健所設置自治体で、学会・関係団体等と連携して保健師、医師、看護師、管理栄養士等の専門人材を確保し、必要に応じて保健所等の業務を支援する体制を構築することにより、地域保健体制の強化につながるため。			

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
① 常勤保健師数 (地域保健・健康増進事業報告による)(アウトカム)	25,624人	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (26,912人) 以上	前年度 (27,298人) 以上	前年度 (27,979人) 以上	前年度 (28,560人) 以上	前年度以上	各地方自治体においては、がん対策、新型コロナウイルス等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要があることから、その数値を向上させることを目標とした。 (出典)地域保健・健康増進事業報告 「保健所及び市区町村の常勤職員数」より保健師の数値を引用。 URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001030884&requestSender=dsearch	今後も増加する保健師業務に対応するため、自治体における保健師数については、毎年度着実に増加することが重要であるものの、自治体によって予算規模や業務量、職員数等が大きく異なり、一定の目標値を設定することは困難であることから、「前年度以上」を目標値としている。
					27,298人	27,979人	28,560人	集計中 (令和7年 3月公表 予定)			
2 全自治体における統括保健師の配置割合(アウトプット)	-	-	前年度以上	毎年度	—	前年度 (51.2%) 以上	前年度 (62.4%) 以上	前年度 (65.4%) 以上	前年度 (66.9%) 以上	統括保健師は、住民の健康の保持増進を図るための様々な活動を効果的に推進するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整するとともに推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うことが、地域における保健師の保健活動に関する指針に明記されている。 統括保健師の配置により、保健師が中心となる組織横断的なネットワークを機能させることで、平時の地域保健対策の推進に加え、健康危機発生時の迅速な対応が可能となることや、自組織内における保健師に対する技術的な指導等を行う役割を担うことにより、保健師の人材育成につながることから、その配置率を向上させることを目標とした。 (出典:保健師活動領域調査) (参考)令和5年度実績値(66.9%)は分母:全自治体数(1788自治体)、分子:統括保健師を配置している自治体数(1196自治体)から算出したもの。	自治体における統括保健師については、保健師の保健活動の総合調整や人材育成等に大きく寄与するため、毎年度着実に増加することが重要であるものの、自治体によって予算規模や業務量、職員数等が大きく異なり、統括保健師の配置割合について一定の目標値を設定することは困難であることから、「前年度以上」を目標値としている。
					51.2%	62.4%	65.4%	66.9%			

(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由
3	保健師未設置又は1人配置市町村数				17自治体	17自治体	29自治体	28自治体		地域保健体制を確保するために保健師は重要だが、特に小規模自治体での確保が課題となっている。今後もニーズの高まりが想定される保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要があり、「保健師未設置又は1人配置市町村数」を注視していくことは重要である。 一方で、保健師が2人以上配置されていることをもって、直ちに保健師が確保できているとは評価することはできず、また、その時々採用状況によって変動しやすい数値であることから、測定指標としては適さない。 (出典)保健師活動領域調査

達成手段1 (開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額	予算額				
(1) 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金(保健衛生施設等災害復旧費補助金含む)(昭和53年度)	6,764百万円	3,662百万円	6,410百万円	-	地方公共団体等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、精神科病院等の保健衛生施設等の施設及び設備整備に要する経費を補助する。また、当該保健衛生施設等について、災害により発生した被害を復旧するために必要な経費を補助する。これらにより、公衆衛生の向上に必要な施設及び設備の整備が進み、地域住民の健康の保持・増進が図られる。	002334
	3,171百万円	3,164百万円				
(2) 医療社会事業従事者(医療ソーシャルワーカー)指導強化費(昭和63年度)	0.7百万円	0.7百万円	0.7百万円	-	医療ソーシャルワーク部門のリーダーが病院内外のソーシャルワーク活動を戦略的にマネジメントするために必要な知識・技術を習得するための研修を実施している。地域における指導者を養成し医療ソーシャルワーカー全体の資質が向上することで、患者等が安心して退院、社会復帰でき、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	002333
	0.4百万円	0.3百万円				
(3) 地域保健活動普及等経費(平成6年度)	68百万円	69百万円	86百万円	2	保健師活動領域調査にて、保健師の活動領域の実態を的確に把握することにより、今後の保健師活動に関する様々な施策を検討・実施するための基礎データを得る。また、保健師中央会議において、地方自治体の統括保健師が厚生労働省の動向や保健活動を行う上で必要な知識・技術を習得することで、地域の実情に応じた効果的な保健医療福祉対策の推進が図られる。	002331
	48百万円	47百万円				
(4) 地域保健活動検討経費(平成17年度)	113百万円	182百万円	46百万円	-	公衆衛生に従事する医師の育成・確保に向けた取組を行うほか、地域・職域連携推進協議会の設置・運営を支援している。保健所等の機能強化や、生涯を通じた継続的な健康づくり体制の構築により、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	002330
	102百万円	169百万円				
(5) 地域保健従事者現任教育推進事業(平成18年度)	29百万円	31百万円	31百万円	2	地方自治体の地域保健従事者の現任教育体制を構築し、保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させるとともに、保健師の実践能力を育成し社会状況の変化や住民の多種多様なニーズに対応できる保健指導技術と知識の向上が図られる。	002327
	29百万円	30百万円				
(6) 地域・職域連携推進事業費(平成18年度)	58百万円	58百万円	58百万円	-	都道府県単位または二次医療圏単位で地域・職域連携推進協議会を設け、管内の地域保健と職域保健が連携して実施する保健事業等について企画・立案・実施・評価等を支援している。地域保健と職域保健の連携により各々が有する保健事業を有効活用し、地域住民に対する保健サービスが充実することにより、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	002328
	57百万円	58百万円				
(7) 地域保健総合推進事業費(平成18年度)	128百万円	128百万円	160百万円	1	全国衛生部長会、全国保健所長会等の全国組織を活用し、地域の特性を踏まえた地域保健活動の現状把握を行い、地域保健対策に関する調査研究事業等を支援している。広域的な保健・医療・福祉の連携した施策の推進や、地域住民への保健意識への啓発等を行い、地域保健医療施策を総合的に推進することにより、地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保が図られる。	002329
	128百万円	128百万円				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○4	IHEAT研修を年に1回以上行っている保健所設置自治体の数(アウトカム)	19自治体	令和4年度	前年度以上	毎年度	/	/	/	前年度(19自治体)以上	前年度(55自治体)以上	令和4年12月に成立した地域保健法の改正により、IHEATが法定化された。また、次の感染症危機に備え、感染症法に基づく予防計画の数値目標として、保健所設置自治体に対してIHEAT 要員に対し、実践的な訓練を含む研修を、少なくとも年1回受講させることを目標として求めている。このため、IHEAT研修を年に1回以上行っている保健所設置自治体の数を測定指標として設定する。(出典)地域保健室調べ	令和4年12月に成立した地域保健法・感染症法の改正によりIHEATが法定化され(令和5年4月1日施行)、全ての保健所設置自治体が主体となりIHEAT要員に対して研修を実施することとなった。IHEAT研修は各保健所設置自治体で実施することとしているが、法定化されてまだまもなく、また新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて各自治体では感染症対応業務を見直しているところであり、自治体によっては地域の実情に応じて研修をその他の自治体と共催で開催するなどの対応を行っているところもある。このように、現状では全国一律の目標値を定めるのは困難であるため、まずは前年度の実施自治体数を超えることを目標とし、制度の普及とともに今後研修実施自治体数が157自治体(全ての保健所設置自治体)となるように検討する。
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(8)	健康危機管理体制整備推進費(平成5年度)	476百万円 33百万円	608百万円 46百万円	642百万円	4	各自治体における災害時保健情報システム及びIHEAT.JP等のシステムの活用や各自治体における研修開催等を更に進め、継続して訓練や広報、周知等を通じた、健康危機発生時に備えるための基盤づくりを支援する。					002352	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
		7,606,591			6,887,558			10,356,288				
施策の執行額(千円)		3,516,543			3,641,838							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
		経済財政運営と改革の基本方針2023				令和5年6月16日			次なる感染症危機への対応に万全を期すため、感染症危機管理の司令塔機能を強化するとともに、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の検証を踏まえて政府行動計画を見直す。また、医療措置協定締結の推進、保健所や地方衛生研究所等の体制強化、臨床研究の基盤整備、人材育成や災害派遣医療チーム(DMAT)の対応力強化等に取り組む。			

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(I-11-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること(施策目標 I-11-2) 基本目標 I: 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 11: 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	担当 部局名	健康・生活衛生局健康課	作成責任者名	健康課長 松岡 輝昌
施策の概要	<p>○ 本施策は、健康日本21(第二次)に引き続き、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき定められた「健康日本21(第三次)」(令和6年度から令和17年度)を推進し、国民の生活習慣の改善等による健康寿命の延伸を図るために実施している。(健康日本21(第二次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkounippon21.html) (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkounippon21_00006.html)</p> <p>○ 健康日本21(第三次)では、以下の4つを健康増進に関する基本的な方向としている。</p> <p>① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康日本21(第二次)から引き続き、生活習慣の改善、生活習慣病(NCDs)の発症予防・重症化予防、社会環境の質の向上等によって、健康寿命の延伸を目指す。 ・ 様々な健康格差を把握するとともに、格差の要因を分析し、格差縮小を目指す。 <p>② 個人の行動と健康状態の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善を進める。 ・ 生活習慣病(NCDs)の発症予防及び重症化予防に関する取組を推進する。 ・ 生活習慣の改善を通じ、生活機能の維持・向上を図る。 <p>③ 社会環境の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会とのつながりやこころの健康の維持及び向上へ向けた環境整備を進める。 ・ 自然に健康になれる環境づくりを進める。 ・ 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備を進める。 <p>④ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の多様化等を踏まえ、ライフステージに特有の健康づくりについて取組を進める。 ・ ライフコースアプローチについて、健康づくりに関連する計画等とも連携しつつ取組を進める。 <p>○ 健康日本21(第三次)については、令和4年8月に「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会」において取りまとめた健康日本21(第二次)の最終評価の結果等も踏まえ、令和4年9月より次期国民健康づくり運動プラン策定に向けた検討を行い、令和5年に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(令和5年厚生労働省告示第207号)を策定した。</p>				
施策を取り巻く現状	<p>1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年の健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)は、2010年と比較して男性で2.26年、女性で1.76年増加(2010年と2013年の対比: 男性0.77年、女性0.59年、2010年と2016年の対比: 男性1.72年、女性1.17年)。同期間における平均寿命は男性で1.86年、女性で1.15年増加(2010年と2013年の対比: 男性0.66年、女性0.31年、2010年と2016年の対比: 男性1.43年、女性0.84年)したことから、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を達成。 <p>2. 個人の行動と健康状態の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「糖尿病が強く疑われる者」の人数(推計値)は国民健康・栄養調査の大規模調査年に推計しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で平成28年以降調査されていない。厚生労働科学研究において参考としてこれまでの国民・健康栄養調査の結果から令和元年値を予測したところ、約1,150万人で1,000万人を上回ったが、健康日本21(第二次)の目標策定時に予測されていた1,270万人を下回るという予測であった。 ・ 糖尿病治療継続者は2010年(63.7%)に対し2019年(67.6%)と有意な増減はなく、経年的な推移でも有意な増減なし。 ・ 血糖コントロール不良者の割合は2009年(1.2%)と比較して、2019年(0.94%)は改善。 ・ 20歳～60歳代男性の肥満者割合は2010年(31.2%)から2013年(29.1%)は減少したが、2013年から2019年は34.7%に増加。 ・ 食塩摂取量は減少したが、目標値には達していない。 ・ 長期的に見た20歳以上の平均歩数は男女とも横ばいから減少傾向。 ・ 令和元年度における成人の運動習慣者の割合は男女とも低いが、20～39歳、30～39歳の女性の割合が12.9%、9.4%と特に低い。 <p>3. 社会環境の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」の参画団体数は増加傾向。 ・ 2019年度末時点で健康格差対策に取り組む都道府県は41都道府県と2012年と比較し改善傾向。 <p>4. ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動やスポーツを習慣的に行っていない子どもの割合は改善傾向だが、直近3～4年は横ばい又は悪化。 ・ 肥満傾向にある子どもの割合は増加(2011年:8.59%⇒2019年:9.57%⇒2022年:11.91%)。 				
施策実現のための課題	1	<p>○ 生活習慣の改善等による健康づくり・疾病予防について、第4次国民健康づくり運動として、健康日本21(第二次)を平成25年度から令和5年度にかけて推進し、生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底や社会生活を営むために必要な機能の維持・向上等を基本的な方向として位置付け、各目標の達成を推進してきた。令和6年度からは、第5次国民健康づくり運動として、健康日本21(第三次)を開始しており、その推進に当たっては、これまでの取組の推移を踏まえ、新たな健康課題や社会背景、国際的な潮流等に留意しながら進める必要がある。</p> <p>○ 健康寿命の更なる延伸のため、健康日本21(第二次)では、健康な食事や運動ができる環境づくり、居場所づくりや社会参加ができる環境整備など、自然に健康になれる環境づくりを推進しており、健康日本21(第三次)においても、個人の行動と健康状態の改善と、それらを促す社会環境の質の向上へむけて、自然に健康になれる環境づくり、社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備を進めることとしている。</p>			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等に関する生活習慣の改善等による健康づくりを効果的に推進する。	我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣の改善等による健康づくりを効果的に推進し、健康寿命の延伸等を実現するため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
① 健康寿命 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野15】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	男性 70.42年 /72.14年 女性 73.6年 /74.79年	平成22年度 /平成28年度	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加/健康寿命を男女とも3歳延伸し、75歳以上とする	令和14年度/令和22年	-	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(令和3年度の健康寿命は算出予定なし)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(令和5年度の健康寿命は算出予定なし)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(令和6年度の健康寿命は算出予定なし)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(令和6年度の健康寿命は算出予定なし)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に制限のない期間の平均として、国民生活基礎調査の調査結果を基に三年に一回算出している。平均寿命の延伸とともに、健康な期間だけでなく、不健康な期間も延びることが予想される。 平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味するため、この差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できる。 この考えのもとに、健康日本21(第三次)においても、第二次に引き続き本目標値を設定している。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou_unippon21_00006.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	左記のとおり。
2 健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う団体登録数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	420団体	平成24年度	7,000団体	令和6年度	-	(目安) 6,550団体	(目安) 7,000団体	(目安) 7,000団体	(目安) 7,000団体	<ul style="list-style-type: none"> 国民の健康づくり対策を積極的に推進していく上で、行政と産業界(企業)や産業界間の連携は不可欠であり、健康づくりを国民運動として、より実効性のあるものとするためには、国民の健康意識の向上や行動変容をサポートする関連情報を積極的に発信する活動主体(発信源)としての企業の役割が重要である。 このため、健康日本21(第二次)において参画企業数3,000社(令和4年度)を設定していた。 地域のつながりは企業のみならず、自治体や組合等の相互互助が重要であるため、平成30年9月に第41回地域保健健康増進栄養部会で、「健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う団体登録数の増加」(7,000団体、令和4年度)を追加することが了承された。 企業数の目標はすでに達成していることから、目標を団体数に置き換えた。(参画団体数:自治体数+団体数+企業数) (健康日本21(第二次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou_unippon21.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成28年度実績:3,673団体 平成29年度実績:4,175団体 平成30年度実績:4,862団体 令和元年度実績:5,476団体 (出典):スマート・ライフ・プロジェクトの参加団体数	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度より開始した健康日本21(第三次)においては、参画し活動している企業・団体数を測定指標・目標値としているが、令和6年度値をベースライン値としており、令和6年度の評価ができないため本政策評価計画においては測定指標・目標値ともに現行のままとする。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou_unippon21_00006.html)

3	<p>適正体重を維持している者の割合 ①20～60歳代男性の肥満者の割合 ②40～60歳代女性の肥満者の割合 ③20代の女性のやせの割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連・社会保障 関連15】 【新経済・財政再生計画 改革工程表の KPI】</p>	<p>①31.2% ②22.2% ③29.0%</p>	平成22年度	<p>①28% ②19% ③20%</p>	令和6年度	-	<p>(目安) ①30.4% ②20.2% ③20.2%</p>	<p>(目安) ①28.0% ②19.0% ③20.0%</p>	<p>(目安) ①28.0% ②19.0% ③20.0%</p>	<p>(目安) ①28.0% ②19.0% ③20.0%</p>	<p>・ ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との関連が強く、肥満は循環器疾患、がん、糖尿病等の生活習慣病との関連があるため、重要な指標として当該指標を設定した。</p> <p>・ なお、肥満は近年増加傾向にあるが、自然増により見込まれる肥満者の割合を15%程度減少させた値として、健康日本21(第二次)において本目標値を設定している。</p> <p>・ 一方で、やせについては、特に20歳代女性でその割合が高い傾向にあるが、若年女性のやせは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることが示されていることから、この割合を改善させることが望ましく、健康日本21(第二次)において設定している値を目標値として設定している。</p> <p>・ また、健康日本21(第三次)でも、第二次に引き続き本測定指標を設定している。</p> <p>(健康日本21(第二次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou/unippon21.html)</p> <p>(健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou/unippon21_00006.html)</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考) ①平成28年度実績:32.4%、平成29年度実績:32.8%、平成30年度実績:33.6%、令和元年度:35.1% ②平成28年度実績:21.6%、平成29年度実績:22.2%、平成30年度実績:22.0%、令和元年度:22.5% ③平成28年度実績:20.7%、平成29年度実績:21.7%、平成30年度実績:19.8%、令和元年度:20.7%</p> <p>(出典):国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。</p>	<p>・ 令和6年度より開始した健康日本21(第三次)において新たに目標値を設定し直しているが、令和6年度値をベースライン値としており、令和6年度の評価ができないため本政策評価計画においては現行の目標値のままとする。</p>
4	成人の喫煙率 (アウトカム)	19.5%	平成22年度	12%	令和6年度	-	-	<p>(目安) 12%</p>	<p>(目安) 12%</p>	<p>(目安) 12%</p>	<p>・ たばこによる健康被害は、国内外の多数の科学的知見により因果関係が確立している。</p> <p>・ また、現状の科学的視点からは、健康リスクを回避できる「閾値」を設定することは困難であり、喫煙率は目標が低ければ低いほど望ましい。</p> <p>・ 一方で、たばこは我が国において長年その使用が容認されてきたものであって、目標値については社会的・経済的要因を考慮し、現実的で到達可能なものとする。</p> <p>・ なお、未成年、妊娠中の喫煙においてはその健康リスクの大きさから、目標値を0%としている(妊娠中の喫煙率は第2次成育医療等基本方針に合わせて設定予定)。</p> <p>(健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou/unippon21_00006.html)</p> <p>(令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000687163.pdf)</p> <p>(参考)平成28年度実績:18.3% 平成29年度実績:17.7% 平成30年度実績:17.8% 令和元年度実績:16.7%</p> <p>(出典):国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。</p>	左記のとおり。

5	<p>日常生活における歩数 (上:20~64歳) (下:65歳以上) (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	<p>男性 7,841歩 5,628歩 女性 6,883歩 4,584歩</p>	平成22年度	<p>男性 9,000歩 7,000歩 女性 8,500歩 6,000歩</p>	令和6年度	-	<p>(目安) 男性 8,409歩 6,335歩 女性 8,288歩 5,799歩</p>	<p>(目安) 男性 9,000歩 7,000歩 女性 8,500歩 6,000歩</p>	<p>(目安) 男性 9,000歩 7,000歩 女性 8,500歩 6,000歩</p>	<p>(目安) 男性 9,000歩 7,000歩 女性 8,500歩 6,000歩</p>	<p>・ 歩数(身体活動量)は、平成12年から平成21年までの10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。</p> <p>・ なお、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値として、健康日本21(第二次)において本目標値を設定している。(1日1,500歩の増加は、NCD発症及び死亡リスクの約2%減少に相当し、血圧1.5mmHg減少につながる。)</p> <p>(健康日本21(第二次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou_unippon21.html)</p> <p>(令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000687163.pdf)</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考)男性 平成28年度実績:(20-64歳)7,769歩 (65歳以上)5,744歩 平成29年度実績:(20-64歳)7,636歩 (65歳以上)5,597歩 平成30年度実績:(20-64歳)7,644歩 (65歳以上)5,417歩 令和元年度実績:(20-64歳)7,864歩 (65歳以上)5,396歩 女性 平成28年度実績:(20-64歳)6,770歩 (65歳以上)4,856歩 平成29年度実績:(20-64歳)6,657歩 (65歳以上)4,726歩 平成30年度実績:(20-64歳)6,705歩 (65歳以上)4,759歩 令和元年度実績:(20-64歳)6,685歩 (65歳以上)4,656歩</p> <p>(出典):国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。</p>	<p>・ 令和6年度より開始した健康日本21(第三次)においても歩数に関する目標設定をしているが、年代別、男女別では目標設定をしておらず、また令和6年度値をベースライン値としており、令和6年度の評価ができないため本政策評価計画においては測定指標・目標値ともに現行のままとする。</p> <p>(健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou_unippon21_00006.html)</p>
6	<p>運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 (アウトカム)</p>	<p>1週間の総運動時間60分未満の子どもの割合 小学5年生 男子 10.5% 女子 24.2%</p>	平成22年度	減少傾向へ	令和6年度	-	減少傾向へ	減少傾向へ	減少傾向へ	減少傾向へ	<p>・ 幼児期の遊びを含む運動・スポーツ活動は、その後の運動習慣に影響を与え、生涯を通じ健やかで心豊かに生活するためには、子どもの頃からの健康が重要である。</p> <p>・ 子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣を形成することで、成人期、高齢期等の生涯を通じた健康を推進していくことができる。</p> <p>・ 健康な運動習慣を有する子どもの割合を増やすことで、心身の健康の保持、増進や体力の向上をはかり健康で活力に満ちた長寿社会の実現につなげることが重要である。</p> <p>・ これまで健康日本21(第二次)では、運動やスポーツを習慣的にしている子どもの指標を「週に3回以上」としていたが、健康な運動習慣という観点では、積極的に運動やスポーツに取り組む子どもの割合よりも、健康リスクを有する運動不足の子どもの割合を把握することの方が国民全体の健康を高める目的に合致していると考え、平成30年9月に第41回地域保健健康増進栄養部会で、指標を「1週間の総運動時間が60分未満の子供の割合」に変更することが了承された。また、健康日本21(第三次)でも、第二次に引き続き本指標及び本目標値を設定している。</p> <p>(参考) 平成28年度実績:男子6.5% 女子11.6% 平成29年度実績:男子6.4% 女子11.6% 平成30年度実績:男子7.2% 女子13.3% 令和元年度実績:男子7.6% 女子13.0%</p> <p>(出典):全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁) URL: http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1368222.htm</p>	左記のとおり。

7	<p>糖尿病有病者数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野16】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	890万人	平成19年度	1,000万人	令和6年度	-	(目安) 1000万人	(目安) 1,000万人	(目安) 1,000万人	(目安) 1,000万人	<p>・ 我が国の糖尿病有病者数は、平成19年国民健康・栄養調査において、「糖尿病が強く疑われる人」は約890万人、「糖尿病の可能生が否定できない人」が約1,320万人であった。</p> <p>・ 「糖尿病が強く疑われる人」は10年前の1997年と比べて約1.3倍に増えており、わが国の人口構成の高齢化に伴って、増加ペースは加速することが予想される。</p> <p>・ このため健康日本21(第二次)では糖尿病の一次予防として「糖尿病有病者の増加の抑制」を目標値に設定している。</p> <p>(参考) 平成19年度実績: 約890万人、平成24年度実績: 約950万人、平成28年度実績: 約1000万人、令和元年の予測値(参照): 約1,150万人</p> <p>※ 平成9年・14年・19年にかけての性・年齢階級別糖尿病有病率の傾向が以降も続く場合、令和4年度予測値は1,410万人</p> <p>(平成28年 国民健康・栄養調査結果の概要のURL: https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/kekkaigyoyou_7.pdf)</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(出典): 国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※国民健康・栄養調査の大規模調査(4年に1度)で把握。令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い調査を中止。次回の大規模調査は令和6年に実施予定のため、令和4年、5年のデータはなし。</p>	<p>・ 令和6年度より開始した健康日本21(第三次)において新たに目標値を設定し直しているが、令和6年度値をベースライン値としており、令和6年度の評価ができないため本政策評価計画においては現行の目標値のままとする。</p>
8	<p>野菜摂取量の平均値 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	282g	平成22年度	350g	令和6年度	-	(目安) 327g	(目安) 350g	(目安) 350g	(目安) 350g	<p>・ 野菜・果物の摂取量の増加は、体重コントロールに重要な役割があること、循環器疾患、2型糖尿病の一次予防に効果があることが報告され、日本でも、果物摂取と循環器疾患との関連が報告されている。</p> <p>・ また、野菜・果物は、消化器系のがん、果物は肺がんに予防的に働くことが報告され、日本でも食道がん、胃がんとの関連が示され、不足しないことが奨励されている。</p> <p>・ このようなことから、健康日本21(第二次)では、野菜と果物の摂取量の増加を目標に設定しており、野菜に関する目標値としては野菜摂取量の平均値350gとすることを目標としている。また、健康日本21(第三次)でも、第二次に引き続き本測定指標及び本目標値を設定している。</p> <p>((参考) 平成28年度実績: 276.5g、平成29年度実績: 288.2%、平成30年度実績: 281.4%、令和元年度280.5g)</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(出典): 国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い調査を中止。</p>	<p>左記のとおり。</p>
9	<p>食塩摂取量の平均値 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野19】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	10.6g	平成22年度	8.0g	令和6年度	-	(目安) 8.7g	(目安) 8.0g	(目安) 8.0g	(目安) 8.0g	<p>・ 減塩が血圧を低下させ、結果的に循環器疾患を減少させることについては、立証されており、消費者の啓発や食品中の塩分量の規制が、高血圧対策において費用対効果が高いこと、さらに、食塩・高塩分食品摂取が胃がんのリスクを上げること示されている。</p> <p>・ このようなことから、健康日本21(第二次)では、食塩摂取量の減少を目標に設定しており、目標値としては、令和5年度において、食塩摂取量の平均値8gとすることを目標としている。また、健康日本21(第三次)でも、第二次に引き続き本測定指標を設定している。</p> <p>(参考) 平成28年度実績: 9.9g、平成29年度実績: 9.9%、平成30年度実績: 10.1%、令和元年度10.1g)</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(出典): 国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い調査を中止。</p>	<p>令和6年度より開始した健康日本21(第三次)において新たに目標値を設定し直しているが、令和6年度値をベースライン値としており、令和6年度の評価ができないため本政策評価計画においては現行の目標値のままとする。</p>

10	住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数(アウトカム)	17 都道府県	平成24年度	47 都道府県	令和6年度	-	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 身体活動や運動習慣は個人の意識づけだけでなく、身体活動の増加に対する人々の協調行動の活発化を形成するための生活環境や社会支援が関係する。 情報通信技術(ICT)の発展に伴い、今まで以上に身体活動が減少しやすい社会環境に変化し、ますます身体活動不足が蔓延する可能性がある。 このため、身体活動や実施しやすい環境をあらゆる場面において整備していくことが重要であり、健康日本21(第二次)では、健康格差対策に取り組む自治体の増加(課題となる健康格差の実態を把握し、健康づくりが不利な集団への対策を実施している都道府県の数)を目標に設定しており、目標値としては、令和5年度において47都道府県としている。また、健康日本21(第三次)では、本測定指標を設定していない。 <p>(参考)平成28年度実績:29都道府県 平成29年度実績:39都道府県 平成30年度実績:33都道府県 令和元年度実績:34都道府県</p> <p>(出典):健康・生活衛生局健康課による把握</p>	令和6年度より開始した健康日本21(第三次)においては、本測定指標を目標として設定していないため、令和6年度以降評価ができないため本政策評価計画の測定指標からも削除とする。
----	-------------------------------------	------------	--------	------------	-------	---	------------	------------	------------	------------	--	--

達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額				
(1)	管理栄養士国家試験費(昭和38年度)	53百万円	56百万円	59百万円	1	適正に管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付・登録等を行い、管理栄養士の資質を確保することで、健康づくりの推進を図る。	002343
(2)	生活習慣病対策推進費(平成10年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野05】	1,323百万円	1,356百万円	1,390百万円	1.2,3,4	「健康日本21(第二次)」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進するために、スマートライフプロジェクト等を通じ、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、シンポジウムや先進的な取り組みに対するアワード等を開催し、健康づくりに関する情報交換や交流の場とするとともに、具体的な取組の進め方に関する情報の発信や健康づくりに関する正しい知識の啓発等により、生活習慣病の予防を推進する。	002344
(3)	国民健康・栄養調査委託費(平成15年度)	181百万円	181百万円	301百万円	1.2,3	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにすることで、国民の健康の増進の総合的な推進を図る。	002339
(4)	健康的な生活習慣づくり重点化事業(平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野02,05,09】	732百万円	616百万円	596百万円	1.2	未成年者喫煙防止対策や受動喫煙防止対策、禁煙を希望する者に対する支援体制を整備する。また、運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供や民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組を推進し、親子ワークショップ、講演会等の開催並びに民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策等を実施することにより、国民の生活習慣を改善し、病気の発症予防や重症化予防が図られる。	002338
(5)	管理栄養士専門分野別人材育成事業費(平成18年度)	40百万円	-	-	1	複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施および食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成することを目的とし、各専門領域におけるリーダーを対象とした専門研修プログラムを作成することで、水準の高い栄養ケアを効率良く提供する。 ※令和4年度をもって終了。	-
(6)	健康増進事業(平成20年度) (関連:29-(X-1-2))	3,338百万円	3,321百万円	3,321百万円	1.2,3	健康教育や健康相談、健康診査などを実施することにより、壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の促進が図られる。	002337
(7)	健康増進総合システム(保守・運用)(平成20年度)	0	0	0	1.2,3	最新の科学的知見に基づいた情報提供、個人に合わせた専門指導を行うためのプログラム等の運用を行うことで、国民が生活習慣を改善するための支援を図る。 ※令和3年度をもって終了。	-
(8)	健康増進総合システム(情報提供)(平成20年度)	16百万円	16百万円	16百万円	1.2,3	最新の科学的知見に基づいた情報提供、個人に合わせた専門指導を行うためのプログラム等の運用を行うことで、国民が生活習慣を改善するための支援を図る。	002342
(9)	糖尿病の重症化・合併症の発症予防のための地域における診療連携体制推進に資する事業(平成23年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野02,05】	17百万円	17百万円	17百万円	1.7	都道府県健康増進計画の各種目標等の実現・達成のために、糖尿病の重症化・合併症の発症予防のための地域における診療連携体制の推進に資する事業を実施する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、糖尿病有病者の増加を抑制する効果があると見込んでいる】	002346
(10)	栄養ケア活動支援整備事業(平成24年度)	20百万円	19百万円	0	1	増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備を行うことで、栄養ケアを担う人材を確保する。 ※令和5年度をもって終了。	-
(11)	健診結果の様式の標準化整備事業(令和2年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野12,13】	0	0	0	1	特定健診のみならず、それ以外の健診・検診においても、健診結果を標準的な電磁的記録の様式で提供できるよう、通知にてその標準的な様式を定めるとともに、市町村において、速やかに標準的な電磁的形式を活用出来るように、様式の標準化に係る整備(データ標準レイアウトの改版に伴う市区町村のシステム改修等)に必要な経費について補助する。【補助率1/2】 これにより、転居時に市区町村間で健康診査情報が引き継がれる仕組みや、マイナポータル等を活用した個人の健診・検診結果情報を一元的に確認できる仕組みを構築するものである。また、個人の健康状態を本人や家族が把握することで、日常生活の改善や健康増進につながり、ひいては健康寿命の延伸に寄与すると考えられる。 ※令和3年度をもって終了。	-

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定時期	令和7年度
	5,720,202	5,621,768	5,700,163		
施策の執行額(千円)	5,065,872	5,048,833			

施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第210回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明	令和4年10月21日	国民の健康を増進し、健康寿命の延伸を図るため、次期「国民健康づくり運動プラン」策定に向けた議論を進めるとともに、予防・重症化予防・健康づくりの政策効果に関する実証事業を着実に実施します。

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(I-11-3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	総合的ながん対策を推進すること(施策目標 I-11-3) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること		担当 部局名	健康・生活衛生局がん・疾病対策課	作成責任者名	がん・疾病対策課長 鶴田 真也
施策の概要	<p>本施策は、がん対策基本法に基づき策定された「がん対策推進基本計画」に基づき、がん患者を含めた国民が、がんの克服を目指し、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、様々ながんの病態に応じて、いつでもどこに居ても、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができるよう、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」を3つの柱として取組みを進める。具体的には、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図ることとしている。 現在は令和5年3月に閣議決定された第4期がん対策推進基本計画(計画期間:令和5年度～令和10年度)に基づき、取組を進めている。</p> <p>【がん検診の推進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん検診は健康増進法に基づく市区町村の事業として実施されており、厚生労働省では、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、科学的根拠に基づくがん検診として、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの検診を推進している。 第4期がん対策推進基本計画においては、同指針に基づく全てのがん検診において受診率60%、精密検査受診率 90%を目指すこととしている。 また、がんの早期発見・早期治療につなげ、がんの死亡率を減少させるためには、がん検診における精度管理が必要不可欠であることから、レセプトやがん登録情報を活用したがん検診の精度管理について、自治体に対して技術的支援等を行っている。 <p>【がんの医療提供体制の均てん化・集約化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づき、拠点病院等を中心として、標準的な手術療法、放射線療法、薬物療法、病理診断、緩和ケア等の提供、がん相談支援センターの整備、院内がん登録及び多職種によるカンファレンスの実施等を推進し、医療の質の向上や均てん化に向けた取組を進めてきた。 令和6年2月時点で、全ての都道府県に、計456施設の拠点病院等が指定されている。これらの拠点病院等においては、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 <p>【がん患者等の生活の質の向上について】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん医療の進歩により、がんは長く付き合う病気となり、がん患者・経験者が、働きながらがん治療を受けられる可能性が高まっている。これを踏まえ、企業における治療と仕事の両立支援の取組を推進するため、平成28年2月に「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を策定したほか、「がん患者の就労に関する総合支援事業」により拠点病院等における情報提供・相談支援や両立支援の充実を進めている。 また、がんは小児・AYA世代(Adolescent and Young Adult(思春期・若年成人)の頭文字をとったもので、主に思春期(15歳～)から30歳代までの世代を指す。)の病死の主な原因の一つであるが、これらの世代のがんは、多種多様ながん種を多く含むことや、乳幼児・小児期・思春期・若年成人世代といったライフステージで発症することから、成人のがんとは異なる対策が求められる。こうした現状を踏まえ、小児がん拠点病院等を指定し、地域における小児がん診療のネットワーク化をすすめている。 こうした施策により、がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会の構築を進めている。 					
施策を取り巻く現状	<p>がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題となっている。 がん検診は、がんの早期発見・早期治療につながるものであるが、我が国のがん検診の受診率は依然として諸外国に比べて低い状況にある。 また、精密検査の受診率についても、多くのがん種で十分とは言えない。</p> <p>令和4年8月に、がん医療の更なる充実のため、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の見直しを行い、がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少という今後の人口動態の変化を踏まえ、拠点病院等の役割分担を図る必要がある項目については、患者の適切ながん医療へのアクセスを確保した上で、一定の集約化を求めるとしたほか、都道府県がん診療連携協議会の体制を強化し、拠点病院等の役割分担や連携体制の構築、感染症発生・まん延時や災害時等への対応等を新たな要件として盛り込んだ。</p> <p>がん患者の約4人に1人は、20歳から64歳までの年齢でがんに罹患しており、20歳から64歳までのがん罹患患者数は増加している(平成14年:約19万人→令和元年:約24万人)。 我が国の全がんの5年相対生存率は上昇しており、がん患者・経験者が長期生存し、働きながらがん治療を受けられる可能性が高まっている。このため、がんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築が重要であり、がんの治療と学業や仕事を両立し、また、治療後も同様の社会生活を維持する上で、がんの治療に伴う外見の変化に対する支援が重要となっている。また、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者にとっては、妊孕性の温存は大きな課題である。</p>					
施策実現のための課題	1	がんの死亡者は依然として多く、がん検診受診率・精密検査受診率も十分とは言えない状況にある。	2	がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少という今後の人口動態の変化を踏まえた、がん医療提供体制の整備を進める必要がある。	3	20歳から64歳までのがん罹患患者数の増加、全がんの5年相対生存率の上昇等を踏まえ、がん患者・経験者の生活の質の向上に向け、治療と学業や仕事の両立や、ピアランスケア等のサバイバーシップ支援、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対する妊孕性温存等に関する支援が重要となっている。
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡者の減少を実現する。	がん検診は、当該がんの死亡率減少を目的として、無症状の健康な集団から当該がんの疑いのある者となし者を選別し、前者を適切な治療に、後者を次回の検診に導く一連のプログラムであり、科学的根拠に基づくがん検診の受診や精密検査の受診は、がんの早期発見・早期治療につながる。がんの死亡者数を更に減少させていくためには、がん検診の受診率向上及び精度管理の更なる充実が必要であることから当該目標を設定した。			
	目標2 (課題2)	地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する。	がん医療が高度化する中で、少子高齢化・人口減少という人口動態の変化をも踏まえ、引き続き質の高いがん医療を提供するために重要な施策であることから、当該目標を設定した。			
	目標3 (課題3)	ライフステージに応じたがん対策を推進することで、全てのがん患者及びその家族等の生活の質の向上を目指す。	がん患者・経験者の生活の質の向上において、治療と学業や仕事の両立や、ピアランスケア等のサバイバーシップ支援や、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対する妊孕性温存等のライフステージに応じたがん対策が重要であることから、当該目標を設定した。			

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
① がんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19-i】 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】	人口10万対 273.9人	令和4年	令和4年 と比べて低 下	毎年度	平成29年 (人口10万 対293.7人) 以下	平成29年(人 口10万対 293.7人) 以下	平成29年(人 口10万対 293.7人) 以下	令和4年(人 口10万対 273.9人) 以下	令和4年(人 口10万対 273.9人) 以下	集計中 (令和6年 12月頃 公表予定)	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づき、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図り、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させることとしている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	第3期がん対策推進基本計画(平成29年度～令和4年度)においては、75歳未満のがんの年齢調整死亡率を低下させることとしていた。第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度)においても、第3期計画期間における実績を踏まえ、最終アウトカムの1つとして75歳未満のがんの年齢調整死亡率を設定している。75歳未満のがんの年齢調整死亡率はほぼ一貫して減少し続けているが、引き続き推移を注視する。 ※令和2年人口動態統計から、年齢調整死亡率の基準人口が昭和60年モデル人口から平成27年モデル人口に変更された。令和5年度の分析表までは、旧基準人口(昭和60年モデル人口)を使用していたが、本年度の分析表では、第4期がん対策推進基本計画の閣議決定(令和5年3月)に伴い、新基準人口(平成27年モデル人口)を使用した数値を用いることとした。また、過去の目標値、実績値も新基準人口に合わせた値へと変更した。
2 がん検診受診率 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19-i】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】 (アウトプット)	男性 胃がん:46.4% 肺がん:51.0% 大腸がん: 44.5% 女性 胃がん:35.6% 肺がん:41.7% 大腸がん: 38.5% 子宮頸がん: 42.4% 乳がん:44.9%	平成28年	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 60% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 60%	令和10年度	-	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 50% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 50%	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 50% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 50%	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 60% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 60%	男性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 60% 女性 胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 60%	同調査では、平成16年に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成10年3月31日厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知別添)の一部が改正されたことを踏まえ、平成22年から平成28年の大規模調査までは、子宮頸がん検診及び乳がん検診について、「過去1年間」及び「過去2年間」の受診状況を調査していたが、過去3回の調査結果が比較可能となったことや、平成20年に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添)において、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、2年に1回の受診回数としていることを踏まえ、令和元年調査以降は、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、「過去2年間」の受診状況のみ調査することとした。 これまで、子宮頸がん検診及び乳がん検診の基準値は、他のがん検診との平仄から平成28年調査における「過去1年間」の受診率を記載していたが、上記を踏まえ、これを「過去2年間」の受診率に変更している。 (参考)変更前の子宮頸がん検診及び乳がん検診の平成28年における受診率は、子宮頸がん検診:33.7%、乳がん検診:36.9%。	左記のとおり、がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されていることから、第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度)において、第3期計画期間におけるがん検診の受診率の目標値を60%としている。 なお、国民生活基礎調査の次回の実施年は令和7年度であることから、令和7年夏に本指標の実績を評価する際は、令和4年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。また、その際は、8項目のうち何項目が目標を達成しているかにより達成度を評価する。	
3 精密検査受診率 【新経済・財政再生計画関連:社会 保障分野19-i】 【新経済・財政再生計画 改革工程 表のKPI】 (アウトプット)	胃がん:80.7% 肺がん:83.0% 大腸がん: 70.6% 子宮頸がん: 75.4% 乳がん: 87.8%	平成28年度	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90%	令和10年度	前年度以上	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90%	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90%	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90%	胃がん: 肺がん: 大腸がん: 子宮頸がん: 乳がん: 90%	【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※基準値(平成28年度実績値)及び実績値(平成29年度実績値)の変更について 前年度までは、地域保健・健康増進事業報告の概要版(算出対象年齢:40歳から69歳(子宮頸がんのみ20歳から69歳))を引用していたが、市町村等ががん検診の事業評価を行うための参考として作成された「今後のわが国におけるがん検診事業評価の在り方について」(平成20年3月、がん検診事業の評価に関する委員会)において、数値設定の対象年齢は40歳から74歳(子宮頸がんのみ20歳から74歳)と示されていることを反映させるために変更している。 (参考)変更前の実績値 平成28年度(地域保健・健康増進事業報告の概要版にて公表された平成27年度の精密検査受診率)における受診率は、胃がん検診:80.4%、肺がん検診:83.1%、大腸がん検診:68.8%、子宮頸がん検診:74.3%、乳がん検診:87.2%。 平成29年度(上記概要版にて公表された平成28年度の精密検査受診率)における受診率は、胃がん検診:80.1%、肺がん検診:83.4%、大腸がん検診:69.5%、子宮頸がん検診:76.3%、乳がん検診:87.5%。	左記のとおり、がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されていることから、第4期がん対策推進基本計画(令和5～10年度)において、第3期計画期間における実績を踏まえ、精密検査受診率の目標値を90%としている。 なお、令和6年度の実績値は令和9年3月に公表予定であることから、令和7年夏に本指標の令和6年度の実績を評価する際は、令和4年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。また、その際は、5項目のうち何項目が目標を達成しているかにより達成度を評価する。	

達成手段1 (開始年度)	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号	
							(1)
(2)	がん医療に携わる医師等に対する研修事業等(平成18年度)	1,305,744千円 1,297,997千円	834,685千円 834,653千円	835,522千円	1	国立がん研究センターにより、がん登録やがん診療連携拠点病院等の取組状況に関する情報収集・分析等を行うとともに、希少がん診断のための病理医を育成するための研修、がん医療に携わる医療従事者に対する緩和ケア研修、ゲノム医療に携わる人材や小児がん患者の長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成するための研修、がん患者・経験者、がん医療に携わる医療従事者に対するピアサポートや患者サロンに関する研修、在宅医療に従事する医療従事者を育成に必要なテキストや研修プログラムの開発等を実施する。また、職種におけるがん検診にかかるデータを収集等が出来るような仕組みを構築していくため実態調査を実施していく。これにより、がん対策推進基本計画に盛り込まれた、がん検診された時からの緩和ケアの推進や、ゲノム医療、小児がん患者フォローアップ、ピアサポート等の体制の整備を図り、がん医療の質を向上させることができるようになるため、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。	002351
(3)	がん検診総合支援事業費等(平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19-i】	1,576,519千円 1,540,272千円	1,640,902千円 1,539,986千円	1,548,956千円	1、2、3	がん検診の受診率を向上させるための方策として、対象者の網羅的な名簿管理に基づく個別受診勧奨・再勧奨を行うとともに、初年度対象者に子宮頸がん検診、乳がん検診のクーポン券を送付する。また、精密検査未受診者に対して受診再勧奨を行うとともに、胃内視鏡検査を行う医師の育成や企業等と連携した働く世代に対する取組や科学的根拠に基づきがん検診受診率向上に向けた効率的な手法についての検証を行っていく。これにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させ、がん検診受診率及び精密検査受診率を上昇させる効果があると見込んでいる】	002349
(4)	都道府県健康対策推進事業(平成22年度)	683,042千円 681,415千円	668,626千円 668,348千円	641,175千円	1、2、3	都道府県がん対策推進計画の各種目標等の実現・達成のために、地域の実情等を反映させた各種施策を実施することで、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。	002350

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
4	がんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19-1】 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 【再掲】	人口10万対 273.9人	令和4年	令和4年 と比べて低下	毎年度	平成29年 (人口10万対 293.7人) 以下	平成29年 (人口10万対 293.7人) 以下	平成29年 (人口10万対 293.7人) 以下	令和4年 (人口10万対 273.9人) 以下	令和4年 (人口10万対 273.9人) 以下	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づき、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図り、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させることとしている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	第3期がん対策推進基本計画(平成29年度～令和4年度)の期間内であり、引き続き第3期基本計画に基づき75歳未満のがんの年齢調整死亡率を低下させることとしている。第4期がん対策推進基本計画(令和5年度～令和10年度)においても、第3期計画期間における実績を踏まえ、最終アウトカムの1つとして75歳未満のがんの年齢調整死亡率を設定している。75歳未満のがんの年齢調整死亡率はほぼ一貫して減少し続けているが、引き続き推移を注視する。 ※令和2年人口動態統計から、年齢調整死亡率の基準人口が昭和60年モデル人口から平成27年モデル人口に変更された。令和5年度の分析表までは、旧基準人口(昭和60年モデル人口)を使用していたが、本年度の分析表では、第4期がん対策推進基本計画の閣議決定(令和5年3月)に伴い、新基準人口(平成27年モデル人口)を使用した数値を用いることとした。また、過去の目標値、実績値も新基準人口に合わせた値へと変更した。
5	役割分担に関する議論が行われている都道府県の数 (アウトプット) 【第4期がん対策推進基本計画評価指標】	—	—	47都道府県	令和10年度	/	/	47都道府県	47都道府県	39都道府県	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。国はこれまで、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以下「整備指針」という。)に基づき、拠点病院等を中心として、がん医療提供体制の質の向上や均てん化に向けた取り組みを進めてきた。また、令和4年8月に整備指針の見直しを行い、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する観点から、都道府県がん診療連携協議会の役割と機能を強化した。また、令和5年3月に閣議決定された「第4期がん対策推進基本計画」ではがん医療提供体制の均てん化と集約化を推進することとする。令和5年度からは、都道府県がん診療連携協議会において、都道府県内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担について議論した都道府県数を増やすこととしている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html)	左記のとおり、第4期がん対策推進基本計画評価指標において、「役割分担に関する議論が行われている都道府県の数」を、令和10年度に47都道府県とすることが目標とされている。令和6年度の目標は、最新値の令和4年度実績値と最終目標年度の令和10年度の目標値との差分を均等割りして設定した。

達成手段2 (開始年度)	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号	
							(5)
(6)	がん医療に携わる医師等に対する研修事業等(平成18年度)	1,305,744千円 1,297,997千円	834,685千円 834,653千円	835,522千円	4	国立がん研究センターにより、がん登録やがん診療連携拠点病院等の取組状況に関する情報収集・分析等を行うとともに、希少がん診断のための病理医を育成するための研修、がん医療に携わる医療従事者に対する緩和ケア研修、ゲノム医療に携わる人材や小児がん患者の長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成するための研修、がん患者・経験者、がん医療に携わる医療従事者に対するピアサポートや患者サロンに関する研修、在宅医療に従事する医療従事者を育成に必要となるテキストや研修プログラムの開発等を実施する。また、職域におけるがん検診にかかるデータを収集等が出来るような仕組みを構築していくため実態調査を実施していく。これにより、がん対策推進基本計画に盛り込まれた、がんと診断された時からの緩和ケアの推進や、ゲノム医療、小児がん患者フォローアップ、ピアサポート等の体制の整備を図り、がん医療の質を向上させることができるようになるため、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。	002351
(7)	がん検診総合支援事業費等(平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19-i】	1,576,519千円 1,540,272千円	1,640,902千円 1,539,986千円	1,548,956千円	4	がん検診の受診率を向上させるための方策として、対象者の網羅的な名簿管理に基づく個別受診勧奨・再勧奨を行うとともに、初年度対象者に子宮頸がん検診、乳がん検診のクーポン券を送付する。また、精密検査未受診者に対して受診再勧奨を行うとともに、胃内視鏡検査を行う医師の育成や企業等と連携した働く世代に対する取組や科学的根拠に基づきがん検診受診率向上に向けた効果的な手法についての検証を行っている。これにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)を低下させ、がん検診受診率及び精密検査受診率を上昇させる効果があると見込んでいる】	002349
(8)	都道府県健康対策推進事業(平成22年度)	683,042千円 681,415千円	668,626千円 668,348千円	641,175千円	4	都道府県がん対策推進計画の各種目標等の実現・達成のために、地域の実情等を反映させた各種施策を実施することで、がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の低下が見込まれる。	002350

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
6	仕事と治療の両立ができる環境と 思う人の割合の増加数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19-ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	27.9%	平成28年度	55%	令和10年度	-	-	-	令和元年度 (37%)以上	-	がん患者の約4人に1人は、20歳から64歳までの年齢でがんに罹患している。このため、がん対策推進基本計画に基づき、がん患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実し、がんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築に向けて取り組んでいる。世論調査において、仕事と治療の両立ができる環境と思うと回答した人の割合を55%にすることを目標としている。 なお、本指標については、がん対策に関する世論調査により実績値を算出している。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)令和5年度実績値45.4%は分母:有効回収数(1,626人)、分子:「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」と回答した人から算出したもの。	がん患者の仕事と治療の両立については、「がん患者の就労に関する総合支援事業」において、がん診療連携拠点病院等に就労に関する専門家の配置等により環境整備を進めている。 目標値は、平成25年度以降の実績に基づいて推計した。取組を継続することで上昇を維持することとし、目標値を令和10年度に55%とした。 なお、世論調査の前の実施年は令和5年度であり、次回の調査年は未定であることから、令和7年夏に本指標の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。
7	がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19-ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	13,506件 (推計)	平成28年	40,000件	令和7年	平成30年度 (29,070) 以上	前年 (29,528件) 以上	25,000件 以上	25,000件 以上	36,723件 以上	がん患者の約4人に1人は、20歳から64歳までの年齢でがんに罹患している。このため、がん対策推進基本計画に基づき、がん患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実し、がんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会を構築し、がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数を年間40,000件とすることを目標としている。 (がん対策推進基本計画のURL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※実績値は、暦年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。	目標値は、平成30年度患者調査の結果に基づいて推計した。取組を継続することで上昇を維持することとし、目標値を令和7年までに40,000件とした。 また、令和6年度の目標は、令和3年度実績値と最終目標年度の令和7年度の目標値との差分を均等割りして設定した。
8	現在自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合 (アウトカム)	70.5%	平成30年度	前回と比べて増加	令和10年度	-	-	-	平成30年度 (70.5%) 以上	-	患者の視点からのがん対策評価を行うため実施されている「患者体験調査」において、がん患者及びその家族の生活の質の向上に関しては、「自分らしい日常生活を送れていると感じる」人の割合を調査しており、がん対策推進基本計画においても、同調査結果が評価指標として採用されている。 (参考)平成30年度実績値は分母:最終報告対象となった有効回答の内、本人回答の数(無回答を除外・5,277人)、分子:「とてもそう思う」または「ある程度そう思う」と回答した人数(3,713人)から統計上の補正を行い、算出している。	「患者体験調査」は過去3回(平成26年度、平成30年度、令和5年度)しか実施されておらず、調査項目の改善率の推計が立てづらいことから、前回実施時点(平成30年度)以上の値を目標値として設定した。また、目標年度は第4期がん対策推進基本計画の目安に合わせて設定した。 なお、患者体験調査の前の実施年は令和5年度であり、次回の調査年は未定であることから、令和7年夏に本指標の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。

9	「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」に係る助成の実施件数(アウトプット)	1,061件	令和4年度	前年度と比べて増加	毎年度	-	-	前年度(1,061件)以上	前年度以上	前年度以上	妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、エビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の研究を促進することを目的とした「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を令和3年度から実施している。 小児・AYA世代の患者等が、将来に希望をもって治療等に取り組むため、必要とする方に妊孕性温存と温存後生殖補助医療に係る助成を適切に実施することを目標としている。	妊孕性温存については、対象となる患者全てに実施するものではなく希望者に対して実施するものであることから、目標値(絶対数)を定めていないが、一方で、妊孕性温存に関する相談や意思決定支援、助成に関する周知等が不足しており希望をしても機会を逸した患者がこれまで存在するという想定のもと、対前年度での助成件数増加を目標と設定している。
10	外見の変化に関する相談ができた患者の増加数(アウトカム)	28.3%	平成30年度	前回と比べて増加	令和10年度	-	-	-	前回(28.3%)以上	-	がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されている。「患者体験調査」によると、がんの治療に伴う外見の変化(爪、皮膚障害、脱毛等)に関する相談ができたがん患者の割合は、成人で28.3%(平成30年度)であり、一定の取組がなされていることが明らかとなったが、さらなる取組が求められている。 (参考)平成30年度実績値は分母:最終報告対象となった有効回答数(無回答を除外・6,754人)、分子:「相談できた」と回答した人数(2,038人)から統計上の補正を行い、算出している。	外見の変化に関する悩みへの相談は、外見の変化が起こった患者全てが相談を希望するものではなく、相談希望者に対して実施するものであることから、目標値(絶対数)を定めていないが、一方で、外見の変化に関する相談を希望をしても機会を逸した患者がこれまで存在するという想定のもと、相談支援体制の構築や普及啓発等の取組が進むことで、相談件数が増加することを目標として設定している。また、目標年度は第4期がん対策推進基本計画の目安に合わせて設定した。 なお、患者体験調査の前回の実施年は令和5年度であり、次回の調査年は未定であることから、令和7年夏に本指標の実績を評価する際は、令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。
達成手段3		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(9)	がん診療連携拠点病院機能強化事業費等(平成18年度)	7,995,126千円 7,976,413千円	7,111,623千円 7,084,270千円	6,571,492千円	7, 8	がん診療連携拠点病院が実施するがん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行う。 がん患者やその家族に質の高い相談支援が提供されることにより、がん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上につながるができるようになるため、現在自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合を増加させる効果があると見込まれる。					002348	
(10)	都道府県健康対策推進事業(平成22年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野19-ii】	683,042千円 681,415千円	668,626千円 668,348千円	641,175千円	6	都道府県がん対策推進計画の各種目標等の実現・達成のために、地域の実情等を反映させた各種施策を実施することで、仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合の増加等が見込まれる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、仕事と治療の両立ができる環境とと思う人の割合を増加させる効果があると見込んでいる】					002350	
(11)	小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業(令和3年度)	773,140千円 328,301千円	475,120千円 350,220千円	1,095,866千円	8, 9	妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成するとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集・管理する。これにより、対象者の経済的負担の軽減や、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究の促進が期待できることから、自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合の増加等につながるが見込まれる。					003031	
(12)	アピアランス支援モデル事業(令和5年度)	- -	26,360千円 25,848千円	26,560千円	8, 10	がん診療連携拠点病院等のがん診療を行う医療機関において、アピアランスケアを必要とするがん患者に対し、研修を受けた医療従事者による情報提供や相談支援等を行い、効果的な支援体制について検証することで、自分らしい日常生活を送れていると感じるがん患者の割合や外見の変化に関する相談ができた患者の増加等につながるが見込まれる。					005563	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
施策の執行額(千円)		12,333,571			10,757,316			10,719,571				
施策の執行額(千円)		11,824,398			10,503,325							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
		第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説					令和6年3月8日			がん対策や循環器病対策に関する基本計画に基づき、総合的な対策を進めます。		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(I-12-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること(施策目標 I-12-1) 基本目標 I : 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 12 : 健康危機管理・災害対応力を強化すること	担当 部署名	大臣官房厚生科学課健康危機管理・ 災害対策室	作成責任者名	健康危機管理・災害対策室長 水野 嘉郎
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・健康危機管理体制を整備すること ・地域における健康危機管理体制の整備を図ること ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号) ・「厚生労働省防災業務計画」(最終改正 令和3年9月)				
施策を取り巻く現状	1. 国の健康危機管理体制 ・医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき必要な体制を整備。 【平時】 ・関係部局や国立試験研究機関を通じて内外からの情報を収集 ・部局横断組織である「健康危機管理調整会議」において、毎月2回情報交換を実施 【有事】 ・緊急の調整会議の開催、対策本部の設置、職員や専門家の現地派遣、健康危機情報の発信等 ----- 2. 自治体の健康危機管理体制 ・地域における健康危機管理は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、「地域健康危機管理ガイドライン」を参考に健康危機管理体制を整備することが求められている。 ・地域の健康危機管理の拠点となるのが保健所等だが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症対策における保健所等の役割の重要性が改めて認識された。 ・その体制の強化を図るため、感染症業務従事保健師の増員に係る地方財政措置やIHEAT要員の確保等が行われている。 ----- 3. 地震及び気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化 ・令和5年5月5日の石川県珠洲市を震源とした地震、令和6年1月1日能登半島地震など、地震が激甚化・頻発化している状況。 ・水害・土砂災害等をもたらす大雨・短時間強雨の頻発化、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」をはじめ、毎年のように豪雨災害による被害が生じている。 ・災害の発生時に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部、保健所の指揮調整機能等への支援のため、「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の応援派遣を調整。 ・DHEATは、医師、保健師、管理栄養士等、専門的な研修・訓練を受けた被災都道府県以外の都道府県等職員の中から、1班あたり5名程度で構成され、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援するが、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。				
施策実現のための課題	1	医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対応するための体制整備が必要である。			
	2	① 感染症・災害等の対応や、保健所のマネジメント等の支援を行うことができる人材を養成することが必要である。 ② 平時より健康危機管理に関する体制の整備や広域的な連携体制の整備が必要である。			
	3	地震や台風、大雨等の災害に対して、迅速な災害対応を実施するための平時からの備えが必要である。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
目標1 (課題1)	緊急事態に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するため、健康危機の兆候を速やかに察知すること		医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康を脅かす事態に対して、その兆候を速やかに察知し、迅速かつ適切に対応するための体制を整備しておくことが求められるため。		
目標2 (課題2)	地域における健康危機管理体制の確保を図ること		多様化する健康危機事例の未然防止及び拡大抑制のため、平時より健康危機管理に関する体制の整備や広域的な連携体制の整備、危機管理に関する研修の実施等により、地域における健康危機管理体制の強化を図り、安心で健康な国民生活の確保を図ることが求められているため。		
目標3 (課題3)	災害に対する事前の訓練等によるシミュレーションを行い、対応力を強化すること		近年頻発化している地震、台風、大雨等の災害に対応するための研修の実施により、災害時に迅速かつ円滑な災害対策を行うことが求められるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
①	健康危機管理調整会議の開催回数(アウトプット)	-	-	月2回	毎年度	-	-	-	-	月2回	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省関連部局及び関係研究機関を構成員とする健康危機管理調整会議を定期的に開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることにより、健康危機事案に対する対応体制を整備している。 健康危機管理においては、危機の端緒となる情報の収集及び省内担当部局での適切なアセスメント並びにその情報の共有が必要とされること、こうした危機情報を共有する役割を当該会議が担っているため指標として選定した。 	健康危機情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、国内外で発生している健康危機事案を適切に共有していくことが必要である。情報更新の頻度等を踏まえ、月に2回の開催を目標値とする。ただし、突発的な健康危機管理事案が発生した場合は、月に2回に限らず、その都度開催することとしている。 (参考)令和5年度実績:24件
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	健康危機管理体制の整備(平成10年度)	221百万円	186百万円	239百万円	1	医薬品、食中毒、感染症、飲料水等により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療に関する業務を行うため、健康危機が疑われる各種情報の収集・分析、並びに省内各都府県間の横断的かつ緊密な連携及び短時間で的確な政策調整を行い、また、世界健康安全保障行動グループ(GHSI)等の国際会議に出席し、健康危機管理の向上及びテロ行為に対する準備と対応に係る各国との連携を図ること、省内における健康危機管理に対する体制整備に資する。					002353	

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
②	国が実施する都道府県、保健所設置市・特別区の本庁・保健所等の職員を対象とした健康危機関連の研修の受講者数(アウトプット)	-	-	300人	毎年度	/	/	/	300人	400人	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や災害等の重大な健康危機管理事案に対応することや、各地域における危機管理研修を企画・実施することのできる保健所等の自治体職員を養成するために国が実施する研修に係る参加者数を指標として選定した。 (出典):健康・生活衛生局健康課地域保健室による把握	都道府県ごとに統括的な役割を果たす職員を1人、また感染症や災害等の対応やマネジメント等の支援を行う人材を約5人とし、目標値を設定した。
③	保健所が実施した市町村職員に対する健康危機管理に関する研修(指導)の実施回数・参加延人員(地域保健・健康増進事業報告による)(アウトカム)	344回・7,369人	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(402回・9,656人)以上	前年度(255回・5,397人)以上	前年度(226回・4,840人)以上	前年度(207回・6,674人)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域で健康危機管理を担う保健所職員及び保健所所管区域内の市町村職員を対象として、上記研修を受講した保健所長等のリーダーシップの下で実施される復命研修を含む各種研修の実施回数及び参加者数を指標として選定した。 地域保健・健康増進事業報告 URL: https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&tokei=00450025&tstat=000001030884	健康危機管理について、非常時に万全の対応を期すため、研修の実施回数や参加者数が着実に増加することは望ましいものの、感染症や災害の発生状況等により年度ごとに変動があるため、あらかじめ全国一律の目標値を設定することは実態に即さないことを踏まえ、目標値を前年度以上としている。 (参考)平成30年度実績:402回・9,656人、令和元年度実績:402回・9,656人
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(2)	健康危機管理体制整備推進費(平成5年度)	198百万円	200百万円	206百万円	2	多様化する健康危機事例に的確に対応するため、保健所長及び保健所の管理職員等を対象として、実際の健康危機事例発生時の対応に関する演習、必要な知識等の取得を内容とした研修を実施することで、地域における健康危機管理に対する体制整備に資する。					002354	
(3)	健康危機管理情報収集事業費(平成14年度)	16百万円	16百万円	16百万円	-	地域における健康危機管理情報の収集や解析等を行うことにより、地域における健康危機事例発生時の迅速かつ適切な解決に向けた対応を支援する。					002355	
(4)	地域健康危機管理対策事業(平成18年度)	476百万円	608百万円	642百万円	3	保健所を中核とする健康危機管理体制の整備や緊急時に求められる保健活動への対応などに対して支援を行うことで、健康危機管理体制の充実を図る。					002352	
(5)	災害時公衆衛生従事者緊急派遣事業(平成24年度)	2百万円	2百万円	2百万円	-	保健師等を中心とした公衆衛生従事者を被災地に派遣し、迅速かつ確かな支援体制を確立するため、災害時における派遣ガイドラインの作成や派遣者の養成研修を実施することで、災害時の健康危機管理に対する支援体制整備に資する。					002356	

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
④	厚生労働省職員(地方厚生局職員向け)災害対応研修・訓練	-	-	年1回	毎年度	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	災害対応を迅速かつ円滑に実施するためには、定期的に研修・訓練を開催し、実際に被災地対応を行うことが想定される各地方厚生局災害担当職員の災害対応力強化を図ることが有効と考えられるため、指標として選定。 (出典):大臣官房厚生科学課による把握	毎年必ず研修・訓練を行うのが適切であるとの趣旨から、年1回を目標と設定。
達成手段3 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
⑥	災害対応者能力向上事業 (令和2年度)	15百万円 10百万円	15百万円 10百万円	15百万円		4	厚生労働省職員(地方厚生局職員)の能力向上に資する研修を通じて、災害応急対策や業務継続体制の構築等に向けた更なる取組推進を図る。					002353
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和6年度
施策の執行額(千円)		927,110			1,026,363			1,114,546				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		-					-		-			

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅱ-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ-1-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標1:食品等の安全性を確保すること	担当 部局名	健康・生活衛生局 総務課	作成責任者名	総務課長 吉田 一生
<p>施策の概要</p>	<p>1. 食品安全行政の概要 ○ 本施策は、食品衛生法等に基づき、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。</p> <p>(1)規格基準の設定及び見直し ・ 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進めている。特に、食品中の残留農薬の暴露評価について、国際的な整合化を図るため、手法の高度化に向けた取組を実施している。 ・ また、新たな育種技術(ゲノム編集技術等)や従来にはない新規食品(培養肉等)について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施している。 なお、令和6年4月1日より消費者庁へ移管された。</p> <p>(2)計画に基づく監視指導 ・ 食品衛生法に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施するため、「食品衛生に関する監視指導に実施に関する指針」に基づき、輸出国対策及び輸入時対策については厚生労働省が、国内流通時対策については都道府県等が地域の実情に応じて、毎年度、監視指導計画を策定、公表の上、適切な監視指導を実施している。</p> <p>(3)輸入食品の安全性確保 ・ 毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際対策、③国内流通時の三段階で対策を実施している。 ・ 輸出国における衛生対策としては、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施、担当官の派遣・調査等を実施している。 ・ 輸入時の対策では、輸入業者に対して、輸入の都度、届出を義務付け、事業者からの輸入前相談に対応するとともに、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施している。モニタリング検査における違反状況を踏まえ、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。 ・ 国内流通時の対策では、都道府県等監視指導計画に基づき、都道府県等が店舗等から輸入食品を抜き取り、検査や指導を行っている。</p> <p>(4)食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施 ・ 食品安全に対する消費者の意識の高まり等に対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行っている。</p> <p>2. 食品衛生法の改正について ○ 平成15年の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食のニーズの多様化や輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食を取り巻く環境が変化している。 ○ このような変化の中で、都道府県等を超える広域的な食中毒事案の発生や、食中毒の発生数の下げ止まり傾向があり、事業者における一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。さらには、食品の輸出促進等も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められている。 ○ こうした状況を踏まえ、食品の安全を確保するため、以下のような点を改正内容とする「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)が順次施行されており、令和3年6月には完全施行された。</p> <p>【改正の概要】 (1)広域的な食中毒事案への対策強化〔平成31年4月1日施行〕 ・ 広域的な食中毒事案の発生・拡大防止のため、国と関係自治体が相互に連携・協力を行うための場として、地域ブロックごとに新たに「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、協議会を活用して広域的な食中毒事案に対応する。 (2)HACCPに沿った衛生管理の制度化〔令和2年6月1日施行(1年間の経過措置あり)〕 ・ HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造・製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。 ・ 一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則としてすべての食品等事業者に対して求める。<HACCPに基づく衛生管理> ・ ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を求める。<HACCPの考え方を取り入れた衛生管理> (3)特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出を義務化〔令和2年6月1日施行〕 ・ 内閣総理大臣が定める特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へ当該情報を届け出ることを義務化し、健康被害発生時に、注意喚起・改善指導・販売禁止等の措置を講じるに足る必要十分な情報収集等が可能となる。なお、令和6年4月1日より消費者庁へ移管された。 (4)国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備〔令和2年6月1日施行〕 ・ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全性を評価した物質のみ使用可能とする(ポジティブリスト制度の導入)。 (5)営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設〔令和3年6月1日施行(営業許可業種によっては経過措置あり)〕 ・ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するため、届出制度を創設。 ・ 営業許可については、実態に応じたものとするため、食中毒リスク等を考慮し、見直し(32許可業種に見直し)。 (6)食品等リコール情報の報告制度の創設〔令和3年6月1日施行〕 ・ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出(食品衛生申請等システムに入力等)を義務付け。 (7)その他 ・ 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、食肉等のHACCPIに基づく衛生管理や、乳及び乳製品・一部の水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。</p>				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>残留基準の設定については、平成30年度に農業取締法が改正され、全ての農業を対象に、定期的に、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う再評価制度が導入されたことから、再評価の本格化に伴い、厚生労働省において見直すべき農業等の品目数が、大きく増加する見込みである。 なお、令和5年5月に成立した生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律に基づき、食品衛生基準行政については令和6年4月から消費者庁へ移管された。</p> <p>食中毒の事件数は、1998(平成10)年をピークにおおむね減少傾向を示してきたが、近年では1,000件前後で推移している。 輸入食品の届出件数は、食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に近年増加傾向にある。</p> <p>平成21年度の消費者庁設置を背景に、以前にも増して食品安全に対する消費者の意識が高まっている。</p>				

施策実現のための課題	1	食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。	
	2	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。	
	3	食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	HACCPの定着など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等	HACCPに沿った衛生管理の定着による食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応した食品の輸出促進につなげるため、HACCP普及のための事業者や地方公共団体の人材育成事業、輸出相手国との相互認証の推進などの各種施策を実施する必要がある。 また、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による衛生証明書等の輸出関連手続を電子化するとともに、輸出食肉・水産食品取扱施設の認定等を行っていく必要がある。
	目標2 (課題2)	検査所における水際対策等の推進	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検査所における監視指導を強化する必要がある。
	目標3 (課題3)	食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換が求められている。 また、食中毒の予防や食品中の化学物質等の検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	目標値	年度ごとの実績値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1 大規模食中毒の発生件数(アウトカム)	—	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	毎年度	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	<ul style="list-style-type: none"> 食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における的確な監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要があることから、本指標を設定する。 (大規模食中毒とは、食中毒患者等が500人以上が発生し、又は発生する恐れがある食中毒をいう(食品衛生法施行規則第77条。)) 	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒は、性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 (参考)平成30年:2件、令和元年:0件
2 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数(アウトカム)	—	過去5年の施設数の平均以下	毎年度	過去5年の施設数の平均(743件)以下	過去5年の施設数の平均(662件)以下	過去5年の施設数の平均(579件)以下	過去5年の施設数の平均(743件)以下	過去5年の施設数の平均以下	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要があることから、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として、本指標を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 禁停止命令は、突発的事象により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の施設数の平均以下を目標値とする。ただし、コロナ禍における飲食店営業自粛等の状況を踏まえ、令和5年度の目標より令和2～4年は除く。 衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 (参考)平成27年度実績:754件、平成28年度実績:774件、平成29年度:実績711件、平成30年度実績:857件、令和元年度実績:618件

(参考指標)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由
3 食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 (厚生労働省ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html)	3名(年次集計)	2名(年次集計)	5名(年次集計)	4名(年次集計)	—	食中毒による死亡者数については、食品等事業者の衛生管理水準を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)平成28年:14名、平成29年:3名、平成30年:3名、令和元年:4名

達成手段1(開始年度)	令和4年度		令和5年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額	予算額	予算額			
(1) BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業(平成14年度)	7百万円	7百万円	7百万円	—	<p>【達成手段の概要】</p> <p>①米国及びカナダ等の牛肉の対日輸出施設等に対して定期的に査察を行う。また、EU諸国等からの日本への牛肉輸出要請に応じ、現地調査を実施する。</p> <p>②BSEスクリーニング検査で陽性となった場合のBSE確認検査及び確定検査の実施に必要な体制の確保、食品衛生監視員に対する疫学調査、監視指導等に関する講習会の実施、食鳥検査員及び畜検査員に対する検査技術や衛生管理、疫病診断法等に関する研修会を実施する。</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>①月齢制限に基づく分別管理等の実施状況など対日輸出条件の遵守を検証すること、また、BSE対策等を確認することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。</p> <p>②検査体制の確保及び食品衛生に従事する職員の資力の向上を図ることにより、的確な監視指導の推進に寄与する。</p>	002358
(2) 輸入食品の監視体制強化等事業(平成21年度)	253百万円	299百万円	305百万円	—	<p>【達成手段の概要】</p> <p>①輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施する。</p> <p>【見込まれる効果】</p> <p>①調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うとともに、輸入食品の監視体制を強化することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。</p>	002357

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度			年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
4	輸入食品モニタリング検査達成率(アウトプット)	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検査所に割り当てて検査を実施することとしているため。 (参考)算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:モニタリング検査計画件数(令和5年度:100,109件) ・分子X:モニタリング検査実施件数(令和5年度:101,096件)	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検査所に割り当てて検査を実施することとしていることから、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。 ・令和6年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506_00001.html ・令和5年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42843.html (参考)平成30年度実績:101%、令和元年度実績:101%
5	輸入食品の規格基準等の違反件数(アウトカム)	—	—	過去5年の件数の平均以下	毎年度	過去5年の件数の平均以下(799件)	過去5年の件数の平均以下(766件)	過去5年の件数の平均以下(773件)	過去5年の件数の平均以下(765件)	過去5年の件数の平均以下	・ 輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。 ・ 輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。 ・ また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導している。さらに、検査所では輸入前指導(輸入相談)を実施し、法違反に該当する食品等の輸入を未然に防止している。 ・ 輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び規格基準等の違反の可能性が高い食品を輸入する者に対し輸入の都度検査を実施させる検査命令により安全を確保している。 ・ 以上を踏まえ、輸入食品の適切な監視指導を実施するため、本指標を設定する。	輸入食品の規格基準等の違反は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の件数の平均以下を目標値とする。 ・令和6年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506_00001.html ・令和5年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42843.html (参考)平成30年度実績:780件、令和元年度実績:763件
達成手段2(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	輸入食品の検査に必要な事業(平成11年度)	2,123百万円 1,664百万円	2,066百万円 2,039百万円	1,879百万円	4	【達成手段の概要】 検査所において、輸入食品監視指導計画に基づきモニタリング検査を実施する。 【見込まれる効果】 輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を実施することで、輸入食品等の安全性確保に寄与する。					002365	
(4)	輸入食品の監視体制強化等事業(再掲)(平成21年度)	253百万円 187百万円	299百万円 266百万円	305百万円	5	【達成手段の概要】 ①輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施する。 【見込まれる効果】 ①調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うとともに、輸入食品の監視体制を強化することにより、測定指標7に寄与する。					002357	

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
6	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(アウトカム)	—	—	80%以上	令和6年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係関係、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。 ・ 第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)第1.2(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性の確保等における食育の役割」は施策内容に資することから、当該計画第2.2(15)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」を80%以上とすること)を目標値として設定する。 ・ 第4次食育推進基本計画 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrenhou-24.pdf (参考1)直近の実績値である令和5年度の実績値(76.4%)は、分母・有効回収数(2,309人)、分子:「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する」と回答した人の人数(1,764人)から算出したもの。 (参考2)平成30年度実績:77.0%、令和元年度実績:79.4% 	左記のとおり。
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
7	食品の安全に関する意見交換会への参加者数 出典:健康・生活衛生局食品監視安全課					8,793名	3,432名	3,408名	7,101名		食品の安全に関する意見交換会への参加者数については、国民の食品安全に対する意識を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)平成30年度実績:5,186名、令和元年度実績:3,330名	
達成手段3(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(5)	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業(平成15年度)	9百万円	9百万円	9百万円	7	【達成手段の概要】 食品安全委員会、農林水産省、消費者庁及び地方自治体等と連携しつつ、全国で幅広いテーマでの意見交換会を開催するなど、法律により実施することが国の責務とされているリスクコミュニケーションの充実を図る。また、ホームページやパンフレット等さまざまな媒体を活用して積極的に情報提供する。					002364	
		7百万円	7百万円			【見込まれる効果】 食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進を図り、その結果を食品安全行政に反映させることにより、測定指標6及び食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。						
(6)	カネミ油症患者の健康実態調査事業(平成25年度)	393百万円	388百万円	387百万円	-	【達成手段の概要】 油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」(一人あたり19万円)を支給するとともに、調査結果を集計・分析する。					002366	
		265百万円	259百万円			【見込まれる効果】 集計結果を油症治療研究に活用することにより、カネミ油症の診断、治療等の向上を図ることに寄与する。						
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度		政策評価実施予定時期	令和4年度	
		2,784,674			2,768,726			2,586,994				
施策の執行額(千円)		2,128,580			2,576,089							
施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和6年3月8日		生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、今年の四月に予定されている食品衛生基準行政及び水道行政の円滑な移管を図るとともに、広域的な食中毒事案への対策強化等に着実に取り組む				

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅱ-2-1))

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ-2-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標3:麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>医薬局 大臣官房地方課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>監視指導・麻薬対策課長 小園 英俊 地方厚生局管理室長 菊池 育也</p>
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策を柱に実施している。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する。 ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する。 ・いわゆる危険ドラッグの取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する。 ・全国規模で捜査情報の共有・分析を可能にするシステムを構築・運用すること等により、麻薬取締部の捜査態勢を強化する。 ・若年層の大麻乱用が拡大を続ける状況等を踏まえ、インターネットサイト内での行動分析に基づく乱用防止広告を実施し、薬物乱用防止啓発の充実を図る。</p> <hr/> <p>【総合的な薬物対策の推進について】 ・厚生労働省では、平成30年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく、政府を挙げた総合的な薬物乱用対策を推進してきたところである。 ・令和5年8月に第五次薬物乱用防止五か年戦略のフォローアップと併せて、新たに「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略は、第五次薬物乱用防止五か年戦略の目標を引き継ぐとともに、(1)大麻乱用期への総合的な対策の強化、(2)再乱用防止対策における関係機関の連携した”息の長い支援”の強化、(3)サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化、(4)国際的な人の往来増加への対応強化、(5)薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信」を強化点としているものである。 (参考)「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく厚生労働省の取組 ・ 未規制物質等の迅速な指定の推進 ・ 再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実 等</p> <hr/> <p>【危険ドラッグ対策の推進について】 ・危険ドラッグについては、平成26年7月に薬物乱用対策推進会議で決定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に始まり、平成30年8月の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」、令和5年8月の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく対策を推進してきたところである。 ・平成27年7月までには危険ドラッグ店舗を全て廃業に追い込んだものの、近年、危険ドラッグ店舗の再出現や相次ぐ健康被害等、危険ドラッグ乱用に再燃の兆しがあり、令和5年9月、関係省庁と「危険ドラッグ対策会議」を開催し、危険ドラッグによる健康被害の情報収集や取締り体制の強化について確認を行った。 ・また、販売店舗に対し一斉立入検査を実施して、指定薬物の疑いのある物品に対して検査命令・販売等停止命令、さらに広域的な流通な禁止をするのみならず、包括指定も含む含有する成分の迅速な指定薬物への指定を行い、危険ドラッグ乱用根絶に向けた徹底した取組を実施している。</p> <hr/> <p>【広報・啓発活動について】 ・薬物乱用防止対策は、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であることから、地域における啓発として、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」などの国民的啓発運動を展開し、薬物の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底するとともに、近年若年層における薬物乱用が問題となっていることから、青少年や保護者等に向けて、薬物乱用防止普及啓発読本等の啓発資材を作成し、配布している。 ・また、薬物乱用防止啓発訪問事業として、要請のあった教育機関等に講師を派遣して、専門の教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、Facebook等を活用して情報を発信している。 ・さらに、令和3年度より、若年層のうち大麻に関心の高い者をハイリスク層と定義し、それらをターゲットとしたインターネット上での行動に応じたデジタル広報を実施している。 ・危険ドラッグ対策に係る国民への啓発については、平成25年に「あやしいヤクブツ連絡ネット(https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp)」を開設し、国民が一元的に危険ドラッグを含む指定薬物などの危険性等に関する情報にアクセスできる環境整備を行った。</p>				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>令和5年中の薬物事犯の検挙人員は、前年より増加した。覚醒剤事犯の検挙人員は8年連続で減少し、5年連続で1万人を下回るものの、覚醒剤事犯は全薬物事犯の検挙人員の約4割を占めている。大麻事犯の検挙人員については、過去最多であった令和3年を大幅に更新し増加傾向に歯止めがかからない状況にある。特に、30歳未満の大麻事犯の検挙人員は、大麻事犯の7割以上となり、若年層による大麻乱用が拡大している。また、覚醒剤の再犯者率は、令和2年は68.6%で過去最多となり、令和3年は66.9%と若干減少、令和4年は67.7%と再び増加、令和5年は66.0%(速報値)と若干減少しているものの引き続き高水準の状態が続いている。</p> <hr/> <p>令和5年中の危険ドラッグ事犯検挙人員は、444人(確定値)となり、令和4年(312人)の約1.4倍と急増した。また、少年の検挙人員も増加しており、若年層への拡大を見せている。平成27年7月に危険ドラッグ店舗をすべて廃業に追い込んだが、令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で約300店舗確認され、今後は、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、より一層危険ドラッグ対策を推進していく必要がある。</p>				
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・検挙人員は全体として減少しているが、依然薬物乱用の根絶には至っていない。要因の1つとして、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。 ・覚醒剤の再犯者率は高水準の状態が続いており、再乱用の防止が課題である。 ・大麻の検挙人員のうち、30歳未満が占める割合が増加しているため、若年層への啓発活動も課題の一つである。</p>			
	<p>2</p>	<p>・令和5年、新たに危険ドラッグ販売店舗の存在が全国各地で複数確認されており、新たな危険ドラッグの流通の遮断が必要である。 ・危険ドラッグの検挙人員の増加の一因として、危険ドラッグの危険性・有害性に関する正しい知識が十分に普及していないことが考えられる。</p>			
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>		
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>薬物乱用の根絶を図るため、総合的な対策を推進するとともに、薬物乱用防止に係る普及啓発や薬物の再乱用を防止するための取組みを進める。</p>	<p>新たな乱用薬物の蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物や麻薬に指定するとともに、社会が薬物を受け入れない環境をつくることが非常に重要であり、薬物の有害性・違法性に関する正しい知識を周知する必要があるため。また、薬物依存症者やその家族への支援を行うことで、薬物の再乱用を防止する必要がある。</p>		
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>危険ドラッグの流通・乱用を防ぐため、新たに発見された乱用薬物を指定薬物に指定するほか、健康被害や乱用を防ぐための正しい情報の広報・啓発を推進する。</p>	<p>新たな危険ドラッグの蔓延を防ぐためには、未規制薬物を指定薬物に指定するとともに、国民への啓発が必要であるため。</p>		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	薬物乱用防止啓発訪問事業の学校等への訪問回数【単位:回】 (アウトプット)	400回	令和2年度	400回	令和6年度	400回	400回	400回	400回	400回	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における小中学校等教育機関への訪問回数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。	令和元年までの委託事業での啓発人数の実績が400回から470回程度であったため目標値を400回に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の回数と同じである。
						472回	580回	662回	649回			
2	薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位:人】 (アウトカム)	150,000人	令和2年度	150,000人	令和6年度	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における薬物乱用防止教室を実施した際の啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。	令和元年までの委託事業での啓発人数の実績が12万人から18万人程度であったため目標値を15万人に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の人数と同じである。
						68,079人	126,673人	140,851人	156,710人			
③	薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者の継続的な支援実施率【単位:%】(アウトカム)	95%	令和2年度	95%	令和6年度	95%	95%	95%	95%	95%	再乱用防止対策事業は、支援対象者が薬物を再使用しないようにすることを目的としているが、本人が薬物を再使用しているかどうかを正確に把握することは不可能であることから、成果について直接的に示すことが困難である。よって本事業に継続して参加している者は薬物を再使用していないと見なした上で、事業の継続的な支援実施率を指標とした。 (参考)令和5年度実績について 分子:薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者のうち、継続的な支援実施をしている人数(40人) 分母:薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業参加者数(53人) (出典)厚生労働省調べ	令和元年までの本事業の継続的な支援実施率が93%から100%であったため、目標を95%に設定している。令和5年度の実績値は目標値に到達しなかったことから、令和6年度も引き続き目標値を95%に設定した。
						86%	85%	87%	75%			

(参考指標) 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 選定理由

4	麻薬の新規指定数【単位:件】 (アウトプット)	10	5	3	7	・麻薬の流通実態を直接的に評価する指標は存在しないが、麻薬の新規指定数は、乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、参考指標とした。
5	薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) (※検挙人数・押収量は、暦年統計である) (アウトプット)	14,567人 8,654人 5,260人	14,408人 7,969人 5,783人	12,621人 6,289人 5,546人	13,815人 6,073人 6,703人	検挙人数・押収量については、我が国における、薬物乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)実績 薬物事犯の検挙人数【単位:人】 ・全薬物事犯の検挙人数:14,019人(平成29年)、14,322人(平成30年)、13,860人(平成31年・令和元年) ・覚醒剤事犯の検挙人数:10,284人(平成29年)、10,030人(平成30年)、8,730人(平成31年・令和元年) ・大麻事犯の検挙人数:3,218人(平成29年)、3,762人(平成30年)、4,570人(平成31年・令和元年) 主な薬物の押収量【単位:kg】 ・覚醒剤:1,136.6kg(平成29年)、1,206.7kg(平成30年)、2,649.7kg(平成31年・令和元年) ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂):292.4kg(平成29年)、340.4kg(平成30年)、444.9kg(平成31年・令和元年)

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
(1)	麻薬・覚醒剤等対策事業 (昭和25年度)	527百万円	817百万円	713百万円	1,2,3,4,5	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団や外国人による薬物密売組織及び、これらから薬物を買受ける末端乱用者等による薬物事犯に対する取締りを行う。 急速に蔓延しつつある大麻事犯等の取締りを行う。 医療用麻薬の不正流通防止を目的として、医療機関・薬局等に対する立入検査を実施し、適正使用・管理を行うよう監視・指導を行う。 国内の捜査機関等から持ち込まれる薬物と疑われる検体の鑑定を行う。 薬物乱用防止に係る普及・啓発活動を行う。 危険ドラッグに対する継続的監視を行う。 これらの取組みにより、麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進するとともに不法流通を遮断することができる。	002388
		500百万円	773百万円				
(2)	麻薬等対策推進費(広報経費) (昭和37年度、62年度、63年度、平成18年度)	148百万円	167百万円	148百万円	1,2,3,4,5	1. 麻薬・覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、薬物乱用の根絶を図る。 2. 全国の小学6年生の保護者、高校卒業予定者及び有職・無職の青少年等を対象とした薬物乱用防止についての啓発資料の提供、また、インターネットサイト内での行動分析に基づく薬物乱用防止広告による広報啓発をすることにより、青少年の薬物乱用の拡大を阻止する。 3. 薬物依存症についての正しい知識等を広く周知することにより、薬物中毒者とその家族の負担を軽減し、また、薬物中毒者に対する偏見・誤解等を解消することにより、社会全体で受け入れ、支えることができる環境を作り上げる。 特に若年層に重点を置いた薬物乱用防止に関する資料を配布し、学校や地域で啓発を行うことや、定期的なキャンペーン活動を継続して実施する等の啓発活動を通じ、薬物への知識の不十分さから、安易に薬物乱用に陥る可能性のある若年層に対して注意喚起を行うことは、潜在的な需要を減少させる上で有効である。 家族読本の配付を通じ、薬物中毒・依存に対する正しい知識の普及や、薬物依存者等を抱える家族が頼れる相談窓口・支援施設等を広く周知することは、家族の負担を軽減するとともに、薬物依存者等を社会全体で支える環境作りにつながり、薬物依存者を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。	002387
		131百万円	78百万円				
(3)	麻薬中毒者収容保護事業 (昭和38年度)	0.4百万円	0.4百万円	0.4百万円	-	麻薬及び向精神薬取締法に基づき、麻薬中毒者に対して必要な医療を施すため、都道府県が支弁する麻薬中毒者の入院措置費等を補助する。	002382

(4)	麻薬・覚醒剤等対策費 (昭和38年度)	144百万円	117百万円	180百万円	1,2,3,4,5	<p>1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修 麻薬取締職員・関係機関職員が参加する研修・会議を開催し、麻薬取締職員の知識・技術の向上や関係機関との情報交換・相互強化を図ることは、薬物事犯に対する徹底した取締りを実施する上で有効である。</p> <p>2. 野生大麻・けしの除去 不正大麻・けし撲滅運動用パンフレット及び通報を促すポスターを配布し、不正栽培及び自生している大麻やけしの発見・通報を通じた除去を推進することは、大麻等の不正流通防止を図る上で有効である。</p> <p>3. 国民運動として開催する麻薬・覚醒剤乱用防止運動の地区大会開催 薬物乱用防止に関する啓発活動を通じ、薬物乱用の危険性・有害性に対する正しい知識を普及することで、国民ひとりひとりの認識を高めることにより麻薬・覚醒剤等に手をださない意識を改めて醸成させることができるため。</p> <p>4. 再乱用防止対策講習会の開催等 再乱用防止対策に関する会議・講習会等を実施し、薬物中毒・依存に対する正しい知識と理解の普及、社会復帰支援に携わる関係機関の連携強化を推進することは、薬物依存者等を円滑に社会復帰させ、乱用者を減少させる上で有効である。</p> <p>5. 「再乱用防止指導員」の設置 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者及び起訴猶予見込みの者に対して、乱用防止プログラムの実施や医療機関等への引継ぎを行い、再乱用の防止を図る。</p>	002383
		120百万円	105百万円				
(5)	向精神薬対策費 (昭和48年度、平成元年度、平成2年度)	1百万円	1百万円	1百万円	-	不正取引される向精神薬の迅速かつ効果的な分析法を確立するため、向精神薬の試験法及び分析マニュアルを作成する。向精神薬の乱用及び不正取引を防止するとともに、向精神薬の適正な管理を行うための基盤整備を図ることができる。	002385
(6)	あへん供給確保事業 (昭和60年度(注)特別会計から一般会計に変更した年度)	3百万円	3百万円	3百万円	-	医療上必要不可欠な医薬品の原料である「あへん」を、国内の需要・供給量を踏まえ購入し保管する。	002381
		2百万円	2百万円				
(7)	医療用麻薬適正使用推進事業 (平成19年度)	27百万円	22百万円	21百万円	-	医療関係者等向けに、医療用麻薬の適正使用推進のため講習会を開催等することにより、医療用麻薬について、全国的に統一した適正な使用・管理に資する。	002386
		17百万円	16百万円				
(8)	麻薬取締部監察業務の充実強化 (平成30年度)	1百万円	1百万円	0.7百万円	-	厚生労働省組織規則第708条に規定する麻薬取締部の所掌事務に関する監察を行い、業務の適正な遂行を図る。	002389
		0.7百万円	0.6百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
6	薬物乱用防止啓発訪問事業の学校等への訪問回数【単位:回】 (アウトプット) 【再掲】	400回	令和2年度	400回	令和6年度	400回	400回	400回	400回	400回	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における小中学校等教育機関への訪問回数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。	令和元年までの委託事業での啓発人数の実績が400回から470回程度であったため目標値を400回に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の回数と同じである。
						472回	580回	662回	649回			
⑦	薬物乱用防止啓発訪問事業の啓発人数【単位:人】 (アウトカム) 【再掲】	150,000人	令和2年度	150,000人	令和6年度	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	150,000人	薬物乱用防止啓発事業は、違法薬物の危害の周知を行うことで乱用撲滅を図ることを目的としており、成果について直接的に示すことは困難であるが、間接的な評価として、本事業における薬物乱用防止教室を実施した際の啓発人数で、啓発状況を一定程度計れることから、指標とした。	令和元年までの委託事業での啓発人数の実績が12万人から18万人程度であったため目標値を15万人に設定している。なお、この水準は、委託者に達成することを要求している最低基準の人数と同じである。
						68,079人	126,673人	140,851人	156,710人			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
8	指定薬物の新規指定数【単位:件】 (アウトプット)					17	18	18	29		・危険ドラッグの薬物乱用対策の効果を直接的に評価する指標は存在しないが、指定薬物の新規指定数は新規乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取組みを一定程度反映すると考えられることから、参考指標とした。	
9	危険ドラッグ事犯の検挙人数【単位:人】 (アウトカム)					159	164	312	444		・検挙人数については、我が国における、危険ドラッグの乱用の監視・取締り強化を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。	

達成手段2 (開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額	予算額				
(9)	189百万円	164百万円	150百万円	6,7,8,9	<p>1. 危険ドラッグの分析、乱用薬物の鑑定法整備 危険ドラッグでは、新規乱用物質が次々に検出されているため、指定薬物等への新規指定、流通している危険ドラッグの成分調査、指定薬物の分析体制の整備等を実施することは、危険ドラッグの円滑かつ実効性のある監視・取締りを行う上で有効である。</p> <p>2. 薬物対策国際情報収集 職員を香港に派遣し、海外の捜査機関と歩調を合わせながら連携して薬物犯罪撲滅に向けた情報収集活動を図る。</p>	002384
	178百万円	150百万円				

施策の予算額(千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
	1,032,639		1,293,496		713,002,000			
施策の執行額(千円)	949,871		777,862,177					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
	-				-		-	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅱ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-3-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標3:国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること		担当 部署名	医薬局	作成責任者名	医薬品審査管理課化学物質安全対策室長 田中 里依
施策の概要	生活環境で使用されている化学物質について、化学物質による人の健康被害を防止する観点から、次の施策を実施している。 1. 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律。以下「化審法」という。) 2. 急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法。以下「毒劇法」という。) 3. 有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律。以下「家庭用品規制法」という。) 【1. 化学物質の安全情報の取得と評価】 ・ 化審法に基づき、我が国で初めて製造・輸入される化学物質については、その安全性等を事前に審査・確認するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する仕組みを設けている。 ・ 化審法制定以前から存在していた既存化学物質については、2005(平成17)年から2013(平成25)年まで「官民連携既存化学物質安全情報収集・発信プログラム」を通じた安全情報の収集・点検を実施し、OECDに情報提供を行った。2009(平成21)年の化審法改正やその後の評価手法の確立により評価が未実施だった既存化学物質の評価を行う仕組みが整備され、国による安全点検を行っているほか、それらの結果を、ホームページを通じて広く公表するとともに、化学物質のリスク評価等にも活用し、化学物質の適正管理に貢献している。 ・ また、包括的な化学物質の管理を行うことを目的として、既存化学物質を含む全ての一般化学物質を一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課している。さらに、届出により把握した製造・輸入数量、その性状等を踏まえ、リスク評価を優先的に行う必要がある化学物質として、優先評価化学物質として指定している(令和6年4月1日時点までに累計285物質を指定)。 ・ 優先評価化学物質について、順次リスク評価を実施することにより、厳格な化学物質管理を推進している。 【2. 毒物及び劇物の安全対策】 ・ 毒劇法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物又は劇物に指定し、毒物又は劇物の取扱事業者等に対する規制を実施している。 ・ 毒物・劇物の監視・指導については、都道府県等に配置されている毒物劇物監視員が、毒物劇物業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。 ・ また、毒物及び劇物に関しては、毒物劇物業者だけでなく、業務上取扱者の情報や毒劇物の事故情報等を管理する「毒物劇物業者登録等システム」を構築している。国民保護法上も大規模災害・テロ対策において、毒劇物の所在を国が把握することを求められているところ、毒劇物の原体の登録等に係る事務権限が令和2年度より、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されている。 【3. 家庭用品の安全対策】 ・ 家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法に基づき、有害物質を指定し(※1)、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性確保を図っている。家庭用品規制法に定められている有害物質の一部については、その試験法の見直しを検討している。国内外での有害物質の使用状況、海外での規制状況等に関する情報収集・調査を踏まえ、規制基準を随時見直している。 ※1 令和6年6月末までにホルムアルデヒド等の21物質群を指定 ・ 事業者には、商品が基準違反でないことを検査してから市場に流通させる責任があるが、家庭用品が市場に出た後は、都道府県等が(国産品、輸入品の区別なく) 家庭用品の試買等試験検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視・指導を行っており、その結果を厚生労働省で取りまとめの上、都道府県等に情報提供を行っているほか、厚生労働省のホームページにも掲載している。 ・ また、家庭用品の使用に伴い生じた重大製品事故のうち、化学物質が原因であることが推定されたものの公表や、日本中毒情報センター等から収集した家庭用品に係る健康被害情報などを活用し、事故防止の指導や啓発に努めている。					
施策を取り巻く現状	新たに製造又は輸入される化学物質(新規化学物質)のうち、化審法に基づき事前審査のために届出又は所要の確認を受けるため申出される件数は年間約30,400件であり、これらを経済産業省及び環境省と分担して処理している。また、法制定前の既存化学物質を含む新規化学物質以外の一般化学物質の数は現在約30,000物質であり、このうち、年間約13,000物質について製造・輸入の届出があり、既存のデータに基づいて評価等を実施し安全性の確認を行っている。なお、既存化学物質を含む新規化学物質以外の一般化学物質について、既存のデータが不足しているものについては、安全性の確認の一環として毒性試験を実施しているが、近年、費用が高額な試験の公共入札が不調となるケースが出ており、活動実施の試験数が伸び悩んでいる。また、新規化学物質等の届出又は申出を電子的に受付、データベース化するための3省情報基盤システムの管理では、維持管理のほか、事業者の利便性向上のみならず、有害性情報等の届出内容を審議等の効率化に資するために更改を進める必要がある。 令和6年6月1日現在、毒物133項目、劇物432項目が指定されており、近年では年1回程度毒物及び劇物の指定の見直しを行っている。 また、風水害の発生が懸念される場合には、各都道府県に対し、風水害による毒劇又は劇物の漏洩等の防止の注意喚起を行うとともに、これらの漏洩が発生した場合にはその被害状況を報告するよう依頼しており、報告を受けた場合には、情報をとりまとめ、必要に応じて関係各所への情報共有を行っている。 その他、毒物又は劇物を用いた事件も発覚しており、適切な販売管理が行われていることの確認や、必要に応じて販売管理の在り方についても検討が必要となる状況である。 家庭用品規制法では21の有害物質に関して基準を設けている。保健衛生上の見地から必要な規制を行うため、有害物質の指定方法について体系的な検討スキームの検討を行っている。 また、家庭用品規制法で定められている有害物質の試験法には、精度が低い試験法や有害な試験法があるため、順次見直しを行っているところ。 その他、市場に流通している家庭用品は、都道府県等が試買等試験検査を行い、基準に違反する製品の監視指導を実施している。その結果は厚生労働省ホームページに掲載している。					
施策実現のための課題	1	・ 化学物質の安全性を確保するためには、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、適正な評価・管理を行うことが重要である。評価に当たっては、国際的な協調のもとに、諸外国における選定方法の取扱事例や近年の生産量の変化等を踏まえて行うことが求められている。 ・ 毒性試験・評価を行った化学物質については、化学物質の適切な管理の促進のため、情報を公開していくことが必要である。				
2	・ 近年多発する大規模災害やテロ等への危機管理対応の観点から、毒物劇物について、漏洩・盗難防止対策の徹底や購入目的に不審がある者等への販売自粛等の適切な管理と販売の徹底が求められている。 ・ 毒物劇物業者登録等システムについて、毒劇物原体の製造、輸入の登録権限も令和2年4月1日より厚生労働大臣から都道府県知事に委譲運用が始まっており、そのニーズに対応したシステム構築が必要である。また、大型台風等の災害時や感染症拡大時等の緊急時における自治体や保健所の業務負担軽減に資するためにも、迅速な処理が可能なシステム構築を行い、国と自治体及び自治体間での連携を一層容易にすることにより、監視指導及び災害対応を強化する必要がある。					
3	・ 家庭用品に係る製品事故等への対応、安全性に対する関心の高まり等から、家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保する必要がある。 ・ 家庭用品規制法で定める有害物質の試験法の多くは、基準が設定された後に改正されておらず、検査業務を安全かつ効率的に遂行するためにも、有害な溶媒や試薬の使用をできるだけ避けて、簡便で精度の高い分析方法の開発が必要である。					

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	人の健康への影響評価等の化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保するため、規制等を適切に行うとともに、環境への排出量の把握及び管理を適切に実施する。	国が全既存化学物質の安全性点検を進めることとされているほか、化学物質による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すことが国際目標となっており、化学物質の安全性点検を着実に実施し、リスク評価等に活用する必要があるため。
	目標2 (課題2)	毒物劇物営業登録等事務の迅速、効率化、毒物劇物の使用取扱基準を作成するとともに、効率的・効果的な監視指導の実施により、適正な管理を推進する。	毒物及び劇物取締法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物または劇物に指定し、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように規制を行っており、これらの規制を適時適切に行うとともに、適切な監視指導により、毒物劇物の安全対策を行う必要があるため。
	目標3 (課題3)	各種毒性試験検査の結果により、有害性が評価されたものから逐次、家庭用品の規制基準を設定し、その監視指導などを強化する。 また、ガスクロマトグラフィー等を用いて試験を実施している有害物質について、試験法の見直しを順次検討する。	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、洗浄剤、ガーデニング用木材等について規制基準を定めており、それ以外の家庭用品の規制の必要性を適時検討するとともに、違反製品の流通防止のための監視指導を適時適切に行う必要があるため。 また、ガスクロマトグラフィー等を採用している現行の試験法については、ベンゼンやジメチル硫酸など有害な溶媒や試薬の使用等の問題点が指摘されているため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
① 化学物質の安全性点検(アウトプット)	-	10試験	20試験	20試験	10試験	10試験	10試験	化審法の附帯決議に基づき、安全性確認が未実施の既存化学物質の安全性点検を順次進めているところ。これらの結果は、国際的な目標とされている全既存化学物質の安全性点検にも資するほか、ホームページで公開するなどして、化学物質のリスク評価、管理にも活用している。	平成25年度から28年度までに46物質について合計78件の安全性試験を実施(平均年間19.5試験)したところであり、令和3年度までは20試験を目標に行ってきた。しかしながら、近年では、試験実施施設のキャパシティ不足や、多数の動物を使用する反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験の実施などの理由により1件あたりの単価が上昇し、予算額の範囲に収めるため、実施件数が減少しているところ。平成30年度から令和3年度までの実績(年間10.8試験)を元に、令和4年度以降は目標を10試験とする。	
			4試験	26試験	12試験	8試験				
2 安全性情報の公開物質数(アウトプット)	-	5物質	10物質	10物質	10物質	5物質	5物質	国が行った既存化学物質の安全性点検結果は、ホームページで順次公開している。点検結果は、国によるリスク評価・管理にも活用しているほか、当該化学物質の取扱業者等においても活用されることが期待されていることから情報の公開物質数を指標として選定した。	これまで1年あたり20試験の実施を目標として設定し、平成25年度から平成28年度までは1物質あたり平均して約2試験を実施していたことから、年間10物質の安全性点検結果の公開を目標として設定していたが、近年は試験実施の減少に伴い、目標未達が続いていた。試験実施後から公開資料の作成に一定の時間を要するため、公開物質数は前年度までの試験実施数に依存するところ。令和3年度は試験数が多く、1物質あたり2~3試験を実施していることを踏まえ、令和4年度の目標は引き続き10物質としていたが、令和3年度までに試験した物質については公開が終了したため、令和5・6年度の目標は5物質とする。	
			2物質	3物質	11物質	9物質				
達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号			達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等		令和6年度行政事業レビュー事業番号
(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費(昭和49年度)	273百万円 231百万円	198百万円 163百万円	212百万円	1、2	・新規化学物質の審査、既存化学物質毒性試験の実施 ・3省共管情報基盤システム及び電子申請システムの管理 ・海外の規制当局等との国際協調 化学物質の安全性を確保する上では、適正な評価・管理が重要であることから、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、評価していくことが求められる。評価に当たっては、国際的な協調のもとに行うことが求められており、また、毒性試験・評価を行った化学物質について、その情報を公開していくことにより、化学物質の適切な管理の促進が期待される。			002392	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
③ 立入検査時の違反率	過去5年の 平均値以下	8.4%	-	-	8.4%	8.4%	8.4%	立入検査時の違反率は、毒物劇物営業業者等における毒物及び劇物の管理等の状況を反映するものと考えられるため。 (参考)令和5年度実績値9.1%は、母数:立入検査数(20,488件)、分子:違反数(1,857件)から算出したもの。	年度ごとのバラツキはあるも、全体の傾向としての継続的な改善を目指す観点から、過去5年間(令和元年度~令和5年度)の平均値(8.4%)以下を令和6年度の目標値とする。 (参考)令和元年度実績値:9.3%	
			7.6%	7.4%	9.2%	9.1%				
達成手段2(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号			達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等		令和6年度行政事業レビュー事業番号
(2)	毒物劇物取締法施行費(昭和48年度)	17百万円 16百万円	17百万円 17百万円	17百万円	3	1. 毒物劇物判定基準の見直し 「毒物劇物判定基準」について、より合理的な基準への見直しを行う。 2. その他毒物及び劇物取締法の施行に必要な事務の実施			002390	

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
4	家庭用品試買等調査における違反率 (違反数÷家庭用品試買数)	過去10年の 平均値以下	-	0.10%	令和6年度	-	-	0.14%	0.12%	0.10%	市場の家庭用品の試買等調査(※)における違反率は、有害化学物質を含有する家庭用品の安全性の確保状況を反映するものと考えられるため。 ※有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市場で流通している家庭用品の安全性を監視する目的で、都道府県等が市販の家庭用品を購入し検査を実施している。 (参考)令和5年度実績値0.05%は、分母:家庭用品検査件数(7,856件)、分子:違反件数(4件)から算出したもの。	違反率は低い水準を維持しており、少ない違反件数の変動で違反率が相対的に大きく変動することから、過去10年(平成26年度～令和5年度)の平均値(0.10%)以下を令和6年度の目標値とする。 (参考)過去の実績値 平成26年度:0.15%、平成27年度:0.13%、平成28年度:0.07%、平成29年度:0.10%、平成30年度:0.17%、令和元年度:0.19%
						0.01%	0.04%	0.10%	0.05%			
達成手段3 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	家庭用品規制法施行事務費 (昭和47年度)	72百万円	68百万円	68百万円	4	*家庭用品規制基準設定のための試験検査及び検討 *健康被害情報の調査及び安全確保マニュアル作成支援 *家庭用品等から発散する化学物質による室内空気汚染対策 規制対象の候補物質について市場の製品中含有量を調査することにより、国内流通製品の使用実態が把握でき、当該情報は家庭用品規制基準設定に資すると考えられる。					002391	
		62百万円	63百万円									
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和4年度
		362,081			282,312			296,657				
施策の執行額(千円)		309,762			242,642							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		○環境基本計画(第5次)					平成30年4月9日閣議決定		第2部第3章第4節 重点戦略を支える環境政策の展開 【WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画(2012年9月SAICM関係省庁連絡会議)に基づいた化学物質管理に取り組む。具体的には、①化学物質審査規制法に基づき化学物質のリスク評価を行い、著しいリスクがあるものを第二種特定化学物質に指定する。②化学物質の有害性評価について、定量的構造活性相関(QSAR)の開発などにより、より幅広く有害性を評価することができるよう取り組む。③ばく露評価について、化学物質のライフサイクル全体からの環境への排出を把握するための手法の開発や、PRTR制度や各種モニタリング等を踏まえた手法の高度化を推進する。④これらを踏まえて、製造から廃棄に至るまでの化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減を行う。】			

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅱ-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること(施策目標Ⅱ-4-1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること		担当 部署名	健康・生活衛生局 生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 諏訪 克之	
施策の概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活に密着した「生活衛生関係営業」(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業(すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食)、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業)については、全国で約94万店(全事業所の約18%)が営業している。他方、生活衛生関係営業の営業者の大半は中小零細事業者であり、市場が成熟する中で、大規模チェーン店等との競争の激化もあり、厳しい経営環境にある。 ・ そのため、個別法(食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法等)による衛生規制を行いつつ、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号。以下「法」という。))により、生活衛生同業組合等の組織化を促し、予算、日本政策金融公庫の政策融資、税制上の支援策を講ずることで、営業の振興と公衆衛生の維持向上を図っている。 ・ 特に、生活衛生関係営業の振興については、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者及び使用者の利益に資することを目的として、厚生労働大臣は法に基づき、業種別に「振興指針」を定めており、生活衛生同業組合等では、振興指針をもとに、同指針の内容を具体化するものとして、組合員たる営業者の振興を計画的に推進するための「振興計画」を策定している。 ・ また、生活衛生関係営業の業界として物価高騰や賃金引上げ等に対応するため、専門家による各種補助金等の活用支援や経営に関する相談等支援、業種ごとの生衛組合連合会が実施する価格転嫁の広報等への支援のほか、生活衛生関係営業事業者のデジタル化の支援や最低賃金に関するセミナー等を実施するなど経営状況の改善に向けた支援等を行っている。 	2	<ul style="list-style-type: none"> ② 建築物における衛生対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。))に基づき、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供される建築物で相当程度の規模を有するものを「特定建築物」と定義し、特定建築物の維持管理に権原を有する者(特定建築物維持管理権原者)に対して、「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理することを義務付けるなど、建築物内の衛生の確保を図っている。 ・ 建築物の衛生管理については、空気環境、給排水、清掃、ねずみ等防除と多岐にわたっており、建築物清掃業等の8業種については、都道府県知事の登録制度が設けられている。 ・ また、近年ビルクリーニング分野においては、生産性向上等の取組を行ってもなお人手不足の状況が深刻化していることから、入管法改正による新たな在留資格「特定技能」としての外国人材の受入れを開始しており、令和5年6月9日の閣議決定により、特定技能2号の対象分野として追加された。 			
施策を取り巻く現状	<p>生活衛生関係営業は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者である。新型コロナウイルス感染症の影響が残る業種もある中、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付等の返済が始まるとともに、物価高騰、賃金引上げ、人材確保等に対応する必要があり、厳しい経営状況が続いている。また、社会全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)が進められる中で、中小零細事業者の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が進んでいない状況にある。</p> <p>建築物の衛生管理については、特定建築物に対して、空気環境(浮遊粉じんや二酸化炭素等)、飲料水・雑用水の衛生管理(水質基準、残留塩素)等の建築物環境衛生管理基準の遵守が義務づけられているが、不適合率には大きなばらつきがある。今後、衛生管理にデジタル技術の積極的な活用が求められている。</p> <p>また、ビルクリーニング分野における特定技能1号の受入れは、令和5年12月末時点で3,520人となっており、業界を取り巻く人手不足対策のためにさらなる適正な受入れを図っていく必要がある。</p>						
施策実現のための背景	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活衛生関係営業における衛生水準の向上、消費者の安全・安心の確保を図るためには、衛生水準の向上に向けた事業者自身の自主的な取組み、生活衛生同業組合等の互助・支援、保健所等を通じた指導の組み合わせが必要である。 ・ 生活衛生関係営業者には零細な個人・家族営業者も多く、経営者の高齢化や後継者確保難に直面している。また、厳しい経営環境にある中でも、生産性の向上等に取り組み、最低賃金の引上げ等に対応していく必要が生じている。 ・ 地域に根ざして営業を行っている生活衛生関係営業は、生活需要に応じたサービス提供のみならず、買物弱者対策のほか、地域の健康づくりや地域コミュニティの活性化等に積極的に貢献していくことが期待されている。 				2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、令和4年度は2.65となっており、人材確保が困難な状況にある。 (参考)ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移 平成26年度：1.94、平成27年度：2.24、平成28年度：2.64、平成29年度：2.95、平成30年度：3.03、令和元年度：2.91、令和2年度2.05、令和3年度2.10、令和4年度2.65 ・ 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがある。
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。		生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、事業者自身の自主的な取組みや生活衛生同業組合等の互助・支援等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させることで、消費者の安全・安心の確保を図る必要があるため。			
	目標2 (課題2)	多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。		公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。			

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	令和29年度	令和6年度	令和6年度	年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○1 振興計画の業種別認定率 (健康・生活衛生局生活衛生課調べ) (アウトプット)	60%	平成29年度	70%	令和6年度	前年度 (59.9%) 以上	前年度 (60.5%) 以上	前年度 (58.6%) 以上	前年度 (58.6%) 以上	70%	生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させるためには、生活衛生同業組合等の互助・支援等が必要である。 厚生労働大臣が各業の振興等について定める振興指針の内容を踏まえ、組合が具体的な計画として「振興計画」(※)を策定する。振興計画に基づいた事業を実施する生活衛生同業組合が増えることは衛生水準の維持向上させることにつながり、消費者へ安全・安心なサービスを提供する効果が期待できる。 このため、衛生水準の維持向上には、生活衛生関係営業の振興が重要であるとともに、計画未作成組合を解消していくことが必要であり、令和3年度以降は振興計画の業種別認定率90%を達成していない4業種(興行場業、公衆浴場業、旅館業(簡易宿所)、水雪販売業)について認定数を増やし、認定率を上げることが指標とした。 ※「振興計画」とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに事業者が組織する組合)が作成する、組合員たる事業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のこと。 (参考)認定率の計算方法は4業種の振興計画の策定率(分母:組合数、分子:振興計画を策定している組合数)の平均としている。	近年、振興計画の認定率は60%前後で推移している。このため、認定率が上昇することを目標とし、認定率を70%とすることを目標としている。
					60.5%	58.6%	58.6%	59.0%			
2 日本政策金融公庫貸付件数(生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ) (アウトプット)	14,173件	令和元年度	8,387件以上	令和6年度	前年度 (14,173件) 以上	15,709件 以上	11,774件 以上	9,928件 以上	8,387件 以上	日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う衛生水準の維持向上等を目的とした低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって重要な支援措置であり、金融市場における金利動向を踏まえると厳しい状況下ではあるとみられ、過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上とすることを目標とした。 ※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施しており、貸付件数の前年度比増加率が2倍以上となっており、令和3年度は、貸付実績が減少したものの、その半数以上は「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による貸付実績が占めている。当該貸付件数が振れ幅のある指標であることを踏まえ、令和2年度までは「前年度以上」としていた目標値について、令和3年度以降は「過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上」として設定している。 (参考)平成28年度実績:13,783件、平成29年度実績:14,107件、平成30年度実績:14,410件、令和元年度実績:14,173件	左記のとおり。
					28,581件	9,048件	8,003件	7,562件			
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号
(1)	生活衛生等関係費 (平成4年度)	244百万円 の内数	216百万円 の内数	250百万円 の内数	1.3	<p><生活衛生等指導費> 生活衛生関係営業の経営の安定と健全な発展のため、都道府県・経営指導員等が営業者に対し適切な指導を行うための都道府県、都道府県センター等に対する指導監督、生活衛生同業組合に対する指導及び連絡調整、並びに営業者への指導を行う環境衛生監視員の資質向上のための取組みにかかる経費である。</p> <p><生活衛生関係営業対策調査委託費> 生活衛生関係営業者が、デジタル化推進のガイドライン・マニュアルや好事例等を活用し、自らの店舗に合ったデジタル化に取り組み、事業の効率化・高付加価値化等を図ることができるよう、生活衛生関係営業者に対する個別相談・講習等を実施する。また、地域相談員に対する研修・スーパーバイズを実施し、地域における生活衛生関係営業のデジタル化の支援体制を構築するとともに、個別相談・講習等の事例を踏まえ、ガイドライン・マニュアルを改訂する。</p> <p><生活衛生関係営業衛生確保等対策費> 生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上や生活衛生関係営業に係る感染症等の感染拡大防止策等の総合的な衛生対策を検討するための経費である。</p> <p>生活衛生同業組合等への指導、環境衛生監視員の資質向上を通じた保健所の機能強化に向けた取組み、営業者の生産性向上を目的とした取組み等を通じ、策定された振興計画の生活衛生関係営業者への浸透、実効性確保を図る。</p>	002394				
		188百万円 の内数	210百万円 の内数								
(2)	生活衛生金融対策費 (平成11年度)	3,831百万円	3,175百万円	2,992百万円	2	<p><補給金、出資金> 生活衛生関係営業者に対して無担保・無保証人で融資する「生活衛生改善貸付」及び「特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付」等の貸付金利を低減することを目的として、利ざやの減少分の補給等を行うものである。 ・ 厳しい経営環境の中で、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等を図っていく上で必要な低利の政策金融を維持していくために不可欠のものである。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等において、低利・無担保の貸付を実施している。</p>	002393				
		2,566百万円	2,191百万円								

(3)	生活衛生関係営業対策事業費補助金(平成23年度)	1,895百万円	1,787百万円	1,799百万円	1	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業対策費補助金 (公財)全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)は、生活衛生関係営業全般に関する情報収集・提供、調査研究、(公財)都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)及び生活衛生関係営業の連合会の事業に対する指導等、法第57条の10に規定する事業を行っており、国は、法第63条第2項の規定に基づき、全国指導センターの行う事業に要する経費について補助している。 また、都道府県指導センターは、生活衛生関係営業業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等、法第57条の4第1項に規定された事業を行っており、国は、法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に対して補助した経費の一部を補助している。さらに、法第63条の2の規定に基づき、生活衛生関係営業の連合会及び組合の行う事業に対して必要な助成を行っている。 同事業の一部として、振興計画未作成組合の解消に寄与する事業があり、これらの事業に要する経費に補助金を交付することにより、振興計画の業種別認定率の向上を図る。 また、同事業は、複数の異なる事業が実施されている性質上、事業毎に多様な成果目標が設定されており、統一した目標を定量的に示すことはできないが、生活衛生関係営業の経営の健全化、公衆衛生の向上及び増進、国民生活の安定に寄与することを目的としている。 	002396
		1,889百万円	1,779百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
3 建築物環境衛生管理基準への不適合率(アウトカム)(衛生行政報告例による)	別紙参照	平成29年度	令和6年度	前年度以下	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境衛生管理基準への不適合率(アウトカム)(衛生行政報告例による) 別紙参照 別紙参照 別紙参照 別紙参照 集計中(令和6年11月公表) 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の室内環境の重要性が高まっていることから、興行場、百貨店等多数の者が使用・利用する。3,000平方メートル以上の規模を有する建築物(特定建築物)の維持管理における基準に關し、特に換気の指標として重要な二酸化炭素の含有率の不適合率を直近5年以内の最低値から1%減とした。 (参考)不適合率の計算方法は、別紙の各物質別に、報告徴収等で維持管理状況を把握した特定建築物数を分母とし、基準値に違反した特定建築物数を分子としている。 左記の通りであるが、二酸化炭素の不適合率は平成29年度時点で27.7%あったものの、その後の取り組みで減少に転じ、令和3年度に14.9%まで急激に下落した。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための換気の指標として二酸化炭素濃度1,000ppm以下が広く周知された影響が大いからであると考えられる。直近3年は実績が不適合率1%を下回る見込みであり、その最低値を更新する難易度を考慮して変化率-1%という目標を定めた。
(参考指標)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定理由		
4	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の受験者数		497人	796人	1,965人	3,967人		受験者の訓練歴・実務経験が異なるため目標合格者数を設定することは困難であるが、受験者数を一定程度確保することがビルクリーニング分野における外国人材の受入れに繋がることから、参考指標とした。		

達成手段2(開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額 執行額	予算額 執行額				
(4) 建築物環境衛生管理技術者国家試験費(昭和46年度)	0.4百万円	0.4百万円	0.4百万円	3	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境衛生管理技術者国家試験費 建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理技術者国家試験の実施及び国家試験合格者・講習会課程修了者に対する建築物環境衛生管理技術者免状の交付等に必要経費である。 建築物衛生管理技術者国家試験の適性な実施を継続し、技術者の知識水準を保つことで、衛生的な維持管理の向上を図る。 	002395
(5) 生活衛生等関係費(平成4年度)	244百万円の内数	216百万円の内数	250百万円の内数	1.3	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境衛生管理対策推進事業費 建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行うための経費である。 保健所等担当者研修会等経費 国民に建築物環境衛生に関する適切な情報の提供を行うとともに、保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、相談体制の整備等を図るための経費である。 建築物環境衛生管理対策推進事業において、建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行い、そこで得られた知見を建築物の維持管理に携わる者等に提供することにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の低下を図る。 保健所等担当者研修会等経費を活用して保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、建築物の維持管理に携わる者等への効果的な助言指導が行われることにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の低下を図る。 	002394
(6) 生活衛生関係営業対策事業費補助金(ビルクリーニング業における外国人材確保事業)(令和元年度)	12.0百万円	12.0百万円	15.9百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業対策事業費補助金(ビルクリーニング業における外国人材確保事業) ビルクリーニング分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れるため、外国において評価試験を適正に実施するための現地調査や資機材の整備等を行うための経費である。 国内外において専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を確保することにより、ビルクリーニング分野の存続・発展を図り、多数の者が利用する建築物における衛生的な環境を維持する。 	002396

施策の予算額(千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額	
施策の予算額(千円)	5,970,649		5,179,235		4,255,648		令和8年度
施策の執行額(千円)	4,643,661		4,180,349				

施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
		-	-

別紙

指標1：振興計画の業種別認定率（単位：％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度（実績）			令和6年度（目標）		
				（分母）	（分子）	認定率			（分母）	（分子）	認定率	（分母）	（分子）	認定率
興行場業	66.7	64.4	64.4	45	29	64.4	64.4	64.4	45	29	64.4%	45	30	66.7%
公衆浴場業	61.0	62.5	61.5	39	25	64.1	64.1	64.1	38	25	65.8%	38	26	68.4%
旅館業（簡易宿所）	75.0	75.0	75.0	4	3	75.0	75.0	75	4	3	75.0%	4	4	100.0%
氷雪販売業	38.5	38.5	38.5	13	5	38.5	30.8	30.8	13	4	30.8%	13	5	38.5%
4業種平均	60.3	60.1	59.9	101	62	60.5	58.6	58.6	100	61	59.0%	100	65	68.4%

指標3：建築物環境衛生管理基準への不適合率（単位：％）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			令和4年度
						（分母）	（分子）	不適合率	
浮遊粉じんの量	2.2	2.4	2.6	2.1	2.0	15,233	281	1.8	1.5
一酸化炭素含有率	0.4	0.3	0.5	0.3	0.3	15,252	54	0.4	0.3
二酸化炭素含有率	26.1	27.7	27.4	26.6	24.4	15,434	2,233	14.5	12.5
温度	29.9	31.9	30.9	29.5	32.2	12,384	4,285	34.6	37.7
相対湿度	56.6	57.2	56.7	57.6	57.7	12,023	7,195	59.8	60.2
気流	2.5	2.4	2.4	2.2	2.3	15,139	432	2.9	2.9
ホルムアルデヒドの量	1.8	1.3	3.6	2.2	6.7	807	14	1.7	2.6
水質基準	0.6	0.5	0.4	0.3	0.6	16,036	67	0.4	0.6
残留塩素含有率	2.0	1.5	1.4	1.4	1.4	17,404	239	1.4	1.6

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅲ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>労働基準局 総務課 監督課 賃金課 労働条件政策課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働基準局 総務課長 佐々木 葉々子 監督課長 村野 伸介 賃金課長 篠崎 拓也 労働条件政策課長 澁谷 秀行</p>
<p>施策の概要</p>	<p>労働基準法や最低賃金法などに定められる労働時間や賃金等の労働条件確保・改善のため、労働条件に関する相談対応・指導や制度の周知啓発事業を行うもの。具体的には以下のとおり。</p> <p>(1) 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 ○ 36協定未届事業場や新規起業事業場等に対し民間事業者を活用し労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等によりきめ細やかな相談支援を実施する。 ○ フリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を設置し、労働基準監督署が閉庁している平日夜間、土日祝日に日本語を含む14か国語(外国語は令和元年度開始)での相談対応を行うとともに、事案に応じた相談先等の情報提供を行う労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置や、大学・高等学校等を対象とした労働条件セミナー等により労働基準法等に関する基礎知識の周知を行い、情報発信の強化を図る。</p> <p>(2) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進 ○ 運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通して、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。 ○ 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。</p> <p>(3) 最低賃金の周知及び履行確保 ○ 最低賃金については、リーフレット等の配付に加え、インターネットや広報媒体を活用した周知広報等により労使をはじめ広く国民に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行っている。</p>				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>○ 労働基準関係法令等に関する相談対応・指導による法定労働条件の履行確保 ・ 全ての人が安心して安全で快適に働くことができるよう、法定労働条件の確保が必要であるところ、労働基準関係法令が遵守されていない実態がみられる。(R5年度では96,831事業場が違反。) ・ また、R5年4月からは中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられ、R6年4月からは適用猶予業種に対する時間外労働の上限規制が適用されるため、労働基準関係法令等の遵守に向けた取組が一層求められる。</p> <p>○ 最低賃金の周知及び履行確保 ・ 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしている。そうした中で、令和5年度において、地域別最低賃金については、過去最高である全国加重平均43円の引上げとなった。改定後の最低賃金の履行確保のため、最低賃金制度の周知広報及び履行確保の重要性が高まっている。 【最低賃金の全国加重平均額の推移】(直近5年) 令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円) ・ 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施しているところ、令和5年度の監督実施事業場は15,485事業場、最賃支払義務違反率は10.5%であり、違反事業場では「適用される最低賃金額を知っている」認識状況にあるものが約6割となっている。</p>				
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。 ・そのため、事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働者が人格として価値ある生活を営む必要を満たす労働条件の確保を図る必要がある。</p>			
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働条件の確保を図る。</p>		<p>労働条件の確保・改善のためには、個別の事業場等からの相談対応や、事業場等に対する指導を確実に行う必要があるため。</p>		
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。</p>		<p>労働条件の確保・改善のためには、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る必要があるため。</p>		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	基準年度			年度ごとの実績値							
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
1	36協定の届出件数 (アウトカム)	-	-	対前年比 6万件増	令和6年度	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	対前年比 6万件増	36協定の届出を行わずに時間外・休日労働を行わせる事業場数を減少させるため、36協定届の届出件数を増加させることとし、その指標として、毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(労働基準監督署等において、個別の事業場等に対する相談対応・指導を行うことにより目標達成を図ることとしている。) (参考)平成26年:前年比 64,916件増、平成27年度:前年比 71,620件増、平成28年度:前年比 58,518件増、平成29年:前年比 115,182件増、平成30年:前年比 55,558件増、平成31年・令和元年:前年比 96,462件増	毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。	
2	集団的な相談支援会(セミナー)に参加した事業場へのアンケートにおいて、回答があったもののうち理解できた旨の回答した割合 (アウトカム)	-	-	70%	令和6年度	70%	70%	70%	70%	70%	・セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。 (参考)令和5年度実績値(99%)は、分母:アンケート回答数(9,188件)、分子:アンケートで理解できたと回答した数(9,082件)から算出したもの。	目標値については、本事業を開始した令和2年度に、他の類似事業(労働条件関係セミナー)の設定の考え方を参考に、概ねの参加者が満足したと考えられる70%を目標値とし、以降も引き続き当該水準(70%)を目標値としている。(なお、行政事業レビューシートにおいても同様の指標・目標値を設定している。)	
3	労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数 (アウトプット)	-	-	過去5か年 平均比増	令和6年度	3,822件	4,619件	5,332件	5,332件	6,485件	・日本国内で働く外国人労働者数は増加傾向にあり、外国人労働者の労働条件確保のための環境整備が必要であるため、外国人労働者からの労働災害及び労働時間等に係る相談件数(暦年)をアウトプット目標とした。	目標値については、事業実態を適切に反映することができると考え、過去5か年平均比増としている。	
4	週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム) ※令和3年度以降	-	-	5%	令和7年度	-	8.2%	7.9%	7.5%	6.7%	長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。 ※年度ごとの実績値は、暦年の件数	令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%と、目標値をほぼ達成できたところ。 そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したもの。 (参考)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41932.html	
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定理由		
5	定期監督等実施状況	監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数				80,335	83,212	100,696	96,831			全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数(下段)及び監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数(上段)。 なお、定期監督等には、定期監督のほか災害時監督及び災害調査が含まれる。	
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号		
(1)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	214百万円	267百万円	174百万円	-	運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進することを目的としている。 特にトラック運転者については、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が多い職種となっているが、背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があることから、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進する。					002445		
(2)	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 (平成23年度)	2,882百万円	2,425百万円	2,410百万円	1	労働時間適正化のための指導が必要な事業場に対し労働時間適正化指導員による個別訪問を実施する。 時間外及び休日労働協定の未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理の知識等の習得が必要な事業場に対して専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。 「労働条件相談(ほっとライン)」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の活用に向けたセミナーの開催、過重労働による労働者の健康障害防止セミナーの開催、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。					002398		
(3)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成24年度)	483百万円	483百万円	486百万円	1	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13か国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。					002399		
(4)	労働基準行政関係相談業務等の外部委託化経費 (平成28年度)	1,020百万円	2,028百万円	2,107百万円	1	労働基準行政関係の電話相談業務等に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数や適用事業場数が多いなど、業務繁忙になっている労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応すること等により、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に費やす時間を確保するもの。					002447		

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
6 最低賃金額の周知ポスター等の認知率 (アウトカム)	16.4%	平成28年度	19%	令和6年度	20%	22%	22%	22%	19%	・最低賃金額は、例年改定されているので、改定後の金額について効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定している。 (参考1)令和元年度からは、中吊り広告等を実施しており、それらの認知率の合計を記載している。 (参考2)実績値はポスター等に接触した人の数を調査(※)回答者の数で除したものである。 令和5年度:調査回答者の数(2,000人)、ポスター等に接触した人の数(346人) ※委託事業者において、全国2,000人に対してインターネット調査をおこなったもの	・令和6年度の目標値は、令和元年度から令和5年度の実績の平均から設定している。 (参考)令和元年度の実績値:20.3%
7 地方公共団体の広報誌又はホームページへの最低賃金制度の掲載割合 (アウトプット) ※令和5年度までは「地方公共団体の広報誌への最低賃金制度の掲載割合」	91.7%	平成27年度	88%	令和6年度	90%	90%	92%	92%	88%	・最低賃金は例年改定されており、全労働者に適用されるものであることから、様々な媒体で広く周知することが必要である。 地方公共団体の広報誌は戸別配付されることから、あまねく住民に周知されるものであるが、広報誌を発行していない地方公共団体や、広報誌の誌面の縮小等により掲載がかなわないものもあるため、地方公共団体の広報誌に加えて、ホームページへの掲載依頼も行うことでより多くの者に対して周知が可能と考えられる。 このため、令和6年度からは、測定指標を「地方公共団体の広報誌への最低賃金制度の掲載割合」から「地方公共団体の広報誌又はホームページへの最低賃金制度の掲載割合」に変更する。 (参考1)令和5年度実績値87%は、分母:広報誌を発行している地方公共団体数(1,783団体)、分子:広報誌に最低賃金制度が掲載された地方公共団体数(1,551団体)から算出したもの。 (参考2)HPを開設している地方公共団体数(1,788団体)	・令和6年度の目標値は、令和元年度から令和5年度の実績の平均から設定している。 (参考)令和元年度の実績値:92.3%
8 最低賃金特設サイトのアクセス件数 (アウトプット)	1,757,894pv	令和3年度	1,935,529pv	令和6年度	-	-	1,799,630pv	1,746,300pv	1,935,529pv	・最低賃金特設サイトは、最低賃金制度の概要、地域別最低賃金全国一覧、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等に関する情報をまとめたサイトである。 ・当該サイトは、利用者・労働者双方にとって必要な情報を入手することを可能にするものであるため、そのアクセス件数について指標として選定している。 (参考)各年度の実績値は、最低賃金制度を紹介する特設サイト(※)のpv数。 ※特設サイトURL: https://pc.saiteichingin.info/	・令和5年度の目標値は、令和元年度から令和5年度の実績の平均から設定している。 (参考)令和元年度の実績値:1,872,268pv
9 最低賃金の未満率 (アウトプット)	1.7%	令和3年度	1.9%	令和6年度	-	-	2.0%	1.9%	1.9%	・最低賃金の引上げが続く中でも最低賃金法を遵守していただくために、最低賃金制度の周知及び履行確保に取り組んでいるところである。その中で、実際に最低賃金を下回っている労働者がどれだけいるかを把握することは重要であるため、「未満率」(※)を指標として選定した。 なお、未満率には「賃金構造基本統計調査(事業所規模5人以上)」から算出する値と、「最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))」から算出される値があるが、測定指標としては、特に最低賃金引上げの影響が大きいと考えられる小規模事業所を対象とする、「最低賃金に関する基礎調査」の結果から算出される未満率を採用(※)した。 ※「未満率」は当年6月の賃金とその時点で適用される最低賃金額を下回っている労働者数÷全労働者数で計算される。 ※最低賃金には減額の特例許可制度があるため、未満率が全て法違反ではないことに留意が必要である。 ※「賃金構造基本統計調査」における未満率は、参考指標11として掲載している。	・令和6年度の目標値は、最低賃金が大幅に引き上げられても未満率が過年度の実績を上回らないようにするという観点から、過去10年の実績値の平均とした。 (参考)平成26年度:2.0%、平成27年度:1.9%、平成28年度:2.7%、平成29年度:1.7%、平成30年度:1.9%、令和元年度1.6%

(参考指標)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由					
10	最低賃金に関するポスターの配布枚数	45,956枚	48,810枚	48,956枚	63,511枚		最低賃金に関するポスター配布枚数は、本省から地方労働局に配布している枚数であり、その枚数が直接に最低賃金制度の認知率と一致するところではないが、最低賃金制度及び改定最低賃金額を周知するための行政の取組状況を把握するための参考指標として選定した。 (参考) 地方労働局は本ポスターの他に独自のポスターを作成しているが、それについては実績値に含めていない。					
11	賃金構造基本統計調査 (事業所規模5人以上)における 最低賃金の未満率・影響率の推移 (上段:未満率、下段:影響率) 【未満率】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 未満率及び影響率を経年的に比較する、すなわち、最低賃金の引上げが続いた中で未満率・影響率の状況を確認することで、どの程度最低賃金が遵守されているかを把握することができる。 なお、令和4年度より「最低賃金に関する基礎調査」における最低賃金の未満率について測定指標とすることとしたが、「賃金構造基本統計調査」における最低賃金の未満率については、①賃金構造基本統計調査は、最低賃金に関する基礎調査に比べ、最低賃金引上げの影響を比較的受けにくい大企業も含む調査であること、②両方の値を測定指標として採用すると、役割が重複すること等の理由により、引き続き参考指標として設定することとした。 また、影響率についても、最低賃金の引上げ幅に直接影響を受けるものであるため、参考指標に留めている。
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	【影響率】	4.0%	4.3%	4.8%	4.8%	6.1%	2.5%	5.9%	6.9%	8.1%		<ul style="list-style-type: none"> 近年の最低賃金の大幅な引上げにより影響率は上昇しているのに関わらず、未満率は上昇傾向になく、最低賃金がどの程度遵守されているかを示している。
	最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))における最低賃金の影響率の推移 【影響率】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ※「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合のこと(当年6月の賃金とその時点で適用される最低賃金額を下回っている労働者数÷全労働者数) ※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合(当年6月の賃金が当年秋に改正された後の最低賃金額を下回ることとなる労働者数÷全労働者数) ※最低賃金には減額の特例許可制度があるため、未満率が全て法違反ではないことに留意が必要である。 (注) 賃金引上げ額を受けてとなるため、来年度7月記載予定
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(5)	労働条件の確保・改善に必要な経費(最低賃金制度関係) (平成21年度)	690百万円 574百万円	685百万円 555百万円	739百万円	9,11	最低賃金制度及び改定された最低賃金額について、新聞広告掲載、インターネット広告及びポスター駅貼りなどにより周知啓発活動を行う。					002397	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定時期	令和4年度
施策の執行額(千円)		973,867			977,660			1,010,076				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-				-		-				

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅲ-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること					担当 部署名	労働基準局賃金課	作成責任者名	賃金課長 篠崎 拓也		
施策の概要	○ 経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)において、「豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力で推進する」とされている。 ○ 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している(業務改善助成金)。										
施策を取り巻く現状	○ 最低賃金については、令和5年度、過去最高となる全国加重平均43円の引上げを行ったところである。また、地域間格差については、令和5年度は最高額(東京:1,113円)に対する最低額(岩手県:893円)の比率は80.2%と9年連続改善している。(直近5年の最高額に対する最低額の比率の推移は、令和元年度:78.0%、令和2年度:78.2%、令和3年度:78.8%、令和4年度:79.6%、令和5年度:80.2%) また、全国加重平均の直近5年の推移においても、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円)と引き上げられており、ここ数年は令和2年度を除き、3~4%程度の引上げ率となっている。 ○ 業務改善助成金については、令和5年8月31日に、対象事業場を拡大するなどを実施した。その結果、令和5年度の申請件数は、19,764件と過去最高となっている。(直近5年の業務改善助成金の申請件数については、令和元年度:673件、令和2年度:805件、令和3年度:5,047件、令和4年度:7,264件、令和5年度:19,764件)										
施策実現のための課題	1	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」では、「持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠」とされており、賃金の引上げに向けた生産性向上支援が重要政策となっている。こうした認識の下、最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標」として、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業継承やM&Aの環境整備に取り組む」とされている。なお、ここ数年は令和2年度を除き、3~4%程度の引上げ率となっている。 [最低賃金の全国加重平均額の推移(直近5年)] 令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円)			このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要がある。						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
	目標1	中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。			最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大き中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。						
	(課題1)										
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
① 業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	343件	平成27年度	6,834件	令和6年度	900件	900件	900件	1,000件	6,834件	業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。	目標値は、過去の実績を踏まえつつ、令和6年度当初予算額(前年度繰越額含む)も踏まえ設定した。 (参考)平成27年度実績:343件、平成28年度実績:433件
卸売業・小売業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	90件	平成27年度	2,385件	令和6年度	306件	306件	329件	345件	2,385件	・ 業務改善助成金の要件(地域別最低賃金から50円以内の事業場)に合う産業別の事業場割合のデータがないことから、最低賃金の影響を受ける労働者数が多い業種において対象となる事業場が多いと考えられることを踏まえ、全体の支給決定件数の目標値に、当該労働者の産業別の構成比をかけることで業種別の目標値を設定した。 ・ データの制約から、最低賃金の影響を受ける労働者数は、令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計しているが、業務改善助成金の対象事業場は、いずれの年も中小企業であることは要件とされており、それに加えて令和元年度は事業場規模30人以下、令和2年度は事業場規模100人以下となっており、両者の間に違いがあることに留意が必要。 (平成30年度以前及び令和5年度は事業場規模による制限なし) ・ なお、最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の推計方法については、下記の「参考指標5」参照。 ・ 最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の最新データが令和元年度であることから、令和2年度及び令和3年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和元年度データを用いた。また、令和6年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和5年度データを用いた。	
宿泊業・飲食サービスの業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	49件	平成27年度	1,182件	令和6年度	172件	172件	162件	161件	1,182件		
サービス業(他に分類されないもの)の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)	4件	平成27年度	492件	令和6年度	59件	59件	59件	74件	492件		
製造業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)	54件	平成27年度	977件	令和6年度	155件	155件	146件	148件	977件		
医療・福祉の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	44件	平成27年度	451件	令和6年度	60件	60件	48件	67件	451件		
生活関連サービスの業種別の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)	25件	平成27年度	376件	令和6年度	53件 67件	53件 572件	50件 975件	59件 1,683件	376件		
業務改善助成金により賃金引上げが行われた労働者数 (アウトカム)	39,607人	令和4年度	47,838人	令和6年度	- -	- -	- 39,607人	6,980人 90,396人	47,838人	業務改善助成金の支給を受けた事業場で賃金の引き上げがなされた労働者の人数が増加することで、社会全体の賃金の底上げにつながるものであることから、指標として選定した。	

(参考指標)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由		
4	最低賃金特設サイト(最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ)閲覧数	56万pv	11万pv	16.5万PV	41万PV		令和元年10月より最低賃金特設サイト内に最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ(※)を新設しているところ。本ページの閲覧数自体は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援策の実施状況を把握する直接的な指標とはならないが、業務改善助成金の周知状況を定量的に把握することができるため、参考指標として選定した。 ※(URL) https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chusyo/index.html		
5	最低賃金引き上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率(推計)	産業計	100%	100%	100%	100%	最低賃金引き上げの影響を受けた労働者数を業種別に把握することで、業務改善助成金の対象となつる事業場の数が一定程度見込めるため、参考指標として選定した。	出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(調査票情報を労働基準局にて独自集計)並びに総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」及び「令和3年経済センサス-活動調査」をもとに推計 (注) 1. 影響率とは、最低賃金額を改定した後に、賃金額が改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。 2. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。 3. 最低賃金引き上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、令和2年度～令和3年度は「平成28年経済センサス-活動調査」、令和4年度～令和5年度は「令和3年経済センサス-活動調査」による。) 4. 企業規模100人未満で集計。 5. 使用できるデータの制約から、令和2年度は令和元年調査の影響率を用いている。その他の年度は当該年調査の影響率を使用している。	
		卸売業、小売業	34.0%	36.5%	34.5%	34.9%			
		宿泊業、飲食サービス業	19.1%	18.0%	16.1%	17.3%			
		サービス業(他に分類されないもの)	6.5%	6.6%	7.4%	7.2%			
		製造業	17.2%	16.2%	14.8%	14.3%			
		医療、福祉	6.7%	5.3%	6.7%	6.6%			
		生活関連サービス業、娯楽業	5.9%	5.5%	5.9%	5.5%			
6	常用労働者の時間当たり所定内給与額の第1二十分位数(下位5%)	891円	901円	917円	953円		低賃金労働者の賃金上昇は必ずしも、業務改善助成金のみによる訳ではないため、測定指標とすることには馴染まないが、業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上させるとともに、事業場内最低賃金を引き上げることを支援するものであり、ひいては、低賃金労働者の賃金の底上げに資すると考えられるため、常用労働者の時間当たり所定内給与額が全体の下位5%層の当該金額を参考指標として選定した。 出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査 特別集計」		
7	業務改善助成金の支給金額	6.6億円	28.9億円	45.8億円	151.6億円		支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えないため、参考指標として選定した。		
達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等		令和6年度行政事業レビユー-事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(1)	最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業(平成23年度)	13,760百万円 5,133百万円	10,750百万円 15,806百万円	11,008百万円	1	-業務改善助成事業 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場を対象に、生産性向上のための設備導入等により、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成する。	002400		
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
		13,759,907		10,750,070		11,008,495			
施策の執行額(千円)		5,133,473		15,805,786					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		○政労使の意見交換(岸田内閣総理大臣発言)			令和6年3月13日		(前略)今年の最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただきたいと思ひます。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力してまいります。		
		○経済財政運営と改革の基本方針2024			令和6年6月21日		第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」 (1) 賃上げの促進 豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。 最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。		
○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版			令和6年6月21日		Ⅱ. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着 2. 非正規雇用労働者の処遇改善 (1) 最低賃金の引上げ 昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。 今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。				

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅲ-2-1))

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2:労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局 雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働基準局 総務課長 労働条件政策課長 監督課長 安全衛生部計画課長 安全課長 労働衛生課長 化学物質対策課長 雇用環境・均等局 総務課長 雇用機会均等課長 有期・短時間労働課長 在宅労働課長</p> <p>佐々木 菜々子 澁谷 秀行 村野 伸介 佐藤 俊 安井 省侍郎 佐々木 孝治 土井 智史</p> <p>山田 敏充 岡野 智晃 竹野 佑善 千葉 裕子</p>							
<p>施策の概要</p>	<p>○ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを図る。</p> <p>○ また、労働災害の一層の減少を図るため、第14次労働災害防止計画(2023年度～2027年度)に基づき、行政、労働災害防止団体、業界団体等が連携等した上で、計画の重点事項(※)を中心として労働災害防止対策の取組を図る。</p> <p>※14次労働災害防止計画における計画の重点事項 (1)自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 (2)労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 (3)高齢労働者の労働災害防止対策の推進 (4)多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 (5)個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 (6)業種別の労働災害防止対策の推進 (7)労働者の健康確保対策の推進 (8)化学物質等による健康障害防止対策の推進</p>											
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>○ 労働災害による死亡者の数は、安全衛生の水準の改善等により、令和5年では過去最小となったが、労働災害による休業4日以上(死傷者)の数については、第三次産業への就労者の増加に伴う、労働者の作業行動に起因する労働災害の増加や、労働災害発生率(死傷年千人率)が高い60歳以上の高齢労働者の増加、外国人労働者の増加等のさまざまな要因により、令和5年では3年連続で増加しており、安全衛生対策の更なる取組促進が不可欠な状況にある。</p> <p>○ また、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。</p> <p>○ このほか、化学物質の性状に関連した強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)は年間約500件発生しており、減少がみられず、また、その原因の多くを占めるのは、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等による個別規制の対象外の物質であり、こうした危険性又は有害性等を有する化学物質に対する対策が必要となっている。</p>											
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・労働災害は長期的には減少しており、令和5年には労働災害による死亡者の数は過去最少の755人(前年比19人、2.5%減)となった。引き続き、第14次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅に向けた対策が必要である。</p>	<p>2</p>	<p>・第14次労働災害防止計画において、掲げたアウトカム指標を達成した場合に期待される結果として、労働災害による休業4日以上(死傷者数)について2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる」と記載されており、計画に基づき対策に取り組んでいるところであるが、令和5年は前年比で2.3%の増加となっており、高齢労働者の増加などの就業構造の変化等を考慮して、対策を推進する必要がある。</p>	<p>3</p>	<p>・第三次産業への就労者の増加に伴って、対策のノウハウが蓄積されていないことや、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加しているため、これらの労働災害の防止対策を推進する必要がある。</p> <p>・特に、高齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、その結果、令和5年の60歳以上の高齢労働者の休業4日以上(死傷者数)の全年齢に占める割合は25%を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっているため、高齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。</p>	<p>4</p>	<p>・近年、我が国では、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者は年々大幅に増加している。令和5年8月に在留資格「特定技能2号」の対象分野が拡大されたことやその背景である労働力不足を踏まえると、外国人労働者は引き続き増加していくと見込まれている。</p> <p>・外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、当該外国人労働者の母国語等を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育等の実施が必要である。</p> <p>・また、外国人労働者を雇用する事業者に対しても、外国人労働者の安全衛生管理についての相談体制を確保する等により、事業者を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要である。</p>	<p>5</p>	<p>・職場における労働者の健康保持増進の課題については、メンタルヘルスや高齢労働者の増加への対応等多様化している。また、現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の80%を超えており、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年度以降700件～1000件台、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね150～200件前後(令和5年度は135件)となっている。</p> <p>・そのため、働き方の多様化による現場のニーズに対応した産業保健体制・活動が必要である。また、ストレスチェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善の取組や労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する必要がある。</p>	<p>6</p>	<p>・事業場の化学物質対策の取組状況について、法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性等を有するとされる化学物質の全てについて、リスクアセスメントを実施している事業者の割合は、令和4年において63.8%となっており、個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制の定着が必要となっている。</p>

課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること	死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。
	目標2 (課題2)	就業構造の変化等に対応した対策や業種別の対策の推進により死傷災害を減少させること	労働災害による死傷者数は増加傾向にあり、依然として年間約13万人が労働災害に被災し休業(4日以上)していることから、就業構造の変化等に対応した対策や業種別の対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。
	目標3 (課題3)	労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策を推進すること	令和5年の労働災害による死傷者数全体のうち、対策のノウハウが蓄積されていないことや、労働者の作業行動に起因する転倒、腰痛等の「動作の反動、無理な動作」といった労働災害による死傷者数が約4割を占めており、対応が強く求められている。特に、高齢労働者の労働災害発生率は高く休業日数も長期化する傾向にあることから、年齢の上昇に着目した対策は重要であるため。
	目標4 (課題4)	外国人材の受入れ環境整備等を図るため外国人労働者の労働安全衛生を確保すること	外国人労働者数が増加する一方で、我が国の安全衛生対策等に関する知識が乏しい、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者も少なくない中で、日本人労働者の場合と同様、労働安全衛生確保に努めることで、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現に資するため。
	目標5 (課題5)	労働者の健康確保対策を推進すること	働き方の多様化による現場のニーズに対応した産業保健体制・活動の必要性や仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあることから、労働者の健康確保対策を推進することは、労働者の心身の健康確保対策としてこれまでになく強く求められているため。
	目標6 (課題6)	化学物質等による労働災害防止対策を推進すること	国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化といった新たな課題に対応するため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準値	基準年	目標値	目標年	年ごとの実績値						
					令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)		
○ 労働災害による死者数(アウトカム)	774人	令和4年(2022年)	735人	令和9年(2027年)	—	—	—	—	—	労働災害による死者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約800人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、取組を強化する必要がある。	令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において、同計画に掲げる各指標が達成できた場合、労働災害全体として、「死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する」ことが期待されるとしていることを踏まえ、本指標を設定している。 ※労働災害による死者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値等についても暦年単位の記載としている。 ※第13次労働災害防止計画(平成30年～令和4年度)とは本指標の目標値等の考え方が異なるため、当該計画期間中の目標値は「—」としている。 ※また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年、令和6年の目標値は「—」としている。

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準値	基準年	目標値	目標年	年ごとの実績値						
					令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)		
○ 労働災害による死傷者数(休業4日以上)(アウトカム)	132,355人	令和4年(2022年)	132,355人未満	令和9年(2027年)	—	—	—	—	—	労働災害による死傷者数は、依然として年間約13万人が労働災害に被災し休業(4日以上)している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。	令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において、同計画に掲げる各指標が達成できた場合、労働災害全体として、「労働災害による休業4日以上」「死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して、2027年までに減少に転ずる」ことが期待されるとしていることを踏まえ、本指標を設定している。 ※労働災害による死傷者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値等についても暦年単位の記載としている。 ※第13次労働災害防止計画(平成30年～令和4年度)とは本指標の目標値等の考え方が異なるため、当該計画期間中の目標値は「—」としている。 ※また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年、令和6年の目標値は「—」としている。

達成手段1・達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	職業病予防対策の推進 (不明)	130百万円 66百万円	105百万円 95百万円	103百万円	1.2	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催するとともに医療機関を対象に医療従事者の職業被ばくの低減等を目的とするマネジメントシステムの導入を支援し、適正な職業病予防対策の推進を図ることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002408
(2)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度)	388百万円 338百万円	283百万円 166百万円	507百万円	1.2	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センター、大阪安全衛生教育センター、旧国際安全衛生センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設所有者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。施設を維持・活用することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標1及び2の改善に必要であると見込んでいる。	002444
(3)	労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	2,511百万円 2,511百万円	2,549百万円 2,549百万円	2,374百万円	1.2	労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取組の支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002442
(4)	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業 (昭和47年度)	1,303百万円 1,147百万円	1,266百万円 1,111百万円	1,274百万円	1.2	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断を実施する。これにより、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002412
(5)	女性労働者健康管理等対策費 (昭和48年度)	18百万円 16百万円	18百万円 16百万円	42百万円	1.2	男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うとともに、妊産婦を含む女性労働者向けの雑誌などに母性健康管理制度に係る記事を掲載し本制度の周知を図ることにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することで労働災害の防止等を図り、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002403
(6)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年度)	17百万円 0.7百万円	17百万円 1百万円	17百万円	1.2	第10次粉じん障害防止総合対策の普及啓発のため、産業医等を対象とした講習会や事業場に対する集団指導、関係団体との連絡会議等を実施する。これらにより、事業場における衛生水準を向上させることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002415
(7)	家内労働安全衛生管理費 (昭和49年度)	11百万円 9百万円	13百万円 7百万円	11百万円	1.2	家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。家内労働者の安全の確保及び健康の保持、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防を推進することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002402
(8)	産業医学助成費補助金 (昭和53年度)	6,686百万円 6,686百万円	6,788百万円 6,788百万円	5,209百万円	1.2	産業医科大学に対する助成、産業医科大学の学生への修学資金の貸与等の事業を通じて、産業医の養成、輩出及び資質の向上、並びに産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実を図ることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002443
(9)	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進 (平成元年度)	24百万円 21百万円	24百万円 21百万円	53百万円	1.2	林業における安全衛生対策の推進を図るため、林業における労働災害の多くを占める伐木時の労働災害を防止するための講習会を実施するほか、外国人向け教育教材の作成を行う。併せて、必要であると考えられる都道府県労働局に、林業の作業現場等を巡回し、振動障害の防止に係る知識の普及等を行うチェーンソー取扱作業指導員を配置する。これらにより、振動障害の予防対策を含めた林業における労働災害防止に資するため、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002430
(10)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	1,106百万円 1,038百万円	1,531百万円 1,409百万円	2,129百万円	1.2	雇用環境・均等部(室)では、労働者の心身の健康に重大な影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、妊娠・出産に関するハラスメント、パートタイム労働者の健康管理にかかる問題等、労働者の安全衛生に係る行政指導や相談対応を行っている。これらの行政指導等の記録を適正にデータベース管理し、情報の一元管理及び職員間の情報共有による迅速かつ正確な事務処理が行われることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002434
(11)	就労条件総合調査費 (平成12年度)	21百万円 20百万円	- -	-	1.2	常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。当該調査結果は、労働政策審議会の各種分科会、検討会、研究会等で、労働者の安全衛生の確保に関する施策の基礎資料とされており、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※予算について令和5年度より業務取扱費に組替え	-
(12)	化学物質管理の支援体制の整備 (平成12年度)	- -	- -	-	1.2	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(31)に統合	-
(13)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	746百万円 659百万円	720百万円 675百万円	765百万円	1.2	女性労働者とその能力を十分に発揮し、就労継続できるような雇用環境を整備するため、ポジティブ・アクションを推進する。また、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、パワー・ハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の健康の確保を図るため、雇用均等指導員(パワーハラ担当、均等担当)の設置等により、パワー・ハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策を推進する。パワー・ハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策に取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、職場環境の改善が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002433

(14)	パートタイム・有期雇用労働者均衡待遇推進事業 (旧:短時間労働者均衡待遇啓発事業) (平成19年度)	566百万円 506百万円	758百万円 698百万円	708百万円	1.2	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善にあたり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。 パートタイム・有期雇用労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理状況を聴取して、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対して、健康診断の実施等、労働安全衛生法等に基づく措置を講ずる必要があることについて説明し、理解を求めることが効果的である。雇用均等指導員はそれらの業務を担っており、支援事業所の件数が法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002504
(15)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	214百万円 100百万円	267百万円 326百万円	174万円	1.2	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)については、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の国会附帯決議事項として、過労死防止の観点から見直しが求められていたことから、労働政策審議会の下に設置した専門委員会における議論をとりまとめ、令和4年12月に「改善基準告示」の改正を行った(令和6年4月に施行)。 また、特にトラック運転者については、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があることから、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進する。 これらの施策は自動車運転者の就業環境の改善に資するものであり、自動車運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながるものであることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	002445
(16)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	736百万円 698百万円	737百万円 695百万円	745百万円	1.2	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002414
(17)	職場におけるメンタルヘルス対策事業 (平成21年度)	232百万円 187百万円	301百万円 198百万円	320百万円	1.2	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、働く人等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール・電話・SNS相談等を実施する。 精神障害による労災請求件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや働く人等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002425
(18)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度)	483百万円 311百万円	483百万円 317百万円	485百万円	1.2	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員等の特定分野に係る労働条件相談員を配置し、外国人労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。 本事業は、特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002399
(19)	機械等に起因する災害防止対策費 (平成23年度)	670百万円 553百万円	647百万円 557百万円	650百万円	1.2	下記取組により、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ・危険性・有害性のある機械設備等について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置届等に係る審査及び実地調査を行い、機械設備等の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。 ・都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教育機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。 ・市場に流通している機械等(墜落制止用器具)を対象に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。 ・ボイラ一等の先進的技術の導入等による高度かつ柔軟な管理を推進するため、ボイラ等の状態の使用条件等を考慮した詳細な解析等に基づく供用適性評価(FFS)を取り入れた維持管理の基準(維持基準)に必要な新技術その他の要件の検討を行う。 ・安全衛生に係る指導を強化するため、労働基準監督署に計画審査員を配置し、工事等の計画審査業務を行う。	002438
(20)	建設業等における安全衛生対策事業 (平成23年度)	210百万円 126百万円	210百万円 177百万円	210百万円	1.2	建設業においては、死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止が喫緊の課題であるため、労働安全衛生規則の改正等により足場等からの墜落防止措置を強化するなどの施策を推進することに加え、足場の組立・解体時の墜落・転落の防止効果が高い手すり先行工法等の「より安全な措置」や現場に対する指導・技術的支援、一人親方等への安全衛生教育を行うことで、死亡災害が多い足場からの墜落を防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	002427
(21)	職場における受動喫煙対策事業 (平成23年度)	48百万円 48百万円	42百万円 41百万円	40百万円	1.2	職場での受動喫煙対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話対応又は実地指導等を行う。また、経営者・安全衛生担当者を対象とした受動喫煙対策に係る説明会を開催する。これにより、労働者の健康の保持増進の観点から適切な受動喫煙対策が講じられるよう支援を行い、事業場における適切な受動喫煙対策の実施を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002418
(22)	受動喫煙防止対策助成金等 (平成23年度)	386百万円 129百万円	216百万円 131百万円	172百万円	1.2	既存特定飲食提供施設を対象に、受動喫煙による健康影響から労働者を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって職場における受動喫煙対策の一層の促進を図ることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002419
(23)	労働安全衛生法に基づく免許・技能講習制度の安定的運営事業 (平成23年度)	369百万円 334百万円	308百万円 289百万円	333百万円	1.2	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録省令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条、第25条及び登録教育機関の自主的な情報提供に基づき登録教育機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力、管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。一元的に管理したデータを活用して、異なる登録教育機関での講習修了歴を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。また、労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮するために、申請書類のチェックや不備書類の返送及び督促等を外部委託する。 労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間の短縮や技能講習修了証の一元化を行い、免許・技能講習制度を安定的なものとすることにより、労働災害の減少を図られることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002407
(24)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	299百万円 254百万円	284百万円 253百万円	284百万円	1.2	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。 これらにより、緊急作業従事者等の健康状態の長期的管理を促進されることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	002409
(25)	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 (平成23年度)	2,882百万円 2,696百万円	2,425百万円 2,287百万円	2,410百万円	1.2	時間外及び休日労働協定の未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理の知識等の習得が必要な事業場に対して専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。 労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談はっとライン」の設置、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の活用に向けたセミナーの開催、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。 本事業は、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002398

(26)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	-	-	-	1.2	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、女性労働者の健康確保に関する問題や、労働災害の要因ともなるセクシュアルハラスメント等に対する対応策について、相談対応や講師派遣など女性関連施設等への支援事業を実施する。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了。	-
(27)	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等) (平成23年度)	-	-	-	1.2	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了。	-
(28)	自然災害からの復旧・復興工安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	-	-	-	1.2	自然災害からの復旧・復興工事においては、多数の中小事業者が参加するとともに、建設需要の急増していることも相まって、作業に習熟した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、被災地域に安全衛生に関する拠点を設置し、工事現場へ専門家による巡回指導を実施することにより当該現場の統括安全衛生管理体制を確保するとともに、新規参加者、管理監督者等に対する安全衛生教育支援を実施することで、被災地域における労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了	-
(29)	母性健康管理推進支援事業 (平成24年度)	50百万円	55百万円	64百万円	1.2	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置が企業において適切に実施されるよう、また、医師等の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」がより広く活用されるよう、サイトの運用、研修会の実施等により企業に対する周知・啓発、情報提供を行う。 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理の広報等を実施することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002432
(30)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)	1,026百万円	893百万円	943百万円	1.2	転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好転事例を共有する。さらに、高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。併せて、外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材、危険の見え方のためのイラスト等の普及や外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生管理セミナーを開催する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002431
(31)	職場における化学物質管理に関する総合対策 (平成25年度)	191百万円	352百万円	375百万円	1.2	化学物質による労働災害防止のため、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正し、ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを義務付けた。 他方、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては、こうした取組を行うには困難な点があると考えられることから、これらの制度の施行(令和5年度、令和6年度)及び今後の規制対象物質の拡大に向け、適切な化学物質管理の支援及び促進を図ることで化学物質による労働災害の防止を図る。 また、型式検定の対象となっている呼吸用保護具について、流通段階での性能等の調査を実施し、製造上の問題により型式検定に定める性能を有しない製品の製造者等に対して回収や改善の指導を行う。 特定化学物質障害予防規則が改正され、第3管理区分に区分されるその改善が困難な場合は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、保護具の内側と外側の濃度を比較することで当該保護具が適切に装着されているか確認するフィットテストを実施することが令和6年4月1日から事業者に義務づけられるが、特に資力の乏しい中小企業が高価な測定機器を備え付けるのは困難である状況である。そのため、測定機関等事業者にフィットテスト測定機器の購入費用の一部を補助(間接補助金)することにより、中小企業等が義務づけられるフィットテストを円滑に実施できる体制を構築する。 これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(12)が当該項目に移管。 ※令和5年度より(32)の一部が当該項目に移管。 ※令和5年度より(35)が当該項目に移管。	002421
(32)	石綿等による健康障害防止対策の推進 (平成25年度)	394百万円	248百万円	387百万円	1.2	建築物の解体等の作業に従事する労働者の石綿による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づき、適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。さらに、令和2年7月に改正され、今後順次施行される石綿規則について、周知等を行う。 また、改正石綿規則を踏まえた各種研修を行うとともに、建築物の解体等の現場などの石綿空气中濃度測定を実施し、石綿ばく露防止対策の一層の推進を図る。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※一部について令和5年度より(31)に移管。	002413
(33)	治療と職業生活の両立支援事業 (平成25年度)	121百万円	115百万円	110百万円	1.2	労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。また、両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催、取組事例の収集・公表等を行い、広く関係者に周知することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。 職場環境等の複雑化や労働者の高齢化等に伴い、疾病を持つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制が課題となっており、これらの対策を推進することにより、疾病の増悪防止等につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002426
(34)	家内労働安全衛生確保事業 (平成25年度)	15百万円	15百万円	14百万円	1.2	危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病の予防のため、災害防止の好事例集の作成、委託者への訪問による周知啓発、家内労働の安全衛生確保等に関するセミナー等の実施や総合的な情報提供を行うサイトの運営を行う。 本事業は、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病を予防することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002441
(35)	作業環境管理等対策事業 (平成26年度)	56百万円	56百万円	-	1.2	令和5年度に新たに電動ファン付き呼吸用保護具の構造規格に追加された防毒機能付き電動ファン付き呼吸用保護具を含め、型式検定の対象となっている呼吸用保護具について、流通段階での性能等の調査を実施し、製造上の問題により型式検定に定める性能を有しない製品の製造者等に対して回収や改善の指導を行うことにより、適切な作業管理等が可能となることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和5年度より(31)に統合	002416
(36)	東電福島第一原発・除染作業に係る放射線関連情報の国際発信の強化 (平成26年度)	14百万円	13百万円	13百万円	1.2	作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、英文冊子にまとめる。さらに、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連科学委員会(UNSCEAR)等の国際機関や専門家に、ホームページの掲載事項の案内や冊子を配布する等積極的な情報提供を実施し、我が国の施策等について国際機関等に対し情報発信を行うことで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002410

(37)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度)	5,878百万円 5,772百万円	5,247百万円 4,263百万円	4,877百万円	1.2	脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災請求件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルズ対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002424
(38)	安全衛生啓発指導等事業 (平成27年度)	559百万円 716百万円	353百万円 581百万円	380百万円	1.2	職場の危険性や有害性を認識する上で有用な情報となる他の事業場の災害事例や改善方策、危険箇所の「見える化」などの好事例をホームページで提供する。また、労働災害防止についての指導啓発を目的として、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002406
(39)	過労死等防止対策推進経費 (平成27年度)	211百万円 209百万円	212百万円 211百万円	214百万円	1.2	「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002446
(40)	労働基準行政関係相談業務等の外部委託経費 (平成28年度)	1,020百万円 1,020百万円	2028百万円 1,226百万円	2,107百万円	1.2	労働基準行政関係の電話相談業務等に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数や適用事業場数が多いなど、業務繁忙になっている労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応すること等により、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に充てる時間を確保し、労働基準関係法令の履行確保と労働安全衛生水準の向上に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002447
(41)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策 (平成28年度)	- -	- -	-	1.2	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設、インフラ整備、再開発等が集中的に行われるが、こうした建設投資の増大に対し、建設業界では作業に習熟した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、労働者の能力に応じた安全衛生教育教材作成、新規入職者等の経験が浅い工事従事者等への安全衛生教育及び施工業者への技術指導等を行うことにより、労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了	002429
(42)	東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化 (平成28年度)	29百万円 22百万円	26百万円 22百万円	22百万円	1.2	被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討および好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。さらに、元請事業者の施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施する。これにより、効果的な被ばく低減対策が実施できるようになることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	002411

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年	基準年			目標年	年ごとの実績値					
						令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)		令和6年(2024年)
○3 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合(アウトプット)	-	-	50%以上	令和9年(2027年)	-	-	-	-	-	<p>転倒災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることから本目標の指標とした。</p> <p>※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「―」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年、令和6年の目標値は「―」としている。</p>	
達成手段3(開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
	予算額 執行額	予算額 執行額									
(43) 第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)(再掲)	1,026百万円 1,033百万円	893百万円 846百万円	943百万円	3	<p>転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する。さらに、高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。併せて、外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材、危険の見える化のためのイラスト等の普及や外国人労働者を雇う事業場に対する安全衛生管理セミナーを開催する。これらにより、測定指標3の改善に寄与すると見込んでいる。</p>					002431	

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年	基準年			目標年	年ごとの実績値					
						令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)		令和6年(2024年)
○4 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者にわかりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合(アウトプット)	-	-	50%以上	令和9年(2027年)	-	-	-	-	-	<p>外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮したわかりやすい方法による安全衛生教育が有効と考えられるため、測定指標として選定した。また、令和5年3月に策定した第14次労働災害防止計画において当該目標を掲げていることも踏まえ本施策の目標とした。</p> <p>※わかりやすい教育を実施している事業場の割合については、年単位で調査・公表するため、目標値も年単位のものとしている。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「―」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年、令和6年の目標値は「―」としている。</p>	
(参考指標)					令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)		
5 外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数(アウトカム)					7,503	6,498	6,508	6,466		外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数の実績を記載したもの。	

達成手段4 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(44)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度) (再掲)	483百万円	483百万円	485百万円	4	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員等の特定分野に係る労働条件相談員を配置し、外国人労働者及び当該事業場を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。 本事業は、特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	002399
		311百万円	317百万円				
(45)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度) (再掲)	1,026百万円	893百万円	943百万円	4	転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する。さらに、高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。併せて、外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材、危険の見える化のためのイラスト等の普及や外国人労働者を雇う事業場に対する安全衛生管理セミナーを開催する。これらにより、測定指標4の改善に寄与すると見込んでいる。	002431
		1,033百万円	848百万円				

達成目標5について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年	目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年ごとの実績値						
						令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)		
○6	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 (アウトカム)	63.4%	令和4年 (2022年)	80%	令和9年 (2027年)	—	—	80%	—	—	現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えており、職場におけるメンタルヘルス対策を推進することが必要であるため。	過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※第14次労働災害防止計画において、年ごとの目標値は設定していないため、令和5年、令和6年の目標値は「—」としている。
						61%	59.2%	63.4%	63.8%			
○7	各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合 (アウトプット)	—	—	80%	令和9年 (2027年)	—	—	—	—	—	事業者には、産業保健活動の実施に際しては、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められていることから、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「—」としている。 ※第14次労働災害防止計画において年ごとの目標値は設定していないため、令和5年、令和6年の目標値は「—」としている。	
						—	—	—	87.1%			

達成手段5 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(46)	職場におけるメンタルヘルス対策事業 (平成21年度) (再掲)	232百万円	301百万円	320百万円	6.7	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール・電話・SNS相談等を実施する。 精神障害による労災請求件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや労働者等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標7及び8の改善に寄与すると見込んでいる。	002425
		187百万円	198百万円				
(47)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度) (再掲)	5,878百万円	5,247百万円	4,877百万円	6.7	脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災請求件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標7及び8の改善に寄与すると見込んでいる。	002424
		5,772百万円	4,263百万円				
(48)	過労死等防止対策推進経費 (平成27年度) (再掲)	211百万円	212百万円	214百万円	6.7	「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標7及び8の改善に寄与すると見込んでいる。	002446

達成目標6について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年	基準年			年ごとの実績値						
					令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)		
① 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを実施している事業所の割合。 ② リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質についてリスクアセスメントを実施している事業所のうち、当該リスクアセスメントの結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を実施している事業所の割合。(アウトカム)	①63.8% ②-	①令和4年(2022年) ②-	①80%以上 ②80%以上	①令和7年(2025年) ②令和9年(2027年)	①- ②-	①- ②-	①- ②-	①- ②-	①- ②-	産業現場で使用されている化学物質は約7万種類といわれているが、労働安全衛生関係法令で規制されている数百種類の化学物質を除く多くの化学物質については、個別規制がなく、化学物質に起因する労働災害の約8割が当該化学物質を起因としている。 事業者は、化学物質を取り扱っている労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、そのためにはリスクアセスメントを実施し危険有害性を確認し必要な措置を講ずることが必要である。	令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、①・②ともに年単位で調査等しているため、実績値等も年単位の記載としている。 ※本指標①②は、年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。 ※本指標②は、第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。

達成手段6 (開始年度)	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号							
							(49) 安全衛生施設整備等経費(昭和23年度)(再掲)	388百万円 338百万円	283百万円 166百万円	507百万円	8	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センター、大阪安全衛生教育センター、旧国際安全衛生センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設所有者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。 施設を維持・活用することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標9の改善に必要であると見込んでいる。	002444
							(50) 化学物質管理の支援体制の整備(平成12年度)(再掲)	- -	- -	-	8	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。 他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進し、測定指標9の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(51)に統合。	-
(51) 職場における化学物質管理に関する総合対策(平成25年度)(再掲)	191百万円 93百万円	352百万円 329百万円	375百万円	8	化学物質による労働災害防止のため、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正し、ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを義務付けた。 他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これらの制度の施行(令和5年、令和6年)及び今後の規制対象物質の拡大に向け、適切な化学物質管理の支援及び促進を図ることで化学物質による労働災害の防止を図る。これにより、測定指標9の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(50)が当該項目に移管。	002421							

施策の予算額(千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
		28,236,019		25,690,042		24,368,489		
施策の執行額(千円)	26,965,839		24,584,010					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
	-					

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅲ-3-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと(施策目標Ⅲ-3-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること				担当 部局名	労働基準局補償課 労災管理課 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)	作成責任者名	補償課長 児屋野 文男 労災管理課長 松永 久 賃金福祉統計官 田中 伸彦								
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 労働者災害補償保険では、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行っている。 建設アスベスト訴訟において、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸引することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことを受けて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号。以下「給付金法」という。)が成立し、令和4年1月19日以降、同法に基づく給付金等の支給を開始している。 															
施策を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> 近年、労災保険の新規受給者数は年間75万人を超える状況にある中、労災補償行政の使命は、被災労働者に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付等を行うことにより、セーフティネットとしての役割を担うことにある。また、過労死等の職業性疾病をめぐり国民の関心は高く、過労死等に係る労災請求件数は令和5年度には4,000件以上に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている状況にあり、これらの労災請求事案に引き続き迅速かつ公正に対応していく必要がある。 給付金法に基づき、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等からの請求を受け、給付金の支給を受ける権利の審査・認定を行い給付金の支給を行っている。また、「労災支給決定等情報提供サービス」を設け、過去に石綿関連疾病の労災保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律の特別遺族給付金の支給を受けたことがある者に対し、給付金の請求に必要な情報の提供や添付書類の一部を省略可能とする等、給付金の迅速かつ簡便な支給を図っている。令和5年度末時点における給付金等の支払件数は6,521件となっているが、石綿関連疾病は潜伏期間が長く、対象者は今後相当期間生じると考えられ、引き続き給付金等の迅速な支給を行う必要がある。 															
施策実現のための課題	1	労災保険給付の新規受給者数については、近年75万人を超えており、被災労働者等に対して、迅速かつ公正な保護を図ることとしている労災保険制度の目的を達成するためには、デジタル化の推進や迅速な事務処理の徹底が重要となっている。特に過労死等事案については、国民の関心も高く、令和5年度には労災請求件数は4,000件台に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている。														
	2	給付金法に基づく給付金等の支給を令和4年1月19日以降開始しており、同法に基づく給付金等の支給を円滑に行う必要がある。														
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由										
	目標1 (課題1)	労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮				被災労働者等の迅速な保護を実現するためには、保険給付の請求から決定までの期間を短縮する必要があるため。										
	目標2 (課題2)	給付金法に基づく給付金等の円滑な支給				最高裁判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図る必要があるため。										
達成目標1について																
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
					年度ごとの実績値											
○1	労災保険給付の請求から決定までの所要日数(アウトプット)	17日	平成28年度	17日	令和8年度	前年度(18日)以下 18日	17日 19日	前年度(19日)以下 23日	前年度(23日)以下 23日	前年度(23日)以下	労災保険給付については、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があり、実際の状況を踏まえて検討する必要があることから、労災保険給付の請求から決定までの所要日数を測定指標として設定した。	令和6年度の目標値については、近年、複雑困難事案の請求件数が増えおり決定までの所要日数の増加が懸念されるが、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、前年度以下とすることとした。 なお、労災保険給付に係る標準処理期間は最長で1か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。				
2	精神障害事案の請求から決定までの所要日数(アウトプット)	216日	平成28年度	215日	令和6年度	215日 255日	215日 251日	215日 261日	215日 278日	215日			令和6年度の目標値は、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、平成28年度実績(216日)より少ない日数(215日)とすることとした。 なお、精神障害事案に係る標準処理期間は8か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由					
3	労災保険給付の新規受給者数					653,355人	678,604人	777,426人	781,400人(速報値)	現状を把握するための重要な指標である。						
4	審査請求取消件数					184件	231件	195件	179件				現状を把握するための重要な指標である。			
5	精神障害事案の請求件数					2,051件	2,346件	2,683件	3,575件						現状を把握するための重要な指標である。	
6	精神障害事案の決定件数					1,906件	1,953件	1,986件	2,583件							

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	労災保険給付に必要な経費 (昭和22年度)	764,558 百万円	756,740 百万円	770,764 百万円	1, 2	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。	002448
		714,356 百万円	719,010 百万円				
(2)	労働災害動向調査費 (昭和27年度)	19百万円	19百万円	19百万円	-	・事業所調査 30人以上(製造業のうち特定の産業については10~29人を含む)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 ・総合工事事業調査 総合工事の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。	006902
		15百万円	12百万円				
(3)	労災保険給付業務に必要な経費 (昭和31年度) ※(2)、(4)、(6)及び(7)を除く	28,636百万円	34,907百万円	37,427百万円	1, 2	被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な業務(業務上外の認定のための調査等、労働基準行政システムの賃貸借等)を行う。	002450
		26,676百万円	32,450百万円				
(4)	労働安全衛生調査費 (昭和41年度)	17百万円	18百万円	19百万円	-	事業所調査については、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の安全衛生に対する意識の実態を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。個人調査については、事業所において抽出要領に基づき抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。	002452
		13百万円	12百万円				
(5)	職務上年金給付等交付金に必要な経費 (平成21年度)	5,014百万円	4,671百万円	5,413百万円	-	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日に労災保険に統合されたが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行っている。 また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。	002449
		5,014百万円	4,671百万円				
(6)	労働基準行政関係相談業務等の外部委託化経費 (平成28年度)	1,020百万円	2,028百万円	2,107百万円	1, 2	労働基準行政に係る電話相談業務に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数の多い対象労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応すること等により、労災保険の請求手続に対する処理等に充てる時間を確保し、迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理等の向上に資するものと見込んでいる。	002447
		1,020百万円	1,226百万円				
(7)	就労条件総合調査費 (平成12年度)	21百万円	-	24百万円	1,2	常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。 ※予算について令和5年度より業務取扱費に組替え	002401
		20百万円	23百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
7	6か月以内の支給決定等件数/労災認定に基づく請求件数 (アウトカム)	-	-	100%	令和7年度	-	-	-	-	100%	特定石綿被害建設業務労働者等からの請求に対して、迅速に給付金の支給を行うことにより、特定石綿被害建設業務労働者等への迅速な賠償が図られることから、[6か月以内の支給決定等件数/労災認定に基づく請求件数]を測定指標として設定した。	既に労災認定を受けている場合は監督署の認定書類等の確認で概ね完結できるため、迅速な手続きが必要である。

(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由
8	給付金等の支給件数				/	86件	3118件	3317件	/	給付金法に基づき給付金等を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。

達成手段4		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(8)	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に必要な費用 (令和3年度)	302百万円	295百万円	248百万円	7	本事業は、給付金法に基づき、審査体制の整備や制度の周知等のための事務経費である。 ・給付金法に基づき、給付金等の支給を受ける権利の認定を行うため、厚生労働省に認定審査会を置き、その運営等を行う。 ・給付金法に基づき、請求を受付・認定審査するほか、法律の趣旨・内容及び給付金等の支給手続き等に係る周知等を行う。	003085
		187百万円	203百万円				

施策の予算額(千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額		
		798,721,665		797,763,005		815,519,472		
施策の執行額(千円)		746,508,863		756,801,763				

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)
		-	-	-

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅲ-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 佐々木 菜々子 労災管理課長 松永 久 補償課長 児屋野 文男 計画課長 佐藤 俊 特別支援室長 稲田 剛</p>
<p>施策の概要</p>	<p>労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業(アフターケアの実施、義肢・車椅子等の購入費用等の支給 等)、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業(労災重度被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給 等)、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業(第3次産業労働災害防止対策支援事業、産業保健活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業 等)、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、施策目標Ⅲ-2-1「労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること」に含まれている。</p> <p>【医療リハビリテーションセンターについて】 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等により中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、独立行政法人労働者健康安全機構が医療リハビリテーションセンターを設置・運営している。</p> <p>【アフターケア制度について】 症状固定後の被災労働者に対し残存する障害の特質から、身体及び精神に動揺を来したり、障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合に、被災労働者の社会復帰を促進するため、アフターケアとして予防その他の保健上の措置を実施している。支給要件を満たす者にアフターケア手帳の交付事務を行い、被交付者は、当該手帳を労災指定医療機関に提示することで、アフターケアを受けることができる。</p> <p>【義肢・車椅子等の購入費用等の支給について】 業務災害等により四肢を失った者や身体機能を失った者が義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給している。</p> <p>【労災特別介護施設について】 国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供している。</p> <p>【労災就学援護経費について】 労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族であって、本人又は生計を同じくする子等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給している。 ①小学生……在学者1人につき月額15,000円(一人月額) ②中学生……在学者1人につき月額21,000円(通信制課程に在学する者にあっては18,000円)(一人月額) ③高校生等…在学者1人につき月額20,000円(通信制課程に在学する者にあっては17,000円)(一人月額) ④大学生等…在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあっては30,000円)(一人月額) ※いずれも令和6年度の月額。</p>				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>・特定疾病アフターケア実施費 アフターケア手帳交付者は38,383名おり、支給対象者等からのアフターケア委託費の支給件数は355,654件であった。うちせき髄損傷(33.3%)が最も多く次いで外傷による脳の器質的損傷(19.3%)、外傷による末梢神経損傷(11.9%)、振動障害(9.5%)と続いている。(令和4年度)</p> <p>・労災診療被災労働者援護事業補助事業費 被災労働者は労災指定医療機関において労災診療費の現物給付を受けているが、近年、労災指定医療機関への支払件数は260万件を超え増加傾向となっている。引き続き、被災労働者が現物給付を受けることにより安心して療養できるよう、労災指定医療機関制度を確保・維持することが必要であることから本事業により支援していく必要がある。</p> <p>・労災就学等援護費 現状、労災就学等援護費の受給対象者数は現状8,000名程度で推移しているところ、これらの者が労働災害を原因として就学や就労が不可能となることのないよう、引き続き、社会復帰促進等事業に関する検討会において有識者の意見をいただきながら、適切に制度運用を行っていく必要がある。</p>				
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、円滑な社会復帰を促進することが重要である。</p>	<p>2</p> <p>被災労働者及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能とならないようにするが重要である。</p>		
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>迅速なアフターケア手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。</p>		<p>・被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとしてアフターケア手帳を迅速に交付すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 特定疾病アフターケア実施費 義肢等補装具支給経費</p>		
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。</p>		<p>・被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして学資の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費</p>		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
○1	医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合(アウトカム)	90%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす必要があるため。なお、治療を継続すべきである患者の数は当該指標に含めない。 (参考)令和5年度実績値93.9%は分母:退院患者数(82人)、分子:医学的に職場・自宅復帰可能である患者数(77人)から算出したもの。	当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。
2	アフターケア手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)	88%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	アフターケア手帳の交付及び通院費については、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある20の傷病を対象として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進する観点から医療機関での診察や薬剤の支給及び検査等に必要経費を支給しているところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考)令和5年度実績値80.1%は分母:アフターケア手帳交付申請とアフターケア通院費の支給申請の件数(4,170件)、分子:受付から1か月以内に決定された件数(3,340件)から算出したもの。	標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めているところ、例年の実績に鑑み目標値を設定している。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
3	医療リハビリテーションセンター((独)労働者健康安全機構)と職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数(アウトプット)			18回	17回	17回	21回				医療リハビリテーションセンター((独)労働者健康安全機構)が職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)と職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施することが、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションの提供に資するため、参考指標として設定した。 なお、患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回以上、職業評価会議を実施している。	
4	義肢等補装具の購入等に係る申請及び旅費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)			95.1%	95.8%	96%	95.5%				業務災害等により四肢を失った者や身体機能を失った者の早期社会復帰を図るために、身体機能を補完・代替するための義肢、装具、車椅子等を支給するところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考)令和5年度実績値95.5%は分母:義肢等補装具の購入、修理及び旅費の支給申請の件数(9,283件)、分子:受付から1か月以内に決定された件数(8,867件)から算出したもの。	
達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	障害者職業能力開発校整備等(昭和22年度)	544百万円	1,064百万円	805百万円	—	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					002453	
(2)	外科後処置費(昭和23年度)	43百万円	49百万円	31百万円	—	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして手術その他医療等の給付及び外科後処置のための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					002458	
(3)	義肢等補装具支給経費(昭和25年度)	3,427百万円	3,430百万円	3,622百万円	—	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして義肢等補装具の注文、製作等に要する費用、採型等に要する旅費を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					002459	
(4)	特定疾病アフターケア実施費(昭和43年度)	3,495百万円	3,358百万円	3,400百万円	2	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして症状固定後において、診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等必要な措置を行い、またアフターケアのための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。					002460	
(5)	特別支給金(昭和49年度)	98,444百万円	96,571百万円	97,783百万円	—	災害補償たる保険給付への上積補償として、休業特別支給金等を支給する。被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施していることから、施策目標に寄与する。					002455	
		443百万円	885百万円									
		28百万円	49百万円									
		3,331百万円	3,370百万円									
		2,932百万円	2,802百万円									
		87,958百万円	87,197百万円									

(6)	独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	11,221百万円	11,233百万円	12,180百万円	1	労災疾病等に係る研究開発、高度専門的な医療の提供、円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援等の取組を通じて、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施することや、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供等を行っているほか、事業場における災害の防止並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002454
(7)	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備に必要な経費 (平成16年度)	2,238百万円	1,438百万円	1,461百万円	—	独立行政法人労働者健康安全機構に対して、交付金施設の整備及び機器整備等の補助を行う。 被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業に係る施設整備等であることから、施策目標に寄与する。	002472
(8)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	298百万円	362百万円	291百万円	—	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして振動障害者等支給対象者に就職準備金その他移転に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002461
(9)	CO中毒患者に係る特別対策事業経費 (平成18年度)	496百万円	494百万円	494百万円	—	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002462
(10)	労災疾病臨床研究事業 (平成26年度)	955百万円	907百万円	993百万円	—	本事業の目的を達成するため、以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、研究に必要な経費を補助する。 ①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進に資することを目的とする研究事業 ②労災疾病に係る診断技術水準の向上を図ること及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上を図ることを目的とする研究事業 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等に資することを目的とする疫学研究事業 ④労働者の社会復帰促進等に資することを目的とする調査研究事業 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究事業 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。	002473

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
5 労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)	93.5%	平成28年度	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供することにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的としている施設であり、入居者が満足できる質の高いサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため、介護サービスの有用性を指標とした。 (参考)令和5年度実績値92.6%は、分母:アンケート総回答数(各設問への回答(「満足」・「まあ、満足」・「やや、不満足」・「不満足」・「どちらともいえない」)から一つを選択する)のうち、「どちらともいえない」を除いたものの件数(12,601件)、分子:有用の評価を示す回答(「満足」もしくは「まあ、満足」と答えたもの)件数(11,673人)から算出したもの。	目標値(90%)について、入居者からのニーズは多岐に渡り、サービスに対する評価は自ずと厳しくなるものと考えられ、施設運営においては相当の努力が不可欠であり、こうした中でこれまでの実績が概ね90%前半であることを踏まえると、目標値は妥当な数値であると考えられる。
6 労災就学等援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)	85.5%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	労災就学等援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。 (参考)令和5年度実績値82.9%は分母:申請件数(708件)、分子:1ヶ月以内の処理件数(587件)から算出したもの。	就学等援護経費を適切に支給するためには、被災労働者との身分関係、支給対象者が学校又は保育園等に在籍していること及び労災年金の受給権者と生計を同じくしていることについて確認の上審査を行う必要があるため、支給決定までには一定程度の期間を要するところ、例年の実績を鑑み目標値を設定している。
7 労災保険指定医療機関数(アウトカム)	42,266	平成28年度	前年度+300件以上	毎年度	目標値(44,038)以上	目標値(44,486)以上	目標値(44,829)以上	目標値(45,132)以上	目標値(45,281)以上	労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。	着実に労災保険指定医療機関数を増加させることが重要であるため、前年度から300件以上の増加を目標値として設定している。
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
8 毎月10日までに受け付けた労災保険指定医療機関からの貸付の請求について、当月末までに支払を行うものの割合(アウトプット)					100%	100%	100%	100%		労災保険の診療費については、労災指定医療機関から都道府県労働局に対して請求し、都道府県労働局において審査の上支払を行っているが、業務上外の認定等に時間を要することにより診療の支払にも時間を要することがあり、患者の本人負担がない労災診療費について指定医療機関の経済的な負担を軽減させるためには、都道府県労働局による支払決定が行われるまでの間、迅速に貸付を行うことが必要であるため。	
9 各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合(アウトプット)							16.3%~45.4%	集計中(令和6年11月頃集計完了予定)		各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合を、参考指標として設定した。	

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に 関する特別措置法に基づく介護料支給 費 (昭和43年度)	6百万円 5百万円	6百万円 5百万円	5百万円	—	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者（最高限度額172,550円、最低保障額77,890円） ②常時監視を要し、随時介助を要する者（最高限度額129,460円、最低保障額58,390円） ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者（最高限度額86,280円、最低保障額38,900円） ※いずれも令和5年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。	002463
(12)	労災就学等援護経費 (昭和45年度)	2,426百万円 2,061百万円	2,426百万円 2,064百万円	2,357百万円	6	業務災害又は通勤災害によって亡くなられた方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生・・・15,000円(一人月額) ②中学生・・・21,000円(通信制課程に在学する者にあつては、18,000円)(一人月額) ③高校生等・・・20,000円(通信制課程に在学する者にあつては、17,000円)(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額) ※いずれも令和5年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。(令和3年度より、労災就労保育援護経費と統合)	002465
(13)	労災ケアサポート事業経費 (昭和52年度)	461百万円 461百万円	430百万円 429百万円	429百万円	—	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する看護師等による訪問支援 ②健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002466
(14)	休業補償特別援護経費 (昭和57年度)	1百万円 1百万円	1百万円 1百万円	1百万円	—	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむを得ない事由で受けることができない遅発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 本事業は、じん肺や振動障害等の遅発性疾病に罹患し、業務上疾病と認められた労働者のうち、事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002469
(15)	労災診療被災労働者援護事業補助事 業費 (平成元年度)	2,576百万円 2,576百万円	2,915百万円 2,915百万円	3,019百万円	7	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間、(公財)労災保険情報センターが労災指定医療機関に対し無利子で当該費用について貸付をするために必要な費用について補助を行う。 本事業は、被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について補助を行うことにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002457
(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	457百万円 310百万円	417百万円 119百万円	416百万円	—	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護等を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002467
(17)	労災特別介護援護事業経費 (平成元年度)	1,741百万円 1,741百万円	1,875百万円 1,875百万円	1,888百万円	5	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002468
(18)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	47百万円 47百万円	49百万円 49百万円	46百万円	—	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002470
(19)	過労死等援護事業実施経費 (平成28年度)	14百万円 14百万円	14百万円 14百万円	14百万円	—	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会等を外部委託により実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	002446
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定 時期	令和7年度
		129,323,557		127,105,649	129,520,472		
施策の執行額(千円)		117,553,473		116,118,643			
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
		-			-	-	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅲ-4-1))

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-4-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4:安定した労使関係等の形成を促進すること</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>労働基準局労働関係法課 中央労働委員会総務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働関係法課長 五百旗頭 千奈美 総務課長 田村 雅</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○労働組合法(昭和24年法律第174号)や労働関係調整法(昭和21年法律第25号)等により、 ・厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・労働委員会は、不当労働行為事件の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。とされている。</p>				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>アジア、アフリカ、中南米などの国・地域は、労使紛争が発生する等、労使関係が成熟していないことから(※)、我が国の労使関係法制や労働事情等に対する理解を深めさせ、労使協調による労使関係の普及や我が国との良好な関係の構築の推進、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図ることが求められている。 ※労働争議の状況として、インドネシアは平成28年が122件、平成29年が63件、平成30年が36件、令和4年が121件(平成31～令和3年のデータは不明)であり、ベトナムは平成30年が208件、平成31年が119件、令和2年が125件である(「2022年海外情勢報告」参照)。なお、日本は平成30年が26件、平成31年が27件、令和2年が35件、令和3年が32件、令和4年が33件である(「データブック国際労働比較2024・JLPT」参照)。 また、中央労働委員会において新規に係属した不当労働行為事件(再審査)の平均処理日数は、令和2年が435日、令和3年が681日、令和4年が553日、令和5年が625日となっており、令和3年以降は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、一時期調査・審問の実施を見合わせたこと等の影響により処理期間が長期化している。このため、改善策として、①調査期日の迅速・効率的な設定、②調査の手続きにおけるウェブ会議等の活用、③労働者委員及び使用者委員を通じた和解による解決の促進等に取組んでいるところである。</p>				
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>安定した労使関係は経済社会の発展の基礎となるものであり、労使間での対話促進、労使紛争の早期解決が課題である。</p>			
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>集团的労使法制の普及を図るとともに、不当労働行為事件の迅速な処理等を通じて労使紛争の迅速かつ適切な解決を図る。</p>		<p>安定的な労使関係の形成のためには、集团的労使法制への理解が必要であるとともに、労使紛争の迅速かつ適切な解決が必要であるため。</p>	

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					年度ごとの実績値								
					目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和6年度	
①	労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合(アウトカム)	-	-	85%	毎年度	85%	85%	85%	85%	85%	・本指標を測定することで、日本国内において集团的労使関係が安定的に推移しているかどうかを直接的に確認できると考えている。 【出典】「労使関係総合調査(労働組合実態調査)」(厚生労働省) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html ・令和2～5年度の調査対象:労働組合 ・集計・推計方法 ;産業、労働組合員数規模等の区分ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出。	・厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)期間にあたる平成24年度から平成27年度は毎年度75%、平成28年度は85%を目標とし、同計画(第4期)期間にあたる平成29年度から令和3年度は毎年度85%を目標としているところ、同計画(第5期)にあたる令和4年度から83%を目標としていることから、令和6年度においても85%を目標とする。 ・なお、中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。	
						90%	93%	90%	91%				
2	新規申立事件の終結までの平均処理日数(アウトプット)	-	-	1年3か月以内	毎年	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	・不当労働行為事件の審査については、事件の迅速な処理のため、平成16年の労働組合法の改正により、労働組合法第27条の18において、審査の期間の目標を定めることとした。 ・なお、中央労働委員会では上記審査の期間の目標に合わせ、年度ではなく各年の数値を集計しているため、測定指標、目標値、実績値はいずれも暦年の数値を計上している。		
						435日	681日	553日	625日				
						取下・和解により終結:件数		23件	25件	32件		28件	
						取下・和解により終結:平均処理日数		263日	474日	442日		615日	
						命令・決定で終結:件数		16件	30件	20件		13件	
命令・決定で終結:平均処理日数		682日	854日	731日	647日								

(参考指標)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由		
3	労使関係セミナーにおける受講者の満足度(「大変参考になった」「参考になった」)の割合	94%	96%	89%	96%		裁判例や労働法制に関する情報を広く発信することで、労働紛争未然防止や早期解決を図るとともに、紛争解決をサポートする労働委員会について、理解を深めていただくを目的として開催している「労使関係セミナー」の受講者満足度を令和2年度より設定。 (参考)令和5年度実績値(96%)は、①分母:120人、分子:111人、②分母:101人、分子:100人の平均から算出したもの。		
4	事業所での労使コミュニケーションの良好度が「非常に良い」及び「やや良い」と認識している労働組合に加入している労働者の割合	-	-	-	-		事業所の労働者が、事業所での労使コミュニケーションがどの程度良好であるかの認識を確認することは、労使関係の安定を図る一定の指標となる。このことから、中期的な労使関係の状況を示す数値として、測定指標1の数値(使用者側の認識)と同じ調査・同じ時点における労働者側の認識を参考指標として設定することとする。 (参考1) 労使関係総合調査(労働組合実態調査)中、労使コミュニケーション調査 (参考2) 平成21年度実績:55%、平成26年度実績:56%、令和元年度:71.8%		
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等		令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額						
(1)	安定した労使関係等の形成に必要な経費 (平成20年度)	281百万円 261百万円	281百万円 235百万円	280百万円	1,2,3	労働者の団結権等の保護及び集团的労使紛争の解決を図るため、中央労働委員会委員による不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。本経費の適切な執行により事件の迅速な処理が進み、ひいては、労使関係の安定にも寄与するものと考えられる。		001987	
(2)	国際労働関係事業 (平成14年度)	369百万円 352百万円	369百万円 347百万円	369百万円	1	国際労働関係事業は発展途上国を中心とした日系企業の進出の多い国又は今後進出が見込まれる国並びに我が国に進出する外資系企業の関係国から労働関係指導者(労働組合関係、使用者団体関係)を我が国に招へいし、座学による講義や企業訪問、我が国労使関係者との意見交換等を行うことにより、我が国の労使関係法制や労働事情等に関する理解を深めさせるものである。 また、我が国の労働関係有識者を派遣し、アジアなどの労働関係指導者に対して、健全な労使関係の形成と発展を促進するためのセミナーを現地で開催し、我が国の労使関係法制、労働事情、労使関係の安定の重要性等に対する理解を深めさせている。セミナーの一部は開催国の周辺諸国の労働関係指導者も参加し、多国間の相互理解と知識普及を図っている。日本企業の海外進出及び外資系企業の日本進出は年々増加しており、本事業を通して我が国の集团的労使関係の普及を行うことは、安定した労使関係の形成に寄与すると考えている。本事業の大部分は諸外国に対する技術協力の一環としてODA事業とされている。		002475	
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
		652,346		650,243		649,757			
施策の執行額(千円)		612,594		581,638					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-		-		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅲ-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-5-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5:労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること</p>					<p>担当 部署名</p>	<p>労働基準局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働保険徴収課長 宿里 明弘</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)を把握し、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施するとともに、労働保険料等の適正徴収を図る。</p>												
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 労働保険の適用徴収制度の概要 ・ 原則として労働者を一人でも使用する全ての事業に適用される(個人事業主を含む)。 ・ 原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付。1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出。 ・ 中小零細事業主の事務負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。</p> <p>2. 適用促進(全ての適用事業に労働保険の成立手続をとらせること) ・ 行政機関間の連携等により、未手続事業を把握。未手続事業に対しては、労働保険の成立手続を行うよう勧奨(外部委託も活用)。 ・ 令和5年度末時点の適用事業数は約344万事業。 ・ 労働保険制度の不知や理解不足等により、新規開業事業などで自主的に成立手続を行っていない事業が全国的に存在するものと想定される。</p> <p>3. 適正徴収(適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収すること) ・ 納付期限までに保険料納付が行われない場合 未申告事業、保険料の過少申告など申告内容に疑義がある事業を調査し、職権により保険料額を決定 期限までに納付されない場合督促状を送付し納入督促を実施 督促に応じない場合、滞納処分(差押等)を実施 ・ 令和5年度は4兆624億円を収納、収納率は99.1%となっている。平成20年度以降の収納率の経年推移は、高水準を保ちながら順調に改善している。</p>												
<p>施策実現のための課題</p>	<p>労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の保険料は、労働者に対する迅速な保険給付を確実に実施するための財源であり、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、労働保険の適用促進や適正徴収を確実に行う必要がある。</p>												
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>							
	<p>目標1 (課題)</p>	<p>労働保険適用促進</p>					<p>労働保険制度の健全な運営及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険の未手続を解消する必要がある。</p>						
	<p>目標2 (課題)</p>	<p>労働保険料の適正徴収</p>					<p>費用負担の公平性の確保及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険料の未納を解消する必要がある。</p>						
	<p>達成目標1について</p>												
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由</p>		<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>○ 1 未手続事業対策により労働保険に加入した事業数(アウトプット)</p>	-	-	前年度以上	毎年度	前年度(42,834件)以上	前年度(48,594件)以上	前年度(42,759件)以上	前年度(39,040件)以上	前年度(36,222件)以上	<p>・ 労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組を行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関と連携し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。</p>		<p>・ 当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。労働保険の未手続事業場を特定することは極めて難しく、一定の水準を設定することは難しいが、未手続事業場名簿の精度向上を図る等の施策を講じ、毎年度その成果をあげていく必要があるため、この目標値を選定した。</p>	
<p>達成手段1(開始年度)</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度予算額	関連する指標番号	<p>実績値の出自:徴収課調べ達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>					<p>令和6年度行政事業レビュー事業番号</p>		
(1)	労働保険適用徴収業務に必要な経費(昭和47年度)	16,001百万円	16,572百万円	17,890百万円	1	<p>労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人でも使用する全ての事業に適用される)の把握+加入勧奨、労働保険事務組合の育成などの労働保険の適用促進に係る業務を実施する。</p>					002476		

達成目標2について		年度ごとの目標値(参考値)										測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの実績値							
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
○2	労働保険料収納率 (アウトカム)	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (98.9%)以上	前年度 (98.0%)以上	前年度 (99.0%)以上	前年度 (99.1%)以上	前年度 (99.1%)以上	・ 事業主の労働保険料の未納については、労働者のセーフティネットの確保の観点や、費用負担の公平の観点から解消する必要があるため、この指標を選定した。 <実績値の算出式・実数> 収納済歳入額÷徴収決定済額×100 平成30年度:2,487,339,850,989÷2,516,227,697,100×100 令和元年度:2,526,390,770,049÷2,554,459,856,645×100 令和2年度:2,564,880,143,907÷2,616,726,878,471×100 令和3年度:2,608,092,002,204÷2,635,235,977,960×100 令和4年度:3,133,613,481,451÷3,161,329,705,958×100 令和5年度:4,062,425,907,442÷4,099,907,329,083×100 実績値の出典:労働保険徴収課調べ	当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。事業の経営状況や経済状況からどうしても収納に至らない場合があり、一定の水準を設定することは難しいが、納付の督促や口座振替、電子申請・納付の推進等の様々な施策を講じ、毎年度その成果をあげていく必要があるため、直近の状況下においてやむをえず収納に至らなかった結果である前年度の収納率を基準として、この目標値を選定した。	
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号		
(2)	労働保険適用徴収業務に必要な経費 (昭和47年度)	6,889百万円	7,032百万円	8,053百万円	2	納入督促などの労働保険の適正徴収に係る業務を実施する。					002476		
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施時期	令和6年度	
		22,890,029			23,603,992			25,943,695					
施策の執行額(千円)		20,955,519			21,950,233								
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-					-		-				

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(IV-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること(施策目標IV-1-1) 基本目標IV:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標1:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>雇用環境・均等局総務課長 山田 敏充 雇用機会均等課長 岡野 智晃 職業生活両立課長 菱谷 文彦 在宅労働課長 千葉 裕子 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当) 付世帯統計官 藤井 義弘</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1</p> <p>【男女労働者の均等な機会と待遇の確保やハラスメント対策の推進】 ・労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底するとともに、法違反が認められる企業に対しては、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、迅速かつ厳正な指導を行っている。 ・これにより、男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備している。 ・労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法などが改正され事業主のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が、令和4年4月1日より全面施行されたことや、全ての企業において労働者が事業主にセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱い禁止などの内容について、事業主向けの説明会の開催を始めとする様々な機会を通じて、改正法や指針の内容等の周知徹底を図る。また、指針において望ましい取組とされているカスタマーハラスメントや就活ハラスメントへの対応についても企業の取組を促すため、研修等を実施するとともに、企業の対応事例を収集し周知を図る。さらに、メール、SNSによるカスタマーハラスメント、就活ハラスメントの被害者からの相談事業を実施する。 ・職場におけるハラスメントに関する相談については労働施策総合推進法等に基づく紛争解決援助制度を活用し、迅速・丁寧な対応を行い、法令違反が疑われる事案を把握した場合は、積極的に報告請求・是正指導等を行う。 ・さらに職場におけるハラスメントの撲滅の気運の向上を目的として「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)にポスター掲示やシンポジウム開催等による集中的な広報を実施する。</p>				
	<p>2</p> <p>【仕事と家庭の両立支援等】 ・男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにし、「共働き・子育て」の実現を目指すため、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(令和6年法律第42号)が成立し、令和7年4月から段階的に施行予定であることから、周知徹底に努める。 ・次世代育成支援対策推進法により、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に労働者の仕事と子育ての両立を図るための一般事業主行動計画の策定等を義務付けており、履行確保を図っている。</p>				
	<p>3</p> <p>【柔軟な働き方がしやすい環境整備】 ・「注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して、主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労」である自営型テレワークについては、平成30年2月に改定した「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を周知するため、自営型テレワーカーや発注者等向けオンラインセミナーの開催及びガイドラインの周知資料の作成を行う。併せて、自営型テレワークに関する総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」を運営し、自営型テレワーカー及び発注者等に対し、有益な情報提供を行う。 ・関係省庁と連携し、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を設置し(令和2年11月～)、丁寧な相談対応を行う。</p>				

	<p>【ハラスメントの相談件数の推移およびハラスメント対策の推進】 直近3年間のセクシュアルハラスメントに係る相談件数は、7,070件(令和3年度)、6,849件(令和4年度)、7,414件(令和5年度)であり、妊娠・出産等に関するハラスメント(マタニティハラスメント)に係る相談件数は、2,174件(令和3年度)、1,926件(令和4年度)、1,756件(令和5年度)である。また、直近3年間のパワーハラスメントに係る相談件数は、23,366件(令和3年度)、50,840件(令和4年度)、62,863件(令和5年度)であり、増加が顕著である。これは、令和4年4月の労働施策総合推進法の全面施行に伴い、これまで「民事上の個別労働相談(のいじめ・嫌がらせ)」として計上されてきた相談のうち、労働施策総合推進法に規定する職場におけるパワーハラスメントに関する相談については、同法に基づき計上されることになったことが要因と考えられる。中小企業におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されたことに加えて、カスタマーハラスメント等望ましい取組として規定されているハラスメント対策についても引き続き実施する必要があることから、ハラスメント対策に係る周知啓発を積極的にを行っている。 男女雇用機会均等法に基づく令和5年度の報告徴収件数は4,348事業所(前年度3,109事業所より1,239事業所増)、是正指導件数は6,214件(前年度5,217件より997件増)である。指導事項の内容は、「妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務」に関する指導が最も多く1,686件(27.1%)、次いで「セクシュアルハラスメント措置義務」1,575件(25.4%)、「男女雇用機会均等推進者」1,156件(18.6%)となっている。 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等職場におけるハラスメントの未然防止を図るため、行政指導等の実施や企業の取組に対する支援等をさらに積極的に行う必要がある。</p> <hr/> <p>【25歳～44歳の女性就業率の推移】 女性の就業率は25歳から29歳をピーク(令和5年度84.7%)に低下し、30代(35～39歳 令和5年度78.1%)をボトムに40歳から44歳(令和5年度80.5%)で上昇するいわゆるM字カーブとなっている。25歳～44歳の就業率はこの20年で約18%と大きく上昇(平成15年度62.6%→令和5年度80.8%)しているが「M字カーブ」は存在している。就業率の上昇により就業を希望する女性の数は、令和3年度171万(うち25歳～44歳は74万)→令和4年度161万(内25歳～44歳は67万)→令和5年度156万人(うち25～44歳は66万人)と就業率と潜在的労働力率の差は少しずつだが減少傾向にある。しかし依然としてM字カーブや就業率と潜在的労働力率との差は存在し、就業を希望する女性の数は156万人にのぼることから、働きたい女性が継続就業し女性の活躍が推進されるよう取組む必要がある。</p> <hr/> <p>【管理職に占める女性割合】 管理職に占める女性の割合は、部長級8.3%、課長級13.2%(いずれも令和5年)で長期的には上昇傾向にある。</p> <hr/> <p>【女性活躍推進の状況】 令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表義務の対象が、常用労働者数301人以上の事業主から101人以上に対象拡大された。令和6年3月末時点における、常用労働者101人以上の事業主の女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出率は98.4%(49,965社/50,781社)であり、概ねすべての101人以上の事業主で策定等がなされている状態である。引き続き、より企業の実態を捉えた行動計画の策定と行動計画に基づいた効果的な取組の推進のため、個別コンサルティング支援等により事業主をきめ細やかに支援していく必要がある。また、えるぼし認定については、1,301社(令和3年3月末)、1,712社(令和4年3月末)、2,176社(令和5年3月末)、2,716社(令和6年3月末)と着実に認定企業が増加している。また、プラチナえるぼし認定についても、13社(令和3年3月末)、25社(令和4年3月末)、37社(令和5年3月末)、56社(令和6年3月末)と順調に推移している。 また加えて、令和4年7月8日より、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令」及び「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件」が施行・適用された。これにより、情報公表の項目に新たに「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者数が301人以上の事業主については、「男女の賃金の差異」の状況把握及び情報公表が義務化されている。男女の賃金の差異は、男女の募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、差異の要因分析の重要性の理解促進を図る必要がある。その他、企業が女性活躍推進法に基づき情報公表を行う「女性の活躍推進企業データベース」の機能強化を図り、男女の賃金の差異の公表促進を図る必要がある。</p> <hr/> <p>【男性の育児取得率の推移】 育児休業取得率は、女性は9割台で推移している一方、男性は低水準ではあるものの上昇傾向(令和3年度:13.97%、令和4年度:17.13%、令和5年度:30.1%)にある。「男性正社員・職員」に育児休業の利用状況をたずねると、「利用したことはないが、利用したかった(利用したい)」と回答した割合が29.1%(令和4年度調査)となっている。</p> <hr/> <p>【仕事と生活の両立をめぐる現状】 約7割の女性が、第1子出産後も就業継続している(最新値(令和3年度):69.5%)。妊娠・出産、子の育児等を理由とした退職理由を見ると、「両立の難しさで辞めた」(45.8%)、「家事・育児に専念するため」(26.8%)(令和4年度調査)となっている。</p> <hr/> <p>【自営型テレワーク実施者数の推移】 自営型テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であることから、子育て、介護と仕事の両立手段となりうるとともに、多様な人材の能力発揮が可能となる。自営型テレワーク実施者に関して、自営型就業者のうちテレワーカーであったのは、令和3年度は27.3%であり、令和4年度は26.6%、令和5年度は28.7%であった。(国土交通省「令和5年度テレワーク人口実態調査」, P26)。</p> <hr/> <p>【フリーランスの現状】 フリーランスは我が国でも462万人(本業:214万人/副業:248万人)(※令和2年、内閣官房試算)おり、営業、講師・インストラクター、建設・現場作業、デザイン・コンテンツ制作、配送・配達など多様な業種でフリーランスとして就業する者がいる(2021年、内閣官房)。フリーランスの取引形態を見ると、取引相手と単発1回限りの案件で取引を行うフリーランスは23.2%に留まり、多くのフリーランスが取引相手と複数回、または長期・定期的な取引を行っている(令和3年、内閣官房)。</p>
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントは社会問題として顕在化している。令和5年度における都道府県労働局に寄せられたパワーハラスメントに関する相談は62,863件と増加しており、セクシュアルハラスメントに関する相談も7,414件と高止まりしている状況にある。このほか、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談も5,075件と多い状況にある。 いわゆる「M字カーブ」は改善しつつあるが依然として存在しており、就業を希望する女性の数は令和4年で約161万人にのぼる。 女性管理職割合は上昇傾向にあるが、国際的に見れば低い水準である。 そのため、労働者が性別により差別されることなく、ハラスメント防止対策等に取組むことにより男女がともにその能力を十分発揮することができる職場環境を整備するとともに、女性の活躍を一層促進するため、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めることが必要である課題となっている。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の労働力率と潜在的労働力率(※)の差は大きく、就業を希望する女性の数は令和4年で約161万人にのぼることから、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるようにすることが必要である。 また、制度はあっても男性が育児を利用しづらい職場環境が存在している。 そのため、男性の育児休業取得促進を含め、働きながら育児・介護を行う労働者が、男女ともに希望に応じて仕事と家庭を両立しやすい就業環境の整備が課題となっている。 <p>※ 潜在的労働力率＝就業者数＋失業者数＋就業希望数/人口(15歳以上)</p> <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> 自営型テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であることから、子育て、介護と仕事の両立手段となり得るとともに、ワーク・ライフ・バランスに資することができ、多様な人材の能力発揮が可能となる。一方、口頭による契約のための報酬額、納期等基本的な内容が不明確であったり、契約が一方的に打ち切られたりするなど、契約をめぐるトラブルの発生も少なくない状況にある。 内閣官房の調査によると、事業者から業務の委託を受けているフリーランスのうち、約4割が報酬の支払い遅延や一方的な仕事内容の変更といった取引先とのトラブルを経験している。(内閣官房日本経済再生総合事務局(令和2年)「フリーランス実態調査結果」)
	<p>施策実現のための課題</p>

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	男女雇用機会均等法等の履行確保等により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る。	・ 性別を理由とする差別的取扱いや職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに職場環境の悪化にもつながることから、働く人が能力を十分に発揮することができるよう、これを防止していくことが重要であるため。 ・ 女性の活躍を推進するためには、男女雇用機会均等法に定められた性差別の禁止をはじめとする規定の確実な履行確保を図るとともに、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていく必要があるため。
	目標2 (課題2)	男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する。	・ 仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境の整備により、出産・育児を経た女性の継続就業を支援するとともに、男性の育児参画を促進し、男性による育児が当たり前の世の中をつくることで、男女がともに仕事と育児・介護の両立を可能とする社会づくりを推進する必要があるため。
	目標3 (課題3)	自営型テレワークを良好な就業形態とするための環境整備を行うと共に、フリーランスとして安心して働ける環境を整備をする。	・ 自営型テレワークについて、良好な就業形態に向けた課題に対応することにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するため。 ・ フリーランスとして安心して働ける環境を整備をすることにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するため。

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	25歳～44歳の女性就業率(アウトカム)	77.7%	令和元年	82%	令和7年度	77.0%	79.1%	79.9%	80.6%	81.3%	女性の就業率は25歳から29歳をピークに低下し、30代をボトムに40歳から44歳で上昇する。いわゆるM字カーブとなっていることから、働きたい女性が育児等で退職することなく継続就業し、女性の活躍が推進されるよう、指標として設定した。(出典)総務省「労働力調査」	令和3年度から令和6年度までの年度ごとの目標値については、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)で定めている、令和7年度の目標水準(82%)と令和元年度の基準値(77.7%)との差分を6等分することにより設定した。ただし、令和2年度の目標値については、当該年度の途中で当該計画が策定されているため、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)に定める成果目標(77%)としている。
2	民間企業の課長相当職に占める女性の割合(アウトカム)	11.4%	令和元年	18%	令和7年度	15.0%	13.6%	14.7%	15.8%	16.9%	女性就業者数が増加する等、女性活躍は前進しているが、諸外国と比較すると管理職への登用は遅れているため、指標として設定した。(出典)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	令和3年度から令和6年度までの年度ごとの目標値については第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)で定めている、令和7年度の目標水準(18%)と令和元年度の基準値(11.4%)との差分を6等分することにより設定した。ただし、令和2年度の目標値については、当該年度の途中で当該計画が策定されているため、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)に定める成果目標(15%)としている。
③	ハラスメント防止対策を措置するよう行政指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合(アウトカム)	-	-	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	法違反に対する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等職場のハラスメントの未然防止が可能となることから、指標として選定した。	目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえると100%を達成することは困難である一方、毎年度高い水準を維持することが重要であるため、年度内では是正割合として90%を設定した。
4	(常用労働者100人(令和3年度までは300人)以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届届出件数(アウトプット)	-	-	9,900社以上(常用労働者数100人以下事業主)	毎年度	13,000社以上(常用労働者数300人以下事業主)	32,000社以上(常用労働者数300人以下事業主)	6,500社以上(常用労働者数100人以下事業主)	8,000社以上(常用労働者数100人以下事業主)	9,900社以上(常用労働者数100人以下事業主)	労働者の6割以上が300人以下の事業主(中小企業)において雇用されているため、常用労働者数100人以下の努力義務企業(但し、令和3年度までは法改正以前であるため常用労働者数300人以下)において女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等がなされることは、企業の女性活躍推進に向けた雇用管理改善に寄与することから指標として選定した。(出典)厚生労働省 雇用環境・均等局調べ	目標値については、令和4年度末から令和5年度末における常用労働者数100人以下事業主における策定届届出増加件数(実績)が1,500社弱であることから、令和5年度実績値に1,500社弱を加えた9,900社以上を設定した。
5	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業数(アウトプット)	1,056社	令和元年	3,000社以上	令和6年度	1,200社以上	1,550社以上	1,950社以上	2,300社以上	3,000社以上	女性活躍推進法に基づく認定は女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優れ企業が増え、企業における女性活躍推進に関する取組の結果指標となることから指標として選定した。(出典)厚生労働省 雇用環境・均等局調べ	目標値については、えるぼし認定が創設された平成28年度以降の認定企業数増加幅が年間平均約350社であることから、令和元年度認定数に約350社ずつを上積みする形で設定した。但し、令和2年度の目標については、認定基準の改正前であったことから目標値を約150社の増加にとどめた。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
6	第1子出産前後の女性の継続就業率	-	-	-	令和7年度	-	69.5%	-	-	-	女性の出産後のキャリアの継続を可能にし、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できることに資するため、指標として設定した。(出典)国立社会保険・人口問題研究所「出生動向基本調査(夫婦調査)」 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)や第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)、内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとして設定されている目標水準においても定められている。 ※出生動向基本調査は5～6年周期であり、令和7年までに新しい実績値は測定されない予定であることから、参考指標としている。	
7	都道府県労働局におけるセクシュアルハラスメントの相談件数	-	-	-	令和7年度	6,337件	7,070件	6,849件	7,414件	-	セクシュアルハラスメントの相談件数自体は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定している。	
8	都道府県労働局におけるパワーハラスメントの相談件数	-	-	-	令和7年度	18,363件	23,366件	50,840件	62,863件	-	パワーハラスメントの相談件数自体は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定している。	

達成手段1	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額 執行額	予算額 執行額				
(1) 男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費(昭和48年度)	1.8億円 1.6億円	1.8億円 1.6億円	1.8億円	-	男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するために必要な事務的経費である。	002248
(2) 雇用均等行政情報化推進経費(平成11年度)	11.1億円 10.4億円	15.3億円 14.1億円	21.3億円	3	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で行う、職場における男女差別、仕事と育児・介護の両立、パートタイム労働者と正社員の均衡待遇確保、女性の活躍促進等に関する、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務について、迅速かつ正確な事務処理を行うために、「雇用環境・均等行政情報システム」の運用により、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における各種業務処理の効率化及び高度化を図る。	002434
(3) ポジティブアクション周知啓発事業(平成19年度)	7.5億円 6.6億円	7.2億円 6.8億円	7.6億円	3.4	・法の履行確保、「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)の実施やポータルサイト等を利用した周知・広報を行う。 ・研修等によって企業の支援を行うとともに、全国の労働局にて、職場におけるハラスメントに関する相談を受け付ける。	002433
(4) 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業(平成22年度) ※平成27年度以前は「ポジティブ・アクション推進戦略等事業」	1.3億円 1.0億円	1.8億円 1.5億円	1.8億円	4	企業の女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約し情報提供を行うことで、女性の活躍推進の取組を加速化させることに寄与する。 女性も活躍できる企業ほど「選ばれる」社会環境を作りだし、企業における女性活躍推進の取組を加速化させることによって、性別にかかわらず男女ともが活躍できる職場環境の整備に寄与する。	002486
(5) 両立支援等助成金(平成23年度)	1.3億円 0.6億円	1.3億円 0.5億円	1.1億円	4.9,11,12	両立支援等助成金(女性活躍加速化コース、不妊治療両立支援コース)の給付金であり、両立支援等助成金を支給することにより、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等に取り組む事業主の取組に寄与する。 ①女性活躍加速化コース(平成27年度) 女性の活躍推進に関する自社の状況把握を行い、取組目標及び数値目標を定めて公表した上で、取組を行い各目標を達成した中小企業事業主に助成金を支給する(令和4年度予算額:150万円、令和4年度執行額:90万円、令和5年度予算額150万円、令和5年度執行額:30万円、令和6年度予算額:190万円) ②不妊治療両立支援コース(令和3年度) 不妊治療と仕事の両立に資する職場環境の整備に取り組むとともに、不妊治療両立支援プランの策定及び同プランに基づく措置を実施し、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた中小企業事業主に助成金を支給する。 (令和3年度予算額 4.7億円、令和3年度執行額0.3億円、令和4年度予算額:1.2億円、令和4年度執行額0.5億円、令和5年度予算額1.2億円、令和5年度執行額:0.5億円、令和6年度予算額0.9億円) ①については、女性労働者が出産・育児等を理由として退職することなく、能力を高めつつ働き続けられる職場環境づくりを促し、女性の活躍推進に寄与する。 ②については不妊治療についての職場における知識を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい職場環境づくりを促し、不妊治療による離職防止を図る。	002488(女性活躍加速化コース) 003035(不妊治療両立支援コース)
(6) 民間企業における女性活躍促進事業(令和4年度)	1.7億円 1.3億円	2.3億円 1.5億円	1.9億円	4	委託事業者において「女性活躍推進センター」を設置し、事業主の行動計画策定・課題解決等を支援するため「女性活躍推進アドバイザー」による説明会開催や個別企業訪問等による相談支援を実施する。中小企業を含むすべての事業主に対するきめ細かな支援を通じて女性活躍推進の取組の加速化を図ることにより、女性の活躍推進に寄与する。	002490
(7) 雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進(令和2年度)	110万円 40万円	400万円 40万円	400万円	3	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、13か国語の電話通訳サービスを設置する。 これにより、雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて多言語コンタクトセンター等を活用し、外国人労働者に対して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を円滑に行うことで、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルの予防及び迅速な解決に寄与する。	002498
(8) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度(令和2年度)	7.1億円 6.1億円	8.6億円 2.3億円	-	-	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により医師等の指導を受けて休業する妊娠中の女性労働者が、離職することなく、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るとともに、妊娠中の女性労働者への感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金を支給する。 ※令和5年9月限りで終了。	002437
(9) 個々の女性労働者のキャリア形成支援事業(令和5年度)	- -	160万円 140万円	-	-	個々の女性労働者の活躍推進を阻む要因となっている無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)を解消するため、女性労働者、管理職、人事労務担当者、経営トップ層等を対象に、Webセミナーを実施し、また女性活躍を推進している企業等を対象に、メンター制度やロールモデル等に係る調査を実施し、マニュアル・好事例集の作成・配布を行うことで女性活躍の更なる促進を図る。 ※令和5年度限りで終了。	005564
(10) 職場におけるダイバーシティ推進事業(令和6年度)	- -	- -	340万円	-	性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する職場環境の整備を進める観点から、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する職場環境の在り方について調査するとともに、周知啓発を図る。	002496

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
9	男性の育児休業取得率 (アウトカム)	-	-	50%	令和7年度	13%	16%	18%	28%	39%	少子高齢化が急速に進展する中で、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現することが重要な課題となっている。男性の育児休業取得率は近年上昇しているものの、未だ低い水準にとどまっており、男性の育児休業取得を促進することで、育児休業の取得を望む男性の仕事と家庭の両立の希望をかなえるとともに、男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境の実現に資することから指標として設定した。 (出典)厚生労働省「雇用均等基本調査」	「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)で令和7年度の目標値が50%に設定されており、その目標達成に向け按分して各年の目標値を設定した。
						12.65%	13.97%	17.13%	30.1%			
10	イクメンプロジェクト公式サイトへのアクセス件数(アウトプット)	-	-	過去3年間の平均件数以上	毎年度	460,000PV	470,000PV	800,000PV	1,060,000PV	1,060,000PV	イクメンプロジェクト公式サイトを活用により社会的機運の醸成を図ることで男性の育児休業取得率の向上を推進することから指標として設定した。 (出典)厚生労働省「男性の育児休業取得促進事業」実績報告	目標値については、過去のトレンドも踏まえながら着実に実績を伸ばすことが重要であることから、過去3年間の平均件数以上としている。
						854,152	1,167,930	1,144,639	851,895			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
11	次世代認定マーク(くるみん)取得企業数					3,548社	3,801社	4,131社	4,481社		次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、男性の育児休業取得率などに関して一定の基準を満たした企業は、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けられる。当該認定企業の増加は、仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性の育児休業参画促進に資することから指標として設定していたが、政府目標(4,300社)を令和5年度に達成したため、参考指標としている。 (出典)厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」	
12	第1子出産前後の女性の継続就業率(再掲)					-	69.5%	-	-		女性の出産後のキャリアの継続を可能にし、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できることに資するため、指標として設定した。(出典)国立社会保険・人口問題研究所「出生動向基本調査(夫婦調査)」 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)や第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)、内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとして設定されている目標水準においても定められている。 ※出生動向基本調査は5～6年周期であり、令和7年までに新しい実績値は測定されない予定であることから、参考指標としている。	
13	週所定労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合(アウトカム)					9.0%	8.8%	8.9%	8.4%		男女ともに希望に応じて職場で能力を発揮し、キャリア形成を図っていくためには、仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整備することに加え、職場全体の長時間労働の是正を行うことが重要であることから、参考指標とした。 (出典)総務省「労働力調査」	
14	家族の介護・看護を理由とする離職者数					-	-	10.6万人	-		仕事と介護の両立を可能とし、望まぬ離職を防ぐ必要がある。については、家族の介護・看護を理由とする離職について、全体数を把握する観点で参考指標とした。 (出典)総務省「就業構造基本調査」 ※当該調査は5年に1回の調査であることから、参考指標としている。	
達成手段2		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(11)	安心して働き続けられる職場環境調査研究事業 (平成6年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	9.11.12	育児休業や介護休業制度の実態等仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態把握、問題点の分析のための調査を民間団体に委託して行う。受託した民間団体は、調査にあたって有識者等からヒアリングを行い調査項目等を検討した上で、調査研究を実施し、調査研究報告書を作成する。 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する調査研究を行い、調査結果を施策に反映させること等で、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなることによる育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	002483					
		0.1億円	0.1億円									
(12)	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業 (平成19年度)	0.5億円	0.4億円	0.3億円	9.11.12	育児休業、介護休業制度の実態等、仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を行うとともに、法律に基づく制度の普及・定着及び適正な運用を図るための相談・指導等を行う。 育児・介護休業法に基づく指導等を実施することにより、企業の雇用管理改善が図られることから、労働者が男女ともに育児休業等取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	002482					
		0.2億円	0.3億円									
(13)	男性の育児休業取得促進事業 (平成20年度)	1.2億円	1.3億円	1.3億円	9.11.12	セミナーの開催、企業版両親学級の取組促進、公式サイト発信などを通じて、企業及び個人に対し仕事と育児の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図る。 男性の育児休業取得を促進することにより、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	002484					
(14)	縦断調査費(出生児縦断調査コーホートB) (平成22年度)	0.4億円	0.5億円	0.5億円	-	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等の厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。	002985					
		0.7億円の内数	0.6億円の内数									

(15)	両立支援に関する雇用管理改善事業 (平成23年度)	9.5億円	9.4億円	10.6億円	9.11.12	両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、両立支援制度等に関する雇用管理改善に係る相談、支援等を行う。また、労働者の仕事と介護の両立支援等により継続就業を促進する。 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	002487
(16)	両立支援等助成金 (平成23年度)	118億円	111億円	194.6億円	9.11.12	両立支援等助成金(事業所内保育施設コース、出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース、育休中等業務代替支援コース、柔軟な働き方選択制度支援コース)の支給のために必要な給付金、広報、審査・支給事務に係る経費であり、両立支援等助成金を支給することにより、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等に取り組む事業主の取組に寄与する。 ①事業所内保育施設コース(平成21年度) 労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営、増築を行う事業主・事業主団体であって、一定の要件を満たしたのに対して、その費用の一部を助成するものである。 【設置費】大企業・・・1/3、中小企業・・・2/3 【増築費】大企業・・・1/3、中小企業・・・1/2 【運営費】10年間支給 大企業・・・現員1人当たり34万円(年額) 中小企業・・・現員1人当たり45万円(年額) (令和3年度予算額:4.1億円、令和3年度執行額:4.6億円、令和4年度予算額:4.1億円、令和4年度執行額:2.9億円、令和5年度予算額:3.0億円、令和5年度執行額:1.5億円、令和6年度予算額:2.3億円) ※企業主導型保育事業の開始に伴い、平成28年度から新規受付を停止している。 ②出生時両立支援コース(平成28年度) 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備等に取り組む、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主や男性の育児休業取得率を向上させた中小企業事業主に一定額を支給する。 (令和3年度予算額:47.6億円、令和3年度執行額:50.2億円、令和4年度予算額:61.1億円、令和4年度執行額:31.0億円、令和5年度予算額:55.4億円、令和5年度執行額:9.8億円、令和6年度予算額:41.5億円) ③介護離職防止支援コース(平成28年度) 「介護支援プラン」を策定し、プランに沿って対象労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主、または介護両立支援制度の利用者が生じた中小企業事業主に一定額を支給する。 (令和3年度予算額:2.0億円、令和3年度執行額:2.1億円、令和4年度予算額:2.2億円、令和4年度執行額:2.9億円、令和5年度予算額:2.9億円、令和5年度執行額:5.9億円、令和6年度予算額:5.1億円) ④育児休業等支援コース(平成29年度) (Ⅰ)育休取得時、(Ⅱ)職場復帰時 「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主に一定額を支給する。 (令和3年度予算額:30.7億円、令和3年度執行額:32.5億円、令和4年度予算額:38.2億円、令和4年度執行額:33.1億円、令和5年度予算額:38.7億円、令和5年度執行額:35.8億円、令和6年度予算額:40.2億円) ⑤育休中等業務代替支援コース(令和5年度) 育児休業や育休短時間勤務期間中の業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、育児休業を取得する労働者の代替要員の新規雇用を実施した中小企業事業主に、代替期間や支給した手当額に応じた額を支給する。 (令和5年度予算額:なし(制度要求)、令和6年度予算額:87.8億円) ⑥柔軟な働き方選択制度等支援コース(令和6年度) こどもが小学校就学までの間において柔軟な働き方が可能となる制度・措置を複数導入した上で、労働者向け支援プランの策定等を行い、労働者が制度を利用した中小企業事業主に一定額を支給する。 (令和6年度予算額:3.7億円) 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業や介護休業等を取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成や仕事と家庭の両立支援の推進に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	002481(事業所内保育施設コース) 002489(出生時両立支援コース) 002491(介護離職防止支援コース) 002492(育児休業等支援コース) 007021(育休中等業務代替支援コース) 007020(柔軟な働き方選択制度等支援コース)

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
14 自営型テレワークガイドライン周知セミナー受講者のうち「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合(アウトカム) ※令和4年度以降	99.00%	令和4年度	90%以上	毎年度	-	-	80%以上	90%以上	90%以上	「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を周知するため、自営型テレワーカーや発注者等向けオンラインセミナーを開催することは有効であると考えられる。その中で、セミナー受講者が自営型テレワークガイドラインの概要について理解できたことをアウトカムとして設定。 (参考)自営型テレワークガイドライン周知セミナーの受講者のうち「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合 令和2年度実績:80.6%(129人/160人)、令和3年度実績:74.6%(135人/181人)、令和4年度実績:99.0%(96人/97人)、令和5年度実績:97.3%(179人/184人)	令和4年度における「よく理解できた」、「理解できた」、「やや理解できた」と回答した者の割合が99.0%だったことを踏まえ、「よく理解できた」、「理解できた」、「やや理解できた」と回答した者の割合を90%と設定した。

15	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数 (アウトプット)	442,536件	平成28年度	過去3年間の平均件数以上	毎年度	前年度 (429,334件)以上	前年度 (556,014件)以上	604,440件以上	210,443件以上	215,000件以上	・自営型テレワークに関する総合支援サイトを通じた情報提供について、サイトの普及の度合いを測るため。	令和4年度以前の活動実績は、アクセス数の集計のためのタグの設定に誤りがあることが発覚した。修正後の活動実績は、推定値で189,044(令和2年度)、197,798(令和3年度)、202,905(令和4年度)。伸び率等の傾向は、修正前後で概ね同様である。この修正後の数値を基に、過去3年間の平均件数以上とし、過去3年間のアクセス件数の平均が概ね20万件であることから、21万5000件に設定した。
						556,014件	581,761件	596,781件	220,166件			
16	自営型テレワークに関する総合支援サイト「Home Worker's Web」のコンテンツであるe-ラーニングについて、e-ラーニングの受講が「再就職に向けて役に立った」と回答した者の割合 (アウトカム)	-	-	95%以上	毎年度	85%以上	85%以上	95%以上	95%以上	95%以上	自営型テレワークに必要なノウハウを学ぶことができるe-ラーニング(※)が、再就職に資するものであったかの度合いを測るため。 ※e-ラーニング…これから自営型テレワークを始めたいと考えている未経験者や経験の浅い自営型テレワーカーを対象に、自営型テレワークを始めるに当たっての心構えや契約に当たっての注意事項などを学ぶことができる教材。厚生労働者が委託事業において作成し、ポータルサイト(ホームワーカーズウェブ)に掲載。 (参考)令和5年度実績値86.3%は分母:e-ラーニングを受講した人数(95人)、分子:e-ラーニング受講者向けのアンケートにて「再就職の役に立った」と回答した人数(82人)から算出したもの。	目標値は、昨年度の実績水準を維持することを目標に95%と設定する。
						96.5%	96.1%	97.8%	86.3%			
17	フリーランス・トラブル110番相談窓口について、相談者が「とても満足」、「満足」と回答したものの割合(アウトカム)	-	-	80%以上	毎年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	本事業の最終目的は、発注者等との取引上のトラブルなど、問題を抱えているフリーランスからの相談を受け、その問題が解決するように導き、引き続き安心してフリーランスとして働くことができるようにしていくことであるため、本事業の相談窓口で相談したことに対する満足度すなわち相談窓口の有用途をアウトカムとして設定した。 (参考)令和5年度実績値77.7%は分母:フリーランス・トラブル110番相談窓口相談者向けのアンケート回答者数人数(4,915人)、分子:アンケートにて「とても満足」、「満足」と回答した人数(3,819人)から算出したもの。	目標値は、昨年度の実績水準を維持することを目標に80%と設定する。
						89.2%	77.6%	80.1%	77.7%			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
18	フリーランス・トラブル110番相談窓口における相談件数					1,332件 ※11月から	4,072件	6,884件	8,986件		フリーランス・トラブル110番相談窓口について、相談件数は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定した。	
達成手段3		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(17)	自営型テレワークに係る就業環境の整備事業 (平成12年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	14,15,16	「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を周知するため、自営型テレワーカーや発注者等向けオンラインセミナーの開催及びガイドラインの周知資料の作成を行う。また、自営型テレワーカー及び自営型テレワークを始めようとする者並びに仲介事業者や発注者を対象に、インターネット等を活用した自営型テレワーカー及び発注者等への情報提供等を実施する。 上記により、自営型テレワークを良好な就業形態として確立するための環境整備に寄与する。	002485					
		0.2億円	0.2億円									
(18)	フリーランスに係る相談支援等の環境整備事業(令和2年度)	0.6億円	0.8億円	0.7億円	17,18	フリーランスと発注者等との取引上のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)における相談対応を実施する。 上記により、フリーランスとして安心して働ける環境の整備に寄与する。	006900					
		0.6億円	0.8億円									
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定時期	令和7年度
		26,360,810			16,749,141			24,427,175				
施策の執行額(千円)		58,688,961			10,209,420							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明					令和4年2月25日		職場における女性活躍の推進については、改正女性活躍推進法の円滑な施行等に取り組むとともに、男女間賃金格差そのものの開示を充実する制度の見直しについて、具体的に検討し、速やかに着手してまいります。			

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅳ-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること(施策目標Ⅳ-2-1) 基本目標Ⅳ:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標2:非正規雇用労働者(短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の雇用の安定及び待遇の改善を図ること	担当 部署名	雇用環境・均等局 職業安定局	作成責任者名	大臣官房参事官 立石 祐子 雇用環境・均等局有期・短時間労働課長 竹野 佑喜 職業安定局需給調整事業課長 中嶋 章浩
施策の概要	<p>【正社員転換の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 正社員として働くことを希望される非正規雇用労働者の正社員転換を推進するため、正社員への転換などを行う事業主に対するキャリアアップ助成金により支援を行っている。 短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった多様な正社員の導入拡大を図るため、「多様な正社員」制度にかかる好事例の周知や、社会保険労務士などによる導入支援を行っている。 <p>【同一労働同一賃金の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> どのような雇用形態を選択しても納得して働き続けられるようにすることにより、人々が自分のライフスタイルに合わせた多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。)及び「労働者派遣事業の適当な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)については、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向け、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による法の履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備等を内容とする改正が行われ、令和2年4月1日(パートタイム・有期雇用労働法の中小企業の施行は令和3年4月1日)から施行されている。 これにあわせて、正社員と非正規雇用労働者との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え及び具体例を、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇差の禁止に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号。いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」)において示している。 改正後の法令や同一労働同一賃金ガイドラインに基づき、施行の徹底のための指導等を行っているほか、事業主が法に基づく対応を実施するための取組手順書や待遇差の点検・検討マニュアル等を作成し、法の周知を行うとともに自主的な取組を支援している。 加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30年度より全都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家による個別相談支援等を実施している。 さらに、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)による構造的な賃上げを目指すための取組の一つとして、同年12月以降、都道府県労働局において、新たに労働基準監督署と連携して同一労働同一賃金の遵守の徹底の取組を行っている。 <p><用語の定義> (短時間労働者) 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者(パートタイム・有期雇用労働法における定義)</p> <p>(有期雇用労働者(有期契約労働者)) 事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者(パートタイム・有期雇用労働法における定義)</p> <p>(派遣労働者) 事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。(労働者派遣法における定義)</p>				
施策を取り巻く現状	<p>1. 非正規雇用労働者の概況(2023年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員を除く雇用者(5,730万人)に占める非正規雇用労働者(2,124万人)の割合は37.1%となっている。 非正規雇用労働者数は2010年以降増加が続き、2020年、2021年は減少したが、2022年以降増加。 非正規雇用労働者数について、年齢階級別に見ると、65歳以上で顕著に増加している。45歳未満で見ると、ほぼ横ばいで推移している。 <p>2. 非正規雇用労働者の内訳(2023年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用労働者のうち、パートは1,030万人(48.5%)、アルバイトは459万人(21.6%)、派遣社員は156万人(7.3%)。 不本意非正規雇用労働者の割合は、非正規雇用労働者全体の9.6%であり減少傾向。 一方で、「自分の都合のよい時間に働きたいから」「家計の補助・学費等を得たいから」等の理由で非正規雇用を選択する者も77.4%存在。 また、今後の働き方について、正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者のうち、正社員になった場合に「多様な正社員」制度を希望したいと回答した割合は68.2%(2021年)存在。 <p>3. 非正規雇用労働者の待遇等の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般労働者(フルタイム)における、「正社員・正職員」に対する「正社員・正職員以外の者」の賃金の割合は67.4%(2023年)。 正社員との比較で見ると、「計画的な教育訓練(OJ-T)」「入職時のガイダンス(Off-JT)」は正社員と比べて7割程度の実施となっているが、「将来のキャリアアップのための教育訓練(Off-JT)」は4割を下回っている(2021年)。 手当等、各種制度の適用状況について、正社員との比較で見ると、「通勤手当」の実施率が約8割と高くなっており、「慶弔休暇」が約6~8割、「賞与」が約4~6割となっている(2021年)。 同一労働同一賃金など、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の実現に向けて、「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の割合は63%、「待遇の見直しは必要ないと判断した」は21%、「異なる雇用形態が存在しない」は6%。「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の取組内容は、「基本給」が51%、「諸手当」が55%、「福利厚生」が55%であった(2023年)。 				
施策実現のための課題	1	非正規雇用の実態は様々であり、自分の都合のよい時間に働きたい等の理由で非正規雇用を選んでいる者が77.4%(2023年)を占めている。一方、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった状況もあり、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者(不本意非正規雇用労働者)も9.6%(2023年)存在するため、正規雇用化を促進していくことが課題となっている。			
	2	非正規雇用労働者は2,124万人(2023年)と役員を除く雇用者の約4割を占める状況にあるが、待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない場合もある。このため、非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇差を解消し、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。 ワーク・ライフ・バランスの観点や働く方の希望に応じた柔軟な働き方を実現するため、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備も課題となっている。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を図ること	不本意非正規雇用労働者が依然として相当数存在している中、労働者が希望する働き方を実現することで、働く方の雇用の安定や処遇の改善、意欲向上や生産性向上につながると思われるため。 また、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換を強力に推し進めていくことが重要であるため。		
	目標2 (課題2)	非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を実現する	パートタイム・有期雇用労働法等に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇を確保し、雇用形態に関わらない公正な待遇を実現する必要があるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度		年度ごとの実績値							
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
① 不本意非正規雇用労働者の割合(アウトカム)	18%	平成26年平均	10%以下	令和6年度	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	不本意非正規雇用労働者については、足下では減少傾向にあるものの依然として一定数存在しており、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題のため、測定指標に選定した。 (参考1)平成29年平均実績14.3%、平成30年平均実績12.8%、令和元年平均実績11.6% (参考2)令和5年実績値9.6%は分母:当該質問の回答者総数、分子:現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人数から算出したもの。 (出典):総務省「労働力調査(詳細集計)」	成長戦略フォローアップ工程表(令和3年6月18日)のKPIとして設定されている目標水準(2022年までに10%以下)に基づき設定した。
2 25～34歳の不本意非正規雇用労働者の割合(アウトカム)	15.6%	令和4年平均	10%	令和8年度	-	-	-	前年以下	前年以下	不本意非正規雇用労働者の割合は年齢により異なるが、特に若者(25～34歳)の不本意非正規雇用労働者の割合は全体よりも高く、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題のため、測定指標に選定した。 (参考1)平成29年平均実績22.4%、平成30年平均実績19.0%、令和元年平均実績17.7% (参考2)令和5年実績値13.1%は分母:当該質問の回答者総数、分子:現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人数から算出したもの。 (出典):総務省「労働力調査(詳細集計)」	不本意非正規雇用労働者の割合を着実に低下させることが重要なため、まずは前年以下と設定した。 なお、令和8年までに10%とすることを当面の目標としている。
3 キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数(アウトカム)	67,210人	平成28年度	102,000人	令和6年度	112,000人	101,000人	109,000人	105,000人	102,000人	キャリアアップ助成金の正社員化コースは、有期雇用労働者等の正規雇用労働者への転換等を促す主要な支援措置であるため、正規雇用労働者等へ転換した労働者の数を目標値とした。 (参考)平成30年度実績135,441人、令和元年度実績111,895人 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ	行政事業レビューの目標として設定されている目標水準(※)に基づき設定した。 (※)令和6年度 102,000人
4 キャリアアップ助成金により正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数(アウトカム)	34,807人	令和2年度	27,400人	令和6年度	-	35,000人	35,000人	30,000人	27,000人	「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年度6月21日閣議決定)において「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめ、令和2年度からの3年間の集中的な取組み(第1ステージ)が行われるとともに、令和5年度からの2年間の第2ステージと位置づけ引き続き取組みを実施しておりキャリアアップ助成金の正社員化コースは、この取組の重要な政策ツールの1つとなっていることから、正社員転換した就職氷河期世代の労働者の数を目標値とした。 (出典):雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ	行政事業レビューの目標として設定されている上記目標水準(全年齢)(※)や前年度実績に基づき設定した。 (※)令和6年度 102,000人(キャリアアップ助成金における非正規雇用労働者から正規雇用労働者等に転換した労働者の数)
達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業の実施(平成25年度)	839.3億円 614.1億円	829.0億円 521.9億円	1105.9億円	1.2,3,4	短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善等の取組を実施した事業主に対してキャリアアップ助成金を支給するとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所に事業主支援アドバイザーを配置し、助成金の活用を検討する事業主に対して実態やニーズに応じた助言・支援等を行う。 事業主がコロナ禍において雇用維持に注力せざるを得ない状況が続いたものの、本助成金の正社員化コースにおける正規雇用等転換者数は、平成29年度以降10万人程度であり、非正規雇用労働者のキャリアアップに向けた有効な手段となっている。実績と執行率を踏まえて、適宜支給要件やコースの見直し・拡充等を行っており、SNS等を活用して当該拡充内容を含めた制度周知等の取組を強化していく。				002499	
(2)	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業(旧:非正規雇用労働者の待遇改善支援事業)(平成29年度)	43.8億円 24.7億円	36.7億円 26.2億円	31.4億円	1.2	中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、①労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施、②企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施、③働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。				002500	
(3)	「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業(旧:パートタイム・有期雇用労働者活躍推進事業)(平成26年度)	0.5億円 0.5億円	0.6億円 0.5億円	0.6億円	1.2	「多様な正社員」制度の導入を検討している企業を対象に、制度導入支援セミナーの開催・配信、支援員による導入支援・導入事例のとりまとめ、好事例の収集及び事例集・動画の作成を行うことにより、短時間正社員をはじめとする「多様な正社員」制度の導入に寄与する。				002501	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
5	パートタイム・有期雇用労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合(年度内)(アウトカム)	-	-	95%以上	令和6年度	-	-	-	90%以上	95%以上	パートタイム・有期雇用労働法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が報告徴収を行い、法違反があれば事業主に助言・指導等を行い、是正がされることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善が図られることから指標として設定した。 (参考)直近の実績値(R5年度)は、「分子:是正された件数(19,850件)」を「分母:パートタイム・有期雇用労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の件数(20,515件)」で除して算出している。 (出典)・雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ ※令和2年度は大企業のみ施行、中小企業は令和3年度から適用。	目標値については、是正までに要する一定程度の期間を勘案した上で、過去3年の実績(令和3年度99.6%、令和4年度101.0%、令和5年度96.8%)を踏まえて年度内的是正割合(95%以上)を設定。 なお、令和4年度の実績が100%を超えている理由は、助言・指導を行ったのは令和3年度以前であるが、是正が年度をまたいで令和4年度となったものを含んでいるため。
						99.3%	99.6%	101.0%	96.8%			
6	パートタイム・有期雇用労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した報告徴収件数(年度内)(アウトプット)	-	-	12,000件	令和6年度	5,640件	5,640件	7,520件	7,520件	12,000件	パートタイム・有期雇用労働法の履行確保の徹底のため、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が報告徴収を行い、法違反があれば事業主に助言・指導等を行い、是正がされることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善が図られることから、指標として選定した。目標値については、年度単位で計画的に実施していることから、年度内の件数を設定した。 (出典)・雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ	令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症関連の相談業務を優先したところであるが、令和5年度は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)を踏まえた同一労働同一賃金の遵守徹底に関する取組の実施により、報告徴収の件数が増加した。 令和6年度についても、引き続き、同一労働同一賃金の遵守徹底のため、積極的に報告徴収を実施し、令和5年度の実績以上を目指す予定とし、都道府県労働局における企業指導に関わる職員等の人数の増減を勘案して設定した。
						5,516件	6,377件	3,498件	11,173件			
7	派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から待遇に関する個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合(アウトカム)	-	-	95%以上	令和6年度	-	80%以上	90%以上	90%以上	95%以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であること、また、派遣労働者の同一労働同一賃金の履行状況を測定するため、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から待遇に関する個別の相談を受けた際に、期間を区切った形で、アンケートによる問題解決度を調査し、相談者の抱える問題が相談を通じて解決に至った割合について評価することを指標とした。 (参考)令和5年度の実績は、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等の待遇に関することが含まれている相談件数(917件)のうち、①問題解決に至った又は②問題の一部解決に至った件数の合計(914件)の割合を算出している。 (出典)・職業安定局・需給調整事業課調べ	令和5年度から労働者派遣事業に関する相談から待遇に関する相談に限定して評価することとし、90%以上と目標値を設定したが、令和5年度の実績を踏まえ、95%以上を目標値として設定する。
						-	100%	99.7%	99.7%			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
8	「通勤手当」を有期雇用フルタイムに実施した企業割合					-	88%	-	-	-	均等待遇として企業が取り組んだ労働条件を把握することは重要であるものの、調査が5年に1度で毎年フォローアップすることができないため参考指標として設定。 (出典)・厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」	
9	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者を正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金が、正社員と同じ又は正社員より高い割合					-	54%	-	-	-	均等待遇として企業が取り組んだ労働条件を把握することは重要であるものの、調査が5年に1度で毎年フォローアップすることができないため参考指標として設定。 (出典)・厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」	
10	一般労働者(フルタイム)における、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外の者」間の賃金比率					66.3%	67.0%	67.5%	67.4%	-	非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均等待遇の確保の状況把握に資するマクロ的な指標として設定。なお、賃金格差は、いわゆる正社員と非正規雇用労働者間の職務内容の違いの程度によるため、本比率は測定目標として設定することは困難。 (出典)・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(4)	パートタイム・有期雇用労働者均等待遇推進事業 (旧:短時間労働者均等待遇啓発事業) (平成19年度)	5.7億円	7.6億円	7.1億円	5.6	雇用均等指導員を都道府県労働局に配置し、事業主等からの相談への対応や事業主訪問により、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善について専門的なアドバイスをを行うとともに、令和3年4月1日より全面施行された(大企業は令和2年4月1日施行済)パートタイム・有期雇用労働法の周知啓発を行う。 短時間労働者及び有期雇用労働者と正社員との均等・均等待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備に寄与する。	002504					
		5.1億円	7.0億円									
(5)	労働者派遣事業等の適正な運営の確保に係る経費(旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費) (平成23年度)	24.8億円	23.5億円	24.5億円	7	① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施 ・リーフレットによる派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等への周知 ・派遣元事業主、派遣先等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施 ② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化(労働局における相談支援体制の強化)等 以上の事業を実施することにより、説明会等における労働者派遣法の周知啓発を実施する事業所数の増加を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していく。	002522					
		23.1億円	22.8億円									
(6)	パートタイム・有期雇用労働者等の活躍推進に関する総合的情報提供事業 (旧:パートタイム・有期雇用労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業) (平成27年度)	0.5億円	0.4億円	0.4億円	5.6	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に資する各種情報について、「多様な働き方の実現応援サイト」において総合的な情報提供を実施するとともに短時間正社員制度等、多様な正社員制度の導入支援マニュアルや導入事例等を掲載し、事業主の積極的な取組を促す。	002502					
		0.4億円	0.4億円									
(7)	職務分析・職務評価コンサルタント育成事業(旧:職務分析・職務評価普及事業) (平成28年度)	-	-	-	5.6	職務分析・職務評価にかかるコンサルティングを行う人材を養成するため研修と企業担当者等へ向けた動画配信及び事例収集による周知を一体的に実施し、職務分析・職務評価の更なる普及を図ることにより、短時間労働者及び有期雇用労働者と正社員との均等・均等待遇の実現に寄与する。 ※令和4年度以降は(2)において職務分析・職務評価の取組支援を実施	-					

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施 予定時期	令和6年度
	91,442,959	89,794,648	116,990,788		
施策の執行額(千円)	66,750,036	60,552,156			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		令和6年3月8日	多様な正社員を含め、正社員への転換等の取組を進めるとともに、非正規雇用労働者の処遇改善を図るため、同一労働同一賃金の更なる遵守徹底を図ります。	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅳ-3-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること(施策目標Ⅳ-3-1) 基本目標Ⅳ:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3:働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること	担当 部局名	労働基準局 雇用環境・均等局	作成責任者名	労働条件政策課長 澁谷 秀行(長時間労働、年休、話し合いの機会、助成金、医療部分) 労働関係法課長 五百旗頭 千奈美(労働契約法部分) 大臣官房参事官 立石 祐子(年休、話し合いの機会、特別な休暇制度、勤務間インターバル制度部分) 在宅労働課長 千葉 裕子(テレワーク部分) 有期・短時間労働課長 竹野 佑喜(働き方改革推進支援センター) 雇用機会均等課長 岡野 智晃(不妊治療と仕事との両立)
施策の概要	○ 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場での労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 ○ テレワークについては、柔軟な働き方を可能とするものであり、子育てや介護と仕事の両立、ワークライフバランスの向上、人材確保、高齢の方や障害を持った方への就労機会の提供など、雇用の安定・継続にも資するものであるが、①労働者が使用者と離れた場所で勤務するため総体的に使用者の管理の程度が弱くなる、②業務に関する指示や報告が時間帯に関わらず行われやすくなり、労働者の仕事と生活の時間の区別が曖昧になり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる等の課題があり、適切な労務管理下におけるテレワークの導入や実施が行われることが重要である。このため、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(以下「テレワークガイドライン」という。)の周知をはじめとしたテレワークを導入しようとする企業への支援を行う。				
施策を取り巻く現状	【週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移】 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は減少し、令和5年に8.4%となっている。 【勤務間インターバル導入企業割合】 勤務間インターバル制度の導入率は年々上昇し、令和5年に6.0%となっている。 【年次有給休暇取得率の推移】 年次有給休暇の取得率は近年上昇し令和4年に62.1%となっている。 【特別な休暇制度の導入企業数】 特別な休暇の導入率は近年は90%前後で推移している。 【雇用型テレワークの実施者数の推移】 テレワークを導入している企業の割合は、コロナ禍の下、急速に普及し令和5年度に49.9%となっている。				
施策実現のための課題	1	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は政府目標の7割に届かない状況で推移しており、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患にかかる労災認定件数は高い水準で推移しており、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進など働き方・休み方の見直しを一層促進することが重要である。			
	2	テレワークは、柔軟な働き方を可能とするものであり、子育てや介護と仕事の両立、ワーク・ライフ・バランスの向上、人材確保、働き方改革の促進等に資する他、地方創生、国土の有効利用、女性活躍など様々な観点から、コロナ後においてもデジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年12月23日閣議決定)などにおいて、政府全体で推進していくこととされている。都市部・大企業における導入率は高いものの、地方部・中小企業における普及率は、都市部・大企業に比べ低いことが課題となっている。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1	長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善を促進する。		長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあるため、その抑制を図る必要があるが、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合は減少傾向にあるものの、政府目標の5%に届かない状況で推移している。また、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するための勤務間インターバル制度について、その導入を促進することが重要である。 労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は政府目標の7割に届かない状況で推移している。 特に配慮を必要とする労働者については、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要である。	
	(課題1)				
	目標2	適正な労務管理下における良質なテレワークを普及する。		テレワークは、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方として、引き続き普及・定着を図る必要がある。 また、企業等においてテレワークガイドラインを活用し、適切な労務管理下におけるテレワークの導入や実施が行われる必要がある。こうした取り組みによって、柔軟な働き方がしやすい環境整備を進めることは、多様な人材の労働参加の促進にも寄与するものである。	
	(課題2)				

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
① 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム) ※令和2年度まで	10.0%	平成20年度	5%	令和2年度	5%						<p>長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。</p> <p>※年度ごとの実績値は、暦年の件数</p> <p>(参考1)平成21年:9.2%、平成22年:9.4%、平成23年:9.3%、平成24年:9.1%、平成25年:8.8%、平成26年:8.5%、平成27年:8.2%、平成28年:7.7%</p> <p>(参考2)週労働時間が40時間以上の雇用者のうち週労働時間が60時間以上の雇用者の占める割合 平成29年:12.1%、平成30年:11.6%、令和元年:10.9%、令和2年:9.0%</p> <p>(参考3)週労働時間80時間以上の雇用者の割合 平成29年:0.9%、平成30年:0.8%、令和元年:0.7%、令和2年:0.6%</p> <p>【出典】「労働力調査」(総務省) (URL) http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm</p>	-
					5.1%							
① 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム) ※令和3年度以降	-	-	5%	令和7年度	-	8.2%	7.9%	7.5%	6.7%	<p>・長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が依然として高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。</p> <p>※年度ごとの実績値は、暦年の件数</p> <p>【出典】「労働力調査」(総務省) (URL) http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm</p>	<p>各種取組を進め、令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%(令和3年は5%)と、目標値をほぼ達成できたところ。そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したものの。</p> <p>(参考)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41932.html</p>	
					9.0%	8.8%	8.9%	8.4%				
② 年次有給休暇取得率 (アウトカム)	47.4%	平成20年度	70%	令和7年度	70.0%	60.9%	61.2%	64.2%	64.7%	<p>・労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は6割弱で推移しているため、その取得率の向上を指標として設定している。</p> <p>・なお、「少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」において、年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%とすることになっている。</p> <p>(参考)平成21年:47.1%、平成22年:48.1%、平成23年:49.3%、平成24年:47.1%、平成25年:48.8%、平成26年:47.6%、平成27年:48.7%、平成28年:49.4%、平成29年:51.1%、平成30年:52.4%、令和元年:56.3%</p> <p>【出典】「就労条件総合調査」(厚生労働省) (URL) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html</p>	<p>令和6年度の目標は、最新値の令和4年度実績値と最終目標年度の令和10年度の差分を均等割りして設定した。</p>	
					56.6%	58.3%	62.1%	集計中 (令和7年1月頃公表予定)				
③ 労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業の割合 (アウトカム)	1.4%	平成28年度	15%	令和7年度	10.0%	7.8%	8.1%	10.4%	7.8%	<p>・勤務間インターバル制度は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するためのものであり、当該制度を企業が導入することは過労死防止の1つの方策となるが、その導入率が低水準となっているため、その導入率の向上を指標として設定している。</p> <p>・なお、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定)において、労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業割合を令和10年までに15%とすることになっている。</p> <p>(参考)平成31年:3.7%、令和元年:4.2%</p> <p>【出典】「就労条件総合調査」(厚生労働省) (URL) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html</p>	<p>令和6年度の目標は、最新値の令和4年度実績値と最終目標年度の令和10年度の差分を均等割りして設定した。</p>	
					4.6%	5.8%	6.0%	集計中 (令和7年1月頃公表予定)				

4	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合(アウトカム)	52.1%	平成21年度	100%	令和7年度	100.0%	68.4%	73.2%	82.1%	82.7%	<p>・ 労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を整備することが重要であるため、指標として設定している。</p> <p>・ なお、「少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」において、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合を令和7年までに100%とすることになっている。</p> <p>(参考)平成22年度:40.5%、平成23年度:46.3%、平成24年度:59.7%、平成25年度:60.6%、平成26年度:52.8%、平成27年度:55.4%、平成28年度:67.2%、平成29年度:55.1%、平成30年度:52.9%、令和元年度:64.0%【出典】「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査(企業調査)(厚生労働省)</p> <p>(参考)令和5年度実績値(65.4%)は、分母:上記調査の有効回収数(2,734社)、分子:「労働時間、休日、年次有給休暇の付与などについて労使で話し合う機会を設けているか」の間に「設けている」と回答した企業数(1,788社)から算出したもの。</p>	令和6年度の目標は、最新値の令和5年度実績値と最終目標年度の令和7年度の差分を均等割りして設定した。
5	特別な休暇制度普及率(アウトカム)	61.4%	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(80.7%)以上	前年度(79.3%)以上	前年度(88.2%)以上	前年度(93.1%)以上	93.0%	<p>・ 労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の健康と生活に係る多様な事情を考え合わせる必要があるが、中でも特に配慮を必要とする労働者については、事業主が適切な措置を講じることが必要である。</p> <p>・ この配慮に当たっては、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要であることから、その普及率の向上を目標として設定している。</p> <p>(参考)平成24年度:56.6%、平成25年度:56.8%、平成26年度・平成27年度は未実施、平成28年度:61.4%、平成29年度:59.6%、平成30年度:71.6%、令和元年度:80.7%【出典】「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査(企業調査)(厚生労働省)</p> <p>(参考)令和5年度実績値92.9%は、分母:上記調査の有効回収数(2,734社)、分子:病気休暇・病気休職制度・他の制度や方法、被害者休暇、更年期症状のための特別休暇、裁判員休暇、ボランティア休暇、ドナー休暇、リフレッシュ休暇、自己啓発休暇、権炎休暇、多目的休暇、その他の休暇のうち、どれか一つでも「導入している」と回答した企業数(2,541社)から算出したもの。</p>	特別な休暇制度普及率については、政策目標として定められているものではないが、特別な休暇制度の普及を促進することは、労働者が心身共に充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境の整備に資することから、高水準である直近の実績や特別な休暇制度の導入が法律上の義務とされていないことを踏まえ、93%を目標とする。
6	労働契約等解説セミナー参加者のうち労働関係法令等の理解が進んだと考える人の割合(アウトカム)	95.0%	毎年度	95%	毎年度	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	<p>・ ワークライフバランスの実現に向けた、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等に係る労使の自主的な取組を推進するためには、労使双方が労働時間や労働契約に関するルールを十分に理解して取り組むことが必要である。</p> <p>・ このための手段の一つとして、労働時間や労働契約等に関するルールについて、十分に理解していない中小企業や労働者を対象としたセミナー等の開催等により、労働者・事業主等に対する労働関係法令の教育、情報提供等を行うこととしており、セミナー出席者の理解度を図る指標として、「労働関係法令等の理解度が進んだと考える人の割合」を選定の上、95%以上という高水準の目標を設定した。</p> <p>・ なお、当セミナーでは、労働関係法令に加え、年度ごとに無期転換ルール、副業・兼業の促進という重要なテーマを扱っており、前年実績に左右されることなく1年度ごとで同じ高水準の目標設定を維持することで、内容・質ともに充実・維持することができ、適正な事業運営が可能となることから、本指標を維持することにしたい。</p> <p>(参考)令和5年度実績値(99.9%)は分母:セミナー参加者のアンケート回答総数(35,478件)、分子:セミナー内容を「よく理解できた」、「ある程度理解できた」と回答した数(35,449件)から算出したもの。</p>	セミナーでは労働関係法令や無期転換ルールに加え、副業・兼業の促進という重要なテーマを扱っており、高水準の目標設定を維持することで、内容・質ともに充実・維持することができ適正な事業運営が可能となること及び過去の実績を踏まえ、例年どおり95%を目標とする。

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業(平成18年度)	16,159 百万円	12,651 百万円	10,736 百万円	1~6	① 働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース、労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、団体推進コース)生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主・小規模事業者や傘下企業を支援する事業主団体に対して助成を行う。 ② 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うとともに、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催、勤務間インターバル制度の導入促進に向けた導入マニュアルの作成や好事例の提供等を行う。 ③ 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 病欠休暇やボランティア休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、企業が参考とする導入事例集等の作成や、休暇制度の導入状況等に関する調査等を行う。 ④ 適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着事業 働き方や休み方の見直しに向けた労務の自主的な取組の前提となる労働時間や労働契約等に関するルール等について、中小事業主や労働者を対象としたセミナーを開催する。 ⑤ 中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に取り組むことが重要であるため、47都道府県の都道府県センター及び全国センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、①労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業への訪問とオンラインによるコンサルティングの実施、②企業の取り組み事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施、③働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。	002505
		10,170 百万円	761 百万円				
(2)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調査対策の推進(医療従事者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組)(平成24年度)	887百万円	927百万円	906百万円	1~3	① 医療従事者の労務管理等に関する相談支援等の実施 勤務環境の改善に自主的に取り組む医療機関からの相談等に対してワンストップで対応できる支援体制として、医療法に基づき各都道府県に設置されている「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。))に医療労務管理アドバイザー(以下「アドバイザー」という。))を配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を実施する。 ② 勤改センターの支援力強化 勤改センターにおけるアドバイザーの支援力向上を図るため、アドバイザーに対する研修等を実施する。 ③ 医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進 医療機関の管理者等が医療勤務環境改善マネジメントシステムを活用して勤務環境の改善に向けた取組を行うことができるよう、医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したサイトを運営する。	002506
		673百万円	701百万円				
(3)	不妊治療のための休暇制度等環境整備事業(令和元年度)	40百万円 33百万円	40百万円 35百万円	40百万円	5	不妊治療のための休暇制度等の導入に取り組む企業を支援することにより、労働者のニーズに沿った多様な休暇制度等の普及を図る。	002507

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
7	テレワーク導入企業の割合(アウトカム)	51.9%	令和3年度	55.2%	令和7年度	35%	34.5%以上	34.5%以上	53.6%	54.4%	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)において、テレワークの普及に向けた施策を関係府省において行うこととされ、総務省「通信利用動向調査」中のテレワーク導入企業の割合を、民間のテレワークの普及に係る政府のKPIとすることとされているため。 【出典】「通信利用動向調査」(総務省) URL: http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html	左記重点計画に係る政府KPIの達成目標については、令和3年度を起点に令和7年度にテレワーク導入企業の割合を、55.2%とすることとされているため、令和6年度の目標は、令和3年度実績値(51.9%)と最終目標年度の令和7年度目標値の差分(3.3ポイント)を均等割りして設定した。
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(4)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)(平成19年度)	1,925百万円	543百万円	420百万円	7	① テレワーク相談センター事業 適正な労務管理下でのテレワークの導入・定着促進を図るため、東京都内に設置するテレワーク相談センターに専門相談員を配置し、センター利用者の相談、電子メールや電話による問い合わせ等に対する相談・助言等を実施しテレワークの導入を検討する企業等に対して、コンサルティングを実施する。 ② 人材確保等支援助成金(テレワークコース) 中小企業事業主に対し、テレワークの導入等に要した経費の助成を行う。 ③ テレワーク・セミナー、シンポジウム等を通じた好事例の発信等 ・セミナーを開催し、テレワーク実施時の労務管理上、情報通信技術面における留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介を行う。 ・テレワークによりワーク・ライフ・バランスを実現する企業等を表彰し、その取組を周知する。	002563					
		284百万円	266百万円									
(5)	国家戦略特区のテレワークに関する援助(平成30年度)	17百万円 15百万円	17百万円 16百万円	16百万円	7	国家戦略特別区域制度に基づき、地方自治体と連携したテレワークの導入支援(相談対応、コンサルティング)を行う。	002253					

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
	14,942,526	13,412,863	12,605,351		
施策の執行額(千円)	10,338,582	10,240,853			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明		令和4年2月25日	働き方改革関連法については、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金の徹底など、その円滑な施行に努めます。	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(IV-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(施策目標IV-3-2) 基本目標IV:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3:働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること		担当 部局名	雇用環境・均等局 職業安定局	作成責任者名	勤労者生活課長 小林 淳 雇用開発企画課長 渡辺 正道
施策の概要	<p>【中小企業退職金共済制度に係る事業について】</p> <p>○ 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とし、中小企業退職金共済制度について、その普及促進等のために所要の事業を行うもの。</p> <p>○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が委嘱した普及推進員等の訪問活動等により、個別事業主に対する加入を促進している。</p> <p>【勤労者財産形成促進制度に係る事業について】</p> <p>○ 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、勤労者財産形成促進制度の活用促進等のために所要の事業を行うもの。</p> <p>○ 勤労者退職金共済機構と連携した雑誌での制度紹介や住宅ローン利用検討者向けセミナーへの参加、厚労省広報ツールの活用等により、財形貯蓄及び財形持家融資制度の普及・活用促進を実施している。</p>					
施策を取り巻く現状	<p>○ 退職金制度がある企業割合は74.9%だが、企業規模別みると、「1,000人以上」が90.1%である一方、「30~99人」は70.1%となっている。</p> <p>○ 中小企業退職金共済制度の被共済者数は毎年度加入者数が脱退者数を上回っている。 【加入者数】平成30年:377,908人、令和元年:383,483人、令和2年:367,510人、令和3年:378,094人、令和4年:363,018人、令和5年:360,877人 【脱退者数】平成30年:336,999人、令和元年:337,770人、令和2年:318,523人、令和3年:334,042人、令和4年:357,159人、令和5年:360,560人 【期末被共済者数】平成30年:3,442,253人、令和元年:3,487,966人、令和2年:3,536,953人、令和3年:3,581,005人、令和4年:3,586,864人、令和5年:3,587,181人</p> <p>○ 勤労者財産形成促進制度の利用件数は、低金利下の状況等を背景に減少傾向にある。 平成30年:7,640,267件、令和元年:7,391,485件、令和2年:7,107,106件、令和3年:6,751,767件、令和4年:6,416,704件 令和5年:6,043,125件</p> <p>○ 財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。 平成11年:61.8%、平成16年:54.5%、平成21年:46.4%、平成26年:41.4%、平成31年:38.1%(厚生労働省「就労条件総合調査」)</p>					
施策実現のための課題	1	中小企業においては、大企業と比べ、未だ退職金制度が十分に普及しているとはいえない状況にあるため、制度の普及を促進することが求められている。				
	2	近年の低金利下において、勤労者財産形成促進制度の利用は低下している状況にあるが、勤労者の生活の安定を図るため勤労者財産形成促進制度は引き続き重要であり、制度の普及・活用を促進することが求められている。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。		中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立させることを趣旨として設けられた制度であり、本制度の普及促進は中小企業における退職金制度の確立に資するものと考えられるため。		
	目標2 (課題2)	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。		勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした制度であり、本制度の普及・活用促進は目的に資するものと考えられるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数(アウトカム)	-	-	令和5年度から令和9年度までの累積 1,650,000人以上	令和9年度	331,000人	325,000人	319,000人	360,000人	345,000人	中小企業退職金共済制度の目的にかんがみ、その普及を図ることが重要であることから、より多くの中小企業の従業員の加入、つまり新規加入被共済者数を測定指標として設定し、これまでの実績、加入促進対策の取組等を考慮したものである。 (出典)独立行政法人勤労者退職金共済機構からの報告	過年度実績も踏まえ、(独)勤労者退職金共済機構の令和5事業年度計画で定めた加入目標人数を目標値とした。 (独)勤労者退職金共済機構の中期目標(第5期:令和5~令和9年度)において、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数目標を165万人以上としている。目標期間中は各年度の年度計画において目標人数を定めており、令和5事業年度計画では360,000人を目標としている。 令和5年度から令和9年度までの累積の目標値達成に向け、令和5年度から令和9年度までの年度毎目標値は以下のとおりとして施策を推進していく。 令和5年度:360,000人、令和6年度:345,000人、令和7年度:330,000
						367,510人	378,094人	363,018人	360,877人			
2	普及推進員等1人当たりの月あたり平均の加入勧奨件数(アウトプット)	-	-	毎年度17件以上	毎年度	15	15	15	17	17	中小企業退職金共済制度の目的にかんがみ、その普及を図ることが重要であることから、個別事業主に対する加入勧奨件数を測定指標として設定したものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、中小企業退職金共済制度の普及を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている。) (出典)独立行政法人勤労者退職金共済機構からの報告 (参考)令和5年度の加入勧奨件数11,166件、加入企業数1,592件(加入率14.3%)	過年度実績も踏まえ、(独)勤労者退職金共済機構の中期目標(第5期:令和5~令和9年度)において、中期目標期間中の普及推進員等1人当たりの月あたり平均の加入勧奨件数目標を17件以上としている。
						14.1	15.1	18.3	19.5			
達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(1)	中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度)	7,484百万円	7,346百万円	7,397百万円	1	独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。					002509	
		7,484百万円	7,271百万円			この交付等を行うことで、中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。						
(2)	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費(平成23年度)	29百万円	28百万円	28百万円	-	中小企業退職金共済法第70条第2項及び附則第2条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構において勤労者財産形成促進事業等の実施に必要な経費(人件費、一般管理費)の財源に充てるための独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資助定運営費交付金を交付する。 なお、同交付金は、雇用促進融資事業の債権回収及び財投償還のみの経過措置事業(令和19年度終了予定)であるため、経過措置終了までの交付となる。					002548	
		29百万円	28百万円									
達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
3	勤労者財産形成促進制度の利用件数(アウトカム)	-	-	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る	毎年度	7,177,429件	6,884,982件	6,513,225件	6,156,328件	5,766,496件	勤労者財産形成促進制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の利用件数を測定指標として設定し、近年の実績を踏まえた目標値としたものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている。) (出典)金融機関からの勤労者財産形成貯蓄契約等報告及び独立行政法人勤労者退職金共済機構等からの財形持家融資実施件数報告の合計	財産形成促進制度の利用実績は変動幅が大きい点、また民間金融機関を通じて利用されるため金融情勢に左右される点に鑑み、直近5年間の平均の年間変動率を前年度の実績に乗じた数を目標値とする。
						7,107,106件	6,751,767件	6,416,704件	6,043,125件			
4	勤労者財産形成促進制度の周知回数(アウトプット)	-	-	毎年度30回以上	毎年度	-	-	-	-	30回	勤労者財産形成促進制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の周知回数を測定指標として設定したものである。 なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている。) (出典)独立行政法人勤労者退職金共済機構からの報告	過年度実績を踏まえ、設定した中期目標における毎年度の周知実施目標回数を目標値とする。
						-	-	-	-			
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度					令和6年度		
		7,512,788			7,374,813					7,424,329		
施策の執行額(千円)		7,512,788			7,298,918							
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
		-					-			-		
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度					令和6年度		
		7,512,788			7,298,918							
施策の執行額(千円)		7,512,788			7,298,918							
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
		-					-			-		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(IV-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標IV-4-1) 基本目標IV:女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標4:個別労働紛争の解決の促進を図ること</p>		<p>担当 部局名</p>	<p>雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働紛争処理業務室長 吉田 貴典</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)に基づき、個々の労働者と事業主との間の個別労働紛争について、行政による総合的な紛争解決システムとして、都道府県労働局における相談体制を整備するとともに、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんにより、実情に即した簡易・迅速な解決を促進する。</p>									
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>近年、企業的人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等を背景に、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個々の労働者と事業主との間の民事上の個別労働紛争が8年連続25万件を超えるなど高止まりしている(出典:報道発表資料「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況」(令和6年7月12日公表))。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴う。そのため、司法機関との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供することが必要である。</p>									
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>経済社会情勢の変化に伴い、企業組織の再編、企業的人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等を背景として、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加している。民事上の個別労働紛争の解決は、最終的には司法機関の役割であるが、司法機関の利用には労使ともに時間的、経済的負担が伴うほか、継続性が重要な要素となる労働関係においては判定的な処理がなされない場合があることなどから、裁判外紛争処理制度として、国や都道府県など複数の機関がそれぞれの機関の特長に合った機能を持ち、当事者が期待する解決方法に則して選択できる複線的な紛争解決システムを整備することが有効とされている。こうした中で、国においては、労働関係の専門機関としての特長を活かし、①全国の都道府県労働局や労働基準監督署等に設置した総合労働相談コーナーにおいてあらゆる労働相談にワンストップで対応するとともに、民事上の個別労働紛争については、相談内容や相談者の意向に応じて、②都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向性を示唆することにより紛争の自主的解決を促進する助言・指導、③紛争調整委員会のあっせん委員(弁護士等)が紛争当事者の間に入って話し合いによる紛争の自主的解決を促進するあっせん制度を整備することによって、個別労働紛争の実情に即した簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供している。この助言・指導及びあっせん制度の運用に当たっては、紛争の簡易・迅速な解決という本制度に求められる役割を果たすため、処理を迅速に行う必要がある。</p>								
	<p>2</p>	<p>あっせんについては労働者からの申請が多く、相手方となる事業者が参加しない限り合意に至ることが少ないため、参加勧奨等により被申請人の参加率を高める必要がある。</p>								
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>						
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんによる個別労働紛争の簡易・迅速な解決の促進</p>		<p>民事上の個別労働紛争について、司法機関における紛争解決制度よりも簡易・迅速な手続きによって解決を図るといふ本制度に求められる役割を果たすためには、助言・指導及びあっせんの処理を迅速に行うことが必要であるため。</p>						
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>紛争調整委員会によるあっせんの実効性を高めるための被申請人のあっせん参加率の向上</p>		<p>あっせんは、被申請人に参加義務のない任意の制度であるところ、話し合いにより紛争の自主的解決を促進するといふ本制度の実効性を高めるためには、被申請人に対してあっせんの参加勧奨を積極的に行うことにより、被申請人の参加率の向上を図ることが必要であるため。</p>						
	<p>達成目標1について</p>									
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値)</p>					<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
			<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>			<p>令和5年度</p>
<p>○1</p>	<p>-</p>	<p>95%以上</p>	<p>令和6年度</p>	<p>95.0%</p>	<p>95.0%</p>	<p>95.0%</p>	<p>95.0%</p>	<p>95.0%</p>	<p>・ 総合労働相談件数は、民事上の個別労働紛争が8年連続25万件を超えるなど高止まりしており、いじめ・嫌がらせが12年連続相談内容のトップになり、かつその内容も複雑・困難化している。 (参考) 令和2年度実績＝総合労働相談件数約129万件(前年度比8.6%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.9万件(同0.2%減)、助言・指導申出受付件数約9.1千件(同7.5%減) 令和3年度実績＝総合労働相談件数約124万件(前年度比3.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約28.4万件(同1.9%増)、助言・指導申出受付件数約8.5千件(同7.1%減) 令和4年度実績＝総合労働相談件数約125万件(前年度比0.5%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.2万件(同4.2%減)、助言・指導申出受付件数約8.0千件(同5.9%減) 令和5年度実績＝総合労働相談件数約121万件(前年度比3.0%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(同2.2%減)、助言・指導申出受付件数約8.3千件(同4.5%増) ・ このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導がその特長である簡易、迅速な紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点から助言・指導の処理期間を測定指標として定めているものである。</p>	<p>・ 助言・指導は紛争解決手段として簡易・迅速性を特長とした制度であること及び過去の処理実績に鑑み、目標値を「1か月以内の処理割合が95%以上」と設定した。 ・ また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (参考)令和5年度実績値について 分子:助言・指導の処理終了件数のうち1か月以内の処理件数(8,185件) 分母:助言・指導の処理終了件数(8,264件) 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19430.html 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html</p>

2	あっせん手続き終了件数に占める処理期間2か月以内のもの割合 (アウカム)	-	-	90%以上	令和6年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	<ul style="list-style-type: none"> 総合労働相談件数は、民事上の個別労働紛争が8年連続25万件を超えるなど高止まりしており、いじめ・嫌がらせが12年連続相談内容のトップになり、かつその内容も複雑・困難化している。 (参考) 令和2年度実績＝総合労働相談件数約129万件(前年度比8.6%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.9万件(同0.2%減)、あっせん申請受理件数4,255件(同18.0%減) 令和3年度実績＝総合労働相談件数約124万件(前年度比3.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約28.4万件(同1.9%増)、あっせん申請受理件数3,760件(同11.6%減) 令和4年度実績＝総合労働相談件数約125万件(前年度比0.5%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.2万件(同4.2%減)、あっせん申請受理件数3,492件(同7.1%減) 令和5年度実績＝総合労働相談件数約121万件(前年度比3.0%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(同2.2%減)、あっせん申請受理件数3,687件(同5.6%増) このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが、その特長である簡易・迅速な紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点からあっせんの処理期間を測定指標として定めているものである。 	<ul style="list-style-type: none"> あっせんは紛争解決手段として簡易・迅速性を特長とした制度であること及び過去の内容実績に鑑み、目標値を「2か月以内の処理割合が90%以上」と設定した。 また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (参考)令和5年度実績値について 分子:あっせんの終了件数のうち2か月以内の処理終了件数(2,725件) 分母:あっせんの処理終了件数(3,687件) 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19430.html 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html
---	---	---	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---	---

(参考)指標						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由
3	総合労働相談件数 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19430.html 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html					1290782件	1242579件	1248368件	1210400件		指標3～6は、測定指標1・2・7の根拠となる数字であるため、参考指標としている。
4	民事上の個別労働紛争相談件数 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19430.html 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html					278778件	284139件	272185件	266160件		<ul style="list-style-type: none"> 総合労働相談件数 令和2年度・・・1,290,782件 令和3年度・・・1,242,579件 令和4年度・・・1,248,368件 令和5年度・・・1,210,400件 民事上の個別労働紛争相談件数 令和2年度・・・278,778件 令和3年度・・・284,139件 令和4年度・・・272,185件 令和5年度・・・266,160件
5	助言・指導申出件数 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19430.html 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html					9130件	8484件	7987件	8346件		<ul style="list-style-type: none"> 助言・指導申出件数 令和2年度・・・9,130件 令和3年度・・・8,484件 令和4年度・・・7,987件 令和5年度・・・8,346件 あっせん申請受理件数 令和2年度・・・4,255件 令和3年度・・・3,760件 令和4年度・・・3,492件 令和5年度・・・3,687件
6	あっせん申請受理件数 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19430.html 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html					4255件	3760件	3492件	3687件		

達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
(1)	個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)	3,208百万円	3,101百万円	3,084百万円	1.2	全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事上の個別労働紛争、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など労働問題に関するあらゆる相談にワンストップ対応している。また、民事上の紛争については、事案の内容や相談者の意向に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行っている。総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、個別労働紛争を未然に防止するとともに、当事者間で自主的な解決の促進が図られることが見込まれ、また、事案の内容や相談者の意向に応じて、助言・指導、あっせんを行うことで、個別労働紛争の簡易・迅速な解決が促進されることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して働くことができる労働環境の整備に寄与することが期待できる。	002511
		2,870百万円	2,909百万円				
(2)	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進 (令和2年度)	11百万円	4百万円	4百万円	1.2	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、13か国語に対応した電話通訳サービスを設置し、外国人労働者から寄せられる労働問題に関する相談に多言語で対応することにより、外国人労働者が紛争当事者となる個別労働紛争の未然防止と自主的解決の促進に寄与する。	002511
		4百万円	4百万円				

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
達成手段2 (開始年度)	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号		
	執行額	執行額										
7	あっせん手続終了件数に占めるあっせん が開催されたものの割合=参加率(アウト カム)	-	-	50%以上	令和6年度	50%	50%	50%	50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> 総合労働相談件数は、民事上の個別労働紛争が8年連続25万件を超えるなど高止まりしており、いじめ・嫌がらせが12年連続相談内容のトップになり、かつその内容も複雑・困難化している。 (参考) 令和2年度実績=総合労働相談件数約129万件(前年度比8.6%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.9万件(同0.2%減)、あっせん申請受理件数4,255件(同18.0%減) 令和3年度実績=総合労働相談件数約124万件(前年度比3.7%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約28.4万件(同1.9%増)、あっせん申請受理件数3,760件(同11.6%減) 令和4年度実績=総合労働相談件数約125万件(前年度比0.5%増)、民事上の個別労働紛争相談件数約27.2万件(同4.2%減)、あっせん申請受理件数3,492件(同7.1%減) 令和5年度実績=総合労働相談件数約121万件(前年度比3.0%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約26.6万件(同2.2%減)、あっせん申請受理件数3,687件(同5.6%増) このような中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、あっせんの開催率である被申請人のあっせん参加率を測定指標として定めているものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標値については、過去3年(平成24~26年度)のあっせん手続終了件数に占めるあっせんを開催したものの割合(=参加率)(平均53.8%)を踏まえ、「50%以上」と設定した。 また、単年度毎にあっせんの開催件数について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (参考) 令和5年度実績値について 分子: 紛争当事者双方のあっせん参加件数(1,880件) 分母: あっせんの手続終了件数(3,681件) 令和2年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_19430.html 令和3年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00108.html 令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00132.html 令和5年度個別労働紛争解決制度施行状況: https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00165.html
(3)	個別労働紛争対策の推進 (平成13年度) (再掲)	3,208百万円	3,101百万円	3,084百万円	7	全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事上の個別労働紛争、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など労働問題に関するあらゆる相談にワンストップ対応している。また、民事上の紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行っている。総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、個別労働紛争を未然に防止するとともに、当事者間で自主的な解決の促進が図られることが見込まれ、また、事業の内容や相談者の意向に応じて、助言・指導、あっせんを行うことで、個別労働紛争の簡易・迅速な解決が促進されることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して働くことができる労働環境の整備に寄与することが期待できる。					002511	
(4)	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談 コーナーにおける多言語化の推進 (令和2年度) (再掲)	11百万円	4百万円	4百万円	7	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、13か国語に対応した電話通訳サービスを設置し、外国人労働者から寄せられる労働問題に関する相談に多言語で対応することにより、外国人労働者が紛争当事者となる個別労働紛争の未然防止と自主的な解決の促進に寄与する。					002511	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施 予定時期	令和8年度
施策の執行額(千円)		3,219,032			3,104,463			3,087,797				
施策の執行額(千円)		2,878,527			2,912,963							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
		-					-			-		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(V-1-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること (施策目標V-1-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標1:労働力需給のミスマッチの解消を図るため需給調整機能を強化すること	担当 部署名	職業安定局首席職業指導官室 職業安定局人材確保支援総合企画室 職業安定局民間人材サービス推進室 職業安定局需給調整事業課	作成責任者名	首席職業指導官 國分 一行 人材確保支援総合企画室長 井上 英明 民間人材サービス推進室長 吉村 賢敏 需給調整事業課長 中嶋 章浩
施策の概要	<p>【公共職業安定所において個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能を強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の積極的な提供、応募書類作成の助言・指導、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。また、オンラインによる職業相談等も全国で実施。 子育て中の女性等を対象としたマザーズハローワーク等において子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、個々の求職者のニーズに応じた担当者制による一貫したきめ細かな職業相談・職業紹介や仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等を実施。 不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者が、就職から職場定着まで一貫した支援を実施。 求人者に対しては、求人内容の見直し、条件緩和の働きかけ、求人開拓の推進などの、求人者サービスを実施。 <p>【職業紹介事業等及び労働者派遣事業の適正な運営の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業紹介事業や募集情報等提供事業、労働者派遣事業等が適正に行われる、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者、派遣元事業主等への厳正な指導監督を中心として、当該事業に関わる関係者に対する制度周知や指導監督の徹底を図っていく。 労働者派遣制度については、令和3年施行の改正省令及び改正告示により、情報開示の推進、雇用安定措置に係る派遣労働者からの希望の聴取の徹底や教育訓練やキャリアコンサルティングの実施の徹底等の具体的措置を講じている。 また、令和2年4月に施行された平成30年改正労働者派遣法による派遣労働者の処遇改善の状況を把握しつつ、同法の円滑な施行のため、都道府県労働局の相談体制の整備や説明会の実施などに取り組んでいる。 加えて、職業紹介事業や募集情報提供事業については、令和4年職業安定法改正において、求職者が安心して求職活動ができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報取扱に関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」等により、求人メディア等のマッチング機能の向上を図っている。 <p>【民間事業者との連携によるマッチング機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部労働市場の需給調整の担い手である良質な民間人材サービスの育成・活用を進め、ハローワークとの連携によるマッチング機能の最大化を図ることが重要である。 そのため、民間人材サービスの質的向上を図るための事業を行うとともに、医療・介護・保育分野における一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定する制度を実施する。 <p>【根拠法令】 職業安定法(昭和22年法律第141号) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)</p>				
施策を取り巻く現状	ハローワークにおいては、近年、新型コロナウイルス感染症の影響から、求職者が求職活動を控える動きもあり、就職件数が減少している(※1)。一方、ハローワークにおいて求職者ニーズの高い職種・業種等に重点を置いた求人開拓等を実施した結果、新規求人数が持ち直している(※2)。また、オンライン就職支援セミナーの活用やオンライン職業相談など各種の就職支援をオンラインの活用を含めて実施しているところ。 (※1)就職件数 2019年度:1,473,691件、2020年度:1,225,428件、2021年度:1,243,264件、2022年度:1,227,183件 (※2)新規求人数 2020年度:8,771,386件→2022年度:10,528,198件				
施策実現のための課題	1	・ 労働市場のセーフティネットとしての機能として、求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあっせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するため、無料の職業紹介を行わなければならない。 ・ 特に、新型コロナ禍においては、「宿泊業、飲食サービス業」「小売業」などでは、パート・アルバイトとして就労する女性の非正規雇用労働者が多いといった産業特性などを反映し、相対的に女性の非正規労働者に強い影響が生じており、また、女性が不本意に非労働力人口化した状態も続いている。 ・ また、ハローワークにおいては、キャリアコンサルティング機能の強化に向け、求職者の個々の事情に応じた利便性の向上を行う必要があることから、デジタル技術を活用した求職・求人双方へのサービス向上を図る必要がある。			
	2	・ 令和2年に取りまとめた「労働者派遣制度に関する議論の中間整理」において、平成24年・平成27年改正労働者派遣法の制度が全体として概ね定着していると評価された。一方、運用面での課題として、情報開示の推進や派遣労働者のキャリア形成支援の強化などが必要と指摘された。また、同一労働同一賃金については令和2年4月から施行され、制度の理解を深めるため、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者への周知を図っていく必要がある。そのため、引き続き制度周知や指導監督の徹底を図る必要がある。 ・ 募集情報等提供事業等の定義の拡大や、届出制の創設などを盛り込んだ令和4年度改正職業安定法を施行し、その周知に努めている。			
	3	・ 経済のグローバル化や少子高齢化の中で、働き手の数(量)の確保と労働生産性(質)の向上が課題となっている。そのため、卒卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行われることで、官民が連携して、労働市場全体のマッチング機能の強化を推進していく必要がある。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること	労働力需給のミスマッチを解消し、労働市場の機能の円滑化及びその需給調整を推進する必要があるため。		
	目標2 (課題2)	労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること	職業の安定及び派遣労働者の雇用の安定を図るためには、労働者派遣事業及び職業紹介事業等の適正な運営を確保する必要がある。		
	目標3 (課題3)	官民の連携により労働力需給機能を強化すること	求職者の多様なニーズに対応するため、民間人材ビジネスの積極的な活用により、外部労働市場全体としての更なるマッチング機能の強化を図る必要があるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
① 公共職業安定所の求職者の就職率(一般)(アウトカム)	-	-	26.9%	令和6年度	-	-	27.5%	27.5%	26.9%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:就職件数(令和5年度:1,206,179件) ・分母Y:新規求職者数(令和5年度:4,505,837人)	過去3ヶ年の実績(令和3年～令和5年)とこれを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。
2 雇用保険受給者の早期再就職割合(アウトカム)	-	-	33.9%	令和6年度	38.5%	33.4%	33.9%	33.9%	33.9%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:早期再就職者数(※)(令和5年度:467,467人) ・分母Y:受給資格決定件数(令和5年度:1,371,612件) ※早期再就職者数:雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)	過去3ヶ年の実績等(令和3年～令和5年)考慮して設定。
3 公共職業安定所の求人充足率(一般)(アウトカム)	-	-	12.1%	令和6年度	-	-	13.4%	13.4%	12.1%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:充足数(令和5年度:1,213,005人) ・分母Y:新規求人数(令和5年度:10,275,639人)	過去3ヶ年の実績(令和3年～令和5年)とこれを踏まえた今後の見通しを考慮して設定。
達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額	執行額							
(1)	失業給付受給者等就職援助対策費(一)	5.6億円	5.4億円	4.6億円	1,2,3	失業給付受給者等は長年雇用され、求職活動の経験がない者が多いことから、民間事業者等に委託して、求職活動の実施に当たって必要な知識の付与、雇用失業情勢等に対する理解の促進等を図るための就職支援セミナーを実施する。また、求職活動を進める上でストレス状態にあることは好ましくないため、ストレスチェックシート(求職者自身がストレス状態を把握できる)の作成・配付及びメールによる相談を専門的な知識を有する民間事業者等に委託して実施するほか、公共職業安定所において、就職に関連した生活に関する問題について、臨床心理士、弁護士、社会保険労務士など専門家による巡回相談を定期的に実施する。本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。					002514
(2)	職業安定行政推進費(一)	82.0億円	84.8億円	83.2億円	-	職業紹介及び職業相談の円滑な運営を図るために必要な、一般職業相談員の配置及びその他の公共職業安定所等の必要な事務費。					002520
(3)	再就職支援プログラム事業費(平成14年度)	31.1億円	30.9億円	27.7億円	-	全国の主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。					002515
(4)	マザーズハローワーク事業推進費(平成18年度)	39.6億円	40.0億円	42.3億円	1,3	子育て中の女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施するため、マザーズハローワークコーナーを設置し、全国の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供等を行っている。本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。					002513
(5)	ふるさとハローワーク事業推進費(平成20年度)	11.2億円	10.7億円	11.2億円	-	市町村庁舎等を利用し、市町村が住民サービスとして実施する相談・情報提供業務と相まって、国が実施する求人検索機を活用した求人情報の提供、職業相談・紹介等を行うことにより、地域の実情に応じた雇用対策が積極的に実施され、施策目標の達成に寄与する。					002518
(6)	ハローワークにおける職業訓練に係る相談支援及び就職支援のための体制整備(平成21年度)	94.2億円	93.4億円	79.3億円	1,3	ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、以下の業務を実施する。 1. 職業訓練関連情報の収集・提供 2. 求職者に対するキャリアコンサルティング及びジョブ・カード発行、職業訓練へのあっせんの実施 3. 求職者支援訓練受講者に対する就職支援計画の作成 4. 職業訓練受講給付金等の周知、申請書の受理 5. 訓練受講中、訓練終了後の就職支援					002517
(7)	ハローワークシステム運営費(平成23年度)	656.3億円	865.3億円	803.5億円	-	職業安定行政機関で取り扱う求人求職に関するデータを処理し、雇用や職業に関する総合的な情報を求職者、求人者等に提供するとともに、雇用保険に関するデータを処理する等の業務について、迅速かつ的確に行うためにシステム化を行い、利用者の利便性の向上を図ることを目的とし、ハローワークシステムの運営を行う。					002519
(8)	求人確保・求人者指導援助推進費(平成23年度)	39.3億円	38.1億円	39.2億円	1,3	全国の主要な公共職業安定所に求人者支援員を配置し、求人者に対して労働市場や求職者ニーズ、各種助成金制度等に係る情報の提供、求人票の作成指導、求人条件の緩和指導、事業所情報の収集と求職者への提供等の求人充足を図るためのきめ細かな相談・助言を積極的に実施するほか、正社員求人をはじめとする求職者のニーズに応じた求人の確保を積極的に行う。本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。					002521

(9)	一体的実施事業運営費 (平成24年度)	21.8億円 19.9億円	21.3億円 19.4億円	20.9億円	1.2,3	地方自治体との協定に基づき、地方自治体の意向を踏まえながら、国の行う無料職業紹介等の業務と地方自治体の行う福祉、公営住宅、職業能力開発等に関する相談業務等を一体的に行う「一体的実施施設」を設置し、地域の実情に応じた支援を実施する。 また、就職支援セミナー、合同就職面接会等、地域の求職者の就職支援に関する事業を民間団体に委託して実施する。 国・地方・民間が、役割・機能に応じた連携を強化し、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大することで、早期に良質な雇用機会を確保することが可能となり、施策目標の達成に寄与する。	002523
(10)	長期療養者就職支援対策費 (平成25年度)	8.1億円 7.2億円	7.8億円 7.2億円	7.8億円	1.3	公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、以下の業務を実施する。 ・個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介 ・長期療養者の希望する労働条件に応じた求人開拓、求人条件の緩和指導 ・長期療養者の就職後の職場定着の支援 ・がん診察連携拠点病院等への出張相談、労働市場、求人情報等の雇用関係情報の提供 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	002524
(11)	求人・求職情報の提供に関する体制の整備 (平成27年度)	0.3億円 0.2億円	0.3億円 0.1億円	0.3億円	1.3	公共職業安定所への貴金職員の配置等により、求人・求職情報の提供事業に係る以下の業務を実施する。 ・求職者や民間職業紹介事業者等への事業周知 ・利用勧奨、利用希望の確認・利用申請に係る審査業務等の実施 ・ハローワークに苦情受付窓口を設置(提供先には、個人情報管理・苦情処理責任者を設置するよう規約等に規定) 国・地方・民間が、役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図るとともに、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大することで、早期に良質な雇用機会を確保することが可能となり、施策目標の達成に寄与する。	002526
(12)	職場情報総合サイトの運営 (平成29年度)	1.3億円 0.9億円	1.3億円 1.0億円	1.8億円	1.3	・企業の職場情報を求職者等に総合的に提供するためのウェブサイト(職場情報総合サイト)を運営する。 ・既存の事業で提供している職場情報を収集等したうえで、求職者等に対して検索、企業間の比較を容易にする一覧化の仕組みを提供する事を通じ、マッチング機能の強化が図られ、施策目標の達成に寄与する。	002528
(13)	人材確保対策総合推進事業(平成21年度)	44.4億円 39.1億円	44.3億円 42.1億円	48.2億円	1.3	【人材確保対策推進費】 人材不足分野(医療、介護、保育、建設、警備、運輸等)のしごとの魅力発信や理解の促進を図るため、地方自治体・業界団体等の関係機関との連携を強化して、協議会を通じて構築されたネットワークを活用し、関連イベントを積極的に開催するとともに、人材確保支援の総合専門窓口となる人材確保対策コーナーにおいて、求人者への求人充足に向けた助言・指導、求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等のマッチングの支援を実施する。 また、人材不足分野の事業所に対する専門家を活用した職場定着のための雇用管理改善等の支援を強化して、人材確保と雇用管理改善の一体的な支援を促進する。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。	002516
(14)	職業情報提供サイト(job tag)の運営 (平成30年度)	3.4億円 3.1億円	3.4億円 2.9億円	4.1億円	-	人口減少下で安定的な経済成長を実現し、国全体の労働生産性の向上を図るためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、転職・再就職など多様な採用機会を拡大し、転職希望者等が持つ職業スキルや能力等を活かした就職活動や企業の採用活動が行えるよう「職業情報の見える化」を進めるため、職業情報提供サイト(job tag)を運営する。広く求人者・求職者に職業情報を提供することにより、効果的なマッチング機能の強化が図られ施策目標の達成に寄与することが見込まれる。	002529
(15)	就職氷河期支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施 (令和元年度)	17.9億円 15.8億円	19.0億円 17.4億円	19.7億円	-	就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を行っている。本事業を実施することにより、就職氷河期世代の雇用の安定・促進に寄与する。	002530

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
4	説明会等において労働者派遣法等の周知啓発を図った事業所数(アウトプット)	-	-	30,000所以上	令和6年度	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	30,000所以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくため。	説明会等において労働者派遣法等の周知啓発を図った事業所数を指標として選定し、その数が一定以上数となることを目的として、実績等を踏まえて目標値を設定した。
5	派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合(アウトカム)	-	-	95%以上	令和6年度	-	80%以上	90%以上	90%以上	95%以上	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護等を推進していくためには、相談対応の質を維持し続けることが重要であるため、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で、相談者の抱える問題が相談を通じて解決に至った割合について評価することを指標とした。 【参考】実績値の算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:問題解決に至った旨の回答数(令和5年度:25,937件) ・分母Y:相談後のアンケートの回答数(令和5年度:26,189件)	派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの個別の相談の効果について客観的に把握する観点から、相談後の任意の理解度調査において「問題点等が解決した」と回答した割合を目標として設定し、前年度実績(99.0%)を踏まえ、一定の水準として設定した。
6	優良募集情報等提供事業者認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和6年度	-	-	90%以上	90%以上	90%以上	優良事業者認定制度に係る説明会の開催や相談を通じて認定への機運が高まり、事業者が年度内の申請準備を行うと考えられ、また、優良認定を得るために、同制度における認定基準に基づく新たな取組を実施することは、事業の目的である募集情報等提供事業者の事業改善意欲が醸成された状態と考えられることから、これらを把握する観点から「優良認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合」を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:新たな取組を実施した事業者(令和5年度:26者) ・分母Y:優良認定を受けた事業者数(令和5年度:28者)	優良認定を受けた事業者のうち、優良認定を受けることをきっかけとして新たな取組を実施した事業者の割合を指標として選定し、その数が大部を占める一定以上数となることを目的として目標値を設定した。

7	優良募集情報等提供事業者認定を受けることを希望して相談してきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合(アウトカム)	-	-	70%以上	令和6年度	-	-	70%以上	70%以上	70%以上	優良事業者認定制度に係る説明会の開催や相談を通じて認定への機運が高まり、事業者が年度内の申請準備を行うと考えられ、また、優良認定を得るために、同制度における認定基準に基づく新たな取組を実施することは、事業の目的である募集情報等提供事業者の事業改善意欲が醸成された状態と考えられることから、これらを把握する観点から「優良認定を受けることを希望して相談してきた事業者のうち、年度内に認定に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合」を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分子X:年度内に認定に向けた準備を開始していると回答した事業者数(令和5年度:17者) ・分母Y:認定を受けることを希望して相談をした事業者数(令和5年度:19者)	優良認定を受けることを希望して相談をしてきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合を指標として選定し、その多くに当たる一定数以上となることを目的として目標値を設定した。
達成手段2(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
16	労働者派遣事業等の適正な運営の確保に係る経費(旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費)(平成23年度)	24.8億円	23.5億円	24.5億円	4,5	① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施 ・リーフレットによる派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等への周知 ・派遣元事業主、派遣先等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施 ② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化(労働局における相談支援体制の強化)等 以上の事業を実施することにより、説明会等における労働者派遣法の周知啓発を実施する事業所数の増加を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していく。					002522	
17	求人情報提供の適正化推進事業費(平成28年度)	0.2億円	0.2億円	0.3億円	6,7	令和4年度より求職者・求人者が優良な事業者を認識できるようにするとともに、優良な事業者の利用を促進するため、一定の基準を満たす募集情報等提供事業者を優良事業者として認定する。 当事業を実施することにより、優良な募集情報等提供事業者の利用促進に資するとともに、募集情報等提供事業者の事業改善意欲の醸成による業界全体の質的向上並びに求職者の雇用の安定を図る。					002527	
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	目標値	年度ごとの実績値					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
8	不安定就労者再チャレンジ事業の支援対象者の期間の定めのない雇用での就職率(アウトカム)	-	-	-	60%以上	40%以上	54.8%以上	-	-	本事業は、民間事業者のノウハウを活かし、就職氷河期世代の不安定就労者を安定就職につなげることを目的としていることから、支援対象者の期間の定めのない雇用での就職率を目標として設定した。 【※本指標は令和4年度まで】 〔「不安定就労者再チャレンジ事業」は令和5年度においては新たに支援は開始せず、令和3年度、令和4年度に就職した者の定着支援のみを行い、令和5年度をもって終了〕		-
達成手段3(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
18	優良な民間人材サービス事業者の育成促進事業(平成26年度)	1.7億円	1.7億円	1.5億円	-	① 一定の基準を満たす事業者を優良派遣事業者として認定することにより、民間人材サービスの質的向上を図る。 ② 一定の基準を満たす事業者を職業紹介優良事業者として認定することにより、民間人材サービスの質的向上を図ること及び医療・介護・保育分野における一定の基準を満たす適正な事業者を認定する制度を実施することにより、求人者が適正な事業者を選択できるようにする。 ③ 新規参入を行う製造請負事業者への技術的助言並びに請負事業の適性化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業者を認定する制度を実施する。 ④ 職業紹介事業の適正な実施を推進するため、国外にわたる職業紹介を含む外国人材の職業紹介の事例や実態を踏まえ、時宜にかなった課題及び対応の教材を開発し、講習を実施することにより、職業紹介事業所が外国人材に係る職業紹介を円滑且つ適正に行えるようにする 以上の事業を通じて、業界の質的向上が図られることにより、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保に寄与する。					002525	
19	不安定就労者再チャレンジ支援事業(令和2年度)	19.1億円	3.9億円	-	8	特に就職氷河期世代の多い地域において、成果連動型の民間委託により就職氷河期世代の教育訓練、職場実習、面接対策といった就職支援を行い、安定就職につなげる事業。 【※本事業は令和5年度まで】					-	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度	
		80,529,504			89,171,264			86,515,452				
施策の執行額(千円)		72,704,708			82,523,690							
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-				-		-				

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(V-2-1))

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、より良質な雇用を創出、人材確保・定着を支援するとともに雇用の安定を図ること(施策目標V-2-1)</p> <p>基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標2:社会・経済状況の変化に対応しつつ、より良質な雇用を創出、人材確保・定着を支援するとともに雇用の安定を図ること</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>職業安定局 人材確保支援総合企画室 雇用開発企画課 雇用保険課 地域雇用対策課 労働移動支援室 建設・港湾対策室 外国人雇用対策課 民間人材サービス推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>人材確保支援総合企画室長 井上 英明 雇用開発企画課長 渡辺 正道 雇用保険課長 岡 英範 地域雇用対策課長 福岡 洋志 労働移動支援室長 秋山 雅紀 建設・港湾対策室長 島田 博和 外国人雇用対策課長 川口 俊徳 民間人材サービス推進室長 吉村 賢敏</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化が進み、人口減少局面に入っている我が国の経済社会情勢の中、人手不足の問題が顕在化するとともに、地域における安定した雇用の創出等が課題となっている。これらの問題に対して、①地域、②中小企業、③産業というそれぞれの観点から、施策を実施している。 ・ また、業種・地域・職種を越えた再就職等を促進している。 <p>【1. 地方創生に向けた地域雇用対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な施策として、地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策と連携を図りつつ、地域における良質な雇用の実現を図る取組を実施する都道府県を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」を実施している。 <p>【2. 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業団体(事業協同組合等)が、構成中小企業者のために人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合や、事業主が生産性向上に資する人事評価制度を整備して生産性の向上、賃金アップ及び離職率低下を実現した場合等について、雇用関係助成金(※1)により支援している。なお、こうした助成金は平成30年度から、雇用管理改善に資する助成金を整理統合して、「人材確保等支援助成金」として実施している。 ※1 雇用保険二事業に係る保険料を原資として事業主に支給されるもの。 <p>【3. 産業構造の変化や景気変動等に対応した雇用対策(雇用の維持と労働移動の円滑化)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用調整助成金について、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を実施し、事業主の雇用維持の取り組みを支援してきたが、感染状況を踏まえ令和5年度より通常制度に移行した。また、令和6年度より、休業よりも教育訓練による雇用維持を選択しやすくなるよう制度を改正したところ。引き続き景気変動等の影響による労働者の失業予防に取り組む。 ・ 雇用情勢や産業構造の変化を踏まえた労働移動の円滑化を図るため、転職・再就職支援のための助成金を支給している(早期再就職支援等助成金)ほか、正規雇用労働者の中途採用比率の公表義務付け等を行っている。 ・ 産業雇用安定助成金について、労働者のスキルアップを在籍型志向により行うとともに、出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた場合に、労働者を送り出す事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成するほか、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うために必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援する。加えて、経過措置として新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型志向により労働者の雇用を維持する場合等に、一定の助成を行う。 ・ 労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による労働移動に関する情報提供・相談等をおこなう産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化している。 ・ コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援事業(求職者支援制度の拡充等)の支援を行うことで、伴走型の支援を提供する。 				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>労働供給制約が加速的に強まり、あらゆる分野で人手不足が進行する中、人材確保に苦慮する事業主等が増加し、人手不足に対する企業の動向調査(帝国データバンク、2024年4月分)によれば、正社員の人手不足企業の割合は51.0%、非正社員でも30.1%が人手不足と回答している。また、同社による全国企業倒産集計では、離職や採用難等により人手を確保できず、業績が悪化したことが要因となって倒産する事業所も2013年1月に集計開始以来増加しているという現状がある。</p> <p>また、中小企業者の中には、自力で実施することは困難である等の理由で、人材確保に有用であると理解していても、労働環境向上に取り組むことができない事業所も存在していることが課題となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置により広く利用されたが、令和5年度から通常制度に移行したことにより、現在は利用者が減少傾向にある。 ※令和2年度の支給決定件数は2,967,401件、令和3年度の支給決定件数は、3,126,547件、令和4年度の支給決定件数は1,788,694件、令和5年度の支給決定件数は180,995件。 ・ 早期再就職支援等助成金の支給決定人数は、令和2年度から令和3年度にかけては、人手不足分野である医療・福祉分野での活用が進んだこと等により増加したが、令和4年度以降は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えて段階的に事業活動が再開され、再就職援助計画の対象者が減少したことから、減少傾向が続いている。 ※労働移動支援助成金の令和2年度の支給決定人数は2,014人、令和3年度の支給決定人数は3,223人、令和4年度の支給決定人数は2,675人、令和5年度の支給決定人数は1,414人。 				
<p>施策実現のための課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における人口流出や少子高齢化といった課題に対し、地方創生の観点から、地域に魅力のある仕事をつくとともに、そこに必要な人材の育成等を推進する必要がある。 2 雇用創出の中核的な担い手である中小企業等では、採用意欲があらながら人材が確保できない等の雇用管理上の課題を抱えており、人材不足が顕著となっている。この解消のためには、現在就業している従業員の職場定着を高めるなど、雇用管理改善の取組を通じた、「魅力ある職場づくり」を推進する必要がある。 3 今後大幅な需要拡大が見込まれる看護、介護、保育分野といった社会保障関係分野や、技能労働者の入職が減少傾向にある建設分野をはじめ、各産業分野において人材不足問題が深刻化している。介護事業所の雇用管理責任者について、雇用管理責任者の講習を受講した事業所では雇用管理責任者の選任割合が高いが、全事業所ベースでは低い状態が続いている。 4 産業構造の変化等に伴い、人材を必要とする成長産業等への人材移動が可能な労働市場を実現するとともに、景気変動等の影響による労働者の失業を予防する必要がある。 				

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	地方公共団体による産業政策と一体となった雇用創出の取組を支援する等により、地域における安定した雇用の創出等を進める。	地域に魅力ある仕事をつくとともに、そこに必要な人材の育成等を進めていくためには、各地域の創意工夫を活かした取組等を支援することが必要となるため。
	目標2 (課題2)	中小企業事業主等を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を促進させ、人材不足の解消を図る。	中小企業等における人材不足を解決するためには、中小企業等における雇用管理改善の取組みを通じて「魅力ある職場づくり」を創出し、現在就業している従業員の職場定着を高める必要があるため。
	目標3 (課題3)	人材不足分野の事業主を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を高めるとともに、人材の確保を進める。介護事業所において雇用管理に責任を有する者を対象に、雇用管理全般について講習を実施することにより、雇用管理責任者選任の働きかけを行う。	人材不足分野において職場定着を高め、効果的に人材確保対策を実施するためには、事業主等を対象とした雇用管理改善等の魅力ある職場づくりの取組支援が必要であるため。雇用管理責任者選任の事業所の方が離職率が低い傾向にあり、雇用管理責任者選任の働きかけを行う取組支援が必要であるため。
	目標4 (課題4)	労働者の転職・再就職支援、向・移籍支援の強化等により、事業規模の縮小等の際の離職を余儀なくされる方を含めた労働者の転職・再就職を援助・促進するほか休業等による雇用維持を支援する。	成長分野等への人材移動を進めるためには、離職を余儀なくされる方を含めた労働者の転職・再就職支援や向・移籍支援に取り組む必要があるため。また、景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の労働者の失業を防止する必要があるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度		年度ごとの実績値							
	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
① 地域活性化雇用創造プロジェクト事業を利用した求職者の正社員就職件数及び事業を利用した事業所における正社員等雇入れ数(アウトカム)	-	-	7,128人	令和6年度	5,351人	6,761人	6,256人	7,207人	7,128人	国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県を支援する本事業は、地域における良質な雇用の創出・確保の推進に資するため、当該事業における正社員就職件数等を指標として設定した。	各地域の事業実施による正社員等雇入れ数は、地域雇用の現状や課題、地域の関係者の意見、費用対効果等を勘案し事業実施地域が提案したものを、外部の有識者で構成される評価・選定委員会において妥当性を判断した上で設定した。
達成手段1 (開始年度)	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1) 通年雇用助成金(昭和43年度)	45.9億円	34.4億円	30.9億円	-	北海道、東北地方等の気象条件の厳しい積雪寒冷地(13道県)において、季節的業務に従事する労働者を通年雇用した事業主に対して、対象期間(12月16日～3月15日)に支払った賃金を3年間助成(助成率:1年目2/3、2年目以降1/2)するほか、その雇用する労働者について休業により一時的な雇用調整を行う場合に必要経費の一部(休業助成)、新分野に進出するための施設整備に要した経費の一部(新分野進出助成)又は民間訓練機関等への委託による講習等を受講する上での必要経費の一部(職業訓練助成)について助成し、季節労働者の通年雇用化を促進するものである。通年雇用助成金により、季節的業務に就く者(季節労働者)の通年雇用が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					002537	
(2) 沖縄離職者雇用対策費(昭和47年度)	0.02億円	0.02億円	0.02億円	-	沖縄県内における若年者の雇用失業情勢の改善を図るため、高校生等を対象とした合同就職面接会、県外就職情報の提供等の実施、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。沖縄離職者雇用対策を実施することにより、沖縄県外への就職希望者や高校生等の就職の促進がなされるとともに、沖縄失業者求職手帳所持者の再就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					002532	
(3) 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)(平成19年度)	0.3億円	0.3億円	0.3億円	-	沖縄県において、300万円以上の事業所の設置・整備を行い、県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、当該雇用した者に支払った賃金に相当する額の一定割合を1年間(雇い入れた求職者の定着が特に優良であるなどの場合は、2年間)助成する(6ヶ月ごとに支給)。また、若年求職者に加え沖縄県内に居住する新規学卒者を雇入れた中小企業の事業主については、当該新規学卒者に支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する。地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)により、沖縄県内に事業所を設置又は整備した事業主による沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					002535	
(4) 季節労働者通年雇用促進等事業費(平成19年度)	8.7億円	8.7億円	8.6億円	-	季節労働者の通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策の計画の中から、通年雇用の効果が高いものを選定し、当該協議会に事業を委託するほか、季節労働者に対し、ハローワークが提供し得る多様な手段を総合的に活用しながら、担当者制による個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した就労支援を行う。季節労働者通年雇用促進等事業により、季節労働者の通年雇用化が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					002541	
(5) 沖縄早期離職者定着支援事業(平成20年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	-	沖縄県内で特に若年者の離職率が高く、職場定着に課題を有する業種の業界団体等を対象に、若年者の職場定着に有効な仕組み(業界内の資格制度やメンター制度、人事評価制度等)の導入、定着させることを内容とするセミナーやコンサルティング等のサポート業務を、ノウハウを有する民間企業に委託する。沖縄早期離職者定着支援事業の実施により、沖縄県内の若年者の職場定着が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					002532	
(6) 地方就職希望者活性化事業費(平成21年度)	6.2億円	6.6億円	6.4億円	-	地方就職を就職活動の選択肢のひとつとして普及させるとともに、地方就職を希望する者を支援するため、以下の事業を実施する。 ① 東京圏・大阪圏の若年者等に対して、地方就職に役立つ情報等の提供、セミナー等の実施により、潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、動機付けを行った上で、ハローワークへ誘導する。 ② 飯田橋・難波のハローワーク等に地方就職支援コーナーを設置するとともに、都市部のハローワーク等に職業相談員等を配置し、地方就職希望者へのきめ細かな支援を行う。また都市部・地方の労働局が連携し、都市部において合同就職面接会を開催する等、ハローワークの全国ネットワークを活用した地方就職の実現を図る。地方就職希望者活性化事業を実施することにより、地方就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					002542	

(7)	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) (平成25年度)	11.8億円	9.7億円	8.7億円	-	同意雇用開発促進地域(※1)及びその他の雇用開発が必要な地域(※2)内で事業所の設置・整備を行い、当該地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して助成(1年ごとに3回の支給)。 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)により、雇用開発促進地域内等で事業所の設置又は整備を行う事業主による地域求職者等の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 ※1 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域であって都道府県が策定する「地域雇用開発計画」に定められた地域(厚生労働大臣の同意が必要) ※2 人口の減少又は地理的条件により事業所の設置・整備が特に困難であるため雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であって厚生労働大臣が指定する地域(過疎等雇用改善地域)特定有人国境等離島地域(特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島)及び能登6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)。	002535
		8.2億円	4.7億円				
(8)	福島避難者帰還等就職支援事業 (平成25年度)	4.2億円	3.5億円	3.3億円	-	福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第78条、第129条及び130条の規定により、福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者(その避難している地域に住所を移転した者を含む。)の避難先での就職支援等を行うとともに、福島への帰還・就職が円滑に進むよう、就職支援体制の整備を図るための事業。 本事業では、避難解除区域等に帰還を希望する者等の雇用の安定に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会に委託して、各種相談、就職支援セミナー等を実施する福島雇用促進支援事業のほか、大都市圏(東京、大阪)及び避難者が多い地域(宮城、山形、埼玉、新潟)に、職業生活を送る上で生ずる諸問題についての相談・助言を行うための福島就職支援コーナーを設置する福島帰還希望者就職支援事業、さらに協議会や福島就職支援コーナーと連携し、福島県内の雇用創出の取組みを総合的に支援する就職支援コーディネーターを福島労働局に配置する福島雇用創出総合支援事業を行うことにより、原子力災害の影響により避難している者等の福島への帰還・就職が進むよう、きめ細かな支援を行う。 また、避難先及び避難元(帰還地域)のハローワークにおいて、職業相談員を配置し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施するとともに、子育て中の求職者に対して、個々の希望に応じた就職を支援するため、福島県内の避難先に設置されているマザーズハローワーク事業の運営体制を強化する福島避難者等就職支援事業を実施する。 これらの事業により、福島への帰還・就職が図られ、原子力災害の影響により避難している者等の就職の促進、雇用の安定が図られていることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002554
		4.0億円	3.4億円				
(9)	地域活性化雇用創造プロジェクト (平成28年度)	59.6億円	52.7億円	53.3億円	1	① 地域活性化雇用創造プロジェクト 国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県に対して補助を行う(実施期間最大3年間、補助率8割)。事業を選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施する。 ② 地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業(経過措置) 地域活性化雇用創造プロジェクトに参加し、融資期間内に一定数以上雇用を増加することを目的とした事業を実施する企業に対し、金融機関に当該融資に係る利子補給(支給期間最大5年間、支給率最大1.0%)を行う。 地域活性化雇用創造プロジェクト等により、都道府県において、雇用創出・確保効果が高い事業を支援することで、安定的な正社員雇用の創出・確保が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002555
		38.2億円	39.2億円				
(10)	地域雇用活性化推進事業 (令和元年度)	13.4億円	12.3億円	11.8億円	-	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。 地域雇用活性化推進事業により、当該地域の取組を支援することで、「魅力的な雇用」や「それを担う人材」の確保が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002558
		8.8億円	8.9億円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和5年度	令和6年度
○2 人材確保等支援助成金に係る 中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率 (アウトカム)	-	70.0%	令和6年度	35.0%	35.0%	70.0%	70.0%	70.0%	施策目標の達成手段である人材確保等支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 事業協同組合等の構成員である中小企業者の求人数(令和5年度: 1,998人) ・分子X: 求人充足数(令和5年度: 1,286人)	目標値については、引き続き、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率70%に設定した。(R5年度実績64.4%を考慮)	
				76.0%	72.3%	55.4%	64.4%				
3 【令和2年度】 人材確保等支援助成金に係る 人事評価改善等助成コースの制度整備助成金の支給を受けた事業主の事業所における支給後6か月後の労働者の定着率が前年同期に比べ改善した事業所の割合(アウトカム) 【令和3年度以降】 人材確保等支援助成金に係る 人事評価改善等助成コースの支給を受けた事業主の事業所における支給後6か月後の労働者の定着率(アウトカム)	-	90.0%	令和6年度	90.0%	90.0%	-	-	90.0%	施策目標の達成手段である人材確保等支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり(令和3年度～)。算出式X/Y ・分母Y: 人事評価制度の対象となる労働者数(令和3年度: 1,422人) ・分子X: 支給決定6か月後の労働者数(令和3年度: 1,270人) ※人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)は令和3年度末をもって受付休止し、令和6年4月1日より受付再開した(このため、令和4年度及び令和5年度の目標値及び実績値は無し)。	本助成金(人事評価改善等助成コース)の活用により事業所における離職率の改善が図られたかを確認するため、本助成金の支給を受けた事業主における支給後6か月後の労働者の定着率を目標とし、受付休止前(令和3年度)の目標と同水準の90%以上に設定する。	
				89.8%	89.3%	-	-				

4	【令和3年度】 人材確保等支援助成金に係る 外国人労働者就労環境整備助成コ ースの支給を受けた事業主の事業所 における令和4年4月末時点の外国人労働 者の定着率(アウトカム)	-	-	90.0%	令和6年度	-	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	<p>施策目標の達成手段である人材確保等支援助成金の目標が達成され ているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥 当であるため。</p> <p>【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり(令和4年度～)。算出式 X/Y ・分母Y:対象外国人労働者数(令和5年度:1人) ・分子X:支給後6ヶ月後の対象外国人(令和5年度:1人) ※令和3年度は支給実績が無かったため、実績値無し。</p>	<p>・ 本助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)の活用により事 業所における外国人労働者の定着が図られたかを確認するため、外 国人労働者の定着率を目標とする。なお、他コースについて設定され ている目標を考慮すれば、本来「支給後6か月後」の定着率を目標と することが適当であるものの、令和3年度中の支給決定は最速でも令 和4年2月以降となり評価までの期間が6か月に満たないことから、令 和3年度については「令和4年4月末時点」の定着率を目標とした。令 和4年度以降については平準化して「支給後6か月後」の定着率を目 標として設定した。</p> <p>・ 目標値については、外国人労働者の離職率等を踏まえて設定し た。</p>
	【令和4年度以降】 人材確保等支援助成金に係る 外国人労働者就労環境整備助成コ ースの支給を受けた事業主の事業所 における支給後6か月後の外国人労働 者の定着率(アウトカム)	-	-	100.0%	100.0%							
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
5	人材確保等支援助成金に係る中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中 小企業者の本事業終了時における求人充足数	672	596	98	1,286	達成目標2である「中小企業事業主等を対象とした雇用管理改善等の取組支援により、職場定着を促進させ、人材不足の解消を図る。」につ いては、指標2にある「中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率」を測 定指標として設定し、目標を達成しているかの判断を行っているところだが、実数である求人充足数について参考指標とすることで、達成目標2 の達成度合いをより正確に把握することができると考えるため設定した。						
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(11)	人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース等) (平成25年度)	19.6億円	40.3億円	34.9億円	2	(中小企業団体助成コース) 改善計画の認定を受けた中小企業団体(事業協同組合等)が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給する。	002552					
		20.8億円	14.9億円					(人事評価改善等助成コース) 生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上、賃金アップ及び離職率の低下を実現した場合に助成する。				
(12)	人材開発支援助成金 (人材育成支援コース・教育訓練休暇 等付与コース・人への投資促進コース・ 事業展開等リスクリング支援コース) (平成13年度)	698.3億円	657.8億円	644.8億円	-	雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、 当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する。	002628					
		167.3億円	213.7億円									
(13)	船員雇用促進対策事業費補助金 (平成21年度)	0.9億円	0.9億円	1.0億円	-	技能訓練事業 (公財)日本船員雇用促進センターが雇用船員に対して行う技能訓練事業に対して補助を行うもの。 ①船舶職員養成訓練 ②タンカー研修 ③無線関係養成訓練 ④免許講習 船員の雇用の促進と安定を図る事業を行うことを目的とする(公財)日本船員雇用促進センターに対し、雇用船員の知識又は技能の習得及び向上を図るために必要 な技能訓練を実施する事業に対し補助を行う。	002546					
		0.9億円	0.9億円									
(14)	人材確保等支援助成金(外国人労働 者就労環境整備助成コース) (令和2年度)	0.1億円	-	-	4	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)に取り組む事業主に対し、その経費の一部を助成するものであり、本助成金を通じて外 国人労働者の職場定着に寄与する。 (※令和5年度から「(15)雇用・適正就労対策推進費」に統合)	-					
		0.1百万円	-									
(15)	雇用・適正就労対策推進費 (平成5年度)	-	13.9億円	14.1億円	4	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①外国人労働者の日本での適正就労や雇用管理の改善を図るため、外国人雇用管理指針の内容や外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導 等を行うとともに、事業主による雇用管理改善の取組に対して人材確保助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)を支給することで、外国人労働者の職場定着 の促進を図る。 ②外国人雇用に関して採用ノウハウの不足や受入手続き等の不安を課題とする事業主も多いことから、指針上選任が求められている雇用労務責任者にかかる講習 を実施することにより、雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図る。 (※令和5年度以降、「(14)人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)」が統合)	002584					
		-	12.0億円									

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	年度ごとの実績値							
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
⑥ 人材確保等支援助成金に係る介護福祉機器助成コースの支給を受けた事業主の事業所における支給後6か月後の労働者の定着率(アウトカム)	-	-	90.0%	令和5年度	80.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	※介護福祉機器助成コースは令和5年度限りで新規受付を終了。(本指標は令和5年度まで) 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 機器を導入した日の属する月の前月末に在籍していた介護労働者数(令和5年度: 497人) ・分子X: 支給決定6か月後の労働者数(令和5年度: 432人)	-
⑦ 人材確保等支援助成金の「建設キャリアアップシステム等普及促進コース」及び「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)」(※)の支給を受けた中小建設事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率(アウトカム)	-	-	96%	令和6年度	96%	96%	95%	96%	96%	施策目標の達成手段である建設事業主等に対する助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 助成金の対象となった事業または制度の開始時点の調査対象事業所が直接雇用する雇用保険一般被保険者の数(令和5年度: 1,604人) ・分子X: 分母(Y)から本助成金の支給決定後6ヶ月の間に調査対象事業所を離職した数を差し引いた数(令和5年度: 1,552人)	本助成金により中小建設事業主の事業所における雇用の安定等が向上したことを客観的に把握する観点から、本助成金の支給を受けた中小建設事業主の事業所における支給後6ヶ月後の定着率を過去3カ年の実績の平均を踏まえ96%以上と設定する。
⑧ 雇用管理責任者を選任している介護分野の事業所の割合(アウトカム)	-	-	50%	令和8年度	50%	50%	50%	50%	50%	雇用管理責任者を選任している事業所は、選任していない事業所に比べ離職率が低い傾向にあり、雇用管理改善の各種と取組を実施している割合も高い。 そのため、雇用管理責任者を中心とした介護事業所における雇用管理改善等を進める観点から、その選任割合を測定指標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 「介護労働実態調査」回答事業所(令和5年度: 8,990事業所) ・分子X: 分母(Y)のうち「雇用管理責任者を選任している」と回答した事業所(令和5年度: 2,584事業所)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条に基づき策定した「介護雇用管理改善等計画」(令和3年厚生労働省告示第117号)において、計画期間(令和3年度～令和8年度)中に達成すべき到達目標を「50%以上」を目標としていることから、同数値の目標を設定している。
⑨ 雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した事業所の割合(アウトカム)	-	-	80%	令和8年度	80%	80%	80%	80%	80%	雇用管理責任者が選任され雇用管理責任者が雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得することで、事業所における雇用管理改善が推進されるとともに、介護人材の確保につながると考えられることから、雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した割合を測定指標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 講習受講前に雇用管理責任者を選任していなかった事業所数(令和5年度: 3,372事業所) ・分子X: 分母(Y)のうち講習受講後に雇用管理責任者を新たに選任した事業所数(令和5年度: 2,957事業所)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条に基づき策定した「介護雇用管理改善等計画」(令和3年厚生労働省告示第117号)において、計画期間(令和3年度～令和8年度)中に達成すべき到達目標を「80%以上」を目標としていることから、同数値の目標を設定している。
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
10 介護労働者の採用率			介護労働者の採用率	16.2%	15.2%	16.2%	16.9%			介護労働者の人材確保を進める上で、入職状況及び離職状況を把握することは参考となるため、指標として設定した。 なお、参考指標10及び11については、公益財団法人介護労働安定センターが実施した「介護労働実態調査」によるもの。訪問介護員及び介護職員の2職種計の数値である。	
11 介護労働者の離職率(全産業平均との比較)			介護労働者の離職率	14.9%	14.3%	14.4%	13.1%			令和5年度調査は、調査対象事業所17,115事業所のうち、有効回答数9,077事業所、労働者調査回答数20,699人。 全産業平均は、雇用動向調査結果を用いている。	
12 雇用管理責任者講習に関する実施状況			受講事業所数	4,138事業所	5,959事業所	5,795事業所	6,308事業所			雇用管理責任者の選任を促進する上で、選任の契機となる雇用管理責任者講習の受講事業所数及び受講者数を把握することは参考となるため、指標として設定した。	
			受講者数	4,667人	7,092人	6,513人	7,251人			(注)数値は、把握可能な年度のみ記載。	

達成手段3 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(16)	介護労働者雇用改善援助事業等交付金事業 (平成4年度)	5.3億円	5.5億円	5.9億円	-	本事業は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第23条に基づき、厚生労働大臣によって指定された(公財)介護労働安定センターが介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談援助、介護労働の実態等の把握等の雇用安定事業関係業務を実施するための費用を交付するものである。 介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対する雇用管理の改善等を通じて、介護労働者等の職業の安定や福祉の増進等に資することを目的とし、そのために必要な事業を実施することで介護事業主への支援を行うことにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002547
		5.3億円	5.5億円				
(17)	港湾労働者就労確保支援事業費 (平成11年度)	1.4億円	1.4億円	1.4億円	-	①港湾労働者に対する各種講習 ②港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助 我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理の改善が急務になっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。	002544
		1.4億円	1.4億円				
(18)	港湾労働者派遣事業対策費 (平成12年度)	2.4億円	2.4億円	2.7億円	-	①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等 ②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助) 港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。	002545
		2.4億円	2.4億円				
(19)	建設労働者雇用安定支援事業費 (平成16年度)	1.1億円	1.3億円	1.3億円	-	人手不足分野の一つである建設業において、以下の取組を実施することにより、建設労働者の雇用環境が改善され、また若年者の入職促進が図られるので、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 ①雇用管理研修の実施 ②需給調整システムに係る講習会等の実施 ③若年者一建設業界の「つなぐ化」	002543
		0.9億円	1.1億円				
(20)	農林漁業就職総合支援事業 (平成25年度)	6.5億円	6.2億円	5.9億円	-	・都道府県労働局に相談員を配置し、農林水産省等関係機関と連携しつつ、求人情報や各種関連情報の収集・管下ハローワークへの情報提供、合同就職面接会等を実施するとともに、農林漁業が盛んなハローワーク等に農林漁業就職支援コーナーを設置し、専門的な情報を提供。 ・農林業への就業・職場定着を促進するため、農業法人や林業事業者に対する雇用管理改善に関する相談・助言等を行うとともに、林業就業希望者に対し、林業就業に係る基本的知識の付与や実習を行う林業就業支援講習を実施。 本事業の実施により、農林漁業への就業を希望する者の就業と職場定着が促進され農林業等の労働力が確保されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002550
		2.8億円	5.3億円				
(21)	介護雇用管理改善等対策費 (平成23年度)	2.9億円	2.6億円	2.4億円	8.9	・介護事業所における雇用管理責任者に対して、介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等の雇用管理全般についての講習を実施する。 ・介護離職率が全国平均を上回る都道府県において民間団体等に委託して、地域ネットワーク・コミュニティ支援による地域ぐるみでの雇用管理改善にかかる事業を実施する。 以上の事業を通じ、介護労働者の雇用管理の改善や人材確保・職場定着に資する事業を実施し、介護労働者の労働環境整備を図ることにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002549
		1.9億円	1.8億円				
(22)	人材確保等支援助成金 (介護福祉機器助成コース) (平成25年度)	5.0億円	4.7億円	1.1億円	6	(介護福祉機器助成コース) ※令和6年3月31日限りで新規受付を終了。 介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器を導入等を通じて従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。 【目標達成助成】 ・計画終了1年後の離職率低下目標の達成(導入費用の20%(賃金要件を満たした場合は35%、上限150万円))	002552
		2.2億円	0.2億円				
(23)	建設事業主等に対する助成金 (平成30年度)	68.4億円	76.4億円	72.3億円	7	・建設事業主から特別に附加徴収した雇用保険料(1/1,000)を財源として、技能向上や雇用管理改善制度の導入、若年者及び女性に魅力ある職場づくり等の取組を行う事業主等に対する助成制度として、トライアル雇用助成金、人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金の中で、支援メニューを設けている。	002551
		57.6億円	59.8億円				

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
13 早期再就職等支援助成金(再就職支援コース)の対象となった者のうち3か月以内で再就職を果たした者の割合(アウトカム)	-	-	85.8%	令和6年度	63%以上	67%以上	73%以上	79%以上	85.8%以上	施策目標の達成手段である早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)(※)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 ※令和6年度から助成金の名称が変更(～令和5年度:労働移動支援助成金(再就職支援コース))。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:労働移動支援助成金(再就職支援コース)の対象となった者の数(令和5年度:25人) ・分子X:労働移動支援助成金(再就職支援コース)の対象となった者のうち3か月以内で再就職を果たした者の数(令和5年度:22人)	早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)は、再就職援助計画の対象となった者等が円滑に再就職を果たし、失業なき労働移動を実現することを目的としていることから、支給対象となる離職後6か月(45歳以上は9か月)以内の再就職を実現した者に対する3か月以内の早期再就職者の割合を目標とした。令和6年度の目標値については、過去3年間の平均実績(85.8%)を踏まえて設定した。
					67.7%	87.9%	81.5%	88.0%			
14 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)の対象となった者の助成金支給6か月後の定着率(アウトカム)	-	-	90%	令和6年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	施策目標の達成手段である早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)(※)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 ※令和6年度から助成金の名称が変更(～令和5年度:労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース))。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の支給決定後6か月が経過している者の数(令和5年度:680人) ・分子X:労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の支給決定後6か月が経過している者のうち6か月経過時点で在職している者の数(令和5年度:614人)	早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)は、再就職援助計画の対象となった者等が早期に安定した再就職を実現することを目的としていることから、本コースの対象となった者の助成金支給6か月後の定着率を目標とした。令和6年度の目標値については、過去3年間の平均実績を踏まえ昨年度と同値を設定した。
					88.0%	87.9%	97.0%	90.3%			
15 前年度に早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)に係る中途採用計画の届出を行った事業所のうち、実際に中途採用の拡大を図った事業所の割合(アウトカム)	-	-	36.1%	令和6年度	80%	53.1%	53.1%	39.2%	36.1%	施策目標の達成手段である早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)(※)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。 ※令和6年度から助成金の名称が変更(～令和5年度:中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース))。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:前年度に中途採用計画を提出した事業所(令和5年度:102事業所) ・分子X:実際に中途採用の拡大を図ることで支給に至った事業所数(令和5年度:27事業所)	早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)は事業主における中途採用の拡大を図ることを目的としており、本コースを利用するに当たり事業主に事前に提出を求めている「中途採用計画」が確実に実行されることが中途採用の促進につながることから、令和5年度に中途採用計画を認定した事業所のうち、実際に中途採用の拡大を図った事業所の割合を目標とした。令和6年度の目標値については、過去3年間の平均実績(36.1%)を踏まえて設定した。
					36.0%	44.7%	37.0%	26.5%			
16 転職入職率(アウトカム)	-	-	9.0%	令和6年度	-	-	9.0%	9.0%	9.0%	雇用情勢の産業構造の変化を踏まえた労働移動を円滑に進めていく必要があり、常用労働者に対する転職入職者数の割合によって、その取組の進捗度合いを把握するため、測定指標として選定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:1月1日現在の常用労働者数(令和5年度:51,847.9千人) ・分子X:転職入職者数(令和5年度:5,409.9千人) (出典)雇用動向調査(厚生労働省)	内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとして設定されている目標水準に基づき設定した。
					9.2%	8.7%	9.7%	10.4%			
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
17	雇用調整助成金の延べ支給決定件数				2,967,401件	3,126,547件	1,788,694件	180,995件		経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業主の雇用維持の取り組みを支援していく必要があり、事業主に対して、休業手当に係る費負担相当額の一部を助成する雇用調整助成金の支給決定件数によって、その取組の進捗状況を適切に把握するため、参考指標として選定した。	
18	産業雇用安定助成金の出向計画届受理件数(労働者ベース)					12,814人	4,602人	1,539人		雇用情勢の産業構造の変化を踏まえた労働移動を円滑に進めていくに当たり、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に出向元及び出向先の双方の事業主に対し助成を行う産業雇用安定助成金の出向実施計画届の受理件数が参考になるため、指標として設定した。	

達成手段4 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(24)	雇用促進融資業務 (昭和37年度)	0.6億円	0.5億円	0.4億円	-	中小企業における労働力の確保等を図るため、財政融資資金からの借入金を原資として、社宅や訓練施設等を整備する雇用保険の中小事業主等に対して融資を行ってきたが、平成14年度から新規貸付を廃止し、現在は債権の管理・回収のみを暫定的に実施している。なお、本経費は事業実施主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する債権回収・保全等に係る費用の一部を補填するもの。	002548
		0.5億円	0.4億円				
(25)	雇用調整助成金 (昭和56年度)	11,485億円	6,417億円	52.7億円	-	景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担相当額の一部を助成する。令和6年4月以降の助成額は以下のとおり。 休業、教育訓練 <支給日数が30日に達した判定基礎期間まで> 中小企業2/3、大企業1/2 <支給日数が30日に達した次の判定基礎期間から> 教育訓練実施率1/10未満: 中小企業1/2、大企業1/4 教育訓練実施率1/10以上: 中小企業2/3、大企業1/2 出向 中小企業2/3、大企業1/2 景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002533
		7,856億円	531億円				
(26)	産業雇用安定センター運営費 (昭和62年度)	42.3億円	43.2億円	42.8億円	-	出向等による円滑な労働移動を推進するため、以下の事業を実施。 ①出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能性等に関する情報の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等 ②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供 産業雇用安定センターの活動により出向・移籍のマッチングが円滑に行われ、失業なき労働移動が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002538
		42.3億円	43.2億円				
(27)	産業雇用安定助成金 (令和2年度)	450.4億円	326.1億円	195.5億円	-	・労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた場合に、労働者を送り出す事業主に対し賃金の一部を助成する(スキルアップ支援コース)。 ・景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組を行うために必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援する(産業連携人材確保支援コース)。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対し賃金等の一部を助成する(雇用維持支援コース)。 ※令和5年10月末で廃止し、経過措置中。 ・新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援する(事業再構築支援コース)。 ※令和5年11月29日で廃止し、経過措置中。 産業雇用安定助成金により、在籍型出向や、生産性向上等に資する取組に必要な新たな人材の受け入れが促進されることで、雇用の安定が図られ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002562
		134億円	71.9億円				
(28)	早期再就職支援等助成金 (平成13年度)	18.2億円	170.7億円	93.15億円	13, 14, 15	※令和6年度より、「労働移動支援助成金」中「中途採用等支援助成金」を統合し、「早期再就職等支援助成金」に組替え。 ・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成(再就職支援コース)。 ・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成(雇入れ支援コース)。 早期再就職支援等助成金により、離職を余儀なくされる労働者に対する再就職支援や受入れ企業に対する支援が実施されることで、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 ・中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大させた事業主に対して助成(中途採用拡大コース) ・地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIターン者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成(UIターンコース)。 ・中高年齢者(40歳以上)が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置に対して助成(生涯現役起業支援コース)。 ※令和3年度限りで廃止	002534(再就職支援コース、雇入れ支援コース、中途採用拡大コース) 002557(生涯現役起業支援コース)
		10.2億円	5.2億円				
(29)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (令和2年度)	1265.2億円	354.7億円	-	-	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。 なお、雇用保険被保険者以外の者については一般会計(休業給付金)、雇用保険被保険者については労働保険特別会計雇用助定(一部一般会計からの繰入)(休業支援金)において支給する。 ※令和5年3月の休業を最後に支給対象となる休業期間は終了し、支給事務も令和6年3月末で終了。累計支給決定件数534万件、支給決定額3715億円。	002561
		815.4億円	62.9億円				
(30)	紹介予定派遣を活用した研修・就労支援事業(令和3年度)	507.3億円	-	-	-	コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対し、研修・紹介予定派遣を活用したきめ細やかな伴走型の支援を行うため、民間派遣会社を通じ、以下の取組等を実施。 (1)就労に向けたカウンセリング (2)紹介予定派遣前に短期間のオンライン研修の実施 (3)派遣先の職場説明会・職場体験の実施 (4)支援対象者に適した紹介予定派遣求人の開拓 (5)紹介予定派遣の受入に対する奨励金の支給を行う。	-
		70.6億円	-				

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施 予定時期	令和5年度
		1,329,650,007	831,038,429		
施策の執行額(千円)	907,375,932	131,006,598			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説		令和3年1月18日	(暮らしと雇用を守る) 雇用調整助成金について、これまで対象とされていなかったパートや非常勤の方々に、月額15,000円を支給する特例を来月末まで延長します。緊急事態宣言に伴い、大企業にも特例を拡大します。	
	第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説		令和3年3月5日	(感染症対策等) 同時に、感染症が社会経済活動に様々な影響を及ぼす中、現下の厳しさがみられる雇用情勢と、労働市場の変化の双方に対応した機動的な雇用政策を実施していくことが重要です。新設した産業雇用安定助成金による在籍型出向への支援や、新たな分野への円滑な労働移動支援(中略)にも取り組んでまいります。また、引き続き雇用調整助成金制度の適切な運用に努めてまいります。	
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		令和4年2月25日	また、雇用調整助成金等の適切な運用による雇用維持(中略)にも取り組んでまいります。	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(V-3-1))

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標V-3-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3:労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>職業安定局 雇用開発企画課 雇用開発企画課長 渡辺 正道 就労支援室 就労支援室長 逸見 志朗 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 武田 康祐 外国人雇用対策課 西澤 栄晃 首席職業指導官室 川口 俊徳 雇用保険課 首席職業指導官 國分 一行 人材開発統括官付 雇用保険課長 岡 英範 若年者・キャリア形成支援担当 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 今野 憲太郎 官室 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 今野 憲太郎 雇用環境・均等局 勤労者生活課 小林 淳</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 高齢者雇用 ・ 高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。)に基づき、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入が企業に義務付けられているが、令和5年6月1日時点で、21人以上規模企業の99.9%で、①65歳までの定年引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止のうちいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を実施済みである。この65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して高齢者就業確保措置(※1)を講じることを努力義務とする改正高齢法が令和3年4月に施行された。 ※1 次の①～⑤をいずれかの措置(高齢者就業機会確保措置)を講ずる努力義務 ①70歳までの定年引上げ ②70歳までの継続雇用制度の導入(子会社、関連会社等に加えて、他の事業主によるものを含む) ③定年廃止 ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤70歳まで継続的にa又はbに従事できる制度の導入 a 事業主自らが実施する社会貢献事業 b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業</p> <p>・ 生涯現役社会の実現に向けた環境を整備するため、65歳以上の定年延長や66歳以上の継続雇用制度の導入、高齢者の雇用管理制度の整備や高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換等を行う事業主に対しては、助成金を支給し、企業における高齢者の就労を促進している。また、働く意欲のある高齢求職者の再就職支援のため、全国の主要なハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、(公財)産業雇用安定センターにおいて高齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチングを実施している。</p> <p>・ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地方自治体が中心となって設置された協議会からの提案により、地域の様々な機関が連携して、高齢者の就業を促進する「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施し、高齢者の雇用・就業に向けた地域の取組を支援している。</p> <p>・ シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。</p>			
	<p>(2) 障害者雇用 ・ 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害のある人が、希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会の実現に向けて、障害者雇用対策の一層の充実を図っていくことを目的として、以下のような取組を実施している。</p> <p>1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等 優良中小事業主に対する認定制度について、引き続き広く周知し、制度の普及を図る。また、ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した企業向けチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。 また、今後の除外率の引下げに向けて、新たに一定規模の障害者雇用が必要になる企業において、経営改善に資する障害者雇用の取組を進めるための支援を実施するとともに、対象企業における取組をモデル事例として取りまとめ、横展開を図る。 このほか、障害者就業・生活支援センターについて、未設置圏域にセンターの設置を進めるとともに、引き続き、地域支援機関のネットワーク拠点として障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援の推進を図る。</p> <p>2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、近年、雇用者数や就労希望者数が大幅に増加している精神障害者については、一般に職場定着に課題を抱えるケースが多く見られることから、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援を図る。</p> <p>3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援 ICTを活用したテレワークについては、政府全体で導入の推進を行っているところであるが、障害者においても、多様な働き方の推進や通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保の観点から、障害者の雇用を促進するためにテレワークの支援を行う。</p> <p>4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援 公務部門における障害者雇用については、雇用される障害者の職場定着支援や支援体制づくりのため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者による定着支援を引き続き実施する。</p>			
	<p>(3) 若年者雇用 ・ 若年者については、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、1)若者の適職選択に資するよう、職場情報の積極的な提供、2)若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定(ユースエール認定)制度により、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用の支援等を実施している。</p> <p>・ 新卒者・既卒者(卒業後おおむね3年以内の者)専門の「新卒応援ハローワーク」において、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施しており、学生・生徒や既卒者の支援を専門に行う相談員である就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制を基本とした個別相談、求人の紹介等就職までの一貫した支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の就職支援を実施することとしている。</p> <p>・ フリーター等(おおむね35歳未満で正社員での就職を希望する求職者(新規卒学生者、正規雇用の在職求職者は除く。))のうち、安定した就労の経験が少ない者を対象に「わかものハローワーク」等で、就職支援ナビゲーターの担当者制による個別相談支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援、就職後の定着支援を実施している。</p>			

	<p>(4)就職氷河期世代支援 ・就職氷河期世代については、令和元年6月に閣議決定した骨太方針2019における「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加への支援の強化を図り、きめ細かな支援に取り組んできている。</p> <p>・不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を実施している。</p> <p>(5)外国人雇用 ・外国人については、労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(以下「外国人雇用管理指針」という。)を策定し、ハローワーク等において、外国人を雇用する事業主に対し、雇用管理の改善に向けた助言・指導等を行っている。</p> <p>・平成31年4月1日から新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたことに伴い、外国人雇用管理指針の見直しを行い、近年の労働関係法令の改正内容を含め、事業主が遵守すべき事項等を盛り込み、事業主等への周知・啓発を行うとともに、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助や雇用維持のための相談・支援等を実施している。</p> <p>・ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備を図るとともに、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置している。</p> <p>・また、ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーでの外国人留学生等に対する相談支援の実施、外国人雇用サービスコーナーでの定住外国人等に対する相談支援の実施、外国人就労・定着支援事業の実施により、外国人求職者等に対する就職支援を実施している。</p> <p>(6)その他生活困窮者等の就労支援 ・ハローワークが自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労に向けた支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を実施し、就労による自立を促進している。</p> <p>(7)多様な就労の機会の創出 ・労働者協同組合により高齢者を始めとする多様な就労の機会を創出することを促進すること等により、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行された。組合の設立を希望する方への支援や、施行後間もない労働者協同組合制度の周知・広報、各地域におけるモデルの構築及び他地域への展開・普及等を図っている。</p>
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>・シルバー人材センターの会員数は、ほぼ100%の企業で65歳までの高齢者雇用確保措置が導入されている中において、平成21年の79.2万人をピークに減少を続けており、令和5年度は67.7万人(男性:44.0万人、女性:23.6万人)となっている。</p> <p>・障害者雇用率の引上げや、障害者の就労意欲の高まり等を背景に、ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は249,490件(対前年度比6.9%増)、就職件数は110,756件(対前年度比8.0%増)となり、いずれも前年度を上回った。また、コロナ禍以前の令和元年度と比較すると、新規求職申込件数は、前年度に引き続き令和元年度(223,223件)を上回り、就職件数は目標であるコロナ禍以前の2019年度実績(103,163件)を7.4%上回った。</p> <p>・若年者を取り巻く雇用環境については、総務省「労働力調査」によれば、完全失業率(全年齢)は平成22年以降、低下傾向にあるものの、若年層については全年齢計に比べて高い水準で推移している。新規学卒者等については、令和5年3月卒の就職率は概ねコロナ禍前の水準まで改善しているが、一方で、中小企業における若年者の人材確保や早期離職問題も顕在化しているほか、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生も一定数存在している。フリーター数については、令和7年までに114万人とするの政府目標があるなか、令和5年において134万人となっている。</p> <p>・就職氷河期世代を取り巻く現状としては、骨太の方針2022において、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、引き続き政府全体として就職氷河期世代支援に取り組む方針とされており、施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援の実施を行うこととされている。令和5年5月に開催された「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」において、就職氷河期世代の正規雇用労働者を30万人増やす政府目標について、令和元年から令和4年の3年間で8万人の増加となったことが示された。</p> <p>・外国人雇用を取り巻く現状としては、令和4年度における外国人の新規求職者数は67,185人と令和3年度の67,126人から横ばいとなっており、就職件数については10,763件と、令和3年度(10,537件)に比べ増加し、それに伴い就職率も16.0%と、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度以降では最も高くなっている。しかし、未だに就職件数・就職率は新型コロナウイルス感染症流行以前の水準に戻っていない。</p>
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1 ・少子高齢化が急速に進行する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組みの推進が求められている。引き続き、65歳までの雇用確保措置の確実な実施に加え、70歳までの就業機会の確保についても、それ以前と比べて体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様なものとなることに配慮しつつ、進めていく必要がある。</p> <p>・また、法的な義務や努力義務に基づく事業主による雇用・就業機会の確保のほか、高齢者の再就職支援やキャリア形成支援、地域における多様な雇用・就業機会の確保などもあわせて進める必要がある。</p> <p>2 ・障害者の雇用者数が過去最高を更新している中で、特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の増加に対応するため、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても充実・強化することが求められている。このため、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用における支援を行う必要がある。</p> <p>また、令和6年4月には雇用率が2.5%に引上げられるとともに、令和7年4月には除外率が一律10%引下げられることが予定されており、早期かつ計画的に障害者の受入れを進められるよう、引き続き関係機関とも密に連携し、法定雇用率の引上げや支援制度の周知の徹底が求められる。また令和4年12月に成立した改正障害者雇用促進法等により、特定短時間労働者(週所定労働時間10時間以上20時間未満)の実雇用率算定や障害者雇用調整金の見直しも令和6年4月に施行され、障害者雇用率の引上げ等について周知徹底を図るとともに、引上げ等の影響を受ける事業主に対して、ハローワークにおけるチーム支援に加え、改正法により新設する雇入れや雇用継続に関する相談支援等に対する助成金を活用した支援等を行う。</p> <p>3 ・新規学卒者等については、就職率の改善が進む一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する者や、最初の職場を早期に離職し、技能や知識の蓄積が不十分なまま、短期的な就業を繰り返す者も少なくない。また、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった深刻な課題を抱えた学生も一定数存在している。そのため、担当者制によるきめ細かな就職支援を、学校や関係機関とも連携しつつ実施することにより、正社員就職をサポートする必要がある。就職後も労働者のみならず事業所へも定着支援を行うことなどにより、在学中から就職後まで一貫した支援を行い、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を推進する必要がある。</p> <p>・フリーター等については、本意非正規雇用労働者割合は低下傾向にあるものの、25～34歳層(令和5年平均13.1%)が全年齢平均(同9.6%)に比べて3.5%高くなっている。また、キャリア形成の初期段階で、フリーター等の不安定就労の期間が長く続いた場合、その後の正社員就職が困難となる傾向がある。そのため、フリーター等に対し、担当者制による個別支援、正規雇用に向けたセミナーやグループワーク等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施することが必要である。</p> <p>4 ・就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、早期離職等により、現在も、本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。就職氷河期世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、就職氷河期世代の活躍の場を更に広げられるよう取り組むことが必要である。</p> <p>5 ・従来の定住外国人に加え、新型コロナウイルス感染症による入国制限緩和・撤廃に伴い、外国人労働者の増加が見込まれることから、ハローワーク等における専門相談員や通訳員による多言語サービスを活用した専門的かつきめ細かな就職支援が必要とされている。</p> <p>6 ・高齢者・障害者等に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図ることが求められる。</p> <p>7 ・生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする協同組合を通して、多様な就労の機会を創出すること等を促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現を図る必要がある。</p>

各課題に対応した達成目標	目標1 (課題1)	高齢者の雇用・就業機会の確保その他高齢者の活躍を促進するために必要な支援を行うこと	70歳までの就業機会の確保等やハローワークによるマッチング支援その他多様な就業機会を確保する取組等により、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる生涯現役社会を実現する必要があるため。
	目標2 (課題2)	障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること	特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増や、新規求職申込件数、就職件数ともに増加している発達障害者、難病患者などについても、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められるため、①多様な障害特性に応じた就労支援の推進、②障害者及び企業への職場定着支援の強化、③障害者差別禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援と相談支援の実施等を行う必要があるため。
	目標3 (課題3)	若年者の雇用の安定・促進を図ること	若年労働力人口が減少する中で、次世代を担う若者が安定した雇用の下で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいをもって仕事に取り組んでいけるよう若者の円滑な就職を実現させる必要があるため。
	目標4 (課題4)	就職氷河期世代の安定就労につながる支援を推進すること	就職氷河期世代が抱える固有の課題を踏まえ、個々人の状況に応じた支援により、正社員就職等安定就労につながる支援を推進する必要があるため。
	目標5 (課題5)	外国人材の安定した就労を図ること	相談体制の多言語化を進めつつ、様々な在留資格を有する外国人について円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされているため。また、我が国で就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるため。
	目標6 (課題6)	就職困難者等の円滑な就職を図ること	高齢者・障害者に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図る必要があるため。
	目標7 (課題7)	多様な就労の機会の創出を図ること	労働者協同組合を通じて、多様な就労の機会を創出すること等を促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現する必要があるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
① 生涯現役支援窓口での就労支援チームによる就労支援を受けた65歳以上求職者の就職件数(アウトカム)	-	-	51,409件	令和6年度	32,577件	38,497件	40,890件	45,601件	51,409件	生涯現役社会の実現に向けては、特に65歳以上の雇用・就業機会の確保が重要である。そのため、高齢者の就労支援を実施している「生涯現役支援窓口」での就労支援チームによる支援対象者のうち65歳以上の高齢求職者の就職件数を測定指標とした。	令和6年度の65歳以上新規支援対象見込者数に、過去3年間の65歳以上の就職率の平均値を乗じて得た値を目標値として設定した。
2 シルバー人材センター会員の就業数(アウトプット)	-	-	62,000,000人日以上	令和6年度	70,000,000人日以上	66,000,000人日以上	65,000,000人日以上	64,000,000人日以上	62,000,000人日以上	シルバー人材センター会員の就業数は、シルバー人材センターの会員がどれだけ就業機会を提供されたかを計る指標として、もっとも適切な指標である。	就業ニーズの変化による就業数の減少及び会員数の更なる獲得や職域の拡大などに取り組むことを見込んで設定。
3 シルバー人材センターの発注者へのアンケートにおいて、「役に立った」旨の回答した者の割合(アウトカム)	-	-	95%以上	令和6年度	-	-	-	90%以上	95%以上	今後、受注件数を伸ばし、シルバー人材センターの会員により多くの就業機会を提供するためには、シルバー人材センター事業について発注者からの一定の評価を得る必要があることから、指標として設定した。	シルバー人材センターに対する発注者からの評価は、受注件数を伸ばす上で高い水準が必要であると考えており、引き続き高い水準が維持されるよう95%以上を目標として設定した。
4 65歳～69歳の就業率(アウトカム)	-	-	52.6%	令和6年度	-	50.0%	50.7%	51.4%	52.6%	人生100年時代を迎え、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。その際、65歳から70歳までの就業機会の確保については、65歳までと異なりそれぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、多様な選択肢を整備することで、70歳までの就業機会を確保することを目指しているため、指標として設定した。	成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)における目標値(令和7年に51.6%)は令和5年度実績において達成済のため、令和6年度においては、前年度実績以上を目標値として設定する。
5 高齢労働者処遇改善促進助成金を活用し、賃金規定等改定計画に基づき処遇改善された事業所に雇用される60歳から64歳までの高齢労働者数(アウトカム)	-	-	1,200人	令和6年度	-	29,000人	19,500人	2,000人	1,200人	雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保する観点から60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善に向けて取り組む事業主を支援することとしており、当該助成金を活用した事業主に雇用される60歳から64歳までの高齢労働者のうち、処遇改善された労働者数を測定することで、高齢者雇用確保措置による雇用の確保だけでなく、高齢労働者の処遇改善の度合いを把握できるため、指標として設定した。	令和5年度については2,000人を目標として設定していたが、目標未達成となり、予算も縮減したことを踏まえ、1事業所あたりで見込まれる対象人数の見直しも行ったところ、令和6年度については令和5年度目標の6割程度の申請があるものと想定し、1,200人を目標として設定した。

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	高齢者就業機会確保等事業費 (昭和55年度)	159.3億円	198.2億円	171.1億円	2	高齢法第44条に基づき、都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合の運営に必要な経費等について地方公共団体の補助金額を上限として補助するとともに、人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野での就業に必要な技能を付与すること等により、当該分野の担い手を確保・育成するための技能講習等を実施する。 また、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、適正な運営の確保等を目的として、高齢法第46条に基づき厚生労働大臣の指定を受けた法人(全国シルバー人材センター事業協会)に対する補助(補助率1/2相当)を行うとともに、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導、相談援助等を実施する。	002564
		148.0億円	166.0億円				
(2)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) (昭和56年度)	360.3億円	399.9億円	409.9億円	-	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002568
		359.2億円	382.9億円				
(3)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金 (平成15年度)	128.6億円	145.6億円	153.5億円	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	002574
		128.6億円	145.6億円				
(4)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備補助金 (平成16年度)	2.7億円	9.9億円	7.9億円	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。 障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	002575
		1.5億円	5.7億円				
(5)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース) (平成20年度)	91.1億円	58.6億円	37.1億円	-	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)により、65歳以上の離職者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002568
		90.8億円	85.6億円				
(6)	生涯現役支援窓口事業 (平成25年度)	28.6億円	27.6億円	28.4億円	1	全国の主要なハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、特に65歳以上の高齢求職者等に対して、就労経験等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、高齢求職者の就労ニーズに即した求人の開拓等による総合的な就労支援を行うことで、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。	002596
		26.1億円	26.4億円				
(7)	65歳超雇用推進助成金 (平成28年度)	38.7億円	34.1億円	26.1億円	-	66歳以上の継続雇用制度の導入・65歳以上の定年引上げ、高齢者の雇用管理制度の整備や高齢者有期契約労働者の無期雇用への転換等を行う事業主に対して助成を行うことにより、企業における高齢者の雇用の確保に寄与する。	002606
		13.3億円	16.1億円				
(8)	生涯現役地域づくり環境整備事業 (平成25年度)	10.7億円	6.2億円	5.5億円	-	地方公共団体を中心に構成された協議会からの提案に基づき、地域の高齢者の多様なニーズに対応した雇用に資する事業を行うことにより、高齢者の就業機会の確保に寄与する。	002595
		9.7億円	5.4億円				
(9)	高齢労働者処遇改善促進助成金 (令和3年度)	22.6億円	1.2億円	0.8億円	5	雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から60歳から64歳までの高齢労働者の処遇の改善に向けて取り組む事業主に対して助成を行う。	003036
		0円	0円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○6 公共職業安定所における就職件数 (障害者) (アウトカム)	97,814件	平成29年度	110,756件	令和6年度	前年度実績(103,163件)以上	前年度実績(89,840件)以上	令和元年度実績(103,163件)以上	令和元年度実績(103,163件)以上	令和5年度実績(110,756件)以上	障害者の雇用の促進を図るためには、ハローワークが中心となり、障害者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施することが重要であることから、ハローワークの就職件数を測定指標として設定した。	コロナ禍以前の令和元年度実績を踏まえて設定。 (参考:就職率)令和2年度:42.4%、令和3年度:42.9%、令和4年度:43.9%、令和5年度44.4%
					89,840件	96,180件	102,537件	110,756件			
○7 障害者の雇用率達成企業割合 (アウトカム)	45.9%	平成30年度	46.8%以上	令和6年度	46.7%以上(法定雇用率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)	47.4%以上(法定雇用率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)	前年度実績と比較して1.5%以上上昇(令和4年6月1日現在)	46.6%以上(法定雇用率0.2%引上げの影響を踏まえ設定)	46.8%以上(法定雇用率0.2%引上げと除外率10p下げの影響を踏まえ設定)	民間企業における障害者雇用は着実に進展しているものの、依然として過半数の企業が雇用率未達成の状況である。今後、更なる障害者の雇用の安定・促進を図るためには、引き続き、企業に対する雇用率達成指標に努める必要があることから、雇用率制度の達成企業割合を測定指標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X・Y ・分母Y:40.0人以上(令和5年度までは43.5人以上、令和2年度までは45.5人以上)規模の企業数(令和5年度:108,202社) ・分子X:法定雇用率達成企業の数(令和5年度:54,239社)	前々年度の実績に過去10か年分の平均伸び率及び制度・雇用率の見直しの影響を踏まえて設定(※) ※ 雇用率に関する取扱いの変更がなされた2011年、2013年、2018年及び2021年を除いた過去10か年分(2010年～2023年)の平均伸び率及び2024年度中に予定されている法定雇用率0.2%の引上げ及び2025年4月の除外率10p引下げによる影響を踏まえて設定。
					48.6%	47.0%	48.3%	50.1%			

8	精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合 (アウトカム)	72.8%	令和6年度	72.8%	令和6年度	-	-	-	-	72.8%	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援し、就職に結びつけていくことは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神・発達障害者雇用サポーターの就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合を目標値として設定する。 (※)令和6年度から、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに替えて、企業とのマッチングによる就職支援により重点を置いた支援を行っていく「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置している。	精神障害者雇用トータルサポーター等の直近2カ年の実績の平均値(72.8%)以上とした。 <参考>算出式X/Y 令和4年度:11,048人/15,341人=72.0% 令和5年度:11,556人/15,718人=73.5% ※分母Y:精神障害者雇用トータルサポーター等による就職支援を終了した人数、分子X,Yのうち就職した人数
(指標 & 関係参考)	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん (アウトカム) 【※旧測定指標8(～令和5年度)】	70.9%	平成29年度～令和元年度	78.8%以上	令和5年度	70.9%以上	72.8%以上	75.6%以上	78.8%以上		<*令和5年度まで> 障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援することは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職実現に向けた次の段階へ移行した者の割合を測定指標として設定した。 ※令和6年度から、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに替えて、企業とのマッチングによる就職支援により重点を置いた支援を行っていく「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置している。このため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標8(精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合)を設定。	直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定。 実績値は、支援終了者に占める次の段階への移行者数より算出。それぞれの数は以下のとおり。 令和2年度:8,327人/11,138人=74.8% 令和3年度:9,354人/11,887人=78.7% 令和4年度:9,937人/11,972人=83.0%
(指標 & 関係参考)	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合 (アウトカム) 【※旧測定指標9(～令和5年度)】	84.3%	平成29年度～令和元年度	83.9%以上	令和5年度	84.3%以上	83.9%以上	83.7%以上	83.9%以上		<*令和5年度まで> 障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援し、就職に結びつけていくことは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職実現に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合を測定指標として設定した。 ※令和6年度から、従来の精神障害者雇用トータルサポーターと発達障害者雇用トータルサポーターに替えて、企業とのマッチングによる就職支援により重点を置いた支援を行っていく「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置している。このため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標8(精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合)を設定。	直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定。 実績値は、次の段階への移行者に占める就職者数より算出。それぞれの数は以下のとおり。 令和2年度:6,739人/8,327人=80.9% 令和3年度:7,907人/9,354人=84.5% 令和4年度:8,561人/9,937人=86.2%
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額	執行額								
(10)	障害者雇用状況等の調査 (昭和52年度)	0.4億円	0.5億円	0.5億円	7	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与するため、必要な様式等の印刷・事業主への送付を行い、提出された報告内容を集計する。障害者雇用状況報告に必要な様式等を印刷し、事業主あてに送付する。事業主から提出された報告内容を集計する。障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与する。					017786 019985 019986	
(11)	職業評価部門施設経費 (昭和54年度)	0.6億円	0.6億円	0.2億円	-	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条に基づき設置及び運営する広域障害者職業センター(国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンター)の土地借料及び改修工事等に係る経費。広域障害者職業センターの運営により障害者の職業生活における自立を促進する。					002572	
(12)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(再掲) (昭和56年度)	360.3億円	399.9億円	409.9億円	-	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					002568	
(13)	障害者トライアル雇用事業 (平成11年度)	16.1億円	12.4億円	12.3億円	6.7	公共職業安定所等の紹介により、障害者を1週間の就業時間20時間以上で試用雇用(※1)する事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円(精神障害者について、雇入れから3か月間の場合月最大8万円)の助成金を支給する。また、精神障害者等の中には、日によって仕事の出来や体調に波があるため常用雇用で働けるようになるには一定程度の期間を要すること、直ちに20時間以上の就業時間で勤務するのは難しいこと等の障害特性があることから、公共職業安定所等の紹介により、短時間の試用雇用(※2)を行う事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円の助成金を支給する。 (※1)試用雇用は原則3か月間(精神障害者については最大12か月)とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。 (※2)試用雇用は3か月から最大12か月間とし、事業主と対象障害者との間で試用雇用当初は1週間の就業時間10時間以上20時間未満で、順次20時間以上を目指すことを内容とする有期雇用契約を締結する。					002565	
(14)	障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援 (平成14年度)	79.9億円	81.2億円	84.6億円	6.7	障害者の身近な地域において、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施し、職場定着支援を行う。 【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ○ 求職活動支援 ○ 職場定着支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等					002571	
(15)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金 (平成15年度)	128.6億円	145.6億円	153.5億円	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。					002574	

(16)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金 (平成16年度)	2.7億円 1.5億円	9.9億円 5.7億円	7.9億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。 障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	002575
(17)	障害者等の職業相談経費 (平成18年度)	32.4億円 29.0億円	— —	—	6.7	ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター(障害者支援分)等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行う。また、精神障害者については、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者を精神障害者雇用トータルサポーターとして配置を行うことなどにより、障害者の就職促進、職場定着を図る。 (※)令和5年度より(17)～(21)を(22)に統合している。	—
(18)	発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化 (平成18年度)	5.8億円 4.7億円	— —	—	6	・発達障害者に対する専門的支援については、ハローワークに発達障害者雇用トータルサポーターを配置し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。 ・発達障害の大学生の著しい増加及びこのような学生への就職率の低さを踏まえ、発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動を行うことが困難な学生や、発達障害等の雇用経験のない企業に対し支援を行う雇用トータルサポーター(大学等支援分)を配置し、本人の障害特性や作業能力を把握した上で、大学等と連携しながら就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。※令和3年度から開始。 (※)令和5年度より(17)～(21)を(22)に統合している。	—
(19)	障害者雇用促進関係経費 (平成19年度)	28.4億円 25.6億円	— —	—	6.7	事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、公共職業安定所の障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「障害者向けチーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。 (※)令和5年度より(17)～(21)を(22)に統合している。	—
(20)	難病相談・支援センターと連携した就労支援の強化 (平成25年度)	2.2億円 2億円	— —	—	6	ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施し、難病患者の雇用促進を図る。 (※)令和5年度より(17)～(21)を(22)に統合している。	—
(21)	福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 (平成25年度)	2.9億円 2.5億円	— —	—	6.7	各労働局に職場実習先の確保、あつせん及び一般雇用に対する意識啓発を専門的に取り扱う就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)等を配置し、関係機関等と連携しながら職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。 障害者の一般企業への雇用が進む中で、一般企業で勤務したことの無い障害者やその保護者等、障害者を雇用する側の企業、特に中小企業においては、障害者の雇用・就労に関し不安を抱えていることから、労働局やハローワークが中心となって職場実習先の確保、あつせん及び一般雇用に対する意識啓発を行い、それぞれの不安を解消することによって障害者雇用の一層促進を目指す。 (※)令和5年度より(17)～(21)を(22)に統合している。	—
(22)	ハローワークマッチング機能の充実・強化(障害者) (令和5年度)	— —	70億円 65億円	70億円	6.7,8	障害者法定雇用率が引上げられたことに伴う、企業側の障害者雇用へのニーズの大幅な高まりに対応するため、ハローワークのマッチング機能及び職場定着支援等を強化し、障害者雇用の一層の促進を図る。 (※)令和5年度より(17)～(21)を(22)に統合している。	000341
(23)	障害者雇用安定助成金 (平成25年度)	3.0億円 6.3億円	1.8億円 1.8億円	1.2億円	6	障害者等の職場適応・職場定着を図るため、計画に基づき、障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫の措置、特に職場定着に困難を抱える障害者に対する支援等を行う事業主等に対して助成金を支給する。	002600
(24)	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) (平成25年度)	6.1億円 5.5億円	6.3億円 6.0億円	5.8億円	6	発達障害者及び難病患者を新たに雇用する事業主に対して助成を行うことにより、発達障害者及び難病患者の雇用の促進及び職業の安定を図る。	002601
(25)	障害者に対する差別禁止及び合理的配慮に係るノウハウ普及・対応支援事業 (平成26年度)	0.6億円 0.6億円	— —	—	6.7	障害者雇用に関する専門相談窓口を設置し、窓口での相談や企業訪問により、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務への対応を始めとする企業が抱える課題に対して、個々の企業の実情に応じた対応支援を行うことにより、障害者の雇用の安定・促進を図る施策目標の達成に寄与する。 (※)令和5年度より(25),(26)を(27)に統合している。	—
(26)	精神・発達障害者しごとサポーターの養成(平成29年度)	0.2億円 0.1億円	— —	—	—	広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)を養成し、職場におけるこれら障害者を支援する環境づくりに取り組むことにより、精神・発達障害者の職場定着を一層推進する。 (※)令和5年度より(25),(26)を(27)に統合している。	—
(27)	事業主に対する障害者の雇用管理に関する支援 (令和5年度)	— —	0.7億円 0.6億円	0.7億円	6.7	障害者に対する合理的配慮にかかる先進的な企業の取組を周知・啓発や職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりにより、障害者の雇用促進及び定着促進を図る。 (※)令和5年度より(25),(26)を(27)に統合している。	002603
(28)	人材開発支援助成金(障害者職業能力開発助成コース) (平成30年度)	4.2億円 5.5億円	4.2億円 5.9億円	4.2億円	6.7	民間の事業主、社会福祉法人などが、重度視覚障害者、重度知的障害者、精神障害者等に対する長期間の教育訓練を行う場合に、訓練に使用する施設・設備(教室、福祉施設など)の設置等に要する費用や訓練の運営に要する経費(訓練指導員の手当、訓練の教材費など)を助成することで障害者の雇用の安定・促進を図る。	002556

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			年度ごとの実績値									
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
9	新卒応援ハローワーク利用者数 (アウトプット)	—	—	315,000人	令和6年度	356,000人 324,420人	360,000人 351,441人	346,000人 311,435人	329,000人 282,856人	315,000人	新卒者の就職支援については、これを専門に担う「新卒応援ハローワーク」の利用を進めていくことが重要であるため、「新卒応援ハローワーク」における利用者数を指標として選定した。	令和6年度の目標は、過去3か年の新卒応援ハローワーク利用者の数の平均値により設定した。

10	就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数(アウトカム)	-	-	152,000人	令和6年度	178,000人 158,615人	172,000人 163,165人	157,000人 161,047人	158,000人 157,612人	152,000人	事業の目的が、就職支援ナビゲーターによる未内定者等に対する就職支援を実施し、新規学校卒業者等の就職を促進するものであることから、令和6年度においては、引き続き就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数を目標とした。	支援対象者となる令和6年度卒業予定の学生・生徒数、令和5年度未内定卒業者数等を踏まえ、各都道府県労働局ごとに設定した目標を積み上げた全国値を目標水準として設定した。
11	わかものハローワーク等の新規登録者数(アウトプット)	-	-	181,000人	令和6年度	130,000人 179,114人	130,000人 180,608人	179,000人 170,775人	174,000人 194,662人	181,000人	フリーター(35歳未満で正社員就職を希望する求職者)の就職支援については、これを専門に担うわかものハローワーク、支援コーナー及び支援窓口の利用を進めて行くことが重要であるため、「わかものハローワーク等の新規登録者数」を指標として選定した。	令和6年度の目標は、過去3か年のわかものハローワーク等の新規登録者数を基に、過去3か年の労働力調査におけるフリーターの増減率を踏まえ設定した。
12	わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合(アウトカム)	-	-	68.4%	令和6年度	66% 61.6%	64% 63.5%	64% 69.2%	65% 72.6%	68.4%	事業の目的が広くフリーター等の正社員就職を希望する若者を対象に、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、担当者制によるきめ細かな個別支援を実施するものであることから、令和6年度においては、引き続きわかものハローワーク等における担当者制による就職支援を受けた者の就職率を目標とすることとした。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等の数(令和5年度: 73,479人) ・分子X: わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の数(令和5年度: 53,338人)	わかものハローワーク、支援コーナー、支援窓口を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合を、過去3か年の平均値により目標を設定した。

達成手段3 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(29)	新卒者等に対する就職支援(昭和51年度)	90.5億円 82.3億円	86億円 80.8億円	87.1億円	9,10	新卒者及び既卒者(卒業後概ね3年以内)を対象に、新卒応援ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施する。また、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるため就職面接会等を開催するとともに、就職後の定着支援を実施する。あわせて、企業の人材確保の支援を図るため、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づくユースエール認定企業の普及・促進を図ること等により、若者の雇用を促進する。	002582
(30)	若年者地域連携事業(平成16年度)	10.6億円 9.7億円	10.6億円 9.6億円	10.5億円	-	都道府県が運営するジョブカフェ等において、若年失業者やフリーター等の若年者を広く対象に、職場見学会、企業説明会、各種セミナー、カウンセリング、職場定着支援等のメニューのうち、地域の実情に応じた必要なもの、都道府県と都道府県労働局等が調整の上、都道府県労働局から民間団体に委託して実施する。なお、都道府県の要請に応じ、ハローワークを併設しているジョブカフェにおいては、職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供する。	002583
(31)	フリーター支援事業(平成23年度までは「フリーター等正規雇用化支援事業」)(平成17年度)	25.1億円 23.7億円	24.5億円 23.4億円	24.4億円	11,12	全国21か所のわかものハローワーク等を拠点に就職支援ナビゲーター等を配置し、フリーター等に対して正規雇用化に向けた就職プランを作成し、担当者制による個別支援、正規雇用に向けたセミナーやグループワーク等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施するとともに、アルバイト等をしながら仕事探しを行うフリーター、ハローワークへの来所にはまだためらいがある若者などの就職等に関する悩みや相談について、キャリアコンサルタント等による相談を実施する。	002592
(32)	トライアル雇用助成金事業(一般トライアルコース)(平成25年度)	4.0億円 2.8億円	4.5億円 2.3億円	3.6億円	-	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試用雇用した事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。	002594

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
13	ハローワークの就職氷河期世代専門窓口における正社員就職率(アウトカム)	-	-	62.3%	令和6年度	60.0% 22.6%	40.0% 48.6%	54.8% 59.4%	60.4% 62.3%	62.3%	本事業は、就職氷河期世代の不安定就労者の就職支援を行い、安定した雇用を実現することを目標としていることから、正社員就職率を目標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 就職氷河期世代専門窓口における新規チーム支援対象者数(令和5年度: 16,288人) ・分子X: 就職氷河期世代専門窓口におけるチーム支援対象者の正社員就職件数(令和5年度: 10,145人)	令和5年度のハローワークの就職氷河期世代専門窓口における正社員就職率の実績を踏まえ、一定の水準として設定した。
14	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象者の事業主都合離職割合(アウトカム)	-	-	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	令和6度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者0% 一般0.8%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者0.4% 一般1.1%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.4% 一般1.6%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.4% 一般1.5%	助成金の支給を受けていない事業主の事業主都合離職割合より、助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が低い場合、助成金の政策効果(正規雇用労働者としての雇い入れ)があるものと評価できるため、当該目標値を設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ※令和3年度に雇い入れた者について調査 <支給対象者> ・分母Y: 支給対象者数(令和5年度: 3,469人) ・分子X: 支給対象者における事業主都合による離職者数(令和5年度: 49人) <一般> ・分母Y: 雇用保険被保険者数(令和5年度: 6,978,069人) ・分子X: 事業主都合による離職者数(令和5年度: 106,988人)	助成金の支給を受けていない事業主の事業主都合離職割合より、助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が低い場合、助成金の政策効果(正規雇用労働者としての雇い入れ)があるものと評価できるため、当該目標値を設定した。	

達成手段4 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(33)	就職水河期支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施(令和元年度)	17.9億円	19.0億円	19.7億円	-	就職水河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を行っている。本事業を実施することにより、就職水河期世代の雇用の安定・促進に寄与する。	002530
		15.8億円	17.4億円				
(34)	特定求職者雇用開発助成金(就職水河期世代安定雇用実現コース)(平成29年度)	21.2億円	11.7億円	21.9億円	-	いわゆる就職水河期世代の者を、公共職業安定所等の紹介により、正規雇用労働者として雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(就職水河期世代安定雇用実現コース)により、就職水河期世代の者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002568
		17.5億円	21.7億円				

達成目標5について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
15	外国人雇用サービスコーナー等の職業相談件数(アウトプット)	-	-	300,000件	令和6年度	185,000件	270,000件	300,000件	300,000件	300,000件	外国人労働者が増加する中で、外国人雇用サービスセンター等においてきめ細かな就職支援を実施することは、外国人求職者の円滑な就職活動を可能とし、安定的な就労に資するものであるから、測定指標として選定した。	令和6年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。
						400,384件	286,313件	273,391件	283,349件			
16	外国人就労・定着支援事業受講者数(アウトプット)	-	-	5,600人	令和6年度	9,500人	6,000人	5,500人	5,700人	5,600人	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修を実施することは、外国人労働者の安定的な就労及び職場定着に資するものであるから、測定指標として選定した。	令和6年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。
						3,327人	3,019人	3,358人	3,865人			
○17	外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職件数(アウトカム)	-	-	14,800件	令和6年度	15,300人	14,900人	14,400件	14,400件	14,800件	外国人労働者が増加する中で、外国人求職者のニーズを的確に把握し、職業相談・紹介等を実施する必要がある。ハローワークにおいては、外国人雇用サービスセンターを設置するとともに、外国人求職者の多いハローワークに専門相談員や通訳員を配置し、日本での就労を希望する留学生、専門的・技術的分野の外国人や日系人等の定住外国人に対し職業相談・紹介等を行っており、外国人雇用サービスセンター等を利用して就職した外国人求職者の数を指標として選定した。	令和6年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。
						14,856人	12,355件	13,765件	15,327件			
○18	外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職率(アウトカム)	-	-	16.5%	令和6年度	21.0%	18.0%	16.5%	16.5%	16.5%	外国人労働者が増加する状況にあつては、就職件数も増加する方向に働くが、外国人労働者とその雇用を希望する企業のマッチング状況を把握するため、外国人雇用サービスセンター等を利用して就職した外国人求職者の就職率(※)を測定指標として選定した。	令和6年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。
						14.5%	15.7%	16.0%	17.8%		(※)就職率=就職件数/新規求職者数	
19	外国人就労・定着支援事業受講者へのアンケートにおいて、「よく理解できた」「だいたい理解できた」と回答した者の割合(アウトカム)	-	-	95%	令和6年度	-	-	90.0%	90.0%	95%	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する外国人就労・定着支援事業の実施において、当該事業に係る研修の質を担保することは、外国人労働者の安定的な就労や及び職場定着につながることから、受講者アンケートにおける理解度(※)を測定指標として選定した。	令和6年度目標値については、過去の実績等を踏まえて設定している。
						-	-	97.8%	97.1%		(※)理解度=アンケートで「よく理解できた」「だいたい理解できた」と回答した受講者数/アンケートに回答した受講者数	

達成手段5 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(35)	難民就職促進費(昭和55年度)	0.4億円	1.0億円	1.0億円	-	「条約難民」及び「第三国定住難民」の就労自立による定着を図るとともに、既に受け入れている「インドシナ難民」の就労の安定を図るため、定住支援施設等に職業相談員を配置して、職業相談・職業紹介を行うとともに、職場適応訓練等による支援を実施している。本事業を実施することにより、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。	002567
		0.4億円	1.0億円				
(36)	雇用・適正就労対策推進費(平成5年度)	12.6億円	13.9億円	14.1億円	-	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①外国人労働者の日本での適正就労や雇用管理の改善を図るため、外国人雇用管理指針の内容や外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導等を行うとともに、事業主による雇用管理改善の取組に対して人材確保支援助成金(外国人労働者就業環境整備助成コース)を支給することで、外国人労働者の職場定着の促進を図る。 ※令和5年度以降、人材確保等支援助成金(外国人労働者就業環境整備助成コース)が統合 ②外国人雇用に関して採用ノウハウの不足や受入手続き等の不安を課題とする事業主も多いことから、指針上選任が求められる雇用労務責任者にかかる講習を実施することにより、雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図る。	002584
		10.5億円	12.0億円				

(37)	外国人雇用サービスセンター等運営費 (平成14年度)	23.7億円	23.4億円	26.7億円	15.17.18	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ① 日本での就労を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人に対し、専門的かつきめ細やかな職業相談・紹介等を行うとともに、外国人を雇用する事業主等に対し雇用管理改善指導・援助等を行う機関として、東京、名古屋、大阪及び福岡に外国人雇用サービスセンターを設置し、求職者、求人者双方に対するサービスを実施。 ② 外国人求職者の多いハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、英語、中国語、ポルトガル語等の通訳員及び専門相談員を配置し、職業相談や求人開拓などを実施。 ③ 日系人の就労の適正を図るため、南米最大の日系人居住地であるブラジル・サンパウロの現地法人を通じた来日目の日系人に対する情報提供等の実施。 ④ 日本での安定的な就労と職場定着を促進するために、民間企業に委託し、身分に基づく在留資格の外国人等を対象として、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する外国人就労・定着支援事業を実施。 ⑤ 多言語コンタクトセンターを設置し、電話通話による外国語での職業相談等に対応できる体制を確保。令和3年度より、一部のハローワーク等で映像通訳を試行的に実施することで多言語相談機能の強化を図っている。 ⑥ 外国人雇用サービスセンター及び留学生コーナーにおいて、留学生等に対して、きめ細やかな相談支援を実施するほか、積極的な求人開拓や就職ガイダンスの実施、留学生等の意識啓発や事業主への相談支援等に取り組み、更なるマッチングの強化を図る。	002585
		22億円	22.6億円				
(38)	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 (平成19年度)	0.8億円	0.7億円	0.7億円	-	本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業の経費に対して交付するものであり、本事業を実施することにより、適正な受入れを通じた外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ① 候補者に対する就労ガイダンスの実施 ② 受入れ施設に対する就労開始前説明会の実施 ③ 巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導 ④ 外国人看護師等からの相談・苦情等への対応 ⑤ 受入れの枠組みに係る国内説明会の実施等周知広報 ⑥ 受入れ施設から提出された定期報告等を集計し厚生労働省に提出 ⑦ 受入れ施設及び候補者情報の管理(必要に応じて厚生労働省へ情報提供) ⑧ 相手国の送出し調整機関との協議 ⑨ その他の必要な事業	002566
		0.8億円	0.7億円				

達成目標6について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○20 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合(アウトカム)	-	-	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	令和6年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	本助成金は、高齢者、障害者等の就職困難者が、継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することを目的としていることから、支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とした。 (参考)平成27年度 支給対象者1.0%<一般2.6%、平成28年度 支給対象者0.9%<一般2.3%、平成29年度 支給対象者0.9%<一般2.0% 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ※令和2年度に雇い入れられた者について調査 <支給対象者> ・分母Y: 支給対象者数(令和5年度: 50,769人) ・分子X: 支給対象者における事業主都合による離職者数(令和5年度: 830人) <一般> ・分母Y: 雇用保険被保険者数(令和5年度: 7,229,970人) ・分子X: 事業主都合による離職者数(令和5年度: 151,165人)	助成金の支給を受けていない事業主の事業主都合離職割合より、助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が低い場合、助成金の政策効果(「継続して雇用する労働者としての雇い入れ」)があるものと評価できるため、当該目標値を設定した。
21 生活保護受給者等就労自立促進事業による相談件数(アウトプット)	-	-	536,000件	令和6年度	572,242件	577,500件	537,000件	543,000件	536,000件	生活保護受給者や生活困窮者等に対しては、主に生活保護受給者等就労自立促進事業において、地方公共団体とハローワークが一体となった支援を実施しており、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による相談件数を測定指標として選定した。	令和6年度の目標値については、過去3か年度の実績を踏まえて設定した。
○22 生活保護受給者等就労自立促進事業による支援対象者の就職率(アウトカム)	-	-	68.3%	令和6年度	66.4%	63.7%	63.5%	64.6%	68.3%	生活保護受給者や生活困窮者等に対しては、主に生活保護受給者等就労自立促進事業において、地方公共団体とハローワークが一体となった支援を実施しており、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による就職率を測定指標として選定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y: 支援対象者数(令和5年度: 87,632人) ・分子X: 就職者数(令和5年度: 61,309人)	令和6年度の目標値については、過去3か年度の実績を踏まえて設定した。

達成手段6		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(39)	職業転換給付金制度 (昭和41年度)	0.8億円	0.7億円	0.7億円	-	就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金を支給する。 【求職者に支給するもの】 就職促進手当、訓練手当、求職活動支援費、移転費、就業支度金 【事業主に支給するもの】 職場適応訓練費、特定求職者雇用開発助成金	004036
		0.2億円	0.1億円				
(40)	アイヌ地区住民就職促進費 (昭和50年度)	0.05億円	0.05億円	0.04億円	-	「アイヌ地区住民」に対してきめ細かい職業指導・職業紹介を実施するとともに、資金の貸付を受けなければ常用雇用や安定的な雇用の継続が困難となる者に対して、就職時の当座の生活資金として「就職促進資金」を貸し付ける。 本事業を実施することにより、アイヌ地区住民の雇用の安定・促進に寄与する。	002579
		0.01億円	0.01億円				
(41)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) (昭和56年度)(再掲)	360.3億円	399.9億円	409.9億円	20	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002568
		359.2億円	382.9億円				
(42)	中国残留邦人等永住帰国者に対する 就労支援事業 (昭和61年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	-	中国帰国者等に対する支援のノウハウを有する受託者が、「中国帰国者支援・交流センター」に職業相談員を配置し、センターを利用する中国帰国者等に対して、生活支援・相談、日本語指導と連動させながら職業相談等の就労支援を行うもの。なお、職業紹介は、センター近隣の公共職業安定所との連携によって行う。 本事業を実施することにより、中国帰国者等の雇用の安定・促進に寄与する。	004369
		0.2億円	0.2億円				
(43)	公正採用選考等推進費 (平成10年度)	1.5億円	1.5億円	1.4億円	-	事業主に対して、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員や企業トップクラスに対する研修の開催等により、周知・啓発を行う。 本事業を実施することにより、応募者の雇用の安定・促進に寄与する。	002580
		1.2億円	1.3億円				
(44)	ホームレス等に対する就労支援事業 (平成12年度)	3.4億円	3.3億円	3.3億円	-	ホームレスや日雇労働者の就労・職場定着を図るため、生活困窮者・ホームレス自立支援センター等へ出張しての職業相談・職業紹介や、事業主等に対する職場定着指導を行うとともに、ホームレスの就労を円滑に推進するため、地方自治体やNPO等のノウハウを活用した都市雑業等(清掃等)の就業支援及び職場体験講習等の実施を行う。 本事業を実施することにより、ホームレス等の雇用の安定・促進に寄与する。	002590
		3.3億円	3.3億円				
(45)	日雇労働者等技能講習事業 (平成13年度)	2.4億円	2.4億円	2.2億円	-	日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。 本事業を実施することにより、日雇労働者等の雇用の安定・促進に寄与する。	002581
		2.2億円	2.1億円				
(46)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構運営費交付金 (平成15年度)(再掲)	128.6億円	145.6億円	153.5億円	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	002574
		128.6億円	145.6億円				
(47)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構施設整備費補助金 (平成16年度)(再掲)	2.7億円	9.9億円	7.9億円	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。 障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	002575
		1.5億円	5.7億円				
(48)	刑務所出所者等就労支援事業 (平成18年度)	7.1億円	7.1億円	7.0億円	-	刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と公共職業安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後には保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、公共職業安定所による担当者制の職業相談、民間団体等への委託による求人開拓や、職場体験講習、試用雇用などの就労支援メニューを実施している。 本事業を実施することにより刑務所出所者等の雇用の安定・促進に寄与する。	002578
		6.3億円	6.7億円				
(49)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現 役コース) (平成20年度)(再掲)	91.1億円	58.6億円	37.1億円	-	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)により、65歳以上の離職者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002568
		90.8億円	85.6億円				
(50)	特定求職者雇用開発助成金(被災者 雇用開発コース) (平成23年度)	0.5億円	0.2億円	0.03億円	-	東日本大震災に係る被災離職者等を、公共職業安定所等の紹介により1年以上、継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。また、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せを行う。 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)を支給することにより、被災離職者等の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002568
		0.4億円	0.2億円				
(51)	生活保護受給者等就労自立促進事業 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保 障分野④】	73.7億円	71.7億円	72.4億円	21,22	生活保護受給者・生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を推進する。 本事業を実施することにより、生活保護受給者等の雇用の安定・促進に寄与する。	002602
		68.3億円	68.9億円				
(52)	トライアル雇用助成金事業(一般トライ アルコース) (平成25年度)(再掲)	4.0億円	4.5億円	3.6億円	-	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試用雇用した事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。 平成31年4月からトライアル雇用の対象者に生活困窮者が追加されている。	002594
		2.8億円	2.3億円				
(53)	教育訓練受講者支援資金融資事業 (平成27年度)	0.06億円	0.06億円	0.05億円	-	専門実践教育訓練を受講する者のうち、一定の要件を満たす者については給付金が受給できるが、さらに希望者に対して、労働金庫からの貸付を行うことで、円滑な訓練受講が図られ、施策目標の達成に寄与する(貸付受付を30年度末で終了。)	002604
		0.02億円	0円				
(54)	特定求職者雇用開発助成金(生活保 護受給者等雇用開発コース)の支給 (平成29年度)	0.9億円	0.8億円	0.7億円	-	生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的とする。特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)により、生活保護受給者等の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与する。	002609
		0.3億円	0.3億円				

(55)	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) (平成29年度)	21.2億円	11.7億円	21.9億円	-	いわゆる就職氷河期世代に就職の機会を逃したなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)を支給することにより、就職氷河期世代の求職者の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	002568
		17.5億円	21.7億円				
(56)	トライアル雇用助成金事業(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース) (令和2年度)	29.3億円	1.1億円	0	-	就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。	-
		1.3億円	0.9億円				

達成目標7について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○23 労働者協同組合における65歳以上の組合員が占める割合(アウトカム)	-	-	13.6%	令和6年度	-	-	13.6%	13.6%	13.6%	労働者協同組合法は、高齢者を始めとする多様な就労機会の創出を促進することを目的としていることから、65歳以上の高齢者の組合員(組合の事業に従事)が占める割合を指標として設定した。 【参考】実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:全ての労働者協同組合の組合員数(令和5年度:6843人) ・分子X:全ての労働者協同組合の65歳以上の組合員数(令和5年度:608人)	「労働力調査」による「15歳以上の就業者総数に占める高齢就業者の割合」の直近(2020年)数値が「13.6%」であり、これを参考とした。

達成手段7 (開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額 執行額	予算額 執行額				
(57) 労働者協同組合法の円滑な施行のための経費(令和4年度)	0.7億円 0.4億円	0.4億円 0.4億円	0.6億円	23	労働者協同組合法の成立に伴い、労働者協同組合等が設立され多様な事業を実施することを適切にサポートすることにより、高齢者を始めとする多様な就労の機会の創出等に寄与する。	003079

施策の予算額(千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額		
施策の予算額(千円)	237,989,256		185,004,293		127,767,964			
施策の執行額(千円)	205,187,222		121,541,107					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明	令和5年3月8日

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(V-4-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標V-4-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標4:失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと				担当部署名	職業安定局雇用保険課 職業安定局首席職業指導官室	作成責任者名	雇用保険課長 岡 英範 首席職業指導官 國分 一行				
施策の概要	<p>【雇用保険制度について】</p> <p>○労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行うとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進のために、育児休業給付を行っている。</p> <p>求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行い、労働者の雇用の安定を図るために支給するもの 育児休業給付:労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に必要給付を行い、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進を図るために支給するもの 根拠法令:雇用保険法第10条等</p> <p>【最近の制度改正】</p> <p>○雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)により、週所定労働時間10時間以上の労働者への雇用保険の適用拡大(令和10年10月1日施行)や教育訓練給付の給付率引上げ(令和6年10月1日施行)、「教育訓練休暇給付」の創設(令和7年10月1日施行)、育児休業給付に係る国庫負担割合の暫定的引下げ措置の廃止(公布日施行)等を実施。</p> <p>○子ども子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」の創設(令和7年4月1日施行)等を実施。</p>											
施策を取り巻く現状	<p>1. 制度の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度 雇用保険は、一部の事業を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業とし、適用事業に雇用される労働者が被保険者となる。 就職までの間の生活の安定を図り、再就職の促進を図るとい雇用保険の趣旨の観点から、早期の再就職の実現が望ましい。 <p>2. 雇用保険の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本手当(失業給付)の初回受給者数は、令和4年度が約112万人であったのに対して、令和5年度は117万人となり、約5万人程度増加。 基本手当(失業給付)の受給者実人員は、令和4年度が40.5万人であったのに対して、令和5年度は42.3万人となり、1.8万人増加。 新型コロナウイルス対応として、雇用調整助成金の特例措置などを講じた結果、雇用保険二事業の財源である雇用安定資金は枯渇し、また、失業等給付の積立金も、新型コロナ前には4兆円を超えていた残高が大幅に減少したが、現在は回復傾向である。雇用保険財政については、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において議論を行っている。 <p>3. 受給者の再就職状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本手当受給者の再就職状況について、基本手当の支給終了までに就職した者は、近年は60%前後で推移。 基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者(早期再就職)の割合は、令和5年度において、34.1%(対前年同期比+1.2%増)となっている。 雇用保険受給者等の早期再就職を支援するため、専門相談員を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を実施している。 <p>4. 失業等給付の不正受給摘発件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正受給の件数は近年は3,000件~4,000件台で推移。令和5年度は、件数が3,083件、不正受給金額が548,378千円となっている。 不正の態様としては就職したにもかかわらず、届け出ていなかった例が多く、被保険者資格取得の申請時に発見された例が多い。 											
施策実現のための課題	1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。	2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、この制度目的を達成するためには、失業等給付を適正に給付することが重要である。	3	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由							
目標1 (課題1)	求職者の早期の再就職を支援すること	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。										
目標2 (課題2)	雇用保険の給付を適正に行うこと	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等であり、失業等給付の不正受給については、雇用保険制度の目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。										
目標3 (課題3)	雇用保険財政の安定的な運営を確保すること	上記の目的を達成するためには雇用保険財政の安定的な運営を確保することが重要である。										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値				測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
①	雇用保険受給者の早期再就職割合(※) (アウトカム)	-	-	33.9%	令和6年度	38.5%	33.4%	33.9%	33.9%	33.9%	公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 (出典):厚生労働省・職業安定局調べ	過去3ヶ年の実績等(令和3年~令和5年)を考慮して設定。 ※早期再就職割合 = 早期再就職者数 / 受給資格決定件数 早期再就職者数: 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日に再残して再就職した場合。)
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	失業等給付費等(昭和49年度)	21,207億円	20,295億円	21,384億円	1.2.6	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。 失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。					002617	
(2)	再就職支援プログラム事業費(平成14年度)	31.1億円	30.9億円	27.7億円	1	全国の主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所における就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。					002514	

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
2	不正受給の件数(アウトカム)	-	-	過去3年の実績の平均以下	毎年度	前年度(3,032件)以下	前年度(3,786件)以下	前年度(4,367件)以下	過去3年(令和2年度～令和4年度)の実績の平均(3,960件)以下	過去3年(令和3年度～令和5年度)の実績の平均(3,725件)以下	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定した。 (参考)平成29年度実績:3,663件、平成30年度実績:3,364件 (出典):厚生労働省職業安定局調べ	不正受給の件数は、雇用情勢の変化による受給者数の増減等の影響を受けやすいことに鑑み、不正受給対策に取り組み、過去3年間の実績の平均に比して、不正受給件数を減少させることを目標とするのが適切であるため、目標値を「過去3年の実績の平均以下」とする。
達成手段2(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
3	失業等給付費等(昭和49年度)(再掲)	21,207億円	20,295億円	21,384億円	1.2.6	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。					002617	
4	雇用保険活用援助事業費(平成7年度)	2.8億円	2.9億円	-	2	各都道府県支部に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。中小零細企業事業主においては、大企業事業主と比較して、雇用保険事業に関する情報が不足しており、理解を得られていない場合が多いため、これらの者に対し、雇用保険事業の活用方法及び申請手続き等について、周知、相談を行っていく必要がある。また、数次にわたる改正を重ねてきた雇用保険制度の趣旨・内容について、中小零細企業事業主の十分な理解を促すことは、制度の適正かつ円滑な運営、ひいては労働者の保護に資することとなる。					002618	
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
3	雇用保険の失業等給付に係る弾力倍率(※)(アウトカム) ※失業等給付に要する費用に対する各年度の失業等給付に係る積立金の額の倍率	-	-	弾力倍率1以上	毎年度	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	財政運営に関する指標として、毎会計年度算定可能な指標であるため。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第94号)において、失業等給付に係る積立金の適正規模として、弾力倍率1が設定されており、当該倍率を下回った場合には、雇用保険料率の引き上げが可能とされているため。
(参考指標) ※指標4、5、6は、失業等給付と育児休業給付の合計額。なお、令和2年度より失業等給付と育児休業給付は区分経理。						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
4	失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)					11,796億円	29,504億円	23,351億円	24,212億円		失業等給付関係収支は、雇用情勢に大きく影響を受けるものであり、一概に増えればいい・減ればいいというものではないが、その状況を知ることは雇用保険制度を安定的に運営する上で重要な指標である。	
					うち失業等給付	4,087億円	21,600億円	15,453億円	16,167億円		(参考) 【収入額】平成28年度実績15,117億円、平成29年度実績10,881億円	
5	失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)					21,828億円	21,176億円	20,031億円	21,093億円		【支出額】平成28年度実績16,311億円、平成29年度実績16,402億円	
					うち失業等給付	15,180億円	14,520億円	12,913億円	13,450億円		【積立金残高】平成28年度実績63,066億円、平成29年度実績57,545億円	
6	失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)					20,887億円	14,770億円	17,500億円	23,831億円			
					うち失業等給付	19,826億円	12,460億円	14,410億円	20,339億円			
達成手段3(開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
5	失業等給付費等(昭和49年度)	21,207億円	20,295億円	21,384億円	1.2.3	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付及び育児休業給付(失業等給付等)を支給する。失業等給付等は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進するとともに、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に、必要給付を支給し、労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進する。					002617	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定時期	令和6年度
		2,124,263,734			2,032,920,507			2,141,209,014				
施策の執行額(千円)		1,862,808,205			1,955,926,389							
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
		-					-			-		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(V-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標 V-5-1) 基本目標 V: 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標 5: 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	担当 部局名	職業安定局訓練受講支援室 人材開発統括官付訓練企画室	作成責任者名	訓練受講支援室長 岡田 幸大 訓練企画室長 大塚 陽太郎
施策の概要	【求職者支援制度について】 ○ 本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援するものである。 なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。 ○ また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作成した就職支援計画に基づき、訓練期間中から訓練修了後まで、一貫した就職支援を行い、求職者の早期の就職に向けて取り組んでいる。 【受講動奨について】 ○ 訓練の受講促進のため、ハローワークの所内で、来所者の目に訓練情報が触れる機会をできる限り増やすとともに、来所者と接するあらゆる機会を活用して、訓練の受講を積極的に働きかけている。 ○ また、関係機関(都道府県、市町村、労使団体、商業施設など)や、生活困窮者の支援機関(社会福祉協議会、自立相談支援機関、福祉事務所など)と連携した訓練の周知・広報のほか、SNS(LINE、Twitter、Facebook)などを活用したアウトリーチ型の周知・広報を行っている。 ○ さらに、訓練奨励金の上乗せ等により、訓練コースの設定を促進している。				
施策を取り巻く現状	○ 平成25年度を対象として行われた調査では、雇用保険(失業給付基本手当)の受給期間中に再就職先が見つかった人は4割程度である(平成28年度JILPT調査)。 ○ こうした、雇用保険が適用されない又は雇用保険の受給が終了しても再就職ができないといった、雇用保険の給付を受けられずに失業している求職者に対して、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして求職者支援訓練制度による支援を行う必要がある。 ○ 令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響で雇用情勢が悪化する中、休業を余儀なくされる方やシフト制で働く方が仕事と訓練受講を両立できるように特例措置を実施し、令和5年4月1日からは特例措置の一部を恒久化するなど給付金支給要件の緩和を行った。また、特例措置の利用実績もふまえて、令和6年4月1日より訓練時間等の認定基準の見直しを行っている。 ※1 求職者支援訓練の受講者数の推移 令和2年度: 23,734人(うち基礎コース5,838人、実践コース17,896人) 令和3年度: 28,260人(うち基礎コース5,217人、実践コース23,043人) 令和4年度: 40,289人(うち基礎コース6,230人、実践コース34,059人) 令和5年度: 44,698人(うち基礎コース6,019人、実践コース38,679人) ※2 職業訓練受講給付金の受給者数(その年度に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数) 令和2年度: 10,406人 令和3年度: 13,371人 令和4年度: 15,289人 令和5年度: 10,453人				
施策実現のための課題	○ ハローワーク利用者への訓練の周知・受講動奨に加え、関係機関や生活困窮者の支援機関と連携した訓練の周知・広報、SNSなどを活用したアウトリーチ型の周知・広報を実施するとともに、訓練コースの設定を促進している。 ○ しかしながら、受講者数は増加傾向にあるものの、対象者人員(当初見込み)には届いていない状況。 (参考) 令和5年度は受講者数当初見込み49,591人に対して、受講者数は44,694人(対前年度比11%増)。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由			
目標1 (課題1)	雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う。	求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保するとともに、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給することにより、求職者の生活を支援するとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を行う必要があるため。			
目標2 (課題2)	雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する。	雇用保険の対象とならずに失業している求職者が求職者支援訓練を通じて安定した就職を実現できるよう、引き続き、ハローワーク利用者への訓練の周知・受講動奨やアウトリーチ型の各種周知・広報、訓練コースの設定促進の取組により、求職者支援訓練の受講を促進する必要があるため。			

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					目標年度	年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和6年度
基準年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
①	求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の雇用保険適用就職率(アウトカム)	-	-	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	令和6年度	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率(雇用保険適用就職率)を測定指標に設定。 (出典)厚生労働省「ハローワークシステム職業訓練情報データ」より訓練企画室にて集計	令和5年度の目標値(基礎58%、実践63%)及び過去5年(平成30年度～令和4年度)の就職率実績(平均値:基礎55.9%、実践61.1%)を踏まえて設定した。 (※)令和5年度実績は、令和5年12月末までに終了した訓練コースの訓練終了3ヶ月後の実績(速報値 確定値は令和7年2月に公表予定)。
2	求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム)	-	-	90%以上	令和6年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があるため、本指標を測定指標に設定。 (参考)令和5年度実績値92.0%は分母:ハローワークの支援指示により求職者支援訓練を受講した者のうち、訓練修了者に対するアンケート調査の回答総数(13,572人)、分子:アンケート調査にて満足した旨の回答数(12,490人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省「アンケート調査」より訓練受講支援室にて集計	求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補充する指標として、総合的な満足度で90%以上を得ることを目標値として設定した。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
3	職業訓練受講給付金初回受給者数(アウトプット)					10,406	13,371	15,289	10,453		職業訓練受講給付金初回受給者数は求職者支援訓練受講者数の変動の影響を受けるため、測定指標としては適さないものの、その状況を知ることが求職者支援制度の現状把握に資すると考えられるため。	
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)	277.8億円	268.4億円	258.5億円	1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況等によっては、給付のみでは訓練受講中の生活費等が不足する場合は想定されることから、訓練受講を受けることを容易にするために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合には、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。 ・コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう、月額10万円の職業訓練受講給付金について収入要件や出席要件を緩和する等の特例措置を実施。これにより、職業訓練受講給付金の初回受給者数については、令和3年度約1.3万人、令和4年度約1.5万人と特例措置開始前の令和元年度約0.9万人と比較すると増加している。 <p>【施策目標達成への寄与の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給すること等により、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③上記①、②とともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 <p>により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで58%、実践コースで63%という目標の達成に寄与する。 令和5年度予算の執行率は約72%となっているが、これはコロナ禍の特例措置が令和4年度限りで終了したと等により、職業訓練受講給付金の受給者が予定を下回ったこと等によるものである。</p>					002619	

達成目標2について		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
4	求職者支援訓練受講者数(アウトカム)			-	-	48,261人	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
												50,000人
						23,734人	28,260人	40,289人	44,698人 (※速報値)			
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定理由	
5	求職者支援訓練設定コース数(アウトプット)					2,862コース	3,508コース	3,626コース	3,902コース		求職者支援訓練のコース設定にあたっては地域の人材ニーズや求職者の支援ニーズ等を踏まえる必要があり、設定コース数は一概に増えればよいというものではないため測定指標としては適さないものの、その状況を知ることは雇用保険を受給できない求職者に対する、職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保の現状把握に資すると考えられるため。	
6	求職者支援訓練デジタル分野設定コース数(アウトプット)					175コース	566コース	760コース	982コース		求職者支援訓練のコース設定にあたっては地域の人材ニーズや求職者の支援ニーズ等を踏まえる必要があり、設定コース数は一概に増えればよいというものではないため測定指標としては適さないものの、デジタル分野の訓練コースに係る奨励金の加算措置等により、地域におけるデジタル分野コースの設定促進をしているところであり、その状況を知ることは雇用保険を受給できない求職者に対する、デジタル分野に係る職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保の現状把握に資すると考えられるため。	
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(2)	求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)【再掲】	277.8億円	268.4億円	258.5億円	4.5	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況等によっては、給付のみでは訓練受講中の生活費等が不足する場合は想定されることから、訓練受講を受けることを容易にするために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合には、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。 ・コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう実践コースに係る訓練期間及び訓練時間に関する認定要件について、令和3年2月より特例措置を設けてコースの設定促進を実施。これにより、求職者支援訓練設定コース数については、令和3年度約3,500コース、令和4年度約3,600コース、令和5年度約3,900コースと特例措置開始前の令和元年度約2,900コースと比較すると増加している。 <p>【施策目標達成への寄与の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給すること等により、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③上記①、②とともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 <p>により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで58%、実践コースで63%という目標の達成に寄与する。</p>					002619	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
		25,337,307			24,283,389			23,218,036				
施策の執行額(千円)		15,202,508			16,640,429							
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説				平成23年1月24日		雇用保険を受給できない方への第二のセーフティネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。				
第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説				令和3年3月5日		(感染症対策等) 求職者への就労支援などを充実させるとともに、雇用が不安定な状況におかれている方々のステップアップを効果的に支援できるよう、求職者支援制度の運用改善等にも取り組んでまいります。						

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(VI-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること(施策目標VI-1-1) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>人材開発統括官</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(人材開発総務担当) 溝口 進 参事官(人材開発政策担当) 松瀬 貴裕 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 今野 憲太郎</p>							
<p>施策の概要</p>	<p>労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行う。 ※職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練等の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められている。 ※また、同法第5条に基づき、現在、第11次職業能力開発基本計画(令和3年度～令和7年度)を策定しているところである。同計画は、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や労働市場の不確実性の高まり、人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中で、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援する人材育成戦略として、職業能力開発施策の基本的方向を定めたもの。</p>											
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーションの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公共職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公共職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。 直近の公共職業訓練をめぐる状況としては、令和5年11月末現在で新規求職者が3,027,813人(前年同月比98.7%)であることに対し、離職者に対する公共職業訓練受講者は73,693人(前年同期比90.9%)、在職者訓練受講者は56,358人(前年同期比112.5%)となっている。 就職氷河期世代を取り巻く現状としては、骨太の方針2022において、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、引き続き政府全体として就職氷河期世代支援に取り組む方針とされており、施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援の実施を行うこととされている。令和5年5月に開催された「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」では、就職氷河期世代の正規雇用労働者を30万人増やす府目標については、令和元年から令和4年の3年間で8万人の増加となったことが示された。 キャリア形成・リスキリング支援センター及びキャリア形成・リスキリング相談コーナーの新設に伴う拠点の増設により、利用者は昨年度と比較し増加傾向にある。</p>											
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>DXの加速化など企業・労働者を取り巻く環境の急速かつ広範な変化や労働者の職業人生の長期化が同時に進行する中で、何歳になっても学び直し、求められる能力・スキルを身に付けることができるよう、雇用のセーフティネットとして、産業界や地域のニーズを踏まえた公共職業訓練等を実施する必要がある。</p>	<p>2</p>	<p>急速なデジタル化の進展や人生100年時代の到来による職業人生の長期化等により、労働者に求められる能力も変化していく。このため、キャリアプランの明確化を支援するとともに、幅広い観点から学びの環境整備を推進することで、労働者の自律的・主体的なキャリア形成支援を行う必要がある。</p>	<p>3</p>	<p>職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上について、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされている。</p>	<p>4</p>	<p>いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、早期離職等により、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていないため、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>							
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>国及び都道府県による公共職業訓練等の推進</p>				<p>上記の課題を解決するために、離職者等に対して、職業に必要な技能及び知識を習得させるための公共職業訓練等を実施する。</p>							
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>労働者の自発的な職業能力開発の促進</p>				<p>経済社会の変化に先手を打って対応していくために、個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、定期的に自身の能力開発の目標や身に付けるべき知識・能力・スキルを確認する機会を整備する必要があるため。</p>							
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>事業主その他の関係者による職業能力開発の促進</p>				<p>職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上については、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされており、事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進を図る必要があるため、本目標を設定した。</p>							
<p>目標4 (課題4)</p>	<p>就職氷河期世代の安定就労につながる支援の推進</p>				<p>就職氷河期世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえ、個々人の状況に応じた支援により、正社員就職等安定就労につながる支援を推進する必要がある。</p>							
<p>達成目標1について</p>												
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>		<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値</p>				<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>○1</p>	<p>公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(アウトカム)</p>	<p>63.7%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>75.0%</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、就職率を指標として選定した。 ・ 実績値の算出方法は、以下のとおり。 (就職者34,161+中退就職者2,818)/(訓練修了者47,044+中退就職者2,818-複数受講者1) (※)確定値は令和7年2月に公表予定</p>	<p>・ 都道府県が実施する委託訓練については、2023年度の目標値(75%)及び過去5年(2018年度～2022年度)の就職率実績(平均値:74.0%)を踏まえて設定した。 ・ なお、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和6年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(委託訓練)の就職率目標が75%とされている。</p>
<p>2</p>	<p>公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(アウトカム)</p>	<p>77.6%</p>	<p>平成22年度</p>	<p>82.5%</p>	<p>令和6年度</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>82.5%</p>	<p>82.5%</p>	<p>・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、就職率を指標として選定した。 ・ 実績値の算出方法は、以下のとおり。 (就職者10,780+中退就職者2,212)/(訓練修了者12,595+中退就職者2,212) (※)確定値は令和7年2月に公表予定</p>	<p>・ 令和6年度の目標水準は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期目標において82.5%以上と定めていることから、同じ82.5%と設定した。 ・ なお、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和6年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(施設内訓練)の就職率目標が82.5%とされている。</p>

3	公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の受講者数(アウトプット)	-	-	121,074人	令和6年度	135,164人	135,287人	121,169人	121,074人	118,599人	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、アウトプットは受講者数を指標として選定した。 (※)確定値は令和7年2月に公表予定	・ 令和6年度の目標水準は、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和6年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(委託訓練)の対象者数が118,599人とされていることから118,599人と設定した。
						69,897人	74,016人	69,321人	63,462人(※速報値)			
4	公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の受講者数(アウトプット)	-	-	24,000人	令和6年度	23,000人	24,000人	24,000人	24,000人	23,000人	・ 離職者訓練は、求職者が訓練の受講により職業に必要な知識・技能を習得し、早期に就職することを目的としているため、アウトプットは受講者数を指標として選定した。 (※)確定値は令和7年2月に公表予定	・ 令和6年度の目標水準は、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和6年度全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(施設内訓練)の対象者数が23,000人とされていることから23,000人と設定した。
						24,855人	25,217人	24,922人	24,673人(※速報値)			
5	生産性向上支援訓練の受講者数(アウトプット)	-	-	45,500人	令和6年度	25,300人	39,500人	42,500人	45,500人	48,500人	・ あらゆる産業分野の企業において、DXに対応できる人材の育成を支援するなど、企業が生産性を向上させるために必要な知識などを習得することを目的としているため、アウトプットは受講者数を指標として選定した。	・ 令和6年度の目標水準は、職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和6年度全国職業訓練実施計画」において、生産性向上支援訓練にかかる受講者は48,500人とすることとされていることから48,500人と設定した。
						28,106人	51,061人	60,602人	65,483人			
達成手段1(開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビニュー事業番号
		予算額	予算額	予算額								
		執行額	執行額	執行額								
(1)	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金(職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金)(昭和60年度)	125億円	125億円	125億円	2	都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。 都道府県が設置する職業能力開発校等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。						002629
(2)	介護労働者雇用改善等援助事業費(平成4年度)	13億円	13億円	13億円	-	介護労働安定センターに必要な経費を交付し、介護事業者、介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、介護労働者等の職業の安定その他の福祉の増進に資する。 具体的には、当該センターにおいて、介護労働講習及び研修コーディネート事業の実施等を行う。						002611
(3)	職業能力開発校施設整備費等補助金(平成5年度)	26億円	30億円	32億円	2	職業能力開発校の設備整備(建物の整備(建替、改修、修繕等)、機械器具の整備)に係る経費、職業訓練指導員の研修の実施に係る経費について補助を行う。 都道府県立職業能力開発施設の建物・機械の整備等を実施し、公共職業訓練による労働者の職業能力の開発及び向上を促進させる。						002623
(4)	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進(平成13年度)	348億円	349億円	360億円	1.3	国から都道府県への委託により、様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業訓練機会を提供する。 都道府県を通じて様々な民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、求職者に対して多様な職業訓練機会を提供し、職業能力の向上を図ることにより、早期の就職を支援する。						002624
(5)	能力開発基本調査(平成18年度)	0.5億円	0.6億円	0.6億円	-	主要産業における民営事業所の教育訓練の制度及び実施状況や正社員以外を含めた労働者の能力開発の実態等を明らかにするため、常用労働者数30人以上の民間企業を対象とした「企業調査」、常用労働者数30以上の事業所を対象とした「事業所調査」及びその従業員(正社員及び正社員以外)を対象とした「個人調査」をアンケートにより行う。これまでの結果とも比較し、能力開発行政の今後の施策を検討するための基礎資料として取りまとめる。						002620
(6)	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発勘定運営費交付金(平成23年度)	498億円	528億円	543億円	2.4	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。						002631
(7)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成23年度)	17億円	37億円	39億円	2.4	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備の整備又は改修のための経費について補助を行う。 求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する。						002632
(8)	情報処理技能者育成施設(コンピュータ・カレッジ)及び地域職業訓練センター等の施設整備等に必要経費(平成23年度)	1.8億円	1.7億円	1.7億円	-	旧独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)が設置し、地方公共団体への委託により運営していた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、機構の業務としては平成22年度末をもって廃止し、施設の譲渡を希望する地方公共団体等に対して譲渡したところであり、その譲渡後の施設については、これまでの機構が行ってきた経緯を踏まえ、激変緩和措置として目標を達成している施設のコンピュータ・リース料を国が負担する。また、地方公共団体との協議により、地方公共団体等に譲り受けの意向がないと認められた施設については、土地が地方公共団体の所有地であることから、施設の取り壊しを行い、更地にして地方公共団体に返還する。 地方公共団体等の要望を踏まえ、目標を達成している情報処理技能者養成施設のコンピュータ・リース料を国が負担し、譲渡後の施設運営を円滑に行うことで、職業能力の開発に資する。						002633
(9)	訓練協議会に必要な経費(平成23年度)	0.2億円	0.4億円	0.4億円	1.2,3,4	訓練実施に係る関係機関、労使等の訓練ユーザー等の参集の下、国においては、公共職業訓練及び求職者支援訓練の全体の実施方針、分野別の実施規模等について協議、とりまとめを行い、各地域においては、当該実施方針等を踏まえ、各地域における人材ニーズを十分に把握した上で、地域内における具体的な実施分野、実施数、訓練内容、実施時期等について協議・調整を行う場を設ける。 産業構造の変化や技術の革新等に伴う人材ニーズの変化に即応し、それぞれの実施分野、実施規模、実施時期の調整等を図りながら、効果的、効率的な運用を行うことで、職業能力の開発に資する。						018377
(10)	民間教育訓練機関に対する質向上の取組支援の実施(平成25年度)	0.08億円	0.05億円	0.05億円	-	民間教育訓練機関が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン(平成23年厚生労働省策定)」を認知、活用し、実施する職業訓練サービスの質を向上させることを目的として、「職業訓練サービスガイドライン研修」を実施する。						002637
(11)	受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業	-	6.1億円	5.4億円	-	(令和5年度より追記) ・非正規雇用労働者や就職氷河期世代、中高年労働者など、様々な事情や背景を持つ受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間から募集し、その構築から試行まで行わせる事業を実施し、その成果については、法定化された都道府県単位の協議の場を通じて職業訓練メニューに反映させる ・令和4年6月にとりまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」について、中小企業をはじめとした経営者や労働者に広く周知等を併せて行い、日本全体に学び・学び直しの風土の定着を図る。						005589

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
6	ジョブ・カード取得者数(アウトプット)	-	-	29.6万人	令和6年度	20.6万人	27.1万人	28.2万人	27.6万人	29.6万人	ジョブ・カードは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するためのものであることから、ジョブ・カード取得者数を測定指標として設定している。	ジョブ・カード作成者数の過去3年間の平均値及び令和3年度の実績値(29.6万人)を踏まえて設定。
						26.0万人	29.6万人	27.4万人	28.6万人			
7	キャリアコンサルタント養成数(延べ数)(アウトプット)	53,088人	平成27年度	-	-	8万7千人	9万6千人	10万6千人	11万5千人		労働者等が主体的かつ適切に職業選択、職業生活設計や職業能力開発を行うことができるよう、キャリアコンサルティングを受けることのできる環境整備を図るため、キャリアコンサルタントの体系的な養成を行っていることから、その養成数を指標として設定するとともに、これまでの養成実績を踏まえ目標値を設定している。ただし、既に当初の目標である累計で10万人の目標を達成していることから、令和5年度の実績をもって廃止。 累計値:116,861人(令和5年度末現在) 【※本指標は令和5年度まで】	左記のとおり
						8万9千人	9万8千人	10万7千人	11万7千人			
8	キャリア形成・リスキリング推進事業において提供するキャリアコンサルティングの結果、リスキリングに関心をもったなどリスキリングの後押しとなった旨回答した者の割合(アウトカム)	-	-	85.0%	令和6年度	/	/	/	/	85.0%	労働者のリスキリング支援が重要であることから、キャリア形成・リスキリング推進事業において提供するキャリアコンサルティングの結果、リスキリングに関心をもったなどリスキリングの後押しとなった旨回答した者の割合を指標とするもの。 【※本指標は令和6年度から】 実績値の算出方法は、以下のとおり。 算出式 キャリア形成・リスキリング推進事業におけるキャリアコンサルティングを実施した労働者のうち、リスキリングに関する相談をした者の人数/キャリア形成・リスキリング推進事業におけるキャリアコンサルティングを実施した労働者の人数 分母:(令和5年度:24,860人) 分子:(令和5年度:23,129人) ※なお、令和5年度は前身であるキャリア形成・学び直し支援センター事業の実績。	令和6年度目標値は、昨年度の実績(93.0%)及び事業の拡充に伴う支援対象者の見込みを踏まえ設定した。
						-	-	-	93%			
9	キャリア形成・リスキリング推進事業におけるキャリアコンサルティングが有益であったと回答した者の割合(アウトカム)	-	-	90%	令和6年度	80%	80%	80%	80%	90%	個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、定期的に自身の能力開発の目標や身につけるべき知識・能力・スキルを確認する機会を整備することが重要であり、その受け皿としてキャリア形成・リスキリング推進事業(令和6年度よりキャリア形成・学び直し支援センター事業を拡充)において提供するキャリアコンサルティングの効果を測り、その質を担保するため、本制度の目標指標として相応しい水準として設定。 実績値の算出方法は、以下のとおり。 算出式 キャリア形成・リスキリング推進事業におけるキャリアコンサルティング実施後アンケートにてキャリアコンサルティングが「大変有益」「まあまあ有益」であったと回答した者/キャリア形成・リスキリング推進事業におけるキャリアコンサルティング実施後アンケートに回答した者 分母:(令和5年度:24,764人) 分子:(令和5年度:24,094人)	左記のとおり
						99.0%	99.0%	96.5%	97.3%			
達成手段2(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(12)	ジョブ・カード制度の推進を通じたキャリアコンサルティングの普及促進(令和2年度)	21.3億円	25.2億円	44.6億円	6,7,8,9	国から民間への委託により、「キャリア形成・リスキリング支援センター」及び「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、ジョブ・カードを活用した労働者のキャリアプラン再設計や企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入などを支援する。また、キャリアコンサルタント登録制度の適正運用、キャリアコンサルティングを行う人材の資質向上を図るほか、「マイジョブ・カード」においてジョブ・カード作成機能や関連情報を提供する。					002648	
		15.3億円	20.6億円									
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
10	認定職業訓練助成事業費の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率(アウトカム)	-	-	85%	令和6年度	84.0%	84.0%	84.0%	85.0%	85.0%	助成措置により従業員の職業能力が向上したことを客観的に把握する観点から助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等の合格率を目標として設定し、目標数値については前年度実績(88.7%)及び過去3年度実績も踏まえて令和6年度の目標を設定した。 (参考1)令和元年度実績:85.9% (参考2)令和5年度実績値88.7%は分母:技能検定等の受検者数(19,955人)、分子:合格者の人数(17,699人)から算出したもの。	
						86.1%	86.3%	88.8%	88.7%			
11	建設労働者育成支援事業の訓練修了者数(アウトプット)	-	-	270人	令和6年度	450人	360人	270人	270人	270人	人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る事業のため訓練修了者数を測定指標として選定し、令和6年度においては年間300名の訓練生の確保を行う事業であるため、その90%の修了率を目標として令和6年度の目標を設定した。	
						498人	412人	340人	331人			

達成手段3 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レギュレーション事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(13)	認定職業訓練助成事業費 (昭和44年度)	10.5億円	10.2億円	10.0億円	10	都道府県知事が一定の基準を充たすとして認定した、中小企業事業主等が実施する職業訓練の実施に要する経費について都道府県が行う助成の一部を国が助成する。 これにより、中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上を図る。	002626
		8.5億円	8.2億円				
(14)	人材開発支援助成金 (平成13年度)	698.3億円	657.8億円	644.8億円	-	雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する。	002628
		167.3億円	213.7億円				
(15)	建設労働者育成支援事業 (平成27年度)	5.2億円	4.8億円	4.8億円	11	建設分野の事業主等による訓練を促進し、人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る。 ※令和2年度から就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」の対象者を除く。	002638
		5.2億円	4.8億円				

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
12	就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース訓練受講者数	-	-	-	令和4年度	2,000人	4,000人	2,670人	/	/	就職氷河期世代の抱える課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げ、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進めるため、業界団体等に委託して行う訓練と職場見学・職場体験等を組み合わせた正社員就職を支援する出口型型の訓練であることから、訓練の受講者数を指標として選定した。 【※本指標は令和4年度まで】	目標値については、令和2年度、3年度の実績を踏まえ計画の見直しを行った結果を設定している。 (本事業については令和4年度をもって終了している)
						1,097人	1,698人	1,367人	/	/		
13	就職氷河期世代支援特設HPアクセス件数	-	-	160万件	令和6年度	10万件	260万件	160万件	160万件	172万件	就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等を活用し、本人やその家族等に周知する事業であることから、各種支援策等を掲載予定の特設HPへのアクセス件数を目標値に設定した。	本事業は、就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援策を、就職氷河期世代の本人やその家族、関係者に幅広く認知してもらい、活用し繋げるための広報事業であることから、過去3年度の平均以上の特設ホームページアクセス件数を目標とする。 令和6年度の目標値については、令和3年度(1,534,567件)、令和4年度(1,751,371件)及び令和5年度(1,844,238件)の実績を踏まえて設定した。
						1,308,829件	1,534,567件	1,751,371件	1,844,238件	/		
14	就職説明会等に参加した企業等にアンケート調査を行い、「役に立った」旨の評価の割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和6年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	92%以上	就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームの取組の一環として、地域の実情に応じて、企業説明会・就職面接会やセミナー等を実施することとしており、それぞれの地域において実施する事業内容の効果を適切に把握する観点から、企業や求職者等の事業利用者の評価が一定水準以上となることを目標として設定した。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y 分母Y: 令和5年度: アンケート回答者(企業・参加者) 4,567人 分子X: アンケート回答のうち「大変役に立った」「まあまあ役に立った」旨の回答数(令和5年度: 4,303人)	事業内容の効果を適切に把握する観点から、事業利用者の評価を目標とする。目標値については令和3年度から令和5年度の実績を踏まえて設定した。
						95.9%	96.2%	92.1%	94.0%			

達成手段4 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レギュレーション事業番号				
		予算額 執行額	予算額 執行額								
(16)	就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース等 (令和2年度)	31億円	483百万円	0	12	・就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場見学・職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口型型の訓練を行う。 ・職場実習・体験の機会をコーディネートする専門の者を設置し、就職氷河期世代の不安定就労者等の安定的な就労に向けた支援を行う。	-				
		17億円	0								
(17)	就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施 (令和3年度)	90百万円	87百万円	86百万円	13	就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等を活用し、本人やその家族等の置かれている多様な状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。	002645				
		81百万円	79百万円								
(18)	就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援 (令和3年度)	443百万円	428百万円	427百万円	14	都道府県ごとに設置する就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て企業説明会等を行い、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の支援、行政支援策等の周知等に取り組む。	002645				
		346百万円	323百万円								
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
施策の執行額(千円)		181,172,593			180,106,100			185,266,907			
		107,275,172			115,661,702						

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	経済財政運営と改革の基本方針2023	令和5年6月16日閣議決定	<p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成</p> <p>「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がそのなる賃上げにつながる社会を創る。</p> <p>(三位一体の労働市場改革)</p> <p>一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリスキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考えの下、「リスキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。(中略)</p> <p>「リスキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目標に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。</p> <p>「成長分野への労働移動の円滑化」については、(中略)求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。</p> <p>これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。</p> <hr/> <p>2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p>(5)インバウンド戦略の展開</p> <p>(技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討)</p> <p>技能実習制度及び特定技能制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分りやすいものとするとともに、人権侵害等の防止・是正等を図り、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならぬ。以上ことから、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における中間報告書を踏まえ、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用していくなどの方向で検討することとし、さらに今後の有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。</p> <hr/> <p>4. 包摂社会の実現</p> <p>(共生・共助社会づくり)</p> <p>(略)さらに、認知症の人や家族に対する支援、障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援、官民協働の支援体制構築等困難な問題を抱える女性支援の強化、労働者協同組合の活用促進、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消、性的マイノリティに関する正しい理解や社会全体が多様性を受け入れる環境づくりの促進等を図る。(略)。</p> <p>(就職氷河期世代支援)</p> <p>今年度から2年間の「第二ステージ」において、これまでの支援の成果等を踏まえて強化した施策を着実に実施し、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援や、個々人の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援を行う。</p> <p>あわせて、公務員での採用を推進するほか、「第二ステージ」から開始した独立行政法人等での採用の促進に取り組む。さらに、就職氷河期世代の実態の把握を図りつつ、「第一ステージ」の総括的検証を踏まえた施策の見直し等を行い、より効果的な支援に取り組む。</p>

	<p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画</p>	<p>令和5年6月16日閣議決定</p>	<p>Ⅲ. 人への投資・構造的質上げと「三位一体の労働市場改革の指針」</p> <p>(4)リ・スキリングによる能力向上支援</p> <p>①個人への直接支援の拡充</p> <p>国の在職者への学び直し支援策は、企業経由が中心となっており、現在、企業経由が75% (771億円 (人材開発支援助成金、公共職業訓練 (在職者訓練)、生産性向上人材育成支援センターの運営費交付金))、個人経由が25% (237億円 (教育訓練給付)) となっている。これについては、働く個人が主体的に選択可能となるよう、5年以内を目標に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにし、在職者のリ・スキリングの受講者の割合を高めていく。</p> <p>その際、業種を問わず適用可能な科目についてのリ・スキリングが、労働者の中長期的なキャリア形成に有効との先進諸国での経験を踏まえ、民間教育会社が実施するトレーニング・コースや大学が実施する学位プログラム等を含め、業種・企業を問わずスキルの証明が可能なOff-JTでの学び直しに、より重点を置く。</p> <p>業種・企業を問わず個人が習得したスキルの履歴の可視化を可能とする一助として、デジタル上での資格情報の認証・表示の仕組み (オープンバッジ) の活用の推奨を図る。</p> <p>雇用保険の教育訓練給付に関しては、高い賃金が獲得できる分野、高いエンプロイビリティの向上が期待される分野 (IT、データアナリティクス、プロジェクトマネジメント、技術研究、営業/マーケティング、経営・企画、観光・物流等) について、リ・スキリングのプログラムを受講する場合の補助率や補助上限について、拡充を検討することとし、具体的な制度設計を行う。</p> <p>特に今般拡充する部分については、在職者を含め労働者が自身の有するノウハウやスキル、本人の意向に応じて、リ・スキリングプログラムを受ける内容、進め方を、コンサルティングを受けながら適切に選択できるように、ハローワーク、教育訓練機関等で、事前に在職者へのコンサルティングとリ・スキリングの内容の妥当性の確認を行うこととする。</p> <p>キャリアコンサルタントの役割の強化を図り、将来的には、民間に在籍するキャリアコンサルタントの一部にも、支援措置の妥当性の確認の役割を担わせる可否の検討を進める。</p> <p>企業経由の支援策についても、その中身を見直しつつ、必要なものについては充実させることを検討する。この際、企業内でも訓練機会に乏しい非正規雇用労働者等について、働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じたキャリアアップにつながる柔軟な日時や実施方法によるリ・スキリング支援を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>②日本企業の人への投資の強化の必要性</p> <p>日本企業の人への投資 (OJTを除く) は、2010年から2014年に対GDP比で0.1%にとどまり、米国 (2.08%) やフランス (1.78%) 等の先進諸国に比べても低い水準にある。かつ、近年、更に低下傾向にある。今後、人口減少により労働供給制約が強まる中、人への投資を行わない企業は、ますます優秀な人材を獲得できなくなり、それは企業価値や競争力の弱体化に直結することを認識しなければならない。</p> <p>他方で、諸外国の経験を見ると、人への投資を充実した企業においては、離職率の上昇は見られず、むしろ、自分を育てる機会を得られるとして、優秀な人材をひきつけることが可能となっている。</p> <p>このため、企業自身が、働く個人へのリ・スキリング支援強化を図る必要があることを肝に銘じる必要がある。</p> <p>③「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策見直し</p> <p>本指針を踏まえ、パッケージの各支援策が労働者にとってより利用しやすいものとなるよう、毎年度パッケージの実施状況をフォローアップし、その結果を翌年度の予算内容へと反映する。</p> <p>あわせて、受講後の処遇改善・社内外への昇進・登用に与える効果について計測し、分析を行い、施策の改善に活かす。</p> <p>⑤デジタル分野等の講座の拡充</p> <p>デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数 (179講座 (本年4月時点)) を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。その際、生成AI等、今後成長が期待され、今の時代に即した分野に関する講座の充実を図る。</p> <p>⑥給与所得控除におけるリ・スキリング費用の控除の仕組みの柔軟化</p> <p>給与所得控除におけるリ・スキリング費用の控除の仕組み (特定支出控除) について、勤務先企業だけでなく、キャリアコンサルタントも、そのリ・スキリングが職務に関連する旨の証明を行えるように改正した。新制度の活用状況も見ながら、更なる制度の柔軟化を検討する。</p> <p>(6) 成長分野への労働移動の円滑化</p> <p>④求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の共有化</p> <p>(略)</p> <p>我が国でも、成長分野への円滑な労働移動のため、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタント (現在6.6万人) が、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制を整備する。</p> <p>このため、</p> <p>i) ハローワークの保有する「求人・求職情報」を加工して集約し、</p> <p>ii) 民間人材会社の保有する「求人情報」のうち、職種・地域ごとに、求人数・(求人)の賃金動向・必要となるスキルについて、求人情報を匿名化して集約することとし、その方法については、転職賃金相場等をまとめている人材サービス産業協議会の場において検討を行う。</p> <p>iii) 民間の協議会・ハローワーク等に情報を集約し、一定の要件を満たすキャリアコンサルタントに基礎的情報を提供することとする。</p> <p>iv) 官においては、ハローワークにおいて、キャリアコンサルティング部門の体制強化等のコンサルティング機能を強化し、在職時からの継続的な相談支援の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>公共職業訓練制度については、申請のオンライン化やハローワークの就職データの活用による民間教育訓練事業者の業務の効率化を推進するとともに、現場の民間教育訓練事業者からの意見を直接聴取する仕組みの導入等を速やかに実現する。</p> <p>また、ハローワークにおいて推薦する職種について、転職前後の賃金を捕捉・比較する方法を検討する。その上で、転職前後の賃金上昇可能性やその後の熟練度に応じた更なる上昇可能性まで考慮に入れた推薦が行われるよう、制度の運営改善を行う。</p> <p>なお、求職者が中小・小規模企業を選択肢の一つとして検討できるように、個々の中小・小規模企業の強みや魅力についての定性的情報をキャリアコンサルタントが求職者に対し効果的に提供する方途について検討を行う。</p> <p>⑦厚生労働省関係の情報インフラ整備</p> <p>厚生労働省が運営する職場情報提供サイト (しよくばらぼ) の機能強化と利用促進を図る。また、日本版O-NET (job tag) の機能強化と多様な属性の利用者に対する利便性の向上を図る。</p>
--	-------------------------------	----------------------	---

<p>施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>			<p>(7)多様性の尊重と格差の是正 ②中小企業・小規模企業等の質上げに向けた環境整備等 ii)中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 (略) 中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。</p> <p>⑥外国人労働者との共生の推進 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。 (略)</p>
	<p>規制改革実施計画</p>	<p>令和5年6月16日閣議決定</p>	<p>VIII. 経済社会の多極化 1. デジタル田園都市国家構想の実現 (1)デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備・中山間地の生活改善 ⑦デジタル人材の育成 地域が抱える課題の解決をけん引するデジタル人材について、来年度末までに年間45万人を育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに合計330万人を確保する。このため、大学生・高等専門学校生の育成(年17万人)、社会人等のスキルアップ支援(年13万人)、職業訓練等(年13.5万人)などの各領域において具体的な育成計画を定め、フォローアップを行う。 特に、教員確保に課題を抱える大学・高等専門学校があること、社会人向けの教育コンテンツが限られていること、職業訓練の中でのデジタル関連講座の開講が都市部に偏在していることを踏まえ、大学・高等専門学校でデジタル教育を担う教員確保のための実務家の導入、オンラインを活用した社会人向け教育コンテンツの提供・充実、職業訓練の中で各地の産業・雇用特性に応じたデジタル関連講座の強化を図る。また、地域におけるDXを推進するため、自治体におけるデジタル人材の確保・育成を進める。</p> <p>II. 実施事項 3. 個別分野の取組 <人への投資分野> (1)外国人材の受入・活躍の促進 c 法務省及び厚生労働省は、技能実習制度に関する手続について、書類又は記載の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直しを検討し、必要な措置を講ずる。また、今後の技能実習制度の見直しにおいては、これまでの規制改革における議論を踏まえ、手続が簡素で合法的なものとなるよう検討する。 d 法務省及び厚生労働省は、技能実習計画の認定申請に関する手続について、今後の技能実習制度の見直しの方向性も踏まえつつオンライン化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>(7)多様な正社員(限定正社員)の活用促進 d 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するため、職業訓練や学び・学び直しの支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供する。 e 厚生労働省は、多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するため、パートタイム・有期雇用労働者、無期転換正社員、限定正社員等多様な働き方に応じたキャリア形成支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新規開発・提供し、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図る。 f 厚生労働省は、若年層の将来の選択に資するよう、現在行っている労働関係法令に関する教育の取組に加え、特に中学生・高校生向けに、「多様な働き方」や、その前提となる労働法の基本的な考え方に関する情報提供を強化する方策について検討し、必要な措置を講ずる。</p>

経済財政運営と改革の基本方針2024

令和6年6月21日閣議決定

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

- ・非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。
- (2) 三位一体の労働市場改革
- ・賃上げを持続的・構造的なものとするため、三位一体の労働市場改革を推進する。
- ・リ・スキリングによる能力向上支援については、全世代のリ・スキリングを推進する。
- ・教育訓練給付の給付率の引上げを含めた拡充、対象資格・講座の拡大に取り組む。(中略)2024年3月に創設した団体等検定に係るスキルの習得講座の対象への追加について、2024年中に検討を行うとともに、幅広い業種(建設、物流、観光等)において、業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定制度の活用を促進する。
- ・成長分野への労働移動の円滑化については、求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の整備・集約を進めるとともに、2025年度に、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備を開始する。
- ・労働市場改革を進めるため、国会議の開催の検討等、国民運動を展開する。

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

(1) 人手不足への対応

- ・自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」(例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラクトドライバー業務の軽減等)を推進する。

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(2) 海外活力の取り込み

- 外国人材の受入れ
- ・育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(1) デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開

- ・地域社会のニーズに合わせ、先端技術の社会実装等に取り組むモデル地域を創出するため、連携“絆”特区等を活用しながら、制度・規制改革や施策間・地域間連携、デジタル田園都市国家構想交付金による効果的な取組への支援の重点化をパッケージ化して支援する。5G利活用等の優良事例を支えるサービス・システムの効果的・効率的な横展開、光ファイバ、5G、データセンター等のデジタル基盤の全国での整備、デジタル人材育成等を推進する。

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

(1) 共生・共助・女性活躍社会づくり

- 共生
- ・自殺総合対策大綱に基づく施策や、地域若者サポートステーションの就労支援体制の強化などひきこもり支援を着実に推進する。
- ・就職氷河期世代の就労支援は、5年間の集中的取組により、一定の成果を挙げている。来年度以降、この世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行う。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

- ・少子高齢化・人口減少を克服し、「国民が豊かさを実感できる持続可能な経済社会」を目指すためには、国民の将来不安を払拭し「成長と分配の好循環」の基盤となる改革を進めるとともに、長期推計を踏まえ、中長期的な社会の構造変化に耐え得る強靱で持続可能な社会保障システムを確立する必要がある。このため、中長期的な時間軸も視野に入れ、医療・介護DXやICT、ロボットなど先進技術・データの徹底活用やタスクシフト/シェアや全世代型リ・スキリングの推進等による「生産性の向上」、女性・高齢者など誰もが意欲に応じて活躍できる「生涯活躍社会の実現」、「子ども未来戦略」の効果的な実践による「少子化への対応」など関連する政策総動員で対応する。

	<p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版</p>	<p>令和6年6月21日閣議決定</p>	<p>II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着</p> <p>1. 価格転嫁の商習慣の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速</p> <p>(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング ・我が国では、人手不足と言いつつ、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。 ・AIツールは、OJTを補充し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。 ・産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。 <hr/> <p>III. 三位一体の労働市場改革の早期実行</p> <p>(2) 労働移動の円滑化</p> <p>○現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援・人手不足が目立つ、自動車運転業(物流・人流)、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業(修理や検査を含む)、介護業、観光業、飲食業等といった職種については、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度を政府が認定するとともに、政府としても、これらのスキル習得のための講座受講支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、業界団体・個別企業が策定する民間検定を政府が認定する新たな枠組みを通じ、既存の公的資格(技能検定等)ではカバーできていなかった産業・職種におけるスキルの階層化・標準化を進める。さらに、認定された検定に係るスキルの習得のための講座受講については、本年秋から、教育訓練給付の対象に追加し、政府として支援を行う。 ・官民を挙げたスキルの評価制度の導入拡大を図るため、人手不足感が強く、かつ、労働者のスキル向上を処遇に結び付ける仕組みが十分存在していなかった業界を中心に、この制度の導入について、事業所管省庁を通じた業界団体への要請を実施する。 ○官民の求人・求職情報の共有化によるキャリアコンサルティング機能の強化 ・25～44歳の社員の8割以上が「これからは、多くの人に自律的・主体的なキャリア形成が求められる」、「自分自身は、自律的・主体的なキャリア形成をしたい」と考えている。キャリアコンサルティングの取組を官民で我が国全体に広げていくことが重要である。 ・求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の遅れている共有化を加速するため、これまで民間人材会社が保有していた領域を含め、政府の側で、直接、民間の求人情報について、民間のデータ会社等の協力を得て、本年度から、広範かつ詳細な収集・集計の委託事業を実施する。さらに、これによって得られた民間の求人情報と、官(ハローワーク等)で保有する求人・求職情報とを集約し、民間のキャリアコンサルタントが労働者に指導・助言を行う際に具体的に参考とできる粒度で広く情報公開を実施する。 <p>(3) リ・スキリングによる能力向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デンマークのリ・スキリングは、受講者の7割が在職者だが、日本は失業者が6割である。我が国では、就職をすると、学び直し慣行が薄くなる。労働者の生活安定性を維持したままで、リ・スキリングを進めるためにも、在職期間中のリ・スキリングの強化を図る。 ・また、企業経由の支援策についても、その中身を見直しつつ、必要なものについては充実させることを検討する。 ○リ・スキリングのプラットフォームの構築 ・全世代のリ・スキリングを進める。 <p>(4) 労働市場改革の関連事項</p> <p>○外国人労働者との共生推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正入管法・改正技能実習法に基づき、現行の技能実習制度を発展的に解消して創設する人材育成と人材確保を目的とした育成就労制度を着実に施行する。新設される育成就労制度や、本年から自動車運送業・鉄道・林業・木材産業を新たに対象分野に追加した特定技能制度の活用を通じ、人権に配慮しつつ、外国人材の受入れを推進する。 ○労働市場改革の国民展開 ・上記の労働市場改革を進めるため、国民会議の開催の検討等、国民運動を展開する。 <hr/> <p>IX. 経済社会の多極化</p> <p>1. 地方創生とデジタル田園都市国家構想の実現</p> <p>(1) デジタル田園都市国家の基盤整備・中山間地域の生活環境改善</p> <p>○デジタル人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える課題の解決をけん引するデジタル人材について、本年度末までに年間45万人を育成できる体制を構築し、2026年度までに合計330万人を確保する。このため、大学生・高等専門学校生の育成(年17万人)、社会人等のスキルアップ支援(年13万人)、職業訓練等(年13.5万人)などの各領域においてデジタル人材の育成を推進し、フォローアップを行う。
--	---------------------------------------	----------------------	---

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(VI-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること(施策目標VI-1-2) 基本目標VI-労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと</p>		<p>担当 部局長</p>	<p>人材開発統括官</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(能力評価担当) 安達 佳弘</p>
<p>施策の概要</p>	<p>労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行う。</p> <p>※職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められている。 ※また、同法第5条に基づき、第11次職業能力開発基本計画(令和3年度～令和7年度)を策定したところである。同計画は、新型コロナウイルス感染症の影響によるデジタル技術の社会実装の進展や労働市場の不確実性の高まり、人生100年時代の到来による労働者の職業人生の長期化など、労働者を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中で、企業における人材育成を支援するとともに、労働者の主体的なキャリア形成を支援する人材育成戦略として、職業能力開発施策の基本的方向を定めたもの。</p>					
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. ものづくり人材の雇用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造業の就業者数は、平成14年から令和4年までの約20年間で158万人の減少。全産業に占める製造業の就業者割合も、約20年間で3.5ポイントの低下。 製造業における若年(34歳以下)の就業者数は、約20年間で129万人の減少。製造業の全就業者に占める若年就業者の割合は、約20年間で7ポイントの低下。 <p>2. 技能検定制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度。労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に実施され、合格者は「技能士」と名乗ることができる(名称独占)。 ものづくり分野を中心に、技能のウエイトが高く、全国的に需要を有する分野を対象に、国が主体となり全国、業種、職種共通の基準の下で制度を構築・運営。 令和5年度は全国で約81万人が受検申請、約36万人が合格、制度開始からの累計で延べ約872万人が合格。 令和6年4月1日現在、131職種が実施されており、社会のニーズに合わせて職種・作業の見直しを行っている。 技能検定は、ものづくり職種に限らず、DX関連職種(※1)やホワイトカラー職種(※2)も対象の職種に含まれている。なお、職種拡充は業界団体からの申請があった上で、業界団体と協力して行っている。 ※1 ウェブデザイン ※2 ファイナンシャル・プランニング、金融窓口サービス、知的財産管理、フィットネスクラブ・マネジメント等 <p>3. 技能検定の利点・活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能検定を知っており、利点を感じるとした事業所のうち、技能検定の利点・活用方法は、 ① 労働者の職業意識や職業能力の向上に役立つ(80.9%) ② 採用、配置転換、昇進などに活用できる(41.6%) ③ 資格手当や報奨金等の支給根拠として活用している(39.6%) ④ 技能士がいることで、取引などにプラスの効果がある(30.3%) <p>4. 技能検定の課題点</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能検定を知っており、問題点を感じるとした事業所のうち、その課題点の内訳は ① 技能検定の試験実施回数や試験地が限られている。 ② 技能検定の対象や試験内容が現場で必要な技能と合っていない。 ③ 試験の準備や受検する時間等の労働者の拘束時間が長い。 ④ 受検に必要な費用が高い。 <p>5. 技能検定以外の職業能力評価に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例(職務遂行能力)」を、業種別、職種・職務別に整理した「職業能力評価基準」を策定している。現在、業種横断的な経理・人事等の事務系9職種及び、電気機械器具製造業、ホテル業、在宅介護業等の56業種を整備。 人事・経理等のホワイトカラー職種については、「職業能力評価基準」を活用し、利用者のポータブルスキルと近接する5つの職務・職位を掲示する「ポータブルスキル見える化ツール」を開発。令和3年度から「job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))」に掲載するとともに、活用に係るマニュアルや映像教材等を作成し、厚生労働省ホームページに掲載。 					
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>労働者の主体的な能力開発を通じた生産性向上や、産業界が求める能力と労働者が有する職業能力との円滑なマッチング、また、企業内における労働者の客観的な能力評価などに資するものとして、技能検定等を通じた技能の「見える化」の推進が求められている。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進</p>	<p>技能検定制度を産業界のニーズを踏まえたものにするため、職種・作業の見直しなどの対応が必要である。 また、ホワイトカラー職種も含めて労働者の主体的な能力開発を促すため、職業能力評価基準などの職業能力評価制度の推進が必要である。</p>			

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
①	技能検定受検申請者数 (アウトプット)	807,306人	平成30年度	810,000人	令和6年度	前年度 (871,451人)以上	820,892人	783,679人	836,519人	810,000人	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受検申請者数を指標として選定した。 (参考)平成30年度807,306人、令和元年度871,452人 (出典):技能検定実施状況調査	令和6年度の目標については、前年度(令和5年度)の実績を目標値のベースとして設定した。
						716,200人	972,416人	869,519人	809,672人			
②	技能検定合格者数 (アウトカム)	697万人	平成30年度	36万人	令和6年度	33万人	33万人	28万人	34万人	36万人	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受検合格者数を指標として選定し、過去の合格実績等を踏まえて目標とした。 (参考)平成30年度実績324,073人、令和元年度363,734人 (出典):技能検定実施状況調査	令和6年度の目標については、前年度(令和5年度)の実績を目標値のベースとして設定した。
						299,559人 (累計数 7,637,348人)	368,034人 (累計数 8,005,382人)	359,641人 (累計数 8,365,023人)	356,162人 (累計数 8,721,187人)			
3	ポータブルスキル見える化ツールPV数 (アウトカム)	10万PV	令和5年度	12万PV	令和6年度	-	-	-	10万PV	12万PV	ポータブルスキル見える化ツールを令和3年度に開発しており、その活用促進のためキャリアコンサルタント等の支援者向けに周知広報・活用動奨を行うとともに活用促進に向けた教材作成を行っている。作成した教材等の活用状況を測るため、利用者(PV数)を指標とした。 (出典):厚生労働省調べ	令和6年度の目標については、公開直後等の特殊な時期を除き令和5年度の毎月のアクセス件数が概ね1万PV程度で推移していることを踏まえ1万/月×12月により設定した。
						-	-	167,788PV	191,950PV			
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	技能検定等の実施 (昭和34年度)	19億円 20億円	25億円 21億円	24億円	1.2	技能検定試験に係る試験問題の作成等について、中央職業能力開発協会を支援し、技能検定試験の実施等について、都道府県等を支援する。若年者が技能検定を受検しやすい環境を整備し、「ものづくり分野」を支える必要な人材の確保・育成を支援するために受検料の減免措置を行う。また、国においては技能検定職種の見直し等を行う。技能検定試験の実施主体である都道府県等を支援すること、また、技能検定をより社会的ニーズに対応したものとなるよう技能検定職種や試験問題等の見直し等を行うことで、技能検定の受検を促進する。					002630	
(2)	柔軟な労働市場形成に向けた職業能力「見える化」推進事業 (令和元年度)	0.2億円 0.1億円	0.2億円 0.1億円	0.3億円	-	少子高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中、持続的な経済成長を実現するため、主体的なキャリア形成を支えるインフラの整備等、職業能力の「見える化」を推進する。人事、経理などの、いわゆる「資格」による職業能力の診断が困難なホワイトカラー職種において、職業能力の診断を行う「職業能力診断ツール」について、職業情報提供サイトとの連携や、キャリアコンサルティングにおける活用を進める。					002642	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定時期	令和6年度
施策の執行額(千円)		1,945,209			2,471,447			2,464,057				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
		-					-			-		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(VI-1-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>技能実習制度の適正な運営を推進すること(施策目標VI-1-3) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>人材開発統括官</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(海外人材育成担当) 堀 泰雄</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>・ 外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。</p> <p>・ 平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、以下の内容が盛り込まれた新たな技能実習制度が施行された。</p> <p>① 監理団体は許可制、実習実施者は届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする</p> <p>② 外国人技能実習機構を認可法人として設立し、監理団体等に対する実地検査や技能実習生に対する相談・援助等の業務を行う</p> <p>③ 通報・相談窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等の整備</p> <p>④ 入管法令・労働関係法令違反等の不適切な事案は、関係機関とともに必要な対応を行い、違反の様態に応じて許可の取消等の行政処分等を行う</p>										
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>・ 技能実習生数は令和元年までは増加を続けており、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け対前年比減となっていたものの、新型コロナウイルス感染症への対応における水際対策の緩和を受け、令和4年時点では約32.4万人と増加に転じた。</p> <p>・ 法令違反や不正な行為等が認められる実習実施者又は監理団体については、事案に応じて、技能実習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の行政処分等を行っている。令和5年3月末時点で、監理団体の許可の取消しが43件、技能実習計画の認定取消しが399件となっており、近年増加傾向にある。</p> <p>・ 技能実習制度の在り方については、技能実習法の附則において施行(平成29年11月)後5年の検討が規定されており、「外国人材の受入れ・共生に関する関係関係会議」の下に設けられた「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、制度の見直しの方向性を検討している。</p>										
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・ 技能実習制度については、人権侵害や労働関係法令違反の存在が指摘されており、引き続き実習実施者における労働関係法令の周知及び遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。</p>									
<p></p>	<p>2</p>	<p>・ 適正な技能実習を行うために技能実習生ごとに技能実習計画を作成することとしているが、技能実習の目標及び内容、実習を行わせる体制、実習生の待遇等が法令の基準に適合していること等の要件について、適正に認定を行い、これに基づき技能実習が行われることで、技能等の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという制度趣旨に沿った制度運用が行われる必要がある。</p>									
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>						
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保</p>				<p>外国人技能実習機構が実習実施者に対して実地検査を行うことで、労働関係法令違反等への迅速な対応や違反発生を未然に防ぐことにつながり、技能実習制度の適正な運営の推進に寄与するため。</p>						
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施</p>				<p>認定を受けた計画に基づく適正な技能実習を実施するとともに、実習生の技能等の習得状況及び実習後の状況を把握し、人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転を実現するため。</p>						
<p>達成目標1について</p>											
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値</p>							
<p>○1 外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査件数(アウトプット)</p>	<p>7,886件</p>	<p>平成30年度</p>	<p>19,000件</p>	<p>令和6年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>13,000件</p>	<p>16,000件</p>	<p>19,000件</p>	<p>施策目標達成のため、外国人技能実習機構による実地検査により、実習実施者における技能実習法の遵守徹底を図る必要があることから、主要な測定指標に設定した。 ※本指標は令和4年度から設定。</p>	<p>目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。</p>
<p>2 技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(アウトプット)</p>	<p>1,448件</p>	<p>平成30年度</p>	<p>7,000件</p>	<p>令和6年度</p>	<p>2,000件</p>	<p>2,000件</p>	<p>4,500件</p>	<p>5,000件</p>	<p>7,000件</p>	<p>労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待でき、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、測定指標として設定した。</p>	<p>目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。</p>
<p>3 実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(アウトカム)</p>	<p>100%</p>	<p>平成30年度</p>	<p>95%</p>	<p>令和6年度</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>技能実習生の安全衛生確保の観点から、外国人技能実習機構が技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じており、その実効性を測る観点から、測定指標として設定した。</p>	<p>目標値は過年度の実績値を踏まえて設定している。</p>

達成手段1 (開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額	予算額				
	執行額	執行額				
(1) 外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度)	62.0億円	62.5億円	66.3億円	1~3	外国人の技能実習の適正化及び技能実習生の保護に関する法律等に基づき、制度趣旨を徹底し、制度の適正化及び拡充を図るため、外国人技能実習機構において、監理団体・実習実施者の適正化、人権侵害等の防止・対策、送出し機関の適正化、技能等の修得・移転の確保、対象職種への拡大等に関する業務等を行う。 以上の業務により、技能実習制度の適正な運営の推進が見込まれる。 令和3年度までは施策目標として職業能力の開発の項目に含まれていた事業であることから、一般会計及び雇用勘定の金額のみ計上する整理であったが、令和4年度の事前分析表において技能実習事業として独立した項目になったことから、令和4年度においては一般会計、労災勘定及び雇用勘定の金額を計上している。	002639
	61.8億円	62.3億円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
④ 標準処理期間内に認定した技能実習計画の割合 (アウトカム)	80%	平成30年度	80%	令和6年度	80%	80%	80%	80%	80%	申請された技能実習計画の適正な審査は当然ながら、技能実習の円滑な実施のため、申請された計画どおりに技能実習を開始できるよう、定められた標準処理期間内に処理した技能実習計画の割合を測定指標とした。 また、標準処理期間内に処理できなかった技能実習計画については、その原因や背景を分析する。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。 令和5年度実績値77.6%は、分母:技能実習計画の措置件数(319,111件)、分子:標準処理期間(※)内の措置件数(247,535件)から算出したもの。 ※技能実習計画の認定に当たって、段階別に標準処理期間(第1号技能実習計画:2か月以内、第2号及び第3号:5週間以内)を設定している。
					82.1%	87.2%	74.4%	77.6%			
5 技能実習計画の認定件数 (アウトプット)	270,000件	平成30年度	360,000件	令和6年度	301,025件	300,526件	250,000件	300,000件	360,000件	申請された技能実習計画の件数に応じた認定審査の件数が技能実習の円滑な実施に資するため、技能実習計画の処理件数を測定指標とした。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。
6 第2号技能実習の修了時に受検が必須とされている技能検定等の実技試験の合格率 (アウトカム)	89%	令和2年度	85%	令和6年度	-	-	85%	85%	85%	認定計画に基づいた効果的な技能実習により、初級の技能者相当の技能の修得状況を反映する指標であることから、測定指標とした。 ※本指標は令和4年度から設定。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。 なお、令和2年度から集計しているため、当該年度を基準年度とした。
					88.7%	89.2%	88.2%	89.6%			
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
7 外国人技能実習生の在留者数					378,200	276,123	324,940	404,556		外国人技能実習生の在留者数を参考指標として設定することで、外国人技能実習制度を取り巻く近況把握ができるため。 ※ 数値は、法務省「出入国管理統計」によるものであり、年間(1月~12月)実績値。	
8 母国語相談件数					13,353	23,701	17,332	14,307		技能実習生からの相談件数について制度を取り巻く近況把握のため参考指標として「母国語相談件数」を設定	
9 外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査のうち、技能実習法違反が認められた件数及び割合					6,445	8,283	8,843	8,371		達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
					37.2%	34.4%	40.1%	38.7%			
10 技能実習生の労働災害発生件数(休業4日以上)					1,625	1,912	1,301	1,692		達成目標2を補足するものを参考指標として設定したものの。	
11 各年度において実地検査の対象とされる監理団体数(上段)及び実際に実地検査を行った監理団体数(下段)					2,839	3,222	3,505	3,632	3,718	達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
					2,886	3,216	3,415	3,540			
12 各年度において実地検査の対象とされる実習実施者数(上段)及び実際に実地検査を行った実習実施者数(下段)					22,272	20,601	21,648	22,372 (速報値)	集計中	達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
					16,727	23,139	21,091	20,621			

達成手段2 (開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額	予算額				
	執行額	執行額				
(2) 外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度) (再掲)	62.0億円	62.5億円	66.3億円	4~6	外国人の技能実習の適正化及び技能実習生の保護に関する法律等に基づき、制度趣旨を徹底し、制度の適正化及び拡充を図るため、外国人技能実習機構において、監理団体・実習実施者の適正化、人権侵害等の防止・対策、送出し機関の適正化、技能等の修得・移転の確保、対象職種への拡大等に関する業務等を行う。 以上の業務により、技能実習制度の適正な運営の推進が見込まれる。 令和3年度までは施策目標として職業能力の開発の項目に含まれていた事業であることから、一般会計及び雇用勘定の金額のみ計上する整理であったが、令和4年度の事前分析表において技能実習事業として独立した項目になったことから、令和4年度においては一般会計、労災勘定及び雇用勘定の金額を計上している。	002639
	61.8億円	62.3億円				

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定 時期	令和5年度
	6,201,268	6,253,617	6,628,085		
施策の執行額(千円)	6,177,949	6,229,853			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について(抄)		令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定	<p>さらに、外国人労働者の雇用維持や就職支援を強化するとともに、働きやすい環境の整備を促進します。あわせて、技能実習制度の一層の適正化に努めます。</p> <p>5 関係機関の在り方</p> <p>(4)外国人育成就労機構 「外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組し、対象外国人への支援・保護業務を行わせる」 「外国人育成就労機構の監督指導機能や支援・保護機能を強化し、そのために必要な体制等を整備する」</p>	
	経済財政運営と改革の基本方針2024(抄)		令和6年6月21日閣議決定	<p>4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応</p> <p>(2)海外活力の取り込み (海外人材の受入れ) 「育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。」</p>	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(VI-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること(施策目標VI-2-1) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2:個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること					担当 部署名	人材開発統括官		作成責任者名	参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 今野 憲太郎				
施策の概要	<p>・本施策は、「青少年の雇用の促進等に関する法律」において、無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設として位置付けられる地域若者サポートステーションにおける若年無業者等の職業的自立に向けた支援をするため実施している。</p> <p>・また、「就職氷河期世代支援プログラム」(※)、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」等を踏まえ、令和2年度からは全国177か所のサポステにおいて、支援対象を49歳までに拡大するとともに、把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ型支援(出張相談)を実施している。</p> <p>※「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)の一部として取りまとめられたものであり、現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、就職氷河期世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指し、政府として3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出したもの。</p>													
施策を取り巻く現状	若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(15～34歳で、就労しておらず、家事も通学もしていない者)の数は直近10年以上50万人～60万人台で推移しており、令和5年には約59万人となっている。加えて、就職氷河期世代の無業者の滞留が顕著で、就職氷河期世代を含む15～49歳の無業者数の推計は120万人にも達する。													
施策実現のための課題	1	上記のとおり、就職氷河期世代を含む15～49歳の無業者数は、令和5年において、120万人に達している。若年無業者等の就労を支援することは、若者等の自立の可能性を広げるだけでなく、経済的に自立させ、地域社会の支え手とともに、我が国の産業の担い手を育て、人口減少社会の中で産業の成長を実現していくために重要な施策である。 このため、若年無業者等に対し、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現に向けて支援をしていく必要がある。												
	2	若年無業者等の職業的自立を支援するためには、基本的な職業能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別に行うことや、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要である。そのため、就職後の定着・ステップアップの支援を行う必要がある。												
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由								
	目標1 (課題1)	地域若者サポートステーション事業において、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を実施し、より多くの若者等を就労につなげる。				より多くの若者等を就労につなげることで、若年無業者等が将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域の社会の支え手とともに、我が国の産業の担い手を育てることとなるため。								
	目標2 (課題2)	地域若者サポートステーション事業において、支援を受けた者の就職後の定着・ステップアップを推進する。				サポステを経て就職した者等が就職後も職業的自立した状態を維持できるよう、職場への定着やステップアップを支援し、その割合を向上させることで、安定した産業の担い手を育てることに資するため。								
	達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		年度ごとの実績値								
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
○1	地域若者サポートステーションにおける就職等率(アウトカム)	57.2%	平成27年度	71.2%	令和6年度	60.0%	60.0%	65.8%	67.9%	71.2%	若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう一人でも多くの若者等を就職につなげることを目的としていることから、就職等率を目標として設定している。なお、平成30年度より、雇用保険被保険者としての就職に加え、雇用保険被保険者就職に向け着実にステップを踏んでいると考え得る、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価することとした。		令和6年度の目標値は、近年の実績を踏まえた適正な目標値となるよう、過去3年間(令和3年度～令和5年度)の平均値以上とすることとし、71.2%と設定している。	
						61.7%	68.8%	73.2%	71.7%	/	(参考)令和5年度実績値71.7%は、分母:新規登録者数(17,096人)、分子:就職等者数(12,255人)から算出したもの。			
2	地域若者サポートステーションの支援を受けた者に対して行う満足度調査において、満足と回答した者の割合(アウトカム)	96.6%	平成29年度	95%	令和6年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	95.0%	若年無業者等のうち、ひきこもり状態等にある方の個々のニーズに合わせた支援を行うため、満足度調査で満足と回答した者の割合を測定指標とした。		令和6年度の目標値は、特に令和2年度から支援対象としている就職氷河期世代の方々については複合的な課題を有している場合が多く、引き続き支援者の高いスキルが求められている現状などを踏まえ、昨年度の実績水準を維持することを目標に95%と設定している。	
						97.3%	97.2%	97.5%	98.0%	/	(参考)令和5年度実績値98.0%は、分母:回答者数(6,945人)、分子:満足度調査において「大いに満足」「満足」及び「まあ満足」と回答した者の人数(6,806人)から算出したもの。			
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レギュレーション事業番号			
(1)	若者職業的自立支援推進事業(平成18年度)	46.7億円	47.5億円	45.9億円	1.2	若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施することにより、新たに就労へと導く支援を提供できることになり、施策目標を達成することに効果があると見込んでいる。					002646			
		43.8億円	42.9億円											

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
○3	地域若者サポートステーションにおける定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過時点で就労している者の割合(アウトカム)	67.6%	平成28年度	78.8%	令和6年度	69.0%	69.0%	73.8%	76.9%	78.8%	就職までの支援にとどまらず、その後の早期離職の防止、より安定した就職機会へのステップアップが重要であるため、地域若者サポートステーションによる定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過した時点でも就労している者の割合を目標として設定している。 (参考)令和5年度実績値79.3%は、分母:当該年度に就職後6ヶ月後が到来する者で定着・ステップアップ支援を開始した者の人数(5,079人)、分子:就職後6ヶ月後に同一の雇用主の下で就労中又は転職して就労中の者の人数(4,027人)から算出したもの。	令和6年度の目標値は、近年の実績を踏まえた適正な目標値となるよう、過去3年間(令和3年度～令和5年度)の平均値以上とすることとし、78.8%と設定している。
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(2)	若者職業的自立支援推進事業 (平成18年度)(再掲)	46.7億 43.8億	47.5億 42.9億円	45.9億	3	若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施することにより、新たに就労へと導く支援を提供できることになり、施策目標を達成することに効果があると見込んでいる。					002646	
施策の予算額(執行額)(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定時期	令和8年度
		4,674,147			4,751,668			4,593,445				
		4,382,999			4,295,849							
施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)					
経済財政運営と改革の基本方針2024					令和6年6月21日		第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり (共生) 自殺総合対策大綱に基づく施策や、地域若者サポートステーションの就労支援体制の強化などひきこもり支援を着実に推進する。					

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(VI-2-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	障害者等の職業能力開発を推進すること(施策目標VI-2-2) 基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること				担当 部署名	人材開発統括官 特別支援室	作成責任者名	特別支援室長 稲田 剛											
施策の概要	本施策は、障害者の社会的自立を促進するため、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)や障害者基本計画(令和5年3月閣議決定)等に基づき、障害者に対する職業訓練を実施する。また、訓練受講期間中に支給する訓練手当の都道府県における費用負担に対する支援を行う。 【障害者職業能力開発校について】 ○ 一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施している。国立機構営校、国立県営校、県立県営校の3種類がある。 ・ 国立機構営校(2校): 国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校。先導的な職業訓練実施の成果をもとに、職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献。 ・ 国立県営校(11校): 国が設置し、都道府県に運営を委託。 ・ 県立県営校(6校): 府県が設置・運営。 【障害者の多様なニーズに対応した委託訓練について】 ○ ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図っている。また、障害者職業能力開発校だけではなく、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入れ体制等の強化を図っている。																		
施策を取り巻く現状	令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第5次障害者基本計画が閣議決定され、障害者の障害特性やニーズ等に応じた職業訓練の実施が求められている。また、ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数が増加傾向にあるところ、特に精神障害者、発達障害者等の同件数が伸びており、約半数が精神障害者等となっている。令和4年度の障害者の新規求職申込件数は約23万件、うち精神障害者等からの申し込みは約14万件であった。 令和4年度の訓練受講生における障害種別の割合としては精神、発達障害者が増加傾向にあり、受講者の約半数以上が精神、発達障害者となっている。また、年齢別の割合としては30代以下が半数以上と多くを占めている。																		
施策実現のための課題	1	一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対する職業訓練機会の提供が課題である。																	
	2	精神障害者や発達障害者の求職者が増加するなど求職障害者の多様化が進み、多様な職業訓練ニーズが存在している。障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練の提供が課題である。また、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるための環境整備が課題である。																	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由														
目標1 (課題1)	障害者職業能力開発校における効果的な職業訓練の推進				一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対する職業訓練機会を提供するためには、障害者の障害特性に適切な職業訓練を実施することが必要であるため。														
目標2 (課題2)	民間の多様な機関等を活用した効果的な障害者委託訓練の推進 一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入れ体制等の強化				障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練を提供するためには、障害者職業能力開発校の活用はもちろんのこと、民間の多様な機関等を効果的に活用して多様な職業訓練を実施することが必要であるため。														
達成目標1について																			
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
						令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度					
①	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(アウトカム)	62.9%	令和2年度	70%	令和9年度	70%	70%	70%	70%	70%	職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者職業能力開発校において、一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対してその特性に応じた職業訓練を実施しているため、その修了者の就職率を測定指標として設定。 (参考1)令和4年度実績値70.1%は分母:令和4年度の障害者職業能力開発校の修了者数等(1,098人)、分子:令和4年度の同修了者数等のうち就職者数(770人)から算出したもの。 (参考2)障害種別毎の就職率は令和4年度実績で身体:67.3%、知的:78.6%、精神:63.1%、その他障害:74.4%(うち発達:73.7%)となっている。 (出典)定例業務統計報告		目標値(水準・目標年度)については、過去の実績を踏まえつつ障害者基本計画において、就職率を70%とする目標が定められていることを踏まえ設定。						
						62.9%	64.7%	70.1%	集計中 (令和6年12月頃公表予定)										
2	障害者職業能力開発校における訓練受講者数(アウトプット)	-	-	1,980人	令和6年度	1,980人	1,980人	1,980人	1,980人	1,980人	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、障害者職業能力開発校における離職者訓練対象者数が定められていることから、同対象者を測定指標として設定。 (出典)定例業務統計報告		「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、2,930人であるところ、そのうち、障害者職業能力開発校における離職者訓練対象者数は1,980人であることを踏まえ設定。						
						1,133人	1,131人	1,076人	集計中 (令和6年12月頃公表予定)										

達成手段1		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	障害者職業能力開発校運営委託費 (昭和22年度)	2,959百万円 2,955百万円	2,952百万円 2,881百万円	2,974百万円	1.2	一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適切した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害特性に応じた職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	002451
(2)	職業転換訓練費負担金 (昭和41年度)	1,097百万円 811百万円	1,079百万円 781百万円	1,061百万円	1.2,3,4	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県が訓練手当を支給し、その要する費用のうち1/2を国が負担する。就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図り、就労を支援する。	002577
(3)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構障害者職業能力開発助成運 営費交付金 (平成23年度)	868百万円 868百万円	863百万円 863百万円	863百万円	1.2,5	一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適切した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもとにした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図り、就労を支援する。	002650

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
3	障害者委託訓練修了者における就職率(アウトカム)	令和2年度	48.5%	55%	令和9年度	55%	55%	55%	55%	55%	職業能力開発促進法、障害者基本計画等に基づき、障害者が居住する身近な地域で障害の態様や企業ニーズに対応した様々な職業訓練を提供するため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を活用した障害者委託訓練を実施していることから、その修了者の就職率を測定指標として設定。 (参考1)令和4年度実績値49.1%は分母:令和4年度の障害者委託訓練の修了者数等(2,322人)、分子:令和4年度の同修了者数等のうち就職者数(1,140人)から算出したもの。 (参考2)障害種別毎の就職率は令和4年度実績で身体:35.6%、知的:61.3%、精神:48.5%、発達:49.7%、その他障害:38.5%となっている。 (出典)定例業務統計報告	目標値(水準・目標年度)については、過去の実績を踏まえつつ障害者基本計画において、就職率を55%とする目標が定められていることを踏まえ設定。
4	障害者委託訓練の受講者数(アウトプット)		-	3,080人	令和6年度	3,700人	3,650人	3,500人	3,080人	3,080人	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」において、委託訓練として実施する離職者訓練の対象者数が定められていることから、同対象者数を測定指標として設定。 (出典)定例業務統計報告	「令和5年度における全国職業訓練実施計画」においては、近年の実績を踏まえ、障害者委託訓練の離職者訓練対象者数について、前年度から420人減の3,080人としていることから、目標値についても同対象者数を指標として設定している。
5	一般の公共職業能力開発校における訓練受講者数(アウトプット)		-	700人	令和6年度	-	-	-	-	700人	一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入体制の強化を実施していることから、その受講者数を測定指標として設定。 集計中(令和6年12月頃公表予定)	目標設定にあたり、過去3年の実績を踏まえ設定。
達成手段2		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(4)	職業転換訓練費負担金 (昭和41年度)【再掲】	1,097百万円 811百万円	1,079百万円 781百万円	1,061百万円	1.2,3,4	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県が訓練手当を支給し、その要する費用のうち1/2を国が負担する。就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図り、就労を支援する。					002577	
(5)	障害者の多様なニーズに対応した委託 訓練の実施 (平成16年度)	1,634百万円 1,508百万円	1,579百万円 1,440百万円	1,596百万円	3.4,5	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。多様な機関を活用して、知識、技能習得訓練コースや実践能力習得訓練コース等の個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。また、一般の公共職業能力開発校においても精神障害者等を受け入れるため、精神保健福祉士等の専門家の配置等により一般の公共職業能力開発校における精神障害者等の受入れ体制等の強化を図っている。					002649	
(6)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構障害者職業能力開発助成運 営費交付金 (平成23年度)【再掲】	868百万円 868百万円	863百万円 863百万円	863百万円	1.2,5	一般の公共職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適切した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもとにした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図り、就労を支援する。					002650	

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定 時期	令和7年度
	6,558,211	6,473,088	6,494,188		
施策の執行額(千円)	6,143,179	5,966,058			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	障害者基本計画		令和5年3月閣議決定	<p>【障害者基本計画】</p> <p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>障害者職業能力開発校における受講については、障害者本人の希望を尊重するよう努め、障害の特性に応じた職業訓練を実施するとともに、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施する。また、一般の公共職業能力開発施設においては、障害者向けの職業訓練を円滑に実施できるよう体制を整備するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。</p>	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(VI-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 VI-3-1) 基本目標VI「労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること」 施策大目標3「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>人材開発統括官</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(能力評価担当) 安達 佳弘</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>・ 本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施している。</p> <p>【1. 熟練技能者を活用した技能継承、技能尊重気運の醸成等】 ・ 若年技能者が技能を向上させる、又は若者が進んで技能者を目指す環境の整備等に取り組むため、ものづくりに関して優れた技能・経験を有する「ものづくりマイスター」が、企業、業界団体、教育訓練機関において、若年技能者への実技指導の実施している。</p> <p>【2. 各種技能競技大会等の推進】 ・ 技能者に技能向上の目標を与えることにより、効果的な技能習得意欲の向上、ものづくり分野・IT分野の裾野の拡大や技能者の社会的評価の向上を図るとともに、若年者を始めとした国民各層に技能の素晴らしさ、重要性を深く浸透させることにより技能尊重気運の醸成を図るため、以下の技能競技大会の実施及び参加を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="448 462 2179 614"> <tr> <td data-bbox="448 462 683 518">① 若年者ものづくり競技大会</td> <td data-bbox="683 462 2179 518">職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者(原則20歳以下)で、企業等に就職していない者を対象に、技能競技を通じ、これらの若年者に目標を付与し、技能を向上させることにより、就業促進を図り、あわせて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として実施する大会。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 518 683 574">② 技能五輪全国大会</td> <td data-bbox="683 518 2179 574">国内の青年技能者(原則23歳以下)を対象に技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として実施する大会。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 574 683 614">③ 技能五輪国際大会</td> <td data-bbox="683 574 2179 614">青年技能者(原則22歳以下)を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として開催される大会。</td> </tr> </table>					① 若年者ものづくり競技大会	職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者(原則20歳以下)で、企業等に就職していない者を対象に、技能競技を通じ、これらの若年者に目標を付与し、技能を向上させることにより、就業促進を図り、あわせて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として実施する大会。	② 技能五輪全国大会	国内の青年技能者(原則23歳以下)を対象に技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として実施する大会。	③ 技能五輪国際大会	青年技能者(原則22歳以下)を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として開催される大会。
① 若年者ものづくり競技大会	職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者(原則20歳以下)で、企業等に就職していない者を対象に、技能競技を通じ、これらの若年者に目標を付与し、技能を向上させることにより、就業促進を図り、あわせて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として実施する大会。										
② 技能五輪全国大会	国内の青年技能者(原則23歳以下)を対象に技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として実施する大会。										
③ 技能五輪国際大会	青年技能者(原則22歳以下)を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として開催される大会。										
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 技能労働者の動向</p> <p>① 建設業 ・ 建設関連職種の有効求人倍率は新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降も他産業と比較して高い。 ・ 高齢層(55歳以上)の割合が他産業に比べて高い一方、若年層(15~29歳)の割合が低い。 ・ 新規学校卒業者の入職者は他産業に比べて少ない。(出典:建設雇用計画(第十次))</p> <p>② 製造業 ・ 新規求人数の対前年同月比は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅減となるも、2020年5月(-42.8%)を底に増加傾向に転じた。直近では物価上昇等の影響もあり落ち込んでいる(2024年2月:△8.7%)。 ・ 就業者数は若年層(34歳以下)では2002年から2012年頃まで減少基調が続き以降は横ばいで推移(2023年:259万人)。高齢層(65歳以上)では2002年から2017年まで増加傾向であったが以降は横ばいで推移(2023年:88万人)。 ・ 新規学校卒業者の製造業への入職割合は2000年以降低下傾向にある(2022年:9.7%)。(出典:2024年度版ものづくり白書)</p> <p>2. ものづくり分野の人材育成</p> <p>① 技能系正社員が中核的技術者になるまでの採用時からの年数は、新卒の場合には平均10.2年、中途採用の場合でも平均7.3年を要する。 ② 中核的技術者の育成についても、育成するための指導者の不足やノウハウの不足が挙げられる。(出典:(独)労働政策研究・研修機構「ものづくり現場における若年技能者及び中核的技術者の確保・育成に関する調査」)</p>										
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・ 少子高齢化の進展や若者の技能離れにより、我が国の競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。</p> <p>・ 持続的な経済成長を続けるためには、高度な技能労働者の育成が不可欠だが、若者のものづくり離れ・技能離れが見られる状況。</p> <p>・ 特に、建設業、製造業の技能労働者不足が問題となっており、建設業では、他産業に比べて高齢層(55歳以上)の割合が高い一方で、若年層(15~29歳)の割合が低く、他産業に比べて新規学卒者の入職割合が2014年に過去最低を記録して以降は上下を繰り返している。</p> <p>・ ものづくり体験を通じた、ものづくりの魅力発信については、オンラインを有効活用することも今後の課題である。</p>									
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>2</p>	<p>・ 技能系正社員が中核的技術者になるまでには長時間を要する(新卒採用の場合には平均10.2年、中途採用の場合であっても平均7.3年)。</p> <p>・ 一方で、中小企業を中心に新人育成について人的・時間的不足が生じており、中核的技術者を育成するための指導者の不足やノウハウ不足が課題となっている。</p>									
		<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>							
		<p>目標1 (課題1)</p>	<p>若年層にものづくり技能の魅力発信し、ものづくり分野への入職を促す。</p>	<p>ものづくり分野への若年層の入職割合を向上させるためには、より多くの若年層の方の興味を喚起した後に最終的にものづくり産業への就業につなげることが必要であるため。</p>							
		<p>目標2 (課題2)</p>	<p>ものづくりマイスターの開拓・認定、活用による人材育成の推進</p>	<p>中核的技術者の育成を担う指導者としての役割を担うものづくりマイスターの開拓・認定を進めるとともに、中小企業、団体、工業高校等への派遣により、実践的な実技指導を行い、指導者不足やノウハウ不足という課題に対応するため。</p>							

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
①	ものづくりマスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した企業又は業界団体の割合(アウトカム)	90.0%	平成29年度	90%	令和6年度	85%	85%	85%	85%	90%	<ul style="list-style-type: none"> ものづくりマスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若者への指導や後継者となる技能者の育成、若者の意識啓発等を行う事業である。 そのため、ものづくりマスターを活用した機関が活用後も職業能力開発に取り組む契機となったかを指標として選定した。 (参考)実績値は、都道府県ごとの集計値の平均アンケートで「ものづくりマスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した」と回答した企業・業界団体数/ものづくりマスター制度を利用した企業・業界団体数 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は、過去の実績等を踏まえ90%を目標値として設定した。 なお、毎年度高い実績値となっているが、対象者が変わる中で次世代への確実な技能継承・振興のためには、高い実績値を維持し続けることに意義があるため、妥当であると考えられる。
						92.9%	90.4%	91.9%	89.2%			
2	技能五輪全国大会の来場者等数(アウトプット)	75,000人	平成27年度	90,000人	令和6年度	—	—	84,000人	84,000人	90,000人	<ul style="list-style-type: none"> 大会の実施を通じて、若年者を始めとする国民一般に技能に触れる機会を広く提供できているか把握するために技能五輪全国大会の来場者等数を指標として選定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は、過去の中央開催実績等を踏まえ目標値として設定。
達成手段1(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)(平成10年度)	36億円	38億円	45億円	1.2	①「ものづくりマスター」による技能伝承、地域における技能振興の取組、若者のものづくり分野への積極的な誘導の推進 ②卓越した技能者の表彰や技能五輪国際大会等の技能競技大会の実施を通じた、学校段階も含む若年者に対する「技能」の重要性・魅力の発信の推進などの事業を実施している。 これらの事業を通して若年者が進んで技能者を目指す環境を整備することで、優れた技能の継承・発展に寄与する。					002651	
		35億円	33億円									

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
③	ものづくりマスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した企業又は業界団体の割合(アウトカム)	90.0%	平成29年度	90%	令和6年度	85%	85%	85%	85%	90%	<ul style="list-style-type: none"> ものづくりマスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若者への指導や後継者となる技能者の育成、若者の意識啓発等を行う事業である。 そのため、ものづくりマスターを活用した機関が活用後も職業能力開発に取り組む契機となったかを指標として選定した。 (参考)実績値は、都道府県ごとの集計値の平均アンケートで「ものづくりマスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した」と回答した企業・業界団体数/ものづくりマスター制度を利用した企業・業界団体数 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は、過去の実績等を踏まえ90%を目標値として設定した。 なお、毎年度高い実績値となっているが、対象者が変わる中で次世代への確実な技能継承・振興のためには、高い実績値を維持し続けることに意義があるため、妥当であると考えられる。
						92.9%	90.4%	91.9%	89.2%			
4	ものづくりマスター派遣指導活動数(受講者数延べ人日)(アウトプット)	55,500人日	令和4年度	55,500人日	令和6年度	—	—	55,500人日	85,000人日	95,600人日	<ul style="list-style-type: none"> 高度技能人材育成のための取組状況をものづくりマスターの派遣指導活動数で測定することとして、指標選定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の目標値は、令和5年度活動実績等や予算増率等を踏まえ、95,600人日と設定した。
5	ものづくりマスター開拓数(新規認定数)(アウトプット)	128人	令和4年度	128人	令和6年度	—	—	128人	228人	331人	<ul style="list-style-type: none"> 高度技能人材を育成する人材不足解消のための取組状況をものづくりマスターの派遣指導活動数で測定することとして、指標選定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の目標値は、令和5年度の目標値及び実績値を踏まえて算出した。
達成手段2(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(2)	技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)(平成10年度)(再掲)	36億円	38億円	45億円	3~5	①「ものづくりマスター」による技能伝承、地域における技能振興の取組、若者のものづくり分野への積極的な誘導の推進 ②卓越した技能者の表彰や技能五輪国際大会等の技能競技大会の実施を通じた、学校段階も含む若年者に対する「技能」の重要性・魅力の発信の推進などの事業を実施している。 これらの事業を通して若年者が進んで技能者を目指す環境を整備することで、優れた技能の継承・発展に寄与する。 ※令和2年度の技能五輪全国大会が県との共催から国の単独開催になったことに伴い、約4億円を移用。					002651	
		35億円	33億円									

施策の予算額(千円)		令和4年度	令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定時期	令和5年度
		3,616,793	3,827,947	4,451,362		
施策の執行額(千円)		3,516,471		3,268,152		
施策に關する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称		年月日	關係部分(概要・記載箇所)	
		-		-	-	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅶ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>生活保護制度を適正に実施すること(施策目標Ⅶ-1-1) 基本目標Ⅶ・ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>社会・援護局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>保護課長 竹内 尚也</p>
<p>施策の概要</p>	<p>【生活保護制度】 ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 ・保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。</p>				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 生活保護制度の状況 ・生活保護受給者数は約202万人。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。 ・年齢階級別の被保護人員は、65歳以上の者の増加が続いており、被保護人員のうち、半数は65歳以上の者が占める。ただし、保護率については、上昇傾向が続いていた65歳以上も近年は横ばい。 ・生活保護受給世帯数は約164万世帯で、類型別では、高齢者世帯が増加。高齢者世帯は約9割が単身世帯を占める。 ・いわゆる稼得年齢層である「その他世帯」の世帯数は、H20年の世界金融危機後に大きく上昇し、その後低下傾向にあったが、令和2年6月以降対前年同月比がプラスに転じている。 ※生活保護制度の目的は最低生活の保障と自立の助長であり、この2つの目的達成に向けての取り組みが本制度の最大の趣旨となっていることから、政策評価においては、就労支援と医療扶助に着目して課題設定等としている。</p> <p>2. 被保護者に対する自立支援 ・制度目的の1つである「自立の助長」における自立の概念は、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分けられる。 ・被保護者に対する就労支援については、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援を行う被保護者就労支援事業(平成25年改正法により法定化)や、公共職業安定所(ハローワーク)と連携してチーム支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を行う被保護者就労準備支援事業(予算事業)を実施してきた。 ・これら各種事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、自立に至っており、引き続き取り組みを推進していく必要がある。 ・一方で、対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在している。</p> <p>3. 医療扶助 ・医療扶助の適正化の取組の一つである 頻回受診対策については、福祉事務所が受診回数の基準に該当する者を抽出し、主治医訪問・嘱託医協議により、頻回受診と認められた者に対して訪問指導や同行受診等に取り組み、受診行動が改善した者の割合が上昇してきているなど、一定の成果が得られている。 ・医薬品の利用の適正化に着目した取組については、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の使用原則化を実施している。</p>				
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。KPIとして設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率、就労支援事業を通じた就労・増収率及び「その他の世帯」の就労率について、実績値が目標達成には至っていない状況である。</p>			
<p>2</p>	<p>・病気や障害、これまでの生活状況等により対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等に対し、日常生活自立、社会生活自立等、アセスメントを丁寧を実施しつつ、被保護者の多様な課題の解決に向けて徐々に自立支援を行っていく取組を強化していく必要がある。</p>				
<p>3</p>	<p>・医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を16日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。 ・他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認められた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は47.4%に留まっている。また、対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。</p>				
<p>4</p>	<p>・被保護者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられており、引き続き、医療扶助の適正化に向けて、その使用促進を図る必要がある。 (参考)令和5年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合:88.2%</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p style="text-align: center;">達成目標</p> <p>目標1 (課題1) 就労支援を適切に行う。</p> <p>目標2 (課題2) 被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う。</p> <p>目標3 (課題3) 頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う。</p> <p>目標4 (課題4) 後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う。</p>	<p style="text-align: center;">達成目標の設定理由</p> <p>被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。</p> <p>被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。</p> <p>必要人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。</p> <p>必要人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。</p>			

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	65%	令和7年度	62%	65%	65%	65%	65%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況の評価するため、本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:57.1%、令和元年度実績:52.1% (参考2)令和4年度実績:47.9%は分母:就労可能と判断する被保護者数(181,509人)、分子:事業参加者の人数(86,922人)から算出したもの。 ※分母からは就労支援事業等に参加する余地のない者を除外 (出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
						48.7%	49.1%	47.9%	集計中(令和7年2月頃公表予定)			
2	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	50%	令和7年度	47%	50.0%	50%	50%	50%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:42.4%、令和元年度実績:40.4% (参考2)令和4年度実績:38.1%は分母:事業参加者の人数(86,922人)、分子:就労・増収者の人数(33,130人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
						34.4%	36.2%	38.1%	集計中(令和7年2月頃公表予定)			
3	「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム) (※)生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	45%	令和7年度	43%	45%	45%	45%	45%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:38.7%、令和元年度実績:39.3% (参考2)令和4年度実績:33.6%は分母:その他の世帯の総数(252,904世帯)、分子:就労者のいるその他の世帯数(84,973世帯)から算出したもの。 (出典)被保護者調査	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
						36.3%	34.0%	33.6%	集計中(令和7年2月頃公表予定)			
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	保護費負担金 (昭和6年度)	2,801,346百万円	2,790,100百万円	2,792,732 百万円	1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。					002711	
		2,663,059 百万円	2,716,114百万円									
(2)	保護施設事務費負担金 (昭和6年度)	32,052百万円	32,023百万円	33,052 百万円	-	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。					002713	
		29,043百万円	29,468百万円									
(3)	生活保護に関する調査事業 (昭和26年度)	172百万円	116百万円	110百万円	-	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。					002722	
		116百万円	107百万円									
(4)	生活保護指導監査委託費 (昭和30年度)	1,847百万円	1,830百万円	1,814 百万円	-	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。					002663	
		1,860百万円	1,857百万円									
(5)	中国残留邦人生活支援給付金 (平成20年度)	8,122百万円	8,010百万円	7,849 百万円	-	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)				002712		
		7,883百万円	8,671百万円									
(6)	社会福祉行政事務企画指導等経費 (平成20年度)	360百万円	342百万円	320百万円	-	地域福祉の構築、社会福祉法人制度、社会福祉事業に従事する人材の確保など社会福祉の各分野に共通する基盤の整備や、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度、自殺対策等、地域共生社会の実現に向け社会福祉の増進を行うため、社会・援護局(社会)内における事務の円滑な実施を図る。					002710	
		284百万円	275百万円									

(7)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	30,144百万円	7,587百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)	7,587百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)	1.2,3 4.5	・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	019829
		29,516百万円の内数	6,895百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)	6,895百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)			
(8)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	338,366百万円	11,116百万円(生活保護適正化等事業)	9,813百万円(生活保護適正化等事業)	4.5,6,7,8	・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	006912
		216,040百万円の内数	44,838百万円の内数	44,838百万円の内数			
(9)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(令和3年度)	94百万円	94百万円	94百万円	-	・生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様等の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。	002893
		57百万円	65百万円	65百万円			
(10)	日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修(令和3年度)	11百万円	11百万円	11百万円	-	・令和2年10月より、支援を要する生活保護受給者について、日常生活支援住居施設への支援委託が開始されることに伴い、その支援に関わる日常生活支援住居施設の管理職員等の資質向上のための研修を実施し、質の高い支援業務の標準化を推進することを目的としている。 ・日常生活住居施設の管理者等が参加する研修において、①アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等、②個別支援計画を作成するために留意すべき視点、記載方法等、③ホームレス、刑余者、精神障害者等、対象者に応じた支援の技能、知識、④モニタリング、個別支援計画変更等の手法、地域の社会資源の活用等をカリキュラムとして実施する。	003043
		8百万円	8百万円	8百万円			

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○4 被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	26%	令和7年度	-	-	-	24%	25%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:21.0%、令和元年度実績:20.3% (参考2)令和4年度実績:21.8%は分母:事業参加者(12,607人)、分子:状態像が向上した者(2,749人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に26%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
					23.5%	21.6%	21.8%	集計中(令和7年2月頃公表予定)			
○5 被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	28%	令和7年度	-	-	-	26%	27%	・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績:23.9%、令和元年度実績:25.6% (参考2)令和4年度実績:22.3%は分母:事業参加者(16,561人)、分子:状態像が向上した者(3,685人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に28%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
					25.6%	25.6%	22.3%	集計中(令和7年2月頃公表予定)			

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(11)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	2,801,346百万円	2,790,100百万円	2,792,732 百万円	1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。	002711
		2,663,059 百万円	2,716,114百万円				
(12)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	32,052百万円	32,023百万円	33,052 百万円	-	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。	002713
		29,043百万円	29,468百万円				
(13)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	172百万円	116百万円	110百万円	-	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。	002722
		116百万円	107百万円				
(14)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	1,847百万円	1,830百万円	1,857 百万円	-	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。	002663
		1,860百万円	1,857百万円				
(15)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	8,122百万円	8,010百万円	7,849 百万円	-	・ 老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・ 中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)	002712
		7,883百万円	8,671百万円				
(16)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	360百万円	342百万円	320百万円	-	地域福祉の構築、社会福祉法人制度、社会福祉事業に従事する人材の確保など社会福祉の各分野に共通する基盤の整備や、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度、自殺対策等、地域共生社会の実現に向け社会福祉の増進を行うため、社会・援護局(社会)内における事務の円滑な実施を図る。	002710
		284百万円	275百万円				
(17)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	30,144百万円	7,587百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)	7,587 百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)	1,2,3 4,5	・ 生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	019829
		29,516百万円の内数	6,895百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)				
(18)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	338,366百万円	11,116百万円(生活保護適正化等事業)	9,813百万円(生活保護適正化等事業)	4,5,6,7,8	・ 生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・ 生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	006912
		216,040百万円の内数	44,838百万円の内数				
(19)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	94百万円	94百万円	94百万円	-	・ 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・ 具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。	002893
		57百万円	65百万円				
(20)	日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修(再掲) (令和3年度)	11百万円	11百万円	11百万円	-	・ 令和2年10月より、支援を要する生活保護受給者について、日常生活支援住居施設への支援委託が開始されることに伴い、その支援に関わる日常生活支援住居施設の管理職員等の資質向上のための研修を実施し、質の高い支援業務の標準化を推進することを目的としている。 ・ 日常生活住居施設の管理者等が参加する研修において、①アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等、②個別支援計画を作成するために留意すべき視点、記載方法等、③ホームレス、刑余者、精神障害者等、対象者に応じた支援の技能、知識、④モニタリング、個別支援計画変更等の手法、地域の社会資源の活用等カリキュラムとして実施する。	003043
		8百万円	8百万円				

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和6年度
6	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上	令和6年度	(令和3年度目標に向けた目安値:62%)	(令和6年度目標に向けた目安値:52.2%)	(令和6年度目標に向けた目安値:55.5%)	58.8% (2020(令和2)年度改善者数割合2割以上)	58.8% (2020(令和2)年度改善者数割合2割以上)	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の健全な日常生活を維持することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組を行っている。この取組の実施状況を評価するため本指標を選定している。 (参考1)平成30年度実績54.1%、平成30年度実績49.0% (参考2)令和4年度実績値47.4%は分母:適正受診指導対象者の人数(2,051人)、分子:適正な受診日数に改善された者の人数(973人)から算出したもの。 ※令和元年度は、適正受診指導対象者の基準を見直し対象者の範囲が拡大したことにより、実績値が下がったもの。 (出典):厚生労働省社会・援護局保護課調べ	「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、測定指標7については2024(令和6)年度において2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
達成手段3 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(21)	保護費負担金(再掲) (昭和6年度)	2,801,346百万円 2,663,059百万円	2,790,100百万円 2,716,114百万円	2,792,732百万円	1,2,3	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。					002711	
(22)	保護施設事務費負担金(再掲) (昭和6年度)	32,052百万円 29,043百万円	32,023百万円 29,468百万円	33,052百万円	—	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。					002713	
(23)	生活保護に関する調査事業(再掲) (昭和26年度)	172百万円 116百万円	116百万円 107百万円	110百万円	—	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。					002722	
(24)	生活保護指導監査委託費(再掲) (昭和30年度)	1,847百万円 1,860百万円	1,830百万円 1,857百万円	1,857百万円	—	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。					002663	
(25)	中国残留邦人生活支援給付金(再掲) (平成20年度)	8,122百万円 7,883百万円	8,010百万円 8,671百万円	7,849百万円	—	・ 老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立を支援する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・ 中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)					002712	
(26)	社会福祉行政事務企画指導等経費(再掲) (平成20年度)	360百万円 284百万円	342百万円 275百万円	320百万円	—	地域福祉の構築、社会福祉法人制度、社会福祉事業に従事する人材の確保など社会福祉の各分野に共通する基盤の整備や、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度、自殺対策等、地域共生社会の実現に向け社会福祉の増進を行うため、社会・援護局(社会)内における事務の円滑な実施を図る。					002710	
(27)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	30,144百万円 29,516百万円	16,723百万円 6,895百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)	7,587百万円 (被保護者就労支援事業+被保護者健康管理支援事業)	1,2,3 4,5	・ 生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の7に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)等を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】					019829	
(28)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	338,366百万円 216,040百万円の内数	11,116百万円(生活保護適正化等事業) 44,838百万円の内数	9,813百万円(生活保護適正化等事業)	4,5,6,7,8	・ 生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・ 生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】					006912	
(29)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	94百万円 57百万円	94百万円 65百万円	94百万円	—	・ 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 ・ 具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様等の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。					002893	

(37)	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(再掲) (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	338,366百万円	11,116百万円(生活保護適正化等事業)	9,813百万円(生活保護適正化等事業)	4,567.8	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【本事業は、被保護者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる】	006912	
		216,040百万円の内数	44,838百万円の内数					
(38)	生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究委託事業(再掲) (令和3年度)	94百万円	94百万円	94百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。このため、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進することを目的としている。 具体的には、自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、これらによる課題、成果等を評価、整理するための調査研究を行う。 	002893	
		57百万円	65百万円					
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定時期	令和6年度
		3,676,096,160			2,938,245,936	2,935,214,148		
施策の執行額(千円)		3,162,892,614			2,846,070,197			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		第213回国会 衆議院 厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			令和6年3月12日	(包括的な支援の取組) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度については、居住支援の強化や子どもの貧困への対応を行うため、関係法案を今国会に提出しました。		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅶ-1-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること(施策目標Ⅶ-1-2) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		担当 部署名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 金原 辰夫
施策の概要	<p>【生活困窮者自立支援制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第1条において、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 福祉事務所を設置する地方自治体において、上記の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給や、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。 <p>※ このほか、以下の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人向け緊急小口資金等の特例貸付(令和2年3月～令和4年9月に実施)に関し、償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対する重点的な支援 生活困窮者等への支援の強化(支援員の加配等) 生活困窮者等の住まい対策の推進 生きづらさを感じるなどの様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の強化 <p>【福祉の支援が必要な矯正施設退所者等への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑又は保護処分執行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援準備事業費等補助金の一部)している。 					
施策を取り巻く現状	<p>【生活困窮者支援の概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、生活困窮者への多様な支援の必要性が高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際には、生活や住まいに不安を抱えられる人が急増し、この中には、個人事業主、フリーランス、外国籍の人といった、これまでつながり薄かった人々からの相談が増加した。こうした状況を踏まえ、複雑かつ多様な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行い、その自立を促進している。 支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また自尊感情の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、生活困窮者が相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチ支援により、支援を必要とする人に確実に支援を届けている。 生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある人や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な人や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える人も多く、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化を進めている。 生活困窮者自立支援事業に従事する人材の養成については、主に自立相談支援事業の初任者を対象に、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える国による研修(前期研修)と、国研修を修了した者を対象に、実践的な学びを深める都道府県による研修(後期研修)を実施することとしている。 また、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、釈放後から福祉サービスを受けられるようにするため、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。 <p>【生活困窮者の相談支援の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援機関における新規相談受付件数及び自立生活のためのプラン作成件数は毎年増加してきたが、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により急激に増加した。また、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の多様な相談層が顕在化した。 令和4年度の新規相談件数・プラン作成件数は前年に比べ減少しているものの、令和元年度以前と比べると依然として高い水準となっている。 <p>【新規相談者の相談内容等(令和3年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援機関における新規相談者の相談内容は「収入・生活費のこと」が62.8%と一番多く、次いで「家賃やローンの支払いのこと」、「仕事探し、就職について」が多い。 新規相談者の課題と特性は、「経済的困窮」が58.0%と一番多く、次いで「住まい不安定」、「就職活動困難」、「病気」が多い。 自立相談支援事業の就労支援対象者数は増加傾向。他方、就労・増収率は年々低下していたが、令和3年度は35%となり、前年度より増加している。 <p>【矯正施設退所者の福祉的支援の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉の支援が必要な矯正施設入所者のうち、入所受刑者の高齢者率は11.8%(平成29年)から14.0%(令和4年)に増加している。また、精神障害を有すると診断された入所受刑者は13.4%(平成29年)から16.8%(令和4年)、少年院入院者は21.0%(平成29年)から34.5%(令和4年)に増加している。 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者のうち障害のある者は751人(令和4年度)である。 矯正施設退所後にフォローアップ(受入先施設等への支援)を実施した者は2,558人(令和4年度)であり、うちフォローアップが終了した者は798人であった。 					
施策実現のための課題	1	<ul style="list-style-type: none"> 生活が困窮しているという状態の背景にある課題は、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルスの不調、家計関係の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人も少なくない。 				
	2	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者が抱える課題は、長期化するほど解決が困難となり、また、自らサービスにアクセスできない人もいることから、アウトリーチも行いながら生活困窮者を早期に把握し、支援につなげる必要がある。さらに、生活困窮者支援を通じ、様々な分野の取組やインフォーマル支援との連携による地域づくりを行っていくことも求められている。 				
	3	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努める必要がある。 				

各課題に対応した達成目標	達成目標		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供すること。	複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を促進するためには、一人ひとりの状況に応じて、これらの課題に包括的に支援していく必要があるため。
	目標2 (課題2)	生活困窮者の早期把握や自立に向け、地域ネットワークの強化など地域づくりを行うこと。	複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、包括的な支援を提供するためには、生活困窮者が自立した生活を継続するためにも、地域や関係機関とのネットワークを強化し、地域づくりを進める必要があるため。
	目標3 (課題3)	生活困窮者一人ひとりの状況に応じ本人の立場に立った支援を行うためには、事業従事者一人ひとりが生活困窮者自立支援制度の理念等を理解し、生活困窮者の自立と尊厳の確保に努めること。	生活困窮者自立支援制度は人が人を支える制度であり、制度の理念等を踏まえた質の高い寄り添い型の支援を行うためには、人材育成が不可欠であるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	年度ごとの実績値							
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
1 自立生活のためのプラン作成件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	年間新規相談件数の50%	令和10年度	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の32.4%	支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に進んでいるかを評価するため、本指標を選定した。 (参考1) 令和2年度実績値18%は、新規相談件数(786,163件)に占めるプラン作成件数(139,060件)の割合 (参考2) 令和3年度実績値26%は、新規相談件数(555,779件)に占めるプラン作成件数(146,719件)の割合 (参考3) 令和4年度実績値28%は、新規相談件数(353,095件)に占めるプラン作成件数(100,457件)の割合 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ/厚生労働省「支援状況調査」	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和6年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。令和6年度の目標値については、今後5年間(令和6年度～令和10年度)で50%となるよう段階的に設定。
2 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	75%	令和10年度	75%	75%	75%	75%	49.4%	就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労又は増収することは、本人の自立に向けて重要な態様の一つであることから、本指標を選定した。 (参考1) 令和2年度実績値27%は、就労支援対象者数(76,100人)に占める就労及び増収者数(20,426人)の割合 (参考2) 令和3年度実績値35%は、就労支援対象者数(79,365人)に占める就労及び増収者数(27,520人)の割合 (参考3) 令和4年度実績値43%は、就労支援対象者数(57,720人)に占める就労及び増収者数(24,995人)の割合 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ/厚生労働省「支援状況調査」	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和6年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。令和6年度の目標値については、今後5年間(令和6年度～令和10年度)で75%となるよう段階的に設定。
3 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	生活困窮者が抱える課題について、包括的かつ継続的支援(生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業や家計改善支援事業等の利用の有無は問わない)による改善状況を多角的に測ることは、自立(※)に向けた支援の効果の評価として重要であることから、本指標を選定した。 ※自立の概念には、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」がある。 (参考1) 令和2年度実績値83%は、評価実施件数(中断除く)(88,085件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(72,634件)の割合 (参考2) 令和3年度実績値78%は、評価実施件数(中断除く)(130,518件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(102,395件)の割合 (参考3) 令和4年度実績値81%は、評価実施件数(中断除く)(104,232件)に占める「見られた変化」が変化あり(※)の件数(84,446件)の割合 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ/厚生労働省「支援状況調査」 ※ 変化ありとは、「生活保護の適用」、「住まいの確保・安定」、「医療機関の受診開始」、「家計の改善」、「孤独の解消」、「自立意欲の向上・改善」、「収入の増加」などの項目について、プラン作成時点と比べて変化があった場合のことを意味する。	これまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」(令和4年12月22日経済財政諮問会議決定)でKPIの目安値の見直しを行い、令和6年度においても引き続き、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。

4	フォローアップ業務実施者のうち、フォローアップ業務を終了した者の割合(アウトカム)	—	—	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	毎年度	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(30.9%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(30.8%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(30.8%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(31.2%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(33.7%)	<p>・各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」では、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。</p> <p>・具体的には、①矯正施設入所中から退所後の帰住予定地の調整等を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③被疑者等に対して釈放前の福祉サービスの利用調整や釈放後の支援等を行う被疑者等支援業務、④地域に暮らす矯正施設退所者等に対して行う福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。</p> <p>・コーディネート業務による支援を受け、矯正施設退所後に受入先施設等での生活を開始した後、フォローアップ業務による一定期間の支援を受け、関係機関や社会資源とつながり、地域での生活を充実させていくことが重要であることを踏まえ、本指標を選定し、毎年度、前年度の実績値を上回ることを目標値としている。 (参考)令和5年度実績値33.7%は、分母:フォローアップ業務を実施した人数(2,492人)、分子:フォローアップ業務を終了した人数(841人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局総務課調べ/厚生労働省「地域生活定着支援センターの支援状況」</p>	福祉支援を必要とする矯正施設退所者を確実に地域の福祉につなげ、地域への定着の促進を着実に進めることができていることを評価するため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。
5	フォローアップ業務を終了した者のうち、支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップ業務を終了した者の割合(アウトカム)	—	—	過去5年間の実績値の最高値を上回る値	毎年度	—	—	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(55.2%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(55.2%)	過去5年間の実績値の最高値を上回る値(62.1%)	<p>・フォローアップ業務による一定期間の支援を経た後、支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップを終了していくことが、地域生活の継続や支援体制の充実につながることを踏まえ、本指標を選定し、毎年度、前年度の実績値を上回ることを目標値としている。 (参考)令和5年度実績値62.1%は、分母:フォローアップ業務を終了した人数(841人)、分子:支援対象者や関係機関と合意の上でフォローアップ業務を終了した人数(522人)から算出したもの。 (出典)厚生労働省社会・援護局総務課調べ/厚生労働省「地域生活定着支援センターの支援状況」</p>	福祉支援を必要とする矯正施設退所者を確実に地域の福祉につなげ、地域への定着の促進を着実に進めることができていることを評価するため、過去5年間の実績値の最高値を上回る値を目標値としている。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定理由	
6	自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	786,163件	555,779件	353,095件	集計中 (令和7年2月頃公表予定)	生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につないでいる。相談の中には、情報提供のみで終了しているケースもあり、相談件数は一概に増えれば良い・減れば良いというものではないが、現状を把握する上で大切な指標である。 出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ/厚生労働省「支援状況調査」						
7	自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者(アウトプット)	76,100件	79,365件	57,720件	集計中 (令和7年2月頃公表予定)	支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成している。就労を目標とするかどうかは人によって異なるが、現状を把握する上で大切な指標である。 出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ/厚生労働省「支援状況調査」						
8	家計改善支援事業の利用有無による自立に向けての改善が見られた者の割合(アウトカム)	利用あり: 92% 利用なし: 77%	利用あり: 88% 利用なし: 75%	利用あり: 89% 利用なし: 78%	集計中 (令和7年2月頃公表予定)	包括的な支援の提供にあたっては、本人の状況等に応じて様々な支援を組み合わせながら行っており、自立相談支援事業に加えて家計改善支援事業も利用した方がより効果的に自立に向けた改善が図られることが、現状を把握する上で大切な指標である。 出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ/厚生労働省「支援状況調査」 (参考1)令和2年度実績利用ありの割合は分母:事業を利用した人数(7,409人)、分子:変化が見られた人数(6,849人)から算出。利用なしの割合は分母:事業の利用がなかった人数(60,154人)、分子:変化が見られた人数(46,125人)から算出。 (参考2)令和3年度実績利用ありの割合は分母:事業を利用した人数(9,779人)、分子:変化が見られた人数(8,614人)から算出。利用なしの割合は分母:事業の利用がなかった人数(87,595人)、分子:変化が見られた人数(65,811人)から算出。 (参考3)令和4年度実績利用ありの割合は分母:事業を利用した人数(9,064人)、分子:変化が見られた人数(8,099人)から算出。利用なしの割合は分母:事業の利用がなかった人数(65,577人)、分子:変化が見られた人数(51,364人)から算出。						
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュ事業番号					
(1)	地域生活定着促進事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金関係)(平成21年度)	19,021百万円 216,040百万円の内数	21,758百万円 44,838百万円の内数	21,176百万円	4,5	・高齢又は障害により、福祉支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施している。 ・本事業は、高齢又は障害のある矯正施設退所者等の社会復帰及び地域定着を促進し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止に資するものである。	002719					
(2)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	21,730百万円 29,516百万円の内数	16,723百万円 23,365百万円の内数	12,460百万円	1,2,3,6,7	・生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	002714					

(3)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	19,021百万円	21,758百万円	21,176百万円	1.2,3,7,8	・生活困窮者に対し就労準備支援事業、家計改善支援事業等を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 本事業は、生活困窮者の就労・増収等を促進する効果があると見込んでいる。	020032
		216,040百万円の内数	44,838百万円の内数				
(4)	農業分野等との連携強化モデル事業(令和2年度)	102百万	-	-	-	・農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、生活困窮者への就労支援において効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを構築し、全国普及を目指すことを目的としている。 ・具体的には、生活困窮者への就労支援において、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でもモデル的に実施する。	-
		67百万	-				
(5)	重層的支援体制整備事業交付金(令和3年度)	23,190百万円	32,238百万円	24,059百万円	-	・重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとに行われていた従来の補助に、新たに多機関協働などの機能を強化する補助を加え、一体的に執行できる「重層的支援体制整備事業交付金」を交付。 ・具体的には、以下を行う。 ①地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施。 ②地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施。 ③地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施。 ④地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施。 ⑤複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施。	005722
		21,682百万円	31,335百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
9	支援会議を設置している自治体数(アウトプット)	-	全福祉事務所設置自治体に設置	令和11年度	-	-	-	-	544	支援会議は、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事業の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討等を行うことであることから、本指標を選定した。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ/厚生労働省「事業実績調査」	支援会議の設置については、改正生活困窮者自立支援法により令和7年4月から努力義務化するとしている。施行後5年(令和11年)で全ての福祉事務所設置自治体での設置を目指し、段階的な目標を設定した。
10	自立相談支援機関が(ア)アウトリーチした又は(イ)他の機関からつながってきた新規相談件数(アウトカム)	-	前年度と比べ5%増加	毎年度	(ア)2,563件 (イ)82,256件	(ア)2,695件 (イ)71,493件	(ア)2,856件 (イ)41,620件	集計中(令和7年2月頃公表予定)	前年度と比べ5%増加	生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来るのを待つのみではなく、アウトリーチや地域のネットワークを強化して、積極的に生活困窮者を支援につなげられているかを評価するため、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ/厚生労働省「支援状況調査」	アウトリーチや他機関からつながってきた件数は、自立相談支援機関における体制の整備やノウハウの蓄積、他機関におけるノウハウの蓄積が進むにつれ一定程度までは増えていくものと考えられる。したがって、相談件数は令和元年度以前と比べると高い水準であることを踏まえ、前年度から取組を後退させないことを前提に、今後も対象者数は一定期間増加することが想定されることから、目標値は前年度と比べ5%増加とした。
11	他の機関(インフォーマルな支援を含む)へつながって支援が終了した件数(アウトカム)	-	前年度と比べ5%増加	毎年度	-	-	-	集計中(令和7年2月頃公表予定)	前年度と比べ5%増加	困窮状態の脱却にまでは至っていないが、大きな問題が解消され、自立相談支援機関による関わりから離れて、他の機関につながり始める地域では、他の機関につなげて支援を終結するルートが多様であり、その件数も地域づくりの成熟度に比例して多くなると考えられることから、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ/厚生労働省「支援状況調査」 ※令和4年度より把握している。	地域づくりを進め、様々な機関につながることで、支援の最終件数の増加にもつながること。また、前年度からの取組を後退させないことを前提に、支援対象者数(プラン作成件数)も段階的に増加することを目標としていることから、目標値は前年度と比べ5%増加とした。

達成手段2(開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号	
	予算額 執行額	予算額 執行額					
(6)	ホームレス実態調査(平成14年度)	20百万円 10百万円	13百万円 10百万円	-	ホームレス自立支援法に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。	002723	
(7)	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	21,730百万円 29,516百万円の内数	16,723百万円 23,365百万円の内数	12,460百万円	9.10,11	生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 自立相談支援事業では生活困窮者に対する相談支援のほか、アウトリーチによる訪問支援や支援会議を設置しており、生活困窮者の早期把握や地域づくりにも取り組んでいる。	002714
(8)	居住支援相談窓口の設置・周知支援事業(令和3年度)	21百万円	21百万円	21百万円	-	・不安定居住者の状況にある者が地域の自治体や支援団体につながるができるよう、不安定居住者向けの支援情報サイトを設置する。また、電話対応を行う支援相談員を配置し、相談者が所在する地方公共団体の支援窓口等へつなぐほか、相談者の状態像などについて聞き取った内容をデータベース化するもの。 ・終夜営業店舗や知人宅等を行き来して生活している不安定居住者を自治体の支援につなぐことにより、不安定居住者の自立の支援に資することを目的とする。	003721
		17百万円	14百万円				

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
12	都道府県研修(※)を実施した自治体数(アウトプット) ※都道府県が、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を対象に、地域の特性を踏まえ、より具体的な実践や対応事例について学ぶことや支援者同士の交流を深め、互いに支え合うネットワークを構築することを目的として行う参加型の研修	-	-	全都道府県	毎年度	-	-	-	-	40	都道府県において、地域の実情に応じた実践的な研修を企画し実施することから、その取組が確実に進んでいるか評価するため本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ	今後、研修体系を見直すこととしており、見直し後(令和7年度予定)の研修体系においては、全都道府県において研修を行うことを目標とし、令和6年度は段階的な目標を設定。
						23	26	30	34			
○13	国研修(※)受講者のうち理解度が向上した人数(アウトカム) ※国が、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等の初任者を対象に、制度の理念や支援に当たった際の基本的な姿勢等、制度の基盤となる内容を伝えること、「誰に対して、何のために、いつ、何をするのか」を意識できる支援員を養成することを目的として行う研修	-	-	80%	毎年度	-	-	-	-	80%	人材の育成を進める上で、制度の理念等を一人ひとりの支援員が「知っている」だけではなく、「具体的に実現できる」ことが重要であることから、本指標を選定する。 (出典)厚生労働省社会・援護局地域福祉課調べ ※令和6年度研修から把握する予定。	初任者のための研修であることを踏まえ80%を目標とする。なお、令和6年度の研修より研修前後の理解度を確認することとしており、その状況等を踏まえ、適宜、見直すこともあり得る
						-	-	-	-			
達成手段3 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号
(9)	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 (平成26年度)	124百万	157百万	172百万円	13	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を養成するための研修を実施することにより、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐことができる、高い支援技術を有する支援員の確保を図る。	002721					
		95百万	126百万円									
(10)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④③】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	19,021百万円	21,758百万円	21,176百万円	12	都道府県が福祉事務所設置自治体に対して生活困窮者自立支援制度の従事者等に対する研修を実施することにより、従事者等の知識や支援技術の向上を図るとともに、生活困窮者支援に対する関係機関、関係者等の理解を深める。	020032					
		216,040百万円の内数	44,838百万円の内数									
(11)	地域生活定着支援人材養成研修事業 (令和2年度)	14百万円	10百万円	14百万円	-	・ 地域生活定着支援センター職員を対象として、センター職員に求められる刑事司法手続や福祉に関する幅広い知識、複雑な課題を有する高齢又は障害のある矯正施設退所者等への支援方法等の習得を目的とした中央研修を実施するもの。 ・ これにより、センター職員のスキル向上を図り、高齢又は障害のある矯正施設退所者等の社会復帰及び地域定着を促進し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止に資するものである。	002734					
		8百万円	9百万円									
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
		3,676,096,160			2,938,245,936			2,935,214,148				
施策の執行額(千円)		3,162,892,614			2,846,070,197							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)						年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和5年3月8日		引き続き、生活に困窮する方々の生活再建に向け、相談支援体制の充実に取り組みます。				

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅶ-1-3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること(施策目標Ⅶ-1-3) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		担当 部署名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 金原 辰夫
施策の概要	<p>【包括的支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施する。 ・地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施する。 ・地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施する。 ・地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施する。 ・複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施する。 <p>【ひきこもり支援の推進】</p> <p>支援を必要とする方が身近なところで相談し支援を受けることができるよう、基礎自治体における「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」の設置を拡充する。 ※「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」では、ひきこもりの状態にある本人及びその家族に対する相談支援事業及び居場所づくり事業、連絡協議会・ネットワークづくり事業等を実施。 ・国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修の充実を図るとともに、支援者支援を推進する。</p> <p>-----</p> <p>【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」における評価指標(KPI)の結果や課題を踏まえ、令和4年3月には、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。 					
施策を取り巻く現状	<p>【包括的支援体制の整備】 社会福祉法に基づき重層的支援体制整備事業が創設され、3年が経過したところ。事業を活用し、包括的な支援体制の整備を進める市町村数は年々増加している。</p> <p>-----</p> <p>【ひきこもり支援の推進】 令和5年3月に内閣府が公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、広義のひきこもり状態にある方は、50人に一人との調査結果がでており、従来の調査結果と比較して増加しており、社会的孤立の拡大が懸念される。</p> <p>-----</p> <p>【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、すべての市町村(全1,741市町村)において権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指している。毎年、取組実績として自治体数は増加傾向にあるもの、令和5年4月1日時点で、中核機関を整備した市町村数は1,070(61.5%)、市町村計画の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数は1,210(69.5%)である。なお、人口規模が1万人未満の523自治体では、中核機関の整備は260(49.7%)、市町村計画の策定は276(52.8%)となっており、人口規模が小さいほど取組が進んでいない状況にある。</p>					
施策実現のための課題	1	・ 重層的支援体制整備事業の実施市町村数は、令和3年度は42市町村、令和4年度は134市町村、令和5年度は189市町村、令和6年度は346市町村(予定)と、着実に増加してきており、今後も更なる増加が見込まれる。地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、さらに包括的支援体制の整備を進めていく必要がある。				
	2	・ ひきこもりに至った背景については、様々な社会的要因によるものであり、ひきこもりは社会全体の課題として、支援を充実させていく必要がある。				
	3	・ 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制の整備を推進すべく、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	市町村において、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する。		地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、包括的支援体制の整備が重要であるため。		
	目標2 (課題2)	ひきこもり状態にある方やその家族を孤立させず、相談しやすしい環境づくりを促進するため、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置を推進する。		ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けられるようにするために、ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションを設置し、支援体制整備を推進する必要があるため。		
	目標3 (課題3)	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。		全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
①	重層的支援体制整備事業の実施自治体数(アウトプット)	-	-	対前年度比で増加	毎年度	-	42市町村	前年度比増	前年度比増	前年度比増	包括的な支援体制の整備を行うにあたり、重層的支援体制整備事業の実施が必要であると判断した市町村が、円滑に事業開始できるよう支援することが重要であるため。	目標値を「対前年度比で増加」とする理由：重層的支援体制整備事業の実施の要否は、市町村により判断されるものであり、国において実施市町村数に係る統一的な目標を設定することは困難であるため。
2	重層的支援体制整備事業のプラン策定件数(アウトカム)	-	-	9,159	令和6年度	-	-	-	1,890	9,159	重層的支援会議において、支援プランを策定する過程を通じ、介護、障害、子ども・子育て・生活困窮分野の相談窓口間の連携体制を構築・強化することが重要であるため。	令和6年度に事業を実施する市町村において、平均26程度のプラン策定を想定。
達成手段1(開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額	予算額								
(1)	重層的支援体制整備事業交付金(令和3年度)	23,190百万円	32,238百万円	54,281百万円	1,2	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとに行われていた従来の補助に、新たに多機関協働などの機能を強化する補助を加え、一体的に執行できる「重層的支援体制整備事業交付金」を交付。 具体的には、以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じるため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援事業を一体的に実施。 ②地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上で困難がある者に対し、社会参加に向けた支援を実施。 ③地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行うため、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野における地域づくり事業を一体的に実施。 ④地域社会からの孤立が長期にわたる者等、継続的な支援を必要とする地域住民に対し、アウトリーチの手法による支援を継続的に実施。 ⑤複数の支援機関等の相互連携による支援を必要とする地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下で支援を一体的・計画的に行う体制の整備等を実施。 					005722	
(2)	重層的支援体制整備事業への移行準備事業(令和3年度)	2,760百万円	2,760百万円	1,010百万円	1	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。 具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。 					020032	
(3)	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業(令和3年度)	133百万円	142百万円	155百万円	1	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。 					020032	
(4)	重層的支援体制構築推進人材養成事業(令和2年度)	23百万円	27百万円	30百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就業準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体の担当者や相談支援包括化推進員等向けに、国主催による研修を行い、地域共生社会の推進に向けた動向や方向性について情報提供をするとともに、全国的なネットワークづくりを図ることを目的としている。 具体的には、国が実施主体となり、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(生活困窮者就業準備支援事業費等補助金の一部)実施自治体向けに、以下の事業を行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域共生社会の推進に向けた基本的な考え方や理念の共有 ② 全国的な取組の状況や先駆的な取組事例等の情報提供 ③ 自治体同士のつながりづくりや、取組内容(取組事例)を共有する機会の提供 等 					002732	
21百万円	17百万円											

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
③	ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置数(アウトプット)	-	-	過去2年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	-	-	167自治体	172自治体	192自治体	令和4年4月より、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充。また、ひきこもり支援ステーションを創設し、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指すため、基礎自治体での設置数を測定指標とした。	令和4年度以降、これまで都道府県・指定都市に整備してきたひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションについて、基礎自治体への設置を推奨しており、市町村におけるひきこもり支援体制整備数の増加自体が目標であるため。
4	ひきこもり地域支援センター等による居場所の設置数(アウトプット)	-	-	過去2年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	-	-	-	708自治体	715自治体	当事者やその家族が、地域で孤立しないよう社会とつながり続けることができ、自己肯定感が高められる居場所づくりを目指すため、自治体での設置数を測定指標とした。	ひきこもり支援における居場所づくりについて、各自治体への設置を推奨しており、各自治体における居場所設置数の増加自体が目標であるため。
5	ひきこもり地域支援センター等によるひきこもり支援従事者養成研修の実施数(アウトプット)	-	-	過去2年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	-	-	-	78自治体	78自治体	全国において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり地域支援センター等において、自治体職員やひきこもり地域支援センター職員だけでなく、関係機関職員、地域関係者等のひきこもり支援に携わる方を対象にひきこもり支援者養成研修を実施しているため、研修を実施している自治体数を測定指標とした。	全国におけるひきこもり支援者養成研修において、ひきこもり地域支援センター等を設置している各自治体での研修を推奨しており、研修を実施している自治体数の増加自体が目標であるため。
-	-	148自治体(全自治体対象)	78自治体(センター等実施自治体対象)	76自治体(センター等実施自治体対象)								

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(5)	ひきこもり支援推進事業 (平成30年度)	1,759百万円	1,605百万円	1,607百万円	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり当事者やその家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を推進する。 ・より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築することで、相談しやすい環境づくり、孤立しない居場所づくりに寄与するもの。 	002717
		966百万円	1,142百万円				
(6)	ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施 (令和3年度)	148百万円	125百万円	125百万円	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりに関する理解促進のため、イベントや広報等を支援団体等と協力し、集中的な情報発信活動を実施する。具体的には、多くの方の注目を集めてひきこもりに関する情報を発信するシンポジウムやひきこもり支援者の情報共有・研修を行うサミットの開催、ひきこもり支援ポータルサイトの運営などによる普及啓発・情報発信を予定。 ・ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進することに寄与するもの。 	001986
		120百万円	123百万円				
(7)	ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修 (令和4年度)	15百万円	22百万円	22百万円	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりに関する支援を必要としている方が、身近なところで安心して相談し、良質な支援を受けるためには、支援に携わる職員が、ひきこもり当事者とその家族の心情を理解した上で寄り添った支援を行うことが求められる。多様で複合的な課題をもつひきこもり当事者とその家族を地域で孤立させないよう、支援が適切に行える人材を養成し、ひきこもり支援の内容や質の向上を目指す。また、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供を通じ、支援者をフォローアップする。 	003087
		11百万円	15百万円				
(8)	ひきこもり支援者支援事業 (令和5年度)	-	13百万円	13百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。支援者支援を推進することを目的に、オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを設ける。 ・より多くのひきこもり支援者がオンラインによるコミュニケーションツールを利用し、悩みなどを共有することで、ひきこもり支援者の負担軽減や課題解決に寄与するもの。 	006985
		-	12百万円				

達成目標3について		測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)				測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		年度ごとの実績値											
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
6	中核機関を整備した市町村数 (アウトプット) ※令和2年度までの実績値には、権利擁護センター等を含む数値を記載した。	-	-	1,741市町村	令和6年度	前年度 (589市町村) 以上 678市町村 (R2.10.1 時点)	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。 また、第二期計画では、中核機関は権利擁護センターを含まないものとしている。	
7	意思決定支援研修を実施している都道府県の数 (アウトプット) ※令和2年度までの実績値には、後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数に記載した。	-	-	47都道府県	令和6年度	-	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	同上	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。 第二期計画では、都道府県が実施主体として意思決定支援研修を実施するものとしている。	
8	コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数の増加 (アウトカム)	-	-	権利擁護支援チームの自立支援に取り組む中核機関の設置市町村数	毎年度	-	710市町村	790市町村	950市町村	・令和4年3月に閣議決定した第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和6年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修を実施している。 ・研修プログラムの受講を通じて、中核機関の職務に従事する職員や市区町村職員、都道府県職員等の資質向上が、中核機関のコーディネート機能強化に寄与すると考えられることから、コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数の増加をアウトカムとして設定している。	中核機関を整備した市町村数の増加と連動して、当該項目の数値も増加することを見込んで設定した。		
9	協議会を設置した都道府県数 (アウトプット)	-	-	47都道府県	令和6年度	-	47都道府県	47都道府県	47都道府県	本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。		

(参考指標)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由		
10	成年後見制度利用者数	224,442人	232,287人	239,933人	245,087人	249,484人	<p>成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的な需要を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不適當である。</p> <p>しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。</p>		
	認知症高齢者数	—	602万人 (推計値)	602万人 (推計値)	602万人 (推計値)				
	知的障害者(在宅者)数	96.2万人 (推計値)	96.2万人 (推計値)	96.2万人 (推計値)	96.2万人 (推計値)				
	精神障害者(外来患者)数	389.1万人 (推計値)	389.1万人 (推計値)	389.1万人 (推計値)	586.1万人 (推計値)				
達成手段3 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号		達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等		令和6年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額						
(9)	成年後見制度利用促進体制整備推進事業 (令和元年度)	319百万円 308百万円	402百万円 361百万円	780百万円	6	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、都道府県による広域的な体制整備を推進するための取組や、中核機関の立ち上げや先駆的取組、市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を行う。 中核機関の整備や市町村計画の策定が推進され、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。 	006916		
(10)	成年後見制度利用促進体制整備研修事業 (令和元年度)	60百万円 54百万円	60百万円 43百万円	54百万円	7, 8	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関及び市町村職員等に対する研修について実施する。 中核機関や市区町村職員の人的体制整備を図ることにより、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる地域体制の構築に資する。 	002725		
(11)	後見人等への意思決定支援研修 (令和3年度をもって事業終了)				7	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等に対する意思決定支援研修を全国的に実施する。 意思決定支援研修を通して、後見人等による「意思決定支援」や「身上保護」を重視した支援が全国的に推進されることにより、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に資する。 			
(12)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談 (令和2年度)	123百万円 106百万円	123百万円 105百万円	106百万円	6	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見・補助・保佐等の全国的な広報や、全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報・相談体制整備事業」を実施する。 これにより、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度の利用の促進に資する。 	002731		
(13)	成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業(令和4年度 名称変更。令和3年度までは、「成年後見制度利用促進への影響等現状調査及び支援ニーズ推計等事業」として実施)	11百万円 10百万円	25百万円 22百万円	25百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和4年度から実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実践事例の把握や分析等を行うことにより、成年後見制度以外の権利擁護支援策の制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進めることを目的とする。 第二期計画における「成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実」するための制度設計において、より効果的な権利擁護支援策の事業化・制度化に資する。 	002892		
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		3,676,096,160		2,938,245,936		2,935,214,148			
施策の執行額(千円)		3,162,892,614		2,846,070,197					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第21回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			令和6年3月8日		<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に向け、複数の生活課題を抱えている方々や地域社会から孤立している方々など、様々な支援ニーズに対応していくため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。 成年後見制度の利用促進に向けて、関係省庁と連携し、第二期基本計画の着実な実施に取り組みます。 		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅶ-1-4))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け) 困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅶ-1-4) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		担当部署名 社会・援護局総務課女性支援室	作成責任者名 社会・援護局総務課女性支援室長 中村 彩子							
施策の概要 【困難な問題を抱える女性への支援の推進】 ・地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 ① 女性相談支援センター(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)の施行前においては、婦人相談所。以下同じ。)における困難な問題を抱える女性の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要な通訳・通達費等の支援 ② 女性相談支援センター—時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援 ③ 女性自立支援施設(法の施行前においては、婦人保護施設。以下同じ。)における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援 ④ 女性相談支援員(法の施行前においては、婦人相談員。以下同じ。)活動強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑤ 困難な女性支援活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑥ DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 ⑦ 若年被害女性等支援事業の実施に必要な費用の支援 ⑧ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施に必要な費用の支援 ⑨ 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 ⑩ 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 ⑪ 女性自立支援施設通所支援モデル事業の実施に必要な費用の支援 ⑫ 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施										
施策を取り巻く現状 ・女性相談支援員が受け付けた相談延べ件数は、平成15年度の25万件から年々増加し、令和4年度には43万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。 ・また、女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談内容についても、夫等からの暴力(44.6%)のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題(23.6%)や、経済関係(6.7%)、妊娠・出産等を含む医療関係(4.5%)など多岐にわたっており、複雑化している。 ・そのため、女性支援事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、女性相談支援員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。 ・さらに、こうした現状を踏まえ、令和4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)(議員立法)が第208回通常国会において可決・成立し、令和6年4月1日から施行された。										
施策実現のための課題 1 支援団体等の地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない。(「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書」(令和4年3月)より)										
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由						
		目標1 (課題1)	困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備すること。	「施策を取り巻く現状」及び「施策実現のための課題」とおり、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化し、さらに相談内容についても、複雑化している中、それらのニーズに対応するための支援体制が必要とされているため。						
達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績値						
①	女性相談支援員の配置数	1,579人	令和4年 1,853人	令和6年度	令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	1,716人 1,595人	1,853人	増加・複雑化する相談に対応するため、困難な問題を抱える女性への相談支援を担う女性相談支援員の配置を促進することが重要であることから、女性相談支援員の配置数を測定指標とした。	都道府県市における女性相談支援員配置状況(※1)及び町村における新規配置(※2)を加味して設定。 ※1 R2～R4の伸び率を加味して推計 ※2 926町村に1名ずつ配置されることが望ましいが、市の配置割合及び新法施行の初年度であることを踏まえた実施率を加味して設定。	
2	配偶者からの暴力被害者の来所相談件数	34,541件	令和元年度 令和元年度以上	毎年度	前年度以上 令和元年度以上 令和元年度以上 令和元年度以上 令和元年度以上	38,366件 34,265件 34,514件 集計中(令和7年3月頃公表予定)	DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげるのが重要であり、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月)において、「相談にたがりがりやすい体制整備」が具体的な取組として盛り込まれている。 「配偶者からの暴力被害者の相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制、相談にたがりがりやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、測定指標として選定した。	第5次男女共同参画基本計画を策定した令和2年度の前年である令和元年度の件数を上回ることを目標とした。		

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額	予算額							
		執行額	執行額							
(1)	女性自立支援事業費補助金 (昭和22年度)	1,591百万円 -	1,573百万円 1,217百万円	1,603百万円	-	女性相談支援センター一時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援	002664			
(2)	女性保護事業費負担金 (昭和31年度)	963百万円 -	999百万円 961百万円	1,033百万円	-	女性自立支援施設における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援	002666			
(3)	女性相談支援センター運営費負担金 (平成14年度)	16百万円 -	16百万円 16百万円	16百万円	-	女性相談支援センターにおける困難な問題を抱える女性の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要な通訳雇上費等の支援	002665			
(4)	困難な問題を抱える女性支援推進等事業 費国庫補助金	-	2,250百万円 1,889百万円	2,597百万円	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 女性相談支援員活動強化事業の実施に必要な費用の支援 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 若年被害女性等支援事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施に必要な費用の支援 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 女性自立支援施設通所支援モデル事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施 	006986			
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期	令和8年度
		2,571,381千円			4,838,162千円		5,248,135千円			
施策の執行額(千円)		-			4,081,962千円					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		-			-		-			

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅶ-1-5))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること(施策目標Ⅶ-1-5) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること	担当 部局名	社会・援護局総務課 自殺対策推進室	作成責任者名	自殺対策推進室長 前田奈歩子				
施策の概要	<p>○ 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、以下のような枠組みで自殺対策を推進している。</p> <p>○ 自殺対策基本法においては、自殺対策を地域レベルの取組を中心とするため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を義務付けている。</p> <p>○ 国は、地域の特性に応じた自殺対策計画を策定して対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県等に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、都道府県等に対して地域自殺対策強化交付金を交付している。</p> <p>○ 自殺総合対策大綱は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、概ね5年を目途に見直しを行うこととされており、令和4年10月14日に新たな大綱が閣議決定された。</p> <p>○ 令和4年に改定された大綱では、新型コロナウイルス感染症感染拡大下の自殺の動向を踏まえ、当面の重点施策に「女性の自殺対策を更に推進する」を追加し、以下の13項目を当面の重点施策としている。</p> <p>【自殺総合対策における当面の重点施策】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> ① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする </td> <td style="width: 50%; border: none;"> ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する ⑬ 女性の自殺対策を更に推進する </td> </tr> </table> <p>○ 自殺リスクの高まりへの懸念から、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等を図っている。具体的には、以下のような対策を講じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ころの健康相談統一ダイヤル(※)の夜間相談体制強化のため、(公社)日本精神保健福祉士協会等が18時30分から22時30分の夜間に相談を実施 ・ 令和3年度より、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と都道府県等や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制の構築 ・ 都道府県等において、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援の実施 <p>※ 自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図り、相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定したダイヤル。令和6年4月現在59自治体が加入。</p> <p>○ こども家庭庁を中心とした「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、令和5年6月2日に同会議において「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられ、今後、本プランを踏まえて、こどもの自殺対策を推進していくこととなる。</p>					① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する ⑬ 女性の自殺対策を更に推進する		
① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する ⑬ 女性の自殺対策を更に推進する								
施策を取り巻く現状	<p>令和5年の自殺者数は21,837人となり、対前年比44人(約0.2%)減。</p> <p>男女別にみると、男性は2年連続の増加、女性は4年ぶりの減少となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。</p> <p>小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和5年では513人と、過去最多であった前年(令和4年は514人)と同水準となっている。</p> <p>自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。令和5年中の原因・動機特定者は19,449人であり、原因・動機は「健康問題」が一番多く(12,403人)、「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」と続いている。</p> <p>自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合は近年増加傾向にあり、令和5年度は68.1%に達した。</p>								
施策実現のための課題	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="border: none;"> <p>○ 平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていた我が国の年間自殺者数は、平成18年に制定された自殺対策基本法や、政府における自殺総合対策大綱に基づく国、地方公共団体、民間団体、医療機関、事業主、支援機関など関係者による取組が進められてきた結果、3万人台から2万人台に減少し、また、自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男性は38%減、女性は35%減となるなど、着実に成果を挙げた。</p> <p>○ しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、また、令和5年の自殺者の総数は21,837人(対前年比44人減)となり、男性は2年連続の増加、女性は4年ぶりに減少し、小中高生の自殺者数は513人と、過去最多であった前年(令和4年は514人)と同水準となっている。多くの方々が自ら尊い命を絶たざるを得ないという深刻な状況である。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">2</td> <td style="border: none;"> <p>○ 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合は近年増加傾向にあり、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発が進展している。</p> <p>○ しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあること等を踏まえると、引き続き、地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備する必要がある。</p> </td> </tr> </table>					1	<p>○ 平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていた我が国の年間自殺者数は、平成18年に制定された自殺対策基本法や、政府における自殺総合対策大綱に基づく国、地方公共団体、民間団体、医療機関、事業主、支援機関など関係者による取組が進められてきた結果、3万人台から2万人台に減少し、また、自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男性は38%減、女性は35%減となるなど、着実に成果を挙げた。</p> <p>○ しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、また、令和5年の自殺者の総数は21,837人(対前年比44人減)となり、男性は2年連続の増加、女性は4年ぶりに減少し、小中高生の自殺者数は513人と、過去最多であった前年(令和4年は514人)と同水準となっている。多くの方々が自ら尊い命を絶たざるを得ないという深刻な状況である。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる必要がある。</p>	2	<p>○ 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合は近年増加傾向にあり、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発が進展している。</p> <p>○ しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあること等を踏まえると、引き続き、地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備する必要がある。</p>
1	<p>○ 平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていた我が国の年間自殺者数は、平成18年に制定された自殺対策基本法や、政府における自殺総合対策大綱に基づく国、地方公共団体、民間団体、医療機関、事業主、支援機関など関係者による取組が進められてきた結果、3万人台から2万人台に減少し、また、自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男性は38%減、女性は35%減となるなど、着実に成果を挙げた。</p> <p>○ しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、また、令和5年の自殺者の総数は21,837人(対前年比44人減)となり、男性は2年連続の増加、女性は4年ぶりに減少し、小中高生の自殺者数は513人と、過去最多であった前年(令和4年は514人)と同水準となっている。多くの方々が自ら尊い命を絶たざるを得ないという深刻な状況である。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる必要がある。</p>								
2	<p>○ 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合は近年増加傾向にあり、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発が進展している。</p> <p>○ しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあること等を踏まえると、引き続き、地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備する必要がある。</p>								
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由				
目標1	地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等				<p>○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。また、直近2カ年の自殺者数は特に男性で増加しており、自殺リスクの高まりが懸念される状況にある。</p> <p>○ 自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進すること等により、かけがえのない命が自殺に追い込まれることのない社会を目指す必要があるため。</p>				
(課題1)									
目標2	自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発				<p>○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。また、直近2カ年の自殺者数は特に男性で増加しており、自殺リスクの高まりが懸念される状況にある。</p> <p>○ 地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備するためには、ころの健康相談統一ダイヤルの運用等により自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に取り組むことが必要であるため。</p>				
(課題2)									

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
①	人口10万人当たりの自殺者数(アウトカム)	18.5	平成27年	13.0	令和8年	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)において、「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」ことを明記しているため。 ※基準値、目標値、実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。	旧大綱(平成24年8月閣議決定)において平成28年までに自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させることを目標とし、23.6%減少させることができた。そのため、次の目標としては、今後10年間で先進諸国の現在の水準まで減少させることを目標として、さらに高い目標を掲げたものである。
2	交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数(アウトプット)	-	-	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	毎年度	1,375	1,375	1,375	1,387	1,407	・自殺対策を行う地方自治体及び民間団体の実数を把握することにより、地域レベル及び民間団体における自殺対策の推進状況を計れるため指標として設定した。	・事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数については、各自治体や民間団体において地域の実情を踏まえた事業を実施しており、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、目標値は「過去3年間の実績値の最高値を上回る値」とする。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
3	地域自殺対策強化交付金を活用して、自殺対策の相談窓口を設置する自治体数(アウトカム)					-	633	647	675		当面の重点施策として地域自殺対策強化交付金を活用して、自殺対策の相談窓口を設置する自治体数を掲げているが、事業を実施する都道府県、市町村については、各自治体において地域の実情を踏まえた事業を実施しており、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であるため、地域自殺対策強化交付金を活用して、自殺対策の相談窓口を設置する自治体数は参考指標とした。	
4	(ア)「10歳～19歳」及び(イ)「20歳～29歳」の人口10万人当たりの自殺者数(アウトカム)					-	(ア)6.8 (イ)20.7	(ア)7.4 (イ)19.6	(ア)7.5 (イ)19.8		当面の重点施策として子ども、若者の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域のような取組を総合的に実施しており、どの取組が各原因・動機の自殺者数の減少につながったかの分析や目標値の設定は困難であるため、若年層の人口10万人当たりの自殺者数は参考指標とした。 ※実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。	
5	原因・動機が特定された自殺者のうち、勤務問題を理由とした自殺者数(アウトカム)					-	1,935	2,968	2,875		当面の重点施策として勤務問題の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域のような取組を総合的に実施しており、どの取組が各原因・動機の自殺者数の減少につながったかの分析や目標値の設定は困難であるため、勤務問題を理由とした自殺者数を参考指標とした。 ※令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。 ※実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。	
達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	自殺対策推進経費 (平成19年度)	88百万円	86百万円	80百万円	1.2,3	<ul style="list-style-type: none"> 自殺総合対策推進・検証等(自殺対策白書の作成) 自殺総合対策人材育成(全国自殺対策主管課長等会議の開催) 自殺総合対策啓発推進(自殺予防週間(9/10～16)、自殺対策強化月間(3月)のポスター作成、インターネット広告の実施) 自殺予防相談体制整備充実等(こころの健康相談統一ダイヤルの運用) 						002736
		79百万円	78百万円									
(2)	地域自殺対策強化事業 (地域自殺対策強化交付金等) (平成26年度)	3,472百万円	5,678百万円	5,870百万円	1.2,3	<ul style="list-style-type: none"> 自殺総合対策大綱を踏まえ、地方の自主財源とも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組を行う自治体や民間団体等を支援する。 都道府県及び政令指定都市に設置された地域自殺対策推進センターにおいて、地域の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に実施するための市町村支援等を行う。 指定調査研究等法人において、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用、自殺対策の先進的な取組に関する情報収集・整理及び提供等を行う。 効果的・体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師の教材・カリキュラムの作成等を行う。 						002724
		3,319百万円	3,579百万円									

達成目標2について		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
⑥	自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合(アウトカム)	63.5%	令和4年	80%	令和8年	-	-	-	-	80%	・ 地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備するためには、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発により、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発が進むと、「自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合」が増加すると考えられるため、指標として設定した。	・ 直近3年の「自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合」の増加率を加味して80%とする。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
7	こころの健康相談統一ダイヤルの実施回数(アウトプット)					98,948	129,381	144,570	186,992		若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを活用した相談・支援体制の強化は、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことで、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策となるものであるとともに、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に資するものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。	
8	SNSを活用した相談事業における相談件数(延べ件数)(アウトプット)					63,028	259,814	271,727	275,270		若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを活用した相談・支援体制の強化は、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことで、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策となるものであるとともに、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に資するものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。	
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	自殺対策推進経費 (平成19年度) 【再掲】	88百万円	86百万円	80百万円	6.7.8	・自殺総合対策推進・検証等(自殺対策白書の作成) ・自殺総合対策人材育成(全国自殺対策主管課長等会議の開催) ・自殺総合対策啓発推進(自殺予防週間(9/10~16)、自殺対策強化月間(3月)のポスター作成、インターネット広告の実施) ・自殺予防相談体制整備充実等(こころの健康相談統一ダイヤルの運用)						002736
		79百万円	78百万円									
(4)	地域自殺対策強化事業 (地域自殺対策強化交付金等) (平成26年度) 【再掲】	3,472百万円	5,678百万円	5,870百万円	6.7.8	・自殺総合対策大綱を踏まえ、地方の自主財源とも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組を行う自治体や民間団体等を支援する。 ・都道府県及び政令指定都市に設置された地域自殺対策推進センターにおいて、地域の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に実施するための市町村支援等を行う。 ・指定調査研究等法人において、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用、自殺対策の先進的な取組に関する情報収集・整理及び提供等を行う。 ・効果的・体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師の教材・カリキュラムの作成等を行う。						002724
		3,319百万円	3,579百万円									
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
施策の執行額(千円)		3,559,999			5,764,358			5,949,400				
施策の執行額(千円)		3,399,278			3,658,359							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第212回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明					令和5年11月1日		第四次自殺総合対策大綱の下で、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、関係省庁と連携をし、自殺対策を強化するとともに、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、来年4月に予定されている、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行に取り組みます。			

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅶ-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	<p>福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること(施策目標Ⅶ-2-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保を図ること 施策大目標2: 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>	担当 部署名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課 課長 田中 規倫 福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長 吉田 昌司
<p>施策の概要</p>	<p>○ ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、一億総活躍社会の実現を目指しており、その重要な政策の柱として、「介護離職ゼロ」を掲げ、介護施設等の整備と併せ、必要な介護人材確保に取り組むとされている。具体的には、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な取組を進めている。</p> <p>【①介護職員の処遇改善】 ・ 介護職員の処遇改善については、これまで累次にわたり、介護報酬改定で対応してきているところであるが、令和元年10月からは、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を実施。また、令和4年10月からは、介護職員の収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置を実施、令和6年度報酬改定では、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げた。 ・ 介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣による個別の助言・指導等、都道府県等担当者向けの研修の実施により、加算の取得に向けた支援を実施</p> <p>【②多様な人材の確保・育成】 ・ 介護福祉士養成施設や福祉系高校に通う学生に対する修学資金や実務者研修受講資金、他業種で働いていた者が介護分野に就職する際の就職支援金及び介護職員等の再就職準備金の貸付による支援 ・ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の職場体験支援、マッチングまでの一体的支援 ・ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ・ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援</p> <p>【③離職防止、定着促進、生産性向上】 ・ 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口の設置 ・ 仕事と育児や介護との両立支援(介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援。人員配置基準等において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする) ・ 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進 ・ オンライン研修の導入支援 ・ 介護助手としての就労、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施 ・ 生産性向上に係る取組の推進(介護報酬上の評価の新設等)</p> <p>【④介護職の魅力向上】 ・ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進 ・ 介護の仕事の社会的評価の向上を図るため、イベント、テレビ、新聞、SNSを活かした取組等を通じて全国に向け介護の仕事の魅力を発信</p> <p>【⑤外国人材の受入環境整備】 ・ 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等) ・ 介護福祉士国家試験に向けた学習支援(多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催) ・ 海外12か国、日本国内で特定技能「介護技能評価試験」等の実施 ・ 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR ・ 働きやすい職場環境の構築支援(国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等)</p> <p>【⑥障害福祉人材の確保等】 ○ 障害福祉サービスを安定的に提供していくため、障害福祉人材の確保・定着が重要であり、障害福祉サービス等報酬の改定等により、処遇改善、職場環境の改善、仕事と育児や介護との両立支援等に取り組んでいる。 ・ 福祉・介護職員の処遇改善、経験・技能のある職員に重点化を図った更なる処遇改善の実施 ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進の取組として、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣することなどにより加算の取得を支援する事業に対する補助の実施 ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等の確保に向けて、処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化 ・ 都道府県が地域の関係機関等と連携しつつ、障害福祉分野の就職フェア等を開催する事業に対する補助を実施</p>				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年に向けて高齢者人口が急速に増加し、それ以降は高齢者人口が緩やかに減る一方で、生産年齢人口の減少が加速し、2040年には高齢者人口はピークを迎えるとされる中で、介護人材確保は喫緊の課題。第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、令和22(2040)年度には約272万人となり、令和4(2022)年度の215万人と比べて、新たに約57万人が必要となっている。また、直近(2022年度)の介護職員の数は、約215万人となっている。</p> <p>外国人介護人材の在留者数は、EPA介護福祉士・候補者が3,074人(令和6年6月1日時点)、在留資格「介護」が9,328人(令和5年12月末時点)、技能実習が15,909人(令和5年12月末時点)、特定技能が31,453人(令和6年2月末時点)となっている。</p> <p>障害者自立支援法(※)が施行された平成18年度以降、障害福祉サービス等の利用者数は3倍以上に増加しており、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は2倍以上となっている。 ※平成25年4月1日から「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正されている。</p>				
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1 ○ 第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の需要を踏まえると、令和8(2026)年度末までに約25万人(合計で約240万人)と、年間6.3万人程度の介護人材の伸びが必要であり、総合的な介護人材確保対策に取り組む必要がある。 ○ 現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。</p> <p>2 ○ 今後増加が見込まれる外国人介護人材が安心して国内の介護現場で円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。 ○ 介護分野の特定技能外国人材が大都市圏その他の特定の地域に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講ずる必要がある。 ○ 外国人介護人材の受入れを検討するに当たり、一部の介護施設等では、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安や、学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった状況もあることから、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定施設等への支援が必要である。</p> <p>3 ○ 障害福祉分野の福祉・介護職員数は障害者自立支援法が施行された平成18年度に比べ増加しているものの、障害福祉関係分野の職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっており、障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移していることから、人手不足が深刻化していると思われる。</p>				

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1	地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組等を実施するとともに、第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の確保に向けて、総合的な介護人材確保対策に取り組む。	○「介護離職ゼロ」の実現に向けて、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、多様な人材の確保・育成等により総合的な介護人材確保に取り組むとされているため。
	(課題1)		○介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況の評価するため。 ○地域包括ケアシステムの実現のための取組を進めており、地域の実情に応じて、資質の向上等の計画を実行するために地域医療介護総合確保基金等により措置されているため。
	目標2	「特定技能」については、令和6年3月29日に、令和6年度から5年間の介護分野における受入れ見込数を13.5万人とすることを閣議決定するなど、外国人介護人材の受入れの必要性が高まっていることを踏まえ、引き続き外国人介護人材の活用を適切に進める。	○ 特定技能制度の趣旨を踏まえ、人手不足の状況を判断するための客観的な指標及び動向や法務省から提供される介護分野における在留外国人数等に照らし、介護分野における人手不足の状況について継続的かつ的確に把握・分析することで、状況に応じた必要な措置を講じる必要があるため。
	(課題2)		○ 介護分野における特定技能外国人材の受入れに際し、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講ずることによって、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することにならないようし、各地域の事業者が必要な特定技能外国人材を受け入れることができるようにしていくことが必要であるため。 ○ 特定技能以外の制度により介護に従事する場合も含め、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習環境の整備や介護技能に関する研修、介護業務に関する相談支援の実施による受入環境の整備を推進する必要があるため。
目標3	障害福祉人材の確保・定着に向けて、職員の処遇改善に取り組む。	○ 利用者本位の質の高い障害福祉サービスを安定的に提供していく観点から、障害福祉人材の確保・定着が必要であり、職員の処遇改善に取り組んでいく必要があるため。	
(課題3)			

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1 介護職員数 (アウトカム)	215万人	令和4年度	240万人	令和8(2026)年度末	216万人	222万人	227万人	233万人	228万人	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において「2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人を確保することとしており、それを含めた231万人を確保すること」を目標とした(第6期介護保険事業計画(2015～2018年度)に基づいた目標)。 ・第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020(令和2)年度末には約216万人、2025(令和7)年度末には約245万人が必要となることから、目標値を修正。 ・第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2023(令和5)年度末には約233万人、2025(令和7)年度末には約243万人が必要となることから、目標値を修正。 ・第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2024(令和6)年度末には約228万人、2026(令和8)年度末には約240万人が必要となることから、目標値を修正。 ・2022(令和4年)年度の約215万人に対して、2026(令和8)年度末までに約25万人、年間6.3万人程度の介護人材を確保する必要がある。 ※介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業における従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。	社会保障審議会福祉部会において、2025年に向けた介護人材の総合的な確保の方策の策定の一環として、介護職員の需給推計の継続的な実施が提言されていることから、各期の介護保険事業計画に基づき介護職員の需給推計をおこなっている。2024年7月に公表した第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)に基づく介護職員の需給推計の結果、2026(令和8)年度末に約240万人が必要となることから、当該数値を目標値として設定している。
2 「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数 (アウトカム)	329人	令和2年度	令和2(2020)年度と比べて15%増加(378人)	令和6(2024)年度	-	平成30(2018)年度と比べて15%増加(235人)	-	-	令和2(2020)年度と比べて15%増加(378人)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護未経験者が介護業務の入門的な知識・技術の修得により資質向上を図るとともに、研修受講者と介護施設・事業所とのマッチングを行うことにより、介護分野での雇用やボランティアの参画につなげることができることから、測定指標に設定。 ※介護未経験者が介護業務の入門的な知識・技術の修得により資質向上を図るとともに、研修受講者と介護施設・事業所とのマッチングを行うことにより、介護分野での雇用やボランティアの参画につなげる。	当該事業の成果は直接介護人材確保に結びつくもので引き続き取り組むことが必要であり、下記参考のとおり、先般の新経済・財政再生計画 改革工程表2020においてKPIとされていたことから、引き続き改革工程表2020で設定した増加率を使用し、目標値として設定することとする。

3	介護福祉士従事者数 (アウトプット)	1,046,033人	令和4年度	令和4(2022)年度と比べて6%増加(1,108,795人)	令和6(2024)年度末	平成28(2016)年度と比べて15%増加(953,028人)	-	-	令和元(2019)年度と比べて10%増加(1,027,334人)	令和4(2022)年度と比べて6%増加(1,108,795人)	<ul style="list-style-type: none"> 介護の質を指標として評価することは非常に困難であるが、専門的知識・技能を有し、介護職のグループの中で中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士従事者が増加することは、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む今日において、利用者のニーズに対応できる介護職員の増加につながると思われ、介護福祉士従事者数について、介護人材の確保目標をともに、2016年度に対し15%の増加を目標値として設定する。 第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)から第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)に移行したため、2023年度に2019年度に対し10%の増加を目標値として設定する。 第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)から第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)に移行したため、2022年度に対し6%の増加を2024年度の目標値として設定する。 	<p>社会保障審議会福祉部会において、2025年に向けた介護人材の総合的な確保の方策の策定の一環として、介護職員の需給推計の継続的な実施が提言されていることから、各期の介護保険事業計画に基づき介護職員の需給推計をおこなっている。2024年7月に公表した第9期介護保険事業計画(2024～2026年度)に基づく介護職員の需給推計の結果、2022年(令和4年)の約215万人に対して2024(令和6)年度末には約228万人(6%増)が必要となることから、専門的知識・技能を有する介護福祉士も同様に6%増を目標値として設定。</p>
4	介護職員等処遇改善加算取得率 (アウトカム)	94.3%	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	-	94.3%以上	<p>当該加算は、令和6年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行ったもの。</p> <p>当該加算の取得により、職員の資金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。</p> <p>実績値の算出方法は、以下のとおり、算出式X/Y ・分母Y:加算対象サービスの全請求事業所数 ・分子X:介護職員等処遇改善加算を取得した事業所数</p> <p>※基準年度の基準値については、令和6年度介護報酬改定における加算一本化前の介護職員等処遇改善加算の取得率を用いている。</p>	<p>介護職員等の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に介護職員等処遇改善加算が活用されるよう、取得を促進するための様々な取り組みを実施しているところである。</p> <p>そのため、取得率を常に向上させることを目標とするため、過年度の取得率以上を目標値としている。</p>
(指標4関係参考)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標4(～令和5年度)】	80%	令和2年度	85%	令和5(2023)年度末	-	前年度(80%)以上	前年度(82%)以上	85%	<p><*令和5年度まで></p> <p>当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。</p> <p>※令和6年度介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標4(介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。</p>	<p>厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合</p>	
(指標4関係参考)	介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標5(～令和5年度)】	66%	令和2年度	前年度以上	令和5(2023)年度	-	前年度(66%)以上	前年度(69%)以上	前年度(71.4%)以上	<p><*令和5年度まで></p> <p>当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。</p> <p>※令和6年度介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標4(介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。</p>	<p>厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合</p>	
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定理由	
5	介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合					45.8%	46.2%	52.0%	集計中(令和7年4月頃公表予定)		当該割合のみをもって、介護の質を評価することは困難であるが、ニーズの多様化等が進む介護現場において、専門的知識・技能を有する介護福祉士の割合と介護の質との関連性も考えられることから、参考指標として設定。	
6	介護職員の勤続年数					6.9年	7.0年	7.4年	7.7年		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	
7	介護職員の平均賃金(月額)					29.3万円	28.5万円	29.3万円	30.0万円		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。	

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	社会事業大学経営等委託費 (昭和21年度)	633百万円	1,151百万円	390百万円	1	学校法人日本社会福祉事業大学において実施する、将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設並びに都道府県・市町村等の職員となる指導的社会福祉事業者(社会福祉のリーダー)の養成に対し補助を行う。 ※社会福祉のリーダー (1)特養、障害者施設、児童施設等社会福祉施設のリーダー (2)自治体の社会福祉行政のリーダー (3)地域福祉のコーディネーター(社会福祉協議会やNPO法人職員)	002745
		429百万円	567百万円				
(2)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	15,269百万円	13,483百万円	23,839百万円	-	【①社会福祉施設等施設整備費補助金】 「障害者総合支援法」、「生活保護法」等に規定された社会福祉施設等に対する整備について、都道府県・指定都市・中核市が実施する整備事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。 【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】 国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者福祉の向上を図る。なお、心身障害児総合医療療育センターでは肢体不自由児療育技術者の現任訓練、養成等を実施している。 【④点字図書館施設整備】 視覚に障害のある方の意思疎通を支援する日本点字図書館において、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施する。 【⑤全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)施設整備】 国の財産である戸山サンライズについて、老朽化に伴う必要な施設整備を行うことにより、養成・研修事業等を円滑、適切に実施し、障害者の自立更生と福祉の増進を図る。 【⑥国際障害者交流センター施設整備】 国の財産である国際障害者交流センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。	002749 006920
		14,592百万円	11,980百万円				
(3)	民生委員関連経費 (昭和23年度)	45百万円	8百万円	8百万円	-	本経費は①民生委員法に基づき3年に一度の民生委員・児童委員一斉改選や転居等の理由による随時の委嘱・解嘱の際の委嘱状の作成②無報酬で日常的に住民の社会福祉に関する相談や支援を行うことにより地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員に対する大臣表彰の際の功労賞の作成に必要な経緯費である。	002744
(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	1,225百万円	1,627百万円	1,314百万円	-	市町村が設置する共同施設及び隣保館等の整備に要する費用の一部を補助する。	002748
(5)	地域福祉活動支援事業費 (昭和31年度)	196百万円	203百万円	203百万円	-	社会福祉法に基づき設置されている全国社会福祉協議会において実施する生活福祉資金貸付制度の適正な運営のための体制整備、民生委員・児童委員に対する日常における活動についての指針となる各種資料の提供等の情報支援や互助事業の実施、各地域における様々な民間相談機関の相談員等に対する実践力強化等のための研修、ボランティア活動に対する国民の理解を深める取組等の事業に対して補助する。	002737
(6)	地方改善事業 (昭和35年度)	3,624百万円	3,624百万円	3,624百万円	-	市町村が設置する隣保館で実施する、地域の拠点として基本事業(社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業)や、地域の実情に応じて特別事業(隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業)に対して補助を行う。	002741
(7)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 (昭和36年度)	26,372百万円	27,378百万円	28,272百万円	1	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。	002742
(8)	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 (昭和40年度)	2,706百万円	2,706百万円	2,706百万円	-	社会福祉施設や医療施設は、介護報酬、診療報酬等の公定価格に依存した低収益構造にあり、社会的に弱い居住者等を擁するため、施設の整備に対して建設資金等を固定金利で提供できるよう、金利変動により資金調達金利を上回る金利差が生じた場合の不足相当額、借入金利息と貸付金利息の差額補填等を予算措置により補給しているもの。	002743
(9)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4,611百万円	4,611百万円	4,611百万円	-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象：心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率：国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。	002750
(10)	社会福祉職員研修センター経営委託費 (昭和50年度)	30百万円	30百万円	30百万円	1	社会福祉職員研修センター(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)において実施する、都道府県・市町村にて社会福祉事業に従事する職員、公立施設の施設長、社会福祉法人の経営者等に対し社会福祉主事として必要な基礎知識及び技術、施設長として必要な知識及び技術、法人・施設運営に関する専門知識及び技術等を教授する研修に対し補助を行い、社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図っている。	002735
(11)	就労系施設生産活動推進事業 (昭和59年度)	12百万円	12百万円	12百万円	-	・発注者側(国・民間企業等)に対し、全国就労系事業所の物品販売・役務提供の内容、連絡先、受注可能数等、発注を行うために必要な情報発信をする事業 ・就労系施設の製品開発、販売促進、品質管理等についての指導・研修を実施する事業 ・就労系施設製品の販路の拡大並びに受注の安定を図るため、展示販売を行う事業	002738
(12)	中央福祉人材センター運営事業費 (平成5年度)	53百万円	53百万円	53百万円	1	社会福祉法に基づき設置されている中央福祉人材センターにおいて実施する、全国的な福祉人材情報システムの運営や、各都道府県福祉人材センターの職員研修会や全国会議、ブロック会議の開催、また福祉・介護分野の人材確保にかかる調査等に補助することにより、福祉・介護人材の確保に関するノウハウの伝達に努め、各都道府県福祉人材センターの業務を支援する。	002739
(13)	福祉サービスの第三者評価等事業 (平成12年度)	12百万円	12百万円	12百万円	-	全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。 1. 全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会を設置し、都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。 2. 全国社会福祉協議会に評価基準等委員会を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。 3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修における指導講師を養成するための評価調査者指導者研修会等を開催する。	002740

(14)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	3,820百万円	4,792百万円	2,865百万円	-	次の運営に必要な運営に要する経費を交付 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備等に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務	002751
		3,820百万円	4,792百万円				
(15)	社会福祉振興助成費補助金 (平成22年度)	1,198百万円	1,126百万円	1,126百万円	-	社会福祉法人、NPO法人などが行う事業に対し助成を行うものである。 ①地域連携活動支援事業(複数の団体が連携を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ等に対応する事業) ②全国的・広域的ネットワーク活動支援事業(広域的な普及等を図るため、複数の団体が相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業)	002747
		1,198百万円	1,126百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
8 外国人介護人材研修支援事業の実施都道府県の割合 (アウトプット)	-	-	100%	令和6年度	75%	100%	100%	100%	100%	地域医療総合確保基金を活用して、介護分野における1号特定技能外国人及び介護職における技能実習生を対象に介護技能を向上するための研修等の取組を進める外国人介護人材研修支援事業を実施。本事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。介護分野における1号特定技能外国人及び介護職における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて外国人介護人材研修支援事業が実施されることを目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:47都道府県 ・分子X:外国人介護人材研修支援事業を実施する都道府県数(令和5年度:34)。	大都市圏など一部地域のみ偏ることがないよう各地域の事業者が必要な特定技能外国人材等を受け入れることができ、かつ適切な支援が実施できるようにしていくことが必要である。そのため、介護分野における1号特定技能外国人及び介護職における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて、段階的に外国人介護人材研修支援事業が実施されることが必要であることから左記の目標値を設定している。
					57.0%	64%	72%	72%			
9 地域医療介護総合確保基金による外国人介護人材の受入環境を整備するための取組を実施する都道府県の割合 (アウトプット)	-	-	100%	令和6年度	75%	100%	100%	100%	100%	地域医療総合確保基金を活用して、外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援、1号特定技能外国人等のマッチング支援及び外国人介護人材受入れ環境整備に取り組むことができる。今後、全国的に受入れが増加すると見込まれる外国人介護人材が、介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、これらの取組は全都道府県において実施されることを目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:47都道府県 ・分子X:外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業を実施する都道府県数(令和5年度:38)。	大都市圏など一部地域のみ偏ることがないよう各地域の事業者が必要な特定技能外国人材等を受け入れることができ、かつ適切な支援が実施できるようにしていくことが必要である。そのため、介護分野における1号特定技能外国人等の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて、段階的に各種支援等が実施されることが必要であることから左記の目標値を設定している。
					57.0%	79%	79%	81%			
10 特定技能評価試験の合格率 (アウトカム)	-	-	(技能) 79.4%以上 (日本語) 84.3%以上	令和6年度	(技能) 54.7% (日本語) 58.6%	前年度以上 (技能) 70.7%以上 (日本語) 84.3%以上	(技能) 71%以上 (日本語) 89%以上	(技能) 74.7%以上 (日本語) 84.3%以上	(技能) 79.4%以上 (日本語) 84.3%以上	外国人介護人材の受入環境を整備するため、特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援、日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入促進のための海外へのPR等の取組を実施している。これらの取組を複合的に実施していくことで、海外からの特定技能による就労希望者を増加させるとともに、日本語の学習支援や介護技能の向上のための取組等を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格率を段階的に向上させていくことを目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y (技能)分母Y:受験者数(令和5年度:36,744人) 分子X:合格者数(令和5年度:29,184人) (日本語)分母Y:受験者数(令和5年度:41,089人) 分子X:合格者数(令和5年度:30,758人)	左記に掲げる取組を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格率を段階的に向上させていくため、過年度の合格率の最高値を目標値としたものである。
					(技能) 70.7% (日本語) 84.3%	(技能) 67.6% (日本語) 81.5%	(技能) 74.7% (日本語) 76.8%	(技能) 79.4% (日本語) 74.9%			

達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
(16)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (平成27年度)	3,848百万円	1,980百万円	804百万円	8	・生活困窮者就労準備支援事業費補助金のうち、外国人介護人材受入環境整備事業を実施することにより、海外からの1号特定技能外国人の円滑な受入れや、国内の外国人介護人材が安心して介護現場で就労・定着できる環境を整備する。具体的には以下のような取組みを実施している。 ・介護分野における1号特定技能+号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施 ・海外での現地説明会等の開催やSNS等を利用した情報発信の取組を実施 ・介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備の推進に対する支援 ・特定技能外国人の受入施設への巡回訪問や外国人介護職員の交流会の開催支援、介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施	002715
		216,040百万円の内数	44,838百万円の内数				

達成目標3について		年度ごとの目標値(参考値)										測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの実績値							
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
11	福祉・介護職員等処遇改善加算取得率 (アウトカム)	87%	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	-	87%以上	当該加算は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行ったもの。当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、取得率の増加を目標とする。 実績値の算出方法は、以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数 ・分子X:福祉・介護職員等処遇改善加算を取得した事業所数 ※基準年度の基準値については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における加算一本化前の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得率を用いている。	福祉・介護職員等の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に福祉・介護職員等処遇改善加算が活用されるよう、取得を促進するための様々な取り組みを実施しているところである。そのため、取得率を常に向上させることを目標とするため、過年度の取得率を上回る数値を目標値としている。	
(指標1-1関係参考)	福祉・介護職員等処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標12】	83%	令和2年度	86%	令和5年度	-	-	86%	86%	<*令和5年度まで> 当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標11(福祉・介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	令和5年度実績値の算出方法は、分母:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(129,374箇所)、分子:福祉・介護職員等処遇改善加算を取得した事業所数(111,897箇所)から算出している。		
(指標1-1関係参考)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム) 【※旧測定指標13】	46%	令和2年度	60%	令和5年度	-	-	60%	60%	<*令和5年度まで> 当該加算は経験・技能のある障害福祉人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 ※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、令和6年度目標値・実績値は算出できないため、本指標は令和5年度までとし、新たに測定指標11(福祉・介護職員等処遇改善加算取得率)を設定。	令和5年度実績値の算出方法は、分母:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(129,374箇所)、分子:福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所数(74,703箇所)から算出している。		
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
12	障害福祉人材の勤続年数					7.0年	7.2年	7.6年	7.6年		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。		
13	障害福祉人材の平均賃金(月額)					29.4万円	28.9万円	29.8万円	30.4万円		調査対象の施設・事業所や従事者の範囲等において留意が必要であり、当該データのみをもって、処遇改善への取組を評価することは困難であるが、関連性があることから、参考指標として設定することとする。		
達成手段3 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号		
(17)	障害福祉サービス事業所等サポート事業 (令和6年度)	80百万円 58百万円	37百万円 37百万円	37百万円	11	・都道府県等が行う福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援する体制を確保し、事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得を促進する。					002814		
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定時期	令和4年度	
施策の執行額(千円)		63,466,041			62,068,683			69,907,419					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明					令和4年2月25日		看護、介護、障害福祉、保育など現場で働く方々の収入を引き上げるとともに、賃上げしやすい環境整備に取り組みます。				

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(VII-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	<p>戦傷病者、戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと(施策目標VII-3-1) 基本目標VII:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標3:戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p>	担当 部局名	<p>社会・援護局援護・業務課 社会・援護局援護企画課 社会・援護局事業課 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室</p>	作成責任者名	<p>援護・業務課長 阿部 一貴 援護企画課長 石塚 哲朗 事業課長 浅見 高嗣 援護企画課中国残留邦人等支援室長 宇口 良子</p>
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰藉又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(平成3年外務省告示第311号) 				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 <ul style="list-style-type: none"> 軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。 受給者等の高齢化が進んでいる(援護年金受給者:約1.8千人、平均年齢92.4歳(令和5年度末現在))。 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している。特別弔慰金等の裁定は都道府県に委託しており、国としては、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進している。 第11回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までであり、令和6年3月末現在の請求受付件数は約76.8万件、裁定県処理済み件数は約76.7万件。 次世代への継承 <ul style="list-style-type: none"> 「昭和館」では、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える役割、「しょうけい館」では戦傷病者とその家族の労苦を伝える役割を果たしている。 戦後75年以上が経過して、当時を知る関係者も高齢化していることから、次世代への労苦継承は喫緊の課題となっている。 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 先の大戦における海外戦没者(沖縄及び硫黄島を含む。)は約240万人。 未収容遺骨約112万柱のうち、約30万柱が沈没した艦船の遺骨で、約23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にある。これらを除く約59万柱の御遺骨を中心に、現地調査や遺骨収集を推進。 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)において、戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられ、平成28年度から令和11年度までの間を遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」とすることとされた。 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨。 遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施。また、慰霊碑について、経年劣化等により補修が必要となった場合は補修工事を実施するなど、維持管理等を実施。 中国残留邦人等への支援 <ul style="list-style-type: none"> 永住帰国した中国残留邦人等の自立を支援するため、地域の実情に応じて、医療機関で受診する場合に通訳を行う自立支援通訳や日常生活の諸問題に関する相談等に応じ必要な援助を行う自立指導員の派遣、日本語の習得や維持のほか、地域での孤立防止を目的とした高齢者向けの「日本語交流サロン」等を実施。 中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い医療や介護サービスの利用が増加しているが、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用等に不安のある中国残留邦人等が増加しているため、当該高齢化への対応として全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置し、「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を実施。「語りかけボランティア」は、介護事業所等において、介護サービス利用中の中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけ支援を実施。 旧陸海軍関係の恩給進達等の事務 <ul style="list-style-type: none"> 旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となるほか、叙勲等の際に軍歴が必要とされる。 旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。 軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。 ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。 旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、上記の速やかな対応が求められている。 				
<p>施策実現のための課題</p>	1	<p>援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に基づく事務(都道府県へ委託する分を含む)を迅速かつ適切に処理することが課題である。</p>			
	2	<p>戦後75年以上が経過して、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。</p>			
	3	<p>戦後75年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。</p>			
	4	<p>中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多く中で、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。</p>			
	5	<p>援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用し、迅速かつ適切に処理することが課題である。また、抑留中死亡者に関する新たな情報が不足する中、ロシア連邦政府等から取得した資料と整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用した照合調査の充実が課題である。</p>			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行うとともに、都道府県における特別弔慰金等の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進すること。	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑み、請求から支給に至る事務を早期に処理し、少しでも早く給付を受けていただくことが重要であるため。
	目標2 (課題2)	戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。	戦後75年以上が経過して、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させるとなく次世代に継承することの重要性が高まっているため。
	目標3 (課題3)	戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。	遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。
	目標4 (課題4)	言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。	高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。
	目標5 (課題5)	遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の取得及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係等資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。	一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。照合調査を充実させることが、早期の死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○1 援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6か月以内に裁定を行った件数の割合(アウトプット)	令和元年度から令和5年度の平均85%	過去5年間の実績値平均を上回る値86%	93%以上	93%以上	91%以上	88%以上	86%以上	・受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。(援護年金受給者:約1.8千人、平均年齢92.4歳(令和5年度末現在)) (出典):業務上取得した計数による。	・目標値については、過去5年間(令和元年度から令和5年度)の平均した処理状況が85.3%であることから、この水準を上回る値を設定する。 (参考1)令和元年度実績93.3% (参考2)令和5年度実績値87.1%は分母:受付件数(31件)、分子:受付件数のうち6か月以内処理件数(27件)から算出したもの。
(参考指標)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
2	第11回特別弔慰金について、請求受付件数の累計(単位:千件)		574	682	762	768		・第11回特別弔慰金は、請求受付期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までとしており、請求者は期間内の任意の年度に請求を行うものである。そのため、年度ごとに請求受付件数及び裁定県処理済み件数に大きく偏りがあるが、これらを把握することは、特別弔慰金の支給事務の迅速かつ適切な処理を促進するために重要な指標である。	
3	第11回特別弔慰金について、裁定県処理済み件数の累計(単位:千件)		324	658	744	767			

達成手段1 (開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額 執行額	予算額 執行額				
(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務 (昭和27年度)	44億円	37億円	29億円	1	以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・援護年金及び弔慰金の審査、裁定及び支給 ・裁定に係る調査事務等(都道府県に事務委託) ・援護年金の支給に係る決定等を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立に関し意見を述べる援護審査会の運営 ・遺族年金等受給者に係る支給の管理 ・援護システムの運用・管理	002753
(2) 戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業 (昭和28年度)	0.4億円	0.4億円	0.4億円	-	戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行い、目標の達成に寄与する。	002755
(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務 (昭和38年度)	8.1億円	7.4億円	7.9億円	-	以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・特別弔慰金等の審査、裁定(都道府県に委託) ・裁定後、都道府県からの裁定報告に基づき、国庫債券の発行を財務省に請求 ・援護システムの運用・管理	002754

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
4 昭和館の累計入館者数 (アウトカム)	-	-	7,288,522人以上	令和7年度	前年度 (346,060人)以上	前年度 (71,114人)以上	前年度 (82,463人)以上	前年度 (143,415人)以上	23万人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が感染拡大前と比較して減少しており、一定の来館者数を保つことが課題となっている。(このため、令和2～5年度の目標値は、感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を設定していた。) ・ 当初、中期的には、戦後71年から80年の10年間(平成28年度～令和7年度)においても戦後61年から70年の10年間(平成18年度～平成27年度)の来館者数の水準(平成18年度～平成27年度の実績:約313万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約785万人(平成27年度までの累計入館者数約472万人+約313万人)を目標値としていたが、新型コロナの感染流行による影響が長期化している現時点においては、当該最終目標値は妥当性を欠いた数値となっている。 ・ このため、目標年度(令和7年度)までの2年間の目標値を新型コロナ感染症の影響を踏まえたものとする趣旨で、令和7年度における来館者数の目標値を約30万人(平成26年度から令和5年度まで来館者数の平均値)と設定した上で、令和6年度については、当該目標値に至るまでの中間的な値として約23万人(令和5年度実績と令和7年度目標の平均値)を目標値とし、これを踏まえて、最終目標値を約729万人(これまでの累計入館者数約676万人+残り2年度の目標約53万人)に修正することとする。 【参考】令和5年度末までの累計入館者数(実績):約676万人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの方々が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。
5 しょうけい館の累計入館者数 (アウトカム)	-	-	1,911,492人以上	令和7年度	前年度 (124,300人)以上	前年度 (16,982人)以上	前年度 (15,745人)以上	前年度 (18,158人)以上	4万人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が大幅な減少傾向にあり、一定の来館者数を保つことが課題となっている。(このため、令和2～5年度の目標値は、感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であるため前年度以上の入館者数を設定していた。) ・ 当初、中期的には、戦後71年から80年の10年間(平成28年度～令和7年度)においても、同館が開館した年でもある戦後61年から70年の10年間の来館者数の水準(平成18年度～平成27年度の実績:約122万人)を目指し、令和7年度に累計入館者数約244万人(平成27年度までの累計入館者数約122万人+約122万人)を目標値としていたが、新型コロナの感染流行による影響が長期化している現時点においては、当該最終目標値は妥当性を欠いた数値となっている。このため、目標年度(令和7年度)までの2年間の目標値を新型コロナ感染症の影響を踏まえたものとする趣旨で、令和7年度における来館者数の目標値を約8万人(平成26年度から令和5年度まで来館者数の平均値)と設定した上で、令和6年度については、当該目標値に至るまでの中間的な値として約4万人(令和5年度実績と令和7年度目標の平均値)を目標値とし、これを踏まえて、最終目標値を約190万人(これまでの累計入館者数約178万人+残り2年度の目標約12万人)に修正することとする。 【参考】※令和5年度末までの累計入館者数(実績):約178万人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの方々がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその家族が戦中・戦後に体験した労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。 (出典):業務上取得した計数による。
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
6	昭和館ホームページの閲覧数				222,750	303,567	349,984	149,451	ホームページの閲覧を通じて、遠方に住んでいる方をはじめ来館しない方にも施設の情報や戦中・戦後の労苦を次世代に伝えることにつながるため、ホームページの閲覧数を参考指標として設定する。※なお、昭和館の令和5年度の閲覧数が大幅に減少していることについては、ホームページ閲覧数のカウント方法を変えたことによる。		
7	しょうけい館ホームページの閲覧数				29,524	38,960	53,082	49,797			

達成手段2 (開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号	
	予算額	予算額					
	執行額	執行額					
(4)	戦傷病者福祉事業(昭和47年度)	3.2億円	5.7億円	1.9億円	5	戦傷病者やその家族が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、次世代にその労苦を伝えることを目的とする「しょうけい館」を運営する。資料・情報の収集や企画展の実施を通じ、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の労苦を知る機会を提供することにより、戦傷病者等の援護に寄与する。	002757
(5)	昭和館運営等事業 (①平成11年度、②平成14年度)	5.2億円	6.1億円	7.6億円	4	①昭和館に係る経費 主に戦争に関する歴史的事実のうち、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族の体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び情報を収集、保存、展示することにより、次世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 資料・情報の収集や企画展の実施を通じ、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 ②遺族及留守家族等援護活動費補助金 対馬丸記念館という地域住民の交流の場において、高齢化した戦没者遺族等を含めた地域住民に対するメンタルヘルス相談、生活相談、その他生活上の各種相談及び遺族の内面的心情に関する事例調査研究を行う。また、地域に密着した各種相談講習会を行う。 これらにより、戦没者遺族等の援護につながるものである。	002756
		5.1億円	5.7億円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度		年度ごとの実績値							
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
8 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合(アウトカム)	-	-	3年間の平均値以上	毎年度	平成29年度から令和元年度までの平均値(88%)以上	平成30年度から令和2年度までの平均値(87%)以上	令和元年度から令和3年度までの平均値(87%)以上	令和2年度から令和4年度までの平均値(87%)以上	令和3年度から令和5年度までの平均値(86%)以上	<ul style="list-style-type: none"> 慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。 したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 (出典):業務上取得した計数による。	・慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考1)平成29年度実績:87%、平成30年度実績:88%、令和元年度実績:88% (参考2)令和5年度実績値81%は分母:慰霊巡拝参加者アンケート回答人数(207人)、分子:慰霊巡拝参加遺族へのアンケートで慰霊巡拝全体の感想を「満足」と回答した人数(168人)から算出したもの。
○9 戦没者の遺骨が残されている諸地域に職員等を派遣した回数(アウトプット)	-	-	3年間の平均派遣回数以上	毎年度	-	-	-	平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数(85回)以上	平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数(85回)以上	<ul style="list-style-type: none"> 今後の大戦による戦没者の遺骨は、戦後75年以上を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの派遣を実施し着実に収容・送還することが遺骨収集事業の推進につながることから、当該数値を測定する。 遺骨収集事業では、同一地域において複数回遺骨収容を実施する場合があります。これを考慮し、事業の進捗状況をより適切に測るため、令和5年度より、新たな測定指標を設定することとした。 ・ 遺骨収集事業は、埋葬地に関する情報等に基づき、相手国政府の許可を得た上で実施するものであり、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施する指標として、3年間の平均派遣回数以上を目標とする。 ・ なお、令和6年度の年度ごとの目標値については、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和2年度から令和4年度の期間の派遣回数を含めると低く設定されてしまうことから、令和5年度目標値に続き、平成29年度から令和元年度までの平均派遣回数を設定することとした。 (参考)平成29年度実績:94回 平成30年度実績:85回 令和元年度実績:76回	

達成手段3(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額				
(6)	遺骨伝達等事業(昭和26年度)	7.0億円 5.1億円	7.1億円 4.7億円	7.0億円	-	収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨することにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	002760
(7)	遺骨収集関連事業(昭和27年度)	26.6億円 22.3億円	26.6億円 25.1億円	27.7億円	9	戦没者の遺骨収集事業は、昭和27年度から南方地域で開始され、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者についても遺骨収容が可能となった。これまでに約34万柱の遺骨が収容され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数(約128万柱)が送還されている。引き続き、海外公文書館の資料調査や現地調査等によって得られた情報に基づき、着実かつ迅速に遺骨収容を実施する。また、相手国の事情により遺骨収容ができない国には、外務省と連携し遺骨収容の実現に向けて努力しているところである。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	002759
(8)	戦没者追悼式挙行等事業(①昭和38年度、②昭和39年度)	1.2億円 1.0億円	2.0億円 1.5億円	2.1億円	-	以下を実施することで、戦没者遺族の慰藉につながるものである。 ①全国戦没者追悼式 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館で、天皇后陛下下御臨席のもとに実施している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ全国から遺族代表を国費で参列させることとしている。 ②千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 海外戦没者遺骨収集等により新たに持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき実施している。	002758
(9)	慰霊碑の維持管理等事業(昭和45年度)	0.6億円 0.3億円	0.7億円 0.2億円	0.7億円	-	硫黄島及び海外14か所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託するとともに、経年劣化等により補修の必要となった場合は補修工事を行う。また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	002763
(10)	慰霊巡拝事業(昭和51年度)	0.9億円 0.3億円	1.0億円 1.0億円	1.0億円	8	先の大戦で旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国が建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業 補助率1/3)。これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	002761
(11)	慰霊友好親善事業(平成3年度)	2.6億円 1.1億円	2.6億円 2.6億円	2.8億円	-	先の大戦による戦没者の遺児が、旧主要戦域を巡拝し、戦没者の慰霊追悼を行うとともに、旧主要戦域の関係者との友好親善のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、公共施設等の清掃、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補助)。戦没者遺児が旧主要戦域の人々と戦争犠牲者という共通の立場で友好親善を図りつつ、相互理解を深めることは、戦没者遺児の慰藉に寄与するものである。	002762
(12)	民間建立慰霊碑管理促進事業(平成15年度)	0.2億円 0.1億円	0.2億円 0.1億円	2.0億円	-	民間団体等が国内海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理状況が不良である慰霊碑について、移設・埋設等の対応を行う。(一部補助事業 補助率1/2 50万円上限)これにより、戦没者遺族の慰藉につながるものである。	002764

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
10 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件) (アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の97%(20,464件)以上	前年度の96%(17,563件)以上	前年度の96%(20,023件)以上	前年度の95%(19,344件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	<ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。 高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、そうした方々の自立の支援につなげるため、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)令和元年度実績:21,096件
11 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件) (アウトプット)	-	-	前年度実績に支援給付受給世帯数の増減率を乗じた件数以上	毎年度	前年度の97%(1,254件)以上	前年度の96%(1,036件)以上	前年度の96%(1,103件)以上	前年度の95%(1,132件)以上	前年度の世帯数を踏まえて設定予定	<ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等は、長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している。 このため、日常生活の諸問題に関する相談に応じることが重要であり、中国残留邦人等の自立支援を行うため、自立指導員の指導員派遣実績数を測定指標とする。 (出典)中国残留邦人等地域生活支援事業事業報告	年々、支援給付を受給する中国残留邦人等が減少していることを踏まえ、目標値は前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 目標値における「支援給付受給世帯数の増減率」は、前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100%である。 (参考)令和元年度実績:1,292件
達成手段4(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号
(13)	中国残留邦人等身元調査事業 (昭和48年度)	25百万円 11百万円	25百万円 8百万円	25百万円	-	中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施し、早期の帰国促進を図る。					002765
(14)	中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業 (昭和48年度)	111百万円 81百万円	112百万円 89百万円	133百万円	-	日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。					002766
(15)	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業 (昭和63年度)	428百万円 424百万円	416百万円 414百万円	438百万円	11	永住帰国直後の首都圏中国帰国者支援・交流センターでの入所研修に加え、全国7ブロックの中国帰国者支援・交流センターで社会的な自立を促すための交流事業や日本語学習等の定着自立支援を行っている。					002767
(16)	保険料追納一時金事業 (平成19年度)	65百万円 60百万円	65百万円 60百万円	158百万円	-	特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として支給する。					002768
(17)	中国残留邦人等に対する支援給付事業 (平成20年度)	423百万円 400百万円	416百万円 407百万円	409百万円	10	中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るため、中国語等が解せる支援・相談員の窓口への配置等を実施している。(支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事業において、予算計上。)					002769

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
12	履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行うため、履歴証明を受付後、概ね3ヶ月以内に処理した割合を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考1)令和元年度実績:100% (参考2)令和5年度実績値100%は分母:令和5年度の受付件数(2,852件)、分子:受付後3ヶ月以内に処理した件数(2,852件)から算出したもの。
						100%	100%	100%	100%	100%		
13	恩給請求書を受付後1.25ヶ月以内に総務省に進達した割合(アウトカム)	-	-	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・ 援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 (出典):業務上取得した計数による。	・ 受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 ・ 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 ・ なお、令和5年度までは受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合を100%とすることを目標に掲げていたが、毎年度目標値を達成したため、更なる迅速化を目指し、令和6年度より、受付後1.25ヶ月以内に進達した割合を100%とすることを目標としている。 (参考1)令和元年度実績:100% (参考2)令和5年度実績値100%は分母:令和5年度に総務省に進達した件数(9件)、分子:令和5年度に総務省に進達した件数のうち恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した件数(9件)から算出したもの。
						100%	100%	100%	100%	100%		
14	抑留中死亡者の特定候補者の選定を実施した数(件)(アウトプット)	-	-	147件	毎年度	-	-	-	-	147件	・ 抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等から取得した資料と国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料を的確に活用し、照合調査を充実させるという課題に対して、抑留中死亡者の特定候補者の選定を実施した数は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため。 ※特定候補者とは、ロシア連邦政府等から取得した資料に抑留中死亡者として名前の記載がある者のうち、身元が特定されていない者で、国が整備保管する旧陸海軍人事関係等資料による抑留中死亡者と情報の一致が確認でき、両者が同一人物である可能性が高い者をいう。 (出典):業務上取得した計数による。 (参考):厚生労働省推計の抑留中死亡者約55,000人(うち令和5年度末までに身元を特定した数40,966人) ※なお、旧ソ連地域及びモンゴル地域以外のその他地域(旧満州・北朝鮮・樺太等)における死亡者についても、上記取得資料が存在する場合は、身元の特定を進めており、令和5年度末までの特定者数は1,040人である。	・ 戦後75年以上を経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。 ・ 但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等との外交上の調整をふまえた資料取得の状況にもよるため、日本政府において取組可能な特定候補者の選定を実施した数を目標とする。 (当該特定候補者を最終的な特定に繋げるためには、ロシア連邦政府等へ新たな資料の提供要請等を行う必要がある。) ・ 年々、ロシア連邦政府等から新たに取得する情報が減少していることを踏まえ、過去3年間の実績値の平均値を目標値とする。
						185件	186件	125件	132件			
達成手段5		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(18)	戦没者叙勲等の進達等事業(昭和38年度)	2百万円 1百万円	2百万円 1百万円	2百万円	-	戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位及び叙勲の適切な事務処理を行う。					002772	
(19)	人事関係等資料整備事業(平成3年度)	130百万円 84百万円	131百万円 88百万円	131百万円	12,14	・ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料について、日本語に翻訳しデータベース化するとともに、日本側資料との照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等へ資料の記載内容等をお知らせする。 ・整備保管する旧陸海軍人事関係等資料のデータベースを活用することで、軍歴証明等事務、恩給進達事務及び抑留者調査を円滑に実施でき、また、資料の経年劣化による損傷を防ぎ、永続的な利用が図られる。					002770	
(20)	旧軍人遺族等恩給進達事務事業(平成3年度)	41百万円 33百万円	41百万円 34百万円	38百万円	13	旧陸海軍軍人軍属とその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を、旧陸海軍人事関係等資料に係るデータベースを活用して迅速に審査し、裁定庁である総務省に進達する。また、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行う。これらの取り組みが、恩給請求書の適切な進達につながっている。					002771	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定時期	令和6年度
		11,106,889			10,600,841			9,815,394				
施策の執行額(千円)		9,942,129			9,735,756							
施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和4年2月25日			援護施策については、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収集し、御遺族に早期にお渡しできるよう、全力を尽くします。また、慰霊事業に取り組みとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金や特別弔慰金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。			

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅷ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部署名	障害保健福祉部企画課	作成責任者名	企画課長 本後 健	
施策の概要	<p>障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること(施策目標Ⅷ-1-1)</p> <p>基本目標Ⅷ: 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1: 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること</p>					
	<p>【1. 障害者総合支援法について】</p> <p>○ 障害者総合支援法に基づき、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援やその他の支援を総合的にを行っている。これによって、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。</p> <p>※対象となる障害の範囲: 身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)、政令で定める難病等により障害がある者で18歳以上のもの。</p>					
	<p>【2. 障害者総合支援法の改正等について】</p> <p>○ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号。)の施行3年後の見直し規定に基づき、社会保障審議会障害者部会で見直しの議論を行い、令和4年6月に報告書を取りまとめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号。以下「障害者総合支援法等改正法」という。)が同年12月に成立し、令和6年4月より施行された。</p> <p>○ 障害者総合支援法等改正法により、障害者本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)を創設することとした。(令和7年10月施行予定)</p> <p>○ このほか、共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることの明確化や、幹幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とするなど障害者の地域生活の支援体制の充実に向けた取組を進めている。(令和6年4月1日施行)</p>					
	<p>【3. 障害福祉計画について】</p> <p>○ 障害者総合支援法では、障害のある人に必要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、国の定めた基本的な指針(以下「基本指針」という。)に即して、市町村及び都道府県が、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した障害福祉計画を策定することとしている。</p> <p>○ 社会保障審議会障害者部会を経て、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画(第7期障害福祉計画等)の策定のため、令和5年5月に基本指針の改正を行った。都道府県、市町村においては、この基本指針に即して3年間の計画を作成しており、計画に盛り込んだ事項について、定期的な調査、分析、評価を行いながら、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていくことが求められる。</p>					
	<p>【4. 障害福祉サービス等について】</p> <p>○ 障害者総合支援法に基づくサービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別される。</p> <p><主な障害福祉サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付: 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 ・訓練等給付: 自立生活援助、共同生活援助、自律訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援 ・相談支援に係る給付: 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 <p>等</p> <p><地域生活支援事業における主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム <p>等</p>					
	<p>【5. その他】</p> <p><地域生活支援拠点等の整備について></p> <p>○ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進している。</p> <p><工賃向上計画について></p> <p>○ 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である方には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進していくことが必要である。</p> <p>○ このため、都道府県に対し令和3年度から令和5年度までの工賃向上計画の作成を求めるとともに、計画に基づく取組を推進するため、基本的な取組内容を継続している。工賃の向上を図るためには、製品の質を高めるとともに、就労継続支援B型事業所等で提供する製品・役務の情報発信、共同で仕事を受注できる仕組みの整備が必要であることから、経営コンサルタントや各分野の専門家の派遣、情報提供体制の構築、共同化の推進のための支援を行っている。</p>					
施策を取り巻く現状	<p>【1. 障害福祉サービスのニーズ増加】</p> <p>○ 障害者の総数は1164.6万人(うち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は614.8万人)であり、人口の約9.3%に相当する。</p> <p>○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。</p> <p>○ 障害福祉サービスの利用者数は、サービス内容の拡充や対象者の拡大等を背景に近年増加傾向にある。 (参考) 令和3年: 93万人、令和4年: 96万人、令和5年: 100万人 ※いずれも3月時点</p> <p>○ 障害福祉サービスを提供する事業所数は、サービスのニーズの増加等を背景に近年増加傾向にある。 (参考) 令和3年: 8.9万、令和4年: 9.3万、令和5年: 9.8万 ※いずれも3月時点</p>					
	<p>【2. 障害者の地域移行・地域生活支援の現状】</p> <p>○ 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向。 (参考) 施設入所者の地域生活移行者数の実績 H25年度末～29年度末(4年間): 5.8%(7,628人) H28年度末～R2年度末(4年間): 4.9%(6,342人)</p> <p>○ 地域生活支援拠点等を未整備の市町村が多く存在。(令和4年3月31日時点で整備済みとなっている市町村は全1,747市町村のうち994市町村)</p>					
	<p>【3. 障害者の就労支援の現状】</p> <p>○ 就労継続支援A型における利用者の実態把握に関する調査研究(アンケート)によると、一般就労を希望する利用者の割合(※)が2割以上の事業所が約半数。 ※一般就労希望者数(原則として個別支援計画に一般就労希望が記載されている者)÷利用者数</p> <p>○ 直ちに一般就労することが困難な障害者を対象とした就労継続支援事業(A型・B型)は、総費用額、利用者数及び事業所数が毎年増加し、ニーズが増大している。</p> <p>○ 就労継続支援B型事業所の平均工賃は増加傾向。</p>					

施策実現のための課題	1	○ 障害者数やサービスのニーズの増加、施設入所者の重度化・高齢化が進む中、安心して地域生活を送れるような支援体制の整備が必要。	
	2	○ 一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できる社会を目指していく必要がある。 ○ 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援する必要がある。 ○ なお、障害者雇用施策と福祉施策の連携を強化し、両者の一体的な推進による効果的で切れ目のない専門的支援体制の構築や、技術革新・環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応等のための方策について検討を進めている。	
各課題に対応した達成目標	目標1 (課題1)	障害者が希望する地域生活を実現・継続するための障害福祉サービス等の充実	○ 施設入所者の重度化・高齢化が進む中で、施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、引き続きグループホーム等の地域生活における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。 ○ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備が進められているが、障害者を支える地域の様々な支援の有機的な結びつきが課題であり、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行い、必要な機能等の強化・充実を図る必要がある。
	目標2 (課題2)	障害者の地域での自立した生活の基盤を確保するための、①福祉施設から一般就労への移行促進と一般就労後の職場定着、②就労継続支援B型事業所等での工賃向上	○ 就労移行支援事業等を通じて、福祉施設利用者の一般就労への移行や一般就労移行後の定着を進める必要がある。 ○ 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援するため、就労継続支援B型事業所等での工賃向上を図る必要がある。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
① (第7期障害福祉計画による)福祉施設入所者の地域生活への移行者数(アウトカム)	12.4万人(入所者数)	令和4年度末	令和7年1月公表予定	令和8年度	0.9万人以上	-	-	0.6万人以上	-	福祉施設への入所から地域生活への移行という課題に対応したサービス提供体制の整備を進めており、その効果を測定するため、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。 (参考:各単年度実績)平成28年度実績:0.16万人、平成29年度実績:0.16万人、平成30年度実績:0.15万人、令和元年度:0.16万人
2 (第7期障害福祉計画による)グループホームの利用者数(アウトプット)	-	-	令和7年1月公表予定	令和8年度	13.6万人	13.6万人	14.5万人	15.3万人	令和7年1月公表予定	障害者の地域における生活の継続が図られるようにするため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図る必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に把握している直近の実績値を、令和6年度実績値として取り扱い、令和6年度目標値との比較により評価を行う。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、毎年設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。 (参考)平成28年度実績:10.8万人、平成29年度実績:11.5万人、平成30年度実績:12.3万人、令和元年度:13.2万人
3 (第7期障害福祉計画による)自立生活援助の利用者数(アウトカム)	-	-	令和7年1月公表予定	令和8年度	0.7万人	0.3万人	0.3万人	0.4万人	令和7年1月公表予定	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスである自立生活援助は、障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保される観点から必要なものであるため、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、把握している直近の実績値を令和6年度実績値として取り扱い、令和6年度目標値との比較により評価を行う。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、毎年設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。
④ (第7期障害福祉計画による)地域生活支援拠点等の整備数(アウトプット)	-	-	令和7年1月公表予定	令和8年度	819カ所	-	-	1,173カ所	-	地域には、障害者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でない。今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要であることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号															
		予算額 執行額	予算額 執行額																			
(1)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧 費含む) (昭和21年度)	15,269百万円	13,483百万円	23,839百万円	1.3	<p>【①社会福祉施設等施設整備費補助金】 「障害者総合支援法」、「生活保護法」等に規定された社会福祉施設等に対する整備について、都道府県・指定都市・中核市が実施する整備事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。</p> <p>【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】 国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害のある児童等への療育の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【④点字図書館施設整備】 視覚に障害のある方の意思疎通を支援する日本点字図書館において、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施する。</p> <p>【⑤全国障害者総合福祉センター施設整備】 身体障害者福祉法に規定する社会参加支援施設である全国障害者総合福祉センターにおいて、老朽、施設の不備又は防災機能に係る施設の不備解消の観点から緊急度が高いものについて施設整備を実施する。</p> <p>【⑥国際障害者交流センター施設整備】 国の財産である国際障害者交流センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。</p>	002749 006920															
		14,592百万円	11,980百万円																			
(2)	国立更生支援施設運営事業 (昭和23年度)	1,821百万円	1,972百万円	1,931百万円	-	<p>① 総合的リハビリテーション医療の提供(治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言 指導等)</p> <p>② リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発(リハビリテーション技術・支援システム・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等)</p> <p>③ リハビリテーション専門職員の人材養成(5学科の指導的人材養成及び23の研修会)</p> <p>④ リハビリテーションに関する情報の収集及び提供</p> <p>⑤ リハビリテーションに関する国際協力(WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等)</p> <p>⑥ 障害福祉サービスの提供(障害者自立支援法に基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み) 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者に対する医療から職業訓練までの総合的リハビリテーションを提供し、その成果を全国に発信・普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することができる。</p>	002798															
		1,747百万円	1,868百万円																			
(3)	社会参加支援施設事務費 (昭和25年度)	1,981百万円	2,101百万円	2,073百万円	-	<p>① 点字図書館(点字刊物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入の録音物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。</p> <p>② 実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村</p> <p>③ 国庫負担率 5/10</p> <p>点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費を国が負担することにより、視覚障害者が無料又は低額な料金で、点字刊物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録音物を利用できるようになることは、視覚障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。</p>	002789															
		1,909百万円	1,994百万円																			
(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	1,225百万円	1,627百万円	1,314百万円	-	市町村が設置する共同施設及び隣保館等の整備に要する費用の一部を補助する。	0022748															
		727百万円	658百万円																			
(5)	視覚障害者用図書事業等 (昭和29年度)	265百万円	269百万円	277百万円	-	<p>実施主体である団体(6団体)が行う視覚障害者用図書事業、盲人用具販売あつ旋事業、視覚障害者行政情報等提供事業等を行うのに要する費用に対し、委託費を交付している。</p> <p>視覚障害者用図書事業等を実施することにより、視覚障害者用図書(点字図書、録音図書)の製作をデジタルデータ化するとともに、視覚障害者のニーズを踏まえた媒体(紙、CD等)で貸出を行うことなどにより、視覚障害者・児の知識、教養、学習等の向上を図り、自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。</p>	002783															
		265百万円	269百万円																			
(6)	特別児童扶養手当等給付 (昭和39年度)	179,931百万円	187,482百万円	199,178百万円	-	<p>「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当給付費</td> <td>特別児童扶養手当受給者</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当等給付費負担金</td> <td>特別障害者手当等受給者</td> <td>国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4</td> </tr> <tr> <td>事務取扱交付金</td> <td>都道府県及び市町村</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当支給業務庁費</td> <td>システム維持・保守会社</td> <td>国10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>精神又は身体に障害を有する障害児者に対して特別児童扶養手当等を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。</p>	事業名	対象	補助率	特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10	特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4	事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10	特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・保守会社	国10/10	002782
		事業名	対象				補助率															
特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10																				
特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、 都道府県、市又は 福祉事務所設置町村1/4																				
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10																				
特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・保守会社	国10/10																				
177,663百万円	186,183百万円																					
(7)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4,611百万円	4,611百万円	4,611百万円	-	<p>都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。</p> <p>都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。</p> <p>対象：心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市</p> <p>補助率：国1/2、都道府県及び指定都市1/2</p> <p>過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減が図られる。</p>	002750															
		4,608百万円	4,608百万円																			
(8)	心身障害者扶養保険対策 (昭和44年度)	104百万円	104百万円	117百万円	-	<p>心身障害者扶養保険事業の事業運営に必要な経費を交付するものである。交付先：独立行政法人福祉医療機構</p> <p>・補助率：国10/10</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が行う心身障害者扶養保険事業の保険料及び年金資産の総合管理を行うために必要な経費を交付することにより、当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うことができると見込んでいる。</p>	002796															
		104百万円	104百万円																			

(9)	手話通訳技術向上等研修等 (昭和56年度)	199百万円 199百万円	216百万円 216百万円	216百万円	-	実施主体である団体(4団体)が行う手話通訳技術向上等研修、字幕入り映像ライブラリー等製作貸出、盲ろう者向け通訳者養成研修等の事業に要する費用に 対して委託費を交付している。 手話通訳者等の技術向上のための現任研修や手話通訳者等の指導者の養成や盲ろう者向けの通訳・介助者の養成研修を行うこと等により、コミュニケーション の支援を担う人材が増え、聴覚障害者、失語症者及び盲ろう者の自立や社会参加の促進に資すると見込んでいる。	002784
(10)	中央障害者社会参加推進センター運 営事業 (平成2年度)	18百万円 18百万円	18百万円 18百万円	18百万円	-	① 地方の社会参加推進センターが行う障害者の社会参加推進事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、当事者団体で構成される(社福)日本身体障害者団体 連合会が設置する「中央障害者社会参加推進センター」に対して国庫補助(10/10)を行い、地方の社会参加推進センターに対する助言指導・研修等の実施、全国 の社会参加推進事業の実施状況の把握、障害者の社会参加の推進に資する情報の収集及び提供等を行う。 ② 運営に関する基本的事項などを身体、知的及び精神の各障害者関係団体及び学識経験者等から構成される中央障害者社会参加推進協議会に諮って運営を 行う。 「障害者相談員研修会」では、学識経験者や専門家等の講演、障害者相談者による事例発表を中心とした意見交換等を実施しており、当該研修会に参加すること により、相談員活動の充実強化が図られるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図ることができる見込んでいる。	002787
(11)	国連・障害者の十年記念施設運営等 (平成13年度)	232百万円 222百万円	232百万円 222百万円	233百万円	-	ビッグ・アイ共働機構に対して、国連・障害者の十年記念施設の運営及び障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、芸術・文 化の発信機能、大規模災害時の後方支援機能を十分活用した事業を実施するのに必要な委託費の交付及び大阪府に対する土地借料の支払い等にかかる経費を 交付する。 国連・障害者の十年記念施設運営等を実施することにより、災害時において、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートす るボランティアリーダーを養成すること、障害者への情報提供・相談事業等を行うこと、障害者の芸術・文化活動について、先進事例等の調査研究や活動団体に対 する専門家によるアドバイス等を行うこと、国内外の障害者団体間の交流、障害を克服して活躍している芸術家やスポーツ選手等との交流を行うこと等をもって、障 害者の社会参加の促進を見込んでいる。	002788
(12)	高度情報通信福祉事業等 (平成14年度)	217百万円 217百万円	234百万円 234百万円	234百万円	-	実施主体である団体(4団体)が行う視覚障害者等用図書情報ネットワークシステム管理事業、視覚障害者等用図書情報ネットワーク運営事業及び点字ニュース 即時提供事業、パソコンボランティア指導者養成事業等に要する費用の補助を行う。 高度情報通信福祉事業を実施することにより、視覚障害者が自宅に居ながらして、点字図書等の検索・貸出予約等が行える視覚障害者用図書情報ネットワ ークを運営することや、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上のため、パソコンの使用方法を教えることができるパソコンボランティアを指導する者の 養成を行うことで、障害者の情報バリアフリーや社会参加の推進に資すると見込んでいる。	002786
(13)	独立行政法人国立重度知的障害者総 合施設のぞみの園運営費交付金に必 要な経費 (平成15年度)	1,316百万円 1,316百万円	1,231百万円 1,231百万円	1,231百万円	1	① 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、運営。 ② 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供。 ③ 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修。 ④ 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言。 ⑤ 附帯業務。 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対するモ デル支援及び調査・研究、それらの成果等を活用した養成・研修等に対し、費用補助を行うことで、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図 ることができる見込んでいる。	002797
(14)	独立行政法人福祉医療機構運営費交 付金 (平成15年度)	3,820百万円 3,820百万円	4,792百万円 4,792百万円	2,865百万円	-	次の運営に必要な運営に要する経費を交付する。 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備等に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務	002751
(15)	障害者医療費 (平成17年度)	253,514百万円 248,167百万円	252,684百万円 252,367百万円	259,073百万円	-	①障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支 給する。(国庫負担率:1/2) 自立支援医療受給者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営 むことができるようにする効果があると見込んでいる。 ②障害者総合支援法に基づき、療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障害者の福祉の増進を図る効果があると見込んでいる。	002777
(16)	特別障害給付金給付に必要な経費 (平成17年度)	2,515百万円 2,216百万円	2,440百万円 2,138百万円	2,407百万円	-	国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の福祉の増進を図るため、国庫負担金等を財源 として、特別障害給付金の給付を行う。	002800
(17)	障害支援区分管理事業 (平成18年度)	50百万円 45百万円	50百万円 46百万円	50百万円	-	障害支援区分判定に係る市区町村の支援(研修の開催等)及び市区町村が行った障害支援区分判定に係るデータの集約及び分析結果等から、全国の区分判 定状況を客観化し、地域差の是正及び全国統一ルールによる判定業務の適正化を図ることが、サービスの支給決定の適正化につながり、障害者の地域生活の支 援体制整備に資するとともに、サービス支給費全体の効率化に資するものである。	002775
(18)	地域生活支援事業及び地域生活支援 促進事業 (平成18年度)	50,556百万円 50,556百万円	48,911百万円 48,911百万円	46,831百万円	-	○ 「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市 等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者総合支援法の定める補助率上限(1/2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付 する。 ○ 当該補助金は地方分権を推進する観点から、実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用 できる「統合補助金」として交付している。 ○ また、平成29年度より地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠 に位置づけ、質の高い事業実施を図ることとしている。 都道府県又は市町村の地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施を支援することにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことが できる体制づくりに効果があると見込んでいる。	002778

(19)	障害者自立支援給付 (平成18年度)	1,385,866百万円	1,472,806百万円	1,565,141百万円	1,3,5,6,7,8	<p>① 介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。</p> <p>② 療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。</p> <p>③ 計画相談支援給付費(補助率:1/2) 障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検討し、サービス等利用計画の見直し等を行う。</p> <p>④ 地域相談支援給付費(補助率:1/2) 入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。</p> <p>⑤ 補装具費(補助率:1/2) 障害者等の身体機能を補完又は代替する用具(補装具)の購入等に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の障害福祉サービス等を計画的に確保することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。</p>	002776
		1,364,323百万円	1,455,950百万円				
(20)	給付費支払システム事業 (平成18年度)	3,929百万円	3,672百万円	3,078百万円	-	<p>国民健康保険中央会がシステムの開発を一括して行うとともに、全国決済業務(事業者が複数の都道府県内の市町村に請求を行う場合の各都道府県国民健康保険団体連合会への振り分け)を行う。補助率:10/10</p> <p>障害福祉サービス費等の請求・支払に関して全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険団体連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化を図るものである。これによりグループホーム等の障害福祉サービスの利用者数の適切な把握等に資するものとする。</p>	002779
		2,601百万円	3,672百万円				
(21)	障害福祉サービス等経営実態調査 (平成19年度)	37百万円	29百万円	0円	-	<p>障害者総合支援法に基づく自立支援給付費等について、障害福祉サービス事業者等の経営実態と制度の施行状況を把握し、障害福祉サービス等の報酬改定を行うための基礎資料を得ることを目的としたもの。 調査の対象となる障害福祉サービス等を実施する事業所等について、無作為に抽出し、当該事業所における収支状況、従事者数等を調査する。</p>	002802
		0.5百万円	29百万円				
(22)	障害保健福祉制度普及関係経費等 (平成20年度)	160百万円	158百万円	153百万円	-	<p>① 障害保健福祉制度にかかる検討会等の実施 ② 障害保健福祉制度にかかる広報、報告書、会議資料等の書類作成等 ③ 障害保健福祉制度の推進にかかる事務費等(監査指導、企画指導経費等)</p> <p>障害保健福祉制度に係る検討会等の実施、制度の広報、監査指導等、行政活動の基盤となる行為を確実に実施することにより、障害者福祉施策全体の一層の推進を下支えし、もって障害者の地域における生活の支援等に寄与することを見込んでいる。</p>	002773
		154百万円	144百万円				
(23)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金に必要な経費 (平成20年度)	215百万円	246百万円	88百万円	1	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の施設・設備の整備又は改修に必要な経費を補助する。(補助率10/10)</p>	002785
		116百万円	158百万円				
(24)	障害者虐待防止・権利擁護事業 (平成22年度)	12百万円	12百万円	12百万円	-	<p>① 国において、各都道府県における障害者の虐待防止と権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施することにより、障害者等の生活の場、サービス利用や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。</p> <p>② 障害者虐待に関する調査について、詳細な集計と調査結果を踏まえた分析を実施するとともに、個別の事例を収集し、対応上のプロセスや留意点などの提示を行うことにより、障害者虐待の防止に資すると見込んでいる。</p>	002803
		11百万円	11百万円				
(25)	障害者自立支援機器等開発促進事業 (平成22年度)	119百万円	110百万円	124百万円	-	<p>開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) 開発された技術とモニター評価の手法や結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。 障害者自立支援機器等開発促進事業を実施することにより、障害当事者のニーズを適切に反映した支援機器の開発が行われ、障害者にとって使いやすい適切な価格の支援機器が数多く製品化されることで、障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。</p>	002804
		106百万円	105百万円				
(26)	補装具装用訓練等支援事業 (令和3年度)	31百万円	35百万円	35百万円	-	<p>補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定されるが、「小児筋電義手」や「重度障害者用意思伝達装置」においては、操作性及び習熟度の向上を目的とした訓練過程において、当該訓練に用いる機器に関し、病院やリハビリテーション施設の負担、または、補装具事業者からの貸出等により実施されている現状がある。 本事業では「小児筋電義手」と「重度障害者用意思伝達装置」を対象種目として、装用訓練等のための機器に係る費用や訓練の実施、知識・技術を習得するための研修等に係る費用を支援する。 補装具装用訓練等支援事業を実施することにより、「小児筋電義手」や「重度障害者用意思伝達装置」の装用訓練等を提供できる病院やリハビリテーション施設を普及し、障害者等の地域における支援等に寄与することを見込んでいる。</p>	003044
		30百万円	29百万円				
(27)	障害者総合福祉推進事業 (平成22年度)	380百万円	243百万円	243百万円	-	<p>「障害者総合支援法」を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的に、指定課題を策定し、一般公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、最も成果が期待できる事業内容を計画した法人を採択する。 ① 実施主体都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他の法人 ② 補助率:定額10/10</p> <p>指定課題で取り上げた課題に対し、「障害者総合支援法」を踏まえ、具体的な事例の検討や、地域における先進的・実践的な事例の収集を行い、課題の整理や分析、ガイドラインの作成及び研修用テキストの作成等により、障害施策全般の課題や、新たに生じる課題の解決を図るとともに、支援者の資質向上などにつなげ、地域における障害者の支援体制を整備する。</p>	002805
		369百万円	203百万円				
(28)	業務管理体制データ管理システム整備事業 (平成24年度)	8百万円	6百万円	4百万円	-	<p>障害福祉サービス事業者においては、法令遵守の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備に関する事項の届出を義務づけている。業務管理体制の整備及び届出については、業務管理体制に係る指導監督者(国・都道府県・市町村)の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報を共有化するシステムの運用を行う。 本システムで業務管理体制に関する届出状況の管理や行政機関の間で当該情報の共有化を行うことにより、行政機関による適切な監督業務の実施が図られる。</p>	-
		4百万円	4百万円				
(29)	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 (平成24年度)	1,703百万円	2,249百万円	1,179百万円	-	<p>重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模な市町村に対し財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的に、以下の要件を満たす市町村(指定都市、中核市、特別区及び人口30万人以上の市町村を除く。)に対し、国庫負担基準を超過する金額の一定の範囲内で費用を補助する。(補助率:1/2) ① 国庫負担基準額の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村 ② 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象とならぬ超過額のある市町村</p>	002808
		1,703百万円	2,249百万円				

(30)	障害児・者に対する相談支援の充実に係るシステム改修等 (平成25年度)	2,375百万円 1,244百万円	1,430百万円 1,053百万円	3,431百万円	-	より本人の心身の状況や生活環境に合った適切なサービス等利用計画の作成等につなげるため、自治体の受給者情報管理システム等に給付実績データの集計・分析機能を追加させることを目的に以下の内容に係るシステム改修を行う。 ① 就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化に伴い、各地方自治体のシステムについて新たな所得区分を追加するためのシステム改修。 ② 市町村等における審査事務負担の軽減を目的とした複数児童の上限額管理の電子化に伴うシステム改修。 ③ 障害福祉サービス事業所における福祉・介護職員の処遇改善に伴うシステム改修。 実施主体：都道府県及び市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む) 補助率：1/2	002809
(31)	障害者芸術文化活動普及支援事業 (平成26年度)	300百万円 246百万円	300百万円 270百万円	286百万円	-	「都道府県」、「ブロック」、「全国」という3つの活動エリアを設け、それぞれのエリアに「障害者芸術文化活動支援センター」、「障害者芸術文化活動広域支援センター」、「連携事務局」といった支援拠点を設置することにより、障害者による美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化活動に対する支援体制を整備し、相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり、発表等の機会の創出、情報収集・発信等を実施する。 本事業を実施することにより、さまざまな障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるようになり、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを見込んでいる。	002746
(32)	発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業 (平成26年度)	20百万円 6百万円	20百万円 14百万円	20百万円	-	①発達障害児者支援開発事業 発達障害児者のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害がある者に対する予防・改善のための支援手法の開発等(平成29年度より、発達障害児者地域生活支援モデル事業へ名称を変更し、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。) ②重症心身障害児者支援体制整備モデル事業 重症心身障害児者支援センターにおけるコーディネーターの配置、重症心身障害児者を直接支援する医療・福祉・教育等機関との連携体制の構築、県内関係機関との連絡調整等 (②については、平成29年度より、医療的ケア児支援促進モデル事業へ名称変更。平成31年度より、医療的ケア児等総合支援事業に統合。令和5年度より、子ども家庭庁へ移管。)	-
(33)	障害福祉サービス等報酬改定影響検証事業費 (平成27年度)	119百万円 77百万円	70百万円 44百万円	78百万円	-	障害福祉サービス等報酬改定等の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定の検討における基礎資料を得ることを目的とする。	003001
(34)	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (平成28年度)	19百万円 12百万円	19百万円 13百万円	19百万円	-	発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多いかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を都道府県等でも実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。(補助率 国：1/2 都道府県・指定都市：1/2)(平成29年度より、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	-
(35)	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 (平成30年度)	9百万円 2百万円	96百万円 32百万円	272百万円	-	被災した障害者支援施設等に対し、災害復旧に要する費用を補助することにより、事業再開を支援し、被災地における障害福祉サービス等の確保を図ることを目的とする。(補助率10/10)	002810
(36)	障害福祉サービス事業所等サポート事業 (令和6年度) (※旧：障害福祉サービス等支援体制整備事業(平成30年度))	80百万円 58万円	37百万円 37百万円	38百万円	-	都道府県、指定都市及び中核市に対し、以下の事業に係る経費について補助するもの。(補助率：1/2) (1) 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言・指導等 (2) 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保 (3) 人材確保対策 (4) 制度改正等に係る周知・広報 (5) 事業所等からの各種相談等に対する助言等 (6) 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成	002814
(37)	障害者支援施設等の災害時情報共有システム整備事業 (令和元年度)	22百万円 20百万円	- -	-	-	災害発生時において、被災施設等への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配等)につなげるため、障害福祉施設等の災害時情報共有システムを構築する。(補助率10/10) これにより、災害発生時における障害福祉施設等の被害状況等を国・地方自治体等が迅速に把握・共有し、被災した施設・事業者への迅速かつ適切な支援につなげることに資するもの。	-
(38)	新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業 (令和元年度)	5,825百万円 3,434百万円	3,801百万円 2,568百万円	1,041百万円	-	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止対策に伴って生じる課題への対応を目的とする。	002818
(39)	障害福祉分野におけるロボット等導入支援 (令和元年度)	546百万円 173百万円	1,052百万円 155百万円	718百万円	-	障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。	002816
(40)	障害福祉分野のICT導入モデル事業 (令和元年度)	342百万円 8百万円	768百万円 310百万円	381百万円	-	障害福祉分野におけるICTの活用により、障害福祉現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス等事業所におけるICT導入に伴う経費(1事業所あたり上限100万円)を補助する(補助率1/2)。また、本事業を実施した障害福祉サービス等事業所は、ICT導入による業務効率化及び職員の負担軽減の取組を実践し、その効果等を測定・検証のうえ国に報告する。	002817
(41)	障害福祉関係データベース構築事業 (令和2年度)	478百万円 424百万円	365百万円 363百万円	496百万円	-	障害福祉関係データベースの構築に向けて、データベースの構築に必要な要件定義の検討や収集するデータの範囲等の仕様について検討するとともに、当該データベース構築後の運用に係る要件定義やシステム運用後の集計・分析対応等を行う。	-
(42)	障害福祉サービス事業所等自治体サポート事業 (令和6年度) (※旧：障害福祉のしごと魅力発信事業(令和2年度))	15百万円 13百万円	15百万円 13百万円	15百万円	-	国において、全国で統一的に活用できる広報、人材確保等に必要な支援ツールを各都道府県に提供することにより、全国で効率的かつ効果的に支援等を推進する。	002752
(43)	共同受注窓口を通じた全学的受発注支援体制構築事業 (令和3年度)	9百万円 9百万円	- -	-	-	就労継続支援事業所の作業等の受注量を確保するため、共同受注窓口に係る以下の取組を行う。 ・ 全国の共同受注窓口の取組事例を収集・整理 ・ 都道府県域を越えた受発注体制モデルの構築 ・ 全国的な受発注の推進につながっている実事例の横展開に向けた周知・広報 ・ 工賃向上計画支援等事業等とも連携した共同受注窓口の機能強化・活性化の実施 ・ 支援を実施した結果、全学的な受発注の推進につながった事例の国への報告	-

(44)	意思疎通支援従事者確保等事業 (令和4年度)	50百万円	40百万円	40百万円	-	意思疎通支援従事者の確保を図ることを目的として若年層に対して意思疎通支援従事者への関心を高め、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るために工夫を凝らした広報・啓発活動の展開及び意思疎通支援従事者を活用して障害者等への支援を行う事業者の情報収集・発信等や、障害者等のICT機器の利用支援を図ることを目的としてICTサポートセンターの活動を支援する拠点の設置等の事業を実施する。	003103
		50百万円	40百万円				
(45)	障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修事業 (令和4年度)	10百万円	10百万円	11百万円	-	障害者の地域移行や地域生活の支援を促進するため、障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修を実施することにより、各都道府県、指定都市における障害者ピアサポート研修が円滑に実施されることを目的とする。	003098
		10百万円	10百万円				
(46)	障害支援区分認定データ等の障害福祉サービスデータベースへの送信委託費 (令和5年度)	-	12百万円	12百万円	-	市町村等は、自立支援給付に要する費用の額に関する地域別・年齢別又は障害支援区分別の状況や、障害者等の障害支援区分の認定における調査に関する状況等に関する状況、障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に要する費用の額に関する情報を、国民健康保険団体連合会を経由して提供する。	002779
		-	12百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○5 (第7期障害福祉計画による)福祉施設から一般就労への年間移行者数(アウトカム)	2.2万人	令和3年度	1.28倍(※)	令和8年度	2.3万人	-	-	2.5万人	-	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する障害者が、能力や適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会を目指していく必要があるとの考え方に基づき、福祉施設から一般就労への移行を進めていることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 ※(第7期障害福祉計画)令和3年度利用者数の実績(2.2万人)の1.28倍以上とする。	目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎に設定する。 現在、各自治体においては、令和6年度からの第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定しているところであり、同計画に設定される新たな目標値を集計したものを測定指標の目標値に設定することとする。
○6 (工賃向上計画による)就労継続支援B型の平均工賃月額(アウトカム)	-	-	前年度の平均工賃月額を上回る	令和8年度	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	前年度の平均工賃月額を上回る	一般就労が困難な方であっても、地域で自立した生活を送れるようにするためには、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的に支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、把握している直近の実績値を令和6年度実績値として取り扱い、令和6年度目標値との比較により評価を行う。	第5次障害者基本計画(令和5年3月閣議決定)の中でも目標として設定されている。なお、各都道府県における目標工賃は、地域の実情等を踏まえ、適正な水準を設定するものであるため、測定指標の目標値を数値で一律に設定することは困難であることから、前年度の平均工賃水準を上回ることを目標値としている。 (参考)平成27年度実績:15,033円、平成28年度実績:15,295円、平成29年度実績:15,603円、平成30年度実績:16,118円、令和元年度実績:16,369円
7 (第7期障害福祉計画による)就労定着支援の利用者数(アウトプット)	-	-	1.41倍(※2)	令和8年度	-	-	-	70%(※1)	1.41(※2)	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労した障害者が、就労に伴う生活上の課題を抱える場合、その解決に向けた支援を推進する必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)と、第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、指標設定が異なる。 ※1(第6期障害福祉計画)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用する。 ※2(第7期障害福祉計画)令和3年度利用者数の実績(14,544人)の1.41倍以上とする。	目標値は、直近の実績をもとに設定した。 (目標値は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において定める成果目標と同一とし、最終年度(令和8年度)を除く各年度の目標値は段階的に設定。)
8 (第7期障害福祉計画による)就労定着支援事業所ごとの就労定着率(アウトカム)	-	-	25%(※2)	令和8年度	-	-	-	70%(※1)	25%(※2)	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労した障害者が、就労に伴う生活上の課題を抱える場合、その解決に向けた支援を受けて、就労定着を進める必要があることから、本指標を選定した。 令和7年夏に実績評価を行う際に、令和5年度目標値と令和5年度実績値の状況により評価を行う。 第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)と、第7期障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)では、指標設定が異なる。 ※1(第6期障害福祉計画)就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とする。 ※2(第7期障害福祉計画)就労定着率(42月以上78月未満の期間継続の就労者の要件等追加)が70%以上の事業所を全体の25%以上とする	目標値は、直近の実績をもとに設定した。 (目標値は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において定める成果目標と同一とし、最終年度(令和8年度)を除く各年度の目標値は段階的に設定。)

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号			
		予算額 執行額	予算額 執行額							
(47)	障害者就業・生活支援センター事業 (平成14年度)	792百万円	792百万円	792百万円	5	就業及びそれに伴う日常生活上または社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。(補助率:1/2) ① 就業支援 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、求職活動支援、事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言等 ② 生活支援 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言、住居、年金、余暇活動等地域生活、生活設計に関する助言等 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。 (平成29年度より、(19)地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	002778			
		786百万円	778百万円							
(48)	障害者自立支援給付 (平成18年度) 【再掲】	1,385,866百万円	1,472,806百万円	1,565,141百万円	1,3,5,6,7,8	① 介護給付費・訓練等給付費(補助率:1/2) 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。 ② 療養介護医療費(補助率:1/2) 療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。 ③ 計画相談支援給付費(補助率:1/2) 障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検討し、サービス等利用計画の見直し等を行う。 ④ 地域相談支援給付費(補助率:1/2) 入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。 ⑤ 補装具費(補助率:1/2) 障害者等の身体機能を補完又は代替する用具(補装具)の購入等に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の障害福祉サービス等を計画的に確保することにより、障害者等の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備を図ることができると見込んでいる。	002776			
		1,364,323百万円	1,455,950百万円							
(49)	工賃向上計画支援事業 (平成24年度) (旧工賃倍増5か年計画支援事業)	671百万円	702百万円	575百万円	8	基本事業として①経営力育成・強化、②品質の向上、③事業所職員の人材育成のための研修等(補助率:1/2)を実施。 特別事業として①共同受注窓口の情報提供体制整備、②農福連携による就業促進プロジェクト(補助率:定額(10/10)相当)、③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)(補助率:1/2)を実施。 一般就労が困難な障害者について、地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所等に対する経営指導・技術指導等の支援や、様々な分野で活躍する専門家の技術指導による障害者のスキルアップを図るためのモデル事業を実施するほか、複数の事業所が共同して受注・情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備や、企業等と就労継続支援事業所等との受発注のマッチングを図ることにより、障害者の工賃向上を支援する体制整備を図ることを見込んでいる。 (平成29年度より、(19)地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業へ移行。)	002778			
		679百万円	739百万円							
(50)	就労移行等連携調整事業 (平成27年度)	50,556百万円の内数	48,911百万円の内数	46,831百万円の内数	-	特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者及び一般就労者について、適切なアセスメントを実施し、相談支援事業所や就労系福祉サービス事業所等の支援機関と連携して支援するためのコーディネートを行いつつ、以下の取組を実施する。 ① 一般就労への移行に向けた長期的な支援計画の作成や関係機関との情報共有 ② 支援対象障害者等に対する適切な「働く場」への移行に向けた支援 ③ 適切なアセスメントを実施していくための体制構築や連携体制の構築 働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できる体制整備を行うことにより、地域においてあらゆる活動に参加出来る共生社会の実現に寄与することを見込んでいる。	002778			
		50,556百万円の内数	48,911百万円の内数							
(51)	定着支援地域連携モデル事業 (令和4年度)	17百万円	17百万円	17百万円	-	地域における障害者の就業に伴う生活面の支援ニーズへの対応力を向上させるため、以下の事業を実施する。 ・ 地域の就労定着支援事業所への助言・指導等 ・ 困難事例に対する個別支援の実施 ・ 就労定着支援事業所の取組事例の収集 ・ セミナー等における取組内容の周知、啓発	005641			
		6百万円	14百万円							
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和7年度
施策の執行額(千円)		1,921,798,685			2,011,566,484		2,124,796,652			
		1,885,063,461			1,986,857,983					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第211回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明			令和5年3月8日		障害者や難病患者の方々が、地域や職場において、本人の希望に応じて、その方らしく暮らし、働くことができるよう、昨年十二月に成立した障害者総合支援法等改正法の円滑な施行に向けた準備を進めます。また、障害者雇用率を段階的に引き上げるとともに、助成金等を通じた事業主への支援を強化し、障害者の雇用機会の拡大と雇用の質の向上を図ります。			

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(VIII-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること(施策目標Ⅶ-1-2) 基本目標Ⅶ:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること	担当 部署名	社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課	作成責任者名	精神・障害保健課長 小林 秀幸
施策の概要	<p>【1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について】</p> <p>○ 我が国の地域精神保健医療福祉については、平成16年9月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心」という理念を明確にし、様々な施策を行ってきた。</p> <p>○ その後、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成29年2月)において、新たな政策理念として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方を基軸とした。これは、精神障害を有する方等の日常生活圏を基本とし、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すもので、地域共生社会の実現にも資するものである。</p> <p>○ 精神保健に関するニーズの多様化に伴い、自殺対策、虐待(児童、高齢者、障害者)、生活困窮者・生活保護、母子保健・子育て支援、高齢・介護、認知症対策、配偶者等からの暴力(DV)等の各分野において、すでに8割以上の市町村が、地域住民の身近な相談窓口として、広く分野を超えて精神保健上の課題を抱えた住民を対象に、相談に対応している状況ではあるが、引き続き身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要である。</p> <p>○ 精神障害の特性として、疾病と障害とが併存しており、その時々 の病状が障害の程度に大きく影響するため、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携を推進し、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等が、その意向やニーズに応じ、身近な地域で切れ目なくこれらのサービスを利用し、安心して暮らせるようにする体制を構築する必要がある。このために、地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る14事業メニューから構成される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」や「多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業」を実施。</p> <p>○ また、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等が、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つであり、態度や行動の変容までつなげることを意識した普及啓発の設計が必要であることから、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」や普及啓発に係る事業(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」のメニューの一つ)を実施。</p> <p>○ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全国的な実現に向けた具体的かつ実効的な仕組み、体制等について検討するため「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」を令和3年10月より開催しており、今後の方向性や取組について、令和4年6月にとりまとめたところ。</p> <p>○ さらに、令和4年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するための具体的な方策について検討するため、「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」を開催しており、令和5年9月に報告書をとりとまとめたところ。</p> <p>【2. 依存症対策について】</p> <p>○ アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などに取り組んでいる。</p>				
施策を取り巻く現状	<p>・ 新型コロナウイルス感染症の流行により、入院している精神障害者の地域移行や早期退院を支える自治体における業務の逼迫や、感染防止対策により地域での生活を支えるサービスの円滑な利用が困難になったことなどによって、長期入院患者数等の実績に影響が生じたと考えられるが、一方で、コロナ5類移行となった今後は実績が改善していくことも期待できる。現在、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期障害福祉計画に基づく取組を進めており、同計画において新たに定められる目標値を踏まえ、更に取組を進展させていく必要がある。</p> <p>・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、目標値を例年達成していることから、退院後の精神障害者の地域での生活を支える仕組みづくりが有効に機能している状況と考える。</p> <p>・ 依存症の特性として、本人は病気が進行しても自認しにくく、自ら専門治療等につながりにくいと言われていたところ、患者数も多く、また、支援の取組が最も進められているアルコール依存症でも、依存症が疑われる者の生涯経験者数(推計)は54万人であるのに対し、依存症の受診患者数(2021年度)は約10.8万人(外来)、約2.6万人(入院)と乖離があるなど、多くの方が支援を必要としつつ、適切な支援につながっていない可能性が指摘されている。</p>				
施策実現のための課題	1	誰もが安心して地域で生活できる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を引き続き推進していくために、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備し、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携に向けた取組が必要である。			
	2	メンタルヘルスの不調や精神疾患は、誰もが経験しうる身近なものであるが、本人やその周囲にいる人が支援や医療の必要性に気づきにくく、理解しづらい場合や、不調に気づいていても相談のしづらさを感じたり、どこに相談して良いかわからない場合があるため、メンタルヘルスに関する正しい情報を発信する等、行動変容を伴う普及啓発が必要である。			
	3	・ 依存症は、その疾病の特性から、誤解や偏見もあり、依存症を抱える方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていないといった課題がある。このため、イベント等の開催やHP、SNSでの発信等を通じて依存症に関する正しい理解や相談窓口について普及啓発を行うことにより、依存症を抱える方やその家族が相談等につながるようにすることが必要。 ・ 依存症の相談拠点の設置、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定と、それらの医療機関での治療を中心とした切れ目のない支援が必要である。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進	精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにすることは、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に寄与すると考えられるため。		
	目標2 (課題2)	地域住民のメンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解の普及	メンタルヘルスや精神疾患に関する普及啓発を推進することは精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの最も重要な要素と考えられるため。		
	目標3 (課題3)	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進	都道府県等における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進することで、地域の支援体制の構築を図り、依存症を抱える方の支援を充実していくことが重要であるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
①	精神病床における1年以上長期入院患者数 (アウトカム)	17.2万人	平成30年度末	13.8万人	令和8年度	14.6~15.7万人	-	-	15.3万人	-	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しているが、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、本指標を選定した。	・目標値は、障害福祉計画によって示される目標値と一致するよう設定した。 ・実績値については、「患者調査」から引用しているが、調査の性質上、3年ごとに算出されるため、年度毎の実績は記載できない。
						17.1万人	-	-	集中中 (令和7年3月末頃公表予定)			
②	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野37】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	316日	令和元年度	325.3日以上	令和8年度	316日以上	-	-	316日以上	-	退院後の精神障害者の地域での平均生活日数を測定指標とすることで、精神障害を抱える者も地域の中で支援を受けながら生活できているという状況を測る要素の1つであることから、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の進捗状況を反映する指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・目標値は、障害福祉計画によって示される目標値と一致するよう設定した。 ・実績値については、「患者調査」から引用しているが、調査の性質上、3年ごとに算出されるため、年度毎の実績は記載できない。
						-	-	-	集中中 (令和7年3月末頃公表予定)			
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(1)	精神障害者措置入院等 (昭和25年度等)	5,780百万円	5,680百万円	5,913百万円	-	① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3/4を国庫負担する制度。 ② 沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が支弁した費用の8/10を補助する制度。 精神障害者に対する適切な保健福祉サービスが提供される支援体制の整備として、自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行う効果があると見込んでいる。 また、琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図る効果があると見込んでいる。					002790	
		5,780百万円	5,653百万円									
(2)	精神障害者保健福祉対策 (平成12年度等)	2,652百万円	2,960百万円	2,980百万円	1.2	緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、都道府県又は指定都市が行う精神科救急医療体制の整備に必要な費用を補助する。また、精神障害者の保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉センターが行う特定相談事業等や精神医療従事者等に対するこころの健康づくり等に関する研修事業に必要な補助・負担をする。(補助率:1/3~定額) 精神科救急医療体制の整備の推進により、精神疾患の症状悪化に対し迅速に適切な医療を提供することが可能となり入院期間が短縮されることで長期入院精神障害者の減少が見込まれる。					002791	
		2,590百万円	2,513百万円									
(3)	精神障害者社会復帰調査研究等事業 (平成15年度)	201百万円	168百万円	175百万円	-	精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進めるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を新たな政策理念として位置づけ、取組を推進する。 具体的には、平成29年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるにあたり、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制の構築が重要であるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」において、都道府県等においてモデル障害保健福祉圏域を設定し、モデル圏域内の保健・医療・福祉関係者に対して、地域包括ケア推進の実践経験を有するアドバイザーによる技術的支援を行う。					002774	
		175百万円	162百万円									
(4)	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等 (平成17年度)	17,827百万円	18,321百万円	18,390百万円	-	医療観察法に基づき、入院決定又は通院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施しており、その医療に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。					002793	
		17,591百万円	17,500百万円									
(5)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等 (平成17年度)	1,556百万円	1,477百万円	715百万円	-	医療観察病棟建設予定の都道府県、特定独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療用器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、入院対象者移送費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を10/10国が負担する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の整備費および運営にかかる経費を国が負担することで、適切な医療を実施し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。					002794	
		723百万円	820百万円									
(6)	心神喪失者等医療観察法人材養成研修 (平成17年度)	40百万円	34百万円	34百万円	-	①指定医療機関従事者研修 指定医療機関に従事予定の医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士(PSW)、作業療法士(OT)への研修。 ②精神保健判定医等養成研修 精神保健判定医、精神保健参事員候補者、地域福祉職員となる予定の者への研修。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の医療従事者等へ研修を行い、関係職種との育成と資質の向上を図ることで、適切な医療を提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。					002795	
		18百万円	13百万円									

(7)	医療観察等実施費 (平成17年度)	72百万円 58百万円	76百万円 61百万円	70百万円	-	各地方厚生局において、判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る審査、指定医療機関の指導及び法対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等に関する実施。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	002799
(8)	障害者医療費 (平成17年度)	252,856百万円 248,167百万円	252,684百万円 252,367百万円	259,073百万円	-	①障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする効果があると見込んでいる。 ②障害者総合支援法に基づき、療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障害者の福祉の増進を図る効果があると見込んでいる。	002777
(9)	精神保健福祉人材養成等研修事業 (平成22年度)	7百万円 7百万円	40百万円 38百万円	40百万円	-	精神科病院等における安全な医療を提供するための研修を実施する。	002801
(10)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金 (平成24年度)	4百万円 3百万円	8百万円 6百万円	10百万円	-	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、医療観察法に基づく医療を実施している指定入院医療機関に従事する多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)が相互に指定入院医療機関を訪問し、互いに医療体制等について評価(ピアレビュー)を行うために必要な経費を10/10国が補助し、医療観察法に基づく医療の向上を図り、法対象者の社会復帰を促進していく。	002807

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和5年度	令和6年度	
○3	心のサポーター養成研修の実施自治体数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野38】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI1】	8自治体	令和3年度	30自治体	令和6年度	-	-	16自治体	24自治体	30自治体	<ul style="list-style-type: none"> 心のサポーターは、メンタルヘルスの問題を抱える家族の方やその同僚などに対する、傾聴を中心とした支援者のことを指しており、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与し、精神疾患の予防や早期介入につながるものである。 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する上では、地域住民の理解や支えも重要であり、普及啓発の方法を見直し、態度や行動の姿までつながることを意識した普及啓発の設計が求められていることから、心のサポーターの養成に関する取組を測定指標として設定した。 	令和3年度から開始された事業。令和6年度目標値は過年度実績等を踏まえ設定した。
4	心のサポーター養成研修の受講者数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野38】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI1】	939人	令和3年度	3,830人	令和6年度	-	-	1,672人	2,400人	3,830人		令和3年度から開始された事業。令和6年度目標値は過年度実績等を踏まえ設定した。
5	心のサポーター指導者養成研修受講者数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野38】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI1】	47人	令和3年度	1,072人	令和6年度	-	-	99人	150人	1,072人		【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI1は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 令和3年度から開始された事業。令和6年度目標値は過年度実績等を踏まえ設定した。
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(11)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 (「世界メンタルヘルステデー」(10月10日)に合わせたイベントの開催に係る経費)(平成29年度)	39百万円 (6百万円)	39百万円	44百万円	-	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進めるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を新たな政策理念として位置づけ、取組を推進する。具体的には、平成29年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるにあたり、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築が重要であるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」において、都道府県等においてモデル障害保健福祉圏域を設定し、モデル圏域内の保健・医療・福祉関係者に対して、地域包括ケア推進の実践経験を有するアドバイザーによる技術的支援を行う。					002774	
(12)	心のサポーター養成事業 (令和3年度)	28百万円 26百万円	28百万円 27百万円	28百万円	3.4.5	2日間のメンタルヘルスファーストエイド実践者講習会を受講したメンタルヘルスファーストエイド等の精神疾患の早期介入に精通した者または、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者に対し、指導者養成研修を実施するとともに、その指導者養成研修を受講した者が、地域住民に対して2時間程度の研修を実施することにより、心のサポーターを地域で養成する。各地域で心のサポーターが養成されていくことで、精神疾患の予防や早期介入につながるとともに、地域における普及啓発にも寄与することにより、地域での活動の支援の輪の充実及び国民の精神障害に関する意識の啓発を図ることを目的とする。					002774	

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
6	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に係る相談拠点、専門医療機関、治療拠点機関をいずれも設置する都道府県、指定都市数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野27】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	34自治体	令和2年度	67自治体	令和8年度	67自治体	67自治体	67自治体	67自治体	67自治体	地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制とともに、相談支援体制の整備も進めており、その整備状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定	令和6年度の目標値は、昨年度と同様に全ての都道府県・指定都市で設置すること目標として、67自治体と設定した。なお、この目標水準は新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同水準である。
						34自治体	34自治体	38自治体	40自治体			
7	精神保健福祉センター及び保健所の依存症に関する相談件数(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野27】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	34,249件	平成28年度	直近3カ年の平均値	毎年度	37,047件	39,652件	40,125件	39,126件	直近3カ年の平均値	地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制とともに、相談支援体制の整備も進めており、その活用状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定	各年度の目標値は、直近3カ年の平均値とした。
						40,320件	38,546件	38,512件	集計中(令和7年3月頃公表予定)			
8	依存症専門医療機関における新規受診患者数(アウトカム)	11,747人	平成30年度	直近3カ年の平均値	毎年度	-	15,181人	17,394人	17,871人	直近3カ年の平均値	地域における依存症の支援体制を構築するため、専門的な医療機関による体制整備を進め、適切な支援としての専門医療につながる事ができるよう取組を進めているところ、適切な支援につながった結果に該当するものとして、当該専門医療機関の利用状況を測定指標として選定した。	各年度の目標値は、直近3カ年の平均値とした。
						17,682人	18,367人	17,564人	集計中(令和7年1月頃公表予定)			
9	普及啓発イベント・シンポジウムの開催回数(アウトプット)	3回	平成30年度	直近3カ年の平均値	毎年度	-	4回	4回	4回	直近3カ年の平均値	依存症に関する正しい知識と理解について国民一人ひとりへ普及啓発を進めるに当たり、その取組の状況を測定指標として選定した。	各年度の目標値は、直近3カ年の平均値とした。
						4回	4回	4回	5回			
達成手段3(開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(13)	精神障害者保健福祉対策(うち依存症対策地域支援事業)(平成29年度)	2,652百万円の内数 379百万円	2,514百万円の内数 423百万円	586百万円	6,7	アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等の依存症への対策として、都道府県・指定都市等において、依存症の医療・相談の拠点整備や人材育成を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築を図り、地域の支援体制の整備を推進する。					002792	
(14)	精神障害者社会復帰調査研究等事業(平成15年度)	201百万円の内数 68百万円	168百万円の内数 50百万円	50百万円	6~9	依存症を抱える方やその家族が、早期に相談機関や医療機関等につながり必要な治療・支援が受けられるよう、依存症に関する正しい知識と理解についての普及啓発を行う。					002774	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和5年度
		280,998,180			281,629,057			287,608,408				
施策の執行額(千円)		275,113,525			278,696,067							
施策に關係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)						施政方針演説等の名称			年月日		關係部分(概要・記載箇所)	
						第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説			令和3年3月5日		(地域共生社会、障害者支援等) 障害のある方々が自らの望む地域生活を営むことができるよう、日常生活の支援、グループホームの整備、精神障害のある方々への包括的な支援体制の構築などに取り組むとともに、労働施策と福祉施策において切れ目のない支援を目指します。 (中略) 依存症対策について、医療・相談体制の整備や民間団体の活動支援等に取り組むほか、薬物乱用防止対策にも関係省庁とともに引き続き取り組んでまいります。	
						第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説			令和4年2月25日		障害福祉施策については、障害者の地域における自立した生活の支援や、雇用と福祉の連携による就労支援の推進、地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現等について、関係審議会で議論を進めるとともに、発達障害者や医療的ケア児への支援、難聴対策の推進等に取り組めます。 (中略) また、依存症対策や薬物乱用防止対策にも引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症にも対応した心のケアを進めてまいります。	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(区-1-1))

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること(施策目標区-1-1) 基本目標区:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>				<p>担当 部署名</p>	<p>年金局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 小野 俊樹 年金課長 若林 健吾 数理課長 佐藤 裕亮 首席年金数理官 村田 祐美子 事業企画課長 樋口 俊宏 事業管理課長 重永 将志</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <p>1. 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。</p> <p>2. 政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて、計画的に公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としている。</p> <p>令和6(2024)年度からは、第4期中期目標(対象期間:令和6年4月1日～令和11年3月31日)及び中期計画に基づいて業務を実施している。</p>												
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>直近の公的年金制度の適用状況については、被保険者数は全体で6,744万人(2022(令和4)年度末)であり、全人口の約半数にあたる。</p> <p>国民年金の被保険者の種別ごとの人数については、第2号被保険者等が4,618万人(2022年度末)と全体の約68%を占めており、自営業者や学生等である第1号被保険者が1,405万人、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者は721万人(2022年度末)となっている。被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等は対前年比82万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ前年比26万人、42万人減で、近年減少傾向にある。</p> <p>公的年金制度の給付の状況については、全人口の約3割にあたる3,975万人(2022年度末)が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関してみれば、その収入の約6割を公的年金等が占めている。</p>												
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えるため、持続可能な公的年金制度等を構築することが課題である。</p>											
<p></p>	<p>2</p>	<p>公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、国民生活の安定に寄与することが課題である。</p>											
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>							
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する。</p>					<p>社会経済の変動に対応し持続可能な公的年金制度等を構築するためには、継続的な検証及び改善が必要のため。</p>						
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>公的年金制度の適切な事業運営を図る。</p>					<p>国民生活の安定に寄与するためには、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことが必要のため。</p>						
	<p>達成目標1について</p>												
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値)</p>					<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
					<p>年度ごとの実績値</p>								
<p>① 令和6年財政検証の実施や、検証結果等を踏まえて行う制度改正に向けた検討(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野等】</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>令和6年財政検証の結果等を踏まえて行う制度改正に向けて必要な検討の実施</p>	<p>令和6年度</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>・財政検証の実施 ・制度改正等を行うために必要となる有識者等による議論・検討 ・必要となる有識者等による議論・検討</p> <p>・財政検証は、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の収支見通しやマクロ経済スライドの調整期間の見直しを作成し、年金財政の健全性を検証するものであり、国民の信頼を高めることにつながる。また、検証結果を踏まえて必要な検討を行うことは、持続可能な年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p>	<p>財政検証は少なくとも5年に1回実施することと法定されており、前回の財政検証は令和元年に実施したことから、法律に則り令和6年に実施しなければならないこと、令和6年財政検証やその検証結果等を踏まえて行う制度改正については、その前提となる人口や経済の見直し等の設定や持続可能な年金制度の在り方等に関し、有識者を交えた議論・検討を経て行う必要があることから、当該目標値を設定した。</p>	
<p>② 「公的年金シミュレーター」のアクセス件数(アウトプット)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>公的年金シミュレーターのアクセス件数の増加を図る</p>	<p>令和6年度</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>△</p>	<p>399万件</p>	<p>△</p>	<p>公的年金シミュレーター運用開始初年度(令和4年度)を上回るアクセス件数(220万件) 公的年金シミュレーター運用開始初年度(令和4年度)を上回るアクセス件数(220万件)</p> <p>・持続可能な年金制度の構築のためには、年金制度を分かりやすく周知するだけでなく、将来の受給可能な年金額がどの程度なのかを示し、公的年金制度の信頼を高める必要がある。 ・年金広報の取り組みの1つとして、令和4年4月に「公的年金シミュレーター」の運用を開始した。「公的年金シミュレーター」は、ねんきん定期便に記載されている二次元コードをスマホで読み取ることで、将来の年金受給見込額を簡単に試算できるWEBサイトである。「公的年金シミュレーター」のアクセス件数を増やし、より多くの国民が将来の年金受給見込額を試算することは、公的年金制度の信頼を高める上で重要な意義を持つと考えられるため、当該指標を選定した。</p>	<p>「公的年金シミュレーター」は、ねんきん定期便に記載される二次元コードからのアクセスが大半を占めている。この二次元コードは、令和4年度分のねんきん定期便から付与されているものであり、運用開始年度である令和4年度のアクセス件数を基準として当該目標値を設定した。</p>	
<p>(参考指標)</p>					<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>選定理由</p>			
<p>3 年金教育の実施</p>					<p>2,125回</p>	<p>3,077回</p>	<p>3,488回</p>	<p>3,156回</p>	<p>△</p>	<p>将来世代に対して、公的年金制度の仕組みや理念について年金教育を行うことにより意識改革を図ることで、保険料納付の促進につながるなど、公的年金制度の持続可能性の確保に寄与するため。 (参考)平成28年度実績:3,467回、平成29年度実績:3,650回、平成30年度実績:3,993回、令和元年度実績:3,834回</p>			

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号		令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費 (昭和17年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野 ⑨】	—	—	—	-	・国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費等の検証を実施するため、財政検証システムを改修。「財政の現況及び見直し」を作成し、公表を行う。 ・検証の結果等を踏まえ、公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案により、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。 ・なお、本経費は令和4年度以降デジタル庁に移管されているため、令和4年度、令和5年度及び令和6年度に係る予算額等の記載は「—」としている。	—
		—	—	—			
(2)	公的年金財政検証関係経費 (平成13年度)	—	—	—	-	・社会保障審議会年金数理部会の審議に資するために公的年金財政評価システムを改修し、年金数理部会において、毎年度の財政状況等の分析・評価と財政検証における検証(レビュー)の支援を行う。 ・厚生年金(厚生年金の実施機関たる共済組合等を含む)、国民年金の年金財政について、安定性、公平性の確保に関し、年金数理的な視点から統一的な検証を行うことができる。 ・なお、本経費は令和4年度以降デジタル庁に移管されているため、令和4年度以降の予算額等の記載は「—」としている。	—
		—	—	—			
(3)	年金生活者支援給付金の支給に必要な事務費 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野 ⑨】	75.99億円	72.14億円	68.61億円	-	・高齢、障害、遺族の各支援給付金の対象となる方に給付金を確実に支給するため、日本年金機構、市町村等における支給事務に係る交付金等の支給を行う。	002825
		70.57億円	68.17億円				
(4)	年金生活者支援給付金の支給に必要な経費 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野 ⑨】	5,235.1億円	5,242.3億円	4122.1億円	-	・年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者に対し、年金に上乗せして年金生活者支援給付金を支給する。	002839
		3,840.7億円	3,922.4億円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○4	国民年金の現年度納付率 (アウトプット)	65.0%	平成28年度	前年度実績以上の納付率を確保する	令和6年度	前年度実績から1.0ポイント程度以上(70.3%)の水準	前年度実績を上回り令和元年度から2.0ポイント程度(71.6%)の水準	前年度実績を上回り令和2年度から2.0ポイント程度(74.0%)の水準	前年度実績以上の納付率を確保する	前年度実績以上の納付率を確保する	国民年金保険料の納付率を向上させることが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和6年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/chukikeikaku.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考)平成27年度実績：63.4%、平成28年度実績：65%、平成29年度実績：66.3%、平成30年度実績：68.1%、令和元年度実績：69.3%	左記のとおり
						71.5%	73.9%	76.1%	77.6%			
○5	厚生年金保険等の適用の状況 (アウトプット)	115,105事業所	平成28年度	75,000事業所	令和6年度	適用目標事業所数：82,000事業所	適用目標事業所数：88,000事業所	適用目標事業所数：80,000事業所	適用目標事業所数：70,000事業所	適用目標事業所数：75,000事業所	厚生年金保険の適用される事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和6年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典：日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考)平成27年度実績：92,550事業所、平成28年度実績：115,105事業所、平成29年度実績：99,064事業所、平成30年度実績：100,727事業所、令和元年度実績：91,342事業所	左記のとおり
						99,682事業所	104,225事業所	96,120事業所	94,548事業所			

6	年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」(注))の達成率(アウトカム) (注)サービススタンダード ・老齢年金:1ヶ月※ ・障害年金:3ヶ月 ※加入状況の再確認を要する方は2ヶ月	①95.9% ②91.7%	平成28年度	90%以上 ①老齢厚生年金 ②障害厚生年金	令和6年度	90%	90%	90%	90%	90%	年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所用日数をサービススタンダードとして定め、その達成状況の改善に取り組むことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和6年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/chukikeikaku/index.html 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考)平成27年度実績:①94.1% ②90.1%、平成28年度実績:①95.9% ②91.7%、平成29年度実績:①88.2% ②85.0%、平成30年度実績:①92.2% ②88.5%、令和元年度実績:①95.3% ②90.1%	左記のとおり
						①97.4% ②75.4%	①97.9% ②95.7%	①93.3% ②94.8%	①95.9% ②95.7%			
7	「ねんきんネット」の利用者拡大(アウトプット)	457万件	平成28年度	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る	令和6年度	前年度増加実績(107万件)を上回る取得件数	「ねんきんネット」の利用者拡大を図る(ID取得件数)	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る(利用者数)	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る(利用者数)	「ねんきんネット」の利用者の拡大を図る(利用者数)	「ねんきんネット」で年金記録の確認や年金の手続が行われる環境を整備することが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定している。また、「ねんきんネット」を利用した個人向けサービスの利用拡大を図ることを日本年金機構の年度計画で令和6年度の目標として定めていることを踏まえ、令和6年度の目標としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考)平成27年度実績:419万件、平成28年度実績:457万件、平成29年度実績:527万件、平成30年度実績:622万件、令和元年度実績:729万件	左記のとおり
						666万人 [860万件]	770万人 [970万件]	908万人	1,098万人			
8	未統合記録の解明件数(アウトプット)	3,145万件	平成28年度	未統合記録の解明・統合を図る	令和6年度	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合を図り、一人でも多くの方の記録の回復につなげていくことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要であるため、それを指標として選定し、年金記録の確認等の対応を行うことを日本年金機構の年度計画で令和6年度の目標として定めていることを踏まえ、その確認等の対応の結果として未統合記録の解明・統合を図ることを令和6年度の目標としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/gyoumu/nendokeikaku/index.html (参考)平成27年度実績:3,110万件、平成28年度実績:3,145万件、平成29年度実績:3,192万件、平成30年度実績:3,234万件、令和元年度実績:3,272万件	左記のとおり
						3,301万件	3,321万件	3,359万件	3,382万件			
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(5)	保険給付に必要な経費(年金特別会計厚生年金勘定) (昭和17年度)	240,738.6億円	245,375.8億円	249,536.5億円	6	・労働者の老齢・障害又は死亡について、労働者及び遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、被保険者・事業主が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、厚生年金の給付を行う。					002828	
(6)	福祉年金給付に必要な経費 (昭和34年度)	9.1百万円	9.2百万円	9.5百万円	6	・老齢による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、国庫負担金等を財源として、老齢福祉年金の給付を行う。					002830	
(7)	国民年金給付に必要な経費 (昭和36年度)	3,208.1億円	2,893.5億円	2,312.1億円	6	・老齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、第1号被保険者が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、国民年金の給付を行う。					002827	
(8)	社会保険オンラインシステムの運用等に必要経費 (昭和48年度)	426.1億円	641.9億円	585.6億円	4,5,6	・年金事務所等における届出・請求等に関する事務処理を正確かつ迅速に実施できるように、日本年金機構本部と年金事務所等を通信回線で接続した電子情報処理組織(社会保険オンラインシステム)の適正な運用等を行う。					002833	
(9)	基礎年金給付に必要な経費 (昭和61年度)	271,092.8億円	283,725.9億円	300,377.3億円	6	・老齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、厚生年金・国民年金・共済組合等からの拠出金等を財源として、基礎年金の給付を行う。					002826	

(10)	存続厚生年金基金等給付費等負担に必要な経費 (昭和61年度)	3,581.0億円	4,500.5億円	3,909.0億円	6	<p>・存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用について、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と存続厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、存続厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。</p> <p>・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から存続厚生年金基金等に対して財源手当てを行う必要があるため、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)等に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(3月)する。</p>	002829		
		2,536.2億円	3,259.3億円						
(11)	社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費 (平成17年度)	244.8億円 158.0億円	390.3億円 144.3億円	680.1億円	4.5,6	<p>・経過管理・電子決裁、統計・業務分析等の制度共通の事務処理機能をフェーズ1、年金制度に基づく適用・徴収等の業務機能をフェーズ2として、年金制度改正等の状況や現行業務・システムの実情を踏まえ、要件の妥当性等を確認しながら、適宜必要な見直しを図りつつ、段階的にシステム開発を進める。</p>	002834		
(12)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構運営費交付金) (平成21年度)	1039.2億円 1039.2億円	1038.6億円 1038.6億円	1033.4億円	4.5,6,7,8	<p>・日本年金機構における人件費、一般管理費にかかる資金について交付するもの。</p>	002835		
(13)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構事業運営費交付金) (平成21年度)	2027.5億円 2027.5億円	2034.9億円 2034.9億円	2174.2億円	4.5,6	<p>・日本年金機構が行う厚生年金保険事業及び国民年金事業における①通用の促進、②保険料等収納対策の推進、③年金給付の迅速な決定及び正確な支給、④オンラインシステム運用及び見直しの取り組み、⑤年金相談の充実・情報提供の推進、のために必要な資金を交付する。</p>	002836		
(14)	ねんきん定期便 (平成21年度)	43.6億円 43.6億円	45.9億円 45.9億円	45.9億円	7	<p>・国民年金及び厚生年金保険の現役加入者に、毎年、保険料納付実績や将来の年金の給付に関する情報を分かりやすい形でお知らせする。 具体的には、①年金加入期間、②年金見込額、③保険料の納付額、④年金加入履歴、⑤国民年金の月毎の納付状況、⑥厚生年金保険の月毎の標準報酬月額・標準賞与・保険料納付額を記載。(節目年齢(35歳、45歳、59歳)の方には全期間の状況を封書で、その他の年齢の方には直近の1年間の状況をハガキでお知らせする。)</p>	002837		
(16)	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料等) (平成22年度)	30.6億円 23.8億円	35.3億円 27.4億円	34.9億円	4.5,6	<p>・国民年金事業、厚生年金保険事業における保険料収納対策の推進のため、納めやすい環境の整備を行う。具体的には、被保険者や事業主の納付の利便性を向上させ、かつ、保険料徴収を確実にするため、国民年金の保険料については、金融機関等における口座振替納付、コンビニエンスストア等の窓口における保険料収納や、スマートフォンアプリによる電子(キャッシュレス)決済及びクレジットカード会社における立替納付事務等、厚生年金保険の保険料については、金融機関等における口座振替納付を実施しており、それぞれ、所定の手数料を支払っている。</p>	002822		
(17)	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等) (平成22年度)	139.0億円 128.0億円	140.0億円 127.2億円	144.8億円	4	<p>・主に国民年金事業の推進のため、市町村に対して協力・連携事務に要する費用について国民年金等事務費交付金の交付を行う。具体的には、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進、保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載、所得情報の提供など所定の単価に基づき事務費等交付金を支払うことにより、市町村事務を円滑に行うとともに、被保険者へのサービスの向上を図る。</p>	005650		
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
		52,788,247,923		54,613,721,778		56,426,109,899			
施策の執行額(千円)		48,911,484,259		49,657,045,743					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		「経済財政運営と改革の基本方針2024」			令和6年6月21日		<p>第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～ 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (1) 全世代型社会保障の構築 (働き方に中立的な年金制度の構築等) 公的年金については、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指して、今夏の財政検証の結果を踏まえ、2024年末までに制度改正についての道筋を付ける。勤労者皆保険の実現のため、企業規模要件の撤廃を始め短時間労働者への被用者保険の適用拡大の徹底、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消等について結論を得るとともに、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と併せて、制度の見直しに取り組む。</p>		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(区-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(施策目標区-1-2) 基本目標区: 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	担当 部署名	年金局企業年金・個人年金課	作成責任者名	企業年金・個人年金課長 海老 敬子							
施策の概要	<p>○ 私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図るため、法令改正等の必要な制度改善に取り組みとともに、法令の適正な施行等、制度の適切な運営を図ること。 (参考)関連法令: 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号) 等</p> <p>○ DCの拠出限度額について、全てのDBの掛金額を一律評価している現状を改め、以下のとおりDBごとの掛金額の実態を反映して公平できめ細かな算定方法に改善を図ることとした(令和6年12月施行予定)。 ①DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額(現行:月額2.75万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。 ②DB制度の加入者のiDeCoの拠出限度額(現行:月額1.2万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。</p> <p>○ 「資産所得倍増プラン」(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)において、 ①iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること。 ②iDeCoの拠出限度額の引上げや受給開始年齢の上限引き上げについて2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、 ③iDeCoの各種手続きの簡素化等を行うこと とされた(「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」(令和5年6月16日閣議決定)にも、同主旨の記載)。</p> <p>○ 「資産運用立国実現プラン」(令和5年12月13日資産運用立国分科会取りまとめ)においては、DBの改革として ・資産運用力の向上として、ガイドラインを改定するなど、必要な方策を講じること。 ・共同運用の選択肢の拡大として、企業年金連合会による共同運用事業の発展等に向けた取組を促すこと。 ・加入者のための運用の見える化の充実として、運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の他社と比較できる見える化(情報開示)を行うこと、 企業型DCの改革として ・適切な商品選択に向けた制度改善として、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化(情報開示)、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組を促進するなどの方策を講じること、 ・加入者のための運用の見える化の充実として、事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化(情報開示)を行うこと、 企業年金を含む私的年金の更なる普及促進を行うことが盛り込まれた。</p> <p>○ 以上の文書における指摘等を踏まえ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において私的年金制度全般の改革について議論を行っているところであり、令和6年3月28日にはそれまでの議論についての中間整理を行った。</p>											
施策を取り巻く現状	<p>私的年金制度は、加入者数が継続的に増加しており、高齢期の資産形成のために活用が進んでいる。さらに、 ・働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化 ・生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化 ・高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり ・高齢期の長期化とそれに伴う老後生活へのニーズの多様化 等の経済・社会の変化を背景に、国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、国民の豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築が求められている。</p>											
施策実現のための課題	1	老後生活の基本を支える機能を有する公的年金と相まって老後生活の多様なニーズに応える私的年金についても、更に多様化する老後生活へニーズに応えられるよう、その充実と普及を図っていくことが必要となっている。引き続き、中小企業向けの企業年金制度やiDeCoの普及推進、企業年金制度のより適切かつ安定的な運営等が課題であり、さらなる私的年金の普及・拡大に向けた取組を進めていく必要がある。										
課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由								
	目標1 (課題1)	企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組みとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。			私的年金の普及・拡大を図るためには、国民の高齢期の所得保障に確実に資するような制度設計及び制度運営が必要となるため。							
達成目標1について												
①	確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数(延べ人数) (アウトプット)	基準値 1,412万人	基準年度 平成27年度	目標値 2,140万人	目標年度 令和6年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
						1,904万人	1,962万人	2,035万人	2,090万人	2,140万人		平成24～28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加していることを踏まえた目標としている。 なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行後、厚生年金基金は新設することが認められていないことから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人、平成29年度実績:1,671万人、平成30年度実績:1,785万人、令和元年度実績:1,854万人
						1,912万人	1,985万人	2,040万人	集計中 (令和6年12月頃公表予定)	/		
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定理由	
2	企業年金(DB,企業型DC)の加入者数(延べ人数)					1,680万人	1,712万人	1,716万人	集計中 (令和6年12月頃公表予定)	/	確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としているところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。	
3	iDeCoの加入者数					194万人	239万人	290万人	328万人	/	確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としているところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である制度ごとの加入者数を参考指標とすることが有益であるため。	
4	国民年金基金の ①加入員数②国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する加入員数の割合 (※)農業者年金基金被保険者、国民年金保険料免除者、納付猶予者、学生納付特例者を除く。					①34万人 ②4.30%	①34万人 ②4.40%	①34万人 ②4.40%	集計中 (令和6年12月頃公表予定)	/	確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標としているところ、私的年金の普及・拡大を評価するうえで、その内訳である各制度ごとの加入者数及び加入割合を参考指標とすることが有益であるため。	

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	企業年金等の健全な育成に必要な経費 (昭和40年度)	0.34億円	0.17億円	0.26億円	1	<p>企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。</p> <p>①企業年金等の業務報告書集計 法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行う。</p> <p>②企業年金制度等の調査研究 将来の企業年金制度等の在り方について検討を行う。</p> <p>③企業年金制度等の周知 企業年金制度等に関しては、最新の制度改正事項に特に重点をおきながら周知を行う。</p> <p>以上のような事業から、企業年金等の報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及・拡大に努めることで、企業年金等の健全な育成に寄与する。</p>	002840
		0.08億円	0.10億円				
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度	令和6年度	政策評価実施 予定時期	令和4年度
施策の執行額(千円)		34,344		17,347	26,092		
		8,183		10,834			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
		「経済財政運営と改革の基本方針2024」			令和6年6月21日	<p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～</p> <p>3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応</p> <p>(5) 資産運用立国</p> <p>新NISAの手續の更なる簡素化・合理化等及びその活用、金融経済教育推進機構の下での金融経済教育の充実、金融機関における顧客本位の業務運営の確保、「Japan Weeks」開催等を通じた国際金融センター実現に向けた情報発信の強化、有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備等のコーポレートガバナンス改革の実質化等を推進する。iDeCo(個人型確定拠出年金)の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて、2024年中に結論を得るとともに、手續の簡素化など加入者・受給者の負担軽減に取り組む。銀証ファイアウォール規制65の在り方について、検討を行う。</p>	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(X-1-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること(施策目標X-1-2) 基本目標X:高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1:高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること	担当 部署名	老健局総務課 健康・生活衛生局健康課	作成責任者名	総務課長 江口 満 健康課長 松岡 輝昌
施策の概要	<p>○ 介護保険制度には、保険者である市町村が、地域の高齢者全般を対象に、地域で必要とされているサービスを提供する「地域支援事業」という仕組みがあり、生活支援サービスは、地域支援事業に位置付けられ、市町村が中心となり、要支援者や要介護状態となるおそれのある高齢者を対象に、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスと日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる、介護予防・日常生活支援総合事業として実施されてきた。</p> <p>○ 地域支援事業については、平成26年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成27年4月から平成29年4月までに、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村が行う総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参加する多様なサービスを総合的に提供する仕組み(以下「新しい総合事業」といふ。)へと見直しを行った。</p> <p>○ 新しい総合事業は、一般介護予防事業とサービス・活動事業に分かれる。このうち一般介護予防事業は、すべての65歳以上の高齢者を対象としている。住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等による自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すものである。</p> <p>○ サービス・活動事業は、要支援者や基本チェックリスト※1該当者等を対象としている。要支援者や事業の対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを事業の対象として支援するものである。事業は大きく分けて4つに分類される。 ①掃除・洗濯等の日常生活場の支援を訪問により提供する「訪問型サービス」 ②機能訓練や集いの場等への通所により日常生活上の支援を提供する「通所型サービス」 ③栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り等の提供を行う「その他生活支援サービス」 ④これらの新しい総合事業によるサービス等が適切に提供されるよう調整する「介護予防ケアマネジメント」 ※1 高齢者が自身で生活機能に低下があるかどうかチェックする質問リストのこと。</p> <p>○ 少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営む機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要である。そのため、「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」において、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標の中で、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるため、高齢者の健康に焦点を当てた取組みを推進してきた。</p> <p>○ 令和6年度からは、「21世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」※2が開始となり、高齢期に至るまで健康を保持するための若年期からの取組の重要性など、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを推進している。 ※2 健康増進法(平成14年法律第103号)第7条第1項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針。対象期間は、令和6年度から12年間。</p>				
施策を取り巻く現状	<p>1. 介護保険制度をとりまく状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の高齢者数は2043年にピークを迎える見込み(3,953万人)。 ・ 要介護認定率及び一人当たり介護給付費が特に高い85歳以上人口は、2035年頃まで一貫して増加。 ・ 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加(2025年に約700万人との推計)。 ・ 世帯主が65歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加(2040年に31.2%との推計)。 ・ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。 ・ 高齢者の生活機能は、75歳以上で急速に低下。身の回りの動作等は維持されていても、買い物、外出等の生活行為ができなくなる傾向。 <p>2. 日常生活支援や介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身世帯等の増加、支援を必要とする軽度の高齢者の増加の中、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組んでいる。 <p>2-1 生活支援・介護予防サービス提供体制(介護予防・日常生活支援総合事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前相当サービスを実施している市町村は、訪問型で1,605市町村(92.2%)、通所型で1,596市町村(91.7%)。従前相当サービス以外の多様なサービスをいずれか実施している市町村は、訪問型で1,142市町村(65.6%)、通所型では1,237市町村(71.1%)。(令和4年度) ・ 通いの場の数及び参加率は令和元年度まで上昇傾向であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により低下し、令和3年度以降は再び上昇。 <p>2-2 関係者間の連携(包括的支援事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア会議は1,709市町村(98.2%)で開催。同会議を開催している地域包括支援センターの割合は、95.1%(5,072か所)。年12回以上(月平均1回以上)開催している地域包括センターは約2割。(令和4年度) ・ 生活支援コーディネーターは、第1層(市町村区域)では1,701市町村(97.7%)、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では1,680市町村(96.5%)に配置されている。(令和4年度) ・ 協議体は、第1層(市町村区域)では1,649市町村(94.7%)、第2層(日常生活圏域(中学校区域等))では1,599市町村(91.8%)に設置されている。(令和4年度) <p>3 予防・健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防とフレイル対策(運動、口腔、栄養等)、生活習慣病対策を一体的に実施するため、市町村が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施(令和2年4月～)。 ・ 健康寿命については、2010年から2019年で男性で2.26年、女性で1.76年増加(2010年と2013年の対比:男性0.77年、女性0.59年、2010年と2016年の対比:男性1.72年、女性1.17年)。同期間における平均寿命は男性で1.86年、女性で1.15年増加(2010年と2013年の対比:男性0.66年、女性0.31年、2010年と2016年の対比:男性1.43年、女性0.84年)したことから、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を達成が、さらなる取組を全年代で進める必要がある。 				
施策実現のための課題	<p>1 【生活支援・介護予防サービス提供体制(介護予防・日常生活支援総合事業等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化や単身世帯等の増加に伴い増加・多様化する生活支援のニーズに地域の実情に応じて対応することが必要。 ○ 生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要。 <p>2 【関係者間の連携(包括的支援事業等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者の連携により、個別ケースの課題解決から地域課題の発見、その解決に向けた取組までつなげていくことが必要。 <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防と生活習慣病対策を一体的に実施し、さらなる健康寿命の延伸を図ることが必要である。 ○ 栄養・食生活、口腔、運動、社会参加等、高齢者の特性を踏まえ、健康状態、生活状況等を包括的に把握することが重要である。 ○ その結果を踏まえ、健康状態に課題がある高齢者を把握し、介護予防と保健事業が連携して、生活機能の維持・向上に向けた取組を行う必要がある。 				

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由
	目標1	・要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備。		地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が必要であるため。
	(課題1)	・通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進。		
	目標2	・生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進。		地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため。
	(課題2)	・地域ケア会議の開催頻度や検討件数を一定数確保し、個別の課題の積み重ねから、地域の課題の把握・検討・解決。		
目標3	適度な速度、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防する。		高齢者の運動器障害や低栄養による自立度低下や虚弱を防ぐためには、適度な運動などによる健康づくりが必要であるため。	
(課題3)				

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
① 介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス・活動(多様な主体によるサービス・活動、住民主体によるサービス・活動、短期集中予防サービス、移動支援)及びその他生活支援サービスを実施している事業所数(アウトプット)	22,995事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(28,492事業所)以上	前年度(28,350事業所)以上	前年度(28,816事業所)以上	前年度(29,000事業所)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、そのニーズも多様化している。 ・ そのため、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様なサービス・活動が利用できる体制を市町村が整備していく必要があることから、その事業所数を指標として選定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所数については、各自自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うために、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定が困難である。 ・ 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 ・ なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。 	
	訪問型:多様なサービス・活動	11,159事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(13,459事業所)以上	前年度(14,066事業所)以上	前年度(14,304事業所)以上	前年度(14,720事業所)以上			前年度以上
	通所型:多様なサービス・活動	10,061事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(12,556事業所)以上	前年度(12,433事業所)以上	前年度(12,611事業所)以上	前年度(12,637事業所)以上			前年度以上
	その他生活支援サービス	1,775事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(2,477事業所)以上	前年度(1,851事業所)以上	前年度(1,901事業所)以上	前年度(1,643事業所)以上			前年度以上
② 介護予防に資する通いの場への参加率【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野18】(アウトプット)	4.2%	平成28年度	8%	令和7年	6%	—	—	6.4%	7.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ これからの介護予防は、機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。 ・ そのため、市町村は、通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する必要があることから、そのための自主活動の場へ的高齢者の参加率を指標として選定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度目標値は、最新の実績である令和4年度実績(5.5%)と令和7年度目標値(8%)との差分を均等割りして設定。 (認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策関係閣僚会議決定)(https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf) p.10「介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める」と記載) 	
					4.5%	4.8%	5.5%	集計中(令和7年3月頃算出予定)		(出典)介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査		

達成手段1 (開始年度)		令和4年度		令和5年度		令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額		予算額					
		執行額		執行額					
(1)	医療保険給付費国庫負担金等 (大正15年度等) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 17.20.21.28.29.60 ii】 (関連 I-10-1)	9兆9,149億円	10兆664億円	10兆1568億円	-	高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施状況について、保険者インセンティブの取組において評価し、特別調整交付金に反映することで支援を行う。 (医療保険給付費国庫負担金等のうち、後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ分の予算額は100億円となる。)		002265	
		9兆9,149億円	10兆664億円						
(2)	在宅福祉事業費補助金 (昭和38年度)	25億円	24億円	23億円	2	老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う、健康づくりや介護予防支援(例、高齢者向けのスポーツや体操の企画や指導者研修会、栄養講習会の開催等)、地域支え合い活動(例、子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災等)、老人クラブや連合会の活動促進のための取組(調査、広報、企画等)といった各種活動等に対する助成を行うことで、老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを支援する。		002843	
		22億	21億円						
(3)	全国老人クラブ連合会助成費 (昭和42年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	2	各地域の老人クラブの活動を支援するため、以下の老人クラブ指導者に対する研修等に必要経費を対象として助成する。①都道府県・指定都市老連段階のリーダーと老人クラブ活動推進員、また郡市区町村老連及び単位老人クラブリーダーの資質向上を目的とする研修会を開催②単位老人クラブの育成指導並びに都道府県・指定都市および郡市区町村老連の行う活動の指導③都道府県・指定都市老連の組織・活動に関する実態調査		002845	
		0.1億円	0.1億円						
(4)	全国健康福祉祭事業費 (昭和63年度)	1.0億円	1.0億円	1.0億円	-	全国健康福祉祭(ねんりんピック)開催地都道府県が行う、以下の全国健康福祉祭及びこれに関連する事業に要する経費を対象として助成する。①健康関連イベント(スポーツ交流大会、健康づくり教室、新しいスポーツの紹介、健康フェア等)②福祉・生きがい関連イベント(美術展、囲碁大会、将棋大会、俳句大会、地域文化伝承館等)③健康、福祉・生きがい関連イベント(シンポジウム、健康福祉機器展等) 長寿社会を健やかに明るくするために、国民一人一人が積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることをねらいとして開催する全国健康福祉祭に要する経費を対象として助成する。		002844	
		1.0億円	1.0億円						
(5)	老人保健健康増進等事業 (平成2年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	25億円	25億円	25億	-	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行うことにより、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。地方公共団体、民間団体に対し、事業に係る公募を行い、外部の有識者により構成される評価委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。 ○補助率:10/10		002842	
		24.7億円	24.3億円						
(6)	後期高齢者医療制度事業費 補助金 (平成20年度) (関連 I-10-1)	50億円	49億円	50億円	-	高齢者の特性を踏まえた保健事業について、各広域連合で実施する経費を補助し、横展開を支援する。		002267 018673	
		50億円	49億円						
(7)	後期高齢者医療企画指導費 (関連 I-10-1)	0.3億円	0.4億円	0.3億円	-	高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループを設置し、高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施にあたり、必要な検討を行う。		002282	
		0.1億円	0.2億円						
(8)	地域支援事業交付金 (平成18年度)	1,813億円	1,766億円	1,538億円	1,2	市町村が、被保険者が要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。		002846	
		1,652億円	1,632億円						

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
③	個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数(アウトプット)	33,057件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(47,304件)以上	前年度(41,296件)以上	前年度(45,329件)以上	前年度(46,712件)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースを扱う地域ケア会議は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員等の地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために行っており、介護支援専門員の資質向上に繋げるためにも有効な手段である。 そのため、地域包括支援センター等が積極的に個別ケースを扱う地域ケア会議を開催する必要があることから、毎年度その数を上伸ばすことを目標とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数については、各自治体等が地域の实情に応じ必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定は困難である。 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。
				日常生活圏域あたりの平均実施回数	6.32件	6.95件	7.22件	集中(11月上旬公表予定)	集中(11月上旬公表予定)	(出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)		
4	地域課題を検討する地域ケア会議の開催市町村数(アウトプット)	1,314市町村	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(1,374市町村)以上	前年度(1,306市町村)以上	前年度(1,318市町村)以上	前年度(1,354市町村)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題を検討する地域ケア会議は、複数の個別事例から明らかとなった地域課題を共有し、これを解決するために地域の関係者が参加して地域づくりや政策形成に結び付けていくことにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を推進していくために有効な手段である。 そのため、地域課題を検討する地域ケア会議を開催する市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸ばすことを目標とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催市町村数については、各自治体が地域の实情に応じ必要な支援を行っていくため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定は困難である。 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。
				1,306市町村	1,318市町村	1,354市町村	集中(11月上旬公表予定)	集中(11月上旬公表予定)	(出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度実施する事業分から、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ。これらの取組を踏まえ、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、検討を進めてまいりたい。 		
5	生活支援コーディネーターの配置人数(アウトプット)	9,339人	令和2年度	前年度以上	毎年度	-	前年度(9,339人)以上	前年度(8,893人)以上	前年度(9,203人)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、多様な主体と連携しながら、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う者であり、その配置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 そのため、生活支援コーディネーターの配置人数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばすことを目標とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置人数については、各自治体が地域の实情に応じ配置するため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定が困難である。 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。
				9,339人	8,893人	9,203人	集中(令和6年12月中旬公表予定)	集中(令和6年12月中旬公表予定)	(出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。 		
6	協議体の数(アウトプット)	9,400箇所	令和2年度	前年度以上	毎年度	-	前年度(9,400箇所)以上	前年度(9,453箇所)以上	前年度(9,995箇所)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場であり、その設置は生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を推進していくために有効な手段である。 そのため、協議体の数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばすことを目標とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置数については、各自治体が地域の实情に応じ設置するため、具体的な最終目標及び各年度の目標値の設定が困難である。 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸ばせる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。
				9,400箇所	9,453箇所	9,995箇所	集中(令和6年12月中旬公表予定)	集中(令和6年12月中旬公表予定)	(出典)：介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。 		

7	地域における介護予防・生活支援サービスの提供状況等をデータとして整理するとともに、生活支援コーディネーターや協議体を活用しながら、地域の課題を分析・評価している市町村数(アウトプット)	456	令和5年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	-	前年度(456市町村)以上	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターや協議体が地域における生活支援体制整備に向けて有効に機能するためには、各市町村が生活支援コーディネーターや協議体が活動するにあたって参考となるデータを整理し、生活支援コーディネーターや協議体とともに、地域の課題の分析や評価等を行うことが必要である。 そのため、市町村におけるデータの整理及び地域課題の分析・評価の実施状況を指標として設定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 <p>(出典)：令和6年度保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標(市町村分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体が地域の实情に応じて分析や評価等を行うため、具体的な数値目標及び各年度の目標値を定めることは困難である。 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸させる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 <p>なお、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月)において、第9期介護保険事業計画期間中を通じて(第10期介護保険事業計画期間に向けて)介護予防・日常生活支援総合事業の効果検証や評価手法の構築を推進することが求められており、今後、老人保健健康増進等事業等を活用して評価のあり方を検討予定である。</p>
8	生活支援コーディネーターや協議体等とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている市町村数(アウトプット)	1,609	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	-	前年度(1,605市町村)以上	前年度(1,609市町村)以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、関係者間で連携し、個別課題や地域課題を把握・検討・解決することが重要であるため、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターや協議体との連携を強化する必要がある。 そのため、連携強化に資する支援を行っている市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸することを目標とした。 <p>(出典)：地域包括支援センター運営状況調査(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連携強化に資する支援は各自治体が地域の实情に応じて行うため具体的な数値目標及び各年度の目標値を定めることは困難である。 今後、支援を必要とする高齢者の増加や支援のニーズの多様化が見込まれる中で、高齢者が自立した日常生活を送るために地域で必要となる支援を提供する体制作りが必要となってくることから、各指標において着実に「上伸させる」ことが望ましいと考え、前年度以上とさせることを目標としている。 <p>自治体を通じて調査を行っている地域包括支援センターの評価指標については、今年度実施する事業分からは、達成しているか否かだけでなく、段階的に市町村の取組を評価できるような指標に見直しを行ったところ。これらの取組を踏まえ、引き続き第10期介護保険事業計画期間に向け、検討を進めてまいりたい。</p>
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
9	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合(個別事例の検討件数/受給者数)が0.83%以上の市町村数					1,063市町村	887市町村	808市町村	集計中(令和7年3月頃算出予定)		<p>地域ケア会議の開催については、地域の实情に応じた支援が行われているかどうかを測る指標として、地域ごとの受給者数のばらつきを踏まえた指標が有効であることから、地域における受給者数あたりの個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催数が0.83%(※)以上の市町村数を指標として選定した。</p> <p>※令和2年度地域包括支援センター調査による各センターの地域ケア会議開催数の中央値5.0回(5.0事例)を1圏域の基準として算出したもの</p>	

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(9)	地域支援事業交付金 (平成18年度)	1,813億円	1,766億円	1,538億円	4,5,6,7	市町村が、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。	002846
(10)	介護給付等費用適正化事業 (平成20年度)	1,813億円 の内数 16億円	1,766億円 の内数 17億円	1,538億円 の内数	-	・地域支援事業の任意事業として保険者が縦覧点検、医療情報との突合、ケアプラン点検等の事業により給付の適正化に取り組み、国、都道府県は事業の研修を実施する等により保険者を支援する。 ・利用者に対する適切なサービスの確保や不適切な給付の削減が図られることにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することができる。	002474
(11)	百歳高齢者記念事業費等(昭和38年度)	1.3億円 1.2億円	1.3億円 1.2億円	0.9億円	-	老人の日記念行事として、本年度中に百歳を迎える高齢者を対象に、内閣総理大臣から、お祝い状及び記念品を贈呈する事業等を実施する。 百歳を迎えられた方々の長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝するとともに、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることに資することとなる。	002847

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
10	日常生活における歩数の増加(65歳以上) (アウトカム)	男性 5,628歩 女性 4,584歩	平成22年	男性 7,000歩 女性 6,000歩	令和6年度	(男性 6,209歩、 女性5,380歩)	(目安) 男性 6,335歩 女性 5,799歩	(目安) 男性 7,000歩 女性 6,000歩	(目安) 男性 7,000歩 女性 6,000歩	(目安) 男性 7,000歩 女性 6,000歩	・歩数(身体活動量)は、過去10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。 ・また、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値として、健康日本21(第二次)において本目標値を設定している。 (健康日本21(第二次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouinippon21.html) (参考)平成28年度実績【男性】5,744歩【女性】4,856歩 平成29年度実績【男性】5,597歩【女性】4,726歩 平成30年度実績【男性】5,417歩【女性】4,759歩 令和元年度実績【男性】5,396歩【女性】4,656歩 (出典):国民健康・栄養調査 ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。	左記のとおり なお、令和6年度より開始した健康日本21(第三次)においても歩数に関する目標設定をしているが、年代別、男女別では目標設定をしておらず、また、令和6年度値をベースライン値としているため、実績値の公表時期を踏まえた評価の観点から、本目標値は現行のままとする。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouinippon21_000006.html)
		(参考:75才以上) 男性 3,935歩 女性 3,025歩		(参考:75歳以上)		/	/	集計中 (令和6年度内公表予定) 男性 5,257歩 女性 4,821歩	集計中 (令和6年度内公表予定)	/		
11	低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制(65歳以上) (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野22】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	17%	平成22年	22%以下	令和6年度	(22%以下)	(22%以下)	(22%以下)	(22%以下)	(22%以下)	適切な栄養状態の確保は、高齢者の虚弱化の予防又は先送りにつながると考えられるため、当該指標を設定した。また、健康日本21(第二次)では、要介護や総死亡リスクが統計学的に有意に高くなるポイントとして示されているBMI20以下が有用と考え、本目標値を設定している。 (健康日本21(第二次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouinippon21.html) (参考)平成28年度実績:17.9%、令和元年度実績:16.8% 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):国民健康・栄養調査 ※令和2年及び令和3年国民健康・栄養調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。	左記のとおり なお、令和6年度より開始した健康日本21(第三次)においても低栄養傾向の高齢者の減少に関する目標設定をしているが、令和6年度値をベースライン値としているため、実績値の公表時期を踏まえた評価の観点から、本目標値は現行のままとする。 (健康日本21(第三次)のURL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkouinippon21_000006.html)
				(参考:75歳以上)		/	/	集計中 (令和6年度内公表予定)	集計中 (令和6年度内公表予定)	/		
12	フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村の割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野22】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	-	-	50%以上	令和6年度	(16.7%)	(目安) 33.3%	50%以上	50%以上	50%以上	2020年度から使用する「食事摂取基準(2020年版)」を活用した高齢者のフレイル予防について、自治体でも活用可能な高齢者向けのフレイル予防の普及啓発ツールを令和元年度に作成したことから、当該目標を設定した。目標値は行政栄養士の配置率を考慮して設定し、令和6年度までに本ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村を50%とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典):自治体からの報告	左記のとおり
						14.1%	17.0%	23.9%	集計中 (令和6年12月頃公表予定)	/		

達成手段3 (開始年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号			
	予算額	予算額							
	執行額	執行額							
(12)	健康増進事業 (平成20年度) (関連:29-(1-10-2))	33.4億円	33.2億円	33.2億円	8,9,10	健康教育や健康相談、健康診査などを実施することにより、壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の促進が図られる。	002337		
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和6年度
		198,020,320		198,329,137		185,388,057			
施策の執行額(千円)		181,168,440		184,564,929					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)			
		第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明			令和6年3月8日	高齢者介護については、感染症や災害への対応力を強化しつつ地域包括ケアシステムを推進するとともに、認知症基本法の目的でもある共生社会の実現に向け、普及啓発や本人発信の支援など総合的な認知症施策に取り組みます。			

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(X-1-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	総合的な認知症施策を推進すること(施策目標X-1-3) 基本目標X:高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1:高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること				担当 部門名	老健局認知症施策・地域介護推進課	作成責任者名	認知症総合戦略企画官 遠坂 佳将			
施策の概要	<p>・我が国の認知症高齢者数は、推計では、2025年に471万人になるとされており、65歳以上の人口がほぼピークを迎える2040年に584万人になると見込まれている。また、認知症の前段階とされる軽度認知障害(MCI)の高齢者数も2040年に612万人になると推計されている。</p> <p>・認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として平成30年12月に「認知症施策推進関係協議会」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」(以下「大綱」という。))が取りまとめられた(※)。</p> <p>・これに基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしている。</p> <p>※大綱では、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開、の5つの柱に沿って施策を推進していくこととしている。対象期間は令和7年までとし、施策ごとにKPI/目標を設定している。</p> <p>・なお、大綱の対象期間は2025(令和7)年までとなっているが、策定後3年を目的に、施策の進捗を確認するとされており、令和4年度に策定後3年の確認を行った。</p> <p>・また、令和6年1月には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合い共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。)の実現を推進することを目的とし、「共生社会を実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という。))が施行された。</p> <p>・認知症基本法に基づき、令和6年秋頃を目処に、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「認知症施策推進基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けた、認知症施策に関する全ての取組を推進していくこととしている。</p>										
施策を取り巻く現状	平成27年に新オレンジプラン、その後として令和元年6月に国家戦略としてとりまとめた「認知症施策推進大綱」の下、「共生」と「予防」を車の両輪として、政府一体となり総合的な認知症施策を進めている。なお、大綱の対象期間は令和7年までとなっており、策定後3年を目的に、施策の進捗を確認するとされており、令和4年度に各施策の中間評価を実施した。既に達成した項目等については、更に施策を進めるための新たな目標設定を行うとともに、進捗状況が低調であった項目については、目標達成に向けた対応を強化することとしており、引き続き、認知症施策の一層の推進に向け、総合的な取組を行うこととしている。なお、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和5年6月16日に公布され、令和6年1月1日に施行され、同法に基づき、令和6年秋頃を目処に、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「認知症施策推進基本計画」を策定することとしている。										
施策実現のための課題	1	<p>・我が国の認知症高齢者数は、推計では、2025年に471万人になるとされており、65歳以上の人口がほぼピークを迎える2040年に584万人になると見込まれている。また、認知症の前段階とされる軽度認知障害(MCI)の高齢者数も2040年に612万人になると推計されている。今や誰もが認知症とともに生きるようになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを普及・啓発を通じて社会全体として確認していくことが必要である。</p> <p>・大綱に記載される施策の取組状況について、各地域における社会資源の状況等の関係で、自治体間で差異が生じていることが課題となっている。</p>									
	2	<p>・本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにする。認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、そのときの容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを構築することが重要である。</p> <p>・自治体間で取組状況に差異が生じていることが課題となっている点は、同様。</p>									
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由						
目標1 (課題1)	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進・認知症の人や介護者への支援				社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図るとともに、認知症の人やその家族が集う取組を普及させる必要があるため。						
目標2 (課題2)	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供				本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため。						
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○1	企業・職域型認知症サポーター数 (アウトプット)	259万人	令和元年度 400万人	令和7年末	前年度 (259万人) 以上	前年度 (274万人) 以上	316万人以上	333万人以上	356万人以上	・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等向けの認知症サポーター養成講座を行っており、企業・職域型認知症サポーターの人数を指標として選定した。	・企業・職域型の認知症サポーターの養成については、大綱において、令和7年末までに400万人を育成するという目標を掲げており、大綱の対象期間に目標を達成する毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和6年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。
					274万人	288万人	300万人	312万人			
○2	チームオレンジ等設置自治体数 (アウトカム・アウトプット)	87市町村	令和元年度 1,741市町村 (100%)	令和7年末	前年度 (87市町村) 以上	前年度 (138市町村) 以上	779市町村以上	980市町村以上	1293市町村以上	・認知症サポーターの量的な拡大を図るに加え、養成だけでなく、サポーター等を中心とした支援チームを作り、認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ等)の構築を令和元年度より進めていく。	・チームオレンジ等については、大綱において、令和7年末までに全市町村に設置するという目標を掲げていることから、設置数及びチーム員数について、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和6年度の目標は令和4年度時点の未達成数に最終目標年度までの年数を均等割りして設定した。
	チーム員数	3,118人	令和元年度 23,000人以上	令和7年末	前年度 (3,118人) 以上	前年度 (5,347人) 以上	6,238人以上	10,130人以上	21,000人以上		
					5,347人	8,536人	18,147人	集計中 (令和6年11月頃公表予定)			

3	認知症カフェ設置自治体数 (アウトプット)	1,412 市町村	平成30年度	1,741 市町村 (100%)	令和7年末	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	1,741市町村	・認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がる。 ・家族など介護者の精神的・身体的負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置の推進を指標として選定した。	・認知症カフェについては、大綱において、すべての市町村で設置(1,741カ所)するという目標を掲げて、毎年度当該数値を達成することを目標としている。
						1,518市町村	1,543市町村	1,563市町村	集計中 (令和6年 11月頃 公表予定)			
4	認知症ケアパスを作成した自治体数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野18】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	1,382 市町村	平成30年度	1,741 市町村 (100%)	令和7年末	-	-	1,621市町村 以上	1,673市町村 以上	1,704市町村以上	・認知症ケアパスは、認知症の人の容態に応じ、相談先や必要な医療・介護サービスを受ける流れを標準的に示しており、認知症の人と家族にとって有益な情報であることから、認知症ケアパスを作成している自治体数を測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・認知症ケアパスについては、大綱において、令和7年末までにすべての市町村で作成するという目標を掲げていることから、作成市町村数について、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和6年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。
						1,542市町村	1,606市町村	1,631市町村	集計中 (令和6年 11月頃 公表予定)			
達成手段1		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	認知症施策等総合支援事業等 (平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野18】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	21.9億円	21.9億円	22.2億円	1	都道府県または市区町村等が行う以下のような介護関連事業に対し、当該経費等の一部又は全部を補助する。 【認知症施策等総合支援事業】 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう介護、医療、地域支援、権利擁護、若年性認知症の各分野において事業を実施する。 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すためには、その地域における認知症の理解者を増やし、その地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていく事が必要である。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族にに対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成することが重要である。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は認知症サポーター数の増加に寄与する効果があると見込んでいる】					006927	
		17.9億円	18.1億円									

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
					年度ごとの実績値											
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を修了した医師等の合計値 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野18】 (アウトプット)	263,086人	令和元年度	44.6万人	令和7年末	前年度 (26.3万人) 以上	前年度 (27.8万人) 以上	34.5万人 以上	37.2万人 以上	40.4万人以上	・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠である。 ・その役割を担う認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを終了した医師等の合計の累計値を指標として設定した。	・累計修了者数については、大綱において、令和7年末までに44.6万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。令和6年度の目標は、直近の実績値と最終目標年度の令和7年の差分を均等割りして設定した。					
					27.8万人	29.9万人	32.1万人	集計中 (令和6年 11月頃 公表予定)								
					認知症サポート医養成研修の修了者数(内数)	11,170人	令和元年度	(1.6万人)	令和7年末			前年度 (1.1万人) 以上	前年度 (1.1万人) 以上	1.3万人以上	1.4万人以上	1.5万人以上
					1.1万人)	1.2万人)	1.3万人	集計中 (令和6年 11月頃 公表予定)								
					かかりつけ医認知症対応力向上研修の修了者数(内数)	66,088人	令和元年度	(9万人)	令和7年末			前年度(6.6万人)以上	前年度(6.8万人)以上	7.6万人以上	8.1万人以上	8.5万人以上
6.8万人)	7.2万人)	7.7万人	集計中 (令和6年 11月頃 公表予定)													
一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修の修了者数(内数)	165,999人	令和元年度	(30万人)	令和7年末	前年度(16.5万人)以上	前年度(17.6万人)以上	22.5万人以上	24.4万人以上	26.6万人以上							
17.6万人)	18.8万人)	20万人	集計中 (令和6年 11月頃 公表予定)													
看護職員認知症対応力向上研修の修了者数(内数)	19,829人	令和元年度	(4万人)	令和7年末	前年度(1.9万人)以上	前年度(2.2万人)以上	2.9万人以上	3.3万人以上	3.6万人以上							
2.2万人)	2.6万人)	2.9万人	集計中 (令和6年 11月頃 公表予定)													

6	認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修の修了者の合計値	329,530人	令和元年度	42.7万人	令和7年末	35.28万人	35.28万人	35.28万人	35.28万人	41.3万人	<p>・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠である。</p> <p>・認知症の人の介護にあたっては、認知症のことをよく理解し、本人主体の介護を行うことで、できる限り認知症の進行を遅延させ、行動・心理症状を予防できるような形でサービスを提供することが求められる。</p> <p>・このような良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を修了した介護職員等の合計の累計値を指標として設定した。</p>	<p>・これらの累計修了者数については、大綱において、令和2年度末までに35.28万人という目標を掲げており、当該目標値は令和2年度に達成した(ただし、内数の認知症介護実践リーダー研修については令和4年度に達成し、認知症介護指導者養成研修については令和4年度時点で未達成)が、今後も、着実に上伸していくことが適切である。</p> <p>このため、令和6年度の目標値は、過去3年間(令和2～4年度)の増加数の差分を均等割りして設定した。</p>
	認知症介護実践者研修の修了者数(内数)	283,299人	令和元年度	36.6万人	令和7年末	(30.0万人)	(30.0万人)	(30.0万人)	(30.0万人)	35.4万人		
	認知症介護実践リーダー研修の修了者数(内数)	43,762人	令和元年度	5.9万人	令和7年末	(5.0万人)	(5.0万人)	(5.0万人)	(5.0万人)	5.7万人		
	認知症介護指導者養成研修の修了者数(内数)	2,469人	令和元年度	2.9千人	令和7年末	(2.8千人)	(2.8千人)	(2.8千人)	(2.8千人)	2.8千人		
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
7	「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野18】 (アウトカム)					65-69歳:1.6% 70-74歳:2.8% 75-79歳:7.2% 80-84歳:16.5% 85-89歳:30.7% 90歳以上:47.5%	65-69歳:1.7% 70-74歳:3.0% 75-79歳:8.0% 80-84歳:17.0% 85-89歳:32.8% 90歳以上:54.0%	65-69歳:1.5% 70-74歳:3.0% 75-79歳:7.0% 80-84歳:15.7% 85-89歳:31.2% 90歳以上:51.6%	65-69歳:1.6% 70-74歳:3.4% 75-79歳:6.9% 80-84歳:16.1% 85-89歳:33.2% 90歳以上:54.6%	<p>・本割合は各種認知症施策を総合的に実施した結果として変化するものであり、その変化を引き起こす要因を特定し因果関係を明らかにすることは困難であることを踏まえ、政策評価にあたっての測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われるので、参考指標として設定した。</p> <p>※日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎遠の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態)に該当する認知症高齢者の年齢階級割合が減少すること。</p> <p>(参考)令和5年度実績値の算出式等(分子：日常生活自立度がⅡ以上に該当する認知症高齢者数、分母：高齢者人口) 【65-69歳】分母:7,335人、分子:116人 【70-74歳】分母:8,760人、分子:294人 【75-79歳】分母:7,500人、分子:518人 【80-84歳】分母:5,923人、分子:953人 【85-89歳】分母:3,971人、分子:1,319人 【90歳以上】分母:2,739人、分子:1,496人</p>		
達成手段2		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(2)	地域医療介護総合確保基金 (平成27年度)	1,080億円 の内数 1,078億円 の内数	492億円 の内数 458億円	349億円	5.6	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。また、早期診断・早期対応や地域における医療・介護の連携が必要不可欠であり、その役割を担う、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医、一般病院勤務の医師、看護師等に対する認知症対応向上研修を修了した医療従事者の存在が必要不可欠である。本事業の実施により、これらの人材の養成等を行うことができ、認知症施策の推進を図ることができる。					002863	
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施時期	令和5年度
施策の執行額(千円)		3,714,855,491千円の内数			3,779,614,924千円の内数			3,656,734,710千円の内数				
施策方針演説等の名称		令和5年度			年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		第211通常国会 共生社会の実現を推進するための認知症基本法			公布日:令和5年6月16日 施行日:令和6年1月1日			認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進				

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(X-1-4))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標X-1-4) 基本目標X:高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1:高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p>	<p>担当部署名</p>	<p>老健局総務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 江口 満</p>																				
<p>施策の概要</p>	<p>○ 本施策は、加齢に伴って生ずる心身の变化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために実施している。そして、今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。</p> <p>○ 介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県が役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。また、介護保険法においては、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされている。都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。</p> <p>○ 介護サービス基盤の整備に当たっては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)による介護保険法改正(令和3年4月1日施行)により、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めるべく、①介護保険事業計画の作成に当たり、当該市町村の人口構成の変化の見通しを勘案すること、②介護保険事業(支援)計画の記載事項として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加等の規定を盛り込み、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等を進めることとしている。</p> <p>○ このため、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、令和22(2040)年に向けた中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第9期(令和6年度～8年度)においては、第8期計画の達成状況や検証を踏まえ、第9期中に目指すべき姿を明らかにした上で、目標を設定し、取組を進めることとしている。</p>																								
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>○ 介護保険制度創設以降、75歳以上人口は急速に増加し、85歳以上人口はこれを上回る勢いで増加している。</p> <p>○ いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年だけでなく、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和25(2043)年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護サービス需要がさらに増加・多様化し、現役世代(担い手)の減少も顕著になる見込みである。</p> <p>○ こうした高齢化の進展のスピードや地域資源の状況などは地域によって異なるため、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が重要となる。</p> <p>○ 令和6(2024)年から開始した第9期介護保険事業計画期間に向けて、社会保障審議会介護保険部会において議論が行われ、令和4年12月に、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保を内容とした「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。この取りまとめを踏まえた「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)」が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日以降順次施行することとされたところ。</p> <p>○ 介護保険サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加し、制度創設時の平成12年4月末には149万人であったサービス利用者数は令和5年3月末には523万人と約3.5倍に増加している。こうした介護保険制度の定着にあわせて、サービス利用が伸び、それに伴いその費用も増加している。</p> <p>○ 平成12年度は3.2兆円だった介護給付費は令和3年度には10.4兆円となっており、高齢化がさらに進展し、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年には介護給付費は約15兆円、高齢人口がピークを迎える令和22(2040)年には約26兆円になると推計されている。</p>																								
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・ 介護ニーズが増大する一方で、生産年齢人口の減少が顕著となることが見込まれる中で、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていく必要がある。</p> <p>・ 具体的には、介護保険事業の実施状況(第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、給付費等)の把握や、各保険者の介護保険財政の安定化、介護報酬の円滑かつ適切な審査支払いなどを実現するとともに、要介護認定の適正化や介護DBの分析を通し、介護保険制度の安定的な運営を図る必要がある。</p>																							
	<p>2</p>	<p>・ 全国的に人口減少・高齢化が進行する中でも、高齢者人口・高齢化率の動きや地域資源の状況等は地域によって大きく異なる。そのため、自治体ごとに、中長期的な人口構造の変化と介護サービスのニーズを見据えて、計画的に介護サービスの提供体制の整備等を進める必要がある。</p> <p>・ 具体的には、各地域の将来推計人口、認定率の伸び、利用率の伸びや事業者の参入意向を把握しつつ、他地域や全国の給付状況、サービスのバランス等との比較を通じて、各自治体において、どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指すのかの判断と合意形成、認識の共有を図った上で策定する介護保険事業計画に基づき、都市部・地方部など地域の実情に応じた介護サービス基盤を整備していく必要がある。</p>																							
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>																					
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図る。</p>			<p>総人口の減少とともに、現役世代の急減が見込まれる一方で、高齢者(特に75歳以上の高齢者)については、実数・割合ともに増加していくと推計される。このような中で今後も介護保険制度を維持していく必要があるため。</p>																				
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>必要な介護サービスの量及び質を確保する。</p>			<p>利用者の尊厳に配慮し、必要な方に必要なサービスを提供するためには、サービスの量と質を一体的に確保することが必要であるため。</p>																				
	<p>達成目標1について</p>																								
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>75.5%</td> <td>78.6%</td> <td>78.6%</td> <td>79.6%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>測定指標の選定理由</p> <p>適正なサービスの確保と介護給付費の適正化による持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護保険給付に係る各種実績により地域の動向を定期的に把握するとともに、保険者ごとに介護給付費の適正化に向けた取組を行うことが重要である。このため、認定者数や受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費の適正化に係る取組を実施した保険者の割合を指標として設定し、介護保険制度の適正な運営を図る。</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表2023のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>※実績値については、実施保険者数/全保険者数。保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る実施状況等に基づき把握。</p> <p>令和2年度:1,314/1,741=75.5% 令和3年度:1,368/1,741=78.6% 令和4年度:1,368/1,741=78.6% 令和5年度:1,386/1,741=79.6%</p>					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	100%	100%	100%	100%	100%	75.5%	78.6%	78.6%	79.6%		<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>「介護給付適正化計画」に関する指針(令和5年9月12日老弁0912第1号別紙)において、第9期事業計画期間中に介護給付費適正化3事業の実施率100%を目指すこととされているため、第9期事業計画最終年度である令和8年度を目標年度とした。</p>
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																					
100%	100%	100%	100%	100%																					
75.5%	78.6%	78.6%	79.6%																						
<p>①</p>	<p>認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野46.47】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p> <p>(※～令和元年度) 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者の割合(アウトプット)</p>	<p>75.9% (※)</p>	<p>平成30年度 (※)</p>	<p>100%</p>	<p>令和8年度</p>																				

2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野46.47】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	7.1	平成28年度	基準値を下回る	毎年度	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	基準値を下回る(7.1以下)	・国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重症度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・なお、一定程度までは標準偏差を縮小することは可能であるものの、地域特性等の要因を踏まえると、標準偏差を0にすることは困難であると考えられることから、具体的な最終目標の設定が困難である。	・各年度において縮小すべき標準偏差については、自治体間での差異が必ずしも許容されないものではなく、ばらつきも縮小傾向にあることから、基準値よりもばらつきが広がらないことを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、要介護認定適正化事業報告書から引用。
3	要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野46.47】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	11.0%	平成28年度	基準値を下回る	毎年度	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	基準値を下回る(11.0%以下)	・国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重症度変更率の平均値を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・この指標を用いることにより、二次判定のもととなる認定調査の質の向上が図られていること、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えられるが、変更率については、二次判定の仕組みが、一次判定における統計的な要介護度の推定にはなじまない、高齢者の介護の手間を個別に勘案する仕組みであることや、地域特性等の要因を踏まえると、具体的な最終目標の設定が困難である。	・各年度において縮小すべき平均値については、自治体間での差異が必ずしも許容されないものではなく、ばらつきも縮小傾向にあることから、基準値よりもばらつきが広がらないことを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、要介護認定適正化事業報告書から引用。

達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
(1)	介護保険施行企画指導費等 ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費→【事業報告】(平成12年度) ②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業→【名簿管理】(平成17年度) ③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野⑦】	0.8億円	0.8億円	0.8億円	-	①・全国の保険者(1,573保険者)を対象に、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、サービス受給者数、給付費等の実績を集計し、結果をインターネット上で公表する。 ・介護保険事業の実施状況を把握することにより、今後の介護保険制度の円滑な運営を確保することができる。 ※②・③については、達成手段2において記載。	-
(2)	国民健康保険中央会施行経費等((項)介護保険制度運営推進費(平成12年度)) 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野4. 医療・福祉サービス改革 46】 【新経済・財政再生計画 改革工程表】	4.5億円	4.3億円	4.3億円	1	・介護保険制度における介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、国民健康保険中央会において、①統一した仕様の介護保険審査支払等システムの構築及び運用等を行う。 ②通常の介護給付費の審査では検出困難な不正又は不適切な疑いのある請求を抽出し、確認することを可能とする介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。 ・介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、着実にシステムを運用することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。	002855
(3)	介護給付費等負担金(平成12年度)	23,512億円	24,379億円	24,878億円	-	・保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行うことにより、各保険者の介護保険財政の安定化が図られ、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ＜介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合＞ ・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20% (2)介護給付費財政調整交付金 5% ・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5% ・市町村・・・12.5% ・1号保険料・・・23% ・2号保険料・・・27% ・介護給付及び予防給付等に要する費用負担の一翼を担い、各保険者の介護保険財政の安定化が図られることにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ・給付費の5割とは別枠で低所得者保険料軽減負担金を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減強化を図る。 ＜低所得者保険料軽減負担金に要する費用の負担割合＞ ・国・・・50% ・都道府県・・・25% ・市町村・・・25%	002857
(4)	介護給付費財政調整交付金(平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野4. 医療・福祉サービス改革 47a】 【新経済・財政再生計画 改革工程表】	6,159億円	6,400億円	6,588億円	-	・各保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間における介護保険の財政調整を行う。 ・第一号被保険者の後期高齢者加入割合等を考慮し、各保険者(市町村)間の財政調整を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることができる。	002858
(5)	介護納付金負担金等(平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保険分野7.33-1.35.36.⑦】	2,633億円	2,573億円	2,524億円	-	市町村国保等及び協会けんぽが納付する介護納付金に対する国庫負担(補助) (補助率 市町村国保:32/100及び9/100、協会けんぽ:164/1000 等) 医療保険者が負担する介護納付金に、一定割合の国庫負担(補助)を導入することにより、安定的な医療保険財政の運営を図る。	002859

(6)	介護保険関係業務補助金 (平成12年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	2.4億円	3.2億円	2.3億円	-	・社会保険診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務の事務処理等に必要経費を補助するもの。 【介護保険関係業務】 ①医療保険者から40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の徴収 ②市町村(保険者)に対する交付金(介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金)の交付 ・介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用が図れるよう、事業の遂行に必要な事務処理経費を補助することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。	002856
		2.4億円	3.2億円				
(7)	要介護認定適正化等事業 (平成13年度)	123百万円	125百万円	139百万円	1,2,3	市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。	006931
		122百万円	115百万円				
(8)	介護事業実態調査事業 (平成13年度)	2.9億円	2.4億円	1.2億円	-	介護事業経営実態調査、介護事業経営概況調査及び介護従事者処遇状況等調査を実施することで、各々の介護サービスについての収入・費用等や介護従事者の処遇状況等の実態を明らかにし、介護報酬改定のための基礎資料を得ることができる。	006934
		2.9億円	2.3億円				
(9)	介護報酬改定検証・研究委員会費 (平成23年度)	1.7億円	1.9億円	1.9億円	-	社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において、介護報酬改定の効果の検証や、介護報酬改定に関する審議報告において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施し、次期介護報酬改定に向けた必要な基礎資料を得ることができる。	006935
		1.6億円	1.8億円				
(10)	介護支援専門員研修オンライン化等運用事業 (令和2年度)	120百万円	82百万円	-	-	・介護支援専門員の法定研修が受講しやすい環境を整備するため、研修の実施主体である各都道府県に対し研修オンライン化の促進を図るもの。 ・研修オンライン化により、介護支援専門員の受講負担の軽減に資することができる。	006948
		118百万円	59百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
4	地域密着型サービス事業所数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	26,780件	平成29年度	前年度実績から増加	毎年度	前年度(27,782件)以上	前年度(28,198件)以上	前年度(28,507件)以上	前年度(28,652件)以上	前年度実績から増加	・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。 【本目標は、新経済・財政再生計画(社会保障分野⑦)のKPIのうち、「地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第8期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】」の達成に資するもの。】 ※数値は、介護サービス施設・事業所調査から引用。 (参考)平成28年度実績:29,906件
						28,198件	28,507件	28,652件	集計中(令和7年1月頃公表予定)		
						1,099件	1,178件	1,255件	集計中(令和7年1月頃公表予定)		
	【うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数(実績値)】	-	-	-	-	1,099件	1,178件	1,255件	集計中(令和7年1月頃公表予定)		
	【うち、小規模多機能型居宅介護事業所数(実績値)】	-	-	-	-	5,556件	5,614件	5,570件	集計中(令和7年1月頃公表予定)		
5	地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合 【新経済・財政再生計画 改革工程表: 社会保障分野15、52】	-	令和3年度	前年度実績から上昇	毎年度	-	-	前年度実績から上昇	前年度実績から上昇	・ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するために、多くの介護福祉施設等において効果的なテクノロジーの活用を推進する観点から、導入支援件数ではなく、導入施設等の割合を目標とした。(地域医療介護総合確保基金による介護ロボット導入支援事業での補助施設数(累計)/主な介護保険施設数) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和5年度の当該割合については、令和6年度集計予定としていることから、取組を推進する観点から前年度より上昇とするもの。
6	地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県版介護現場革新会議等において、介護ロボット等の活用、ICT活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業者数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画 改革工程表: 社会保障分野15、52】	38	令和元年度	前年度実績から増加	毎年度	前年度実績から増加	前年度実績から増加	前年度実績から増加	前年度実績から増加	・ケアの質の確保・介護職員の負担軽減に向けた介護現場の生産性向上の取組を推進するための手引きである生産性向上ガイドラインを活用した事業者数を計することで、サービスの質と量を一体的に確保する取組の広がりを把握できる。 ・なお、数値自体は、把握が可能である。予算事業等を通じて実施する取組を普及させるセミナー等の範囲において集計する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	予算等を踏まえ開催するセミナー数なども増減するものではあるが、取組を拡大させるという目的に照らし前年度実績から増加と設定。
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算値	令和5年度 予算値	令和6年度 予算値	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号
(11)	介護保険施行企画指導費等(再掲) ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費一【事業報告】(平成12年度) ②介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業一【名簿管理】(平成17年度) ③介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業(平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑦】	0.8億円	0.8億円	②0.09億円 ③0.04億円	-	※①については、達成手段1にて記載。 ② 各都道府県における介護支援専門員登録等業務の円滑化及び介護保険事業者の指定等事務の適正化を支援し、介護保険サービスの質の確保を図るため、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの運用保守を行う。また、介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備及び届出について、行政機関にて効率的に業務を行えるよう、所轄庁が異なる全国の事業者の情報をデータシステムにより一括して管理する業務管理体制データ管理システムの運用保守を行う。 ③ 健康増進・疾病予防・介護予防等について特に優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰すること(健康寿命をのばそう!アワード)により、個人の主体的な介護予防等の取組につながる活動の奨励・普及を図るとともに、企業、団体、自治体が一体となり、個人の主体的な取組があいまって、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進する。	② - ③002848				
		0.7億円	②0.05億円 ③0.04億円								

(12)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野⑦】	63.5億円	77.9億円	103.1億円	4、5	<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体が、地域の実情に合わせて数量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備する際に、施設の整備に要する費用に対して補助を実施している。 各市町村が策定する整備計画に基づく既存介護施設等のスプリンクラー等の設置等を実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。 	002850		
		49.5億円	67.3億円						
(13)	地域医療介護総合確保基金 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野15、52、39-iv、、44-ii、44-iv、⑦】	1080億円	492億円	384億円	4、5	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。 また、早期診断・早期対応や地域における医療・介護の連携が必要不可欠であり、その役割を担う、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医、一般病院勤務の医師、看護師等に対する認知症対応力向上研修を修了した医療従事者の存在が必要不可欠である。 本事業の実施により、これらの人材の養成等を行うことができ、認知症施策の推進を図ることができる。 介護テクノロジーの普及に向けて、介護施設等に対する介護テクノロジーの導入支援を実施する。 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の支援を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 介護施設等における簡易除圧装置の設置や多床室の個室化等に必要な経費の支援 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保に係る支援 	002863		
		1078億円	458億円						
(14)	介護サービス指導者等養成研修等事業等 ①介護保険指導監督等職員等研修事業(令和4年度) ※令和4年度より、介護保険指導監督市町村職員支援事業(平成28年度)と介護保険指導監督等都道府県職員等支援事業(平成29年度)を整理統合し1本化 ②高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業(平成30年度) ③業務管理体制の整備に関する届出システム運用事業(令和4年度)	2.2億円	0.7億円	0.6億円	-	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険指導監督等職員等研修事業 ＜指導監督＞ 自治体の指導監督担当職員を対象として、介護事業所のサービスの質の確保・保険給付の適正化を図るため、指導監督等の技術の標準化、効率的かつ効果的な実施に必要な知識・技術の習得を図る。 ＜業務管理体制＞ 厚生労働省が監督する介護事業者の法令遵守責任者等を対象として、介護事業者内の業務管理体制を確立し、法令遵守に必要な知識の習得を図る。 ※令和4年度よりアフターコロナを想定しオンラインでの研修方法を採用 ②高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業 自治体が、集合住宅関連介護事業所に対する実地指導を重点的に展開するために、介護サービス提供の適正化に向けた施策の推進に資する事業費の補助を行う。さらに、その取組を踏まえ、今後の効果的な実地指導の方向性を導き出すための支援を行う。 ③業務管理体制の整備に関する届出システム運用事業 介護サービス事業者が、監督官庁(国、都道府県、指定都市、中核市及び市町村)に対して行う業務管理体制の届出を電子申請化した本システムを活用し、介護サービス事業者や行政機関にて効率的に業務を行えるよう運用保守を行う。 	002849		
		0.7億円	0.3億円						
		8.6億円	9.1億円					8.8億円	-
1.7億円	1.7億円	1.4億円	6	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業者の経営者層・介護従事者層の生産性向上の取組に関する知識・経験に応じたセミナーの開催・定着支援等を行うとともに、地域における取組の推進に関する都道府県担当者等に対する説明会や地域における取組の推進方策に関する検討会を開催している。加えて、デジタル中核人材育成のための研修会を開催し育成の手引きを作成している。 本事業により、介護ロボット等のテクノロジーを活用した介護現場の生産性向上の取組を推進することで、介護サービスの質の確保・向上につながる。 	006941				
2.2億円	2.9億円	2.0億円	-	介護保険総合データベースシステムでは、介護保険法に基づき市町村等から匿名化した要介護認定情報、介護レセプト情報等を収集・蓄積しており、これらのデータの利活用のために必要な改修等を行うもの。	- (デジタル庁予算)				
2.1億円	2.9億円	3.7億円	-	介護事業所における業務効率化を図るためには、紙による手渡しやFAX等で連携されていた情報をICTを活用するデータ連携で省力化することが有効である。このため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で安全にケアプランデータのやり取りをするためのシステム(ケアプランデータ連携システム)を運用し、介護サービス事業所等の業務の効率化を図る。	002871				
2.7億円	4.7億円	26.1億円	-	医療保険の個人単位化した被保険者番号、基本チェックリスト情報、要介護認定に係る主治医意見書の情報等の収集に必要な国保連等システムの改修を行うとともに、市町村等との連携や継続的な運用によりデータ利活用のための基盤を整備し、これらの情報の市町村等における利活用を進めることで、被保険者への必要な介入等につながるような解析を可能とするもの。	003049				
1.9億円	4.7億円	10.6億円	11.8億円	2.5億円	4.5億円				
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期	令和4年度
		3,626,323,477千円の内数		3,536,433,684千円の内数		3,578,655,749千円の内数			
施策の執行額(千円)		3,251,510,128千円の内数		3,180,719,663千円の内数					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明			令和6年3月8日		高齢者介護については、感染症や災害への対応力を強化しつつ地域包括ケアシステムを推進するとともに、認知症基本法の目的でもある共生社会の実現に向け、普及啓発や本人発信の支援など総合的な認知症施策に取り組みます。あわせて、介護ロボット、ICT等を活用した介護現場の生産性向上の取組により、サービスの質の向上や職場環境の一層の改善に取り組むとともに、必要な処遇改善を図るなど、総合的な人材確保対策を進めます。身寄りのない高齢者の身元保証等について、実態把握や課題の整理を進めます		

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(XIII-1-1))

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>行政手続のオンライン化を推進すること(施策目標XIII-1-1) 基本目標XIII:国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標1:デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>大臣官房情報化担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大臣官房参事官(情報化担当) 岡部 史哉</p>
<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組など、多くの課題に直面している。 こうした課題に対して、ICT・デジタル技術を活用して解決を図れないかという問題意識の下、健康・医療・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号))や「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」なども踏まえつつ、情報政策の推進による改革に取り組んできたところ。 更に、デジタル化を通じて、利用者視点でのサービス改革が実現するよう、令和3年9月に設置されたデジタル庁など関係省庁と連携しながら、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用の推進等について、検討を進めている。 				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>2002年に定められたデジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する(デジタルファースト)、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする(ワンスオンリー)及び③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する(コネクテッド・ワンストップ))を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則としている。</p> <p>各府省庁は、この方針に従って、オンライン化対象の行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施することとされており、新たにオンライン化等の検討を行う際には、既存の情報システム(マイナポータル、e-Gov等)の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等に対応することとなっている。</p> <p>また、各府省庁は規制改革実施計画に従い、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を行うこととされている。デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要があり、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討することとされている。</p>				
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル手続法、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、及び③コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としている。 一方で、重点手続(「オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部)」において、国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請件数が100万件以上のもの及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等とされているもの)に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(平成28年度)は12%であるため、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用を推進することが必要。 また、デジタル手続法に基づき、情報システム整備計画に規定することとされている手続について、オンライン化に向けた取組の推進が必要。更に今後のオンライン申請率向上のため、随時利用者等からの要望等を把握し、オンライン申請システムの改善を図る。 			
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>	
<p>目標1</p>	<p>デジタル手続法、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を計画的に進める。</p>	<p>簡便な手法で行政サービスを利用できることによってサービスを受ける際のコストを削減でき、また、24時間365日行政サービスを受けられるというサービスの大幅な利便性の向上を図るため。</p>			
<p>(課題1)</p>					

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
<p>○1 重点手続に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(アウトカム)</p>	<p>16%</p>	<p>平成29年度</p>	<p>前年度を上回る値</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度(24%)以上</p>	<p>前年度(38%)以上</p>	<p>46%以上</p>	<p>50%以上</p>	<p>前年度を上回る値(68%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請率は、オンライン申請が行われている程度や、オンライン申請の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。 また、対象手続については、利用件数が多い等の理由により、オンライン申請の効果が大きい重点手続を選定した。 実績値は、重点手続に該当する厚生労働省所管手続の全申請件数(分母)のうち、オンライン申請件数(分子)の割合を算出することとする。(参考:令和5年度実績)分子=約1.2億件、分母=約1.8億件 ※分母について、一部令和5年度実績が未確定のため、令和4年度実績による推定 	<ul style="list-style-type: none"> 年度ごとの目標値については、別途令和3年10月に作成されている「オンライン利用率引上げに係る基本計画(※)」において、計画記載の手続は概ね令和5年度末までに50%とすると設定されており、これを達成した。今後も引き続き利用率を向上するべく、前年度以上を目標としている。 ※当該計画は、本政策評価対象として従来から設定している21の重点手続を全て網羅している計画ではない。
<p>2 デジタル手続法においてオンライン実施原則化の対象となる厚生労働省所管手続のうち、オンライン実施手続の占める割合(アウトプット)</p>	<p>15.4%</p>	<p>令和元年度</p>	<p>前年度を上回る値</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度(15.4%)以上</p>	<p>前年度(19.1%)以上</p>	<p>前年度(26.3%)以上</p>	<p>前年度(32.1%)以上</p>	<p>前年度を上回る値(58%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> オンライン実施手続の割合は、オンライン化が行われている程度や、オンライン化の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。 測定指標の対象手続は、令和4年度まではデジタル手続法における情報システム整備計画(令和5年6月改定版)の内容を踏まえた手続数を分母として設定していた。令和5年度からはより広く棚卸調査の対象を分母として設定している。なお、令和5年度末までに、3,531手続きのうち、2,033手続きがオンライン化実施済みとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度毎の目標値について、情報システム整備計画は毎年度改定されるため分母(オンライン化対象手続の総数)が変動すること、算定対象の手続にオンライン化時期が未定のものが含まれることにより流動的であるため、前年度以上としている。

達成手段1		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	申請・届出等手続の電子化 (平成14年度)	152,911千円	89,413千円	76,854千円	1	<p>「e-Japan重点計画2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)において、国の行政手続きについては、平成15年度末には原則として全てオンライン申請が可能となることとされたことを受けて、厚生労働省においても、平成15年3月より、申請・届出手続を国民・企業・社会保険労務士が24時間365日自宅又は企業のパソコンからオンライン申請できる基盤として汎用受付システムの運用を開始した。汎用受付システムにより、デジタル庁のe-Gov経由で受け付けた年金や雇用保険等の当該関係の電子申請の受付・審査を職員が行うことができるようになった。</p> <p>令和5年4月からe-Govにおいて、汎用受付システムの受付・審査機能を担う審査支援サービスの提供が開始されたため、汎用受付システムの受付・審査機能を終了した。なお、オンライン納付を行う歳入金電子納付システム(REPS)との連携については、各府省が独自に構築する必要があったため、手数料納付のある手続のみ受け付けられるよう、汎用受付システムの機能や規模を縮小して令和6年3月まで稼働期間を延長した。令和6年度からは令和7年の行政手続のオンライン化に向けた推進に係る調査業務を行う。</p>	007748
		152,911千円	89,413千円				
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度	令和6年度	政策評価実施時期	令和5年度
		152,911		89,413	76,854		
施策の執行額(千円)		152,911		89,413			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
		①デジタル手続法 ②デジタル社会の実現に向けた重点計画			①デジタル手続法 2002年12月13日公布、2003年2月3日施行 ②デジタル社会の実現に向けた重点計画 2023年6月9日閣議決定	<p>【①】 デジタル手続法 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、 ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、 ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。</p> <p><行政のデジタル化に関する基本原則> ・デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する ・ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする ・コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する</p> <p>【②】 デジタル社会の実現に向けた重点計画 国の情報システムを整備する際に留意すべき事項 ② 行政手続のデジタル化の推進 各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。 また、行政手続のデジタル化の具体的な方針や施策については別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」に記載する。</p> <p>・オンラインによる受付を可能とするとともに、原則24時間365日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。 (略) ・申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるマイナポータルやe-Gov等を活用する。 (略)</p>	

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(XIII-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>データヘルス改革を推進すること(XIII-2-1) 基本目標XIII・国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標2・健康・医療・介護分野の情報化を推進すること</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>大臣官房情報化担当参事官室 保険局医療介護連携政策課 医政局特定医薬品開発支援・医療情報 報担当参事官室 医薬局総務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大臣官房参事官(情報化担当) 岡部 史哉 保険データ企画室長 河合 篤史 医政局参事官(特定医薬品開発支援・医療情報担当) 田中彰子 医薬局総務課長 重元 博道</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>データヘルス改革の工程表に沿って、着実に取組を推進し、 ・全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大 ・電子処方箋の仕組みの構築 ・自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大 などの実現を図る。</p>						
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、2021年現在で28.9%となっている高齢化率は、2050年には37.1%に達する見込みである。併せて、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところである。世界に先駆けて超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠である。</p> <p>こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要となっている。</p> <p>また、毎年のように各地で自然災害が発生し、さらにこの3年間については、新型コロナウイルス感染症の流行が我が国のあらゆる分野に大きな影響を与えている状況にあり、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠となっている。またその際には、医療分野等のセキュリティ対策を強化していくことが必須となっている。</p>						
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、デジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p> <p>目標1 データヘルス改革の工程表に沿って、着実に取組を推進 (課題1)</p>		<p>達成目標の設定理由</p> <p>「全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大」、「電子処方箋の仕組みの構築」、「自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大」などの実現を図るため。</p>				
<p>達成目標1について</p>							
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット)</p>	<p>基準値</p> <p>基準年度</p>	<p>目標値</p> <p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値(参考値)</p> <p>年度ごとの実績値</p> <p>令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度</p>			<p>測定指標の測定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 全国の医療機関における電子カルテ普及率(一般病院200床以上)(アウトカム)</p>	<p>80.5%</p> <p>令和2年度</p>	<p>※令和5年度実績を踏まえ設定</p> <p>令和8年度</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>85%</p> <p>-</p>	<p>81%</p> <p>集計中 (令和6年11月頃公表予定)</p>	<p>・保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報システム(電子カルテ)の普及率を指標とする。 ・一般病院(400床以上)における電子カルテ普及率については、令和2年度に81.2%を達成しているところ。電子カルテ未導入の一般病院(400床以上)も含め、一般病院(200床以上)における電子カルテの普及率を測定指標とする。</p>	<p>・一般病院(200床以上)について、まずは療養病床単独の病院を除く病院において電子カルテの普及を進めるため、この数値を目標として掲げる。 ・当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実施している「医療施設(静態)調査」を利用する。(3年に一度の調査) ・令和2年度実績値80.5%は、分母:200床以上の一般病院の数(1909)、分子:200床以上の電子カルテを導入している一般病院の数(1537)から算出したもの。 (※)令和5年度の実績を集計次第、令和8年度(「医療施設(静態)調査」の次回調査年度)の目標値を設定する予定。</p>	
<p>2 全国の医療機関等におけるオンライン資格確認の運用開始施設数(アウトカム)</p>	<p>-</p> <p>-</p>	<p>100%</p> <p>令和6年秋</p>	<p>本格運用開始</p> <p>本格運用開始</p> <p>全ての医療機関・薬局に導入</p> <p>全ての医療機関・薬局に導入</p> <p>全ての医療機関・薬局に導入</p>	<p>0%</p> <p>14.4%</p> <p>62.0%</p> <p>94.0%</p>	<p>オンライン資格確認の導入は、医療機関等において、安心・安全で質の高い医療を提供するための医療DXの基盤の整備につながるものであり、データヘルス改革の推進にも資するものであるから、この測定指標を選定した。 ※実績値に係る実数 【令和3年度】分子=32,998機関/分母=229,106機関(厚生局に登録された保険医療機関・薬局) 【令和4年度】分子=137,858機関/分母=222,375機関(令和5年2月診療分のレセプトに基づく保険医療機関・薬局) 【令和5年度】分子=208,620機関/分母=221,996機関(令和6年2月診療分のレセプトに基づく保険医療機関・薬局)</p>	<p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)のフォローアップにおいて、2022年度末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を進めることとされた。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、2023年4月から保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務付けるとともに、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局に経過措置を設けた。</p>	
<p>3 全国の医療機関等における電子処方箋システムの運用開始施設数(アウトカム)</p>	<p>-</p> <p>-</p>	<p>オンライン資格確認システムを導入した概ね全ての医療機関・薬局</p> <p>令和6年度</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>1.5%</p> <p>9.31%</p>	<p>オンライン資格確認システムを導入した概ね全ての医療機関・薬局 電子処方箋を活用することで、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬チェックが可能になることで、国民がよりよい医療を受けられるようになることが期待され、データヘルス改革の工程表においても電子処方箋の活用が定められていることから、この測定指標を選定した。 ※実績値に係る実数 【令和4年度】分子=2,005機関/分母=137,858機関(令和5年3月27日時点の電子処方箋を運用開始した医療機関・薬局数/オンライン資格確認システムを導入した医療機関・薬局数) 【令和5年度】分子=19,424機関/分母=208,620機関(令和6年3月31日時点の電子処方箋を運用開始した医療機関・薬局数/オンライン資格確認システムを導入した医療機関・薬局数)</p>	<p>○電子処方箋は診療プロセスや調剤プロセスに影響を与え得る仕組みであり、医療機関や薬局の個別事情を鑑みた対応が必要であり、また、電子処方箋の仕組みは、オンライン資格確認等システムを基盤とした仕組みであり、同システムの導入状況が電子処方箋の導入の前提となる。 ○「成長戦略フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)において、2025年3月を目指して、オンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関・薬局での電子処方箋システムの導入を支援するとの目標が定められたことを踏まえ、令和7年3月末時点の目標値を設定した。</p>	

達成手段1		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	医療情報システム等標準化推進事業 (平成16年度)	33百万円 32百万円	83百万円 82百万円	83百万円	1	電子カルテ等医療情報システムで使用するため、必要な共通の情報基盤となる用語・コードについて整備・維持管理・普及促進を行い、医療機関が無償でダウンロードできるようにしている。	002060
(2)	社会保障・税番号活用推進事業(医療保険者等)(令和4年度)	9,658 百万円 1,934 百万円	15,523 百万円 7,317 百万円	9,232 百万円	2	マイナンバー制度のインフラを活用して、保険医療機関等において医療保険のオンライン資格確認等を実施するためのシステムの設計・開発を行う。	002970
(3)	電子処方箋管理サービスの導入に向けた医療機関等のシステム整備の支援のための事業等	3,401 百万円 3,384 百万円	5,592 百万円 4,106 百万円	25,078 百万円	3	電子処方箋管理サービスの導入に向けた医療機関等のシステム整備の支援等を行う。	002246 019884 019879 019867 019869
(4)	医療提供体制設備整備交付金 (令和元年度)	73,505 百万円 73,505 百万円	28,909 百万円 28,909 百万円	17,199 百万円	1,2,3	社会保険診療報酬支払基金に医療情報化支援基金を創設し、以下の事業を行う。 ①オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援 オンライン資格確認を円滑に導入するため、保険医療機関・薬局、訪問看護ステーション等での初期導入経費(システム整備・改修等)を補助 ②電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援 国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能な電子カルテシステム等を導入する医療機関での初期導入経費を補助 ③電子処方箋導入支援事業 電子処方箋導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援	002002
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度	令和6年度	政策評価実施予定時期	令和8年度
		86,597,000		50,107,000	51,592,000		
施策の執行額(千円)		78,855,000		40,414,000			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
		「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 「成長戦略等のフォローアップ」			令和6年6月21日閣議決定 令和5年6月16日閣議決定	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 2. DX (3)DX投資促進に向けた環境整備 ④医療・介護のDX 医療・介護の情報を共有可能とする全国医療情報プラットフォームの核となる電子カルテ情報共有サービスを来年度に本格稼働すべく、システム構築を進める。また、診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行う共通算定システムを2026年度に本格的に提供すべく、開発を進める。 「成長戦略等のフォローアップ」 II. 「GX・DX等への投資」関連のフォローアップ 2. 「DX」関連 (医療のDX) ・2024年4月を目途に、居宅でのオンライン資格確認や、資格情報のみの取得が可能なオンライン資格確認ができるようにシステム導入支援等を行う。また、2024年4月を目途に、マイナンバーカードの電子証明書機能がスマートフォンに搭載される状況を踏まえつつ、スマートフォンでのオンライン資格確認が可能となるようにする。 ・質の高い個人健康情報(PHR)の活用による再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床効果の検証やウイルスベクター生産技術の開発を促し、患者がより効果的な医療サービスを受けることができる措置を2023年度中に検討し、所要の措置を講ずる。	